平成26年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成26年 6 月20日　開会
平成26年 7 月15日　閉会
} 26日間

沖　縄　県　議　会

平成26年 第 3 回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 7
１．開会日に応招した議員 …… 9

○第１号（６月20日）

１．開会年月日時 …… 11
１．議事日程 …… 11
１．本日の会議に付した事件 …… 11
１．出席議員 …… 11
１．欠　　員 …… 12
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 12
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 12
１．開　　会 …… 12
１．新事務局長（比嘉徳和君）の紹介 …… 13
１．諸般の報告 …… 13
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 13
１．日程第２　会期の決定 …… 13
１．日程第３　議会運営委員の辞任の件 …… 13
１．日程追加　議会運営委員の選任の件 …… 13
１．日程第４　乙第１号議案から乙第12号議案まで …… 13
１．知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明 …… 13
１．人事委員会（玉城　健君）の意見 …… 14
１．日程第５　陳情第34号、第35号及び第45号の付託の件 …… 14
１．委員会付託 …… 14
１．日程第６　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー） …… 14
１．採　　決 …… 14
１．休会の議決 …… 14
１．散　　会 …… 15

○第２号（６月30日）

１．開議年月日時 …… 17
１．議事日程 …… 17
１．本日の会議に付した事件 …… 17
１．出席議員 …… 17
１．欠　　員 …… 17
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 18
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 18
１．開　　議 …… 18
１．諸般の報告 …… 18
１．日程追加　常任委員の所属変更の件 …… 18
１．日程追加　特別委員の選任の件 …… 19
１．日程第１　代表質問 …… 19

新垣　哲司君 …… 19
砂川　利勝君 …… 28
新田　宜明君 …… 42
仲宗根　悟君 …… 51
１．集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書の日程追加の動議の提出 …… 59
１．日程追加　議員提出議案第１号　集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書 …… 60
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 60
１．討　　論 …… 60
島袋　　大君 …… 60
渡久地　修君 …… 61
座喜味一幸君 …… 63
玉城　義和君 …… 64
照屋　守之君 …… 64
１．採　　決 …… 65
１．散　　会 …… 65

○第３号（７月１日）

１．開議年月日時 …… 67
１．議事日程 …… 67
１．本日の会議に付した事件 …… 67
１．出席議員 …… 67
１．欠席議員 …… 67
１．欠　　員 …… 67
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 67
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 68
１．開　　議 …… 68
１．諸般の報告 …… 68
１．日程第１　代表質問 …… 68
赤嶺　　昇君 …… 68
金城　　勉君 …… 87
西銘　純恵さん …… 97
１．散　　会 …… 106

○第４号（７月２日）

１．開議年月日時 …… 109
１．議事日程 …… 109
１．本日の会議に付した事件 …… 109
１．出席議員 …… 109
１．欠席議員 …… 110
１．欠　　員 …… 110
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 110
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 110
１．開　　議 …… 110

１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 110
１．一般質問・質疑 …… 110
大城　一馬君 …… 110
狩俣　信子さん …… 116
新垣　清涼君 …… 125
仲村　未央さん …… 132
崎山　嗣幸君 …… 139
照屋　大河君 …… 147
嘉陽　宗儀君 …… 153
１．散　　会 …… 161

○第５号（７月３日）

１．開議年月日時 …… 163
１．議事日程 …… 163
１．本日の会議に付した事件 …… 163
１．出席議員 …… 163
１．欠席議員 …… 164
１．欠　　員 …… 164
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 164
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 164
１．開　　議 …… 164
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 164
１．一般質問・質疑 …… 164
奥平　一夫君 …… 164
玉城ノブ子さん …… 174
渡久地　修君 …… 183
髙嶺　善伸君 …… 192
新里　米吉君 …… 200
瑞慶覧　功君 …… 209
玉城　　満君 …… 215
１．散　　会 …… 223

○第６号（７月４日）

１．開議年月日時 …… 225
１．議事日程 …… 225
１．本日の会議に付した事件 …… 225
１．出席議員 …… 225
１．欠席議員 …… 226
１．欠　　員 …… 226
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 226
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 226
１．開　　議 …… 226

１．発言通告の撤回 …… 226
１．諸般の報告 …… 226
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 226
１．一般質問・質疑 …… 226
玉城　義和君 …… 227
比嘉　京子さん …… 236
儀間　光秀君 …… 243
呉屋　　宏君 …… 249
當間　盛夫君 …… 255
新垣　安弘君 …… 263
１．散　　会 …… 271

○第７号（７月７日）

１．開議年月日時 …… 273
１．議事日程 …… 273
１．本日の会議に付した事件 …… 273
１．出席議員 …… 273
１．欠　　員 …… 274
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 274
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 274
１．開　　議 …… 274
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで } …… 274
１．一般質問・質疑 …… 274
島袋　　大君 …… 274
中川　京貴君 …… 281
照屋　守之君 …… 291
１．知事公室長（又吉　進君）の発言 …… 292
上原　　章君 …… 299
新垣　良俊君 …… 306
座喜味一幸君 …… 312
吉田　勝廣君 …… 319
１．委員会付託 …… 327
１．日程第３　乙第13号議案 …… 327
１．知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明 …… 327
１．委員会付託 …… 327
１．日程第４　陳情第48号及び第59号の付託の件 …… 327
１．委員会付託 …… 328
１．休会の議決 …… 328
１．散　　会 …… 328

○第８号（７月15日）

１．開議年月日時 …… 331

１．議事日程 …… 331
１．本日の会議に付した事件 …… 331
１．出席議員 …… 332
１．欠　　員 …… 333
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 333
１．開　　議 …… 333
１．諸般の報告 …… 333
１．日程第１　副議長辞職の件 …… 333
１．日程追加　副議長の選挙 …… 334
１．副議長当選の告知 …… 334
１．副議長の紹介・挨拶 …… 334
１．日程第２　乙第１号議案から乙第３号議案まで …… 334
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 334
１．採　　決 …… 336
１．日程第３　乙第４号議案 …… 336
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 336
１．採　　決 …… 337
１．日程第４　乙第９号議案から乙第12号議案まで …… 337
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 337
１．採　　決 …… 338
１．日程第５　乙第13号議案 …… 338
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 338
１．採　　決 …… 338
１．日程第６　乙第５号議案及び乙第８号議案 …… 338
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 338
１．討　　論 …… 340
　玉城ノブ子さん …… 340
１．採　　決 …… 340
１．日程第７　乙第６号議案及び乙第７号議案 …… 341
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 341
１．採　　決 …… 342
１．日程追加　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件 …… 342
１．委員長報告（辺野古埋立承認問題等調査特別委員長） …… 343
１．採　　決 …… 347
１．一括議題 { 日程第８　議員提出議案第２号　「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書 / 日程第９　議員提出議案第３号　沖縄戦没者遺骨に関する決議 } …… 347
１．呉屋　　宏君の提案理由説明 …… 347
１．採　　決 …… 347
１．日程第10　陳情第33号 …… 347
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 347
１．採　　決 …… 348
１．日程第11　陳情第56号及び第57号 …… 348
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 348
１．採　　決 …… 348
１．日程第12　陳情第34号及び第45号 …… 348
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 348

１．採　　決 …… 348
１．日程第13　議員派遣の件（平成26年度沖縄県議会議員海外派遣） …… 348
１．採　　決 …… 348
１．日程第14　閉会中の継続審査の件 …… 349
１．採　　決 …… 349
１．閉　　会 …… 349

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 351
１．議員提出議案 …… 375
１．諸般の報告 …… 379
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 383
１．議案付託表 …… 385
１．委員会審査報告書 …… 387
１．委員会調査報告書 …… 395
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 415
１．議員派遣の件 …… 427
１．陳情文書表 …… 429
１．議案等処理一覧表 …… 449

平成26年第３回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期26日間　　自　平成26年６月20日
至　平成26年７月15日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	６月20日	金	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（議会運営委員の辞任の件） （知事提出議案の説明） （議員派遣の件）	請願・陳情付託
2	21日	㊏	休　　会	
3	22日	㊐	休　　会	
4	23日	㊊	休　　会	慰霊の日
5	24日	火	議案研究	代表質問通告締切（正午）
6	25日	水	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	26日	木	議案研究	
8	27日	金	議案研究	
9	28日	㊏	休　　会	
10	29日	㊐	休　　会	
11	30日	月	本 会 議（代表質問）	
12	７月１日	火	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
13	２日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
14	３日	木	本 会 議（一般質問）	
15	４日	金	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託　（常任委）
16	５日	㊏	休　　会	
17	６日	㊐	休　　会	
18	７日	月	本 会 議（一般質問）	議案付託 請願・陳情付託　（特別委）
19	８日	火	委 員 会（常任委員会）	
20	９日	水	委 員 会（常任委員会）	
21	10日	木	委 員 会（常任委員会）	
22	11日	金	委 員 会（特別委員会）	
23	12日	㊏	休　　会	
24	13日	㊐	休　　会	
25	14日	月	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
26	15日	火	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

喜納昌春君	嶺井　光君
浦崎唯昭君	前島明男君
上原　章君	照屋守之君
砂川利勝君	新垣良俊君
具志堅　透君	仲田弘毅君
又吉清義君	新垣安弘君
儀間光秀君	當間盛夫君
新田宜明君	照屋大河君
仲村未央さん	狩俣信子さん
玉城　満君	赤嶺　昇君
西銘純恵さん	新垣清涼君
比嘉京子さん	金城　勉君
吉田勝廣君	糸洲朝則君
島袋　大君	翁長政俊君
中川京貴君	新垣哲司君
座喜味一幸君	具志孝助君
呉屋　宏君	新里米吉君
仲宗根　悟君	髙嶺善伸君
崎山嗣幸君	奥平一夫君
山内末子さん	玉城義和君
瑞慶覧　功君	玉城ノブ子さん
渡久地　修君	嘉陽宗儀君
大城一馬君	

平成26年６月20日

平成26年
第　３　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　１　号）

平成26年 第３回 沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成26年６月20日（金曜日）午前10時２分開会

議　事　日　程　第１号

平成26年６月20日（金曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　議会運営委員の辞任の件
第４　乙第１号議案から乙第12号議案まで（知事説明）
第５　陳情第34号、第35号及び第45号の付託の件
第６　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議会運営委員の辞任の件
日程追加　議会運営委員の選任の件
日程第４　乙第１号議案から乙第12号議案まで
　乙第１号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例
　乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　土地の取得について
　乙第６号議案　損害賠償額の決定について
　乙第７号議案　損害賠償額の決定について
　乙第８号議案　指定管理者の指定について
　乙第９号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
　乙第10号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
　乙第11号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
　乙第12号議案　専決処分の承認について
日程第５　陳情第34号、第35号及び第45号の付託の件
日程第６　議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	7　番	新田宜明　君
副議長	浦崎唯昭　君	8　番	仲村未央　さん
1　番	上原　章　君	9　番	玉城　満　君
2　番	砂川利勝　君	10　番	西銘純恵　さん
3　番	具志堅　透　君	11　番	比嘉京子　さん
4　番	又吉清義　君	12　番	吉田勝廣　君
6　番	儀間光秀　君	13　番	島袋　大　君

14番	中川京貴君	31番	照屋大河君
16番	座喜味一幸君	32番	狩俣信子さん
17番	呉屋宏君	33番	赤嶺昇君
18番	仲宗根悟君	34番	新垣清涼君
19番	崎山嗣幸君	37番	金城勉君
20番	山内末子さん	38番	糸洲朝則君
21番	瑞慶覧功君	39番	翁長政俊君
22番	渡久地修君	41番	新垣哲司君
23番	大城一馬君	42番	具志孝助君
24番	嶺井光君	43番	新里米吉君
25番	前島明男君	44番	髙嶺善伸君
26番	照屋守之君	45番	奥平一夫君
27番	新垣良俊君	46番	玉城義和君
28番	仲田弘毅君	47番	玉城ノブ子さん
29番	新垣安弘君	48番	嘉陽宗儀君
30番	當間盛夫君		

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	高良倉吉君	会計管理者	島田勉君
副知事	川上好久君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
知事公室長	又吉進君		
総務部長	小橋川健二君	総務部財政統括監	前田光幸君
企画部長	謝花喜一郎君		
環境部長	當間秀史君	教育委員会委員長	宮城奈々さん
子ども生活福祉部長	金城武君	教育長	諸見里明君
保健医療部長	仲本朝久君	公安委員会委員長	翁長良盛君
農林水産部長	山城毅君	警察本部長	笠原俊彦君
商工労働部長	下地明和君	労働委員会会長	藤田広美君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君	人事委員会委員長	玉城健君
土木建築部長	當銘健一郎君	代表監査委員	知念建次君
企業局長	平良敏昭君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　ただいまより平成26年第3回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きま

す。

この際、御紹介いたします。

前事務局長嘉陽安昭君が去る３月31日付で退職し、その後任に比嘉徳和君が就任いたしました。（拍手）

○議長（喜納昌春君）　日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案12件並びに平成25年度繰越計算書、平成26年５月末現在の平成26年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情14件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

27番　新　垣　良　俊　君　及び

43番　新　里　米　吉　君

を指名いたします。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から７月15日までの26日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から７月15日までの26日間と決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第３　議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

６月11日、新垣良俊君及び仲田弘毅君から、それぞれ都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

新垣良俊君及び仲田弘毅君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、新垣良俊君及び仲田弘毅君の議会運営委員の辞任をそれぞれ許可することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。

ただいま新垣良俊君及び仲田弘毅君の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、具志堅透君及び中川京貴君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に具志堅透君及び中川京貴君をそれぞれ選任することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第４　乙第１号議案から乙第12号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

平成26年第３回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例議案４件、議決議案４件、同意議案３件、承認議案１件の合計12件であります。

それでは、まず乙第１号議案から乙第４号議案まで

の条例議案４件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例」は、職員の継続的な勤務を促進するため、職員の配偶者が外国で勤務等をする場合において配偶者と生活をともにすることを可能とする制度が創設されたことから、同制度を導入するため条例を制定するものであります。

乙第３号議案「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄振興特別措置法等の改正に伴い、県税の課税免除に係る要件を緩和する等の必要があることから条例を改正するものであります。

次に、乙第５号議案から乙第８号議案までの議決議案４件は、土地の取得、損害賠償額の決定、指定管理者の指定について議決を求めるものであります。

乙第９号議案から乙第11号議案までの同意議案３件は、人事委員会委員、収用委員会委員及び予備委員、公安委員会委員の任期満了等に伴い、その後任を選任・任命するため同意を求めるものであります。

最後に、乙第12号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部改正に伴う条例の改正について、平成26年３月31日付で専決処分を行ったため承認を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　玉城　健君登壇〕

○人事委員会委員長（玉城　健君）　おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づいて人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例」につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の外国で勤務等する配偶者との同行のための休業を可能にし、その後の継続的な勤務を促進するため配偶者同行休業制度を導入するものでありますので、当委員会としては適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第５　陳情第34号、第35号及び第45号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情３件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第６　議員派遣の件を議題といたします。

―――――――――――――――――――――

〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明６月21日から29日までの９日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、明６月21日から29日までの９日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、６月30日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午前10時17分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　良　俊

会議録署名議員　新　里　米　吉

平成26年６月30日

平成26年
第　３　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　２　号）

平成26年
第３回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）**

平成26年６月30日（月曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第２号

平成26年６月30日（月曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程追加　常任委員の所属変更の件

日程追加　特別委員の選任の件

日程第１　代表質問

日程追加　集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書

出　席　議　員（45名）

議長	喜納昌春君	24番	嶺井　光君
副議長	浦崎唯昭君	25番	前島明男君
1番	上原　章君	26番	照屋守之君
2番	砂川利勝君	27番	新垣良俊君
3番	具志堅　透君	28番	仲田弘毅君
4番	又吉清義君	29番	新垣安弘君
6番	儀間光秀君	30番	當間盛夫君
7番	新田宜明君	31番	照屋大河君
8番	仲村未央さん	32番	狩俣信子さん
9番	玉城　満君	33番	赤嶺　昇君
10番	西銘純恵さん	34番	新垣清涼君
11番	比嘉京子さん	37番	金城　勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	島袋　大君	39番	翁長政俊君
14番	中川京貴君	41番	新垣哲司君
16番	座喜味一幸君	42番	具志孝助君
17番	呉屋　宏君	43番	新里米吉君
18番	仲宗根　悟君	44番	髙嶺善伸君
19番	崎山嗣幸君	45番	奥平一夫君
20番	山内末子さん	46番	玉城義和君
21番	瑞慶覧　功君	47番	玉城ノブ子さん
22番	渡久地　修君	48番	嘉陽宗儀君
23番	大城一馬君		

欠　　員（３名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞　弘多　君	企業局長	平良　敏昭　君
副知事	高良　倉吉　君	病院事業局長	伊江　朝次　君
副知事	川上　好久　君	会計管理者	島田　　勉　君
知事公室長	又吉　　進　君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根　　淳　君
総務部長	小橋川　健二　君	総務部財政統括監	前田　光幸　君
企画部長	謝花喜一郎　君	教育委員会委員長	宮城　奈々　さん
環境部長	當間　秀史　君	教育長	諸見里　　明　君
子ども生活福祉部長	金城　　武　君	公安委員会委員	與儀　弘子　さん
保健医療部長	仲本　朝久　君	警察本部長	笠原　俊彦　君
農林水産部長	山城　　毅　君	労働委員会事務局長	真栄城　香代子　さん
商工労働部長	下地　明和　君	人事委員会事務局長	平良　宗秀　君
文化観光スポーツ部長	湧川　盛順　君	代表監査委員	知念　建次　君
土木建築部長	當銘　健一郎　君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉　徳和　君	主幹	佐久田　　隆　君
次長	知念　正治　君	主査	川端　七生　君
議事課長	平田　善則　君		
副参事兼課長補佐	勝連　盛博　君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

議会運営委員長から、６月24日の委員会において副委員長に中川京貴君を互選したとの報告がありました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長翁長良盛君は、別用務のため本日、７月２日、４日及び７日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び７月２日の会議に公安委員会委員與儀弘子さん、７月４日及び７日の会議に同委員会委員金城棟啓君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長玉城健君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日から７月４日まで及び７日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長平良宗秀君及び労働委員会事務局長真栄城香代子さんの出席を求めました。

○議長（喜納昌春君）　この際、お諮りいたします。

常任委員の所属変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、常任委員の所属変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　常任委員の所属変更の件を議題といたします。

総務企画委員の新垣良俊君から土木環境委員に、経済労働委員の翁長政俊君から総務企画委員に、それぞれ委員会の所属を変更されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

新垣良俊君及び翁長政俊君から申し出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、それぞれ委員会の所属を変更することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　この際、お諮りいたします。

特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　特別委員の選任の件を議題といたします。

本件については、議員の辞職に伴い、米軍基地関係特別委員に欠員が生じていることから、委員を選任する必要があります。

お諮りいたします。

委員会条例第５条第１項の規定により米軍基地関係特別委員に仲田弘毅君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員に仲田弘毅君を選任することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　この際、念のため申し上げます。

本日から７月４日まで及び７日の６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

―――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣　哲司君　おはようございます。

自由民主党を代表して、通告に従い代表質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、集団的自衛権の行使について。

自分の国と密接な関係にある同盟国などが武力攻撃を受けた際に、自国への攻撃とみなし実力で阻止する権利、集団的自衛権については、主権国家の権利として国連憲章第51条の個別的自衛権とともに認められております。しかし、政府は、これまで集団的自衛権の行使について1972年に憲法第９条を根拠に集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの見解を示し、81年に再確認として同様の見解を出しており、歴代内閣もこれまで同見解を継承してきております。主権国家として当然の権利として認められておりながら憲法上認められないというわかりにくい状況が我が国において長く続いてきたのであります。ここに来て安倍首相は、集団的自衛権の行使について、安全保障に関する有識者懇談会からの報告を受け、憲法解釈の変更を検討する考えを表明いたしました。

政府が一貫して否定してきた集団的自衛権の行使を認めるかは、我が国の安全保障政策の一大転換を意味することから、閣議決定による解釈変更ではなく、憲法改正によって行うべきとの指摘もあります。しかし、我が国を取り巻く情勢は、連日のマスコミ報道を見れば安閑としておれない状況にあることは間違いありません。

北朝鮮のミサイル開発や尖閣諸島がある東シナ海で続発する領海侵入問題など、安全保障環境が悪化している状況への対応を急ぐ必要があると考えるものであります。

そこで伺います。

ア、集団的自衛権について、憲法解釈変更による行使容認を閣議決定することに関し賛否の議論が高まっている。本県はさきの大戦の経験もあり、県民感情も複雑な状況にあるが、知事の考えを伺いたい。

イ、他国からの武力攻撃に至らないグレーゾーンへの対処も検討されている。尖閣諸島を抱える本県の知事としてどのような見解を持っておられるのか伺いたい。

(2)、県知事選挙について。

仲井眞知事２期８年間の任期も今年12月に満了を迎えますが、来る11月にも予想される県知事選挙について仲井眞知事の去就に関心が集まっています。

沖縄振興予算3000億円規模の確保、那覇空港第２滑走路建設着工、一括交付金の創設、観光客の増加、失業率の改善、待機児童の減少など、歴代の知事の中でも群を抜く実績を示した仲井眞知事が、来る県知事選挙に向けどのような結論を出されるのか県民の注目を集めております。仲井眞知事の現在の心境について率直にお聞きしたいと思います。

ア、来る11月に予定されている県知事選挙について、知事の去就に県民の関心も高まってきておりますが、仲井眞知事自身の心境はどこにありますか、率直な考えをお聞かせください。

(3)、知事公約の達成状況について。

ア、仲井眞知事の任期が約半年となりましたが、これまで２期７年半の期間における知事公約の達成状況や成果等について伺いたい。

２、米軍基地問題について。

普天間飛行場の移設問題の原点は、住宅地の中にあり住民の安心・安全が脅かされている状況から一刻も早い普天間の危険性の除去、返還を実現することにあります。普天間飛行場がそのまま残り使用され続けることは許されず、絶対に阻止しなければなりません。しかし、普天間飛行場の早期返還については今のところ辺野古移設以外に方策はないというのが日米両政府の考えであります。平成８年４月、普天間飛行場の条件つきながら全面返還に合意してから18年が経過しながら、依然住宅地の真ん中に居続けている現状がそれを物語っております。県が求める普天間飛行場の５年以内の運用停止は、何としても普天間の現状を打開しようとの知事の強い思いがあらわれたもので、普天間の危険性の除去、早期返還を実現する上で今考えられる最も可能性のある方策であると考えます。

安倍首相は、来日したオバマ米国大統領との会談で県が求めている５年以内の運用停止について言及し、直接、大統領に対し協力を要請しております。全国民が注目する日米首脳会談の場でこの問題を取り上げたこと自体が国民に対する首相の決意を示したものであり、また、安倍首相も知事からの要請に取り組む決意を述べております。しかし、普天間飛行場の５年以内の運用停止問題については、県内から否定的な声や報道が多くあるのは残念であります。５年以内の運用停止を実現するには、本土他県の協力、受け入れがなければ実現はしないのであります。そのことで政府が協議の場をつくり、直接大統領に協力を要請したことは大いに注目すべきであり、その実現に向け県全体の声として届けるべきであると考えるものであります。我が自民党は、その実現に向け全力で取り組む決意であります。

そこで伺います。

(1)、普天間飛行場移設問題について。

ア、普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む４項目の基地負担軽減について、知事は、安倍首相を初め関係閣僚に対しその実現を要請しているが、政府の反応と手応えについて伺いたい。

イ、高良副知事、又吉知事公室長は、県が政府に求めている普天間飛行場の５年以内の運用停止の実現等、基地負担の軽減について要請するため訪米した。要請先や反応、見通し等について伺いたい。

ウ、辺野古移設に係る埋立工事水域への全面立入禁止や漁業操業の制限範囲の拡大等の手続が進められているが、県として何らかの関与ができるか伺いたい。

エ、沖縄防衛局が実施する海底ボーリング調査について、岩礁破砕に関し県と協議を進めているが、協議の状況と県の許可が必要であるか伺いたい。

オ、米議会が国防総省に求めていたグアム移転に係るマスタープランの提出が大幅におくれることが明らかとなり、2015年度会計予算凍結の可能性が高まったようだが、普天間飛行場移設への影響について県の認識を伺いたい。

カ、普天間飛行場のＫＣ130空中給油機15機と870人の軍人の岩国基地への移駐が７月上旬から始まり８月に完了することが明らかとなった。山口県岩国市の受け入れ容認の評価と今後の普天間の負担軽減にどのようにつないでいくか、県の考えを伺いたい。

(2)、騒音問題等について。

ア、2013年度の嘉手納基地への米軍航空機の離着陸回数は、前年度を約１万回以上上回る26.9％増と負担軽減に逆行する状況となっており、夜間や未明を含めるとさらにふえると言われている。訓練移転や飛行制限等で負担軽減するとした日米合意に逆行していないか伺いたい。

イ、今年に入り米軍機による部品落下が相次いでいるが、その状況と政府の対応について伺いたい。

ウ、沖縄近海の海域で米海軍艦艇による県内漁船のマグロはえ縄の切断が相次いでいるが、事実関係と県としての対応について伺いたい。

エ、災害時の避難路として米軍基地を使用する際の米軍と市町村との協定や覚書について、本県３市町と神奈川県内５市との協定内容に大きな違いがあるということだが、本県として実態を調査する必要があるのではないか伺いたい。

３、県内空港の整備促進について。

那覇空港の第２滑走路の拡張整備に向けた作業が本格的に動き出しました。長年その実現に向けて取り組んできた努力が実を結んだことで、本県の目指す自立型経済構築に大きく前進するものであります。第２滑走路の建設工事は５年10カ月と、当初計画から１年２カ月短縮され、完成時期を2020年春としております。その時期は東京オリンピック・パラリンピックの直前となり絶好のタイミングであります。国や県には、完成時期がおくれることなく計画どおりに建設工事が進むよう万全の体制で臨んでほしいと願うものであります。一方、下地島空港については、懸案でありました空港の維持管理費について、今年度は全日空が半額負担することで合意に達し、空港維持が可能となったよ

うであります。しかし、来年からの全日空の全面撤退は確実であり、問題が先送りされただけであります。宮古島市は空港と周辺残地を一体的に活用できる総合防災訓練施設としての整備を提案しており、県は空港を新たに利用する事業者の公募を進めるとしております。現在の状態が続く限り、下地島空港の訓練空港としての運用は行き詰まることは確実であり、地元下地島との緊密な連携のもと、早急な対応が求められております。

そこで伺います。

(1)、那覇空港整備拡充について。

ア、2020年春の供用を目指し那覇空港第２滑走路拡張整備を進めているが、2020年春の完成供用開始は東京オリンピック前という絶好のタイミングとなる。早期完成とそのための財源確保について県の取り組みを伺いたい。

イ、那覇空港貨物ハブを活用したアジア向けの貨物取り扱いが好調に推移し、活用を希望する企業も広がり、国内とアジアを結ぶ拠点として沖縄の位置が高まっている。今後の展望について伺いたい。

ウ、那覇空港滑走路増設事業への県内建設業の優先活用について、県の取り組みを伺いたい。

(2)、下地島空港の利活用について。

ア、全日空は、下地島空港の維持費の半額負担は今年度限りで、来年から完全撤退の方針である。訓練空港として今後も維持し続けるとすれば、県の持ち出しは避けられない。県の考えを伺いたい。

イ、県は、下地島空港を利用する事業者の公募を始めたが、その狙いは何か。また、宮古島市が提案した総合防災訓練施設の取り扱いはどうなるか伺いたい。

議長、ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○新垣　哲司君　４、教育・文化・スポーツの振興について。

全国学力・学習状況調査が全国一斉に行われ、本県からは国・公・私立の中学校155校、小学校263校の418校で３万1928人が参加しております。本県は、学力テストの結果は毎年最下位に甘んじており、学校現場の努力は相当なものでありますが、なかなか結果に結びつかないのであります。

教育の重要性は、子供たちが社会を生き抜く上で心身の鍛錬や人間としてのあり方について、学校の教育活動を通して学び、豊かな経験を通して道徳性を育むことにあります。このため、学力重視一方に偏ることは極力避けなければなりませんが、小学校からの基礎学力の向上を図ることは重要であります。一方、国際的なグローバル化が進展し、情報が氾濫している社会状況の中で、地域や家庭での人とのかかわりが希薄となり、地域コミュニティーや地域で子供たちを見守るという地域の結びつきが希薄になっております。

道徳教育が形骸化していると言われる中で、子供たちといかにかかわり、子供たちにいかに体験をさせるか、そのような仕組みや教育の場をつくることが教育に課された課題であります。その意味でスポーツを通した健康な心身の形成や文化の継承を通した豊かな感性を育むことも重要であります。

そこで伺います。

(1)、教育環境の整備について。

ア、八重山地区の教科書採択問題は、県教育委員会が竹富町教育委員会を単独の採択地区に変更することで決着を見たが、今後の教科書採択への影響はないか。また、ほかの単独採択を希望する町村の取り扱いについて伺いたい。

イ、教育委員会制度を見直す地方教育行政法の改正案が今国会で成立したが、県教育委員会として今後の対応を伺いたい。

ウ、これまで実施された全国学力・学習状況調査の結果は全国で最下位となっている。全国最下位からの脱出を目的に設置された学力向上推進室における取り組みと成果、また、学校現場ではどのような取り組みを行っているか伺いたい。

エ、少人数学級について、小学校１年生から３年生までと中学校１年生で実施されているが、全学年への拡大を目指す上で21世紀ビジョン基本計画の計画期間までの達成目標について伺いたい。

オ、公立小中学校の耐震化率について、本県は国の振興策や高率補助制度を使って対応を進めていながら全国41位の状況にある。取り組みの現状と今後の計画を伺いたい。

(2)、文化・スポーツの振興について。

ア、しまくとぅばの継承･普及について、しまくとぅば普及推進計画（10年計画）に基づき運動を進めているが、取り組みの現状と改善すべき課題等について伺いたい。

イ、昨年公布、施行された県文化芸術振興条例に基づく短期的・長期的施策展開と県民参加による仕組みづくりについて、取り組み状況を伺います。

ウ、空手発祥の地である沖縄を世界に向けたアピールの場として、世界空手道連盟プレミアリーグが開催

されるが、その概要と期待される効果について伺いたい。

エ、日本代表侍ジャパンとＭＬＢオールスターチームが熱い戦いを繰り広げる日米野球を本県で開催することとなった。誘致に至った経緯と期待される効果について伺いたい。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

新垣哲司議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、武力攻撃に至らない侵害への対応についての御趣旨の御質問に答弁をいたします。

尖閣諸島をめぐる問題につきましては、日中両政府の冷静かつ平和的な外交努力によって解決されるべきものと考えております。

政府が示すいわゆるグレーゾーンについては、国会においてさまざまな立場から議論が行われているところであり、県といたしましては、政府の検討状況に重大な関心を持ち、今後も引き続き情報収集などに努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、県知事選挙についての御質問にお答えいたします。

私は、知事に就任以来、沖縄の振興そして基地問題等の諸課題の解決、さらには県民生活の向上に取り組んでまいりました。今後もこれまでと同様、公約の実現に向け、残された期間に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、多くの人々から、次の選挙に向けて頑張れという御趣旨の御声援をいただいておりますが、よくその御趣旨を踏まえて、なるべく早い時期に、特に与党の皆さんと相談の上、態度を決めてまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、知事の公約の達成状況や成果についての御質問に答弁をいたします。

私は、これまで公約に掲げました約210項目の施策を全力で推進してまいりました。特に、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けまして、新たな沖縄振興特別措置法の制定及び基地跡地利用推進法の制定並びに沖縄振興特別推進交付金制度の創設などなどの実現に取り組んでまいりました。

沖縄振興予算は、沖縄振興計画期間中、平成33年度まで約3000億円台が確保されることとなっております。産業振興につきましては、情報通信関連産業がこれまでこの誘致が約300社に達しているほか、国際貨物ハブ事業では、国内４路線、海外８路線、合計12路線に拡大いたしております。これらの取り組み等により就業者数は大いに増加し、平成25年の完全失業率も18年ぶりに５％台となっております。平成25年10月から平成26年２月まで約５カ月間、完全失業率は連続で４％台を記録いたしております。また、平成25年度の入域観光客数は、658万人と過去最高を更新いたしました。待望の那覇空港第２滑走路につきましては、ことし１月に着工いたしている次第でございます。その他、都市モノレールの延伸を初め、現在は鉄軌道の導入に向けさらなる取り組みをいたしているところでございます。

次に福祉・医療につきましては、７年間で7000名余りの保育所の定員増を行いました。また、さらなる待機児童対策のため、30億円の基金を創設したところであります。これにより約１万1000人の保育の量を拡大し、平成29年度末までの待機児童の解消に取り組んでいるところでございます。

次に、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の制定、そして高齢者等に配慮した低床バスの導入を推進しているところでございます。

また、県立病院事業の経営改善を実現するとともに、新石垣空港の供用を開始し、伊良部大橋の整備を推進してまいりました。ことし３月には、慶良間諸島が国立公園に指定されております。

文化・スポーツの振興につきましては、空手道会館――これはまだ仮称ですが――の建設、そしてＪ２規格のサッカースタジアムの整備に取り組んでいるところでございます。

人材育成につきましては、毎年約300人の高校生や大学生などを海外に派遣する制度をスタートいたしております。

基地問題につきましては、普天間飛行場の５年以内の運用停止や牧港補給基地の早期返還及び日米地位協定の環境に関する補足協定の作成に向けた日米協議がスタートし進められているところでございます。一歩一歩負担軽減の動きが出てきております。駐留軍用地の跡地利用につきましては、西普天間住宅地区などの円滑な利用に向け取り組んでいるところであります。

さらに、長期的な取り組みとして、人口増加や健康・長寿日本一復活への施策などを推進してまいります。

今後とも、雇用の創出や拡大、そして産業の振興、教育、医療、福祉、文化、スポーツ、離島振興などを初め、過重な基地負担の軽減など、公約の実現に全力で取り組んでまいる所存でございます。

次に、県内の空港の整備促進についての御質問に答

弁をいたします。

那覇空港の国際貨物取扱量は、国際貨物ハブの開設以来急激に拡大、増加し、平成25年度には国内第３位となっております。約16万トンまで拡大いたしております。貨物路線数も本年５月にシンガポール路線が新たに開設され、平成21年度の８路線から12路線に拡充されております。さらに、ＡＮＡでは東南アジアへのネットワークを順次広げていくと聞いております。

沖縄県といたしましては、引き続きリペアセンターなどの誘致、県産品の販路拡大を図ってまいります。また、既に始まっております北海道の海産物や静岡県のイチゴなどのように、日本各地の特産物を沖縄へ集約し、アジア各国へ輸出する拠点の形成と付加価値を高める流通加工拠点の形成に取り組み、臨空・臨港型産業の集積を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　米軍基地問題に関する御質問の中で、４項目の基地負担軽減策に対する政府の反応と手応えについてお答えいたします。

安倍総理は、沖縄の要望である４項目の基地負担軽減策について、米国との交渉をまとめていくという強い姿勢を示し、政府を挙げて全力で取り組むことを表明されました。

現在、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議が２回、作業部会が３回開催され、具体的な取り組みを議論しております。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、安倍総理からＫＣ130の岩国移駐、オスプレイの訓練移転、日米地位協定の環境補足協定、西普天間住宅地区の返還前立入調査などについて説明があり、改めて政府一丸となって全力で取り組んでいく旨の表明があったところです。また、米国への働きかけについては、去る４月24日の日米首脳会談では安倍総理がオバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする４項目への協力を要請し、大統領からは沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。

続きまして、訪米における米側の反応等についてお答えをいたします。

私は去る６月12日、ワシントンＤＣにおいて米国務省、国防総省そしてＮＳＣの実務責任者と面談し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする４項目の基地負担軽減策について、沖縄の考えを説明してまいりました。

米側からは、簡単ではないが、負担軽減のアイデアを探っていきたいとの発言がありました。また、沖縄の負担軽減は日米両国首脳レベルのコミットメントであり、アメリカは日本政府と協力して引き続き取り組んでいくという旨の発言があり、今後もこれを踏まえて協議がなされるものと考えております。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、政府から米側の大臣クラスや実務者など、各レベルでの議論を始めているとの発言があったところであります。このため、今後も訪米等を通じ、沖縄の考えをしっかり米国に伝えてまいることとしております。

続きまして、教育・文化・スポーツの振興に関する御質問の中で、日米野球沖縄開催の誘致経緯と期待される効果についてお答えいたします。

沖縄県では、昨年末、日米野球が東京などで開催されるとの情報を得て、主催者に対し、沖縄県での開催も要請したところであります。

日米野球の開催は、世界に「スポーツアイランド沖縄」を発信できる絶好の機会であり、スポーツ及び観光の振興、地域活性化等に大いに寄与するものと考えています。

また、日米野球は、間近で世界最高水準の技術を見られるまたとない機会であり、県民に夢、希望、感動を与えてくれるものと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　まことに申しわけありません。

先ほどの答弁の中で、私が取り組んできた公約の実現の中で、福祉関係の次に病院関係のお話をさせていただきました。その中で「県立病院事業の経営改善を実現するとともに……」と、ここまでは申し上げたんですが、その後、答弁が抜けておりましたので、きちっと答弁させていただきたいと思います。

これは、抜けていた部分は、「新宮古病院を開設し、新八重山病院の整備に着手しました。そして離島振興につきましては、離島住民等の交通コストの負担軽減、さらに離島出身の生徒向けの寄宿舎の整備に着手するとともに、新石垣空港の供用を開始し……」と、この今申し上げた点で「新宮古病院から離島出身の生徒向けの寄宿舎」、ここの部分が抜けておりましたので、

追加して読み上げさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　県内空港の整備促進についての御質問の中で、那覇空港第２滑走路の早期完成についてお答えいたします。

那覇空港第２滑走路の整備につきましては、工期が７年から実質５年10カ月に短縮され、平成32年３月31日の供用開始が予定されております。整備財源につきましては、国は、「沖縄振興の施策展開へ影響が出ないよう特段の配慮をすることとし、事業最終年度である平成31年度の所要額まで予算措置を講ずる」との方針を示しております。

県としましては、同滑走路の早期完成に向け、財源についても国の責任において確実に確保されるものと考えております。

続きまして、県内空港の整備促進についての御質問の中で、那覇空港滑走路増設事業に係る県内業者優先活用についてお答えいたします。

沖縄県では、機会あるごとに国に対し、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業者への優先発注について要請を行っているところであります。このことを受けて沖縄総合事務局においては、県内企業の受注拡大に配慮した発注方針が策定されました。これまでに契約の終了した22件のうち17件については全て県内企業が単独で受注しており、政府調達対象工事（ＷＴＯ対象工事）の５件についても、県内企業が共同企業体の構成員として受注をしております。

今後とも、県内企業への受注促進を働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、集団的自衛権の行使容認についてお答えいたします。

集団的自衛権の行使については、政府によって憲法解釈の閣議決定最終案が示され与党協議が行われている状況であり、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。広大な米軍基地が所在する沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、水域の使用条件の変更及び一部水域の共同使用についての県の関与についてお答えいたします。

今回、キャンプ・シュワブ提供水域において臨時制限区域が設定されるとともに、沖縄防衛局が同水域を共同使用することについて日米合同委員会で合意がなされました。日米地位協定に基づく水域提供の一般的な手続としては、国において、日米合同委員会での合意、閣議決定、政府間協定を経て官報告示が行われるものとされており、法的に県が関与するものとはなっておりません。

次に、在沖海兵隊グアム移転の普天間飛行場移設への影響についてお答えいたします。

米軍再編については、平成24年４月の日米共同発表において、海兵隊のグアム移転が普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離されたところであります。また、米国議会では2015会計年度予算の審議の中で、グアム移転費に関して議論がなされているものと承知しております。米下院では、グアム移転費の執行凍結解除を盛り込んだ国防権限法を可決しており、グアム移転費の動向については、現時点で確実になっていないものと承知しております。米国議会の動向については引き続き情報収集を行い、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ＫＣ130の岩国移駐と普天間飛行場の負担軽減についてお答えいたします。

平成８年のＳＡＣＯ合意後、山口県岩国市は、普天間飛行場のＫＣ130の受け入れには条件つき容認との立場をとり続けてきました。昨年12月、福田岩国市長は、ＫＣ130、15機の岩国飛行場移駐を容認する考えを政府に表明しました。その理由として市長は、沖縄の負担軽減や普天間飛行場の危険性の除去の重要性等を踏まえて総合的に判断した旨であると述べております。さらに去る６月23日、岩国市議会においても沖縄の基地負担軽減を図るための決議がなされたところであります。これらは、全国各地の自治体が沖縄の基地負担軽減に協力する姿勢を示す動きが始まったものと認識しており、県としては、今後とも沖縄の基地の現状を全国に発信し、基地負担の軽減を日本全体の問題として考えていただく取り組みを行いたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場の基地負担軽減についてお答えいたします。

沖縄防衛局の嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査によると、平成25年度の離着陸等回数は約４万7000回で、前年度より約１万回増加しております。嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移

転がこれまで28回実施されており、一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来に加え、ことし１月から４月までの間、Ｆ22戦闘機が暫定配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減が十分あらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、米軍機の部品落下と政府の対応についてお答えいたします。

米軍機の部品落下事故は、ことしに入り５件発生しております。１件目は、３月４日にＦ15戦闘機から沖縄本島北西沖の海上で風防ガラスが落下したもの、２件目は、４月24日にＨＨ60ヘリコプターからうるま市上空で通風孔カバーが落下したもの、３件目は、５月15日にＦ15戦闘機から排気口の周りの部品の一部が飛行中に落下したもの、４件目は、５月21日にＨＨ60ヘリコプターから海上飛行中にアンテナのカバー部分が落下したもの、５件目として、６月17日にＭＶ22オスプレイから海上飛行中に放電装置の一部が落下したものであり、いずれも民間地域での被害の情報はありません。

県は、政府に対して遺憾の意を表明するとともに、事故原因の究明と公表、再発防止措置、今後の安全管理の徹底及び情報の早期伝達を求めております。県の申し入れを受けて、政府から米側に同様の申し入れを行っていると承知しております。

次に、災害時の米軍基地を使用する協定についてお答えいたします。

県内市町村が基地司令官と締結している協定は、日米合同委員会合意に基づき都道府県または他の地方公共団体の当局による防災準備と防災対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立ち入りについて取り決めたものとされております。

一方、神奈川県５市が締結している覚書は、当該市と在日米軍基地管理本部間の災害準備及び災害救援活動を調整するための範囲を定めるものとしております。当該協定と覚書は、締結の根拠や作成の過程等が異なっており単純に比較することは適切でないと考えておりますが、今後、住民防災の観点からどのような取り決めが必要かも含め、渉外知事会等も通じ情報収集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 米軍基地問題についての御趣旨の中で、漁船の操業制限に関する県の関与についてお答えいたします。

キャンプ・シュワブ沿岸域における漁船操業制限水域の変更については、漁船操業制限法に基づき防衛省から農林水産省に意見照会があり、農林水産省から５月26日に県に対し意見照会がありました。これを受けて、県は、５月27日に名護市、名護漁業協同組合及び沖縄県漁業協同組合連合会に対し、漁船の操業制限等に関する意見照会を行っております。水産庁に対しては、６月12日付でこれらの意見を添付するとともに、当該漁業権者と十分協議すること、漁業者が漁業経営上こうむった損失の補償について万全を期すこと、訓練等の実施による周辺漁業等への影響や漁船の航行の安全に配慮をすることなどを回答したところであります。

次に、海底ボーリング調査に係る岩礁破砕の協議状況と許可の必要性についてお答えいたします。

漁業権漁場における岩礁破砕等の許可に関しては、沖縄県漁業調整規則第39条及び岩礁破砕等の許可に関する取扱方針により事務処理を行うこととなっております。県では、海底ボーリング調査に係る岩礁破砕について、現在、沖縄防衛局と調整をしているところであり、協議書の提出を受けてから許可の必要性について判断することになります。

次に、沖縄近海におけるマグロはえ縄の切断の状況と県の対応についてお答えいたします。

去る５月、沖縄本島南西の公海上で本県漁船９隻のマグロはえ縄漁具が相次いで切断される被害が発生しました。県としましては、直ちに各漁業協同組合に対し注意喚起を行っております。また、米軍の音響測定艦が当該水域で連日目撃されていたことから、漁業関係団体と連携し、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、米軍へ事実関係を照会するよう申し入れたところであります。さらに、高良副知事訪米の際に、米国務省及び国防総省に対し、損害賠償請求に対する真摯な対応を申し入れるとともに、６月17日、18日に農林水産大臣、防衛大臣、外務大臣に対し原因究明及び再発防止、原因が特定された場合の被害補償請求、漁業者が安心して操業できる抜本的な措置に関する要請を行ったところであります。関係省庁からは、米軍に照会しているが回答はいまだない、沖縄の漁業団体が米海軍法務部への被害申し立てを行った後、政府として適切に対処するなどの発言がありました。現在、沖縄県漁業協同組合連合会が米海軍の法規に基づき、米海軍法務部に対し損害賠償請求手続を進めているところ

であります。

県としましては、賠償までの手続が円滑に行われるよう漁業関係団体を支援していくとともに、再発防止に向けた対応を政府に強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港の維持管理についての御質問にお答えいたします。

下地島空港については、シミュレーターの発達により実機訓練が激減している現状があることから、パイロット訓練専用空港としての役割を終えつつあると考えております。

県といたしましては、下地島空港の新たな利活用を検討するため、平成26年度は周辺の土地利用とも連携した利活用をグローバルな視点で幅広く調査検討することにしております。

なお、平成27年度以降の管理運営については、同調査検討結果を踏まえて判断していきたいと考えております。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港利活用における事業者公募の狙いと総合防災訓練施設についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用検討については、事業の実現性、持続性及び地域経済への貢献度等をより具体化するため、下地島空港及び周辺の用地を利活用したいという事業者からの提案を国内外から募ることにしております。宮古島市から提案のありました総合防災訓練施設については、利活用案の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育・文化・スポーツの振興についての御質問で、今後の教科書採択の課題等についてお答えいたします。

長きにわたり膠着状態にありました八重山地区の教科書採択につきましては、子供の教育の視点から協議を重ね努力してきたところ、今般、解決に向かうことができ大変安堵しているところです。

県教育委員会としましては、教科書採択を支援する指導主事を配置するとともに、教科用図書選定資料を提供するなど採択地区変更による影響がないように努めているところです。

なお、採択地区の設定に際しては、各市町村教育委員会の意向を十分考慮するとともに、当該地域のよりよい教育指導行政が展開できるように努めてまいります。

次に、改正地方教育行政法に係る対応についてお答えいたします。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築や、首長との連携の強化を図ることを趣旨としております。

県教育委員会としましては、今後、文部科学省からの施行通知等を踏まえた上で、関係部局や各市町村教育委員会と連携し、本県における教育行政がさらに充実していくよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、学力向上推進室の取り組みと成果等についてお答えいたします。

学力向上推進室は、学力向上に係る諸課題を効果的・効率的に解決するため学校を直接訪問し、授業観察や校長等との意見交換等を行い、児童生徒が意欲的に授業に参加する指導方法等について支援しております。各学校における本年度の全国学力調査の自校採点によりますと、正答率30％未満の児童生徒の割合や設問ごとの無解答率等が改善されており、小学校においては全国最下位を脱することも期待できる結果となっております。

なお、各学校においては、全国学力調査等の結果を踏まえて各教科の年間指導計画を見直すとともに、授業の改善・充実や補習指導などの取り組みを全校体制で推進しております。

次に、少人数学級についてお答えいたします。

本県では、現在、小学校１・２年生の30人学級、小学校３年生の35人学級に加え、今年度から新たに県単定数も活用し、中学校１年生での35人学級を実施しております。次年度以降の少人数学級に関する計画については、小中学校の設置者である市町村の意向や国の動向、全国の実施状況等を踏まえ検討してまいります。

次に、公立小中学校の耐震化の取り組み等についてお答えいたします

本県における小中学校施設の耐震化率は、平成26年４月現在、全国平均92.5％に対して84.1％となっております。本県では、沖縄振興計画に基づく高率補助を活用して改築事業により耐震化を推進してまいりました。一方、全国では比較的短期間で対応できる耐震補強を中心に取り組んでおり、耐震化率の伸びが著しいものがあります。結果として、沖縄県の耐震化率が全

国平均を下回っている状況となっております。

県教育委員会としましては、小中学校の設置者である市町村に対して改築事業の前倒しを積極的に働きかけるとともに、耐震化に係る推進計画の策定や早期実施を促すなど、引き続き耐震化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは教育・文化・スポーツの振興に関する御質問の中の、しまくとぅば普及運動の現状と課題についてお答えいたします。

県においては、しまくとぅば県民大会や語やびら大会及び各地域でのシンポジウムなどの開催により、県民運動の周知と県民意識の醸成を図るとともに、会話の事例を載せたハンドブックを県民に広く配布し、活用の促進に努めているところであります。さらに、交通機関、金融機関など18の企業団体に行ったしまくとぅば励行に関する協力要請を、今後は介護関係の企業団体等にも広げ、県全域へ波及する運動に展開することとしております。また、昨年度実施した県民意識調査においてしまくとぅばの普及啓発の方法を尋ねたところ、学校における総合学習などでの実施とする回答が最も多かったことを踏まえ、今年度は、学校や家庭でも活用できるＣＤつきの読本を小学５年生、中学２年生の全員に配布することとしております。

県としましては、しまくとぅばを広く普及させるためには、各地域の取り組みの拡大やしまくとぅばを教える人材の育成確保が重要だと考えております。そのため、ＮＰＯ団体や文化協会とも連携を図りながら、しまくとぅばを広める仕組みの構築や人材の育成確保の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、沖縄県文化芸術振興条例に基づく施策の展開等についてお答えいたします。

県におきましては、昨年10月に沖縄県文化芸術振興条例を制定し、県民一人一人を文化芸術の担い手とするなどの10の基本理念のもと、県が長期的な視点で取り組むべき基本的施策の体系を明確にしたところであります。具体的な施策については、伝統文化の継承や新たな文化の創造の実現に向け、しまくとぅばの普及事業、離島や過疎地域における伝統文化の支援事業、空手道会館（仮称）の建設事業などに取り組んでいるところであります。また、県民等が参画する仕組みについては、今年度実施する文化芸術振興施策に関しパブリックコメントを実施するとともに、先般、文化芸術振興審議会を開催したところであります。審議会においては、沖縄の文化芸術を国内外に発信するだけではなく、異文化を取り入れ新たな文化芸術を創造する視点が必要であるなど、さまざまな意見がございました。これらの意見を踏まえ、今後、文化芸術の効果的な施策の展開につなげてまいります。

次に、世界空手道連盟プレミアリーグの概要と期待される効果についてお答えいたします。

プレミアリーグは世界空手道連盟が主催するイベントで、世界各地の空手家が一堂に会する世界規模のリーグ戦であります。同リーグは2012年から開催されており、同年のトルコ大会、昨年のドイツ大会と２年連続で沖縄県チームが個人形、団体形で優勝するなど、本県の高い競技力を世界に知らしめました。日本で初めての大会が沖縄県で開催されることは、「空手発祥の地沖縄」を世界にアピールする絶好の機会であり、今後、空手を活用したスポーツコンベンションの振興に大きく寄与するものと考えております。また、同大会には世界50カ国から選手や関係者が約1000名参加する予定とされており、大会を通じた宿泊施設や飲食店などの利用による経済効果が見込まれます。

沖縄県としましては、公益財団法人全日本空手道連盟や沖縄伝統空手道振興会等とも連携し、大会成功に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣　哲司君 先ほど教育関係について、時間の都合で早口になりましたが、教育長に再質問をさせていただきたいと思います。

まず学力向上について、先ほど答弁で、小学校では学力の改善がかなり期待されていることと、そして全国最下位脱出の可能性もあるということを聞いて大変感動をしております。学力向上推進室の取り組みについて、もうちょっと詳しく御説明願えますか。聞かせてください。

次に、最下位脱出に向けて一番力を入れた点は何ですか。

３点目に、全国学力テストにおいて、小学校でこれまでより得点が向上したということですね。もう少しこれも説明を願いたいと、こういうふうに思います。

今、教育長から聞いて、やはり本県の子供たちもやればできるという大きな自信につながることは確実ですね。その最下位脱出は大変うれしい。ぜひこれからもしっかり頑張っていただきたいことを希望して終わ

ります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） 再質問のありました３点についてお答えいたします。

まず、学力向上推進室の具体的な取り組みについての再質問にお答えしたいと思います。

先ほど全国学力テスト最下位の脱出が期待できると答弁しましたけれども、これはあくまでも県教育委員会が本年度全国学力テストを実施した全学校に対して独自に調査・分析をしている結果でありまして、御承知のように文科省からの正式発表は８月になる予定だということです。あくまでも独自調査からの推測として最下位を脱出することが期待できるというものです。子供たちの学力が改善あるいは向上しつつあるというのは確かです。

最下位脱出の可能性の件はひとまずそばに置いておきまして、昨年11月に設置した学力向上推進室の取り組みについて具体的に説明したいと思います。

まず、推進室の取り組みにおいて特筆したいのが推進室の指導主事等による学校訪問が挙げられます。昨年11月より本年の３月末日までに実に120校の小学校を訪問して、直接学校とやりとりを行っております。当時の課長も鋭意訪問しておりまして、私自身も各地区の小学校を回って校長、職員等を激励してまいりました。この訪問する学校では、私たちが持っているあらゆるデータを活用しまして、当該学校の児童生徒の学力の状況や学校での体制等を徹底的に分析して臨んでおります。授業観察、それを終わりまして授業研究会、これを通して先生方の授業の組み立て、これはもとより板書とノートなどの日常的な授業改善､充実や､宿題等について多様な観点から意見交換を行っております。続いて校長等管理職、それから主任等との情報交換でも、子供たちを伸ばせる学校体制づくりのための提言を行っております。また、市町村教育委員会の理解並びに協力・連携というのは何よりも必要不可欠でありまして、そのため各教育事務所にも全力投球を呼びかけてきたところです。

次は、最下位脱出に向けて一番力を入れた点という御質問にお答えいたします。

今回の推進室の設置と学校訪問として一番力を入れてきた点ですけれども、まず私どもの合い言葉としたのが、先ほど議員がおっしゃったように「本県の子供たちはやればできるのだ」､そのためにも学校の意識そのものを変えていこうというこの決意にありました。本当にやればできるというのをモットーにして、それから学力の向上は私たち学校、教師の最大の責務であるということをモットーにして、校長の意識が変わるということ、そして先生方の意識が変わる。そうすれば必ず子供たちには響くと。本県の学力という大きな山だったんですけれども、これも必ず動くものだと信じて行動しているところです。

それから得点が向上したことについて具体的に申し上げますと、独自調査を具体的に申し上げますと、これまで学力テスト終了後というのは、各学校は文科省に送付するだけであったんですけれども、ことしから全テストをコピーしてもらって、相互に全部採点してもらって、今回、ことしからウエブシステムを全学校で共有していまして、それにその得点を入力してもらっております。それで採点したのは全部集計できるシステムになっていますので、全学校ごとの得点、それから県全体の平均点、学校ごとの子供たちの取り組み状況でどこが悪いのかとか、それを把握することができました。その結果からですけれども、学力向上の改善、もう点数は来ていますけれども、学力の向上並びに改善とか､それは確認できるものとしております。

それから今回の学力テストにつきましては、県教育委員会、市町村教育委員会及び学校がそれこそ一体となって学力問題を自分たちの問題だと意識して取り組んでいると感じております。いろいろ声は聞こえてくるんですけれども、学校の意識が大きく変わりつつあるとか、子供たちは本当に頑張っているというのを聞いております。何より一番頑張っているのは、いろいろ取り組んでいることに対して納得している先生方ではないかなと思っておりますけれども。最下位脱出の件は抜きにしても、この点は推進室の大きな成果だと感じております。

それからもう一点､ぜひ強調したいんですけれども､これは我々は強制ではなくて、学校の主体的な意見交換を通してこういう取り組みであるとかそういうのをやっておりまして、あくまでも学校サイドが主体であるということをつけ加えて答弁にかえさせてほしいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川　利勝君 こんにちは。

ちょっと訂正というか削除がありますので、よろし

くお願いします。

７番目の地域福祉・医療の中の(1)番です。最後のほうの、措置がない市町村等の現状については削除をします。

それでは、自由民主党を代表して、通告に従い代表質問を行います。

まず１、沖縄振興策の推進についてであります。

経済の自立を目指し、これまでの国主導の振興計画から県が主体となり県の責任のもとに実施する振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画が動き出して３年目に入りました。21世紀ビジョンの成否を占う沖縄振興一括交付金の活用も軌道に乗り、観光客数は過去最高の658万人に達し、完全失業率は４％台を維持するなど、県内経済目標は総体的に上昇傾向にあります。21世紀ビジョン基本計画に掲げる多くのプロジェクトが芽出しや実現するなど、自立型経済構築に向け沖縄発展の条件整備は確実に進展しております。

市町村においても、一括交付金の活用で独自の施策が打ち出され、地域ニーズの取り組みが行われるようになり、那覇空港第２滑走路の建設が本格化し、ハード面の整備に経済の循環も期待できるのであります。県の2014年度の経済見通しにおいても名目で2.0％、実質で1.5％と予測し、県内総生産は前年比で2.0％増、１人当たりの県民所得も1.7％増と県経済の成長を見込んでおり、沖縄振興予算の増額や一括交付金の活用が軌道に乗ったことなどが要因であります。

さらに、安倍政権の沖縄重視により、大胆な規制緩和で地域におけるビジネスや産業の促進を目指す国家戦略特区について全国で６地区指定され、その中で本県も指定されました。本県は国際観光拠点として指定され、今後海外からの観光客や人材確保を図るためのビザの発給要件の緩和、入管手続の迅速化が期待されますが、国際的観光・リゾート地の形成にいかに生かしていくかが大きな課題と考えます。また、沖縄振興特別措置法が改正され、名護市の金融特区において金融以外でも新たな特区を受けられるようになり、県は製造業、通信業、観光関連業、農林水産業の５業種について税制優遇対象とする計画案を国に対し申請しております。申請が認められれば企業誘致や雇用の確保に大きく貢献することは間違いありません。

しかし一方で、県内中小企業の業績に沖縄振興一括交付金が実際に反映されているかについて、民間企業の団体が調査した結果で約７割が実感がないと答えていることに対し、県として活用のあり方を精査する必要があると考えます。2040年までに20代から30代の女性の人口が半減する市区町村が全国で896自治体に上り、本県では９町村が該当しているようであります。これらの自治体ではこのまま自然減や都市部への人口の流出が続けば、将来自治体の運営が難しくなり、消滅する可能性があるとしております。本県は離島の人口減少という問題も抱えており、人口減少及び高齢化の進展による影響について早急な対策が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、揮発油税等の軽減措置については、平成24年３月に３年延長で改正され、平成27年５月14日までに期限切れとなる。主要な交通手段が自動車に限られている本県において、揮発油税等の軽減措置終了は県民生活全般や産業経済、離島振興に与える影響が大きい。制度の延長に向けた県の取り組みを伺いたい。

(2)、県経済の振興に大きな効果が期待できる国際商談会・沖縄大交易会の拠点となる大型展示・常設場の新設が求められているが､県の計画について伺いたい。

(3)、県は、大型ＭＩＣＥ施設について、平成32年度の供用開始を目指して取り組みを進めているが、試算によれば年間約3000万円の赤字が出るとしている。管理運営の主体をどこにするか等課題も山積するが、場所選定を含め県の基本的な考えを伺いたい。

(4)、国家戦略特区に本県も指定されたが、本県において規制緩和で特例が認定される分野と期待される規制緩和の内容について伺いたい。

(5)、県は、国際物流拠点産業集積地域を那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市の５市全域に拡大した。新たに拡大される地域への優遇措置と県外企業等への制度の活用をどのように働きかけているか伺いたい。

(6)、沖縄振興特別措置法が改正され、従来の金融特区を発展的に解消し、新たに経済金融活性化特別地区が創設され、名護市を指定した。その狙いと従来の特区との違い、県への権限移譲等、北部圏域の経済波及について伺いたい。

(7)、2014年末までの返還が予定されているキャンプ瑞慶覧西普天間地区について、国の拠点返還地指定を受け、県は、琉球大学医学部及び附属病院の移転や重粒子線治療施設の導入などを図り、国際医療拠点の形成を目指している。同地区の跡地利用に向けた取り組み状況と国際医療拠点について伺いたい。

(8)、鉄軌道の導入について、公設民営型の特例制度の創設など国の全面的な協力が必要だが、見通しについて伺いたい。

２、観光振興について。

2013年度の本県の観光客数は前年度比で11.1％も伸

び、65万人増の658万300人と過去最高となっております。県の13年度目標として掲げた630万人を大幅に超え、県の年度計画である「ビジットおきなわ計画」の目標値が初めて達成されたのであります。国内客が7.4％も増加し、特に海外客は64％増と一気に伸びております。そして2014年度の「ビジットおきなわ計画」でも13年度を上回る観光客数690万人、観光収入は11.4％増の4970億円の目標を掲げております。このように県は着々と2021年度における本県の観光客数1000万人、そのうち海外観光客数を200万人とする目標達成に向け戦略的な取り組みを進めております。しかし、13年度の実績は米国経済の持ち直しやアベノミクス効果で円安となり、海外から国内へシフトした国内客の増や、割安感で海外からの観光客大幅増につながりましたが、観光はそのときの経済事情や自然災害など外的要因に左右されることから、残り７年で300万人超えの誘客増を図るのは容易ではありません。さらなる本県観光のグレードアップを図り、国際観光・リゾート地としての国際的認知度を向上させることが必要であります。そのため、県は、東京、関西などの大都市圏からの観光客の定着と、海外からの観光客誘致に向けた沖縄と海外を結ぶ航空路線の誘致戦略の展開、さらに欧米客を呼び込むための沖縄への乗り継ぎ路線に対する支援策等についても取り組みが進められております。そのためには、国内誘客に効果のあるＬＣＣの就航拡大や離島路線の拡充、海外観光客のための空港における観光バス専用の駐車スペースの確保、新国際線旅客ターミナルのさらなる改善、手荷物検査やチェックイン等待ち時間の短縮など課題解決が不可欠であります。

一方、製造業等大型企業の立地がない本県の産業形態において、観光は本県におけるリーディング産業であります。県経済の牽引役であります。県経済のさらなる振興には、観光のさらなる発展と観光産業の経営強化を図ることが重要であり、そのため、県は観光収入１兆円の目標を掲げております。観光にかかわる企業は裾野が広く、企業として成り立つためには観光客により多くお金を使ってもらわなければなりません。そのためには、観光客の滞在日数と１人当たりの消費額の増加が必要であります。観光客は増加に転じておりますが、消費額と滞在日数は伸び悩んでいるのが実態であります。観光客数1000万人と観光収入１兆円達成は一体でなければなりません。今後の県の取り組みに期待したいと考えます。

そこで伺います。

(1)、2013年度の観光客数は658万人超えと前年比で11.1％増、海外観光客は64％も増加し過去最高となった背景の分析と、2014年度は観光客数690万人、観光収入は11.4％増の4970億円の目標の達成に向けた新たな戦略と施策展開について伺いたい。

(2)、2013年度の外国人観光客数は過去最高の63万人となった。今後、さらなる誘致を図る上で、受け入れ体制の充実強化と満足度の向上をどのように図っていくか伺いたい。

(3)、県は、数値目標として掲げている、2021年度までの観光収入１兆円、入域観光客数1000万人の達成に向け、沖縄観光推進ロードマップ（仮称）の策定を進めている。進捗状況と活用方法について伺いたい。

(4)、県が計画している沖縄県観光危機管理基本計画（仮称）について、計画の概要と計画をどのように生かしていくか伺いたい。

(5)、新国際線旅客ターミナルと那覇クルーズターミナルが２月から運用され海外観光客への対応が期待されているが、運用の実態と今後の対応を伺いたい。

(6)、新石垣空港の供用開始は石垣島への観光客増につながっているが、八重山諸島へのさらなる関心を高めるため、八重山諸島の各島々を結んだ観光の展開をどのように図っていくか。また、外国人の受け入れ体制の整備について伺いたい。

３、離島・過疎地域の振興について。

本県の離島・過疎地域は、その遠隔性、散在性、狭小性等、地理的に不利な条件下にあり、住民生活環境の基盤整備等ユニバーサルサービスの提供が大きな課題となっております。そのため、本県における離島・過疎地域の振興について、空港、架橋等の交通手段や社会資本の整備を中心に沖縄振興開発特別措置法に基づく高率補助制度の活用が図られてまいりました。しかし、離島・過疎地域というと、構造的な条件不利性から割高な移動コストや行政サービスの高コスト等は依然解消されないままであります。さらに、本県離島は人口規模が小さい上に、台風の常襲による被害に毎年苦しめられております。現在の国等による災害救助法や激甚災害法は、地震や大規模な土砂災害など家屋が倒壊する災害を想定しており、本県離島における被害等が適用基準に当てはまらないのが現状であります。

このような本県離島等の振興を図るには、これまでの高率補助制度のみでは対応には限界があり、沖縄振興一括交付金を最大限活用した離島・過疎地域の振興が求められております。現在進められている離島における交通コストの低減、船舶等の建造・購入に対する支援、離島の生徒が高校進学する場合の親負担を軽減

するための離島児童・生徒支援センターの整備などのさらなる支援の拡大、促進が必要であります。また、海底ケーブルの整備による情報通信環境の整備等、ソフト面の対策も重要であります。住みよく、魅力ある島づくり計画に基づききめの細かい離島振興策の推進が求められております。

そこで伺います。

(1)、離島医療の現状については、医師の任期切れや出張等で医師不在の場合が多く、離島住民は不安な生活を余儀なくされている。離島医師及び医療従事者の安定確保について県の取り組みを伺いたい。

(2)、海洋漂着ごみ処理問題について、特に本県離島は大量の漂着ごみで海岸線や海浜の景観を損ねているほか、有害・危険物質による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害も懸念されることから、継続的な処理対策が必要である。県の対応を伺いたい。

(3)、離島住民の負担軽減を図るため離島航空運賃等の低減、離島路線への航空燃料税の軽減措置等を国や県が進めている中、本県離島航空路線運航に関し、旅客運賃の改定の動きがあるが、改定の理由と県の対応を伺いたい。

(4)、石垣―多良間、石垣―波照間航空路線再開に向け、県は、関係町村や航空会社と協議を進めているが、その進捗状況と解決すべき課題等について伺いたい。

(5)、南北大東空港の夜間照明施設については、村民の生命の安心・安全や夜間緊急輸送の安全のためにも必要不可欠な施設だと思うが、県の取り組みを伺いたい。

(6)、県は、離島のインターネットなど通信状況を向上させるため、海底通信ケーブルを敷設するとしている。計画の概要と対象地域、供用時期、経済・雇用への波及効果等について伺いたい。

(7)、自然環境の保全・再生とその適正利用を推進することで地域の観光等経済振興につなげる地域振興策を、県・町村・民間が協働して推進する事業について県の取り組みを伺いたい。

４番、県内産業の振興について。

経済の自立を目指す本県において、経営基盤の弱い中小企業の振興、育成は喫緊の課題である。県において沖縄県中小企業の振興に関する条例に基づき経営革新を図り、経営基盤の強化や新たな操業に努め、中小企業の活力の向上を図っております。そのため、地域を支える企業が情報の国際化の波にのまれることなく、社会の変化や消費者の多様なニーズに対応できるよう、技術力の強化や生産性の向上、多様な人材の確保等に取り組まなくてはなりません。ここに来て県内の中小企業が海外へ進出する事例がふえているようであります。沖縄という亜熱帯気候、島嶼性の地理的特殊性に培った技術やノウハウを生かした太陽光の発電関連技術、飲料水の浄化システムなどの有望分野で本県と似通った環境にある島嶼国や新興国への技術輸出を展開するものであります。政府も国際協力機構（ＪＩＣＡ）を通じて中小企業の海外展開支援を勧めており、那覇空港や那覇港を基軸とした国際物流ハブ機能の向上で新たな活路を開く可能性が広がった県内企業の海外展開を県としても促進を図る取り組みが必要であります。

おきなわブランドとして全国に知られた泡盛の出荷数が９年連続減少を続けております。近年、国内の酒類市場が若者のアルコール離れもあり、厳しい状況にありますが、下げ幅が拡大している状況は沖縄泡盛の今後に深刻であります。新たな市場開拓に向け海外へ目を向けた大胆な取り組みが求められているのではないでしょうか。県内の企業はほとんどが中小零細企業であり、経営基盤の強化が主要目標であります。一方で、県内中小企業は地域経済や雇用を支える存在であると同時に、その振興が中心市街地、商店街の活性化につながり、地域コミュニティーの拠点であります。21世紀ビジョン基本計画に掲げる施策の着実な実施が求められています。

そこで伺います。

(1)、中国福建省福州市の沖縄･福建友好会館の現状、今後どのような活動を考えているか伺いたい。

(2)、本県泡盛の出荷が苦戦している。国内酒類市場が全体的に厳しさを増しているとはいえ９年連続での減少は深刻である。その背景に何があるか、改善に向けた取り組みを伺いたい。

(3)、県は、情報通信関連産業を高度化･多様化させ、産業の振興と活性化を促進するため、アジア情報通信ハブ形成促進事業（海底ケーブル敷設事業）を進めているが、その狙いと国内外企業の誘致にどうつなげるか伺いたい。

(4)、長時間労働や残業代不払いなどで法令違反の勧告を受けた、いわゆるブラック企業が問題となっているが、本県における実態と県としてどのような対策ができるか伺いたい。

(5)、百貨店沖縄三越が９月にも閉店することとなった。本県唯一の老舗店が閉鎖を決めた原因と残される従業員の雇用に対する対応について伺いたい。

５、農林水産業の振興について。

本県における農林水産業は、少子・高齢化の進展もあり、従事者の高齢化や後継者不足が深刻な問題と

なっております。農業従事者の高齢化に伴う担い手不足は耕作放棄地の増加につながり、生産基盤の縮小傾向が構造化しております。国は農業の衰退に歯どめをかけ、農家の将来に対する不安の解消を図るため「攻めの農林水産業」の展開を図り、農地対策や生産現場の強化、海外市場を見据えた需要フロンティアの拡大を戦略的に進めるとしております。また、農林水産業の振興と所得増大を図る施策として、生産から加工、販売まで取り組む６次産業化の推進を図っております。県においても国の６次産業化ネットワーク活動資金を生かし、相談窓口となるサポートセンターを設置しプランナーを配置し、関係市町村や関係団体等と連携しソフト・ハード両面から支援を進めるとしております。また、優良農地の担い手への集約化を図り、農業の効率化を進める対策として農地中間管理機構の活用が重要となっており、県内における機構の体制整備を進め耕作放棄地の拡大防止に努める必要があります。

漁業においては年々漁獲量の減少に加え、日台漁業取り決めや日中漁業協定により、県内漁船の安全操業が脅かされるなど漁場の確保の問題も起きております。ことし１月に一部水域で暫定的な操業ルールで合意しておりますが、県内漁業者の間には依然不満が残っており、完全解決に向け国の一層の努力が求められます。さらに、漁業者を苦しめているのが漁業用燃料価格の高騰であります。近年の原油価格の高騰に加え、急激な円安の影響もあり漁業用燃料価格は平成21年６月の１リットル当たり54円から平成25年９月には86円と約６割も上昇し、県内漁業者の経営を圧迫しております。県は漁業用燃油緊急対策事業を実施し、漁業者の経営安定に努めております。離島県である本県の農林水産業の持続的発展と従事者の生活安定を図るには、全国的な一律の施策ではなく、本県の特性に合った大胆な施策の展開が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、高齢化の進展や若者の農林水産業離れ等、担い手不足に対する対策が急がれている。県新規就農一貫支援事業、青年就農給付金事業等の内容と新規就業者の育成確保の実績について伺いたい。

(2)、県が実施している農林水産物流通条件不利性解消事業について、取り組みの現状、今後の事業の拡大等について伺いたい。

(3)、近年の原油価格高騰や急激な円安等の影響で、漁業用燃油価格が高騰している。県は、緊急対策事業を実施し支援を行ったが、平成26年度における漁業燃油支援対策費や沖縄漁業基金を活用した支援について具体的な内容等について伺いたい。

(4)、日台漁業協定について、ことし１月に一部水域で暫定的な操業ルールで合意したが、県内漁業者の間には依然不満が残っている。完全解決に向けた国・県の取り組みを伺いたい。

(5)、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）について、日米交渉で農産物重要５品目の大幅譲歩の懸念も高まり、県内農業関係団体等に危機感が広まっている。現状と県の認識を伺いたい。

(6)、政府が進めている農業改革について、農業委員会や農業生産法人の改革とあわせ、農業協同組合の見直しに関し踏み込んだ内容が掲げられている。地域における実態や実情に合わせ、農業者の意向を反映した改革が必要と考えるが、県としての考えを伺いたい。

(7)、国営かんがい排水事業石垣島地区について、本年度で新規着工が予定されているが、その進捗状況について伺いたい。

６、子ども・子育て支援について。

総務省がまとめた2014年４月１日現在の人口推計によりますと、14歳以下の子供の数は1633万人と33年連続で減少し、総人口に占める割合は12.8％で、調査を始めた1950年から実に1300万人以上減っており、減少に歯どめがかからない状況となっております。本県は17.6％と全国で最も高くなっておりますが、一方で保育所に入れない待機児童数は全国的に高い状況にあり、子育て支援策が十分に機能していない状況も見られます。県は待機児童解消を図るべく受け皿の設置に努めており、2013年４月１日現在、本県には公立保育所が94カ所、認可保育所が305カ所、認可外保育所が478カ所設置されておりますが、依然2216人の待機児童が存在しているのであります。そのため、昨年県において策定された待機児童対策行動指針に基づき、市町村においては独自の待機児童解消計画を策定しております。そして国の待機児童解消加速化プランを活用し、2017年度末までに認可保育所83カ所の創設や92カ所の増改築を図り、約１万1000人の保育の量を確保し、約1400人の保育士を確保するとしております。しかし、本県は共働きが多く、保育の受け皿を必要とする割合が高く、さらに子育てを終え働きに出る女性の増加、また数字にあらわれない潜在的な待機児童が県の予想を超えて存在することなど、保育行政への期待は大きいものであります。

一方、保育による子ども・子育て支援を確実なものにするには、保育を担う保育士の確保が不可欠であります。そのため、保育士の待遇改善は避けては通れません。給与支給額の増や正規雇用率の上昇を図るなど

保育環境の充実を図ることが重要であります。さらに、潜在保育士の就労支援を促進するための取り組みの強化も急がれており、県保育士・保育所総合支援センターにおける人材バンクへの登録、相談等関係行政機関の一層の取り組みが求められております。

そこで伺います。

(1)、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園が全国的に増加しているが、本県における状況と2015年４月から施行される新たな子育て支援制度に向けた県の取り組みについて伺いたい。

(2)、政府は、放課後子ども総合プラン（仮称）を策定し、2015年度から５年間で学童保育30万人の受け皿を整備するとして放課後児童クラブを拡充する方針のようだが、本県における現状と今後の対応について伺いたい。

(3)、県は、待機児童解消加速化プランを活用し、2017年度末までに認可保育所83カ所の創設、92カ所の増改築を見込み、約１万1000人の保育量の拡大、1400人の保育士を確保し、待機児童の解消を図るとしている。市町村の対応を含めた県の取り組み状況について伺いたい。

(4)、消費税増税に伴う子育て世帯臨時特別給付金について、支給対象者から手続に関する問い合わせ等が相次いでいるようだが、制度の周知方法はどのように行われているか。また、支給を装った振り込め詐欺などの懸念も指摘されている。対応の状況について伺いたい。

(5)、本県においては、不登校、ひきこもり、ニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援のあり方が課題となっている。子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取り組みについて伺いたい。

７、地域福祉・医療の充実強化について。

2040年度までに男女とも平均寿命全国一奪回を目指し、本県において官民一体となった取り組みが本格的に動き出した。少子・高齢化の進展が急速に進む我が国において、高齢者が安心して暮らし、安全な住環境のもとでお互いが支え合う地域社会を形成していくことが重要であります。しかし、年々ふえつつある高齢者を取り巻く環境は、国や自治体の財政状況もあり決して満足がいくものではありません。国の調査によれば、ことし３月時点で全国の特別養護老人ホームへの入所を希望している待機者は、全国で52万2000人に達し2009年の調査より約10万人もふえたようであります。高齢化対策を重点的に進めながら待機者がふえる背景には、余りにも急速に高齢化が進んだことで自治体が特別養護老人ホームを整備するスピードを入所希望者が上回っていることであり、これにより高齢者の住まいの確保がおくれていることであります。本県は5153人の待機者がおり、21世紀ビジョン基本計画に掲げる「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり」に向け、官民一体となった取り組みが必要であります。

一方、本県の特性を生かした医療の充実強化を図り、地域住民が安心・安全できる地域医療体制の整備も必要であります。多くの離島を抱える本県は、市町村財政が弱く、特に地域医療は県立病院に依存しているのが現状であります。その県立病院においては産科や小児科医師の不足が毎年のように問題となり、そのたびに医師確保に奔走しているのが現状であります。そのため、県立病院の医療現場では看護師の過重勤務から退職者が増加していることが地域医療における懸念要因となっております。いつでもどこでも安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実強化が求められており、そのため地域における中核病院としての役割を担う県立病院が安定的な医療提供ができるよう、必要な体制整備を図ることが必要であります。看護師の大半は女性が占めており、出産を機に退職した女性看護師の現場復帰が大きな課題であり、子供を預ける保育所の夜間保育体制の整備が重要であります。

そこで伺います。

(1)、本県は、養護老人ホームへの入所率が全国で最も低い状況にあるようだが、その要因と本県における養護老人ホーム数、定員数について伺いたい。

(2)、特別養護老人ホームへの入所を希望する待機者は何人か。特養の整備が追いつかない状況のようだが、本県の整備計画について伺いたい。

(3)、地域の相談役として重要な役割を担う民生委員について、本県は充足率全国最下位ということだが、その背景と活動の周知方法について伺いたい。

(4)、児童養護施設を出た若者の進学、就職や障害者の民間賃貸住宅への入居に際し大きな壁があると言われるが、県内における実態と公的助成の拡充、社会全体で支援の輪を広げる必要性について伺いたい。

(5)、健康・長寿復活に向けた県の取り組み状況と今後の対応方針について伺いたい。

以上です。

○議長（喜納昌春君） ただいまの砂川利勝君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後２時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前の砂川利勝君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　砂川利勝議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、観光振興についての御質問の中で、昨年度の観光客増加の要因と今年度の目標達成に向けた戦略いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

まず第１に、昨年度の観光客増加の要因としましては、外的要因として、円安による訪日旅行需要の高まり等が挙げられます。次に、県の観光客増大に向けた取り組みとして、国内外における航空路線の拡充、そして新石垣空港等の観光インフラの整備の進展、さらには航空機燃料税等の沖縄特例措置の拡充、そして一括交付金等を活用した観光関連予算の大幅な増額等々により、そして最後に官民一体となって観光施策に取り組んだこと等によるものと考えております。

今年度は、入域観光客数690万人、観光収入4970億円などの目標の達成に向けて、引き続き国内外における戦略的な誘客活動を展開いたしますとともに、離島観光の推進や観光人材の育成、観光客受け入れ体制の充実そして強化などに取り組んでまいりたいと考えております。ことし３月に国際観光拠点として国家戦略特区の指定を受けましたことから、最大限その活用を図るべく、関係機関と連携して取り組んでまいる所存でございます。

次に、県内産業の振興に係る御質問の中で、海底ケーブル敷設事業の目的と企業誘致についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、情報通信関連産業をリーディング産業としてより一層発展させるため、クラウドデータセンターを整備いたしますとともに、沖縄と首都圏・アジアを高速・大容量・低価格のネットワークで接続する海底ケーブル敷設事業に取り組んでいるところでございます。これによりまして、付加価値の高いクラウドサービスやバックアップサービスなどを提供する基盤を強化し、国内外企業の誘致インセンティブとして積極的に活用したいと考えております。この海底ケーブルを起爆剤として、県内のクラウド基盤の活用や通信ネットワーク技術の開発など、さらなるＩＴ産業の高度化を図り、企業の集積や新規雇用の創出を促進してまいりたいと考えております。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、健康・長寿復活に向けた取り組みと対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、2040年までに平均寿命の都道府県順位１位を奪回することを目指し、健康・長寿世界一復活プロジェクトを推進いたしているところでございます。

健康・長寿復活に向けた取り組みといたしまして、まず県庁内におきましては、全部局で構成する健康長寿おきなわ復活推進本部を立ち上げております。そして健康・長寿復活に向けた諸事業を実施しているところであります。さらに、健康長寿おきなわ復活県民会議を４月に立ち上げております。これは県民の健康意識の高揚や職場における健康づくりの推進など、官民一体となった健康づくり運動を推進するものでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　離島・過疎地域の振興に関する御質問の中で、自然環境の保全・再生の推進と地域振興についてお答えいたします。

県では、沖縄らしい自然環境を戦略的に再生するため、再生すべき場所や範囲、再生の程度、自然の有する防災機能の活用等を体系的に取りまとめた自然環境再生指針――現時点で仮称ですが――を平成26年度中に策定することとしております。

今後、同指針を踏まえ、河川の自然の営みを視野に入れた川づくり、心が安らぐ景観の回復、水質の改善、赤土等の対策を総合的に実施し、カヌー体験などのエコツーリズムの魅力向上により観光振興や地域振興につながるよう、関係町村等と協働して取り組んでまいります。

続きまして、農林水産業の振興に関する御質問の中で、農業の担い手育成対策についてお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新規就農者を年間300名、平成33年度までに3000名を育成することとしております。主な取り組みとして、沖縄県新規就農一貫支援事業により、就農相談体制の充実や農業施設・機械の導入等に対する支援を行っております。また、青年就農給付金事業においては、就農前の研修段階及び就農初期段階の青年就農者に対する給付金の支給等を行っております。その結果、新規就農者はこれまでの年間約250名から、平成24年390名、平成25年357名と増加しております。

続きまして、ＴＰＰ交渉の現状と沖縄県の認識につ

いてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、農産物の関税分野を含めいまだ合意に至っておらず予断を許さない状況にあると認識しております。このため、去る４月16日に県内農業団体と連携し、国に対して「重要５品目などの聖域が確保できなければ交渉からの脱退も辞さない」とした衆参農林水産委員会決議の遵守等の要請を行ったところであります。

沖縄県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう必要な対策について適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中で、国家戦略特区の規制緩和内容についてお答えいたします。

国においては、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成するため、去る５月に国家戦略特区として６地域を指定しました。この中において、沖縄県全域が国際観光拠点として指定され、外国人観光客の受け入れ拡充に向けた入管手続の迅速化、高度人材の受け入れ促進に向けたビザ要件の緩和などの規制緩和が位置づけられております。また、去る６月24日に閣議決定された「新たな成長戦略」において､「法人設立手続の簡素化･迅速化」など、国家戦略特区内でのさまざまな規制緩和の追加が検討されることとなりました。

県としては、これらの規制緩和を活用し、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成に取り組み、引き続き沖縄振興を総合的・積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道導入の見通しについてお答えいたします。

鉄軌道の導入の実現には、持続的な運営を可能とするため、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が必要不可欠であります。このため、知事は、鉄軌道の早期導入を求める沖縄県経済団体会議の要請を踏まえ、去る６月18日に菅官房長官、太田国土交通大臣、山本沖縄担当大臣、23日には安倍総理大臣に対して特例制度創設に向けた取り組みの早期着手を要請したところであります。総理大臣及び官房長官からは、「沖縄県側の要望も踏まえ検討していく」趣旨の発言、また、国土交通大臣からも前向きな発言を頂戴しております。これを受け、内閣府から、今年度の調査において特例制度の研究・検討を行うことが示されております。

沖縄県としましては、今後とも国と連携し、早期導入に向け取り組んでまいります。

次に、子ども･子育て支援についての御質問の中で、保育の量の拡大に向けた取り組み状況についてお答えします。

今後５カ年間で潜在的待機児童を含めた約１万1000人の保育の量の拡大に向けて、市町村においては、今年度は42カ所の保育所整備等により2950名の保育の量を確保することとしております。

県においては、安心こども基金による保育所緊急整備事業や待機児童対策特別事業による認可外保育施設の認可化や待機児童解消支援基金事業の活用による市町村の独自事業等による取り組みの加速化を支援してまいります。また、保育士等処遇改善臨時特例事業、保育士修学資金貸付事業や保育士産休等代替職員配置支援事業等を実施し、保育士の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） ４月１日付で子ども生活福祉部長を拝命いたしました金城武でございます。

本県の子育て支援の充実、そして県民福祉の向上のために全力で取り組んでまいります。議員各位の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは砂川利勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず１の沖縄振興策の推進についての御質問の中で、揮発油税等の軽減措置の延長に向けた県の取り組みについてお答えをいたします。

揮発油税等の軽減措置につきましては、県民生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し本土復帰時に創設され、これまで県民生活及び産業経済を支える重要な役割を果たしてまいりました。鉄道網がなく主要な交通手段が自動車である本県においては、ガソリンの消費に高く依存する状況にあります。このため、揮発油税等軽減措置が廃止された場合、県民生活及び県産業に与える影響は大きいものと考えております。

沖縄県としましては、関係団体と連携をし、本軽減措置の延長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、６の子ども・子育て支援についての御質問の中で、認定こども園の状況と子ども・子育て支援新制度に向けた取り組みについてお答えをいたします。

本県における認定こども園の認定件数は、平成26年４月１日現在で２件となっており、定員数は合わせて355人となっております。新たな制度の本格施行に向け、県においては、沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）を策定するため、沖縄県子ども・子育て会議において審議を行っております。今後、９月末を目途に計画のおおむねの案を取りまとめ、パブリックコメントの実施後、今年度末までに計画を策定したいと考えております。また、事業実施主体である市町村職員への説明会や意見交換会を実施するとともに、保育所及び幼稚園関係者等への説明会を開催するなど、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けて取り組んでいるところであります。

次に、放課後児童クラブの現状と今後の対応についてお答えをいたします。

本県における放課後児童クラブの現状は、平成25年５月１日現在で26市町村、306カ所で実施されており、登録児童数は１万2481人となっております。放課後児童クラブについては、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施をしております放課後児童クラブ支援事業により公的施設の活用を推進し、市町村と連携して利用料の低減と量の拡充に取り組んでいるところであります。今後国において取りまとめられる「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、さらに充実させていきたいと考えております。

次に、子育て世帯臨時特例給付金の周知方法等についてお答えをいたします。

子育て世帯臨時特例給付金について､国においては、特設ホームページの開設や問い合わせ専用ダイヤルの設置のほか、ポスターやチラシの配布、新聞やテレビＣＭ等の広報を実施し、注意喚起に努めております。また、県や市町村におきましても、順次ホームページや広報誌への掲載、ポスターやチラシを関係機関、大型スーパー、コンビニ等へ設置するなどして制度の周知を図るとともに、振り込め詐欺への注意喚起を行っているところであります。給付事務が適切かつ円滑に行われるよう、引き続き国や市町村と連携して周知に努めてまいります。

次に、子ども・若者育成支援に係る取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県の子ども・若者の現状は、全国と比較してニートの割合や高校生の不登校率及び中退率が高いことなど、厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、県におきましては、本年９月を目途として、子ども・若者総合相談センターを設置することとしております。同センターにおいては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者からの相談に応じみずから助言を行うとともに、適切な支援機関の紹介や複数機関からの多面的な支援に係る調整等を行い、社会的自立を支援してまいります。同センターを有効に活用し、沖縄県における子ども・若者育成支援の効果的な推進に努めてまいります。

次に、７の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、養護老人ホームの入所率等についてお答えをいたします。

養護老人ホームは、老人福祉法に基づく市町村の措置により、環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を入所させ、社会復帰や自立のための援助を行う施設であります。県内には６施設の養護老人ホームが設置されており、定員は300人で、平成25年４月１日現在の入所者は212人、入所率は71％となっております。本県の入所率が低い要因については明らかではありませんが、背景には多様な高齢者の住まいが増加したことなどがあるのではないかと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者及び整備計画についてお答えをいたします。

平成24年10月末現在の特別養護老人ホームの入所申込者のうち、在宅の方は2041人となっており、そのうち施設入所の必要性が高い高齢者は916人となっております。

県としましては、入所待機者の解消を図るため、平成24年度から26年度までを期間とする第５期沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホーム等を1056床増床することを目標に整備に取り組んでいるところであります。また、平成27年度以降の整備計画につきましては、今年度策定する次期計画の中で検討することとしております。

次に、民生委員の充足率最下位の背景と活動の周知方法等についてお答えをいたします。

本県における平成26年６月１日現在の民生委員の数は、定数2348人に対して委嘱数が2040人で、充足率は86.9％と全国最下位となっております。充足率が低い背景として、民生委員の役割の複雑化・多様化による活動の困難性や負担感、民生委員の役割や活動内容が十分に周知されていないことなどが挙げられます。

県においては、県広報誌やＰＲチラシ、市町村と連携した広報活動の促進により民生委員の活動や役割の重要性などの周知を図っているところであります。今後とも、引き続き市町村と連携をし、民生委員の充足率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童養護施設退所者と障害者への支援につい

てお答えをいたします。

平成25年３月末において高等学校を卒業した児童養護施設入所児童20名の進路につきましては、大学・専修学校等への進学が１名で、就職が16名となっております。施設を退所した児童に対しては、就職・大学進学等の支度費を最大で27万6190円助成するほか、資格取得に係る経費として５万6570円を支給するなど、助成の拡充が図られております。また、一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会においては、平成26年度から免許取得費が児童１人当たり10万円免除されているほか、沖縄大学における授業料の全額免除など、児童の自立に向けた支援が広がっております。障害者の民間賃貸住宅への入居については、連帯保証人の確保が難しく受け入れが進んでいないところがありますが、市町村において家賃保証等を行う国庫補助事業の実施が可能となっております。

県としては、市町村に対して先進事例の情報提供や助言等を行い事業化を促進するなど、障害者の居住支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　こんにちは。

４月１日付で商工労働部長を拝命いたしました下地明和です。

産業振興と雇用の確保・拡大に一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。議員各位の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは沖縄振興策の推進についての中で、国際商談会等の拠点となる大型展示場の新設に係る県の計画についてお答えします。

沖縄大交易会を初めとする国際商談会等の開催に必要な大型展示場については、県内経済会からの強い要望があり、県としてもその整備を進めていきたいと考えています。整備については、現在県で検討を進めている大型ＭＩＣＥ施設との連携の可能性を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、国際物流拠点産業集積地域制度の活用についてお答えします。

国際物流拠点産業集積地域について、県は、去る６月18日に那覇港及び那覇空港に隣接･近接する那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の市内全域と、うるま市及び沖縄市の一部から成る中城湾港新港地区に指定地域を拡大したところであります。同地域においては、知事が認定する法人の課税所得40％控除や投資税額控除等の優遇措置を受けることが可能となります。県では、５月から６月にかけて内閣府と共催で県内経済団体や関係企業、市町村を対象とする制度説明会を開催したところであり、今後、県外で開催する企業誘致セミナー等においても広く周知活動を実施し制度の活用推進を図るとともに、企業誘致活動を積極的に展開してまいります。

次に、県内産業の振興についての中で、沖縄・福建友好会館の現状と今後どのような活動を考えているかについてお答えします。

福建・沖縄友好会館は、平成10年の落成以来、沖縄県と福建省の経済・文化交流の拠点として活用されており、現在の県内企業の入居状況は昨年度より１社ふえて３社となっております。福建省は、近年、台湾との活発な経済交流等により経済発展が進み、沖縄へのクルーズ船による観光客が増加するなど、沖縄との経済交流の活性化が期待されております。そのような中、県では同会館１階に沖縄の物産と観光をＰＲするコーナーを開設する準備を進めております。

県としましては、同会館を有効活用し、今後とも沖縄県と福建省の一層の経済・文化交流を進めてまいります。

次に、泡盛の出荷量減少に対する県の取り組みについてお答えします。

泡盛の出荷量は、平成16年をピークに９年連続で減少しております。その主な要因は、人口減少と若者のアルコール離れによる国内酒類市場の縮小傾向、消費者嗜好の多様化等が考えられており、単式蒸留焼酎や清酒等、ほかの酒類においても減少傾向にあります。

県においては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、県外での泡盛の飲み方等のプロモーションや原料米等に関する調査研究、首都圏等での展示会への出展等を通じて県外市場の開拓に取り組んでいるところであります。また、海外における物産展、展示商談会への出展支援、広告販売促進支援のほか、海外の飲食店における泡盛マイスターによる泡盛カクテルのＰＲなどにより海外への販路拡大も支援をしているところであります。

県としては、引き続き泡盛業界と連携し、琉球泡盛の販路拡大に取り組んでまいります。

次に、本県のブラック企業の実態と対策についてお答えします。

沖縄労働局によると、平成25年９月、若者の使い捨てが疑われる企業27事業所に重点監督を実施し、そのうち21事業所に何らかの労働基準関係法令違反があり是正勧告等の指導を行ったとのことであります。これに従わない事業所に対しては、労働基準法違反等で書

類送検した上で、当該事業所名を公表することも検討していると聞いております。

県としましても、沖縄労働局と連携を図り、労使双方に対する労働関係法令の周知や情報の提供及び労働相談等に努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄三越閉店の原因と従業員の雇用に対する対応についてお答えいたします。

沖縄三越によると、閉店の原因について、経済環境や競争環境の変化に対応した有効な施策を講じることができず、平成16年からの再生計画スタート以降も売り上げの低迷が続いていること、10月以降は「三越」の商号及び商標が使用できなくなることから収支はさらに悪化することが予想されること、本店建物を継続利用するためには一定程度の老朽化対策を講じる必要があること、以上のことから閉店を決めたということであります。また、従業員の雇用対策については、沖縄三越及びテナント従業員の再就職支援を目的として、沖縄県、沖縄労働局、那覇市、沖縄三越の４者で構成する緊急雇用問題連絡会議を開催し、総合的再就職支援プログラムを決定いたしました。同プログラムでは、具体的な支援策として、経済団体や関連企業への求人確保の要請、合同就職説明会･面接会、グッジョブセンターおきなわ等での就職相談、職業紹介、生活相談の支援、さらに職業能力開発校における職業訓練などを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは沖縄振興策の推進に関する御質問の中の、大型ＭＩＣＥ施設についての基本的な考えについてお答えいたします。

ＭＩＣＥは、一般観光に比べて消費単価が高く地域への経済波及効果が大きいことから、沖縄県では平成25年度より有識者検討委員会を設け、大型ＭＩＣＥ施設の整備に向けて必要な機能などについて検討を行ってきたところであります。去る６月10日に開催した同委員会では、建設場所選定に係る評価項目に基づき一定の評価を行いつつ、各候補地の現況や課題などについて御意見をいただいたところです。場所選定については、同委員会の意見を踏まえつつ引き続き調査検討を行い、可能な限り早期に判断していきたいと考えております。また、大型ＭＩＣＥ施設の整備や運営に係るコスト圧縮を図るため、今後、調査を実施し詳細に検討していくこととしております。

次に、観光振興に関する御質問の中の、外国人観光客の受け入れ体制の充実強化と満足度の向上についてお答えいたします。

外国人観光客につきましては、言語、文化、宗教などが異なることから、それぞれのニーズに即したきめ細やかな対応が重要であると考えております。

県としましては、外国人観光客のニーズが高い外国語観光案内板の設置や観光施設等の多言語表示の促進、Ｗｉ－Ｆｉ機器導入の支援により外国人観光客が快適に旅行できる環境整備を進めるとともに、海外カード対応のＡＴＭや外貨両替機設置の支援によりショッピングの利便性の向上を推進しております。また、外国人観光客への対応能力の向上を図るため、沖縄特例通訳案内士の育成や観光関連企業が実施する語学研修を支援するほか、コールセンターの設置による多言語案内などを実施しております。これらの取り組みを着実に進めることにより、外国人観光客の満足度の向上を図ってまいります。

次に、沖縄観光推進ロードマップの策定に向けた進捗状況と活用方法についてお答えいたします。

沖縄観光推進ロードマップは、第５次沖縄県観光振興基本計画の目標値である観光収入１兆円、入域観光客数1000万人などの達成に向けて、年度ごとの誘客目標などを可能な限り国や市場別に設定するとともに、空港、港湾などの交通インフラや宿泊及び観光施設などの受け入れ体制の課題を明らかにし、関係機関と連携して必要な施策と実施体制を構築することを目的に策定するものであります。現在、国内外の旅行動向や県内の受け入れ体制の情報収集を行っているところであり、７月にはロードマップのたたき台を作成し、今年度中をめどに取りまとめたいと考えております。

県としましては、このロードマップをもとに、これまで以上に関係機関と緊密に連携し、目標達成に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、八重山諸島の各島々を結んだ観光の展開及び外国人の受け入れ体制の整備についてお答えいたします。

平成25年の石垣島入域観光客数は、南ぬ島石垣空港の開港やクルーズ船寄港数の増加などに伴い、約94万人と過去最高を記録しております。

県としましては、石垣島を訪れる観光客を周辺離島へ誘客する施策を充実させることにより、滞在日数の延長や消費額の増加、ひいては観光客の満足度向上を図るなど、その効果を広く圏域全体に波及させることが重要だと考えております。このため、地域資源の活用や民間ノウハウを積極的に活用した魅力ある周辺離島商品の造成や、これらのきめ細かな情報発信への支

援を行うとともに、離島の観光事業者が参加する国内外での商談機会の創出に取り組んでおります。また、今後も増加が見込まれる外国人観光客の受け入れ体制については、多言語対応の充実や人材の育成確保が課題となっております。引き続き県が実施する多言語案内板の設置や翻訳支援、語学力・専門スキルを高める人材育成支援などの各種施策の活用促進を図るとともに、地域と連携した受け入れ体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

失礼しました。答弁漏れがあるようですので追加させていただきたいと思います。

観光振興に関する御質問の中の、沖縄県観光危機管理基本計画（仮称）の概要と活用についてお答えいたします。

沖縄県は、災害時においても観光客の安全・安心が守られる観光・リゾート地の形成を図ることを目的として、沖縄県観光危機管理基本計画を策定することとしております。

その概要は、台風や地震、津波などの災害が発生した場合に観光客へ必要な情報を発信するほか、災害の規模に応じて避難誘導や安全確保、早期帰宅支援などの危機管理体制を整えるものであります。また､観光･リゾート産業は、県経済に与える影響が大きいことから、災害後の風評被害対策や観光産業の事業継続など沖縄観光の早期復興を支援する仕組みについても構築することとしております。

県としましては、基本計画の活用促進に向けて周知・啓発を図るとともに、次年度以降、基本計画をもとに災害発生時の具体的な取り組みや役割を明確にする実行計画を策定し、市町村や観光関連団体・事業者が定める観光危機管理計画の策定支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、経済金融活性化特別地区の狙いなどについてお答えいたします。

経済金融活性化特別地区は、名護市の地域特性を生かした多様な産業の集積を促進し、雇用機会を創出することで、北部圏域の産業の振興や沖縄の均衡ある発展、ひいては沖縄における経済金融の活性化を図るため創設された制度であります。同特区においては、対象産業の設定等の権限が知事に移譲されるとともに、従業員数要件の緩和など、課税の特例措置が大幅に拡充されております。これにより、沖縄県ではこれまでの金融関連産業に加え、情報通信関連産業、宿泊業、娯楽業、農業、畜産業、水産養殖業、製造業などの多様な産業を設定したところであります。

沖縄県としましては、地元と連携し、同特区制度を最大限に活用することにより、名護市のみならず、北部圏域の産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、西普天間住宅地区の跡地利用に向けた取り組み状況及び国際医療拠点の形成についてお答えいたします。

県と宜野湾市は、西普天間住宅地区において、医療や健康をテーマとした特徴的なまちづくりを進めるため、重粒子線治療施設や研究開発等の機能を集積させた国際医療拠点の形成を目指し、去る４月28日に拠点形成に向けた国の支援等を要請いたしました。

また、国際医療拠点の形成を進める上で、琉球大学医学部及び同附属病院を同地区に移設することが非常に有益であるとの結論に至り、去る６月３日に、同施設の移設について国の積極的な財政支援等を要請したところです。さらに、同日開催された駐留軍用地跡地利用推進協議会において、西普天間住宅地区の跡地利用に関する国の取り組み方針を定めることが確認されました。

県としては、国、宜野湾市及び琉球大学等と連携を図りながら、高度医療や研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際的な研究交流や医療人材の育成等を推進することにより、国際医療拠点の形成を目指してまいります。

次に、観光振興についての御質問の中の、新国際線旅客ターミナルビルの運用の実態と今後の対応についてお答えいたします。

ことし２月17日に供用が開始された新国際線旅客ターミナルビルは、年間150万人の乗降客数への対応を想定して整備されております。平成23年度に約50万人であった国際線の乗降客数は、平成24年度に約60万人、平成25年度には約100万人と年々利用実績が伸びており､今年度はさらなる利用が見込まれております。近年の急激な国際線旅客数の伸びを踏まえ、那覇空港ビルディング株式会社は、ハイジャック検査機器を８月上旬に１基増設し３基体制とすることとしており、さらに、国内線と国際線を結ぶ際内連結施設の整備に向け取り組んでいるところであります。

県としては、国際線の旺盛な旅客需要に対応できるよう､同社及び国等の関係機関と連携して､国際線ターミナルビルの拡張を含む際内連結施設の早期整備に向

けて取り組んでまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、県内離島航空運賃の改定理由と県の対応についてお答えいたします。

航空会社を取り巻く事業環境については、急激な燃料高騰や円安、格安航空会社等の参入など厳しさが増している状況にあり、各航空会社においては、昨年度末ごろから運賃改定が行われております。

県内離島航空路線においても同様な動きがあったところですが、県の離島振興策や今年度から拡充された県内離島航空路線に対する航空機燃料税の軽減措置の趣旨を踏まえ、県は各航空会社に対し、運賃改定の再考と路線の安定的な確保及び利便性の向上について要請したところであります。その結果、離島住民向け運賃については、競合路線の改定幅が抑制されるとともに、単独路線については当面の間、運賃が据え置かれるなど一定の配慮がなされたものと考えております。

県としましては、運賃改定をめぐる今後の動向を注視し、離島住民の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、航空路線再開に向けた進捗及び課題についてお答えいたします。

石垣―多良間間、石垣―波照間間航空路線の再開については、就航機材調達や施設整備、さらには継続的な運航を可能とする需要喚起策や運航コストの縮減など、ハード面及びソフト面での課題解決が必要であり、「石垣拠点航空路開設検討協議会」において協議を重ねております。ハード面での課題のうち、就航機材については、定員19名乗りのプロペラ機が平成27年３月までに納機される予定であるほか、波照間空港ターミナルビルについても、今年度予算で改築設計を行っております。ソフト面の課題である需要喚起策については、地元主導で「利用促進協議会（仮称）」を立ち上げることとし、波照間島では８月、多良間島では９月をめどに設置される予定となっております。

また、運航コスト縮減策については、就航を予定している第一航空株式会社が搭乗手続業務などの他社への委託や、機体整備体制のあり方など、可能な限りのコスト縮減策を検討しているところであります。

県としましては、今年度末までに竹富町、多良間村及び第一航空株式会社などと連携し、各主体の役割やスケジュールを明確化した「石垣拠点航空路就航基本計画（仮称）」を策定し、平成27年度下半期の路線再開に向けて取り組んでまいります。

次に、離島海底通信ケーブルの事業概要等についてお答えいたします。

県においては、本島都市部と離島地区との情報格差を是正するため、離島地区情報通信基盤整備推進事業を実施しております。

事業概要は、先島地区においては宮古島、多良間島、石垣島、西表島、竹富島、小浜島、黒島、波照間島、与那国島の９離島、本島南部周辺においては久米島、粟国島、渡名喜島、座間味島、渡嘉敷島の５離島を対象に、総延長約915キロメートルの海底光ケーブルを新たに整備し、ループ状に結ぶものであります。

平成25年度に実施設計を行ったところであり、平成26年度から海底光ケーブル整備工事を行い、平成28年度に完成し供用開始する予定です。総事業費は90億円を見込んでおります。

本事業の効果として、低廉かつ超高速のブロードバンド環境が整備されることにより、新たにコールセンターなど情報通信関連企業の進出が促進され、雇用の創出と経済効果に大きく寄与するとともに、観光産業、農林水産業等既存産業においても動画等を利用したＰＲ等地域情報の発信、生産性の向上や販路の拡大など産業振興に寄与するものと考えております。

また、離島の医療や教育などにおいても、高品質の画像や動画の受発信によるさまざまな利活用が可能となり、医療・教育分野の充実につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　観光振興についての御質問の中で、那覇クルーズターミナルの運用の実態と今後の対応についての御質問にお答えいたします。

ことし４月１日から供用を開始した那覇クルーズターミナルでは、ボーディングブリッジが完成していないため、船からおりてターミナルの１階から２階に上り、ＣＩＱ手続を行った上で、改めて１階へとおりる動線となっております。そのため、雨天時には服や荷物がぬれやすくなるとの不満が寄せられていると聞いております。

那覇港管理組合では、ボーディングブリッジの早期の完成・供用に向け鋭意取り組んでいるところであり、それまでの対策として、雨天時には仮設テントを張るとともに、ターミナル施設内では動線の改善で対応すると聞いております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、南北大東空港の夜間照明施設についての御質問にお答えいたします。

離島飛行場のうち、南北大東空港における常設の夜間照明の整備については、夜間急患搬送の安全性を高め、離島住民の安全・安心を確保する観点から重要な課題であると認識しております。現在、基本設計を行っているところであり、平成27年度内の完成を目指して取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） こんにちは。

４月１日付で保健医療部長を拝命いたしました仲本でございます。

沖縄県の保健医療の充実、生活の向上のため頑張りたいと思います。議員各位の御指導よろしくお願いいたします。

それでは答弁させていただきます。

離島・過疎地域の振興についての中で、離島の医師などの安定確保についてお答えします。

県としましては、離島・僻地における医療体制の充実を図るために、医師等の確保は重要な課題であると考えております。

離島における医師確保については、ドクターバンク等支援事業で県内外から医師確保に努めているほか、県立病院の後期臨床研修事業や医師修学資金等貸与事業の中で、専門医を養成し、派遣するなど取り組んでいるところでございます。また、離島診療所の医師が研修等で不在の際は、ドクタープール事業により代診医を派遣しております。看護師につきましては、ナースバンク事業等を実施しており、その中で離島等で勤務する看護師の確保を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 離島・過疎地域の振興についての中で、離島地域の海岸漂着物対策についての御質問にお答えします。

県内の漂着ごみ量のうち、約７割は宮古、八重山諸島、本島周辺離島で占められており、離島地域の漂着ごみ対策は大きな課題と認識しております。

県では、国が創設した地域環境保全対策費補助金を活用し､海岸漂着物対策を推進しているところであり、引き続き海岸管理者や市町村、ボランティア団体等と連携して効果的な漂着物対策に取り組んでいきたいと考えております。また、平成27年度以降の財政措置については、国に対し、継続的な支援を要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 農林水産業の振興についての御質問の中で、農林水産物流通条件不利性解消事業の取り組みの現状と今後の事業の拡大等についてお答えいたします。

農林水産物流通条件不利性解消事業については、今年度新たに戦略品目と位置づけられている肉用牛や豚といった畜産物を初め、観葉鉢物、温州ミカンなどの８品目を追加し、補助対象品目を55品目へ拡充したところであります。また、事業の実施に当たっては、昨年度に引き続き県内５地区における事業説明会の開催やホームページへの掲載など、さらなる事業の周知を図り、現在、出荷団体からの交付申請を受け、交付決定に向けた作業を進めているところであります。

なお、今後の事業の拡大等につきましては、今年度の実績を踏まえ、各関係機関とも調整を行いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、漁業用燃油高騰対策の内容についてお答えいたします。

漁業用燃油価格につきましては、近年の原油価格高騰に加え急激な円安の影響により、平成21年６月の１リットル当たり54円から、平成26年６月には98円と1.8倍に上昇しており、県内漁業者の経営を圧迫しております。

県としましては、今年度漁業用燃油対策支援事業により、漁業経営セーフティネット構築事業積立金の借り入れに対する利子助成を実施することとしております。また、沖縄漁業基金事業においても外国漁船操業等調査・監視事業を活用した燃料費等の支援を行っております。

今後とも漁業関係団体と連携し、漁業者の負担を軽減するため、燃油高騰対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、日台漁業取り決めの完全解決に向けた取り組みについてお答えいたします。

本年１月に策定された操業ルールの中で、日本漁船のルールを優先する水域が設定されたことに対し、漁業関係者からは一定の評価を受けております。しかしながら、一部の漁業者からは、当該水域の面積、位置に関する不満や実効性に対する疑問などの反応がありました。

県としましては、国及び漁業関係団体と連携し、今期のクロマグロ漁期の実施状況を踏まえ、７月以降に

開催される日台漁業委員会等の場で協議を重ね、日台漁業取り決めの影響が緩和されるよう、操業ルールの改善に努めてまいります。また、政府に対しては、取り決め適用水域の一部撤廃や違反操業外国漁船の取り締まり強化などを引き続き求めてまいります。

次に、政府の進める農業改革についてお答えいたします。

政府においては、去る６月24日に「規制改革実施計画」を閣議決定しており、農業分野では、農業協同組合、農業委員会、農業生産法人のあり方を見直す内容となっております。

県としましては、農業協同組合等は地域農業の発展はもとより、地域社会を支える重要な役割を果たしており、農業改革の実施に当たっては、生産現場に混乱を来すことがないよう、関係者の意見を広く聞くことが重要と考えております。このため､「見直しに当たっては、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、その構造改革を進めていく上で、極めて大きな役割を担っていることに十分配慮し、関係者の意見を聞いた上で、慎重かつ丁寧な議論を行うよう」､九州地方知事会を通じて、関係省庁に対し要請したところであります。

今後とも見直しの状況を注視し、適切に対応してまいります。

次に、国営かんがい排水事業石垣島地区の進捗状況についてお答えいたします。

農家経営の安定化を図るためには、ダムや貯水池等の整備による農業用水の確保が重要であります。

本年度、新規着工が予定されている国営かんがい排水事業石垣島地区では、石垣島全体の農業用水を確保することとしております。

現在、着工に必要な土地改良法に基づく同意取得が進められているところであり、６月末時点での同意率は、事業申請を行う目安としている90％を超えたと聞いております。

今後は、申請人による農林水産大臣への事業申請書の提出、農林水産大臣による県知事等との事業計画に関する協議、事業計画書の公告・縦覧などを経て工事に着手することとなります。

県としましては、国、石垣市、石垣島土地改良区と連携し、早期着手に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田　宜明君　グスーヨー　チューウガナビラ。

社民・護憲ネットを代表いたしまして、質問をいたしたいと思います。

１番目に、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、21世紀ビジョンに描かれている沖縄の将来像と、耐用年数200年とも言われる辺野古新基地建設は全く相反し、禍根を残す。沖縄の県政史上、知事みずから基地建設を承認した例はかつてない。埋立申請手続において得られる知見を得ようともしない防衛局事業者の態度が明らかになっている。知事は埋立承認申請を取り消すべきではないか。

(2)、４月25日の日米共同声明で、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設計画などに関して「早期移設及び沖縄の基地の統合は、長期的に持続可能な米軍のプレゼンスを確かなものとする。」と明記した。この記述は米軍駐留と基地の存続を半永久化することを意図している。知事の見解を問う。

(3)、副知事の訪米について。

高良副知事は、６月９日からワシントンＤＣに出かけ、米シンクタンクや米政府スタッフの若手研究者と意見交換したと報じられている。

ア、知事にかわって何を託されたか。訪米の目的、訪問先について。

イ、基地問題についてはどのようなスタンスで訴えたか。米政府は、普天間飛行場の運用停止は５年以内で可能であると確認できたか。肯定したか否定したか。牧港補給地区の７年以内の返還についてはどうか。

ウ、日本政府からアメリカ政府に対する働きかけはどうか。昨年12月25日の総理の回答どおり「日本政府としてできることはすべて行う。」という強い姿勢が米側に伝わっているかどうか。

エ、普天間飛行場の県外移設は求めたか。

(4)、集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈について。

戦争放棄をうたう日本国憲法の実質的な破壊行為である集団的自衛権行使について、多くの県民が不安を抱いている。時の政権の解釈で憲法解釈が変われば法治国家としての安定性が損なわれ、国家権力を縛る立憲主義が否定される。

ア、安倍総理は、これまで禁じられてきた集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈を閣議決定しようとしている。知事の見解は。

イ、集団的自衛権の行使が可能となった際は、沖縄の安全保障環境はどのように変わると想定されるか。2013年11月１日と2014年５月22日に行われた離島奪還作戦は明らかに南西諸島、我が沖縄県域での戦争を想定した軍事演習だ。与那国島への自衛隊配備や宮古・八重山への新たな自衛隊の配備計画はますます日中間の緊張を高めるばかりだ。知事は、このような政府の

軍備増強政策と緊張激化に対してどう対処する考えか。

(5)、69年前の沖縄戦と戦後の米軍占領について。

69年前、国内で唯一地上戦があったこの沖縄では、県民の４人に１人がとうとい命を落とした。戦争体験者が少なくなり沖縄戦の風化が危惧される。歴史は繰り返すと言われるが、今日の沖縄を取り巻く状況は、再び戦場になるのではないかという恐怖である。軍事基地が集中する沖縄が真っ先に標的にされることは理の当然である。沖縄から一刻も早く軍事基地をなくすことが恒久平和の実現に向けての最も正しい道である。戦争には勝者も敗者もない。沖縄の歴史的経験からして、沖縄のこの地で「力のバランス」による平和構築などあり得ない。沖縄は非武の国であることが恒久平和と生存への道であると確信する。今日ほど沖縄戦を教訓化することが問われているのではないか。

ア、沖縄戦は国体護持と関係があったか。戦前の皇民化教育に対する知事の見解は。

イ、「軍隊は住民を守らなかった」と多くの県民が証言している。知事の見解は。

ウ、昭和天皇は、1947年９月にマッカーサー占領軍総司令官に対し、対日講和後の沖縄の地位に関して、アメリカによる相当長期の軍事占領が望ましいと提案していた。復帰後もなお政府による米軍基地の集中・押しつけに連なる対沖縄政策ではないか。知事の見解は。

(6)、日中間の緊張緩和について沖縄県の役割、施策について。

昨年11月から12月にかけて沖縄県が県民の中国に対する意識調査を行っている。約９割近くが中国に対してよい印象を持っていない。

ア、最近の県民世論調査を踏まえて、沖縄県の果たすべき役割と施策について伺う。

イ、なぜ知事は訪中しようとしないのか。全方位交流・自治体外交で中国を重視すべきではないか見解を伺う。

(7)、1972年の沖縄返還交渉に携わった元国防次官補代理のモートン・ハルペリン氏は、５月８日に国会議員会館で地元紙のインタビューに応じ、新基地建設について「沖縄に新たな基地が必要とは思わない」と既存の基地で対応できるとの見解を示したと報じている。知事はこの見解をどう評価するか。辺野古の埋め立てを承認したから、こういう見解とは向き合うつもりはないと考えるのか見解を伺う。

２、教育行政について。

沖縄の未来を担う人材を育成する教育の果たす役割は絶大である。沖縄の歴史的・文化的特性を生かした教育を発展させることが重要だと考える。改憲を標榜し、戦争準備のための教育の国家統制にひた走る安倍政権の教育や地方自治への強権的な介入を許してはならない。

(1)、沖縄らしい個性を持った人づくりの推進を図るヤーナレー、フカナレー事業の取り組み状況について伺う。

(2)、教科書採択地区について。

1997年に当時の橋本内閣が将来の学校単位の教科書採択に向け、法整備を検討する旨の閣議決定をしている。教科書無償措置法と地方教育行政法との矛盾を長年放置したのは国の責任である。竹富町に対する一方的な扱いは、義務教育は無償とするとの憲法に反する行為である。

ア、採択地区見直し後の課題に対する県教育庁の支援体制と取り組みについて伺う。

(3)、平成24年12月６日付、沖縄自治研究会代表大城航氏より提出された「「琉球・沖縄史」を必履修科目または必履修に準ずる科目として設置することを求める陳情」の処理方針に基づく取り組みについて伺う。

(4)、改正地方教育行政法による教育の政治的中立性の確保について。

平成27年４月１日に施行される同法は、首長による教育行政への介入、関与が強化されること、文科大臣が教育委員会に対して是正の指示ができるようにしたことなどは、教育の政治的中立性が損なわれ教育の国家統制にもつながる危険性をはらんでおり改正に反対である。

ア、改正点の内容と仕組みについて教育長の見解を伺う。

イ、首長の権限について教育長の見解を伺う。

(5)、知事は、１期目の公約では、「よりきめ細かな学習指導など、学校教育の充実を図ることにより、世界で活躍できる優秀な人材の基礎づくりを行うため、30人学級の実施」を掲げている。２期目の公約は「少人数学級制」にトーンダウンしている。教育行政の現場では少人数学級制の現状はどうなっているか。課題は何か伺う。

３、文化行政について。

沖縄文化の基層であるしまくとぅばがなくなると組踊や琉球舞踊等も衰退する。また､沖縄に対する愛着、郷土愛も失う。21世紀ビジョンで重要施策に位置づけられているしまくとぅばについて。

(1)、しまくとぅばの普及・継承事業の取り組み状況について、学校、地域ではどのような現状にあるか。

ア、県内自治体の行政内での取り組みはどうか（午後の休憩時間にしまくぅとば体操の活用を）。

イ、地域の伝統行事への支援の取り組みについてはどうか。

４、健康、福祉、医療について。

(1)、県は、2040年までに平均寿命全国１位を目指すとしている。健康・長寿県復活に向けての事業と取り組みについて伺う。

(2)、養護老人ホームの現状と課題、施策について。

沖縄県は、奈良県と並んで入所率が70％で全国最下位である。全国平均は90％である。措置控えの背景には市町村財政の問題やマンパワー不足などが指摘されている。

ア、入所率が低い原因について、県の分析はどうなっているか。

イ、定員増と入所率アップのための施策についてはどうか。

(3)、失業、病気等による生活保護世帯が増加している。県内市町村の生活保護の現状とその要因、施策について伺う。

(4)、４月１日現在の待機児童数、潜在的待機児童数はどうなっているか。平成29年度末までに待機児童ゼロを目指す県計画に沿って進んでいるか伺う。

(5)、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が４月から施行されたが、その後の施行による効果は条例の趣旨に沿って取り組まれているか伺う。

(6)、認知症が大きな社会問題となっている。県内の現状と課題、取り組みについて伺う。

(7)、北部病院の診療科の現状と基幹病院としての整備充実について伺う。

(8)、八重山病院の建てかえ工事の進捗状況と、平成29年度の開院に向けての取り組み状況について伺う。

５、戦後処理について。

戦争は国家によって引き起こされた暴力であり、最大の環境破壊である。国家が全ての戦争責任と戦後処理に責任を持つべきである。

(1)、沖縄戦戦没者並びに遺族のＤＮＡ鑑定について。

ア、戦没者の遺骨を一時的に保管する糸満市摩文仁にある県平和祈念財団「戦没者遺骨収集センター」の遺骨安置所が満杯状態になったため、ＤＮＡ鑑定もせず焼骨する予定だと言われているが、遺族の声を無視するものである。増築して対応すべきではないか。

イ、戦没者並びに遺族のＤＮＡ鑑定をデータベース化するよう国に求めるべきではないか。

ウ、豊見城城址公園内の戦没者遺骨収集の早期実施と遺族のＤＮＡ鑑定実施について県の対応を伺う。

(2)、沖縄戦、南洋戦などの一般民間戦争被害者救済のための新援護法制定について、援護法の適用から除外された未補償者は県内に推定何名いるか。国に援護法適用を求めるべきではないか、県の見解を伺う。

６、公共交通等対策について。

(1)、鉄軌道のない本県にとって交通弱者の足となるバス等の利便性の向上を図ることは急務である。

ア、路線バスの定時性向上の取り組みはどうなっているか伺う。

イ、ＩＣ乗車券システムの導入に向けての取り組みはどうなっているか。

(2)、地方税法改正により、道路特定財源が一般財源化されたことに伴う軽油引取税の免税制度が2015年３月末をもって廃止される。離島県である本県経済にとって重大な影響を及ぼす。県の対策について伺う。

７、公契約条例について。

公共部門で働く労働者の雇用安定、賃金、労働条件の維持、生活の確保と公共サービスの向上に向けて公契約条例の制定が必要である。

(1)、ＩＬＯ94号条約の基本的な考え方、趣旨は何か。その趣旨は自治体として尊重し推進すべきではないか。

(2)、全国自治体の制定の状況、制定に向けての動きはどうか。

(3)、沖縄県として制定に向けて検討委員会等の設置の考えはどうか。

以上、質問いたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時17分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○新田　宜明君　失礼いたしました。

知事の政治姿勢についての(8)ですが、カジノについて、知事選では争点化するのを避け、あえて賛否を表明しなかったにもかかわらず、その後、法案が提出されるのが遅いぐらいだなどとあからさまにカジノ賛成を表明している。選挙公約に対する姿勢、カジノ導入への姿勢について伺う。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新田宜明議員の御質問にお答えいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、埋立承認の取

り消しについてという趣旨の御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請につきましては、承認基準に適合していることから承認したものであり、取り消すことは考えておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、統合リゾートと選挙公約との関係及び導入に対する姿勢についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

私の公約におきましては、統合リゾートについて、観光振興に大きく寄与するエンターテインメント施設として念頭に置いておりました。私の就任後、沖縄県では、懸念事項への対応策を含め、統合リゾートの導入に関する調査研究を続けております。国会においては、カジノの合法化につながるＩＲ関連法案の審議が始まっております。

沖縄県といたしましても、その審議を注視しつつ、引き続き統合リゾートの導入に関する検討を進め、導入に当たっては、具体的構想・計画を示しながらコンセンサスを得てまいる所存でございます。

次に、健康、福祉、医療についての柱の中で、健康・長寿復活に向けた事業と取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

まず、健康・長寿復活に向けた取り組みとしまして、県庁内におきましては、全部局で構成する「健康長寿おきなわ復活推進本部」を立ち上げております。そして、次世代の健康教育事業などの諸事業を実施いたしております。

さらに、県内の各種団体で構成される「健康長寿おきなわ復活県民会議」を４月に立ち上げております。県民の健康意識の高揚や職場における健康づくりの推進など、官民一体となった健康づくり運動を推進しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　知事の政治姿勢に関する御質問の中で、訪米の目的、訪問先についてお答えをしたいと思います。

去る４月24日の日米首脳会談において、安倍総理はオバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする４項目への協力を要請いたしました。これを踏まえ、私が訪米し、県が求めている当該４項目の具体的な内容について直接説明を行いました。

訪問先は、米国務省、国防総省、国家安全保障会議、そして連邦議会上院議員であります。

続きまして、普天間飛行場の５年以内運用停止及び牧港補給地区の７年以内返還への米政府の反応についてお答えをいたします。

私は、普天間飛行場の危険性除去が喫緊の課題であり、一日も早い解決が必要との考えで米国にその趣旨を説明いたしました。普天間飛行場の５年以内運用停止及び牧港補給地区の７年以内返還については議論が開始されており、今後、日米両政府により具体的かつ確実な方策が示されるよう取り組んでまいります。

続きまして、日本政府の姿勢は米側に伝わっているかについてお答えをいたします。

去る４月24日の日米首脳会談では、安倍総理がオバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする４項目への協力を要請し、大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。

私の訪米時においても、米政府から沖縄の負担軽減は日米両国首脳レベルのコミットメントであり、アメリカは日本政府と協力して引き続き取り組んでいく旨の発言がありました。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、政府から米側の大臣クラスや実務者など、各レベルでの議論を始めているとの発言があったところであります。

続きまして、訪米時に県外移設を求めたかについてお答えをいたします。

今回の訪米は、県が求めている普天間飛行場の５年以内運用停止など４項目について考えを伝えたものであり、その方策として、機能の県外移設を行うことも検討すべきである旨申し上げました。

続きまして、世論調査を踏まえた沖縄県の役割と施策及び知事の訪中についてお答えいたします。なお、アとイは関連いたしますので一括してお答えをいたします。

平成25年11月に県が実施した「沖縄県民の中国に対する意識調査」によりますと、県民の中国に対する意識は、「良くない印象」、「どちらかといえば良くない印象」が合わせて89.4％となっております。一方、台湾については、「良い印象」、「どちらかといえば良い印象」が合わせて85.2％となっております。

これらの結果には、昨今の尖閣諸島周辺をめぐる日中間の対立等が影響しているものと考えられます。

沖縄と中国とは長い交流の歴史を持ち、友好的な関係を築いてまいりました。この友好関係を生かして文化、観光、経済など多分野にわたり沖縄ならではの交流を推進することとしております。また、知事は、平

成22年から24年にかけて航空会社の直行便開設要請等のため３回の訪中を行っており、中国政府の外交部長等とも面談しております。なお、私自身も交流推進のため、昨年４月と７月に北京、11月には福建省を訪問しております。

今後とも、知事の訪中を含むさまざまな取り組みにより日中両国の関係改善に貢献してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 健康、福祉、医療についての御質問の中で、待機児童数及び市町村待機児童解消計画の進捗についてお答えいたします。

平成26年４月１日現在の待機児童数は、対前年比で56人減の2160人となっております。また、市町村待機児童解消計画において、潜在的待機児童の解消も含めた保育の量の拡大目標につきましては、約１万1000人としているところであります。平成25年度の保育の量の確保については、2663名の計画に対して事業の繰り越し等により1656名の実績となっております。当該繰り越しについては、今年度繰越事業の実施に伴い達成する見込みとなっており、また、平成26年度分としての計画値2950名についても達成に向けてさらなる支援を実施してまいります。

次に、県立八重山病院の建てかえ工事の進捗と開院に向けての取り組み状況についてお答えいたします。

新県立八重山病院の建てかえ工事につきましては、現在、基本設計に着手し、平成27年度の着工を予定しております。

沖縄県としましては、平成29年度の開院に向けて用地取得、予算確保、インフラ整備等について関係機関と調整を進めているところであります。

次に、公共交通等対策についての御質問の中で、路線バスの定時性向上の取り組みについてお答えします。

沖縄県は、急激な自動車利用の拡大とバス利用者の減少により極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。路線バスの定時性向上に向けては、公共交通利用への転換が重要であると考えていることから、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入を目的とした低床バスの導入やバス停のグレードアップなど各種事業に取り組んでおります。また、基幹バスシステムの導入に当たっては、定時速達性の向上を図るバス専用の走行空間が必要不可欠であるため、関係機関と連携して、今年度中に国道58号におけるバスレーンの区間延長を実施する予定であります。さらに、バスからバス、またはバスからモノレールへの乗降時間の短縮と運賃精算の手間を軽減するＩＣ乗車券システムの導入についても取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、４月25日の日米共同声明の意図についてお答えいたします。

去る４月25日に安倍首相、オバマ大統領が発表した日米共同声明においては、「普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設及び沖縄の基地の統合は、長期的に持続可能な米軍のプレゼンスを確かなものとする。この文脈で、日米両政府は、沖縄への米軍の影響を軽減することに対するコミットメントを再確認する。」とされております。同声明は、日米同盟の強化とともに、本県にとって最も重要な基地負担の軽減が盛り込まれているものと受けとめております。

次に、集団的自衛権の行使容認及び宮古・八重山への自衛隊配備についてお答えいたします。１の(4)のアとイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

集団的自衛権の行使については、政府によって憲法解釈の閣議決定最終案が示され与党協議が行われている状況であり、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。広大な米軍基地が所在する沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。また、自衛隊の配備については、我が国の防衛や緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

県としましては、政府において今後も平和的な外交を通じ、不測の事態が生じないよう万全を期していただきたいと考えております。

次に、復帰後も続く基地負担についてとの御質問にお答えいたします。

昭和22年９月、当時のシーボルト連合国最高司令官政治顧問からマーシャル米国務長官に宛てられた書簡がいわゆる「天皇メッセージ」と言われておりますが、その意図や政治的・外交的影響についてはさまざまな論評があるものと理解しており、米軍の沖縄駐留との

直接の関連は明らかではないと認識しております。

次に、元国防次官補代理の発言についてお答えいたします。

本日も新聞報道がございましたけれども、米国内には米国外における米軍の駐留や派遣をめぐりさまざまな議論があると承知しております。御質問の発言もその一つであると受けとめております。

県としましては、普天間飛行場の危険性除去が喫緊の課題であり、日米両政府において一日も早い危険性除去のため、米軍の運用のあり方を含むあらゆる方策を追求すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） １の知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄戦と国体護持との関係及び軍隊は住民を守らなかったとの県民の証言についてお答えをいたします。１の(5)ア及び１(5)イは関連しますので一括してお答えをいたします。

沖縄戦の実相はさまざまな形で指摘をされており、それぞれの解釈、見方があると思いますが、戦争は人間のとうとい生命を奪うということにおいて人間性に反する行為であり、決して許されるものではありません。戦後69年が経過して、戦争体験者及び遺族の高齢化が進み、沖縄戦の風化が危惧されるところでありますが、県民一人一人が沖縄戦の教訓を継承し、平和を希求していくことが最も大切であると考えております。

次に、４の健康、福祉、医療についての御質問の中で、養護老人ホームの入所率が低い原因についてお答えをいたします。

養護老人ホームは、老人福祉法に基づく市町村の措置により、環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を入所させ、社会復帰や自立のための援助を行う施設であります。県内には６施設の養護老人ホームが設置されており、定員は300人で、平成25年４月１日現在の入所者は212人、入所率は71％となっております。本県の入所率が低い要因につきましては明らかではありませんが、背景には多様な高齢者の住まいが増加したこと等があるのではないかと考えております。

次に、養護老人ホームの定員増等の施策についてお答えをいたします。

養護老人ホームの必要入所定員総数につきましては、県老人福祉計画で目標値を定めることとなっており、今年度策定する次期計画の中で、市町村が必要とする事業量を踏まえ検討してまいりたいと考えております。また、市町村が行う養護老人ホームへの入所措置につきましては、これまでも「老人ホームへの入所措置等の指針」に基づき適切に実施するよう市町村に助言をしてきたところであります。

今後とも、入所の対象となる方に対し適切な措置がなされるよう、市町村に対し助言してまいります。

次に、生活保護の現状とその要因及び施策についてお答えをいたします。

沖縄県の平成25年度の生活保護世帯は２万4393世帯で、全国と同様に増加傾向で推移しております。

保護の主な要因としましては、傷病によるものや高齢・失業による収入減等となっております。

県におきましては、経済的な自立を支援する観点から、就労可能な方につきましては、福祉事務所において公共職業安定所等と連携をし就労支援を行っているところであります。

次に、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行後の取り組みについてお答えをいたします。

この条例は、障害を理由とする差別の禁止等を定め、その解消のための支援等を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。県では、同条例に基づき平成26年４月から広域相談専門員を配置し、相談体制の整備に取り組んでいるところであります。４月１日から５月31日までに寄せられた32件の相談のうち差別に関するものは、不動産取引に関するものなど６件あり、情報提供や助言等で解決を図っております。今年度も引き続き障害のある人に対する理解を深める啓発広報や、相談員研修を実施するなど、市町村や関係団体と連携して取り組んでまいります。

次に、認知症の現状、課題、取り組みについてお答えをいたします。

県内市町村の報告によりますと、要支援、要介護認定者のうち何らかの支援が必要な認知症高齢者は、平成25年３月末現在で約３万4000人おり、65歳以上被保険者に占める割合は約13％となっております。今後、高齢者人口の増加に伴いさらに認知症高齢者の増加が見込まれ、認知症になっても安心して地域で暮らし続けられる基盤づくりが課題となっております。現在、県では、認知症サポーターの養成等による認知症に対する正しい理解の促進、かかりつけ医に対する研修の実施等による認知症地域医療の支援、認知症疾患医療センターによる早期診断・早期治療の推進等、基盤づくりに取り組んでいるところであります。

次に、５の戦後処理についての御質問の中で、戦没

者遺骨の仮安置所増築とＤＮＡのデータベース化についてお答えをいたします。５(1)アと５の(1)イは関連しますので一括してお答えします。

戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定につきましては、国において平成15年度より、遺留品をもとに死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係遺族を推定できることなど一定の条件のもとで実施されております。一定の条件に合致しない遺骨については、遺骨の尊厳の観点から、焼骨の上、国立戦没者墓苑に納骨することになっており、現在のところ今の仮安置所で対応可能と考えております。また、南方地域における戦没者のＤＮＡ鑑定のあり方について、現在、国の有識者会議において検討されているところであります。

県としましては、その動向を注視し、必要に応じて国に意見を述べていきたいと考えております。

次に、豊見城城址公園内の戦没者遺骨収集と遺族のＤＮＡ鑑定についてお答えをいたします。

戦没者の遺骨収集事業は一義的に国の業務であり、県においては、国から委託を受け業務の一部を実施しております。

県においては、今年度、豊見城市地域における埋没壕等調査を実施する予定であり、当該調査において収集された未収骨情報を国に提供し、遺骨の収容及びＤＮＡ鑑定が迅速に行われるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、援護法が適用されていない一般民間戦争被害者数と新援護法制定についてお答えをいたします。

国に対して一般民間戦争被害者の救済のための新援護法の制定を求める動きがあることは承知をしております。

県としましては、戦争被害に対する補償については、対象の範囲も含めその制度のあり方については、基本的に国において対応すべき事項であると考えており、今後の訴訟の動向や国における対応状況を注視していきたいと考えております。

なお、援護法が適用されていない一般民間戦争被害者の数は、３万8276人と推計されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは知事の政治姿勢についての御質問の中で、皇民化教育に対する見解についてお答えいたします。

戦前の国家主義的な教育のもとで住民を忠良な皇民にする、いわゆる皇民化教育が進められてきたことは承知しております。戦後69年が経過し戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであり、平和教育の推進は県民が心から望んでいるものと考えます。

次に、教育行政の御質問の中で、家庭教育力促進「やーなれー」事業についてお答えいたします。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断、自立心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものであります。本事業では、去る６月６日に11名の委員で構成する家庭教育推進委員会を設置し、保護者向け学習プログラムや啓発活動等の家庭教育推進計画について検討を始めたところです。また、家庭教育支援リーダーを委嘱し、家庭教育支援アドバイザー養成講座やフォーラムの開催等、家庭教育支援に向けた準備を進めているところです。

次に、教科書採択見直し後の支援体制等についてお答えいたします。

長きにわたり膠着状態にありました八重山地区の教科書採択につきましては、子供の教育の視点から協議を重ね努力してきたところ、今般、解決に向かうことができ大変安堵しているところです。

県教育委員会としましては、教科書採択を支援する指導主事を新たに配置するとともに、教科用図書選定資料を提供するなど、採択地区変更による影響がないように努めているところです。

なお、採択地区の設定に際しては、各市町村教育委員会の意向を十分考慮するとともに、当該地域のよりよい教育指導行政が展開できるように努めてまいります。

次に、「琉球・沖縄史」に関する取り組みについてお答えいたします。

「琉球・沖縄史」を学習することは、本県児童生徒が郷土を愛する心や誇りに思う気持ちの育成につながるもので重要なことだと認識しております。沖縄の歴史教育につきましては、小中学校においては、社会科等の授業で地域の実態等に応じて教科書や副読本等を活用して取り組んでおります。高等学校においては、日本史の授業や学校設定科目等により、地域や学校の実態等に応じて教材や内容を創意工夫して授業に取り組んでおり、現在の教育課程の中で対応しているところです。

県教育委員会としましては、今後とも学校との連携を通して沖縄の歴史に関する指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、改正地方教育行政法の内容と仕組み及び首長の権限に対する見解についてお答えいたします。２の

(4)アと２の(4)イは関連しますので一括してお答えいたします。

今回の改正では、教育委員長と教育長を一本化するほか、首長が総合教育会議を設置し、教育振興に関する大綱の策定のほか、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策や緊急事態における措置などについて協議・調整を行うこととされております。改正後も教育委員会は教育行政の執行機関として引き続き存続し、職務権限は従前のとおりとされておりますが、教育の政治的中立性や継続性・安定性については今後も確保していくことが重要だと考えております。

県教育委員会としましては、今後、文部科学省からの施行通知等を踏まえた上で、関係部局や各市町村教育委員会と連携し、本県における教育行政がさらに充実していくよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、少人数学級の現状と課題についてお答えいたします。

本県では、小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生で35人学級を実施してまいりました。さらに、今年度から新たに県単定数も活用し、中学校１年生での35人学級を実施し、対象学年を拡大したところであります。

県教育委員会としましては、国の動向、全国の実施状況等を踏まえるとともに、教室不足の解消を担う市町村の理解と協力を得ながら、次年度以降の少人数学級について検討してまいります。

次に、文化行政についての御質問の中で、学校におけるしまくとぅばの現状についてお答えいたします。

小中学校においては、教科等で地域の方言や歴史を学ぶとともに、学校行事やクラブ活動等でエイサー、琉舞、三線等に取り組むなど、しまくとぅばの継承へつながる実践が行われております。高等学校においては、学校設定科目や国語科等の授業で副読本を活用しており、現在、さらなる活用の充実を図るため、副読本の増補改訂を行っているところです。

県教育委員会としましては、今後ともしまくとぅばを児童生徒に理解させ誇りを持たせるとともに、尊重する態度を育む教育環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは文化行政に関する御質問の中の、地域におけるしまくとぅば普及事業の取り組みについてお答えいたします。

地域におけるしまくとぅば普及の取り組みについては、昨年８月に調査を行ったところ、各地域の文化協会やＮＰＯ法人が市民講座や講師養成講座、語やびら大会、放課後のクラブ活動の学習支援等を行っている状況にあります。

県としましては、しまくとぅばを広く普及させるためには、各地域の取り組みの拡大やしまくとぅばを教える人材の育成確保が重要だと考えております。そのため、ＮＰＯ団体や文化協会とも連携を図りながら、しまくとぅばを広める仕組みの構築や人材の育成確保の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、しまくとぅばに関する県内自治体の取り組みについてお答えいたします。

市町村のしまくとぅば普及の取り組みについては、那覇市において平成24年からハイサイ・ハイタイ運動が行政内で実施されております。一方、県においては、昨年度、部局長に対ししまくとぅばを活用した挨拶を例示し、しまくとぅばの活用を促しているところであります。また、今年度からは沖縄県自治研修所において、しまくとぅばの実践会話も含めた職員向けの研修を行うこととしております。

今後、県としましては、しまくとぅばを普及させるためには各自治体が率先して行動することが重要であることから、実施可能な普及事例を検討し、各自治体に働きかけてまいります。

次に、地域の伝統行事への支援についてお答えいたします。

県内各地域において受け継がれてきたしまくとぅばは、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であり、沖縄文化の基層であります。しまくとぅばを普及・継承させることは、地域において長年継承されている綱引きやハーリー、村芝居などの伝統行事を保存・継承することにつながっていくものと認識しております。

県においては、昨年度、地域の伝統行事への支援として４カ所の市町村でしまくとぅばの普及と地域の伝統行事の保存・継承に関するシンポジウムを開催するとともに、国立劇場おきなわにおいて各地の伝統芸能を紹介する公演を実施してきたところであります。今後も引き続き各地域の伝統行事等への支援を行い、しまくとぅばの普及・継承につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　健康、福祉、医療についての御質問の中で、県立北部病院の診療科の現状

と基幹病院としての整備充実についてお答えいたします。

県立北部病院においては、現在、内科、外科、小児科を初め25の診療科を有しております。同病院の診療科のうち、産婦人科については医師不足の状況から診療制限を行っておりますが、その他の診療科につきましては、夜間対応等において他の医療機関との連携を図りながら必要な医療機能を確保しております。

病院事業局としましては、新たに指導医の招聘によるスキルアップ環境の改善や研修支援等を行い、医師の安定確保に努めているところであります。また、最新のＭＲＩへの更新や電子カルテの導入、研修医等宿舎の整備を行うなど、北部圏域における中核的な医療機関としての役割が果たせるよう、引き続き医療機能の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　公共交通等対策についての御質問の中の、ＩＣ乗車券システムの導入についてお答えいたします。

ＩＣ乗車券システムは、乗り継ぎ時の運賃精算の効率化や乗降時間短縮による定時速達性の向上、バス相互やモノレールとのネットワークの連携強化を図るものです。平成25年８月、沖縄都市モノレール株式会社及び沖縄本島バス４社がＩＣ乗車券システムの導入に合意し、11月には本システムの管理運営を担う「沖縄ＩＣカード株式会社」が設立されました。また、平成26年１月には、公募したＩＣ乗車券の名称をアルファベットで「ＯＫＩＣＡ」に決定し、現在、平成26年10月からのモノレールでの先行サービス開始、平成27年４月からのバス及びモノレールでの本格運用開始を目指し、システム開発に取り組んでおります。

次に、軽油引取税の免除特例措置の期限到来に伴う県の対策についてお答えいたします。

軽油引取税の課税免除措置については、平成27年度の税制改正の議論において国民生活への影響等を精査し、引き続き延長するかどうか判断されるものと認識しております。沖縄県は離島県であることから、軽油引取税の課税免除措置の廃止や燃料価格の上昇は離島航路事業者の経営、ひいては離島住民の日常生活や地域振興への影響が懸念されます。このため、県としましては、軽油引取税の課税免除措置の延長など、離島航路の確保・維持を図るための各種支援策を国に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　公契約条例についての中の、ＩＬＯ第94号条約とその対応についてお答えいたします。

ＩＬＯ第94号条約は、公の機関を一方の契約当事者とする契約において、国内の法令等により定められたものよりも有利な条件に関する条項を契約に入れるよう求めているものであります。我が国における労働者の賃金等、個々の労働条件については、労働基準法や最低賃金法等に定める最低基準を満たした上で、労使が対等の立場において決定されるという枠組みとなっており、国は、労使の自主的な取り組みに政府が介入することは適当ではないとの考えから、条約の批准には至っておりません。

沖縄県としましては、県におけるそれぞれの契約において労働者の賃金、労働条件が適正に確保されるよう、契約業者等に対し法令遵守等の徹底を図っていく考えであります。

次に、全国自治体の制定の状況及びその動きについてお答えします。

滋賀県が都道府県を対象に行った調査によりますと、検討した結果制定しないとしたのが１都１道２府の４件、制定の可否を含め検討中が11件、同様に検討を予定しているのが４件、検討を予定していないのが23件となっており、条例案を６月議会に上程するのは奈良県１県であります。市区町村では、平成21年９月30日に千葉県野田市において制定されて以降、神奈川県川崎市、東京都渋谷区、福岡県直方市などで制定されております。

次に、制定に向けた検討委員会等の設置についてお答えします。

国では、現在、公契約条例等を制定した地方自治体等の取り組みに関する情報収集及び関係団体との意見交換により研究を行っていると聞いております。

沖縄県としましては、国や他県の動向を見守るとともに、公契約条例の必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後４時２分休憩

午後６時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ。こんにちは。こんばんはになりますかね、もう。大変長らくお待たせをいたしました。

それでは社民・護憲ネットを代表いたしまして、質問を行いたいと思います。

まず最初に、基地問題に関してお聞きをしたいと思います。

米軍嘉手納基地の2013年度の離発着機の目視調査結果を沖縄防衛局は公表した。それによると４万7078回と前年度の３万7110回を約１万回も上回る結果となっており、爆音被害に苦しむ周辺住民の負担は増すばかりであります。負担軽減は名ばかりであり、日米合意を守る姿勢を持たない米軍と、またそのことを傍観する日本政府に対する県の見解を問うものであります。

次は、第四次厚木爆音訴訟の件であります。

横浜地裁は、厚木基地周辺住民7000名余りが訴えていた第四次厚木基地爆音訴訟で、自衛隊機の夜間・早朝の飛行差しとめを命じる全国で初めての判決を言い渡しました。爆音被害で苦しむ周辺住民の請求が認められ一定の評価をできるものであります。本県における自衛隊訓練の騒音実態及び共同訓練時の騒音規制、これはどのようになっているか示していただきたいと思います。

戦闘機やオスプレイなどからの部品・装備品の落下事故が頻発しており極めて異常な事態であります。住宅上空の飛行禁止を求めるなど怒りは頂点に達しています。米軍は周辺住民への安全対策に対する配慮が全く見られない。このような米軍の姿勢を県はどのように捉えているのか伺います。

次に、高江ヘリパッド建設です。

高江ヘリパッド建設で今後予定されている箇所は、ノグチゲラの営巣やヤンバルクイナなどの観測状況が確認されており、貴重な動植物の聖域であります。厳重に保全すべき場所であります。県もオスプレイ運用に係る再アセスを要求しているが、沖縄防衛局が応じる姿勢は見せておりません。ならば県として中止を求めるべきではないのか、県の見解を伺います。

去る４月29日、30日及び５月16日にトリイ通信施設内で離着陸が繰り返し行われたＭＶ22オスプレイは、兵士十数人が乗りおりしているのが確認をできています。同日、伊江島でパラシュート降下訓練が行われ、訓練兵士の輸送訓練であることは明らかであります。なお、先日６月26日にも同様な訓練が行われて兵士20名前後が都合６回にわたり乗りおりしているのが確認をされております。環境レビューではトリイ通信施設の使用は「ＶＩＰ輸送や医療避難等、緊急または特別な目的のために不定期に使用される。」管理着陸帯とされ、訓練目的の戦術着陸帯ではないはずであります。昨年５月の同様の訓練強行に村民抗議大会で訓練中止を求めたにもかかわらず訓練が行われたのは、環境レビューの形骸化であり、訓練の常態化をもくろむ姿勢そのものであり断じて許されるものではありません。県の対応を伺いたいと思います。

オスプレイ配備後のオスプレイのもたらす低周波や騒音、振動などで健康被害の訴えがあります。2010年普天間基地爆音訴訟で低周波の被害認定を認めた判決が下されました。国は健康被害の実態調査と対策をとるべきであります。一方で県民の生活に係る問題であり、県も主体的に調査し健康被害の把握に努めるべきであると思うが県の姿勢を示されたい。

オスプレイ12機の県外配備を求めているが、なぜ12機なのか。県民要求は配備の撤回であります。オスプレイ全機の配備撤回を要請する考えはあるか伺います。

沖縄防衛局がキャンプ・シュワブの水域制限の立入制限、現行の沿岸50メートルから最大2000メートル余りまで拡大するとしています。その根拠は何か伺います。

県は、これまで射爆撃場や訓練水域の返還を求めるなど基地の整理縮小の姿勢であったはずであります。制限水域拡大は基地の拡大そのものであります。基地の拡大に対する知事の姿勢はどうなのか伺いたいと思います。

２番目は、観光産業と県民所得全国中位の知事公約についてお聞きをいたします。

年収200万円以下、150万円以下、100万円以下の有業者は本県において増加の一途にあります。総務省調査の結果について推移を示していただきたい。

とりわけ観光産業を支える飲食・宿泊業は「50万円から99万円」の所得階層に従業者が集中をしている。

平成９年から平成24年の15年間で観光客が何万人ふえたか。

そして平成９年と平成24年の県民所得の比較を示していただきたい。

平成９年と平成24年の非正規雇用の割合、そして県内と全国との比較を示されたい。

若年についてはどのようになっているのか。所得水準、非正規雇用の割合について特徴を示されたい。

観光客の伸びと県民所得が連動しないのはなぜなのか。産業政策としての労働形態や所得への影響をどう分析しているのか伺いたいと思います。

知事公約は「県民所得全国中位」であります。公約

に照らし、県民所得に関する現状認識を示されたい。あわせて、任期中に達成する所得目標について明らかにされたい。

次に３番目、農林水産業の振興に関してお聞きをいたします。

亜熱帯気候の地理的優位性を生かした競争力のある産地の形成を確立することにより、消費者に信頼され、生産者の生産意欲の向上につながる。農林水産業の安定的な振興をどのように描いているのか伺いたいと思います。

農家所得の向上、地域活性化に結びつける農林水産業の６次産業化への取り組み状況、課題について伺います。

県外市場の高評価を得る園芸作物の責任生産地としての安定生産・供給の確立、信頼される産地形成は重要な課題だと思います。その取り組みについて伺いたいと思います。

畜産における他府県のブランド力に対抗できる本県独自のブランドの確立を必要としているとしていますが、その取り組みについて伺いたいと思います。

⑸番目は、日台漁業協定締結後の漁業操業、その実績はどうなっているのか伺いたいと思います。

県内マグロはえ縄漁船のはえ縄が本島近海で相次いで切断される事件が発生し、米海軍の音響測定艦「インペッカブル」の関与が疑われている問題について、誰が加害者を特定するのか、県の認識を伺いたいと思います。

次に、環境行政に関してお聞きをいたします。

知事公約において、「環境保全と経済発展が両立する沖縄版グリーンニューディール政策を策定します」としたが、どのようになったのか伺います。

希少動植物の生息・生育環境の保存・確保に取り組むとしていますが、辺野古の埋め立てやあるいは高江のヘリパッド建設はその趣旨に逆行していると思うがどうか。

民間における産業廃棄物最終処分場の適正処理の問題がたびたび上げられています。指導・監視体制が問われています。地域住民との信頼構築を得るためにも監視体制強化が求められよう。その取り組みについて伺わせてください。

最後に、ＤＶ、ストーカー被害についてお聞きをいたします。

県内の被害実態、そしてまた特徴を伺います。県警の体制についてもお聞かせをいただきたい。

加害者への対策はあるのか、課題を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　仲宗根悟議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、農林水産業の振興についての中で、農林水産業の安定的な振興についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図ることといたしております。具体的には、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、さらに、流通・販売・加工対策の強化、そして農林水産技術の開発と普及など７つの基本施策を展開し、持続可能な競争力のある農林水産業を推進してまいる所存でございます。

次に、農林水産業の振興についての中で、畜産物のブランド確立についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきまして、畜産物のブランド確立に向けて、優良系統の作出や品質向上などに取り組んでいるところであります。具体的には、アグー豚の遺伝子を活用した「世界一おいしい豚肉」の開発、アグー豚肉の「トレーサビリティシステム」の構築、優良系統豚「オキナワアイランド」の普及、優良な「種雄牛」の開発などを行っております。また、畜産物の安定供給や安全・安心の確立に向けて、国際規格に対応した食肉センターの整備などを行っているところであります。

次に、環境行政についての御質問の中で、沖縄版ニューディール政策についてどうなっているのかという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、新たな環境対策を積極的に講じることにより、豊かな自然環境の保全及び経済発展・雇用の創出につなげるため、平成23年10月に沖縄版グリーンニューディール計画として「ちゅら島おきなわの環境による島おこし」を策定しているところでございます。本計画では、「環境と開発の調和」、「環境共生型観光の推進」、「環境にやさしいまちづくり」、「新たな環境産業・リサイクルの推進」などを掲げ、各種施策を展開しているところでございます。これまで、サンゴ礁保全再生事業、観光施設等の総合的エコ化促進事業、ＥＶバスの開発・実証運用事業や廃材等を利用したリサイクル事業等を実施しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 基地問題に関する御質問の中で、オスプレイ全機の配備撤回要請についてお答えいたします。

県としては、まず12機程度の訓練の分散から始まり、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも含めて着実に進めることを政府に対して求めているところであります。

続きまして、農林水産業の振興に関する御質問の中で、マグロはえ縄切断の加害者の特定についてお答えいたします。

本県漁船のマグロはえ縄漁具の切断が発生した水域においては、米軍の音響測定艦が頻繁に目撃されていたため、県は、漁業関係団体とともに、原因の究明等について、米海軍への照会を含め、政府に要請したところであります。また、現在、沖縄県漁業協同組合連合会は、米海軍の法規に基づき、米海軍法務部に対し損害賠償請求手続を進めているところであります。はえ縄切断の加害者特定については、請求を行った後、米海軍法務部の中で審議されるものと聞いております。

県としましては、賠償までの手続が円滑に行われるよう、漁業関係団体を支援していくこととしております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 観光産業と県民所得全国中位の知事公約についての御質問の中で、県民所得全国中位についてお答えいたします。

沖縄県では、「県民所得全国中位を目標にあらゆる産業を振興する」という知事公約の実現に向け、これまで観光、情報通信を初めとしたさまざまな産業振興に取り組んできたところであります。平成23年度は、リーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災の影響等により、観光客数は553万人まで落ち込み、また、沖縄振興予算も約2300億円まで減少したことなどにより、１人当たり県民所得は201万8000円で全国最下位となっております。しかしながら、平成24年度以降は、沖縄振興予算が約3000億円に引き上げられ、また、新たな沖縄振興特別措置法のもと創設された一括交付金などの活用により公共投資は拡大し、あわせて入域観光客数や企業立地が大幅に増加し、その結果、完全失業率の21年ぶりの大幅な改善、復帰後最高の有効求人倍率を記録するなど県経済は好調に推移しております。今後も、安倍総理が沖縄振興計画期間中、沖縄振興予算を3000億円台確保することを約束されており、これを活用した各種施策の展開や、拡充された特区・地域制度の活用などにより、さらなる観光客の増加、新たなリーディング産業である臨空・臨港型産業の成長などが見込まれ、県経済が好調を維持し、発展すると期待されることから、１人当たり県民所得は全国中位に近づいていくものと考えております。

なお、平成26年３月に公表した県経済の見通しにおいては、平成26年度の１人当たり県民所得は218万1000円になると予測しております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 基地問題についての御質問の中で、嘉手納飛行場の騒音対策についてお答えいたします。

沖縄防衛局の嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査によりますと、平成25年度の離着陸等回数は議員御指摘のとおり約４万7000回で、前年度より約１万回増加しております。嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転がこれまで28回実施されており一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来に加え、ことし１月から４月までの間、Ｆ22戦闘機が暫定配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減が十分あらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音を初めとする周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、米軍機の部品落下と米軍の姿勢についてお答えいたします。

県としましては、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。米軍機の部品落下事故は、県が再発防止を再三申し入れたにもかかわらず、ことしに入り５件発生しており、米軍の安全管理体制に疑念を抱かざるを得ません。

県としましては、具体的な事故原因の究明と公表、実効性のある再発防止策と一層の安全管理の徹底を強く求めております。

次に、高江のヘリパッド建設中止についてお答えいたします。

県としては、ＳＡＣＯ合意事案の着実な実施が本県

における基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、北部訓練場の過半の返還の実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、地元東村とも連携を図りながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮するよう求めてきたところであり、直ちに工事の中止を求める考えはありません。

次に、オスプレイのトリイ通信施設内の離着陸と環境レビューについてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、環境レビューは、米軍がオスプレイの配備に際し、地域住民や周辺環境への影響を分析するために実施したものとのことであります。トリイ通信施設の着陸帯は、環境レビューでは管理着陸帯とされ、給油、人員輸送、ＶＩＰ移動、緊急医療活動が行われるとされております。５月16日のトリイ通信施設におけるオスプレイの離着陸については、米陸軍から沖縄防衛局を通じ、伊江島でパラシュート降下訓練を行うための人員輸送のためのものと連絡がありました。沖縄防衛局は、海側を飛行する等、周辺住民への影響が最小限となるよう最大限の配慮を米軍に申し入れており、県としても、引き続き、オスプレイに関する日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守を求めております。

オスプレイについては、県民の不安が払拭されておらず、県は軍転協とも連携して、配備計画の見直しや配置分散の実施等を求めております。

次に、水域の使用制限の変更及び一部水域の共同使用の根拠についてお答えいたします。

今回、キャンプ・シュワブ提供水域において臨時制限区域が設定されるとともに、沖縄防衛局が同水域を共同使用することについて、日米合同委員会で合意がなされました。これら水域の使用制限の変更及び一部水域の共同使用の手続は、日米地位協定第２条第１項(a)、同条第２項及び同条第４項(a)の取り決めに基づいて行われております。

次に、質問１の(9)の、同じく一部水域の共同使用に対する県の姿勢についてお答えいたします。

防衛省によれば、今回の臨時制限区域の設定は、既に提供されている水域内で設定し共同使用するものであり、新たな水域を追加提供し拡大させるものではないとのことであります。米軍訓練水域の返還につきましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除について、漁業関係者の要望を踏まえ、平成20年度以降要請を行ってきたところであり、公約に沿って引き続き求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　基地問題についての中で、自衛隊訓練の騒音実態及び騒音規制についての御質問にお答えします。

県では、那覇空港周辺の４地点において航空機騒音の常時監視測定を実施しており、平成25年度は４局中１局で環境基準を超過しておりました。自衛隊機による騒音の年間最大ピークレベルは、豊見城市与根局で101.7デシベルで、民間機は99.2デシベルとなっております。騒音発生回数については、与根局で月当たりの平均で自衛隊機が1035回、民間機で4688回を記録しており、そのうち22時から６時までの夜間・早朝については自衛隊機が28回、民間機で304回を記録しております。また、航空自衛隊那覇基地における訓練時の騒音規制については特にございませんが、県としましては、引き続き航空機騒音の監視に努め、航空自衛隊那覇基地に対し、航空機騒音の軽減について要請を行ってまいります。

同じく基地問題についての中の、低周波音による健康影響調査についての御質問にお答えします。

低周波音によるものと考えられる健康影響としては、不眠、いらいら感、頭痛、吐き気などがあるとされておりますが、年齢、個人差等が大きく、健康影響が明確になっていないのが現状であります。現時点では、低周波音における規制値や環境基準等も定まっていないことから、県におきましては、平成25年９月に国に対して低周波音の実態調査や健康影響調査などを要請したところであります。また、県におきましては、低周波音調査を実施し、基地周辺の低周波音の実態把握に努めているところであります。

次に、環境行政についての中で、希少動植物の保存・確保と高江ヘリパッドなどの建設についての御質問にお答えします。

沖縄県としましては、希少動植物の生息・生育環境の保全については、「レッドデータおきなわ」や、「自然環境の保全に関する指針」、「生物多様性おきなわ戦略」の策定など、保全のための基本的方針を示すとともに、適切な土地利用への誘導などを行ってきたところであります。また、鳥獣保護区や自然環境保全地域などの指定とあわせ、特定外来生物であるマングースの駆除対策など、本県の貴重な自然環境の保全に努めているところであります。

高江ヘリパッドなどの建設については、事業者に対し、希少動植物の生息・生育環境を含めた環境保全措

置などについて意見を述べてきたところであります。

同じく環境行政についての中で、産業廃棄物最終処分場の監視体制についての御質問にお答えします。

県では、産業廃棄物最終処分場における廃棄物の適正処理、施設の安全管理を徹底させるため、産業廃棄物最終処分場等総点検実施要領に基づき、毎年、総点検を行っております。また、最終処分場への立入検査回数等を規定した、廃棄物処理施設等立入検査等実施計画に基づき、計画的な立入検査を行っております。立入検査の結果、悪質な違反が確認された施設や改善が見られない施設に対しては､廃棄物処理法に基づき、改善命令の行政処分を行っているところであり、今後とも監視指導を強化していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 観光産業と県民所得全国中位の知事公約についての御質問の中の、年収200万円未満、150万円未満、100万円未満の数と推移についてお答えいたします。

総務省が５年ごとに実施している就業構造基本調査によれば、沖縄県における年収200万円未満の者の数と比率は、平成９年が有業者57万9000人に対し、26万4000人で45.6％、平成14年が59万9000人に対し、28万8000人で48.1％、平成19年が63万4000人に対し、31万6000人で49.9％、平成24年が65万1000人に対し、33万7000人で51.8％となっております。

年収150万円未満の数と比率は、平成９年が有業者57万9000人に対し、19万1000人で33.0％、平成14年が59万9000人に対し、21万7000人で36.2％、平成19年が63万4000人に対し、23万4000人で36.9％、平成24年が65万1000人に対し、25万人で38.4％となっております。

年収100万円未満の数と比率は、平成９年が有業者が57万9000人に対し、９万9000人で17.1％、平成14年が59万9000人に対し、11万3000人で18.9％、平成19年が63万4000人に対し、12万5000人で19.6％、平成24年が65万1000人に対し、13万5000人で20.8％となっております。

次に、平成９年と平成24年の県民所得の比較についてお答えいたします。

平成９年度の県民所得は２兆6781億円、現時点での最新の県民所得の推計値は平成23年度でありますので、その数値との比較を行いますが、平成23年度は２兆8268億円となっており、この14年間で1487億円の増加となっております。率にして5.6％の増となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 観光産業と県民所得全国中位の知事公約に関する御質問の中の、平成９年度から平成24年度までの観光客数の増加についてお答えいたします。

平成９年度の入域観光客数は394万700人、平成24年度は592万4700人となっており、この間で198万4000人増加となっております。

次に、宿泊・飲食サービス業における平成９年と平成24年の非正規雇用の割合等についてお答えいたします。

国の就業構造基本調査では、平成14年から宿泊業と飲食サービス業を合わせた分類について、雇用状況が示されております。この中の飲食サービス業には、一般客も利用する居酒屋やファストフード店など、主にパートやアルバイトの雇用により運営されている業種が含まれております。平成14年の調査では、県内については、役員を除く全雇用者数３万7200人のうち、非正規の職員は２万5100人で67.5％となっております。全国では、全雇用者数260万7900人のうち、非正規の職員は175万9400人で67.5％となっております。平成24年の調査では、県内については、役員を除く全雇用者数４万3100人のうち、非正規雇用の職員は３万600人で71％となっております。全国では、全雇用者数307万8600人のうち、非正規の職員は225万5400人で73.3％となっております。

次に、若年者の所得水準、非正規雇用の割合などについてお答えいたします。

国の就業構造基本調査では、都道府県ごとには、年齢区分による産業別の調査結果が公表されていないことから、全産業の状況についてお答えいたします。

平成24年の調査について、県内では役員を含む全若年者雇用者数18万5900人のうち、所得が100万円未満となっている者の割合は、20.2％となっております。全国では、全若年者雇用者数1652万1900人のうち、所得が100万円未満となる者の割合は、15.4％となっております。非正規雇用の割合について、県内では、役員を含まない全若年者雇用者数18万5400人のうち、非正規の職員は９万3300人で50.4％となっております。全国では、全若年者雇用者数1638万7600人のうち、非正規の職員は578万500人で35.3％となっております。沖縄県の若年者における所得100万円未満及び非正規雇用者の割合は、全国と比べて高くなっております。

次に、観光客の伸びと県民所得が連動しない理由と

その影響についてお答えいたします。

県民所得は、雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計となっており、全産業の経済活動の影響を受けますが、県民所得と観光客数の推移について長期的に見ると、観光客数の増加に連動し県民所得は増加しているものと考えております。平成23年度の県民所得を見ると、対前年度比で0.6％減少しておりますが、これは、東日本大震災により、平成23年度の入域観光客数が減少したことも影響していると考えております。なお、平成24年度の入域観光客数は対前年度比で7.2％の増加となっており、さらに平成25年度は対前年度比で11.1％の大幅な増加となっていることから、県民所得の向上に寄与するものと考えております。また、観光産業における雇用環境の改善を図るためには、年間を通した安定的な収益の確保による経営基盤の強化が重要であることから、入域観光客数の平準化や観光客１人当たり消費額の向上に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農林水産業の振興についての御質問の中で、６次産業化の取り組み状況と課題についてお答えいたします。

農林漁業者が生産から加工、流通、販売まで取り組む６次産業化により農林水産物の高付加価値化を推進することは、農家所得の向上や農山漁村の活性化を図る上で重要であると考えております。そのため、県では、地域資源を生かした加工品の開発や加工機材の整備等を支援するアグリチャレンジ普及推進事業、モンドセレクションなど国際認証の取得等を支援するプレミアム加工品開発支援事業などを実施しているところであります。また、課題としましては、生産から加工、流通までの一貫したノウハウを有する人材の育成、６次産業化法に基づく認定事業者の計画達成に向けた支援体制の整備などがあると認識しております。そのため、総合的な相談対応を行うサポートセンターの設置に加え、今年度は人材育成研修会や交流会の開催、新商品開発や販路開拓等に対する助成、加工施設や直売施設等の整備に対する助成などを実施することとしております。

県としましては、引き続き市町村、関係団体等と連携し、６次産業化の推進による農林水産物の高付加価値化に努めてまいります。

次に、園芸作物の産地形成についてお答えいたします。

県においては、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、生産拡大が期待できるゴーヤー、菊、マンゴー等の園芸品目を戦略品目として位置づけ、計画的・安定的に供給できる拠点産地の育成に取り組んでいるところであります。園芸品目の拠点産地数は、平成25年度末現在、野菜31地区、花卉21地区、果樹24地区、合計76地区となっております。産地形成に向けた主な取り組みとしましては、強化型パイプハウス等の施設整備、省力化機械の導入、オリジナル品種の開発･普及、新技術の導入・普及などとなっております。

県としましては、今後とも市町村、ＪＡ等関係機関と連携し、拠点産地の育成強化を図ってまいります。

次に、日台漁業取り決め合意後の操業の実績についてお答えいたします。

日台漁業取り決めの適用水域内で操業する本県のマグロはえ縄漁船、ソデイカ漁船等の隻数は、日台漁業取り決めが発効した平成25年５月以前は年間180隻程度でありました。取り決め発行後の平成25年５月から７月のクロマグロ漁期には取り決め適用水域内での台湾漁船の操業が多く県内漁船は操業を自粛しておりましたが、台湾漁船の操業が減少した昨年８月以降、適用水域内における操業を再開した本県漁船は160隻程度と思われます。

県としましては、ことしのクロマグロ漁期についても昨年同様に操業ができないことが懸念されることから、漁業関係団体、国と連携しクロマグロ漁期に本県マグロはえ縄漁船の操業ができるよう、台湾側との協議を重ねてまいりました。この結果、ことし１月に取り決め適用水域の一部に日本側の操業ルールを優先する水域を確保することが合意され、これを受け、八重山漁業協同組合のマグロはえ縄漁船が操業を再開したと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　５のＤＶ、ストーカー被害についての御質問の中で、県内のＤＶ被害の実態と特徴についてお答えをいたします。

平成25年度の配偶者暴力相談支援センターにおけるＤＶ相談件数は2484件で、前年度比173件の増、男女共同参画センターにおけるＤＶ相談件数は442件で、前年度比276件の増となっております。また、同年度のＤＶ被害者一時保護件数は110件で前年度比20件の増となっており､相談件数同様に増加傾向にあります。さらに、平成25年度に裁判所が発令した接近禁止等の保護命令件数は65件で、10万人換算では沖縄県は4.6

件であり、全国３位となっています。

次に、ＤＶ加害者への対策及び課題についてお答えをいたします。

県では、平成18年度から委託事業により加害者更生相談窓口を設置しております。平成25年度の電話相談件数は283件で、対前年度比45件の増となっており、年々増加の傾向にあります。なお、被害者の安全を第一に考えた実施体制の整備などの課題がありますが、県では、誰もが加害者とならないため、講演会やリーフレットの作成等の広報啓発を行うとともに、特に若年者層に対し学校現場で講座を実施するなど、予防教育に努めております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君）　ＤＶ、ストーカー被害についての御質問の中で、(1)の県警察が把握する県内の被害実態及び県警の体制、(2)の加害者への対策と課題については関連をいたしますので一括してお答えをいたします。

最初に、県内の被害実態及び県警察の体制についてお答えをいたします。

県警察が受理をいたしました過去５年間のＤＶ被害の相談件数は、平成21年が497件、平成22年が609件、平成23年が557件、平成24年が558件、平成25年が656件となっており、昨年は前年よりも98件、率にすると17.6％増加をしております。また、ストーカー被害の過去５年間の相談件数でありますが、平成21年が103件、平成22年が106件、平成23年が107件、平成24年が88件、平成25年が155件となっており、昨年は前年より67件、率にして76.1％と大幅に増加をしているところであります。

相談が増加した理由といたしましては、全国的に凶悪事件が発生したことや関係機関と連携した広報啓発活動等により相談しやすい環境が整ってきたことが考えられます。

県警察といたしましては、年々増加傾向にありますＤＶやストーカー事案に迅速・的確に対処するため、本年４月１日付で生活安全部に子供・女性安全対策課を新設したほか、同課を中心に生活安全部、刑事部、警務部の捜査員等で構成をいたします「ＤＶ・ストーカー事案等対処チーム」を構築しております。また、各警察署にも同様の対処チームを設置して、これまで以上に被害者の保護対策や加害者の積極的検挙措置等の組織的対応を行っているところであります。

次に、加害者への対策についてお答えをいたします。

ＤＶ、ストーカー事案については、被害者の意思を確認しながら積極的に事件検挙することにより加害者と被害者の一時的な隔離措置を行うとともに、それぞれの法律に基づく加害者への指導警告等による再犯防止対策を実施しております。特に、ＤＶ事案について裁判所から保護命令が発令された場合には、警察官が加害者に対して再度の指導警告を実施しております。

ＤＶやストーカー事案につきましては、他県の事例に見られますように事案の状況が刻々と変化し、重大事件に発展する危険性が高いという特徴がありますので、県警察といたしましてはこれまで以上に同種事案への対応を徹底していく所存であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　それでは再質問を行いたいと思います。

嘉手納基地の離発着回数の激しさの問題なんですけれども、訓練の目視調査は午前６時から午後６時までと12時間の調査なんですね。その前後、早朝そして夜間も飛んでいるわけですから、それを含めると数字はもっと上がる実態があるというようなことです。この周辺自治体と交わした騒音防止協定、今現在どのように扱われているのかと。公室長の答弁だと軍転協を通じながら要請をしているんだというようなお話なんですが、まさにこの騒音防止協定ですね、形骸化しているのではないかと。そういった運用実態、形態をどのように対処されるのか、これをお聞かせをいただきたいと思います。

あとオスプレイの低周波の問題です。

この低周波の影響ですね、実際に私たちも聞き取りの調査を行いましたが、ペースメーカーを入れている男性のお話ですと、ＣＨ機の場合は車に逃げ込むと余り影響はないというんですが、オスプレイが飛ぶと車の中に隠れても動悸はもう大変なことだというような証言もあるんですよ。部長のほうは普天間基地周辺の低周波の調査をなさっているというようなことですが、音の調査のみなのか、いろんな調査の仕方はどうなのかなと思うんですがね。

琉大の渡嘉敷先生の調査によりますと、コンクリートの家であってもガラス窓を媒体として部屋の中に入り込んでくるんだというような調査結果を示しています。現在、防衛省が進める住宅防音工事も効果が全く見られない、意味をなさないというようなことなんですよ。このような研究者の調査を参考に、県がもっと主体的にこういったのを取り入れた対策が必要だと思

うんですが、その点についてはいかがお考えなのかお答えいただきたいと思います。

あと観光客と所得の件なんですけれども、皆さんどのような数字をデータ分析をされているのかということで聞き取りの方に聞きましたら、入域観光客の数とそれから所得との連動というのは全体的な数字しか持ち合わせていませんで、そのことでいいですかというような言い方をしていました。ただ、実際に私たちリーディング産業としての観光政策であるわけですから、きめ細やかな分析が私は必要だと思います。そのことがわかることによって次の一手をどう生かしていくか、施策をどう展開していくかということが如実にわかってこようかと思いますので、その辺の分析のあり方というんでしょうか、きめ細かな調査の仕方が県にはもう少し求められてくるんじゃないのかなというような気がするので、その辺お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

あと農林のほうなんですけれども、しばしば市場関係者のほうから安定供給の問題で指摘がやはりありますね。台風時になったらいよいよわかるんだけれども、それ以外に品物が出てきたりあるいは出荷がとまってみたりということで非常に私たちの園芸作物は取引はあるんだということを聞きながらも品物が出せないという状況が多々あったりするそうなんですね。その辺、行政として災害に強い、求められたりしましたですよね。あの辺についてどう結んでいくか、そして安定供給どうして私たち沖縄の園芸作物が本当に信頼されて本土の方々に消費をしていただく、海外の方々に消費をしていただける施策をつくり上げるかというようなことで、こちらのほうも御回答いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後７時21分休憩

午後７時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 再質問にお答えします。

観光と所得との関係で、リーディング産業でありながら細かな分析がなかなかないのではないかというふうなお話もございましたけれども、まず、きょう御質問の中で平成９年度と平成23年度、24年度、その後時点的な比較を観光と所得でいろいろ聞かれておられました。

ざっくり言って、まず観光が沖縄経済にどれだけの影響を与えているのか。

平成９年の時点での沖縄の経済構造というのは、外部から金が来るその仕組みというのは基地収入と、それから大きな財政移転があるわけですね。それに若干の観光収入、当時は三百五、六十万の観光客数。そういうふうなものが中心になるわけです。当時の財政移転、沖縄振興事業費はおおむね4600億あったわけですね。これが平成23年には2300億まで落ちていく。そうするとこの2300億を一体何で補ってきたのかというふうなのが一つポイントになるわけでございますけれども、この間出てきた産業というのは観光が600万まで拡大をしていく。そしてもう一つはＩＴ関連産業というのがあるんですね。これは全くゼロの段階から今300社ぐらいまで拡大していくわけです。そういうふうな意味合いにおきましては、沖縄県の人口はその当時から約14万ぐらいふえていますね。そして失業率は現在5.8％まで落ちて、この間４％台を６回記録をしております。そのことを考えると、まず感覚的に言うと、この観光の増大というのは沖縄経済そのものをまず支えている。ＩＴ関連産業と２つは紛れもなくリーディング産業として確立されてきているというふうなことが言えます。

それで分析のほうでございますけれども、沖縄県では毎年沖縄県における観光消費の経済波及効果、これをやっております。例えば経済波及効果、観光の消費が例えば4400億程度であれば、それが直接効果として幾らか、そしてまた間接的に観光産業と関連ある産業にどれだけ影響あるか、そういうふうな分析をやって、例えばそれは6600億ぐらいになるんだとかそういうふうな分析はきちんとやっております。

それからまた、ことしからですけれども、これをさらに業種別に一体どんなふうな影響を与えているのか、これは今年度の事業として平成26年度に沖縄県観光産業実態調査というふうなものを今実施をする予定でございます。そういうふうなものを分析をしながら、先ほど申し上げました沖縄県の経済構造の中における巨大な役割を果たしているこの観光産業、そしてまたこれまでこれだけの実績を持ってきた観光産業の分析については、これからもより細かい分析をしながら、そしてまた県経済の新たな展開というふうなものを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 嘉手納飛行場の騒音の問題についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成８年３月に「嘉手納飛行

場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について」、これが合意されておりまして、この中の「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」といたしまして「2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。」、これを騒音規制措置と私どもは呼んでいるわけですけれども、議員がおっしゃったように周辺住民の方からしますと、現在の早朝・夜間の飛行が行われている状態というのは、これは形骸化と言われても仕方がない状態でないかというふうに県も考えております。

引き続き県といたしましては、この措置の徹底、遵守を米軍、日米両政府に求めていくことにしております。

なお、議員の御質問の使用協定につきましては、嘉手納基地に関しましては、嘉手納飛行場周辺の三連協が政府に対して基地使用協定の締結を求めているというふうに承知しておりますが、現在のところ協定は作成されていないというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　オスプレイの低周波音についての対策及び調査について、県が主体的にやるべきではないかという御趣旨の質問だったかと思います。

お答えします。

オスプレイの低周波音につきましては、騒音と異なり常時自動監視測定ができずマンパワーを必要とすることから、基礎的なデータが不足している状況にあります。

低周波音につきましては一般的に距離による減衰が少ない、あるいは壁を貫通する、あるいは回折性が高いというようなことが言われておりますけれども、現在普天間周辺のどの地域でどの程度の低周波音が発生しているのか、暴露量はどの程度なのか、他の航空機と比較してどうなのかなどの基礎データが不足している状況にあります。このため、まず県としましては、確実に現在の実態調査を行って基礎データの収集に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　園芸品目の安定供給の対策ということでの再質問にお答えいたします。

確かに園芸品目は沖縄県は台風が毎年襲来するものですから、一番台風の影響を受けるものが熱帯果樹のマンゴー等とかございますし、菊につきましては９月ごろに植えつけして12月収穫に対して影響が出るということでございまして、それ以外でもまた冬場の露地物については季節風の被害等も出てきて不安定要因がございます。それを解決するために研究部門も含めていろいろ議論した中では、マンゴーであれば従来ネットを１枚ビニールでやると、大きな台風が来るとビニールが飛んでネット１枚になってしまうので、ネットだけでは下の実が強風で落下してきたという経緯がございました。そこは室内の中で二重カーテンをすることによって防護することができたということが一つございます。

それから菊につきましては、９月植えつけから平張り施設を入れることによって、苗が小さいですから台風が回避できて12月、それから３月出しと二作収穫できる体制ができたということがございます。

それからカボチャについても非常に多いときがございましたが、季節風の対策がうまくいっていないので種苗が病気にやられたという経緯がございまして、そこは防風垣を設置したりいろんな工夫をしまして、現在安定的に生産できるようなものができているのかなと思っております。そういう意味では災害に強い園芸施設をつくるために基本的には台風回避というのが一番大きな課題でございますので、それについては栽培施設を導入するということで災害に強い栽培施設の整備事業を活用をしているわけでございますが、今年度25年度につきましては約12億円の予算でもって16市町村で36カ所の施設整備をしたところでございます。農家さんの要望はまだございますので、その辺については継続して26・27年度というふうにして整備をしていって安定した生産ができるように、東京市場にも信頼されるような産地形成に向けて一生懸命頑張っていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○奥平　一夫君　議長、45番。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　動議の提案をしたいと思います。

「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」を日程に追加をし、議題とすることを提案いたします。

○照屋　大河君　議長、31番。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　ただいまの奥平一夫議員の動議に賛成をしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） ただいま奥平一夫君から議員提出議案第１号「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」を日程に追加し、議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第１号「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第１号は日程に追加し、審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後７時39分休憩

午後９時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

議員提出議案第１号　集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　こんばんは。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げたいと思います。

提案理由は、集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求めることについて関係要路へ要請するためであります。

議員提出議案第１号を朗読をいたします。

〔集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、御賛同賜りますよう切にお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより討論に入ります。

議員提出議案第１号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　今回も動議が提出をされております。

そもそも総務企画委員会でこの意見書は議論をされていたというふうに思っております。総務企画委員会の審議を見ましたけれども、総務企画委員長みずから野党中心だけの調整のもと、自民党は蚊帳の外、これが全会一致を目指す委員会のあり方なんでしょうか。総務企画委員長は、自民党は最初からこの意見には乗らないと思っていた。極めて自分自身だけの判断で進めようとする委員会のあり方はまさしく数の暴挙だと思っております。この運営の仕方は、まさしく総務企画委員長不信任に値するというふうに思っているところであります。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○島袋　　大君　自民党は開かれた政党であります。しっかりと議論もいたします。しかし、今回余りにも我々以外のところで行われた議論のもと、自民党としても全会一致ができませんでしたので反対討論いたしますけれども、県民がわかりやすく納得できる委員会のあり方をしっかり丁寧にしていただきたいというふうに思う次第であります。

それでは自民党を代表いたしまして、議員提出議案第１号「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」案に反対する立場から討論を行います。

集団的自衛権の行使については、これまで政府の立場は、1972年10月に参議院決算委員会に提出した資料において、「わが憲法の下で武力行使を行うことが許

されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」との見解を示し、さらに、1981年５月、質問主意書に対する答弁書において、「憲法上許されない」との同様の見解を示し、今日に至るまで事実上認められないとの政府の憲法解釈を歴代内閣は継承されてまいりました。

しかし、我が国を取り巻く安全保障環境は、米ソ対立の冷戦当時とは大きく変わりました。

冷戦時は、米ソ大国両陣営にあって、それぞれに内部対立は米ソの圧倒的な力によって抑えられてきたのでありますが、冷戦が終えんした今、地域間紛争やテロが頻発し、抑えがきかず地球上に拡散しつつあるのが現状であります。もはや、どの国においても一国のみでは自国の安全と平和を維持することは難しく、国際社会と協力して世界の平和を確保していくことが必要不可欠となっております。

我が国は、日米安全保障体制のもとで国の安全と経済の発展が維持されてきたのでありますけれども、近年、中国の急激な伸長に伴う東シナ海における安全保障の懸念が表面化してきており、我が沖縄への影響も無視できなくなっていることは御承知のとおりであると思っております。

現行の憲法解釈や法制度のもとでは、日本近海の公海上で活動中の米軍が武力攻撃を受けた場合に、我が国は何もできない状態であり、日米同盟は尖閣諸島も対象となるとのオバマ大統領の発言を引き出しながら、一方の同盟国日本は、憲法上米軍の支援ができないというのは、国際常識として通用しないのではないでしょうか。

また、憲法解釈を強引に推し進めるとの指摘について、確かに憲法改正によって行うべきとの声があることは承知しておりますけれども、現行憲法には、個別的自衛権と集団的自衛権について明文規定はなく、個別的自衛権の行使に関しては、憲法解釈を固めることによって認められるとした経緯があります。そうであれば、集団的自衛権の行使を容認する判断も政府が適切な形で解釈を明らかにすることで可能となると考えております。

さらに政府はこれまでも自衛権について憲法解釈を行ってきており、また、時代背景に即して変更も行ってきていることから、憲法に基づいて行政を適正に行うに当たり、政府が憲法解釈を見直すのは立憲主義に反するものではありません。そして、閣議決定がなされた後、政府は自衛隊法を初めとする安全保障法制の改正案が作成され、与党による事前審査を終えた後、国会に提出され与野党による慎重な審議がなされ採決が行われるのであります。

このように国会審議を通じて国民を巻き込んだ広範な議論が行われると考えているのであります。

与党による安全保障法制協議会において閣議決定案が協議され、これまでの自衛権発動の３要件にかわる、新たな自衛の措置としての武力行使の３要件は、集団的自衛権を認める要件を「国民の権利が根底から覆される明確な危険があること」とし、極めて厳格な枠をはめているのであります。

現憲法は、前文で平和的生存権を確認し、第13条で「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を定めております。これらの権利は、ほかの基本的人権の根幹であり、これらを守るためには主権者である国民の生存の確保や主権者である国民を守る国家の存立が前提条件であります。また、国際協調主義を前提とした憲法の平和主義は、今後もこれを堅持していくべきであり、政府が進めている集団的自衛権の行使容認についても、決してその前提を逸脱するものではありません。

以上の観点から、議員提出議案第１号「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」案に反対するものであります。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　日本共産党県議団を代表して、集団的自衛権の行使容認への憲法の解釈改憲の閣議決定に断固反対する立場から、意見書案への賛成討論を行います。

まず、今回の意見書提出の経過についてですが、総務企画委員長は自民党の副委員長に意見書の打診をしたところ、できないとの返事だったので賛同できる会派で準備を進めてきたというのが真相だということをまず指摘しておきたいと思います。

さて、権力を握った政権が独裁政治や専制政治に走り、国民に塗炭の苦しみと惨禍を与えることを食いとめるために、政権を縛るためにあるのが憲法です。その憲法が一内閣の勝手な解釈だけで変わったのでは立憲主義が根底から否定されてしまいます。安倍内閣の閣議決定は、憲法破壊の暴挙と言わなければなりません。

日本国憲法について、自民党の古賀誠元幹事長は、「憲法はわが国の最高法規です。他の法規を扱う基準

と違うのは当然」と強調し、現行憲法について「平和主義、主権在民、基本的人権という崇高な精神は尊重しなければならない。なかでも平和主義は「世界遺産」に匹敵する」と述べています。

集団的自衛権について、改憲派の憲法学者、小林節慶応大学名誉教授・弁護士は、「集団的自衛権とは、国際法上の概念で、自国にたいする武力攻撃がなくても、同盟国が戦火に巻き込まれたときに、是非を問わず助けに入る権利です。　同盟国とは、是非を問わず相手の戦争に巻き込まれてあげる関係です。したがって、集団的自衛権には本質的には「限定」はありません。いったん認めるとアメリカの要求でどんどん広がっていくでしょう。」と警鐘を鳴らしています。

加藤紘一元自民党幹事長は、「米国は、中東だけでなく、南米の政治的に不安定な地域への介入も考えています。集団的自衛権の行使容認をすれば、米国の要請で自衛隊が、地球の裏側まで行くことは十分に想定されます。」と反対の立場を述べています。

戦争をしない国から、戦争をする国になってしまうのです。集団的自衛権の行使は、アメリカが敵国とする国に日本が宣戦布告をするようなものであり、相手国からの攻撃の対象になってしまいます。在日米軍基地の74％が集中している沖縄は、一番危険な攻撃対象地域になってしまいます。

2001年の９・11同時多発テロのときには、米軍基地がある沖縄はテロの対象になると言って、世界や日本本土からの観光客が激減して沖縄の観光や経済が大打撃を受けたのは記憶に新しいところであります。

あの忌まわしい沖縄戦が終わって69回目の慰霊の日がことしもやってきて、そして過ぎていきました。住民を巻き込んだ地上戦が戦われ、二十数万人のとうとい命が奪われ、県民の４人に１人が亡くなりました。

県立平和祈念資料館の県民の誓いの言葉は、「戦後このかた　私たちは　あらゆる戦争を憎み　平和な島を建設せねば　と思いつづけてきました　これが　あまりにも大きすぎた代償を払って得た　ゆずることのできない　私たちの信条なのです」と結んでいます。

麻生太郎副総理は、ワイマール憲法はいつの間にか変わっていた。誰も気がつかない間に変わった。あの手口を学んだらどうかと発言しましたが、戦争はいきなりやってくるものではなく、国民・県民の気がつかないうちにひたひたと忍び寄ってくることを過去の歴史は教えています。

1925年（大正14年）治安維持法が制定されました。1931年（昭和６年）満州事変。1933年（昭和８年）小学校１年生の国定教科書が改悪されました。これまでの「ハナ、ハト、マメ、マス、ミノ、カサ」といった小学校の読本が、「サイタ、サイタ、サクラガサイタ」、「ススメ、ススメ、ヘイタイススメ」になり、小学校唱歌は、「春の小川はさらさらいくよ」から、「肩を並べて兄さんと、今日も学校へ行けるのは、兵隊さんのお陰です」に変わっていきました。

1938年（昭和13年）国家総動員法が制定され、1940年（昭和15年）10月、大政翼賛会が発足。そして1941年（昭和16年）真珠湾攻撃、太平洋戦争が勃発しました。1945年（昭和20年）沖縄戦。そして、1945年８月、広島、長崎に原爆が投下されました。

ワイツゼッカー元ドイツ大統領は、「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。」と述べましたが、日本が戦争に突入していったこの歴史と比べてみると、今、安倍内閣がいかに危険な方向に暴走しているかがよくわかります。

2013年11月、首相のもとに国のあらゆる情報と権限を集中させ戦争司令塔をつくる国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）設置法が強行可決されました。2013年12月には、戦前の治安維持法と同じような国民の目、耳、口を塞ぎ国民を弾圧する「特定秘密保護法」が強行可決されました。2014年４月、軍需産業を育成し、武器輸出国を目指し、武器輸出三原則を廃止し、武器輸出を原則解禁する「防衛装備移転三原則」を決定しました。八重山教科書問題に見られるように、子供たちに、日本が引き起こした侵略戦争を正しい戦争と教え込む教科書の採択に乗り出してきています。2014年、与那国島への自衛隊の強行配備が始まりました。そして2014年６月、辺野古の海の埋立工事強行へ制限水域を強制的に拡大し、７月中旬にも埋立工事のボーリング調査を強行しようとしています。

まさに、安倍内閣のこのような一連の動きは、戦争に突入していった戦前の日本の歩みを再び歩み始めているのではないか、多くの県民が危惧しています。

憲法９条は、あの侵略戦争の反省と教訓から導き出され、私たちが平和に生きる道筋を示した世界に誇るべきものです。この憲法の解釈改憲を絶対に許してはなりません。解釈改憲に反対の意見書・決議などは、この１週間で急増し、28日現在で158自治体に上っています。

毎日新聞の最新の世論調査では、集団的自衛権の行使を容認すれば、「他国の戦争に巻き込まれる恐れがあると思う」が71％、「思わない」は19％にすぎません。

歴史の教訓は、声を上げるときに上げなければ、手おくれになることを教えています。二十数万人のとうとい命が奪われた、この沖縄の県議会として、今、戦

争への歩みをとめるために声を上げなければなりません。子供たち、孫たち、ひ孫たちの将来に禍根を残さないように声を上げようではありませんか。

「集団的自衛権の行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」に県民の代表として賛同するよう求めて討論といたします。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」に反対する立場から討論を行います。

なかんずく私は離島であります。今まさに離島の人々、それから尖閣諸島周辺で漁業操業をしている２社がおりますが、まさにこの離島の人々の、今、中国の脅威、それからまさに操業しているウミンチュは、かつて我々のかつおぶし工場のあった尖閣周辺、それからその漁業がまさに日本のものではなくなっている。南に下って島に寄れば中国船との激しいこの操業のバトルが続いているという、我々のこの領土・領海というのは一体何なんだと。ましてや今の自衛隊、海上保安庁等と警察との業務仕分けのこの空白ゾーン、我々にとって生活圏はないのかという悲痛な訴えと、この日々不安に対する高まりは大変なものがあります。ましてや、東シナ海、南沙諸島、西沙諸島におけるこの中国の覇権主義というものは、間もなく我々その周辺にも来るものだと。この宮古・八重山は中国にもはやもう侵略されるのかという話さえ出ている。間違いなく中国は沖縄を含めて中国の領土だと言ってはばからない。

こういうさなかにあって、我々は確かに地上戦を経験したわけでありますから、平和を求める沖縄県民であることは間違いない。そういう意味からすると、現実的に我々こそこの日本の安全保障をしっかりと見据える目線というものがあるのではないかというふうに思うわけであります。

戦後60年の日本の平和と繁栄は、まさに世界の奇跡と言われているわけであります。言うまでもなく、この日本人の勤勉さはさることながら､日米の安全保障、日米同盟のこの基盤というものが大きくこの平和と繁栄に果たしたことは否定するものはいないというふうに思うわけであります。しかしながら我々は、今、日本を取り巻くアジアの安全保障環境が大きく変化してきているという現実をも直視しなければならない。そして今まさに日本が独立国家として国際社会の先進国の一員として果たすべき役割、これは大きいものがあります。もちろん安全保障についても米国に依存することばかりではなく、日本の国家はみずから国民が守るという国民の自覚、そして国際社会に共存共栄を図るべく使命をリーダーとしてしっかりと果たしていくということは、当然といえば当然であります。

今回の集団的自衛権行使について、政府・与党間で慎重に協議されております。この集団的自衛権の問題については憲法改正を含め、もはやこの集団的自衛権の行使の議論は遅きに失したという感もありますが、今まさにこれまでその議論さえできなかった中において慎重に協議が進められている。この行使は極めて限定的なものになっておりますが、国民の権利が根底から覆される明確な危険性があることとして、厳格な枠組み、たがをはめております。

したがってこの今回の意見書で、集団的自衛権が行使されれば他国の戦争に巻き込まれ、県民の生命や財産が脅かされ、本県への経済的影響がはかり知れないというこの意見書の中身、これは沖縄県民のみならず国民全体に対する誤解を与えるものであって、大変残念でなりません。

また、自民・公明の協議では、閣議決定を経て、この関連の法案を作成する中で丁寧に国民や国会に説明する場があり、この法制度を進めていく中で具体的な課題を持って国民に理解を求めている、国会に理解を求めていくという極めて当然といえば当然の手続を考えておりますので、この国民的な議論がなされず閣議決定で行う乱暴な姿勢は許されるべきではないとする認識もまたこれ大きな誤りであるというふうに思うわけであります。

ようやく、今回、集団的自衛権行使について議論が始まったこと、先ほども申し上げましたが、遅きに失した感もするわけではございますが、大変結構なことであります。憲法改正をもってこの議論を進めるべきという多くの意見もありますが、まさにこれも当然であります。この今回の集団的自衛権の行使の議論が憲法改正まで国民的議論として展開されることを期待しますし、そうあるべきだというふうな思いもあるわけであります。

我々は、沖縄県は、特に悲惨な戦争を経験したわけでありますが、平和を求める、平和の重要さを知っている沖縄県民であります。しっかりと我々沖縄県から日本の安全保障を提言するまでにこの議論が大いに展開されることを期待するものであります。

どうか私たちは、この今回の集団的自衛権の行使を容認するこの国の協議をしっかりと見詰めながら、日本のあるべき姿を考えていこうではありませんか、ということを申し上げ、反対する立場からの討論といた

します。御賛同よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城　義和君　「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」に賛成する立場で討論を行います。

集団的自衛権は、国連憲章51条に規定されているわけでありますが、1944年の国連憲章草案では多国間の武力行使は安保理の承認事項となっていたわけであります。ところが、米ソはそれを障害と考え、足かせと考えて、また個別的自衛権だけでは生存できないと中南米諸国に言わせることによって、米ソが他の国に介入するシステム、すなわち51条に個別的及び集団的自衛権の規定を設けたわけであります。そもそもこれは、冷戦を控えた米ソの世界分割、世界戦略の遂行のためにできた概念であります。

この集団的自衛権については、我が国政府は1970年の田中内閣以来、その行使は憲法９条の規定から許されないとしてきたわけであります。しかし、今次安倍内閣は、その行使について国民世論を無視をしあすにでも閣議で決定しようとしているわけであります。到底許せるものではありません。

以下、何点かにわたって問題提起をしていきたいと思います。

まず１点目は、果たして国民はこの集団的自衛権の行使について国民的要求として求めているかどうかということであります。

これまでの各報道機関の世論調査の結果を見ても、総じて反対が賛成を15ポイントから20ポイント近く上回っているのであります。国民が政府に求めているのは、雇用の安定やあるいは医療だとか年金だとかという生活の安定に関するものが上位を占めているのであって、決して今次この法案のような、戦争のできる国にすることではありません。

第２に、集団的自衛権の実態とはどんなものかということであります。

冷戦時代を見ても、ソ連のハンガリーに対する侵攻、ソ連のチェコへの介入、アメリカのベトナム戦争、ソ連のアフガン侵攻、米国のグラナダ侵攻等々、数え上げれば切りがありませんが、これらは全て集団的自衛権を名目にして行われているわけであります。イラクへの介入で集団的自衛権を行使したイギリス軍も、数百人にわたる犠牲者を出しているわけでありますし、スペインなども報復テロによってマドリード列車爆発など190名の犠牲者を出しているのであります。

今、安倍内閣の進めているこの集団的自衛権の行使によって、当然に自衛隊員に犠牲者が出ることは予想されますが、このことのリスクの議論が全くされてないということが現状ではないでしょうか。このことによって自衛隊員の応募者が減少する、あるいは隊からの離隊が起こってくることは容易に想像されます。少子化と相まって、そのことがひいては徴兵制に道を開くことになるのではないかという議論が現実味を帯びてまいっております。現に2003年、イラク特措法で陸自のイラク派兵が決まると、陸自の応募者が1300名近くも減ったという事例があるわけです。海と空は逆にふえていますが、陸自だけがこの年1300名近くも減っている、こういうことであります。現に自衛隊員の中に戦死者が出る、あるいは自衛隊員が海外で人を殺すことがあるという、そういう覚悟が現に今国民にできているのかということを考えなければならないと思います。

第３点目は、このような戦後日本の進路を大きく変える重要な政策の変更を国民的な議論も経ずに、一内閣の閣議で決定するということについてであります。閣議決定で憲法の解釈が許されるならば、政権交代ごとに憲法解釈が揺れ動く、そういうことになり、安全保障関係だけではなく国の法規そのものの法的な安定性を著しく欠くことになるのではないかというふうに考えます。

我が国は、戦後69年にわたって憲法９条の規定のもと戦争により１人の犠牲者も出さず、また、１人の外国人も殺しておりません。その中で今なされようとしている集団的自衛権の行使は、国の基幹を変える重大な問題であります。この集団的自衛権の行使をするということは実質的に９条を改定するということであり、憲法改定は当然に国民投票などハードルの高い規定があるわけであります。まさに国民的議論もなしに実質的に憲法の改定を行うということになるわけであります。また、米軍基地が集中する我が県は、報復テロなどの標的になる可能性が極めて高いというのも事実であります。

簡単に以上３点申し上げましたが、「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」に賛成する討論といたします。

議員各位の御賛同をいただきますよう、お願いを申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　ただいま提案されております意見書に反対する討論を行います。

日本は平和を維持するために、いつまで米国に頼っているのだろうか、いつまで米軍を沖縄に駐留させているのであろうか、このことは日本の現在の国防のあり方が大きな要因としてあります。

世界の先進国でありながら第二次大戦の敗戦後、国防は米国に委ね、日本本土や沖縄に駐留を許し、日本の経済成長、国民の暮らしを優先にし世界の経済大国になったにもかかわらず、自分の国は自分で守る、この当たり前のことがなされてこなかった現実、その影響で沖縄の米軍基地の返還も進まなかったのであります。全ての国民も米国に守られている平和の状態を当たり前のように受け入れております。さまざまな国際紛争が起こっている中で、日本だけがこれまで同様、米国頼みの国防体制でいくのか問われております。

今回の集団的自衛権の問題は国防を考えていく上で、国の果たすべき役割を考えていくために大変重要なことであります。話し合いで平和を維持していく、国際紛争を解決をしていく、大変もっともな意見であります。しかしながら、過去も現在も世界のどこかで戦争が起こっているわけであります。この現実に、いつ起こるかわからない戦争にどのように対応するのか、このことが国の大きな責務であります。平和な日本だからこそ、今、いざというときの備え、対応を考えていくことも当たり前のことであります。

国民は、現在の集団的自衛権について不安を持っていると言います。しかし、いざ有事になったときに日本がそのような対応能力を持たなければ、国民に大きな不安を与えると同時に国民から大きな批判を受けるのであります。政治は国民の生活、経済、福祉の向上をつくり出すことは当然であります。同時に政府の果たすべき大きな責任は、国民の生命財産を守り、幸福の追求を保障することであります。つまり、国防に大きな責任を持つことであります。このことは、私ども沖縄県の尖閣諸島の領土問題の対応についても厳しい対応がございます。領土を守る中国とも真っ向から対立していて、いつ有事の危険性があるかわからない状況でございます。話し合いで済む問題であれば、とっくに解決をしております。残念ながら今の平和な状態は、力と力の均衡によって保たれている現実は無視できません。私ども国民が好む、好まない、その次元を超えているのであります。

国防については、大変厳しい現実がございます。集団的自衛権については、国際法上は認められております。憲法を改正しないと行使できないと言われておりますけれども、世界の現状は、いつ、どこで、何が起こるかわからない状況でございます。我々は自分の目線や経験、考えで物事を判断しますけれども、有事は我々の考えや思いを超えて発生いたします。国として内閣として、集団的自衛権という形で備えをしていく、今国会を構成するほとんどの政党が理解を示しております。私自身の好き嫌いは別として、このことについて理解したいと思っております。

よって、反対討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第１号「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明７月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後10時10分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　良　俊

会議録署名議員　新　里　米　吉

平成26年７月１日

平成26年
第　３　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　３　号）

平成26年
第３回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）**

平成26年７月１日（火曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第3号

平成26年７月１日（火曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（44名）

議　長	喜納昌春　君	24　番	嶺井　光　君
副議長	浦崎唯昭　君	25　番	前島明男　君
1　番	上原　章　君	26　番	照屋守之　君
2　番	砂川利勝　君	27　番	新垣良俊　君
3　番	具志堅　透　君	28　番	仲田弘毅　君
4　番	又吉清義　君	29　番	新垣安弘　君
6　番	儀間光秀　君	30　番	當間盛夫　君
7　番	新田宜明　君	31　番	照屋大河　君
8　番	仲村未央　さん	32　番	狩俣信子　さん
9　番	玉城　満　君	33　番	赤嶺　昇　君
10　番	西銘純恵　さん	34　番	新垣清涼　君
11　番	比嘉京子　さん	37　番	金城　勉　君
12　番	吉田勝廣　君	38　番	糸洲朝則　君
13　番	島袋　大　君	39　番	翁長政俊　君
14　番	中川京貴　君	41　番	新垣哲司　君
16　番	座喜味一幸　君	42　番	具志孝助　君
17　番	呉屋　宏　君	43　番	新里米吉　君
18　番	仲宗根　悟　君	44　番	髙嶺善伸　君
19　番	崎山嗣幸　君	45　番	奥平一夫　君
21　番	瑞慶覧　功　君	46　番	玉城義和　君
22　番	渡久地　修　君	47　番	玉城ノブ子　さん
23　番	大城一馬　君	48　番	嘉陽宗儀　君

欠　席　議　員（１名）

20　番　山内末子　さん

欠　　員（３名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　　事	仲井眞弘多　君	副　知　事	高良倉吉　君

副知事	川上好久君	会計管理者	島田勉君
知事公室長	又吉進君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
総務部長	小橋川健二君	総務部財政統括監	前田光幸君
企画部長	謝花喜一郎君	教育委員会委員	照屋尚子さん
環境部長	當間秀史君	教育長	諸見里明君
子ども生活福祉部長	金城武君	公安委員会委員長	翁長良盛君
保健医療部長	仲本朝久君	警察本部長	笠原俊彦君
農林水産部長	山城毅君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
商工労働部長	下地明和君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君	代表監査委員	知念建次君
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		
病院事業局長	伊江朝次君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長宮城奈々さんは、別用務のため本日、２日、４日及び７日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び７日の会議に教育委員会委員照屋尚子さん、２日の会議に同委員会委員泉川良範君、４日の会議に同委員会委員長職務代理者富川盛武君の出席を求めました。

○議長（喜納昌春君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　おはようございます。

県民ネットを代表して質問を行います。

その前に少しだけ所見を述べたいと思っております。

昨日、10時過ぎまで県議会で「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」が賛成多数で可決されました。私は、大変よかったなと思っております。

ただ、一つよくわからないのは、私の理解では、きのう本会議がずっと休憩を挟みながら進んでいく中で、与野党双方いろいろと調整をしてきたと思うんですね。その中で文案の調整も含めていろいろと双方努力をしたということは、私はいいことだと思う反面、採決に入るときに自民党会派から３名もの議員が反対討論をしたことについて、正直言って驚きました。あの反対討論の内容を見る限りだと、あれは文案調整の問題じゃなくて、そもそも反対だったんじゃないかなというのが私の率直な思いだと捉えてしまうんですね。それぞれの政治家、政党・会派がそれぞれ自分たちの主張を述べるのはそれは当然の話だと思っています。しかし、いろいろ双方努力をしてきたにもかかわらずこの討論で、それは自由ですよ、討論としては。しかし、内容を見る限り、あの討論の中身を見る限りでは文案調整であったり、この間、きのうもあれだけ時間がかかったことについて、私は非常に驚きを覚えたということを率直な感想だと思っています。

私たち沖縄県議会は、基本的に県民の生命財産を守るというのが一番私たちに課せられた責任だと思っております。あの意見書の中に、いわゆる広大な米軍基地、もう長年苦しめられ続けているこの現状について、

私たちが国防云々の話をする前に、沖縄県民の生命財産は本当に大丈夫なのかなということを、私は一県議会議員としてこれからも県民に目を向けた政治を貫いていきたいと思っております。

それでは、通告に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、「県民の心をひとつに」のキャッチフレーズで当選を果たし、任期満了まであと数カ月の知事ですが、目標どおり県民の心は一つになりましたか。

(2)、知事選挙の対応を伺う。

(3)、知事による辺野古沿岸埋立承認は明らかな選挙公約違反です。見解を伺う。

(4)、基地負担と沖縄に対するさまざまな振興策はリンクするかを伺う。

(5)、解釈改憲による集団的自衛権による行使容認は、本県にどのような影響があるかを伺う。

(6)、集団安全保障による武力行使が容認になった場合の本県への影響を伺う。

(7)、オスプレイ全機配備撤回の見通しを伺う。

(8)、オスプレイ部品落下に対する知事対応を伺う。

(9)、県が求める日米地位協定改定の内容と取り組み成果を伺う。

(10)、ＩＳＯ9001を取得する考えはないかを伺う。

(11)、沖縄県全体を世界自然遺産に登録する取り組みを伺う。

(12)、ことしの全戦没者追悼式の平和宣言に対して新聞紙上で厳しい指摘がされているが、見解を伺う。

(13)、西普天間住宅地区跡地の利活用を伺う。

２番、米軍基地問題について。

(1)、副知事訪米の目的と成果を伺う。

(2)、普天間飛行場の５年以内返還、運用停止について、米国政府の確約を得たかを伺う。

(3)、運用停止の定義を伺う。

(4)、普天間飛行場の５年以内運用停止とは、いつを起点に５年なのかを伺う。

(5)、普天間飛行場の辺野古移設で日米両政府が合意した制限水域の拡大に対する県の対応を伺う。

３番、子ども生活福祉行政について。

(1)、子ども・子育て支援について。

ア、女性の育児環境の課題と対策を伺う。

イ、認可外保育施設の課題と対策を伺う。

ウ、認可保育所の待機児童解消の見通しを伺う。

エ、学童保育の課題と対策を伺う。

オ、子供の貧困の実態と対策を伺う。

(2)、認知症の現状と対策を伺う。

(3)、若年性認知症の現状と対策を伺う。

(4)、認知症不明者の現状と対策を伺う。

(5)、発達障害の現状と対策を伺う。

４番、保健医療行政について。

(1)、国保財政の課題と対策を伺う。

(2)、長寿復活に向けた取り組みを伺う。

(3)、特定不妊治療の取り組み実績を伺う。

(4)、がん対策の取り組み状況を伺う。

(5)、県内におけるＡＥＤの設置状況を伺う。

５番、教育行政について。

(1)、教育委員会制度を見直し自治体首長の権限を強化する改正地方教育行政法が成立したが、懸念される課題を伺う。

(2)、竹富地区教科書採択について今後の対応策を伺う。

(3)、児童生徒の深夜徘回の現状と対策を伺う。

(4)、児童生徒の性同一性障害の実態と対策を伺う。

(5)、人材交流の観点から県内小・中・高生の修学旅行先を台湾や香港へ推進してはどうか。

６番、土木建築行政について。

(1)、過去５年間の土木工事発注件数と発注額の推移と課題を伺う。

(2)、特Ａの土木業者向けの発注件数と発注額が少ないと思うが、見解を伺う。

(3)、過去５年間の県発注公共工事の執行率を伺う。

(4)、入札不調の現状と対策を伺う。

(5)、総合評価の課題と対策を伺う。

(6)、一部企業に県発注工事が偏っている課題と対策を伺う。

(7)、今年度上半期の発注目標と見通しを伺う。

(8)、米軍基地内工事（ボンド）に対する取り組みと成果を伺う。

(9)、土木建築部職員体制不足についての対応を伺う。

７番、農林水産行政について。

(1)、はえ縄被害に対する県の対策を伺う。

(2)、日台漁業取り決めの課題と対策を伺う。

(3)、ＴＰＰ参加による県内への影響と対策を伺う。

(4)、６次産業化の取り組み状況を伺う。

８番、文化・観光・スポーツ行政について。

(1)、観光客１人当たりの消費額の現状と課題を伺う。

(2)、外国人観光客受け入れの現状と課題を伺う。

９番、商工・労働行政について。

(1)、アスベスト被害救済への取り組みを伺う。

(2)、駐留軍離職者対策センター支援への取り組みを

伺う。
(3)、ブラック企業の現状と対策を伺う。
(4)、非正規雇用の実態と対策を伺う。
(5)、ニートの実態と対策を伺う。
(6)、琉球泡盛移出量の課題と対策を伺う。
(7)、県内企業優先発注、下請企業優先発注と県産品優先活用の取り組み状況を伺う。
10番、公安行政について。
(1)、本県における脱法ドラッグを含む薬物の実態と対策を伺う。
(2)、強制わいせつ認知件数の現状と課題を伺う。
(3)、防犯協会職員の着服問題について、県警本部長の見解を伺う。
(4)、路上寝の現状と対策を伺う。
(5)、児童ポルノ犯罪の現状と対策を伺う。
11、交通政策について。
(1)、交通体系整備推進事業の進捗状況を伺う。
(2)、鉄軌道導入の進捗状況を伺う。
12番、県内空港の課題と対策を伺う。
13番、港湾行政について。
(1)、県内港湾それぞれの役割分担について伺う。
(2)、大型クルーズ船受け入れのためのバース増設の必要性について伺う。
14番、本県財政の見通しと課題を伺う。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

赤嶺昇議員の御質問に答弁をいたします。

まず１番目の、知事の政治姿勢についての中で、県民の心は一つになったかについてという御趣旨の御質問に答弁をします。

私は、県民の負託を受けた知事として、これまで市町村長を初めとする各界各層の皆様の意見に耳を傾け、県政運営に全力を尽くしてまいりました。

御質問の「県民の心」につきましてはさまざまなお考えがあると思いますが、私としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げました平和で豊かな沖縄の実現を願う県民の心は一つであると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての中で、知事選挙の対応についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

私は、知事に就任以来、沖縄の振興・発展、そして基地問題等の諸課題の解決、さらに県民生活の向上に取り組んでまいりました。今後もこれまでと同様、公約の実現に向け残された期間に全力を投入してまいりたいと考えております。

なお、現在、多くの各界各層の皆様から次に向けて頑張れと激励をいただいております。その趣旨、お気持ちを大事にしながら、早い時期に当然のこととして与党の皆様と相談の上、態度を決めてまいりたいと考えている次第です。

次に、同じく知事の政治姿勢に係る御質問で、世界自然遺産登録の取り組みについての御質問に答弁をいたします。

琉球諸島が世界自然遺産へ登録されることは、沖縄県の自然環境のすばらしさが世界に認められることであります。自然環境の保全や地域振興の面から意義のあることと考えているところであります。世界自然遺産登録につきましては、国において具体的な候補地として奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島が選定されました。

沖縄県としましては、世界自然遺産登録の実現に向け、マングースの駆除対策、希少種等の目録作成やオーバーユース対策などに取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 米軍基地問題に関する御質問の中で、訪米の目的と成果についてお答えいたします。

去る４月24日の日米首脳会談において、安倍総理はオバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする４項目への協力を要請いたしました。これを踏まえ、私は訪米し、沖縄県が求める当該４項目の具体的な内容について直接、説明してまいりました。

米国務省ではラッセル国務次官補とナッパー日本部長、国防総省ではヘルヴィ国防次官補代行、ＮＳＣではグリーン日本部長、また、連邦議会においてはカーディン上院議員、ウィッカー上院議員と面談いたしました。

続きまして、５年以内運用停止に対する米国政府の確約についてお答えいたします。

米政府からは、簡単ではないが、負担軽減のアイデアを探っていきたいとの回答がありました。また、沖縄の負担軽減は日米両国首脳レベルのコミットメントであり、アメリカは日本政府と協力して引き続き取り組んでいく旨の発言があり、今後もこれを踏まえて協議がなされるものと考えております。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、

政府から米側の大臣クラスや実務者など、各レベルでの議論を始めているとの発言があったところであります。

続きまして、文化・観光・スポーツ行政に関する御質問の中で、外国人観光客受け入れの現状と課題についてお答えいたします。

平成25年度の外国人観光客数は過去最高となる62万7200人で、前年度と比べ24万4700人、64.0％の増となっております。国籍別に構成比を見ますと、台湾が40.5％、韓国15.7％、香港14.7％、中国11.0％等となっております。また、ビザの免除や発給要件の緩和等を背景に、タイ、インドネシア等のＡＳＥＡＮ諸国からの入り込みもふえつつあります。

一方、県が実施した調査によりますと、多言語対応やスムーズな情報の入手、買い物の利便性等についての満足度が低く、これらへの取り組みが課題となっております。このため、県としましては、外国人観光客が快適に旅行できる環境づくりに向けて、多言語観光案内板の整備を加速させるとともに、Ｗｉ－Ｆｉ機器や外貨両替機の設置支援、沖縄特例通訳案内士の育成等の取り組みを強化しております。また、外国人観光客の出入国審査の迅速化を図るため、先月、知事が国に対してＣＩＱ体制の拡充強化を要請しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 保健医療行政についての御質問の中で、健康・長寿復活に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、2040年までに平均寿命の都道府県順位１位を奪回することを目指し、健康長寿世界一復活プロジェクトを推進しております。健康・長寿復活に向けた取り組みとして、庁内においては全部局で構成する「健康長寿おきなわ復活推進本部」を立ち上げ、健康・長寿復活に向けた諸事業を実施しております。さらに、「健康長寿おきなわ復活県民会議」を４月に立ち上げ、県民の健康意識の高揚や職場における健康づくりの推進など、官民一体となった健康づくり運動を推進しております。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、米軍基地内工事への取り組みと成果についてお答えいたします。

沖縄県では、米軍等関係機関に対して県内業者への分離・分割発注、ボンド率減免の要請を行っております。また、沖縄建設産業グローバル化推進事業において県内企業へ支援を行っており、その成果として米国の保険会社にボンドの申請を行っているところであります。

今後とも、県内業者の受注促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、本県財政の見通しと課題についての御質問に対してお答えいたします。

現下の本県の財政状況は、地方公共団体の財政の健全性の目安である「健全化判断比率」について全ての指標が基準を満たしていることや、将来の安定的な財政運営を担保するための基金が一定程度確保できていることなどから、総じて堅実に財政運営が行われているものと考えております。

今後の見通しについて、昨年６月に策定した中期推計では、予定されている税制や社会保障制度の改正等による影響を織り込んでおりませんが、今後の４年間において公債費や社会保障関係経費等の増加に伴う収支不足が見込まれております。このため、沖縄県としては、持続可能な財政基盤の確立に向けて行財政改革を着実に推進するとともに、沖縄振興特別推進交付金等を活用した産業振興施策に重点的に取り組むことにより、安定的な税源の涵養を図ることとしております。また、増嵩する社会保障関係費などについては、その財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額が確保されるよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、埋立承認と公約についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合していると判断し承認したところであります。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。知事の公約である一日も早い普天間飛行場の危険性の除去を実現する、そのために同飛行場の５年以内運用停止を求めたところであります。この５年以内運用停止のためには県外移設が必要であり、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議において、あらゆる方策を追求するよう強く求めております。その意味で公約に反しているとは考えておりません。

次に、集団的自衛権及び集団安全保障による武力行使の容認による影響について、１の(5)と１の(6)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

集団的自衛権の行使については、本日、憲法解釈の

与党合意がなされ、政府が閣議決定を行うと聞いております。また、昨日の県議会の決議にもあるとおり、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。広大な米軍基地が所在する沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上でその影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、オスプレイ全機配備撤回の見通しについてお答えいたします。

県としましては、まず12機程度の訓練の分散から始まり、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも含めて着実に進めることを政府に対して求めているところであります。

次に、オスプレイ部品落下に対する対応についてお答えいたします。

県としては、航空機に関する事故は一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。県は、ことしに入って米軍機からの部品落下事故が相次いでいる中、このような事故が起きたことは、米軍の安全管理体制に疑念を抱かざるを得ず、遺憾である旨を伝えるとともに、具体的な事故原因、落下場所の説明、再発防止策と安全管理の徹底及び早期通報を米軍に対し強く求めました。

次に、県が求める日米地位協定改定の内容と取り組み、成果についてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県はあらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであり、これまでに米軍属に対する裁判権の行使に関する運用の新たな枠組み、公務の範囲に関する日米合同委員会合意の改正、刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みなどの運用改善がなされております。また、昨年12月25日に、日米両政府は「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表」を行い、去る２月11日から計４回、環境に関して日米地位協定を補足する協定の作成に向けた協議が進展しており、一定の前進が図られつつあると考えております。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要と考えております。

今後とも、軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や訪米による要請など、あらゆる機会を通じ日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、運用停止の定義についてお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場において航空機の運用による騒音、危険性及び不安といった負担が取り除かれ、周辺住民が安心して暮らせる状態を求めております。

今後、宜野湾市の要望も十分に踏まえ、政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議の場でその方策を追求してまいりたいと考えております。

次に、５年以内運用停止の起点についてお答えいたします。

普天間飛行場負担軽減推進会議の第１回会合が開催された本年２月を起点とすることを、同会議の構成員である国・県・宜野湾市の間で確認しております。

次に、水域の使用条件の変更及び一部水域の共同使用に対する県の対応についてお答えいたします。

今回の水域の変更については、防衛省から、海上での工事に当たっては、民間船舶の航行の安全を確保しつつ、工事の安全確保に万全を期するとともに、米軍の円滑な活動と施設・区域の適切な管理を図る必要があると説明を受けております。県は、漁船の操業制限水域の一部変更に係る政府への回答に当たり、漁業権者と十分協議するとともに、当該水域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむった損失の補償について万全を期すよう、また、訓練等の実施による周辺漁業等への影響や漁船の航行の安全に関しても同様の配慮をなすよう求めたところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、基地問題と沖縄振興策についてお答えいたします。

沖縄振興策は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄の置かれた歴史的・地理的・自然的・社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として総合的かつ計画的に講じられているものであり、基地問題とは別であります。

次に、西普天間住宅地区の跡地利用についてお答えいたします。

県と宜野湾市は、西普天間住宅地区において医療や健康をテーマとした特徴的なまちづくりを進めるため、重粒子線治療施設や研究開発等の機能を集積させた国際医療拠点の形成を目指し、去る４月28日に拠点形成に向けた国の支援等を要請いたしました。また、

国際医療拠点の形成を進める上で琉球大学医学部及び同附属病院を同地区に移設することが非常に有益であるとの結論に至り、去る６月３日に同施設の移設について国の積極的な財政支援等を要請したところです。

県としては、国、宜野湾市及び琉球大学等と連携を図りながら、国際医療拠点の形成を目指してまいります。

交通政策についての御質問の中の、交通体系整備推進事業の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県は、急激な自動車利用の拡大とバス利用者の減少により極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。このため、交通体系整備推進事業を実施し、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入を目的とした低床バスの導入やバス停のグレードアップなど各種事業に取り組んでおります。また、基幹バスシステムの導入に当たっては、定時速達性の向上を図るバス専用の走行空間が必要不可欠であるため、関係機関と連携して今年度中に国道58号におけるバスレーンの区間延長を実施する予定であります。さらに、バスからバス、またはバスからモノレールへの乗降時間の短縮と運賃精算の手間を軽減するＩＣ乗車券システムの導入についても取り組んでおります。

次に、鉄軌道導入の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県は、鉄軌道等の早期導入に向けて、平成25年度までにシステムや複数の導入ルート、事業スキーム等について検討してまいりました。これらの検討結果を踏まえ、今年度からパブリックインボルブメントを実施し、来年度には県の計画案を策定してまいりたいと考えております。

計画案策定に当たっては県民等の理解と協力が不可欠であり、計画案策定のプロセスをより透明性のあるものにしていくことが求められております。そのため、今年度秋ごろをめどに県民と情報共有を図りながら検討プロセスや検討体制を決定した上で計画案策定に向けた取り組みを進めていくこととしております。平成28年度には、策定した県の計画案をもとに事業化に向けた国との調整を行い事業主体及び運行会社を決定し、環境アセスや鉄道事業法等に基づく諸手続を経て、平成31年度末に工事に着手できるよう取り組んでまいります。

次に、県内空港の課題と対策についての御質問の中の、那覇空港の課題と対策についてお答えいたします。

那覇空港については、駐車場の容量不足や新国際線旅客ターミナルビルからバス駐車場またはモノレール駅までの移動環境及び新国際線旅客ターミナルビルの出発時の保安検査待ち時間等が課題であると考えております。

まず駐車場については、現在、慢性的に満車状態が続いているため、駐車場を管理運営する那覇空港ビルディング株式会社が今年度、新規の1200台収容立体駐車場の実施設計を行い、平成27年度から建設に取り組んでいくこととしております。新国際線旅客ターミナルビルからの移動環境については、歩道上に屋根が設置されていないため、歩行者が雨や強い日差しの中を移動する状況となっております。このため、モノレール駅への移動については、那覇空港ビルディング株式会社が５月16日から無料巡回バスを運行しております。バス駐車場への移動については、国土交通省大阪航空局が屋根の設置を検討しております。また、新国際線旅客ターミナルビルでは、中型機２機及び小型機１機が同時間帯に運航する場合、出発時の保安検査で待ち時間が発生する状況となっているため、ハイジャック検査機器を８月上旬に１基増設し３基体制とすることとしており、これにより混雑が緩和されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　知事の政治姿勢の中で、ＩＳＯ9001の取得についてお答えいたします。

ＩＳＯ9001は、製品やサービスの品質保証のための国際規格であり、建設業や製造業を中心に導入されているところでありますが、都道府県においては２都県が導入しており、三重県が平成11年度から、東京都水道局が平成18年度から認証取得しております。

地方公共団体が認証取得するためには、行政サービスの品質保証のための各種マニュアルの作成、サービス提供計画の策定などの体制整備を行い登録機関の審査を受ける必要があります。

これまで県では、行政サービスの向上のため、行財政改革プランにおける窓口・電話対応の改善運動等、職員の意識改革の取り組みやホームページ等の情報発信の充実、施策の継続的な改善を図るＰＤＣＡサイクルの実施、行政オンブズマンや県民御意見箱による苦情等の受け付け、それから分野ごとの業務マニュアルの作成などに取り組んできたところであります。

今後とも、県民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するため、行財政改革プランや既存の取り組みにあわせて、ＩＳＯ9001についても費用対効果を

含め調査研究していきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。
〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕
○子ども生活福祉部長（金城　武君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、平和宣言に関する見解についてお答えをいたします。
これまで沖縄県は、平和宣言において、さきの大戦で苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき戦争体験を継承し平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してまいりました。今回の平和宣言においても、平和への願いと追悼の意を改めて確認する思いを強調し、あわせて普天間飛行場の機能を削減し、県外への移設を初めとするあらゆる方策を講じて基地負担を軽減することを盛り込んだところであります。
次に、子ども生活福祉行政についての御質問の中で、認可外保育施設の課題と対策についてお答えをいたします。
認可外保育施設については、認可化の促進及び入所児童の処遇向上を図ることが課題であります。
県においては、認可を目指す認可外保育施設に対する運営費の支援拡充や給食費の単価の見直し等を行い、これまで段階的に支援を拡充してきたところであります。
今後とも、認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組んでまいります。
次に、認可保育所における待機児童解消の見通しについてお答えをいたします。
市町村待機児童解消計画においては、保育の量の拡大目標を約１万1000人としております。このうち、認可保育所による保育の量の確保は約１万400人となっております。平成25年度の保育の量の確保は2663名を計画しておりましたが、事業の繰り越し等により1656名の実績となっております。平成25年度計画については、繰越事業の実施に伴い達成する見込みとなっており、今年度計画予定の2950名についても達成に向けてさらなる支援を実施してまいります。
次に、放課後児童クラブの課題と対策についてお答えをいたします。
沖縄県は、全国に比べて民立民営の放課後児童クラブが多く公的施設活用の割合が低いことから、家賃や送迎費の負担のため利用料が全国よりも高くなっている状況にあります。そのため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、市町村に対する施設整備の補助や公的施設へ移行する予定の民間クラブに対する家賃補助を行い、公的施設の活用を促進することとしております。
県としましては、これらの取り組みを通してクラブの環境改善、利用者の負担軽減につなげていきたいと考えております。
次に、子供の貧困の実態と対策についてお答えをいたします。
平成23年７月に国が公表した我が国における子供の貧困率は15.7％となっております。都道府県ごとの子供の貧困率については算出されておりませんが、本県の子供の貧困については、全国に比較して所得水準が低いことや、ひとり親家庭が多いこと等を勘案すると、全国より厳しい状況にあると考えております。
県としましては、引き続き生活困窮世帯やひとり親家庭等に対する各種支援策を実施するとともに、今後国から示される国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえた施策を推進してまいります。
次に、認知症の現状と対策についてお答えいたします。
県内市町村の報告によりますと、要支援・要介護認定者のうち何らかの支援が必要な認知症高齢者は、平成25年３月末現在で約３万4000人で、65歳以上被保険者に占める割合は約13％となっており、今後の高齢者人口の増加に伴いさらに認知症高齢者の増加が見込まれます。
現在、県では認知症サポーターの養成等による認知症に対する正しい理解の促進、かかりつけ医に対する研修の実施等による認知症地域医療の支援、認知症疾患医療センターによる早期診断・早期治療の推進等認知症になっても安心して地域で暮らし続けられる基盤づくりを進めているところであります。
次に、若年性認知症の現状と対策についてお答えいたします。
平成25年度に本県の若年性認知症施策を進める上で必要な基礎的データを得るため、沖縄県若年性認知症実態調査を実施いたしました。当該調査によると392人の65歳未満の若年性認知症の方が把握されたところであり、年齢階級別人数は10代が２人、20代が１人、30代が10人、40代が34人、50代が144人、60代が201人となっております。
県では、若年性認知症に係る施策として、平成25年度から若年性認知症者・介護家族交流会の開催を支援するほか、平成26年度は若年性認知症ハンドブックを作成することとしております。
次に、認知症不明者の現状と対策についてお答えをいたします。
県内の認知症または認知症の疑いがある行方不明者

の届け出は、県警察本部によると、平成25年中に94件で、そのうち92件が発見されております。また、現在、厚生労働省から各市町村に対し市町村が把握する徘回などによる行方不明者等の状況や徘回見守りネットワークの実施状況等について調査が実施されているところであります。徘回などによる行方不明者の早期発見や未然防止、また、介護している家族の不安の軽減のためには地域における認知症に対する正しい理解や支援が重要であります。

県としましては、認知症施策の一層の推進を図るとともに、国の調査の結果を踏まえ対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、発達障害の現状と対策についてお答えをいたします。

発達障害児（者）の実態については、沖縄県小児保健協会の報告によると、平成24年度は１歳半健診で６％、３歳健診で5.3％に気になる子としての所見があります。

発達障害児（者）の支援については、地域の実情に応じた支援体制の整備と、支援を担う人材の育成が重要な課題であると考えております。そのため､県では､現在、新たな支援体制整備の計画を策定中であり、引き続き発達障害児（者）支援の充実に取り組んでいくとともに、発達障害の正しい知識と理解に関する普及啓発等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　３の子ども生活福祉行政についての中の、女性の育児環境の課題と対策についてお答えいたします。

平成24年度の厚生労働省の雇用均等基本調査及び沖縄県労働条件等実態調査によると、育児休業制度を定めている企業は、全国の72.4％に対し沖縄県は68％となっており、全国より4.4ポイント低くなっております。短時間勤務制度についても、全国の58.4％に対し沖縄県は53％、時間外労働の免除についても、全国の54.9％に対し沖縄県は39％と、全国よりもそれぞれ5.4ポイント、15.9ポイント低くなっております。沖縄県労働条件等実態調査では、小規模な事業所ほど制度の導入が進んでいない傾向が見られ、働きながら子供を育てる環境の整備が課題となっております。

県としましては、労働大学講座やセミナーを開催するとともに､事業所へ社会保険労務士を派遣するなど、法制度や育児休業給付金等の各種支援制度の周知に努めてまいります。

次に、商工・労働行政についての中の、アスベスト被害救済についてお答えいたします。

アスベスト被害救済については、沖縄駐留軍離職者対策センターにおいて、駐留軍従業員等を対象とした相談事業を行っております。平成25年度までの同センターにおける救済の実績は、労災認定が19件、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金支給が９件、健康管理手帳の交付が182件となっております。

次に、沖縄駐留軍離職者対策センター支援についてお答えします。

県では、沖縄駐留軍離職者対策センターの相談体制の強化を図るため、今年度から補助金の増額を実施しているところであります。また、那覇市が補助金の支給を再開し、減額予定であった中部市町村が補助金を据え置いているほか、全駐労も寄附金の増額を実施しております。

県といたしましては、今後とも同センターが果たす役割は重要と認識しており、引き続き関係市町村等と連携し、支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、ブラック企業の現状と対策についてお答えします。

沖縄労働局によると、平成25年９月、若者の「使い捨て」が疑われる企業27事業所に重点監督を実施し、そのうち21事業所（77.8％）に何らかの労働基準関係法令違反があり、是正勧告等の指導を行ったとのことであります。これに従わない事業所に対しては、労働基準法違反等で書類送検した上で、当該事業所名を公表することも検討していると聞いております。

県としましても沖縄労働局と連携を図り、労使双方に対する労働関係法令の周知や情報の提供及び労働相談等に努めてまいりたいと考えております。

次に、非正規雇用の実態と対策についてお答えいたします。

総務省の「平成24年就業構造基本調査」によると、沖縄県の非正規雇用者数の割合は44.5％となっており、全国の38.2％と比べて高いことから、雇用の安定のためには、非正規雇用の対策が重要であると認識しております。そのため、沖縄県では、経済団体に対する正規雇用の拡大要請、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。さらに、今年度から緊急雇用基金を活用した従業員の正規化等を推進する事業を実施いたします。

沖縄県としましては、今後とも国や関係機関と連携し、正規雇用の拡大に努めてまいります。

次に、若年無業者の実態と対策についてお答えいたします。

平成25年の労働力調査において、若年無業者数は全国が約60万人、沖縄県では約１万4000人となっており、15歳から34歳人口に占める若年無業者の割合は、全国平均が2.2％、沖縄県は4.2％となっており、全国平均と比較して高い割合となっております。若年無業者対策としましては、国において15歳から39歳までの若年無業者に対し、日常生活から就労までの幅広い相談や職業的自立支援のため、本島北部・中部・南部の３カ所に地域若者サポートステーションを設置しております。県においては、平成24年度から若年無業者職業基礎訓練事業を実施しており、平成24年度は受講者57人中51人が、そして平成25年度は受講者85人中77人が無業状態から改善しております。

県としましては、若年無業者の職業的自立を図るため、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、琉球泡盛移出量の課題と対策についてお答えします。

泡盛の出荷数量は、平成16年をピークに９年連続で減少しております。その主な要因は、人口減少と若者のアルコール離れによる国内酒類市場の縮小傾向、消費者嗜好の多様化等が考えられており、単式蒸留焼酎や清酒等、他の酒類においても減少傾向にあります。県においては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、県外での泡盛の飲み方等のプロモーションや原料米等に関する調査研究、首都圏等での展示会への出展等を通じて県外市場の開拓に取り組んでいるところであります。また、海外における物産展・展示商談会への出展支援、広告販売促進支援のほか、海外の飲食店における泡盛マイスターによる泡盛カクテルのＰＲなどにより、海外への販路拡大も支援しているところであります。

県としましては、引き続き泡盛業界と連携し、琉球泡盛の販路拡大に取り組んでまいります。

次に、優先発注と県産品優先使用についてお答えいたします。

沖縄県では、県内企業の育成強化を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、産業まつりや県産品奨励月間の実施による意識の啓発、分離・分割発注等による県内企業の受注機会の確保、国や市町村等に対する要請などさまざまな取り組みを行っているところであります。その結果、平成25年度に沖縄県が発注した公共工事における県内企業の受注割合は5.4ポイント上昇し、93.2％となっております。また、県産建設資材の使用状況については、鉄筋やセメント等の主要11品目に係る使用状況調査によると、県産品の割合は7.5ポイント上昇し、91.1％となっております。

県としましては、今後とも関係機関等と連携し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に取り組んでまいります。

なお、本日より県産品奨励月間がスタートします。街頭パレードを初めさまざまなイベントを通して、県産品愛用の周知徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時０分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　４、保健医療行政についての中の、国民健康保険財政の課題と対策についてお答えします。

平成24年度沖縄県市町村国保の実質的単年度収支は98億8932万円の赤字で、赤字保険者は39市町村となっており、財政運営は一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にあります。市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、ふえ続ける医療費に対し、十分な保険税収入の確保が困難であるという構造的な課題を抱えております。現在、その解決策について国と地方の協議が行われているところであります。

県としましては、その動向を注視し、必要に応じ全国知事会を通し意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、特定不妊治療の取り組みについてお答えします。

沖縄県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成しております。平成25年度の助成事業の実績としては、延べ数として1402件、実数で873件となっており、助成額は１億7460万4000円となっております。また、不妊に悩む方への相談窓口として沖縄県不妊専門相談センターを設置し、医師や助産師による相談事業を実施しております。

次に、がん対策についてお答えします。

沖縄県では、平成25年４月に「沖縄県がん対策推進計画」を策定し、各種施策に取り組んでおります。主な取り組み内容としましては、がん診療連携拠点病院

の機能強化を図るとともに、宮古病院、八重山病院を「がん診療連携支援病院」と位置づけ、本島の拠点病院との連携推進を図っております。また、琉球大学医学部附属病院がんセンターに、がん患者の相談支援事業などを委託するとともに、がんサポートハンドブックを配布し、医療に関する助成制度の周知等を行っております。加えて、７月、本日から、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合の協力を得て、本島での放射線治療を行う離島・僻地のがん患者等の宿泊支援を始めたところであります。

県としましては、引き続きがん医療連携体制の推進及びがん患者等関係者への支援に努めてまいります。

次に、県内におけるＡＥＤの設置状況についてお答えします。

国立病院機構災害医療センターの研究報告によりますと、県内のＡＥＤ設置状況は、平成23年12月末現在2721台となっております。

次に、公安行政についての中の、脱法ドラッグを含む薬物の実態と対策についてお答えします。

沖縄県における薬物事犯の検挙人員は、平成25年125人となっており、10年前の平成15年の94人に比較しますと約1.3倍となっております。検挙人員125人のうち79人が覚醒剤事犯となっており、全薬物事犯の６割以上を占めております。脱法ドラッグについては、それを原因とする救急搬送事例が、平成24年40件から平成25年､昨年は19件と減少しております｡脱法ドラッグは店舗やインターネット等で販売され、若年層でも容易に入手できる状況にあることから、店舗に対し、県警や国の麻薬取締支所と合同で立入検査を実施するとともに、薬物乱用防止の普及啓発のため学生等への講習会を行っております。

県としましては､今後とも県警等関係機関と連携し、薬物乱用防止対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは教育行政についての御質問の中で、改正地方教育行政法の課題についてお答えいたします。

今回の改正に対して、首長の権限強化により、教育の政治的中立性や、継続性・安定性が確保できるか等の御意見があることは承知しております。改正後も、教育委員会は、教育行政の執行機関として引き続き存続し、職務権限は従前のとおりとされておりますが、教育の政治的中立性や継続性･安定性につきましては、今後も確保していくことが重要だと考えております。

県教育委員会としましては、今後、文部科学省からの施行通知等を踏まえた上で、関係部局や各市町村教育委員会と連携し、本県における教育行政がさらに充実していくよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、竹富教科書採択地区への対応策についてお答えいたします。

長きにわたり膠着状態にありました八重山地区の教科書採択につきましては、子供の教育の視点から協議を重ね努力してきたところ、今般、解決に向かうことができ、大変安堵しているところです。

県教育委員会としましては、教科書採択を支援する指導主事を新たに配置するとともに、教科用図書選定資料を提供するなど、採択地区変更による影響がないように努めているところです。

なお、６月中旬には、私自身が竹富町教育委員会に直接出向き、教科書採択業務の進捗状況を確認し、遺漏がないように助言してまいりました。

次に、深夜徘回の現状と対策についてお答えいたします。

平成25年中に深夜徘回で補導された児童生徒は、小学生が125人、中学生が１万710人、高校生が9594人で、小･中･高合わせて前年比6933人増となっております。

県教育委員会としましては、深刻化する深夜徘回に危機感を持ち、去る６月13日に小・中・高校生、県議会、県警察、社会教育関係団体等と連携して「青少年の深夜はいかい防止県民集会」を開催し､「Ｇｏ家運動」等の社会全体での取り組みを呼びかけたところです。

次に、児童生徒の性同一性障害の実態と対策についてお答えいたします。

性同一性障害とされる本県児童生徒は、平成26年１月現在、公立小学校で４件、中学校で２件、高等学校で23件、計29件となっております。学校においては、共通理解を図るため、支援委員会や職員会議を持ち、学校の体制づくりに努めるとともに、更衣室、トイレの使用に配慮するなど、きめ細やかな対応を行っております。なお、性同一性障害が原因でいじめがあったという報告は受けておりません。

県教育委員会としましては、管理職を含めた養護教諭や保健主事研修会等において、専門医等を招聘した研修を開催いたします。さらに、市町村教育委員会及び各学校と連携を図りながら、全教職員が性同一性障害の理解を深める校内研修等の実施や、児童生徒の心情に十分配慮した教育相談体制の充実等に努めてまいります。

次に、小・中・高の台湾や香港への修学旅行につい

てお答えいたします。

修学旅行の実施につきましては、学習指導要領に示された狙い等に基づき、小中学校においては、学校及び市町村教育委員会の主体的な判断のもとで、高等学校においては、学校の主体的な企画立案のもとで行われております。

海外への修学旅行につきましては、狙いや意義を踏まえるとともに、児童生徒の心身の発達に応じた日程や健康安全の確保及び保護者の経済的な負担等も考慮して実施することが大切であり、県教育委員会では、今後とも適切な助言に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築行政についての御質問の中で、土木工事発注件数と発注額についての御質問にお答えいたします。

土木一式工事における過去５年間の発注件数と発注額は、平成21年度は650件で約327億円、平成22年度は654件で約286億円、平成23年度は558件で約230億円、平成24年度は470件で約206億円、平成25年度は428件で約198億円となっております。今年度は発注の増加が見込まれますので、早期発注と繰越額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、特Ａ業者向けの発注件数と発注額についての御質問にお答えいたします。

特Ａ業者対象工事が平成24年度41件に比べ、平成25年度30件に減少している理由といたしましては、伊良部大橋関連工事などの大型土木工事が減少したことによるものであります。今後は、モノレール関連工事など、特Ａ業者対象の土木工事がふえることから、発注件数及び発注金額ともに増加する見込みでございます。

次に、過去５年間の県発注公共工事の執行率についての御質問にお答えいたします。

過去５年間の土木建築部発注公共工事の執行率は、平成21年度86.7％、平成22年度86.1％、平成23年度87.0％、平成24年度82.3％、平成25年度85.9％となっており、５年間の平均は85.7％であります。

同じく入札不調の現状と対策についての御質問にお答えいたします。

平成25年度の土木建築部発注工事においては、19％が入札不調となっており、前年度に比べ４％増加しております。対象工事といたしましては、主に、離島における工事や発注規模の小さい工事において入札不調となる傾向があります。対策といたしましては、入札参加者を広く募るため、指名競争入札から一般競争入札への移行や、対象業者の等級範囲の拡大等、入札条件の見直しを行った上で、再度入札等を実施しており、最終的にはほとんどの工事が契約締結に至っております。また、公共工事の労務単価につきましても、例年４月に単価の引き上げを行っておりますが、前倒しして平成26年２月に単価の引き上げを行っているところでございます。

同じく総合評価の課題と対策についての御質問にお答えいたします。

総合評価方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的にすぐれた企業を落札者とする方式であります。総合評価方式の課題といたしましては、提出資料の作成に時間を要すること、入札から落札決定までの期間が長いため、配置予定技術者が拘束されること、工事実績を評価の対象としているため、新規参入しづらい等が挙げられます。その対策といたしまして、特別簡易型の適用範囲の拡大による提出書類の簡略化、事後審査型入札方式の導入により、落札決定までの手続の簡略化による期間の短縮、工事実績対象期間の延長による入札参加資格の緩和等の対策を図ってきたところであります。

次に、県発注工事の課題と対策についてお答えいたします。

土木建築部においては、価格のみの一般競争入札、総合評価方式、指名競争入札など多様な発注方法の採用や、分離・分割発注により多くの県内企業の受注機会の確保に努めております。建設業者の工事の受注につきましては、年間の受注件数や受注金額に開きが生じる場合もございます。今後とも多様な発注方法や、分離・分割発注により受注機会の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今年度上半期の発注目標と見通しについての御質問にお答えいたします。

平成26年度土木建築部の上半期発注目標は、75.6％と設定しており、国庫補助事業等の交付決定前の事前手続等の早期取り組みを実施し、目標達成できるよう取り組んでいるところであります。例年と比較いたしますと、５月末時点では過去５年間の平均の執行率を上回っていることから、上半期の目標が達成できるよう引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、土木建築部の職員体制についての御質問にお答えをいたします。

土木建築部におきましては、退職者に見合う新規採用職員の確保ができなかったことから、現時点で欠員が生じているところであります。今後は、臨時的任用職員の継続募集や次年度採用予定者の繰り上げ採用による欠員解消を図り、業務に支障がないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県内空港の課題と対策についての御質問の中で、県管理空港の課題と対策についてお答えいたします。

県が管理する12の空港では、昨年開港した新石垣空港を除き、空港施設の老朽化が課題となっております。施設の改修に当たっては、維持管理更新計画を作成し、緊急性・必要性などの優先順位をつけて更新に取り組んでいるところでございます。宮古空港におきましては、国際線旅客の受け入れ体制が不十分であることから、新たな国際線旅客施設の整備に向けて取り組んでいるところであります。また、下地島空港については実機訓練が激減していることから、新たな利活用を検討しているところであります。

次に、港湾政策についての御質問の中で、県内港湾の役割分担についてお答えいたします。

県内には、重要港湾６港、各地方の生活港湾として地方港湾35港、合わせて41港の港湾がございます。重要港湾の運天港、平良港、石垣港は、北部、宮古、八重山地域の拠点港湾として、また金武湾港は電力供給用エネルギー基地としての役割があります。那覇港の位置づけといたしましては、港湾計画において、アジア・太平洋地域における急速な経済発展に対応し、高規格・高能率コンテナ埠頭を初めとする国際物流関連産業の集積する国際流通港湾機能の拡充を図るとともに国際クルーズ船基地としての機能を強化することを目指しております。また、中城湾港新港地区の位置づけといたしましては、港湾計画において、県土の均衡ある発展に資するため、那覇港との適切な機能分担を図り、沖縄本島中南部の東海岸における物資の流通拠点及び工業用地の確保による産業拠点として、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾に位置づけているところでございます。

同じく港湾政策についての御質問の中で、バース増設の必要性についての御質問にお答えいたします。

那覇港管理組合によりますと、現在、大型クルーズ船が２隻同時に入港する際には、１隻は貨物を取り扱う新港埠頭７号岸壁に接岸しており、利用者等に不便をかけているとのことであります。今後も大型クルーズ船の２隻同時入港が予想されるため、新たなクルーズバースの導入に向け、来年度の港湾計画の改定に反映させていくものと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農林水産行政についての御質問の中で、はえ縄被害に対する県の対応についてお答えいたします。

去る５月、沖縄本島南西の公海上で、本県漁船９隻のマグロはえ縄漁具が相次いで切断される被害が発生しました。県としましては、直ちに各漁業協同組合に対し注意喚起を行っております。また、米軍の音響測定艦が当該水域で連日目撃されていたことから、漁業関係団体と連携し、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、米軍へ事実関係を照会するよう申し入れたところであります。さらに、高良副知事訪米の際に、米国務省及び国防総省に対し損害賠償請求に対する真摯な対応を申し入れるとともに、６月17日、18日に農林水産大臣、防衛大臣、外務大臣に対し原因究明及び再発防止、原因が特定された場合の損害賠償請求、漁業者が安心して操業できる抜本的な措置に関する要請を行ったところであります。関係省庁からは、米軍に照会しているが、回答はいまだない、沖縄の漁業団体が米海軍法務部への被害申し立てを行った後、政府として適切に対処するなどの発言がありました。現在、沖縄県漁業協同組合連合会が、米海軍の法規に基づき米海軍法務部に対し損害賠償請求手続を進めているところであります。

県としましては、賠償までの手続が円滑に行われるよう、漁業関係団体を支援していくとともに、再発防止に向けた対応を政府に強く求めてまいります。

次に、日台漁業取り決めの課題と対策についてお答えいたします。

昨年５月に発効した日台漁業取り決めについては、取り決め適用水域の範囲の見直し、操業ルールの確立、トラブル発生時の連絡・事故処理体制等が課題となっておりました。

県としましては、漁業関係団体とともに、政府への要請、台湾側との協議を重ねてきたところであります。この結果、取り決め適用水域の一部に日本側の操業ルールを優先する水域の確保、トラブル発生時の連絡・事故処理体制の確立などが合意され、改善が図られたところであります。

県としましては、取り決め適用水域の範囲の見直し、資源管理に関する操業ルールの策定等、課題も残されており、国及び漁業関係団体と連携し、改善に努めてまいります。

次に、農林水産業におけるＴＰＰの影響と対策についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉で関税が撤廃された場合、本県の農林水産業においてはサトウキビや牛肉・豚肉など極めて大きな影響があるものと懸念されております。ＴＰＰ交渉については、農産物の関税分野を含めいまだ合意に至っておらず、予断を許さない状況にあると認識しております。このため、去る４月16日に県内農業団体と連携し、国に対して、重要５品目などの聖域が確保できなければ交渉からの脱退も辞さないとした衆参農林水産委員会決議の遵守等の要請を行ったところであります。

県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

次に、６次産業化の取り組み状況についてお答えいたします。

農林漁業者が生産から加工、流通、販売まで取り組む６次産業化により、農林水産物の高付加価値化を推進することは、農家所得の向上や農山漁村の活性化を図る上で重要であると考えております。そのため、県では、地域資源を生かした加工品の開発や加工機材の整備等を支援するアグリチャレンジ普及推進事業、モンドセレクションなど国際認証の取得等を支援するプレミアム加工品開発支援事業などを実施しているところであります。また、総合的な相談対応を行うサポートセンターの設置に加え、今年度は、人材育成研修会や交流会の開催、新商品開発や販路開拓等に対する助成、加工施設や直売施設等の整備に対する助成などを実施することとしております。

県としましては、引き続き市町村、関係団体等と連携し、６次産業化の推進による農林水産物の高付加価値化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　文化・観光・スポーツ行政に関する御質問の中の、観光客１人当たりの消費額の現状と課題についてお答えいたします。

県が実施した平成25年度観光統計実態調査によりますと、観光客１人当たり県内消費額は６万8062円となっており、前年度の６万7459円と比べ0.9％の増加となっております。その内訳について平成24年度と比較しますと、宿泊費が0.2％、交通費が0.8％、土産・買い物費が0.5％の増加などとなっております。

主な増加要因としましては、平均滞在日数が3.75日から3.83日へ延びたことや、外国人空路客の１人当たり消費額が８万3336円から９万6548円へ増加したことなどが挙げられます。しかしながら、入域観光客数の大幅な伸びに比べ、１人当たりの観光消費額は依然として伸び悩んでいると認識しております。このため、県としましては、今年度から新たに土産品開発の支援に取り組むほか、島々をめぐる周遊型観光や、文化・地域資源を活用した魅力ある観光の推進により平均滞在日数を延伸させるとともに、消費額の高い外国人観光客の誘致を強化するなど、引き続き観光消費額の増加に向けた取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君）　それでは公安行政についての御質問の中で、まず強制わいせつ認知件数の現状と課題についてお答えをいたします。

平成26年５月末現在の強制わいせつ事件の認知件数でありますが、暫定値でありますけれども32件となっており、前年同期に比べて７件、率として28％増加をし、過去10年間で最高でありました前年を上回る状況にございます。これに対して本年５月末現在の検挙件数は27件、検挙率は84.4％で前年同期に比べて検挙件数で13件、検挙率で28.4ポイントの増加となっております。また、平成25年中の強制わいせつ事件の認知件数を人口１万人当たりの犯罪率で見ますと、沖縄県は全国で12位となっております。

県内の強制わいせつ事件の課題といたしましては、小・中・高校生が被害に遭うことが多いということが挙げられます。これを全国対比で見ますと、最新の統計である平成24年中には強制わいせつ事件の被害者のうち、小・中・高校生の被害は全国で41.5％であるのに対しまして、沖縄県では平成24年中が46.7％、平成25年中は59.3％と小・中・高校生の被害が多い状況となっております。平成25年中の小・中・高校生別では小学生が10件、12.3％、中学生が10件、12.3％、高校生が28件、34.6％となり、高校生の被害が最も多くなっております。

県警察における対策といたしましては、この種事案について検挙を徹底するほか、学校における護身術を含めた防犯教室の開催、学校との情報共有と学校周辺のパトロールにより子供たちの見守りを行う学校ゆいまーる活動、声かけ、つきまとい等を行う者に対する指導・警告、検挙等による先制・予防的活動などを実施しております。また、各地域で結成をされております自主防犯ボランティア団体や学校関係者等と連携し

て学校周辺、通学路、公園等でのパトロールのほか、青色回転灯を装備した車両による街頭パトロールなどを実施しております。

県警察といたしましては、今後とも子供・女性の安全を確保するため、関係機関・団体と連携を密にして安全対策を強化し、県民の不安の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地区防犯協会の職員による着服事案についてお答えをいたします。

小禄・豊見城地区防犯協会職員による使途不明金事案につきましては、現在、同地区防犯協会が事実関係の詳細について調査をしていると承知しており、県警察といたしましては、同地区防犯協会の調査結果及び被害申告の意思等を踏まえ適切に対応する所存であります。

地区防犯協会は、子供・女性を犯罪の被害から守るための防犯グッズの作成やチラシ配布等による各種広報啓発活動、青色回転灯装備車両や徒歩による防犯パトロール活動など、地域における自主防犯ボランティアの中心として県民の安全・安心に大きな役割を果たしており、それだけに今般このような事案が発生したことにつきましては大変残念に思います。

県警察におきましては、今後、県防犯協会連合会など関係機関と連携し、各地区防犯協会に対し必要な指導助言を行い、この種事案の未然防止に努めてまいります。

次に、路上寝の現状と対策についてお答えをいたします。

県内におけるいわゆる路上寝に関する110番通報につきましては、平成25年中は6577件と前年と比較して441件、率で7.2％の増加であり、１日当たりにすると約18件となっております。交通人身事故のうち被害者が路上寝をしていた事故の発生につきましては、平成25年中は17件と前年と比較して９件減少となっており、そのうち死亡事故につきましては２件発生し、２名の方が亡くなられております。発生件数、死者数ともに前年と同数でございます。

全交通人身事故に占める路上寝に係る事故の構成率は、全国と比較した場合、本県は平成25年中全国で２番目に高くなっております。

路上寝は道路交通法に規定した道路における禁止行為違反に当たる場合もあるほか、交通人身事故や仮睡者狙い等の犯罪被害に結びつくおそれのある非常に危険な行為であり、県警といたしましては、路上寝をしている者を早期に発見し適切に対応していくことが重要であると考えております。

路上寝の多い管内における対策といたしましては、ハイヤー・タクシー協会支部等との間において、タクシー乗務中に路上寝を発見した際の通報措置や警察官が到着するまでの防護措置をとることなどを内容とした協定の締結のほか、自治体等と連携した広報啓発活動の展開、居酒屋等におけるチラシ配布や警察署内での写真パネル展の開催等所要の対策を実施しているところであります。

次に、児童ポルノ犯罪の現状と対策についてお答えをいたします。

インターネットを利用した児童ポルノについては、画像のコピーが転々と流通して回収することが困難となり、児童は将来にわたって苦しむこととなります。最近では高速かつ大量な流通、被害児童の低年齢化、ファイル共有ソフト利用の拡大等の傾向が見られ、インターネット上における児童ポルノ対策は国際的にも関心事項となっております。こうした現状を踏まえて全国で取り組みを強化しているところであり、平成25年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は1644件で過去最高となっております。

県警察におきましても、関係都道府県警察と連携して取り締まりを強化しているところであり、平成25年中は17件、本年５月末現在では４件を検挙しております。

対策といたしましては、引き続き取り締まりを強化するほか、児童の被害の継続・拡大を防ぐためサイバーパトロールの強化や、サイト管理者への削除依頼等の児童ポルノ流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び被害の未然防止対策を一層推進してまいる所存であります。

なお、去る６月25日に公布、７月15日から施行されます「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」により、児童ポルノをみだりに所持することなどを一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等を処罰する罰則等が設けられたところであり、県警察といたしましては、改正の趣旨を踏まえて適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　まず知事の政治姿勢からなんですが、先ほど「県民の心をひとつに」のキャッチフレーズでという質問の中で、知事は各市町村長、各界各層からこの間ずっと意見を聞いてきたという答弁をいただきました。仲井眞県政の誕生に尽力を果たした那覇市長と今心は一つになっているかお聞かせください。

それから、知事選挙の対応と、さらに公約との関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、今般11月の知事選挙に向けて連日さまざまな報道がされております。保守系の首長の皆さんの知事に対する出馬要請であったりとか、いろんな方々の仲井眞知事に対する期待も聞こえて――私たちはマスコミを見て知っているところであります。

本県議会はこの間、辺野古の埋立承認については、私が所属する県民ネットとしてはこれはもう公約違反ではないかということを主張して、それからこれまで普天間の県外移設を公約に掲げて当選したにもかかわらず承認したということは公約違反であるということから、県知事に対して辞任要求決議をしたところなんですね。しかし、知事は、いや、あれは手続上やむを得なかったと、県外移設については堅持しているということをおっしゃっておりますね。ところが、県議会は辞任要求決議をして今なお知事はまだ知事として仕事をされているんですね。私は、こういう見解の相違があるんであれば、知事は承認をしたわけですから、正々堂々と知事選挙に出るべきじゃないのかなと、民意を問うべきじゃないのかなと思いますが、御見解をお聞かせください。

これは真っ向から県議会との考え方と対立しているわけですね。それを最終的に判断するのは、私は県民だと思っております。御期待される方々もたくさんいるみたいですから、私たちはこういった問題はやはり県民にもう一回、この間「県民の心をひとつに」とあえて聞いたのは、少なからず県議会においても普天間の県外移設を各県議全員が県外ということで一致をしてきました。ところが、去年、自民党の国会議員の皆さん、自民党県連、最終的には仲井眞知事が承認をしてきたことから、県民の心は今やもう一つになっていないということを私は感じております。ですから、これをあえて県知事選挙で知事が責任を持って堂々と出てもらいたいということを改めてお聞きしたいなと思っております。

基地負担についてはリンク論について、この間リンクはしてないということを皆さん議会で答弁をしてまいりました。ところが、ことしの１月の名護市長選挙で、選挙もいわゆる三日戦争に入るというタイミングで自民党の石破幹事長が来て、選挙期間中に500億だったのかよく僕はわからないんですけれども、こういうことで振興策を出すということを言ったときに、大変驚きました。これは税金を使った選挙買収じゃないかという指摘もあったぐらいでございます。今度の知事選挙でこういうことがまた起こるのではないかということを私は危惧をするところでございます。基地と経済振興はリンクしてないということを、政府もそれから知事当局はそういうことを言わない割には選挙のたびにそういうことが出てくることについて、沖縄県民がこれ以上翻弄されることについて私は大変危惧をしております。これについて答弁は要りません。

解釈改憲について、これは知事に対してきのうから他の会派から質問がされております。この自衛隊の集団的自衛権の行使容認については、私たちはこれだけたくさんの広大な基地が存在する沖縄県において、沖縄県も攻撃の対象になるんじゃないかということを本当に心配をしているわけでございます。私の質問は見解じゃないんですよ、この集団的自衛権の行使によって沖縄県民に影響があるかないかということをお聞きしたいんです。皆さんはそれを注視するとか、今後、推移を見守って国民にしっかり説明をする責任があるべきだということを答弁していますが、私はそんなことは聞いていませんよ。それは他人事なんですよ。沖縄県の県民の生命財産を守るのは仲井眞知事の一番の仕事だと私は思いますよ。そうであるんであれば明確にこれは沖縄県民に対する影響があるかないか、そういう認識を私は明確にするべきじゃないのかなということだと思います。ぜひこれについて御見解、さらにこれについて集団的自衛権について賛成か、反対かということも含めて明確に県民に示していただきたいと思っております。

オスプレイの配備について、今、私たち県議会全員でオスプレイ配備反対をしてきました。ところが12機の配備を強行され、さらに追加されて24機になっているんですよ。ここに来てどういう話になっているかというと、半分程度また別に移すと。ところが、私たちは何を言ってきたかというと、オスプレイの配備そのものは反対なんだと。最近においては部品も落ちてくるわ、もういろんな問題が出ております。何か半分を減らせば負担軽減ということにすりかえられているんじゃないかなということを私は大変危惧しております。これについて先日の答弁でも、きょうの答弁でも全機配備撤回に向けて取り組むということをおっしゃっているわけですから、その姿勢に対してぶれないでいただきたいと思っております。全機配備を撤回することを、これを12機ほど移すということですりかえられるということがないように、これはお願いでございます。

さらに地位協定もそうなんですよ。地位協定が最近、地位協定そもそも裁判権とかいろんな問題がこの間あって、大田県政からずっと一貫して各歴代の知事

が取り組んでまいりました。仲井眞知事も取り組んできたと思います。ところが、最近になって環境の問題を追加をすると、この部分だけが地位協定の解決に向かっているんじゃないかと危惧をしております。本来、抜本的な日米地位協定の改定について求めるという姿勢も明確に、すりかえないように本来ある姿の改定に向けて取り組んでいただきたいと思っております。これもぶれないでいただきたいと思っています。

さらに――これは質問ではありません。ＩＳＯ9001取得については、今後調査と研究をしていくということですので、行政サービスの根幹にかかわる部分ですのでしっかりとまた研究していただきたい。ＩＳＯ14001については、せっかく取り組んだにもかかわらず更新をしてないですね、14001。沖縄においてこの環境については大変大事な分野だと思っております。県職員も一体となって取り組んできたと思いますが、いま一度このＩＳＯ14001についてもこの必要性――沖縄県だからあえて継続していくということも検討していただきたいと思っております。

沖縄県全体を世界自然遺産登録にする取り組みについて、これは知事みずから答弁をされました。私は、この取り組みは非常にいいと思っております。沖縄県全体を世界自然遺産登録にするということを言いながら、今、辺野古に新たな基地がつくられようとしていることについて非常に矛盾を感じております。これだけ基地が集中する、もう一方では世界自然遺産登録に向けて取り組むということについて、どうしても矛盾を感じてしまうわけでございます。これについても、この世界自然遺産登録について取り組むのであれば、新たな基地をつくらせないということを明確にするべきだと思いますが、これについて御見解をお聞かせください。

ことしの全戦没者追悼式の平和宣言について、慰霊の日を迎える前から新聞報道でさまざまなことが指摘されてまいりました。県外移設を盛り込まないとかオスプレイのことについても触れてきませんでした。私からすると沖縄県民、この慰霊の日、特別な日にあって、最終的に知事もいろんな方々と相談をされたようではございますが、これはどなたが知事になっても、この慰霊の日という大変大事なこの日にこうした我々県民の思いを明確に伝えていくというこの姿勢を今後、ことしのようなことがないようにやっていただきたいなと思っております。

副知事について、高良副知事は訪米をしていわゆるさまざまな成果を先ほどおっしゃっておりました。私がよくわからないのは、仲井眞知事は今でも普天間の県外移設を訴えて、これはぶれてないと言っているんですね。税金を使って訪米をしているわけですから、なぜ高良さんあなたは米国政府に対して明確に普天間の県外移設を求めなかったのか、これについてお聞かせください。

それから普天間の運用停止については、先ほどさまざまな説明があったんですけれども、私たちからするとやっぱり今でも仲井眞知事が誕生してもうやがて２期８年を迎える中に当たって、最初は３年以内の閉鎖状態というのが公約だったと思うんです。ここに来て今度５年以内にすりかえられているし、この５年以内も米国政府から確約ももらっていないし、これが何となくできるのか、できないのかというのが県民がよくわからないというのが率直な感想だと思っております。このあたりも日米両政府が本当にその確約を得られるかどうかというのは、今度の知事選挙の争点じゃないのかなと私は考えております。

それから制限水域の拡大について、皆さんとしてはこれだけ拡大をしていくということについて、県民が明確にさまざまな立場の方々が主張するその機会を、権力によって奪うという行為は非常に残念でなりません。県民の側に立ってしっかりと対応してもらいたいと思っております。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○赤嶺　　昇君　女性の育児環境の課題と対策についてなんですけれども、今、県内の事業所、中小零細企業が多いということも含めて、産休・育休制度のある企業が非常に少ないと思うんですね。せっかく入社しても、正規雇用であっても子供が１人、２人、３人生まれてくるとどうしても会社を退社をして、その後、落ちつくとパート、アルバイトに転じるケースがあるんですね。ですからこの女性の育児環境について、担当部署としてもう一回この現状をアンケートも含めて実態調査をやっていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

認知症についてなんですけれども、若年性認知症が――私も驚いたんですけれども、20代とか30代、40代で34名もいるということで、認知症になってしまうとこの家庭は、それが一家の大黒柱だったら家庭全体が大変困るという現状を見ると、この若年性認知症、それと社会がこれについてもっと理解を深めるという意味においても、認知症について明確に――今、県は非

常にいい取り組みをしていると私は考えております。課題は市町村……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に。

○赤嶺　　昇君　市町村の窓口対応に格差があるんですね。非常に取り組んでいる市町村もあれば、そうでもない市町村もあるので改めてお聞きしますが、認知症対応のための事務局を設置する市町村状況をお聞かせください。

保健医療行政について、国保財政について、今後、国保財政、国保については都道府県へ移行されるんですね。先ほど98億の赤字があるということも含めて、これが今後、沖縄県としてさまざまな要因はあると思いますが、ここで確認だけしておきたいのは、大変な問題ということは県も必要に応じて国に対して意見を述べていくということをおっしゃっておりますが、沖縄県が各市町村としっかり連携をして支援をしていく考えがあるかどうかだけをできたらお聞かせください。

ＡＥＤの設置状況についてなんですけれども、那覇市あたりが全コンビニエンスストアにＡＥＤを設置しております。ＡＥＤの設置において県民の命が守られるケースがあるので、今後は県内の全コンビニエンスストアへの設置に向けて、できればこれも推進していただきたいなと思っております。これは要望でございます。

教育行政について、竹富の教科書問題については、長年、教育委員会に非常に頑張っていただいて、粘り強く子供に目を向けた視点で取り組んだことに対して心から敬意を表したいと思っております。今後もこの子供たちを第一に考える、そしてすぐ取り組む教育委員会であってもらいたいなということを、本当に敬意を表するとともに期待をしたいなと思っております。

最後になりますが、土木建築についてはいわゆる幾つかの課題で職員も非常に今頑張っていると思うんですけれども、一括交付金とかいろんな振興策がふえてきている中において職員が余りふえてないんですね。ですから私は土木建築部の職員定数がもしかしたら足りないんじゃないかなと。だから執行率であったりいろんな問題で影響するんじゃないかなということを考えておりますので、そのあたりは総務部長も一緒になって、せっかくこれだけの予算がありながら執行率に影響するということはあってはいけないと思うので、土木建築部の職員定数の強化を図っていただきたい。これは要望でございます。

１点だけ質問があります。

一部企業に工事が偏っている問題については、総合評価との関連もあるんですけれども、総合評価の手持ち工事評点という項目があって、あと各３年間の成績等もあって一部業者がずっととるような仕組みにどうもなっているというふうに私は捉えているんですね。県としては、さまざまな企業に今後それを公平公正に公共工事を発注してもらいたいという思いがあるわけですから、この手持ち工事評点について、今後少し見直しを検討するべきじゃないかなということについてお聞かせください。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います、静粛に願います。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

ただいまの赤嶺昇君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前の赤嶺昇君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　赤嶺議員の再質問にお答えいたします。

１つは、翁長那覇市長についての御質問でしたが、翁長市長とは私も長い友人関係にあったんですが、ただ最近余りいろいろな話をしておりません。那覇市長さんとしては私も応援して、立派に仕事をなさっておられるんじゃないでしょうか。

そして、もう一つ、知事選で民意を問え、あなたは公約違反をしているからという御趣旨の再質問だったと思いますので、申し上げますが、辺野古埋立承認申請につきましては、法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。これは再三申し上げてまいりました。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされております。

私の公約である、まず一日も早い普天間基地の危険性の除去を実現するために、同飛行場の５年以内運用停止を求めたところであります。この５年以内運用停止のためには、当然、機能であれ県外移設が必要であります。政府に設置されました普天間飛行場負担軽減推進会議においてあらゆる方策を追求するよう、強く

求めております。

私は公約に全く違反しているとは考えておりませんし、公約の実現、つまり一日も早い普天間飛行場の危険性の除去という目的に向かって邁進しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 訪米時に県外移設を求めたかという御趣旨の再質問にお答えいたします。

今回の訪米は、県が求めている普天間飛行場の５年以内運用停止など４項目について考え方を伝えたものであり、その方策として機能の県外移設を行うことも検討すべきである旨申し上げました。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 再質問にお答えいたします。

集団的自衛権解釈見直しの沖縄への影響を問うたものだという御質問でした。

答弁で申し上げましたけれども、広大な米軍基地が所在する沖縄県としましては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っておりということで、当然ながらこれまで何度も議会で答弁してまいりましたとおり、日米安全保障体制にこれだけの米軍基地が所在する沖縄の役割とあるいは果たした貢献というのは極めて大きいわけでございまして、そういう意味では安全保障の政策の変更については関心を持っていると。したがって先ほど答弁申し上げましたとおり、いかなる影響があるかということも含めて、十分議論し国民に丁寧に説明をしていただきたいと言っているわけでございます。

この集団的自衛権に賛成か反対かというような御質問もございました。

今、問われているのは、集団的自衛権そのものはいろいろ説がありますけれども、旧来の政府の解釈では国連憲章第51条に明記された国家の固有の権利であると。これに関しまして、自衛権の要件というのが３つ示されていたわけですけれども、その１つを今見直そうという動きでございます。したがいまして、その議論というのは、先ほど来申し上げておりますように、その見直しにつきまして国政の場で十分議論していただきたいということを申し上げておりまして、県といたしましては本日閣議決定がなされるというふうに伺っておりますけれども、そういった動きというのも重大な関心を持ってきちんと注視をしてまいりたいと思っております。

次に、世界遺産の登録と辺野古の移設の矛盾といったものをどう考えるかということでございます。

県といたしましては、世界遺産の登録を目指しておりますのは、北部地区と西表島の一部であるというふうに承知しておりますけれども、その沖縄の豊かな自然を世界遺産に登録をしていくというのが大変重要な県としての政策でございます。その一方で、今議員は新たな基地をつくらせないということをおっしゃいましたけれども、これまで議会答弁で再三申し上げているとおり、辺野古の移設計画というのは基本的には普天間飛行場の危険性の除去のための代替施設であるというふうな理解でございます。しかしながら、県といたしましては普天間飛行場の危険性の除去という大変大きな課題を背負っておりますので、自然の保護も、また普天間飛行場の危険性の除去につきましてもともに全力を挙げて邁進してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは再質問にお答えをいたします。

市町村における認知症サポーター養成のための事務局の設置についての御質問にお答えをいたします。

現在、県内の９カ所の市町村において認知症サポーター養成のための事務局が設置されておりまして、サポーター養成に取り組んでいるところであります。認知症サポーターの養成は、認知症に対する正しい理解と支援を広げる大変有効な施策と考えておりまして、多くの市町村に事務局が設置されることで認知症に対する理解が促進されるものと考えております。

県としましては、全市町村に対し、事務局の設置とサポーター養成を継続して働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） 再質問にお答えします。

保健医療行政についての中の、国保の都道府県移管に伴う市町村への支援という趣旨の再質問にお答えします。

沖縄県では、県・市町村・国保連合会で構成する沖縄県国民健康保険広域化等連携会議作業部会ということを設置しておりまして、国の示している国保財政運

営の都道府県移管に向けた課題あるいは赤字解消策等について検討を行っているところでございます。

今後とも市町村と連携しながら、国に対しては国費の拡充を含めた、国保の構造的な課題に対する解決策について全国知事会を通して要望を行っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 再質問にお答えいたします。

一部の建設業者に県発注工事が偏って受注されているのではないかと、そして総合評価における手持ち工事の配点について見直しをすべきでないかと、こういった御趣旨の御質問にお答えいたします。

県の発注工事につきましては、建設業者等級格付がございまして、等級別に機会均等になるよう発注に努めているところでございます。しかしながら、建設業者におきましては企業努力などにより、複数の工事を受注するということもあるものと考えております。

また、総合評価においての話でございますけれども、企業の手持ち工事量について総合評価の評価項目に取り入れ、受注が偏らないように対策を行っているところでございます。すなわち、過去３年間の同一工種、例えば土木、建築といった工種に対して、平均受注額に対しての当該年度の受注額の割合が25％未満の場合15点、75％未満の場合10点、125％未満の場合５点、125％以上の場合０点という配点となります。すなわち手持ち工事量が少ないほど配点が高くなるということで、受注しやすくなるというようなことで適切に評価しているものと考えております。

なお、議員からこの配点について見直すべきではないかというような御意見もございましたので、建設業協会さんとの定期的な意見交換の中で議論をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○赤嶺　　昇君　２点あります。

１点目は、仲井眞知事が公約は全く違反していないということを答弁しました。であればなおさら民意を問うべきだと思いますが、もう一度お聞かせ願います。

２点目は、集団的自衛権の行使による、きのうの意見書では、「集団的自衛権が行使されれば、他国の戦争に巻き込まれる危機感と県民の生命財産が脅かされ、経済や観光振興その他本県への影響ははかり知れない。」と僕ら出していますので、それについて、改めて賛成か反対か、影響があるかどうかお答えください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の再々質問に答弁をいたしますが、公約違反がなければ民意を問うべきだという御質問の御趣旨が少しわかりにくいんですが、ただ民意を問うべきだという議員個人のお説はお説として伺っておきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 御質問の趣旨は、きのうの県議会の意見書のくだりにあります、「集団的自衛権が行使されれば、他国の戦争に巻き込まれる危機感と県民の生命財産が脅かされ、経済や観光振興その他本県への影響ははかり知れない。」と、これに対する認識というふうに解釈をいたします。

ここで県議会として議決された意見書は、一つの見識であり考え方であるという形で、大変尊重したいと思います。しかしながら、ここに書いてあります「他国の戦争に巻き込まれる危機感」でありますとか、あるいは「生命財産が脅かされ」るというようなことにつきまして、これはいろいろな考え方があるわけでございまして、県としましては例えば今、安全保障研究の中でやっておりますけれども、米軍基地が存在している国における米軍基地以外の部分についてのテロが何件ぐらい起きているかとか、あるいはこういった形で実際にここに県議会決議であったような状態が実際に各国で起きているかどうかといったことにつきましても、現在、研究調査をしております。したがいまして、そういった形でしっかりと情報を集めまして、またその整合性であるとかこの考え方もまとめていきたいと思っております。

したがいまして、現時点で賛成か反対かと述べる段階ではございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。

公明党・県民会議無所属を代表して質問をさせていただきます。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時40分休憩

午後１時41分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○金城　　勉君　最近は、国政及び県政においても数々の重要課題が出て、さまざまな議論を呼んでおります。

そこで、きょうは質問の前に若干所見を申し上げて質問に入っていきたいと思います。

きのう我が沖縄県議会において緊急動議が提出され、「集団的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書」が可決されました。我々公明会派も意見書に賛成をいたしました。マスコミ報道によりますと、本日午前中にも与党協議で合意され、午後には閣議決定される見通しとのことであります。

私は、素朴に疑問に思うのですが、これほど重要なテーマをなぜ性急に事を進めるのか極めて不可解であります。

集団的自衛権の問題について、国防の観点から行使容認することは抑止力を高めることにつながるから速やかに解釈変更をすべきであるという意見がある一方、行使容認は戦争につながるおそれがあるから絶対に認めてはいけないという意見もあります。マスコミもそれぞれの立場から賛成論、反対論を展開しております。まさに国論を二分するほどの重要なテーマであります。

集団的自衛権と個別的自衛権の由来は、国連憲章第51条に規定された自衛権の概念であります。国連憲章第51条には、「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」として、国連加盟国は個別的自衛権及び集団的自衛権の両方の権利が保障されております。

御承知のように個別的自衛権は、自分の国が他国から攻撃を受けた場合、実力をもって攻撃を阻止し自分の国を守る権利であり、集団的自衛権は、自分の国が攻撃されていなくても自国と密接な関係にある外国が攻撃された場合、協力して相手の攻撃を阻止する権利を言います。

国連憲章第51条によれば日本も個別的自衛権、集団的自衛権の両方の権利を有していることになります。しかし、日本の場合、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を規定した憲法９条に照らし、集団的自衛権の行使は認められないと規定してきたのであります。それは1972年、田中内閣のときの政府見解に明確であります。すなわち、「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処をする場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」と明確であります。

以来四十余年、国会論議を経て守り続けてきたことが専守防衛という日本の国是であります。

安倍政権は、尖閣問題や朝鮮半島情勢を引用しながら、安全保障環境の変化を強調し、集団的自衛権の行使容認が必要だと主張しております。しかしそれは、個別的自衛権と集団的自衛権を混同した議論であると考えます。尖閣諸島は日本の領土であり、万一の場合は個別的自衛権を行使することで領土防衛の行動はとれるわけであります。北朝鮮からのミサイル攻撃も国土防衛という意味で個別的自衛権の範疇であります。

日米安保条約第５条には「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」とあるとおり、米国も尖閣諸島が安保条約の適用範囲にあることは認めているわけであります。

したがって、そうした尖閣問題や朝鮮半島情勢問題をてこにした集団的自衛権行使容認の議論というのは、筋が違うと言わざるを得ません。

また、「権利があるのに行使できないのは権利ではない」として、1972年の政府見解に対する異議を唱える主張もあるようですが、この考え方は法律論として初歩的な誤りがあると思います。例えば、二十歳になれば飲酒や喫煙の権利が認められるわけですが、飲酒や喫煙をするかどうかは権利者個々の判断に委ねられているわけで、行使しなくても何の問題もありません。理屈は一緒であります。権利を所有していることと行使することはイコールではありません。

私が最も懸念することは、集団的自衛権の行使容認が日米の軍事的一体化を推し進めるのではないかということであります。自衛隊が米国の言いなりになって、米軍の中の一部隊として取り込まれることはないのか。そうなれば戦闘による犠牲者を１人も出したことのない自衛隊から犠牲者が出るかもしれないという

ことであります。自衛隊員が他国を守るために、殺す、殺されるという現実と直面することを想定しなければなりません。

安保条約のもと軍事的問題について、ほとんど米国の要求をのまされてきた日本の過去の経緯を考えると単なる杞憂とは言えないのであります。

安倍政権は、閣議決定に向けた議論を強引に進めてきました。

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」からの報告書も踏まえ、自民・公明の与党協議で何としても議論をまとめてほしいという安倍総理の指示を受けて与党協議が進められてまいりました。

私は本来、この集団的自衛権の問題は、憲法９条や13条と密接にかかわるテーマである以上、手順として、憲法論議、96条の改正論議、そして、国民投票という手続を経て、慎重に時間をかけ、国民的議論を展開した上で方向性を決めるべきものであると考えます。

しかし、安倍総理は年末の日米防衛協力ガイドライン協議に間に合わせるべく、何が何でも閣議決定を断行しようとしております。

こうした動きを背景に、公明党に対し集団的自衛権行使を容認するようなことがあってはならない、安倍政権のブレーキ役を果たせ、それができなかったら政権を離脱せよなどなど、支持者や国民から多くの厳しい意見が寄せられております。

一方、この集団的自衛権問題の議論の経緯を見るとき、実に残念なことは、チェック機能を果たすべき野党が全くその役割を果たせていないことであります。今日、そのことが日本の政治の厳しい課題であります。その結果、勢い公明党に対する過分な期待になったり、逆に過分に厳しい批判にもなっているわけであります。

私は推測するのですが、公明党は今の政治状況では政権離脱をしたくてもできない状況ではないかと思います。もし、公明党が離脱したとしたら、単独で政権運営ができない自民党はほかの野党と連携せざるを得ません。そうなると維新やみんな、あるいは結の党などと政権を組む、そういうことがなされた場合、恐らくブレーキの壊れた車が制限速度も無視して暴走するような事態にならないか懸念するわけであります。それこそ最悪のシナリオではないでしょうか。だからこそ、政権内に踏みとどまり、議論を重ねる中で公明党の主張をより多く採用させ、最小限の解釈変更に詰めてきたのではないかと考えております。

去る６月28日の公明党全国代表者会議において、我が公明党沖縄県本部は自公合意を経て、閣議決定しようとすることに対し、糸洲代表から、容認しがたい、海外に出て戦争に巻き込まれるようなことのないよう歯どめを明確にしろ、米軍基地の集中する沖縄は万一の場合攻撃のターゲットになるかもしれないなどなど、厳しく問題提起をしたところであります。

公明党本部の情報によりますと、与党協議の中で政府や自民党サイドから数々の提案に対し、公明党側から厳しい注文を連発して、その合意内容は、ほとんど個別的自衛権の範疇に近い内容におさめた、自衛隊が海外に出て戦闘に加わることはない、専守防衛の国是は変わらないというふうに聞いております。それでもなお、私は、今回の合意がアリの一穴になり、将来拡大解釈されていくのではないかという危惧は持っており、今後ともその警戒心は引き続き必要だと考えております。

マスコミ報道によりますと、残念ながら、本日、与党合意、閣議決定という方向になっているとのことであります。あとの流れは、閣議決定を踏まえての国会論議、その次は自衛隊法やＰＫＯ法、周辺事態法などの関連法の改正論議が出てまいります。

国政において、野党も含めて徹底した議論を展開して、国民の懸念にしっかり答え、国民が理解できるような方向を導き出してもらいたいというふうに願って質問に入っていきたいと思います。

まず、基地問題についてお伺いいたします。

(1)、米軍基地負担軽減のため、政府に要請した４項目の進捗状況はどうか。

(2)、辺野古移設承認により、移設作業が具体的に進められておりますが、一方で、知事公約の普天間飛行場の県外移設への取り組みはどうか。

(3)、在沖海兵隊のグアム移転計画が二転三転しております。移転人数について2006年合意は「隊員8600人、家族9000人」でありました。それが2012年の合意見直しでは「隊員5000人、家族1300人」に減少しております。また、移転に要する期間も2010年に示した「５年」から去る４月の米国防総省の発表では「12年」というふうに変わっております。この数字の変化や移転の遅延について、県はどのように受けとめ、また、対応しておりますか。

２点目、福祉政策について。

(1)、国保の県移管について。

国民健康保険が2017年度をめどに、市町村から県に移管されるという制度改革が進められております。そのことについて、県としてどのように考えているか。また、保険料はどう変化していくのか。市町村間の保険料格差はどうなるのか。県として、医療需要見込み

に対応したサービス提供計画の検討はどうか。

(2)、昨年６月に子どもの貧困対策法が成立しました。

ア、県として、県内における子供の貧困の実態把握はどうか。

イ、貧困家庭の支援のあり方として、教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援などが検討されておりますが、県の取り組みを伺います。

ウ、市町村との連携はどうか。

エ、児童養護施設出身者への支援策について、施設を退所した後、進学・就職の際の資金や住環境、保証人などさまざまな課題は公的支援がぜひ必要であります。県として検討すべきではないでしょうか。

(3)、一括交付金の児童館や母子寮など福祉施設への柔軟運用について、本年３月の沖縄・北方特別委員会で次世代育成支援のために柔軟運用ができるようにとの趣旨の附帯決議がなされております。県としての対応を伺います。

(4)、情緒障害児短期治療施設の進捗状況について伺います。

ア、県はこれまで子供たちの実態調査を実施したことがありますか。

イ、施設設置の必要性について、どう認識しているか。

ウ、議会質問などでの問題提起から約10年、今日まで設置できなかった理由は何か。

エ、待ったなしの状況の中で、今後、開設までのスケジュールはどうか。

(5)、待機児童ゼロに向けて。

ア、昨年度30億円基金を創設しました。今年度の取り組みと改善目標はどうか。また、認可外保育園への給食費助成の拡充計画はどうか。

イ、５歳児問題について伺います。幼稚園の保育時間は基本的に４時間、延長保育の場合、保育料は保護者負担となります。また、幼稚園退園後、学童保育に預けた場合も保護者負担となります。その保育料が負担できない世帯の子供は行き場がなくなってしまいます。この５歳児問題の実態と対策はどうか。

ウ、本年３月、県外でベビーシッターに預けた幼児が死亡するという事件がありました。保育環境の問題や経済的問題などの理由により起こった事件であります。ひとり親世帯や共働き世帯の多い本県でも懸念される問題であります。県内でのベビーシッターの実態はどうか。

(6)、放課後児童クラブの運営について。

ア、公的施設への移行について、実績と市町村教育委員会との調整状況を御説明ください。

イ、県外の放課後児童クラブに比べて、沖縄は、県民所得は低く保育料は高いという実態があります。問題の改善にどのように取り組んでいきますか。

ウ、待機児童の実態と対策について。

エ、放課後児童クラブへの障害児の受け入れ体制について、どのように検討なさいますか。

(7)、難聴児童への補聴器助成について。

これまでも取り上げてまいりましたが、聴力が70デシベル以上の悪い方々は身体障害者と認定され、身体障害者手帳が発行されて助成制度が適用されます。しかし、70デシベル未満30デシベル以上の中度・軽度の皆さんは、その対象になっておりません。

そこで伺います。

ア、他の都道府県で児童福祉法を適用した助成を実施しているところは何カ所ありますか。

イ、補聴器が必要とされる30デシベル以上70デシベル未満の軽度・中等度の難聴児童の補聴器への助成制度を検討すべきではないか。

ウ、県内において、小・中・高校生の軽・中等度の難聴児童の実態はどうか。

(10)、脳脊髄液減少症について。

これまでも何度か取り上げてまいりましたが、一昨年３月に西原町の小学生が体育の授業中に転倒し、後頭部を強打して脳脊髄液減少症を発症する事故が起きました。事故後の対応や連携のまずさから、児童が苦しい生活を余儀なくされた事例がマスコミで報道されました。児童は現在、県外の病院での治療を受けており、身体的にも経済的にも苦しい状況が続いております。今回の事例から、教育現場への意識啓発、医療機関との連携の重要性などが指摘されております。

そこで伺います。

ア、脳脊髄液減少症患者支援の会からの要請事項にどのように対応しますか。

イ、当該児童への補償について進捗状況はどうか。

ウ、西原町での事故をどのように生かしていきますか。

(11)、ニート、ひきこもり、不登校問題について。

「沖縄県子ども若者総合相談センター」の設置について、御説明ください。

(12)、急患輸送でドクターヘリが活躍しておりますが、先島地域の急患輸送について、固定翼機の導入を検討し、まずは実証実験から検討してみてはどうでしょうか。

３、公共交通施策の進捗状況について。

(1)、知事は先日、全国新幹線鉄道整備法を参考にし

た特例制度創設を要請いたしましたが、具体的内容について御説明ください。

(2)、鉄軌道導入について、国・県それぞれの調査結果のすり合わせ、実施に向けてどのように生かしてまいりますか。

(3)、今後の鉄軌道導入に向けた取り組み、スケジュールはどうか。

(4)、バス交通の機能強化、利用促進に向けた取り組みはどうか。

(5)、バス路線の再編成の取り組みはどうか。

５、教育行政について。

(1)、性同一性障害について伺います。

ア、性同一性障害について、学校現場での実態は把握されているか。

イ、性同一性障害について、学校現場の対応の仕方はどうか。

ウ、学校現場での相談体制はどうか。

エ、そのことが原因となるいじめはないか。

次、いじめ問題について。

ア、県内の小・中・高校におけるいじめの実態はどうか。

イ、いじめ問題への対応は、法律施行後どのように変わりましたか。

ウ、人権意識をどのように育てているか。

６、観光振興について。

(1)、政府は３月28日、沖縄を国家戦略特区に指定しました。今後、特区を具体的にどのように生かしていくのか。

(2)、知事の公約でもある観光客1000万人達成へのロードマップはどのように計画されておりますか。

７、経済振興策について。

(1)、沖縄国際物流ハブについて。

ア、国際貨物取扱量の推移と今後はどのようになっていくか。また、駐機場の課題と対策はどうか。

イ、ロジスティクスセンターの進捗状況及び企業誘致の見通しはどうか。

(2)、「国際物流拠点産業集積地域」について、現行地域に加えて宜野湾、浦添、那覇、豊見城、糸満の地域が指定されました。これまで取り組んできた沖縄市、うるま市が入っておりませんけれども、うるま市、沖縄市も適用すべきではないでしょうか。

航空機整備基地整備事業について。

用地の確保、そして進捗状況、事業開始後の経済効果、雇用効果についてお尋ねをいたします。

８を飛ばして９、防犯対策について。

中城湾港の暴走族対策及び防犯カメラの設置、そして同地域で起こった防護柵の盗難等についてお伺いをいたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　金城勉議員の御質問に答弁をいたします。

まず、公共交通施策の推進状況についての御質問の中で、鉄軌道の特例制度の具体的内容についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

鉄軌道導入の実現には、持続的な運営を可能とするため、駅舎、レール等のインフラ部分を公共が整備、保有し、そして運行会社は、運行のみを行う公設民営型の上下分離方式となる特例制度の創設が必要不可欠であると考えます。

これにより、運行会社はインフラ整備の費用負担がなくなり、車両を保有した場合においても、開業後数年で単年度黒字化は可能との試算結果を得ているところであります。

このため、私は、去る６月18日に、菅官房長官、そして太田国土交通大臣、山本沖縄担当大臣、そして23日には安倍総理大臣に対しまして、特例制度創設に向けた取り組みの早期着手を要請したところでございます。総理大臣及び菅官房長官からは、沖縄県側の要望も踏まえ検討していく旨の発言がございました。また、担当の国土交通大臣からはかなり前向きな発言を頂戴いたしております。これを受け、内閣府から今年度の調査において、特例制度の研究・検討を行うことが示されております。

沖縄県といたしましては、今後とも国と連携し、早期導入に向け取り組んでまいる所存でございます。

次に、経済振興に係る御質問の中で、ロジスティクスセンターの進捗状況と企業誘致の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

ロジスティクスセンターは、現在、建設工事が順調に進んでおり、平成27年度の供用開始を予定いたしております。このセンターは、那覇空港の国際物流ハブ機能を活用しましたパーツセンターやリペアセンター、そしてＥコマースのストックセンター等の入居を想定しているところであります。複数の物流関連企業が入居への関心を示しているところでございます。

今後、沖縄県といたしましては、これらの企業の早期誘致に向け、積極的な誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

あとの御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　基地問題に関する御質問の中で、基地負担軽減４項目の進捗状況についてお答えいたします。

普天間飛行場の５年以内運用停止については、普天間飛行場負担軽減推進会議において具体的な米軍の運用の現状や軽減の項目について議論を行っているところです。また、特に大きな負担となっている外来機の飛来や場周訓練についても議論することとしております。

キャンプ・キンザーの７年以内の返還については、ことし１月､防衛省に「沖縄基地負担軽減推進委員会」､さらにその下に「牧港補給地区返還推進チーム」が設置されました。ことし４月には、陸軍倉庫の移設先であるトリイ通信施設のマスタープランが日米合同委員会で承認されております。また、海兵隊のマスタープラン作成を日本側から支援するため、防衛省において移設先の施設配置検討業務の契約が締結され、移設先の諸事情を反映させることとしております。

オスプレイの県外移転については、米側との閣僚級協議を継続するとともに、昨年度以上の県外訓練等の計画を推進し、県外における訓練基盤・拠点の整備や訓練等を受け入れる地元の理解と協力の確保に取り組んでいるとのことであります。

日米地位協定の環境条項の改定については、日米両政府は、昨年12月25日に「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表」を行い、去る２月11日から計４回、環境に関して日米地位協定を補足する協定の作成に向けた日米協議を実施しているところであります。

続きまして、観光振興に関する御質問の中で、観光客1000万人達成へのロードマップについてお答えいたします。

「沖縄観光推進ロードマップ」は、第５次沖縄県観光振興基本計画の目標値である「観光収入１兆円」､「入域観光客数1000万人」等の達成に向けて、年度ごとの誘客目標等を可能な限り国や市場別に設定するとともに、空港、港湾等の交通インフラや宿泊及び観光施設等の受け入れ体制の課題を明らかにし、関係機関と連携して必要な施策と実施体制を構築することを目的に策定するものであります。現在、国内外の旅行動向や県内の受け入れ体制の情報収集を行っているところであり､７月にはロードマップのたたき台を作成し、今年度中をめどに取りまとめたいと考えております。

県としましては、このロードマップをもとに、これまで以上に関係機関と緊密に連携し、目標達成に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　公共交通施策の進捗状況についての御質問の中で、鉄軌道導入に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、鉄軌道等の早期導入に向けて平成25年度までにシステムや複数の導入ルート、事業スキーム等について検討してまいりました。これらの検討結果を踏まえ、今年度からパブリックインボルブメントを実施し、来年度には県の計画案を策定してまいりたいと考えております。計画案策定に当たっては、県民等の理解と協力が不可欠であり、計画案策定のプロセスをより透明性のあるものにしていくことが求められております。そのため、今年度秋ごろを目途に、県民と情報共有を図りながら検討プロセスや検討体制を決定した上で、計画案策定に向けた取り組みを進めていくこととしております。平成28年度には、策定した県の計画案をもとに事業化に向けた国との調整を行い、事業主体及び運行会社を決定し、環境アセスや鉄道事業法等に基づく諸手続を経て、平成31年度末に工事に着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中で、国家戦略特区をどのように生かしていくのかについてお答えいたします。

国においては、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成するため、去る５月に国家戦略特区として６地域を指定しました。この中において、沖縄県全域が国際観光拠点として指定され、外国人観光客の受け入れ拡充に向けた入管手続の迅速化、高度人材の受け入れ促進に向けたビザ要件の緩和などの規制緩和が位置づけられております。また、去る６月24日に閣議決定された「新たな成長戦略」において、法人設立手続の簡素化・迅速化など、国家戦略特区内でのさまざまな規制緩和の追加が検討されることとなりました。

県としては、これらの規制緩和を活用し、観光ビジネスの振興やＯＩＳＴとの連携によるイノベーション拠点の形成に取り組み、引き続き沖縄振興を総合的・積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場の県外移設の取り組みにつ

いてお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の５年以内運用停止の実現のためには、本土の自治体の協力による機能の県外への移設が必要と考えております。今後とも、普天間飛行場の一日も早い危険性除去に向けて、政府において設置された普天間飛行場負担軽減推進会議においてあらゆる方策を追求するよう強く求めてまいります。

次に、在沖海兵隊のグアム移転の遅延等についてお答えいたします。

在沖海兵隊のグアム移転については、2012年の２プラス２において国外移転約9000人のうち約4000人がグアムへ移転し、グアムにおける米海兵隊の兵力の要員は約5000人になることが合意されております。また、去る４月に米海軍が発表したグアムにおける補足的環境影響評価の中では、移転に要する期間が大幅に延長されるとしております。

県としましては、在沖海兵隊のグアム移転は県民の要望している在沖米軍兵力の削減、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還につながるものであり、迅速かつ確実な実施がなされる必要があると考えております。

今後とも、米国政府や議会等の動向について引き続き情報収集を行うとともに、在沖海兵隊の国外移転について日米両政府に強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　福祉政策についての中の、国民健康保険の県移管についての考え方、市町村間の保険料格差を含めた保険料のあり方及び医療需要見込みに対応したサービス提供計画についての御質問にお答えいたします。

国保制度改革につきましては、現在、国の国保基盤強化協議会及び社会保障審議会において、財政運営を都道府県が担うことを基本として、県と市町村との役割分担や保険料のあり方等の検討が進められているところであります。

県としましては、国保制度改革の動向を注視するとともに、市町村と制度改革による影響について検討を行い、必要に応じて全国知事会を通して国に意見を述べていきたいと考えております。また、国において高齢化の進展等により医療費の増大が見込まれることから、国民皆保険制度を維持するため必要な改革として、地域医療構想の策定等を定めた医療介護総合確保推進に係る関係法律が６月25日に公布されたところであります。

県としましても、法令に基づき、今後、関係機関と連携し、必要な取り組みを行うこととしております。

続きまして、脳脊髄液減少症の患者支援の会からの要請事項のうち、治療可能な医療施設の増設及び専門医による研修会等の実施等についてお答えいたします。

脳脊髄液減少症の治療法である「ブラッドパッチ療法」は、平成26年５月末現在、全国27都道県の39医療機関で先進医療として実施されております。県内におきましては、琉球大学附属病院と牧港クリニックの２カ所で先進医療が実施されております。また、脳脊髄液減少症の病態の周知・啓発を図るため、沖縄県医師会報において専門医による診断基準等の掲載を、県のホームページにおきましては当該疾患に関する各種情報の掲載を行うとともに、平成25年３月には専門医による研修会を実施しております。さらに、各保健所に相談窓口を設置し、患者家族の相談・支援に努めているところでございます。

次に、急患輸送に係る固定翼機導入の実証実験についてお答えします。

本県の急患空輸につきましては、県ドクターヘリ、自衛隊機及び海上保安本部ヘリ等により搬送が行われております。北海道で行われた固定翼機の研究運航事業によりますと、急患搬送に係る固定翼機につきましては、速度が速く航続距離が長い、振動が少ないなどの利点はあるものの、病院・空港間搬送手段の確保、医療スタッフの確保、費用負担のスキームなど、検討課題があるとの報告がなされております。実証実験も含めまして固定翼機の導入につきましては、現状の急患搬送体制を踏まえながら、北海道における実績の詳細について情報交換を行い研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　福祉政策についての御質問の中で、県内の子供の貧困の実態把握についてお答えをいたします。

子供の貧困率につきましては、都道府県ごとの数値は算出されておりませんが、本県が全国に比較して所得水準が低いことや、ひとり親家庭が多いこと等を勘案すると、全国より厳しい状況にあると考えております。

県としましては、県内の子供の貧困について、生活

困窮世帯やひとり親家庭等に対する各種支援策を実施する中で引き続き実態の把握に努めたいと考えております。

次に、貧困家庭の支援のあり方と市町村との連携についてお答えをいたします。２の(2)イと２の(2)ウは関連しますので一括してお答えをいたします。

県におきましては、子供のいる貧困家庭に対して、従来から児童福祉、母子福祉、生活保護など幅広い分野からの支援を実施しているところであります。また、関係市町村と連携を図りながら、生活保護世帯の子供を対象に学習支援を行う子供の健全育成事業や、準要保護世帯の子供に対する学習支援と、親に対する養育支援、就労支援をあわせて行う子育て総合支援モデル事業等を実施しているところであります。さらに、県としましては、今後示される国の「子どもの貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、関係市町村と連携を図り、必要な施策の推進に努めてまいります。

次に、児童養護施設退所者の自立支援についてお答えをいたします。

児童養護施設を退所する児童への支援措置としましては、就職・大学進学等の支度費として最大限で27万6190円が助成されるほか、資格取得に係る経費に対し５万6570円が支給されることになっています。また、施設を退所した児童が就職やアパート等の賃貸に際して、児童養護施設長等が身元保証人となる場合に、身元保証や連帯保証に係る保険料を補助する身元保証人確保対策事業を実施しております。

県としましては、引き続き児童の自立支援に係る支援の拡充を図ることが重要であると考えており、九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通じて国へ要望してまいります。

次に、児童館や母子寮などへの一括交付金の活用についてお答えをいたします。

県においては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、民間アパートを活用した母子家庭支援や子供への学習支援等に取り組んでいるところであります。児童館や母子生活支援施設等の福祉施設の整備については厚生労働省の補助対象であることから、原則として沖縄振興特別推進交付金を充当できないものの、沖縄にとって必要不可欠である等の特段の事情がある場合には、交付対象として認められるものとなっております。福祉施設の整備への同交付金の活用については、その支援ニーズや本県の実情、市町村の意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、情緒障害児短期治療施設の対象児童の実態調査についてお答えをいたします。

県では、情緒障害児短期治療施設の設置について検討するため、平成24年６月に各児童養護施設及び里親等に対し、情緒障害児及び発達障害児の入所状況などについて調査を実施しております。その結果、全措置児童562名中、情緒障害ありまたは情緒障害の疑いありとされた児童が67名、発達障害ありまたは発達障害の疑いありとされた児童が87名などとなっております。また、児童養護施設などから、限られた職員体制では情緒障害児への個別的な対応が困難であり、専門スタッフによるより充実したケアが期待できる情短施設の設置が必要との意見があります。

次に、情緒障害児短期治療施設設置の必要性についてお答えをいたします。

情緒障害児短期治療施設は、被虐待児や発達障害児がふえている中で心理的な問題が大きく、家庭での養育では改善が難しい子供たちのさまざまな問題に対応するための施設であります。情短施設が設置されていない本県においては、このような子供たちを児童養護施設や児童自立支援施設などで受け入れ対応している現状にあり、より専門的なケアを実施するため情短施設を設置することが必要と考えております。

次に、情緒障害児短期治療施設が設置されなかった理由についてお答えをいたします。

県におきましては、情緒障害児短期治療施設の設置に向け、これまでも同施設の設置に関心を示す法人などとの調整を行ってまいりました。しかしながら、具体的な候補地が決まった段階で地域の理解が得られず断念した事例があるほか、採算性や専門の児童精神科医の確保が困難などの理由により、施設の設置に至っていない現状にあります。

次に、情緒障害児短期治療施設の開設に向けた今後のスケジュールについてお答えをいたします。

県におきましては、平成26年３月に「情緒障害児等への対応策検討会議報告書」を作成し、この中で平成29年度に情緒障害児短期治療施設を開設することを目標とするスケジュール案を取りまとめたところであります。同スケジュールにおいては、平成26年度に設置運営法人を選定し、同法人と基本的事項の協議を行い、建設予定地域の住民への説明や学校教育機能の確保に向けた教育庁等との調整を行うこととしております。平成27年度は施設整備に係る国との事前協議や医療機関等との連携に向けた調整、平成28年度は施設整備などを行い、平成29年度の開設を目指すこととしております。

次に、基金による今年度の取り組み目標と認可外保育施設への給食費助成についてお答えをいたします

待機児童解消支援基金につきましては、今年度同基金を財源に市町村が行う独自事業等に対する交付金として、約３億2800万円を予算措置したところであります。同交付金につきましては、市町村待機児童解消計画の前倒しでの実施を条件に、保育所緊急整備事業における市町村負担分への活用を認めることとしたところであり、計画の加速化に資するものと期待をしております。認可外保育施設への給食費助成につきましては、平成24年度より沖縄振興特別推進交付金を活用し、単価の見直しや対象日数をふやすなどしてこれまで段階的に支援の拡充を図ってまいりました。平成26年度予算においては、給食費の支援として３億1500万円を計上したところであり、引き続き認可外保育施設の保育の質の向上に取り組んでまいります。

次に、５歳児問題の課題についてお答えをいたします。

本県では、５歳児の多くが小学校併設の幼稚園へ就園しており、幼稚園降園後の預かり保育や放課後児童クラブでの受け入れ等のニーズが高い状況にあります。このような実態を踏まえ、これまで県では市町村と連携し認可保育所の整備や放課後児童クラブでの受け入れなどに取り組んでまいりました。

今後も、引き続き保育を必要とする５歳児の受け入れ体制の整備に努めてまいります。

次に、ベビーシッターの実態についてお答えをいたします。

ベビーシッターは届け出義務がなく指導監督権限も及ばないことから、実態については詳細を把握することが困難な状況にあります。「ベビーシッターなどを利用するときの留意点について」、厚生労働省から通知がなされておりますので、各市町村宛て周知するとともに、ホームページに掲載して県民に対し注意喚起を行っております。

次に、放課後児童クラブの公的施設への移行実績と市町村教育委員会との調整状況についてお答えをいたします。

県においては、放課後児童クラブ公的施設移行等促進事業により、公的施設活用数は21カ所増加し、平成25年５月時点で143カ所となっております。また、学校敷地内における施設の活用を促進するため、県教育委員会を通して市町村教育委員会に対し本事業への理解と協力について依頼しているところであります。さらに、コーディネーターを配置して、公的施設への移行を希望するクラブと市町村及び教育委員会との連携を支援しております。

次に、放課後児童クラブの保育料に対する改善策についてお答えをいたします。

沖縄県は、全国に比べて民立民営の放課後児童クラブが多く公的施設活用の割合が低いことから、家賃や送迎費の負担のため利用料が全国よりも高くなっている状況にあります。そのため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、市町村に対して施設整備の補助や公的施設へ移行する予定の民間クラブに対する家賃補助を行い、公的施設の活用を促進することとしております。

県としましては、これらの取り組みを通して利用者の負担軽減につなげていきたいと考えております。

次に、待機児童の実態と対策についてお答えをいたします。

平成25年５月１日現在、本県の放課後児童クラブに登録できなかった児童数は、10カ所の市町村で284人となっております。県では、運営費補助や新規開設に伴う施設の整備、備品購入に対する補助等を実施しております。

今後とも、市町村と連携して放課後児童クラブの待機児童の解消に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れについてお答えをいたします。

障害児を受け入れる放課後児童クラブに対する支援としては、放課後児童健全育成事業において、年額160万8000円の補助を行っているほか、障害児の受け入れに伴う施設の改修費用に対する補助を実施しております。

今後とも、これらの支援を通して障害児の受け入れを促進してまいります。

次に、補聴器助成事業の全国の状況についてお答えをいたします。

軽･中等度難聴児の補聴器への助成につきましては、児童福祉法を含め法に規定はありませんが、他県が実施した調査によりますと、平成26年４月時点において36都道府県が単独事業での助成を行っております。

次に、難聴児童の補聴器への助成制度についてお答えをいたします。

軽・中等度難聴児が早期に補聴器を使用した場合には、コミュニケーションを促進させる効果が見られるとの報告があること等から、支援策として検討する必要があると考えております。

県としましては、助成する場合の潜在的対象者数の試算や市町村との意見交換等を行い、実施を検討してまいります。

次に、子ども・若者総合相談センターについてお答えをいたします。

子ども・若者総合相談センターにつきましては、本

年の９月を目途として設置することとしております。設置場所につきましては、現在、交通アクセスの利便性や周辺環境その他の立地条件を考慮しながら検討しているところであります。

主な業務内容としましては、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの相談に応じ、みずから助言を行うとともに、適切な支援機関の紹介や複数機関からの多面的な支援に係る調整等を行い、社会的自立を支援してまいります。同センターの積極的な活用により、沖縄県における子ども・若者の課題解決に資する効果的な施策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは福祉政策についての御質問の中で、小・中・高生の難聴児童生徒の実態についてお答えいたします。

平成25年度学校保健統計調査報告書によりますと、軽・中等度の難聴とされる本県の児童生徒は、小学生529名（0.84％）、中学生228名（0.73％）、高校生199名（0.66％）と推定され、ここ数年横ばいの傾向にあります。

次に、脳脊髄液減少症の啓発活動及び西原町での事故への対応等についてお答えいたします。２(10)ア、２(10)イ、２(10)ウにつきましては関連しますので一括してお答えいたします。

平成24年３月、西原町内の小学校において体育の授業中に児童が転倒し頭部を打撲したことが原因で脳脊髄液減少症を発症したことについては、町教育委員会から報告を受けております。当該児童への補償については、現在、町教育委員会が関係者等と協議を進めていると伺っております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会及び各学校と連携しながら、学校における事故防止と事故後の適切な対応について周知を図るとともに、脳脊髄液減少症の理解を深めるため、管理職を含めた養護教諭や保健主事研修会等において専門医等を招聘した研修会を実施してまいりたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問の中で、性同一性障害の実態及び対応等についてお答えいたします。５(1)アから５(1)エまでについては関連しますので一括してお答えいたします。

性同一性障害とされる本県児童生徒は、平成26年１月現在、公立小学校で４件、中学校で２件、高等学校で23件、計29件となっております。学校においては、共通理解を図るため、支援委員会や職員会議を持ち、学校の体制づくりに努めるとともに、更衣室、トイレの使用に配慮するなどきめ細やかな対応を行っております。

なお、性同一性障害が原因でいじめがあったという報告は受けておりません。

県教育委員会としましては、管理職を含めた養護教諭や保健主事研修会等において専門医等を招聘した研修会を開催いたします。さらに、市町村教育委員会及び各学校と連携を図りながら、全教職員が性同一性障害の理解を深める校内研修等の実施や、児童生徒の心情に十分配慮した教育相談体制の充実等に努めてまいります。

次に、いじめ防止対策推進法施行後のいじめの実態、対応、人権意識の育成についてお答えいたします。５(2)アから５(2)ウは関連しますので一括してお答えいたします。

平成25年度の問題行動調査によりますと、暫定値として小学校226件、中学校259件、高等学校50件、合計535件のいじめが認知されております。前年度の小学校2774件、中学校483件、高等学校269件と比較すると、合計2991件の減少となっております。法律施行後、各学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置などの取り組みに努めております。また、人権教育の全体計画の策定や校内指導体制を確立するとともに「人権を考える日」の取り組み等、教育活動全体を通して生命の尊重や個人の尊重などの人権教育の充実に努めているところです。

県教育委員会としましては、有識者を交えた学校問題等解決支援チームを中心に「沖縄県いじめ防止基本方針」を新たに策定し、学校や市町村教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 公共交通施策の進捗状況についての御質問の中の、鉄軌道に係る国・県の調査結果のすり合わせ及び活用についてお答えいたします。

国は、平成22年度から23年度にかけて、鉄軌道導入に当たりどのような課題があるのかという観点から幅広く調査を行い、その結果整理した諸課題について段階を踏んで検討を行っております。一方、県は、国において整理された課題や調査結果を活用し、どのようにすれば早期導入が可能になるかという観点から検討

を深めてまいりました。このたび、内閣府から平成26年度の調査において、県が求めている特例制度の研究・検討を行うとともに、調査に当たっては県との連携を図ることが示されております。

沖縄県としましては、今後とも国と連携し、鉄軌道導入に向け取り組んでまいります。

次に、バス交通の機能強化及び利用促進についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる「人間優先のまちづくり」、「低炭素島しょ社会の実現」などを図ることを目的とし、路線バスを初めとする公共交通の機能強化及び利用促進等に取り組んでおります。平成24年度から、交通弱者を含む全ての利用者の乗降性にすぐれるノンステップバスを毎年40台導入し、平成28年度までの５年間で計200台の車両を導入する計画としております。また、バス停での待ち時間を短縮できる沖縄本島バス４社共通のバスロケーションシステム「バスなび沖縄」と、外国人観光客向け４カ国語に対応した公共交通の経路検索システム「ルートファインダー沖縄」について、平成25年４月から運用を開始しております。乗降時間の短縮と運賃精算の手間を軽減するＩＣ乗車券システムについては、平成27年４月の本格運用開始に向けシステム開発に取り組んでいるほか、今年度中の実施を予定している国道58号におけるバスレーンの区間延長により、定時速達性の向上を図ることとしております。さらに、過度な自家用車利用からの転換に向け県民への広報啓発活動もあわせて実施しております。

今後とも、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用し、県民自身が公共交通の利用について「気づき」、「考え」、「行動する」機会の提供に取り組んでまいります。

次に、バス路線の再編についてお答えいたします。

国内で唯一鉄道のない本県においては、極めて高い自動車依存型社会が形成された反面、バス路線においては、那覇市を中心とした長距離路線や、４社競合による複雑かつ非効率な運行が課題となっております。このため、県では、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた短中期的な施策として、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムを導入することとしております。バス路線の再編は、基幹バスシステムの導入に必要不可欠であるため、今年度からその検討に着手することとしており、バス事業者と協働して利便性が高く、かつ効率的な運行に資する計画策定に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　７の経済振興策についての中の、国際貨物取扱量の推移と駐機場の課題及びその対策についてお答えいたします。

那覇空港の国際貨物取扱量は、平成21年10月のＡＮＡによる沖縄貨物ハブ事業の開始により急激に増加し、平成25年度の国際貨物取扱量は約16万トンと成田空港、関西国際空港に次ぐ国内第３位の取扱量となっています。ＡＮＡによると、現在、貨物専用機11機体制で運営している沖縄貨物ハブ事業については、今後も年に１機程度を増機し、13機程度を配置する計画と聞いております。貨物ターミナル周辺の駐機場については、貨物ターミナル前方の駐機場には６機、国際線ターミナル側に３機駐機できる状況となっております。しかし、国際線ターミナル側の駐機場については、貨物ターミナルと距離があるため、荷おろし等に不便な状況にあると聞いております。これらの状況を踏まえた上で、今後、貨物機の増便計画等について時期及び機種等の把握に努め、今後、国へ駐機場の整備要請を行っていきたいと考えております。

次に、国際物流拠点産業集積地域の地区指定についてお答えいたします。

国際物流拠点産業集積地域について、県は、去る６月18日に「国際物流拠点産業集積計画」を国に提出し、那覇港及び那覇空港に隣接・近接する那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の市内全域と、うるま市及び沖縄市の一部から成る「うるま・沖縄地区」に指定地域を拡大したところであります。「うるま・沖縄地区」の指定に当たっては、産業の集積を加速させるため、中城湾港新港地区において臨港道路や工業用水等のインフラの整備を重点的に実施してきた経過を踏まえ、両市の意向である今後の地区拡大を見据えて総合的に判断したところであります。国際物流拠点産業集積地域の拡大については、「国際物流拠点産業集積計画」に、うるま市及び沖縄市の計画等を踏まえて検討すると明記しており、今後、拡大に向けて両市と調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、航空機整備基地整備事業における用地確保の進捗についてお答えいたします。

県では、那覇空港を基盤とする新たな臨空型産業の集積及び雇用の創出を図ることを目的として、航空機整備施設の整備に向けた取り組みを進めているところでございます。施設の用地確保については、空港管理者である国土交通省の使用許可を受ける必要があるこ

とから、現在、使用許可条件等について国土交通省と調整を行っております。

次に、航空機整備基地整備事業の経済効果、雇用効果についてお答えいたします。

県では、航空機整備施設を整備し、航空機整備産業の誘致を図り、これを核として関連産業の集積を促進することとしております。将来的には、那覇空港周辺に航空関連産業クラスターを形成していきたいと考えております。関連産業としては、航空機のパーツセンター、エンジン整備、装備システム整備及び技術者育成事業等を想定しております。これらの産業が集積されることによる経済波及効果については、生産額は施設整備後10年目に291億円、20年目に621億円、雇用者は10年目に1970人、20年目に4131人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 防犯対策についての御質問の中で、中城湾港新港地区の暴走族対策の取り組みについてお答えをいたします。

中城湾港新港地区の工業団地内道路は、片側２車線と幅員が広くかつ夜間交通量が大幅に減少するため、四輪車が急転回などをしながらタイヤを滑走させるいわゆるドリフト走行と呼ばれる暴走行為がしばしば行われているものと承知をしております。ドリフト走行は、本来はサーキット場で行われる競技でありますが、同地区においては改造車両を使ってドリフト競技をまねて暴走行為を行うため、改造車両特有の高い排気音やタイヤを滑走させるスリップ音等の騒音が発生し､付近住民に多大な迷惑を及ぼしている状況にあり、同地区における騒音苦情等の110番は、平成25年中60件に上っております。そのため、県警察においてはこれらの暴走行為の取り締まりを強化しており、平成25年中は道交法違反等で17件、平成26年５月末では４件を検挙しております。また、所轄警察署やうるま市周辺自治会及び道路管理者等と定期的に連絡会議を開催し、暴走行為が行えないような道路環境整備など問題解決に向けた共通認識を図るとともに、ドリフト競技関係者に対しては、公道でのドリフト走行防止の啓発活動等の協力依頼を実施しているところであります。

このような取り組みの結果、同地区における暴走行為に関する110番は、本年５月末現在で27件と昨年同期に比べて12件、率で30.8％減少したところではありますが、県警察としては引き続きドリフト暴走行為の根絶を目指し取り締まりを強化するとともに、関係機関・団体等と連携し諸対策を推進してまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 防犯対策についての御質問の中で、中城湾港新港地区の防犯カメラの設置についての御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区では、深夜の暴走行為に対して地元から安全対策、防犯対策の強化の要請がなされております。

県といたしましては、防犯カメラを設置する方向で警察、うるま市等の関係機関と連携し、安全対策、防犯対策の強化に取り組んでいきたいと考えております。

同じく防犯対策についての御質問の中で、中城湾港新港地区での防護柵の盗難についての御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区の防護柵の盗難については、６月４日にうるま警察署に被害届を提出したところであります。被害の状況につきましては、防護柵全長2100メートルのうち1854メートルにわたって格子が抜き取られ、その被害総額は約535万円と推定しております。

応急対策といたしまして、注意看板を設置するとともに支柱間をロープで結んでおります。現在は、港湾管理員や警備委託業務における巡回員により、盗難のあった箇所を重点的にパトロールを強化しているところであります。

今後は、材質を考慮の上、防護柵の復旧に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党を代表して質問を行います。

本日、安倍内閣が集団的自衛権を行使する閣議決定を行うことについて、満身の怒りを込めて抗議をいたします。

憲法９条のもとでは、集団的自衛権の行使はできないとする長年の政府の憲法解釈を大もとから転換をする歴史的暴挙であります。

日本共産党は、海外で戦争する国へと突き進む暴走政治に歯どめをかけるため、県民・国民と力を合わせて全力を尽くす決意です。

さて、69年目の慰霊の日がめぐってきました。鉄の暴風が吹き荒れた沖縄県は、日本で唯一住民を巻き込

んだ地上戦により20万余の命が奪われ、当時の県民の４人に１人が犠牲になりました。５月下旬の首里攻防で決着がついていた沖縄戦を32軍が南部へ撤退をしたため、住民を巻き込んだ南部戦線の悲劇が続いていたと言われます。

日本軍は10代の学徒や女学生、一般住民を防衛隊などに駆り出し、壕の中で赤ん坊が泣くと言って死に追いやり、住民を壕から追い出し、食料を取り上げ、軍の命令による集団死、スパイだとして処刑し、集団疎開の強制で学徒を悲惨な死に追いやりました。国体護持のために沖縄を捨て石作戦として軍隊が県民を戦渦に巻き込んだのが沖縄戦の実相です。

平和祈念資料館の「展示むすびのことば」には､「沖縄戦の実相にふれるたびに　戦争というものは　これほど残忍で　これほど汚辱にまみれたものはないと思うのです　この　なまなましい体験の前では　いかなる人でも　戦争を肯定し美化することは　できないはずです　戦争をおこすのは　たしかに　人間です　しかし　それ以上に　戦争を許さない努力のできるのも　私たち　人間　ではないでしょうか　戦後このかた　私たちは　あらゆる戦争を憎み　平和な島を建設せねば　と思いつづけてきました　これが　あまりにも大きすぎた代償を払って得た　ゆずることのできない　私たちの信条なのです」と記しています。

辺野古に新基地建設を強行し、与那国、宮古島に自衛隊を強行配備し、米国とともに日本の国を再び戦争する国へと突き進んでいる安倍政権に今多くの県民は、米軍基地の島沖縄が真っ先に攻撃の標的にされる危険を危惧しています。

仲井眞知事が辺野古新基地建設の埋立承認をしたことは、戦争への道に知事が手をかす行為であり、沖縄戦の悲劇を繰り返してはならないとする県民の反戦平和の願いに背くものであります。

安倍政権は、憲法解釈による集団的自衛権行使の容認へと暴走している。米国の戦争で日本の若者の血を流す「海外で戦争する国」への大転換を、一内閣の判断で強行することは立憲主義を否定する憲法破壊の暴挙ではないか。集団的自衛権の行使容認に断固反対をすべき。知事の見解を問う。

辺野古新基地建設問題について。

本日、防衛局が埋立工事に着工した暴挙に改めて抗議する。

知事の埋立承認は、新基地建設を容認し県民との公約を破り、公有水面埋立法にも違反するものである。知事は辺野古問題は「道筋がついた。どんどん実行してやっていくと思う」と発言しているが、県外を変えていないと詭弁を弄して辺野古建設を推進する立場ではないか。

知事が承認をした直後、１月の名護市長選挙で新基地反対の稲嶺進市長が圧倒的票差で再選されたが、新基地反対を示した地元名護市民の意志は全く無視、じゅうりんされている。５月の地元紙のアンケートで県民の74％が辺野古新基地に反対をしています。知事はオール沖縄の県民意志を無視するのか。埋立承認を取り消すべき。

戦後69年目の慰霊の日がめぐり、癒えることのない戦争の傷跡、米軍の事故、犯罪の多発、爆音被害の激増で遺族の苦悩は深まるばかりである。今回の知事の平和宣言で、昨年あった「一日も早い普天間飛行場の県外移設」を明言しなかったのはなぜか。

埋立申請書は、ジュゴンは嘉陽地先の海草を食べているので「工事の影響は小さい」と結論づけている。民間団体の調査で、埋立予定地にジュゴンのはみ跡が30本以上発見されたが、調査結果を問う。工事を中止し、ジュゴンに対するアセスを再度やり直すべきではないか。

日米合同委員会で制限水域を50メートルから２キロメートルに拡大を合意し、先ほど安倍内閣が閣議決定をしたが、名護市民の反対の意志を無視し、県民総意を切り捨てる暴挙であり、強く抗議する。水域拡大は県民の新基地反対運動を弾圧し排除するものであり、表現・言論の自由をじゅうりんする憲法違反の暴挙である。そもそも制限水域は米軍の「陸上施設の保安のため」に設定されたものであり、日米地位協定に照らしても不当なものである。知事は県民を弾圧し民主主義を圧殺する政府の暴挙を許すのか。見解を問う。

知事が埋立承認と引きかえにした普天間基地の５年以内の運用停止、牧港補給基地の７年以内の全面返還について、日米政府は実行を明言したのか。何の担保も保証もない県民だましではないか。

欠陥機オスプレイについて。

欠陥機のオスプレイから部品が落下した。安全合意違反の低空飛行で住宅地を夜間構わず爆音を響かせて危険飛行をしている。知事は政府に強くオスプレイ撤去を要求すべき。

東村高江の生活道路でのヘリパッド建設の工事車両の運行は非常に危険である。住民地域での工事車両の通行禁止を要求すること。また、オスプレイパッドの建設中止を要求すること。

浦添西海岸への新軍港建設は海兵隊の戦争の出撃基地となり、沖縄県の表玄関を汚し、県経済や観光産業の振興を阻害する。環境配慮書の事業の進捗を問う。

浦添新軍港建設に反対し環境アセスの中止を求めるべきである。

米軍基地問題について。

嘉手納基地の米軍機の離発着回数は、2012年度と2013年度の比較でどうなっているか。夜間や未明、外来機などの飛行状況はどうか。知事の言う負担軽減なのか。負担軽減の実効性をどのようにして実現するのか。

米本国で米軍機の墜落事故が相次いでいるが、事故内容を問う。同型機の県内での飛行禁止を要求すべき。県内でも墜落や緊急着陸、部品落下事故が頻発している。危険な墜落事故の根絶のために住民地域での飛行禁止を要求すべきではないか。

伊江島で兵士やパラシュート落下などが相次いでいる。800キロ余のドラム缶が住民の生活圏に落下したが、「隊員の教育」で再発防止はできない。パラシュート訓練場に使用されて以降の米軍機の事故状況と米軍の対応、危険なパラシュート訓練の廃止を要求すべきです。

与那国島や宮古島に自衛隊配備を強行しようとしているが、沖縄と中国や韓国、東アジアとの経済交流や文化交流、観光産業に大きな阻害になる。紛争は軍事力ではなく平和外交によって解決すべきではないか。知事は自衛隊配備に反対すべき。

国民健康保険世帯の１人当たり平均所得額は幾らか。無職の加入割合はどうなっているか。負担能力を超えた高過ぎて払えない国保は、診療抑制となり病気の重症化に拍車をかけている。国保に国庫負担の増額を要求すること。県が国保税軽減のために市町村国保に補助を行うこと。

４月に県と41市町村長、議長の沖縄振興拡大会議が開催された。市町村側から、子供の医療費助成は沖縄県は全国ワーストに近い。全国並みの通院費を中学卒業まで無料にする要望が強く出され、川上副知事は県として検討する約束をしているがどうなったか、実施のめどを問う。また、窓口払いのない現物給付は全国の都道府県で何カ所あるか。現物給付を実施することについて。

待機児童は、2010年から2013年まで536人ふえている。待機児童の受け皿となって保育を担ってきた認可外保育園に公的支援を拡充すること。また、潜在的待機を含めて待機児童は何人いるか。待機児童解消は、株式会社の参入を許さず児童福祉法24条１項の市町村の責任で認可保育所を早急に増設すること及び計画を問う。

知事は、一括交付金で400億余の公設民営ＭＩＣＥ施設を来年度にも建設する計画だが、カジノ誘致を前提にしたＭＩＣＥ施設の建設計画は中止すべきである。２万人の収容施設を県が建設しなければならない必要性、採算性を問う。国内外でＭＩＣＥ施設は赤字運営で税金が投入されているか、またはカジノで埋め合わせをしている。県は年間２億2000万円の赤字運営になる試算をしているが、カジノで採算を確保する計画なのか。一括交付金の使い道としての大型公共施設の建設は無駄遣いであり、将来にわたって県民に負担を押しつけることになる。建設計画をやめるべき。

知事は、刑法で禁止されている賭博のカジノ誘致を安倍首相に要請した。県民が反対をしているカジノの誘致は言語道断である。青少年に悪影響、風俗の乱れ、依存症、借金、自殺、犯罪、暴力団問題など百害あって一利なしのカジノを知事はなぜ誘致するのか。

千葉県在の沖縄学生会館は存続を求める声が多い中、売却されたが、本土で学ぶ学生の今後の支援策を問う。教育庁の計画を伺う。

八重山教科書問題で、竹富町教育委員会は政府の不法・不当で強権的な政治介入に屈せずに教育の自主性を守り抜いた。石垣市の教育長が、首長の意向に沿った育鵬社教科書の採択を狙い非民主的な手続を強行したのは教育委員会改悪法を先取りしたものと言える。教育委員会改悪法は、首長が教育政策の指針「大綱」を策定し、首長が直接任命した教育長をトップにして教育委員会を指揮・監督することになり、「侵略戦争を美化する教科書の採択」、「学力テストの結果公表」など首長による学校教育への不当な介入に道を開くものである。教育への政治介入により教育の自主性を脅かす教育委員会の改悪法に対する教育長の見解を問う。

「残業代ゼロ」、「過労死促進」、「成果で賃下げ」という安倍政権の「新しい労働時間制度」導入に反対をすること。

医療・介護総合法は、社会保障の基本を「自立・自助」として160万人の要支援者に対する訪問、通所介護を保険給付から外し、「患者追い出し」を招く病床削減など介護難民、医療難民を生み出す大改悪である。負担や給付、仕組みはどう変わり、何人がどのような介護給付から排除されるのか。特別養護老人ホームの待機者は何人いて、入所申請すらできなくなるのは何人か。医療・介護総合法に反対をすべきである。知事の見解を問う。

○議長（喜納昌春君） ただいまの西銘純恵さんの質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時32分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前の西銘純恵さんの質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　西銘純恵議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、辺野古新基地問題に係る御質問の中で、埋立承認の取り消しについてという御趣旨の御質問に答弁します。

辺野古埋立承認申請につきましては、承認基準に適合していることから承認したものであり、取り消すことは考えておりません。

次に、待機児童解消についての御質問の中で、認可外保育施設への支援及び待機児童解消計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、認可外保育施設に対し、認可化移行支援や入所児童の処遇向上のための支援の拡充を図ったところであります。市町村におきましては、市町村待機児童解消計画を策定し、潜在的待機児童の解消も含めた保育の量の拡大目標を約１万1000人としているところであります。

沖縄県におきましては、計画の達成に向け保育所緊急整備事業や基金事業によりまして市町村を支援し、平成29年度末までの待機児童の解消に取り組んでまいる所存でございます。

次に、カジノ誘致に係る御質問の中で、統合リゾートの導入についての御質問にお答えいたします。

昨年12月の沖縄政策協議会における要請につきましては、カジノの合法化につながる関連法案が国会に提出され、我が国においてもカジノの導入に向けた法の整備が開始されたことを踏まえまして、沖縄県としても産業振興を図る観点から、関心を持っていることを伝えるために行ったものでございます。

統合リゾートは、経済波及効果の面でメリットがあると言われており、世界各国で導入されているところから、沖縄県でも想定される懸念事項への対応策を含め調査研究を続けているところでございます。国会においては、カジノの合法化につながるＩＲ関連法案の審議が始まっております。

沖縄県といたしましても、その審議を注視しつつ、引き続き統合リゾートの導入に関する検討を進め、導入に当たっては具体的構想そして計画を示しながらコンセンサスを得てまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　辺野古新基地建設問題に関する御質問の中で、５年以内の運用停止等についてお答えいたします。

普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする基地負担軽減４項目について、政府は、去る２月18日、第１回普天間飛行場負担軽減推進会議を皮切りに作業部会を３回開き、６月24日の第２回同推進会議では、安倍総理から「今後も、目に見える形で基地負担軽減を実現するため、政府一丸となって取り組んでまいる」との発言がありました。普天間飛行場の５年以内の運用停止等の具体的な取り組みについては、その中で議論されることとなっております。

続きまして、欠陥機オスプレイに関する御質問の中で、オスプレイ撤去の要求についてお答えいたします。

航空機に関連する事故は、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、オスプレイの部品落下事故が起きたことは大変遺憾であります。

県としては、まず12機程度の訓練の分散から始まり、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも含めて着実に進めることを政府に対して求めているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）子供の医療費助成についての御質問の中で、子供医療費の通院対象年齢の拡大及び現物給付の実施についてお答えいたします。

こども医療費助成事業の対象年齢拡大については、町村会より要請があり、沖縄振興拡大会議において議論したところであります。

県としましては、対象年齢の拡大について、平成24年10月に実施した入院年齢の拡大による事業費の動向や、また、推進年齢、通院年齢の拡大に関する市部の意向などを踏まえ検討していきたいと考えております。また、窓口払いのない現物給付について、平成26年４月１日現在、22都県で実施されており、現物給付と償還払い併用が15府県となっております。現物給付を実施することにつきましては、過剰な受診による医療費の増大に伴う国保財政の圧迫、国庫支出金の減額調整、小児救急体制への過重負担などの課題が指摘さ

れております。

県としましては、平成24年度に市町村と調整を行い、要望の多い自動償還を導入しているところであり、現物給付の実施の予定はありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、辺野古移設に対する知事の立場についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還が必要であると考えております。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。

県としましては、同移設計画の進捗にかかわらず普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めたところであります。５年以内運用停止の実現のためには県外移設が必要であり、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、あらゆる方策を追求するよう強く求めてまいります。

次に、水域の使用制限の変更及び一部水域の共同使用についてお答えいたします。

今回、キャンプ・シュワブ提供水域において臨時制限区域が設定されるとともに、沖縄防衛局が同水域を共同使用することについて日米合同委員会で合意がなされました。県は、漁船の操業制限水域の一部変更に係る政府への回答に当たり、漁業権者と十分協議するとともに、当該水域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむった損失の補償について万全を期すよう、また、訓練等の実施による周辺漁業等への影響や漁船の航行の安全に関しても同様の配慮をなすよう求めたところであります。

次に、オスプレイについての御質問の中で、高江における工事車両の集落の通行及びヘリパッド建設中止の要求についてお答えいたします。

高江ヘリパッド建設に係る建築資材等の運行経路については、沖縄防衛局によれば、住民からの意見等を踏まえ、原則として県道70号線から訓練場内の既存道路を活用して工事を行うこととしているとのことであります。また、県としましては、ＳＡＣＯ合意事案の着実な実施が本県における基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、北部訓練場の過半の返還の実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、地元東村とも連携を図りながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分に配慮するよう求めてきたところであり、直ちに工事の中止を求める考えはありません。

次に、浦添新軍港建設についての御質問の中で、那覇港湾代替施設の建設事業に係る環境影響評価の進捗についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、那覇港湾施設移設事業について、本年３月、環境影響評価手続に必要となる計画段階環境配慮書作成に係る業務契約を締結したところであり、現在、当該配慮書の作成に向けた作業に取り組んでいるところとのことであります。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による振興に寄与すると考えており、当該事業を進めるべきであると考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、嘉手納飛行場の負担軽減についてお答えいたします。

沖縄防衛局の嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査によりますと、平成25年度の離着陸等回数は約４万7000回で、前年度より約１万回増加しております。外来機と考えられる航空機の離着陸等回数は約１万2000回で、全体の約26％を占めており、前年度より約2400回増加しております。また、県が実施した平成24年度の航空機騒音測定結果においては、依然として深夜・早朝に騒音が確認されております。嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転がこれまで28回実施されており、一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来に加えことし１月から４月までの間、Ｆ22戦闘機が暫定配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減が十分あらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、米本国の墜落事故内容、同型機の飛行禁止についてお答えいたします。

報道等によれば、ことし５月と６月に米国で３件の米軍機墜落事故が発生しております。１点目として、５月９日、米アリゾナ州の砂漠地帯でＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が墜落、２点目は、６月４日、米カリフォルニア州インペリアルで同じくＡＶ８Ｂハリアー戦闘攻撃機が墜落し、民家３軒が被害を受けたもの、３点目は、６月４日、米カリフォルニア沖で、ＦＡ18Ｅスーパーホーネット戦闘機が夜間、空母に着艦しようとしたところ墜落したものであります。

県としましては、航空機に関連する事故は県民に大

きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、伊江島でのパラシュート訓練にかかわる事故状況及び訓練廃止についてお答えいたします。

県が把握している復帰以降の伊江島補助飛行場におけるフェンス外への降下は21件発生しており、うち施設・区域内への降下は11件、施設・区域外への降下は10件となっております。物資等の降下を伴うものが５件含まれております。葉たばこやサトウキビ等への被害はあるものの、人身等への被害は確認されておりません。

県としましては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えており、国及び米軍に対し強く申し入れたところであります。

次に、与那国島や宮古島での自衛隊配備についての御質問についてお答えいたします。

沖縄は、歴史的にアジアの国々との交易があり、平和的な交流を行ってまいりました。

沖縄県としましては、文化･経済など多面的な交流･協力関係を築き、これを強化していくことはこの地域の平和と繁栄に寄与するものと考えております。政府の中期防衛力整備計画では、沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島嶼部の部隊の体制を強化するとされております。

県としましては、自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後３時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○知事公室長（又吉　進君） 失礼をいたしました。答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきます。

知事の政治姿勢についての御質問の中で、集団的自衛権の行使容認についてお答えいたします。

集団的自衛権の行使については、本日、憲法解釈の与党合意がなされ、政府が閣議決定を行うと聞いております。また、昨日の県議会決議にありますように、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。広大な米軍基地が所在する沖縄県としましては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論をした上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

失礼をいたしました。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは辺野古新基地建設問題についての御質問の中で、平和宣言と普天間飛行場の県外移設についてお答えをいたします。

これまで沖縄県は平和宣言において、さきの大戦で苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき、戦争体験を継承し、平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してまいりました。今回の平和宣言においても、平和への願いと追悼の意を改めて確認する思いを強調し、あわせて、普天間飛行場の機能を削減し、県外への移設を初めとするあらゆる方策を講じて基地負担を軽減することを求めております。

次に、医療・介護総合推進法についての御質問の中で、介護保険制度の改正内容等についてお答えをいたします。

今回の介護保険制度改正の主な内容のうち、保険料については、新たに公費が投入され、低所得者の保険料の軽減割合が最高５割から７割になるなど拡大されます。一方、一定以上所得の利用者割合については、１割から２割に引き上げられるとともに、施設利用者の食費・居住費の軽減対象の判定に当たり預貯金等が勘案されることになります。また、要支援の方を対象とする予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業へ移行されます。対象となる要支援１・２の方は、約１万3000人であります。特別養護老人ホームの新規入所者については、原則、要介護３以上に限定をし、要介護１・２の方については、やむを得ない事情がある場合に限り入所可能となります。なお、特別養護老人ホームの入所申込者数は、平成24年10月31日時点で2041人で、そのうち要介護度１・２の方は860人となっております。

今回の介護保険制度の改正は、地域包括ケアシステムの構築及び費用負担の公平化の観点から、社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ実施されたもの

と理解をしております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 環境部長。
〔環境部長　當間秀史君登壇〕
○環境部長（當間秀史君） 辺野古新基地建設問題についての中で、ジュゴンのはみ跡確認と環境影響評価のやり直しについての御質問にお答えします。
さきに民間団体がはみ跡を確認した場所は、平成21年に事業者が行った調査においても確認されており、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書にその旨が記載されております。環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく手続が終了した事案については、新たな種や事象が見つかったことを理由として、環境影響評価の手続、再実施を事業者に求める規定は法令上ございません。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。
〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕
○保健医療部長（仲本朝久君） 国民健康保険についての中で、国民健康保険世帯の１人当たり平均所得額、無職の加入割合、国への国庫負担金の増額要求及び県の市町村国保への支援についてお答えします。
平成24年度国民健康保険実態調査によりますと、沖縄県市町村国保世帯の１人当たりの平均所得額は36万5470円であり、無職世帯の加入割合は30.85％となっております。低所得者に対する保険料軽減につきましては、平成26年度から対象世帯が拡大しておりますが、県では、国費の拡充を含めた国保の構造的な課題に対する抜本的な解決策について、全国知事会を通して国に要望しているところであります。また、市町村国保は、国・県の公費負担や保険税等を財源として、保険者である市町村の責任により運営されており、県が独自で支援を行うことは困難であると考えます。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。
〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） ＭＩＣＥ施設の建設についての御質問の、大型ＭＩＣＥ施設建設計画及び採算性についてお答えいたします。
ＭＩＣＥ施設は、一般観光に比べて消費単価が高く地域への経済波及効果が大きいことから、アジア諸国間で誘致競争が激化しております。一方、県内の既存施設では規模不足により機会損失が生じるとともに、これまで開催されてきた会議も大型化により域外流出を招いております。このようなことから、沖縄県では、大型ＭＩＣＥ施設を建設し、国内外から多くのＭＩＣＥを誘致し、観光消費額の引き上げや入域観光客数の平準化に取り組み、付加価値の高い沖縄観光の実現を目指していきたいと考えております。大型ＭＩＣＥ施設については、整備や運営にかかるコスト圧縮を図るため、今後、調査を実施し詳細に検討していくこととしております。
なお、大型ＭＩＣＥ施設と統合リゾートをあわせた検討は行っておりません。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 教育長。
〔教育長　諸見里　明君登壇〕
○教育長（諸見里　明君） それでは本土で学ぶ学生の今後の支援策についての御質問で、今後の支援策等についてお答えいたします。
沖縄学生会館の敷地等につきましては、去る３月に売買契約を締結し、４月に所有権移転登記を完了しております。
県教育委員会としましては、県外大学へ進学する学生を幅広く支援する観点から、沖縄県県外進学大学生奨学事業検討委員会を設置し、新たな支援策として、給付型奨学金の創設等について検討しているところであります。本年12月を目途に、その内容やスケジュール等について意見を取りまとめることとしております。
次に、改正地方教育行政法についての御質問で、改正地方教育行政法に対する見解についてお答えいたします。
今回の改正では、教育委員長と教育長を一本化するほか、首長が総合教育会議を設置し、教育振興に関する大綱の策定のほか、教育条件の整備等、重点的に講ずべき施策や緊急事態における措置などについて協議・調整を行うこととされております。改正後も、教育委員会は教育行政の執行機関として引き続き存続し、職務権限は従前のとおりとされておりますが、教育の政治的中立性や継続性・安定性については、今後も確保していくことが重要だと考えております。
県教育委員会としましては、今後、文部科学省からの施行通知等を踏まえた上で、関係部局や各市町村教育委員会と連携し、本県における教育行政がさらに充実していくよう適切に対応してまいりたいと考えております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。
〔商工労働部長　下地明和君登壇〕
○商工労働部長（下地明和君） それでは新しい労働時間制度導入についてお答えします。

去る６月24日、時間ではなく成果で評価される新たな労働時間制度の創設が盛り込まれた新成長戦略が閣議決定されております。健康確保や仕事と生活の調和を図るとともに、対象者は一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者としております。今後、厚生労働省の公益・労働者・使用者それぞれの代表委員で構成される労働政策審議会において、対象者等の具体的な検討が進められることとなっており、県としましては、当該議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　再質問を行います。

まずこの答弁について、全体的に聞いたことに対してきちんと答えていないということを強く指摘をしたいんです。米軍基地問題について負担軽減の実効性を聞いたのに、目に見えてあらわれていないと。現状を言うけれどもどうするということを答えないんですね。そして墜落事故についても、飛行禁止を要求すべきでないかと言っても、あってはならない墜落事故であるとか、それも伊江島の事故についても、危険なパラシュート訓練があってはならない、こういう現状を私は聞いているんじゃないですよ。こういうことをなくすために、県民の命や安全を守るために訓練を廃止すべきじゃないか、飛行禁止をすべきじゃないか、これにきちんと答えていただきたいと思います。

続けて再質問やります。

沖縄戦の教訓は、軍隊が県民を戦渦に巻き込んだということであります。多くの県民が命を奪われ、今でも戦場の記憶に苦しんでいる多数の県民がいます。知事は、日本軍が県民を守ったと思いますか。沖縄戦についてどのように認識していますか。

２点、知事は、集団的自衛権の行使で沖縄の自衛隊や若者が海外で戦争することに賛成ですか。憲法９条を持つ国でできるんですか。

制限水域拡大は、県民の反対運動を犯罪として取り締まり、弾圧することを目的にしていますが、知事は政府の取り締まりを言論・表現の自由の侵害と考えますか。

先日の知事の激励会で、辺野古埋め立てを承認したことを「歯車を前に進めたつもりだ。いったん前に進めたら、どんどん前へ」と発言しています。反対運動を取り締まって、早く辺野古の基地を建設してほしいということですか。県外移設の公約は破り捨てたんですね。これは最初に質問もしました、この辺野古の新基地建設埋立工事をきょうまた防衛局が工事を着工したんですよね。だから知事のこの発言がどんどんやれということにとられるわけですよ。県外移設というのは、この平和宣言の中にもどうして入れなかったのかと言ったら、機能をということを言うけれども、実際は普天間基地の県外移設は公約投げ捨てたんではないですか。

以上、お尋ねします。

○知事（仲井眞弘多君）　休憩下さいね。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　いろいろ私の関係する会合その他で歯車を前へ回すという言葉を使っておりますが、それを議員が直接お聞きになったかどうか、私わかりませんので、どういうふうに受けとめておられるかという点で、先ほどいろいろおっしゃっておりましたけれども、普天間の危険性の除去という長年にわたるこの課題解決が結局なかなか前へ進まなかった。今度はようやく総理大臣がみずからですよ、マスコミを通じて県民全体､世界に姿をあらわして普天間の５年､危険性については共有するという感覚も、そしてその一日も早い危険性の除去についても自分も理解したと。その上で５年以内の運用停止も理解できるから自分はその実現に一生懸命取り組むんだということを総理がおっしゃっておられるわけです。ですから、長年の普天間に係る課題解決に向かって歯車は前へ進み始めているというのを私は表現しているわけでして、後ろへ回すなというのはそういう意味でございます。

そして最後に、県外移設を投げ捨てたというような、何だかちょっと議員にはきちっとしたお言葉を通常使っておられる、この投げ捨てるというこの言葉をどういう趣旨で使っておられるかわかりませんが、何も県外移設という言葉は、投げ捨ててはいないということを何度も我々は言っているわけですから、その言葉をきちっと理解をしていただかないといけないと思います。そして、普天間の県外移設というのは、やはり普天間の一日も早い危険性の除去というのをまず私のこの公約の一番初めに書いてあるでしょう。そしてこれを実現するための方策として県外移設、丸ごと移設のこともあれば、ＫＣ130のようにあそこの山口県へ移設するようなものもあるし、これから普天間の運用停止のためにはいろんな機能、結構県外の理解を得

て協力を得て県外に移す必要があります。これもしっかりした県外移設なわけで、機能などなども含むいろんな形の県外移設を通じて５年以内のまず運用停止でもって危険性を除去しようと、こういうことを言っているわけですから、何も県外移設を投げ捨てるなどということは考えてもおりませんし、やってもおりません。

答弁でございます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　沖縄戦の教訓をどう受けとめるべきかという御趣旨の再質問にお答えします。

テーマが大変大きいんですけれども、沖縄戦につきましては議員御案内のように、住民証言を初めさまざまな戦争体験者たちの聞き取り調査を含めて、そのたくさんの蓄積の中から多くの専門家によって、その沖縄戦の教訓といいますかメッセージが指摘されているわけですね。

先ほど再質問の中で述べられていた、県立平和祈念資料館の最後の結びのメッセージも引用されていましたが、基本的には要するに沖縄戦によって、沖縄県民は多くの人命を失い、しかも当然戦後のその戦争の痛手という傷を背負いながら、戦後を歩んでいくということでしたし、それからさまざまな文化遺産もかなり破壊されてしまったということも含めて、それを受けて、多分６月23日の追悼式典において仲井眞知事が平和宣言の中で、冒頭で、沖縄県民は、あの沖縄戦で失ったものの大きさを痛感して、そしてそれを原点に据えて、戦後郷土発展のために邁進してきたと、そのことが一番大きな我々の受けとめるべきメッセージであるという趣旨の表現をしていたのだと思います。

沖縄戦をどう受けとめるかについては当然それを現代という時代にどのように適用するかについてはいろいろ意見があるかもしれませんけれども、基本的には沖縄が戦後、これからも歩んでいくときの基本的な教訓として常に基盤に置くべき問題だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　再質問の中で、集団的自衛権についてこのたびの閣議決定は、若者を戦争に送り込むことにつながるのではないかといった趣旨の御質問だったと思います。

集団的自衛権につきましては、先ほど来答弁さしあげていますように、かねて政府の集団的自衛権行使に関する見解というのがございまして、昭和56年５月29日に、保持はすれども行使は許されないというような見解を変えていくといった動きであると承知しております。憲法解釈の変更ではなく、自衛権の３要件の変更に伴う解釈の再整理というふうに受けとめておりますけれども、答弁さしあげておりますように議員がおっしゃったようなそういった意見も含めてさまざまな意見、立場がおありになるというふうに理解しております。

したがいまして、県といたしましては、政府に対しては国会あるいはそういった場で十分議論を尽くした上で、その影響、趣旨についてきちっと国民に説明をしていただきたいと、そのように思っているわけでございます。

次に、キャンプ・シュワブ制限水域につきまして、これが反対運動を弾圧し、言論の自由を奪うのではないかといった趣旨の御質問であったと思います。

このことにつきましては、防衛局は今回、キャンプ・シュワブの従前の第３水域の中に新たに臨時制限区域というのを設けまして、さらにそれを第１種区域とするというようなことをしておるわけでございます。その理由といたしまして、防衛省によりますと、陸上施設の保安、普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安、さらに水陸両用訓練といったことを用途として理由に挙げているわけでございますが、議員がおっしゃったような言論の弾圧につながるような事態が生じるかどうか現時点では県としては判断ができかねることから、この判断につきましては答弁を控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　知事が県外公約を破っていないというところを強調するところに私は問題があると思っています。

知事の公約は一日も早い普天間基地の県外移設なんですよね。今、知事は安倍総理に全幅の信頼を置いているようですけれども、辺野古につくっている基地は何ですか。普天間基地の代替基地と今公室長が言われたじゃないですか、だから公約違反じゃないかと。辺野古の基地をつくらせているのに公約は破っていないという、この詭弁に対して県民は怒っています。

そして、沖縄戦では軍隊がいたから県民が犠牲になった。軍隊がいなければ決してこのような悲惨なことはなかったんですよ。

友人に言われました。私は３人の子供がいるけれど

も戦争に送るために生んだんではないと、このように言われたんですね。私も６人の孫がいるんですよ。子供や孫たちを決して戦場に送りたくないんです。

知事は、集団的自衛権行使に反対をしないんです。いろんな意見があると今言っただけです。新基地建設反対のオール沖縄の願いに応えることができていない知事に、県民の命を守る願いを託すことはできないということを私は強調したいと思います。

11月の知事選挙で、辺野古基地建設をストップさせる新しい知事を誕生させる決意をして、私の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明２日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時24分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　良　俊

会議録署名議員　新　里　米　吉

平成26年７月２日

平成26年
第　３　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　４　号）

平成26年
第３回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）**

平成26年７月２日（水曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第4号

平成26年７月２日（水曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで

乙第１号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　土地の取得について

乙第６号議案　損害賠償額の決定について

乙第７号議案　損害賠償額の決定について

乙第８号議案　指定管理者の指定について

乙第９号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第10号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第11号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第12号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（44名）

議長	喜納昌春君	17番	呉屋宏君
副議長	浦崎唯昭君	18番	仲宗根悟君
1番	上原章君	19番	崎山嗣幸君
2番	砂川利勝君	21番	瑞慶覧功君
3番	具志堅透君	22番	渡久地修君
4番	又吉清義君	23番	大城一馬君
6番	儀間光秀君	24番	嶺井光君
7番	新田宜明君	25番	前島明男君
8番	仲村未央さん	26番	照屋守之君
9番	玉城満君	27番	新垣良俊君
10番	西銘純恵さん	28番	仲田弘毅君
11番	比嘉京子さん	29番	新垣安弘君
12番	吉田勝廣君	30番	當間盛夫君
13番	島袋大君	31番	照屋大河君
14番	中川京貴君	32番	狩俣信子さん
16番	座喜味一幸君	33番	赤嶺昇君

34番	新垣清涼君	43番	新里米吉君
37番	金城勉君	44番	髙嶺善伸君
38番	糸洲朝則君	45番	奥平一夫君
39番	翁長政俊君	46番	玉城義和君
41番	新垣哲司君	47番	玉城ノブ子さん
42番	具志孝助君	48番	嘉陽宗儀君

欠席議員（1名）

20番　山内末子さん

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	企業局長	平良敏昭君
副知事	高良倉吉君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	川上好久君	会計管理者	島田勉君
知事公室長	又吉進君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
総務部長	小橋川健二君	総務部財政統括監	前田光幸君
企画部長	謝花喜一郎君	教育委員会委員	泉川良範君
環境部長	當間秀史君	教育長	諸見里明君
子ども生活福祉部長	金城武君	公安委員会委員	與儀弘子さん
保健医療部長	仲本朝久君	警察本部長	笠原俊彦君
農林水産部長	山城毅君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
商工労働部長	下地明和君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君	代表監査委員	知念建次君
土木建築部長	當銘健一郎君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第1号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城一馬君。

○大城　一馬君　おはようございます。

知事、けさの地元紙、沖縄タイムス・琉球新報をごらんになりましたか。（資料を掲示）　質問じゃないです。きょうのこういう見出しでございます。「集団的自衛権行使を容認」、そしてまた同じ紙面に「辺野古工事に着手」。両紙が同じ内容で取り上げております。

そこで、知事に質問をいたします。

最初に、知事は、今回安倍政権が容認しました集団的自衛権行使について、賛成の立場かどうかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時４分休憩

午前10時４分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員の御質問が賛成か反対かという点では、我々は国会での議論をやっぱりもう少しきちっと聞かないと、そして丁寧な説明を受けないと、閣議決定のペーパーをさっと読んだ限りでは、その……（傍聴席にて発言する者あり） グレーゾーンの話が第１で、それで２回目に国際的な平和協力の話とか……

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君） 触れていますよね。ですが、これは我々自身ももう少しきちっと読み、かつ政府でもう少しきちっと議論をし、それを見、丁寧な説明を受けてからでないと、今の御質問にはなかなか答えにくいんじゃないでしょうか。個人的な意見はまた別ですよ。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 個人的には別といいますとよくわからないんですけれども、これは個人的にはどういう立場ですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 意見は、この公的な場で申し上げることはありません。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 知事の胸のうちを示してもらいたいですが、しかしながら、もう既に閣議決定がなされております。これは走り出します。ですから、その件について、今、国民も大きな不信感、怒りが増幅しているわけです。閣議決定の重さというのは相当なものだと思うんですよ。ですから知事もこの件についてしっかりと私は意見は沖縄県のトップとして、そして今この集団的自衛権の行使となりますと、やはり最も沖縄が米軍基地の大きさゆえに被害が出ることになります。そういうことからして、やはり知事は県民の命を守るという意味でもこの件につきましてはしっかりと示しておくべきではないかと思いますけれども、最後にお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先ほども申し上げましたように、閣議決定の中身というのはこれから法的な整備を進めていく上での論点を示している内容としか理解できません。したがって、この法整備の過程で国会での審議をもう少しきちっと伺わないと、そして説明もらわないと、今、議員の御質問に直ちに答えるということは、内容的にもっともっと詰める中身になっているでしょう。ですからそれは無理だと思いますよ。もっと丁寧な説明を求めてからにしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 次に、普天間飛行場の移設問題ですけれども、４月24日の日米首脳会談、オバマ大統領に対して安倍総理が知事要請の普天間飛行場の５年以内運用停止をされたと。しかしながら、大統領からは何ら言及がなかったということですけれども、それでもこの普天間の５年以内停止は前進しているのかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 済みません、ちょっと待ってください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時８分休憩

午前10時８分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） ４月24日の日米首脳会談では、安倍総理がオバマ大統領に対して普天間飛行場の５年以内の運用停止を初めとする４項目への協力を要請した。大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言があったということです。また、私の訪米時においても米政府のほうから、沖縄の負担軽減は日米両国首脳レベルのコミットメントであり、アメリカは日本政府と協力して引き続き取り組んでいく旨の発言がありました。今後も、これを踏まえて協議がなされるというふうに考えております。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、政府から米国の大臣クラスあるいは実務担当者など各レベルでの議論を始めているという発言があったところです。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 負担軽減じゃなくて運用停止を、普天間飛行場の運用停止、これは進んでいるのかどうかと聞いているわけです。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 御案内のとおり、安倍総理のイニシアチブで官房長官を座長とする普天間飛行場の負担軽減の推進会議というのが設置されています。その下に作業部会があって、私はそのメンバーなんですけれども、その推進会議と作業部会の中で沖縄側から要請している５年以内の運用停止を初めとするさまざまな負担軽減策について具体的な検討をしていると

いう状況であります。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　次に、名護市辺野古区の制限水域拡大についてでございますが、６月20日の日米合同委員会での決定なんですけれども、これはまさに地元の意向も聞かずに日米合同委員会で水域の拡大を決定しております。それについてどうお考えですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　今、議員が御質問のとおり、６月20日に日米合同委員会で合意されております。今回、キャンプ・シュワブ提供水域において臨時制限区域が設定されるとともに、沖縄防衛局は同水域を日米で共同使用することについて日米合同委員会で合意がなされたわけでございます。
県としましては、漁船の操業制限水域の一部変更に係る回答を政府へしたわけですけれども、その際に漁業権者と十分協議するとともに、当該水域において従来適法に漁業を営んでいた者が、漁業経営上こうむった損失の補償について万全を期すよう、また、訓練等の実施による周辺漁業等への影響や漁船の航行の安全に関しても同様の配慮をなすよう、県として求めたというところでございます。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　この水域の拡大は、単に漁業者のみではなくて、やはり名護市民の生活にも影響するわけです。当然名護市の意見というのもしっかりと聴取はすべきではないかどうか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　漁船の操業制限水域の一部変更に係る県から名護市へ意見照会いたしまして、名護市からは近隣における海上レジャー等について、また、名護漁業からは同漁協が許可したプレジャーボート等の航行について影響があることを示唆する意見をいただいております。これらについては県で集約いたしまして、関係機関の意見として政府へお伝えしております。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　国も７月１日から工事着手と、そして７月下旬にはボーリング調査に入ると、まさに強行、強権的な行為でございます。それを後押ししているのは、あの12月27日の知事の辺野古埋立承認、これが国の強権発動を後押ししているわけでございます。私は、この件につきましてはしっかりと11月の知事選挙で沖縄県の民意を示していきたいと思っております。
次に、米軍航空機からの部品落下についてでございますが、６月17日にオスプレイから部品が落下しております。この件につきまして、落下場所の特定と原因というのは報告がありましたか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　去る６月17日に発生したオスプレイからの部品落下事故につきまして、米軍からは沖縄防衛局を通じまして、部品落下時、当該機は海上を飛行していたとの連絡がありました。具体的な場所や落下原因は明らかにされておりません。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　ことしに入ってこれで５件目と。過去の４件もほとんどこういった原因が特定されない、報告もない。やっぱりここはしっかりと県は求めるべきではないかと思います。これはしっかり取り組んでください。
次に、離島児童・生徒支援センターの建設でありますけれども、この件につきましてはどうも予定の27年度開所がおくれているということになっております。この件につきましてどういう状況なのか、まずお聞きします。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　離島児童・生徒支援センターへの御質問についてお答えいたします。
同センターにつきましては、去る４月に埋蔵文化財が確認されたことにより、現在、建築工事を中断しているところです。本年12月末には埋蔵文化財の発掘調査を完了する見込みでありまして、来年１月に建築工事を再開し、平成28年４月に開所する予定となっております。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　平成28年に完成予定、そして入所できるのはいつの時期ですか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　供用開始が28年４月からですから、次年度の４月１日から高校の新入生を対象に計画しております。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　やはり当初は27年度から入所できるということで、離島の関係保護者、自治体を含めて、そして生徒、児童も期待をしていたわけですね。そうしますと、これが１年おくれるとなりますと、やはりこの入所を予定していた児童生徒に対して、あるいは保護者に対して今後どういった支援策をとろうとしているのかお聞かせください。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　離島児童・生徒支援センターの開所がおくれることにつきましては、４月に保

護者宛てに文書で説明、それから関係の離島町村長さんたちにもその経緯等の説明、それからこのおくれたことの経緯についても現在、直接担当職員が関係離島に赴いて、保護者に対し丁寧に説明を行っているところです。

今、議員の御質問のこの予定者への支援につきましては、同センターの開所までの間、高等学校に併設された既存の寄宿舎の空き室利用、それから下宿先の開拓等を鋭意行っておりまして、関係機関等に対し協力依頼を行っているところです。

それから、県教育委員会としましては、関係離島から本島の高校に進学する生徒の負担を可能な限り軽減できるように、今後も関係機関・各種団体等と連携して支援してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 入所予定者の、全ての児童生徒に対して支援ができるということですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 関係離島村の教育委員会あるいは学校を通して、例えば県に民間アパートであるとかあるいは現在の寄宿舎の寮とか、あるいは下宿等そういう依頼がありましたら、なるべく前向きに対応していきたいと思っております。現在、この寄宿舎等とかそういう民間アパートも当たっている段階です。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 この支援センターにつきましては、私ども３月30日に会派で南大東に行きました。そのとき、村長や議員の皆さん方から御意見を拝聴しましたけれども、やはり大きな期待があったわけです。それが１年おくれた。さあ、一体どうするんだと。保護者も非常にこの件につきまして迷っているという状況なんですよね。ですから、私はしっかりとこの支援策につきましては、教育長、頑張ってもらいたいというふうに思っております。

次に、警察行政で、特殊詐欺問題ですけれども、この件につきましていろんな事件があります。その実態についてまずお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 特殊詐欺の実態ということでございますが、特殊詐欺について若干説明をさせていただきますと、特殊詐欺につきましては、いわゆる振り込め詐欺と呼ばれるものと振り込め詐欺に類似した詐欺、いわゆる振り込め詐欺以外の特殊詐欺というふうに２種類に分類をしているところでございます。

振り込め詐欺につきましては、いわゆるオレオレ詐欺と呼ばれるもの、それから架空請求詐欺、身に覚えのないような請求をしてくるような詐欺、それから３つ目が、融資保証金詐欺、融資をしますよといってその保証金を振り込んでくださいというような詐欺、それから４つ目が、還付金等詐欺、あなたにこんな還付金がありますよということでだます詐欺の４つの手口がございます。

振り込め詐欺以外の特殊詐欺につきましては、例えばギャンブル必勝法情報提供名目という詐欺、あるいは金融商品等取引名目の詐欺、それから異性との交際あっせん名目の詐欺などがあるところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 この特殊詐欺というのが非常に多様化して、なかなか私どもも理解する度合いというのが非常に低いんですけれども、いろんな事案があるということで理解をしております。その中でもギャンブル必勝法情報提供名目というような事案もあって、例えばロト６が前日に抽選されまして、そして翌日の新聞に載ると。これを利用して会員募集などもやって詐欺に発展するというようなこともありますけれども、そこで、県内でのこういう特殊詐欺の被害状況について教えてください。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 県内の特殊詐欺の被害状況でございますが、ことしに入ってから平成26年５月末現在でありますけれども、特殊詐欺の被害の認知件数は７件を把握しております。被害総額約3150万円ということで前年の同期で比べますと認知件数は２件減少し、被害総額も約4150万減少しているというところでございます。

その内訳といたしましては、振り込め詐欺の類型の一つであります架空請求詐欺、こちらが２件ございました。その被害総額が約218万円ということでございます。振り込め詐欺以外の特殊詐欺の類型では、先ほど議員が言われましたギャンブル必勝法情報提供名目ということで、これが４件ございます。それから金融商品等取引名目が１件ということで、２つ合わせて被害総額が約2930万円となっております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城　一馬君 いろんな詐欺があるようでございますけれども、やはりインターネットとかこういうスマートフォンを使った、携帯電話を使った新たな新手の詐欺、そしてまた、ギャンブル必勝法とか、宝くじ

とか、そういったロト６とかを利用した詐欺、そうしますとこれはいろんな意味で多様化して、そしてまた手口が非常に緻密になるという傾向にもなるのではないかと思いますけれども、今後、そういった被害を防止するための対策につきましてはどういった対策を県警としては考えているのか。またやっているのか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君）　特殊詐欺に対する被害防止対策ということでございますが、県警では特殊詐欺の被害に遭わないための防止対策としては、まず県民の方に広くその実態を知っていただいて、県民のこうした詐欺に対する抵抗力を高めるということが重要ではないかというふうに考えております。

これまで取り組んでおります防止対策といたしましては、マスコミを通じた注意喚起のほか、巡回連絡等あらゆる警察活動を通じた広報啓発活動や、金融機関、宅配業者等との連携などによりまして県民に広くその実態を知らせるとともに、水際で被害を食いとめる取り組みを推進しているところでございます。

また、先ほどからお話の出ておりますロト６の当選番号をあらかじめ教えるといったようなことで詐欺をしてくるものの対策の一つといたしまして、これは地元の沖縄タイムス、琉球新報、宮古毎日、宮古新報、八重山毎日、八重山日報にロト６の番号が掲載されますけれども、その脇に注意喚起文を書いていただいて、当選番号を事前に教えると持ちかける詐欺が多発していますと。当選番号はもう前日に発表済みですということでそういう記載をしてもらうといったような取り組みもしたところでございます。

県警察といたしましては、今後とも振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の被害者を出さないために、こうした施策を繰り返し行いまして被害防止対策を実施して、県民の特殊詐欺に対する抵抗力を高める広報啓発を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　次に、６番目のブラック企業の県内での実態と対策についてでありますけれども、これは新聞紙上でもブラック企業が県内で21社、これは沖縄労働局が勧告しているというような報道がございました。ところが、しかし連合沖縄に、これは2013年ですけれども、連合沖縄への相談件数が実に205件という資料がございます。いわゆるこのブラック企業が氷山の一角というような指摘もあります。そこで、このブラック企業という実態についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　労働局の重点月間における調査で27社の事業所に重点監督をしたところ、21社に何らかの法令違反があるということで是正勧告を行ったということでありますが、この監督には重点監督のほかに定期監督というのがございまして、その中では1363社に定期監督をしたところ1046事業所で労働基準関係法令に係る何らかの法令違反があったという報告を受けております。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　このブラック企業というのは、特に若年労働者の使い捨て、こういうのが非常に多いというような指摘もありますけれども、やはりこういうことはしっかりと是正してやらないといけないんじゃないかというふうに思っております。そこで、現実に沖縄県内でもそういう会社が、企業があるということは表面化しております。そこで、今後の対策についてはどういう対応をするのかお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　この業務に関しては、労働基準法あるいは労働安全衛生法等の労働基準関係法令によりまして、事業所の立ち入りでありますとか書類の検査あるいは関係者に対する尋問等ができるのは労働基準監督署等国がその権限を有しております。そこで、県としましては、一般の事業所等に対して任意にアンケートをとったり、あるいは労働環境の実態把握に努めて、それで得た情報に基づいて関係法令の周知あるいは情報の提供等、あるいは先ほど連合の話がありましたが、そういう関係機関に対する労働相談等を含めて対処していくということでございます。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君

○大城　一馬君　次に、大型ＭＩＣＥ建設なんですけれども、当初この大型ＭＩＣＥの場所選定については25年度の３月末までには場所の選定を決定したいということが過去の中にありました。これがどうも大幅におくれているようでございますけれども、この３月までにできなかった理由というのは何でしょうか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　大型ＭＩＣＥ施設については、まず立地場所として宜野湾市、それから豊見城市、浦添市、与那原町、西原町そして那覇市の各地域からそれぞれ立地要請というのがございました。そういう中でＭＩＣＥ候補地についてどのような項目でまず最適地を決めるべきかという検討を進めながら、誘致要請のあった地域について、その用地の現況もしくは課題等、そういうものを調査すること

に時間を要したということでございます。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　それで、このＭＩＣＥの建設用地の場所選定はいつごろをめどに決定するお考えですか。
○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　去る６月10日に有識者の検討委員会を設けまして、そのときに建設場所選定に係る評価項目に基づき一定の評価を行いつつ、各候補地の現況や課題などについて御意見をいただいたところでございます。
　選定場所につきましては、同委員会の意見を踏まえつつ、引き続き調査検討を行い、可能な限り早い時期に判断していきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　６月10日の検討委員会で議論もなされているようですけれども、これはもう既にいわゆる誘致している自治体のプレゼンテーションは終了しているんですか。それとも引き続きそれをやる計画なんですか。
○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　誘致要請のあった市町村については、それぞれ県のほうでヒアリングを終えております。そして、先ほど申しました６月10日の委員会の中でその用地について幾つかの課題というんですか意見等がございましたので、そういったものを今後クリアしながら、できるだけ早い時期に選定をしていきたいというふうに考えているところでございます。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　要するに、こう考えてよろしいですかね。もう既にいろんなそういう議論は大体ほぼ終結していると。あと一、二点ぐらいのクリアすべき問題ということの話ですけれども、どうですか。もうほとんど終わっているんじゃないの。
○議長（喜納昌春君）　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　議員御指摘のとおり、我々が当初計画していた用地の決定作業が当初考えていたより若干おくれています。それはなぜかといいますと、要するに基本構想に基づいて有識者の御意見を承って、それから名乗りを上げている自治体の方々のヒアリングをすると。さまざまな観点からいろんな論点が提示されていますので、それを少し丁寧に整理して、何しろ将来の沖縄の発展に深くかかわる施設ですので、できるだけ慎重に、そしてきちっと論拠を整備した上で決定したいということで、その点の取りまとめで若干おくれていると。しかし、気持ちとしてはできるだけ早く決定したいという状況です。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　いろいろと誘致合戦が過熱をしております。私の地元もそうですけれども、やはりこういう施設につきましては、まず３月に県は決定するということも発信しました。そして今度はマスコミ報道によりますと６月か７月ということまでマスコミ報道がなされております。ですからやはりそれぞれ手を挙げている自治体は非常にやきもきするわけですよ。こういうのは一日も早くしっかりと、できるだけ早い時期ということじゃなくて、めどづけをしっかりやるべきではないかと思いますけれども、副知事どうですか。
○議長（喜納昌春君）　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　３月までの基本構想といいますか、大型ＭＩＣＥを整備するに当たってのやっぱり基本的な構想をまとめたわけですね。そしてそれと並行しながら名乗りを上げている自治体とのヒアリングを行いまして、基本的には有識者委員会、この大型ＭＩＣＥについて詳しい専門家の方々にもお集まりいただいて検討しております。私もこの県議会で、たしか６月ごろには決定できたらというふうなことも述べたことがありますけれども、しかし、慎重に慎重を期して最終的な論点の整理をしてそれから決定したいというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。
○大城　一馬君　この件につきましては、西原町出身の新里米吉議員からまたあると思いますので、よろしくお願いします。
　次に、最後になりますけれども、鉄軌道導入計画なんですが、県案と国の案が当初出てきました。この件は結構な開きがありまして、いわゆる工法にも、また予算的なものでも開きがありました。県案も最初は上下分離方式、そして国は上下一体方式ということで、予算にしても国の試算が8500億円と、そして県の試算が約5500億ということで開きがあったんですけれども、きのう、おとといでしたか、何か報道によりますと、国との協議も順調に進みながら、県の案でいいのではないかというようなこともありますけれども、その件についてはどういう状況になっているのか。
○議長（喜納昌春君）　企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君）　鉄軌道の導入につきましては、議員御指摘のように持続的な運営を可能にするということで、県は上下分離方式、これは全国の新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度でございます。そういった制度がございますので、その制度の創設を国に対して働きかけたところでございます。去る６月

18日には菅官房長官、太田国土交通大臣、そして元沖縄担当大臣、そして23日には安倍総理大臣に対しまして特例制度の創設に向けて要請を行っております。

総理大臣及び官房長官からは、沖縄県側の要望を踏まえて検討していくというような発言がございました。また、太田国土交通大臣からも前向きな発言があったところです。

こういったことを受けまして、実は内閣府のほうから26年度の調査におきましては、県が求めておりました全国新幹線鉄道整備法も視野に入れた制度の調査検討を行うということが示されております。国はそれを26年度の調査において行うということです。

さらに、今回国のほうからは、今後は県との連携を行って調査を行いたいというような発言もございましたので、これまで上下一体方式一辺倒といいましょうか、そういう方式で厳しい採算性を示されておりましたけれども、上下分離方式についても国はもう一度検討するというようなことになっておりますので、これまでの県の上下分離方式、国の上下一体方式という構造から少しずつ歩み寄りが出てきているのかなと、そういうような感じがしております。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　当時、国のほうは15年度の調査の見通しは立ててないというような、15年度以降の調査の見通しは立ててないというのがありますけれども、その点についての事実関係はどうですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず25年度の調査を御説明いたしますと、25年度はシステムですとか複数のルート、事業スキーム等について調査を行ってまいりました。具体的に申し上げますと、沖縄本島の骨格軸となります複数のルートですとか、まちづくりやこの需要に与える影響などを考慮した駅の位置や駅の数、そして求められる導入コストを考慮したシステムですとか、先ほど申し上げました特例制度、そういったもろもろのものを25年度に調査しております。これらのことを26年度はＰＩ（パブリックインボルブメント）を通しまして広く県民から意見を聞きまして、来年度に県の計画案を策定したいということです。ですから、26年度は何も調査をしないということではなくて、25年度で出したいわゆる県の事業スキームについて、どういったスキームでやればよいかということを26年度はしっかり県民の意見を聞いた上で27年度の県案の策定に向けて取り組む、そういった作業をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　ようやく国・県との調整の方向性が見えてきたということであります。

そこで、いわゆるこの鉄軌道、糸満から名護までというのが今の考え方ですよね。そこで、市町村によっては、自治体によってはＬＲＴの導入、これも非常に強い要望があると。それは現にあります。そこで、この工事の方法なんですけれども、糸満から名護の幹線鉄道と並行してＬＲＴ、市町村との支線、こういった支線も同時並行に鉄軌道の着手に入るのかどうか、そういったところはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず、議員からもございましたように、沖縄県では沖縄本島を南北に縦断するいわゆる基幹軸、骨格軸を那覇から名護までということで、これは鉄軌道を考えてございます。ただ、一方で、それだけではやはりその利便性に課題がありますので、フィーダー交通としてＬＲＴですとか基幹バス、そういったものを整備することによって利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えているわけでございます。

市町村からさまざまな御意見がございます。我が町にＬＲＴをということがございます。議員のほうから先ほど少しございましたけれども、そういった声のあるところから、例えばＬＲＴを先に整備してはどうかというようなお話もありますけれども、やはり全体としてどういった形でこの鉄軌道を沖縄全体に張りめぐらすかというのは、やっぱり全体構造をしっかり構築した上でそれぞれの役割、フィーダー交通としての役割、それはそれとしてございますので、それをしっかり整理した上で事業に着手する、そういったことが肝要であろうというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　大城一馬君。

○大城　一馬君　ぜひ県民の期待に応えると、そして沖縄の経済発展、観光発展のためにも鉄軌道導入はぜひ必要でございますので、しっかりと頑張ってもらいたいと思っております。

私は常々言うんですけれども、やはり実験モデル的なＬＲＴの導入、これをまず県民にしっかりと見せるべきではないかと、いつも委員会等でやっていますけれども、このこともしっかりやって取り組んでいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣　信子さん　皆さん、おはようございます。

社民・護憲ネットの狩俣でございます。

一般質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。

昨日、安倍政権は解釈改憲で、集団的自衛権の行使ができるよう閣議決定をいたしました。私は、国民議論もなく、国民不在の中で強引なやり方で戦争のできる国へひた走る安倍政権に強く抗議します。

戦後69年、先日６月23日の慰霊の日がありました。私は今回、戦没者追悼式に出席しませんでした。なぜなら、集団的自衛権をごり押ししようとする安倍総理が出席し、平和宣言から基地の県外移設を取り下げようとした仲井眞知事と同席することは非常に私の気持ちが許しませんでした。あの戦争の悲惨さを思い、４人に１人が犠牲になった沖縄戦のことを思えば、戦争に結びつく集団的自衛権や基地の建設は許されません。

私は今回、ひめゆりの塔で深く祈りをささげてきました。あどけない顔の女子学生たち、沖縄が再び戦場になることを決して許さないし、沖縄に米軍基地を強引に押しつけていることを悲しい思いで私は見ていると思っております。

一般質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

普天間飛行場の県内移設反対が70％以上ある中で、公有水面埋立承認は県民の声を無視したものであります。公有水面埋め立てを承認していながら、県外移設も捨てていないという矛盾した知事の発言は、県民を納得させていません。なぜなら、現実は埋め立てに向け突き進んでいるからです。知事のウチナーンチュとしての誇りと辺野古新基地建設はどう結びつくのか伺います。みずからの意思で基地をつくることはウチナーンチュとしての誇りですか。

(2)、知事は誇り・夢を持てる沖縄をつくっていくと言っていますが、辺野古新基地建設は誇りと夢を持てる未来なのでしょうか。

(3)、知事は11月16日に行われる知事選への対応をまだ決めていないようですが、未定にすることで知事サイドから出馬したい人が意思表示できないのではないかと思ったりするんですが、そのためにも早目の意思決定が必要ではないでしょうか。

２、教育問題について。

(1)、臨時的任用栄養教職員の夏季休業中における任用について、どのように対応しているのか。また現在何校が臨時的任用されているのか伺います。

(2)、栄養教職員の小・中・高における臨時的任用の状況と九州各県の状況を伺います。

(3)、沖縄盲学校における夏季休業中（夏季休業期間40日間）の産休・育休補充の保障はどうなっているのか。夏季休暇中に補充をつけないことで視覚障害を有する教職員10名の業務が停滞することはないか伺います。また、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の趣旨にのっとれば配慮が必要ではないかと思いますので伺います。

(4)、定数内臨任や補充臨任などの非正規雇用における女性の割合はどのぐらいあるか伺います。

(5)、40代・50代の教職員が介護などで休職後退職せざるを得なくなった後、介護終了後に復職したいと希望したときの対応について伺います。

(6)、アレルギーを持つ子への対応について伺います。

(7)、知事公約の１クラス30人学級はどのぐらい達成されたか伺います。

３、福祉関連について伺います。

(1)、障害者のための駐車場の整備が公共施設や病院、店舗で進んでいます。しかし、障害者専用駐車場であるにもかかわらず一般ドライバーに占有され、障害者の皆さんが困っています。それを改善するために自治体が障害等のある利用者に対し利用証を交付し、自治体と各施設で協定を締結した駐車場で利用証を車に表示することで障害者専用駐車スペースの利用が適正であることを示すパーキングパーミット制度があります。既に那覇市では平成25年２月から導入されていますが、１市だけでは目的達成ができません。出かけるのは他の市町村にもまたがるからです。そこで全県的なものにするため県が取り組む必要があると思いますが、対応を伺います。

４、識名トンネル工事で生じた住宅などの被害について、その後の補償問題について伺います。

(1)、被害を受けた住宅や墳墓は何件か。それぞれの損害補償は現在どうなっているのか。

(2)、補償額についての住民との話し合いは順調に進んでいるのか。今後の見通しについても伺います。

５、産業振興について。

国際物流拠点産業集積計画が平成26年６月18日から平成33年末までの期間で進められているようですが、以下の項目についてどのぐらいの予算で、どのようなことを計画をしているのか伺います。また、その期待できる効果について伺います。

ア、空港及び港湾の国際物流拠点機能を高めるための設備等の整備。

イ、国際物流拠点産業の集積に資する施設等の整備。

ウ、沖縄への企業の立地を促進するための取り組み。

６、女性の積極登用について伺います。

(1)、国は2020年までに行政や企業などの指導的地位の女性登用率を30％にするとのことです。県内の企業や行政の現状と2020年までに30％に引き上げるための取り組みを伺います。

(2)、沖縄県庁内で指導的地位の女性たちを育成するためにどのようなことをやってきたのか。また、課長以上の女性の割合はどうか伺います。

(3)、政策決定の場における女性の数が余りにも少ないのが現状です。世界の下院議員の数は日本は7.9％しかなく現在163位です。沖縄はもっと女性の議員が少ない状況です。41市町村の中で女性議員ゼロの市町村が22もあります。女性議員が少ない中で東京都議会のような女性議員に対して「自分が早く結婚すればいいじゃないか」とか「産めないのか」などの女性蔑視の発言は許されません。県内の各政党などは努力して女性議員をふやし意識変革に結びつけるべきです。今回の女性の人権侵害に対する知事の所見を伺います。

次、７、我が会派の代表質問との関連についてですが、新田議員が出しました戦没者の遺骨を一時保管する場所、これが満杯なためにＤＮＡ鑑定もせずに焼骨するということが出ていましたけれども、その現状はどうなっているんですか。よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　おはようございます。

狩俣信子議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第１に、知事の政治姿勢についての中で、１の(1)、辺野古埋め立ての容認はウチナーンチュの誇りを捨てたものではないかという御趣旨の御質問と、それから知事は誇り・夢を持てる沖縄をつくるという趣旨のことを選挙の公約の初めに述べているが、辺野古新基地建設は誇りと夢を持てる未来なのかという御趣旨の御質問がございました。この１の(1)と(2)について、恐縮ですがまとめて答弁をさせていただきます。

まず、辺野古埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行ってまいりました。そしてその結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断をし、承認をしたものでありまして、その誇りを捨てる、捨てないというものでは全くないと考えております。

また、県といたしましては、普天間飛行場のまず危険性除去、これが最大の目的でありますし喫緊の課題であることから、５年以内の運用停止の実現を求めて今やっているところでありまして、普天間飛行場の危険性の除去、18年になんなんとする普天間飛行場の危険性の除去、普天間飛行場問題を解決するということが私の基地公約の最大のものの一つであります。ですから、そういう方向にきちっと進んでいるのであって誇りと夢の持てる沖縄建設に向かって同時に進んでいると私は考えております。

さらに、知事選挙についてといいますか、知事の政治姿勢の御質問の中で、知事選挙についての御質問に答弁をいたします。

私は、知事に就任以来、沖縄の振興・発展、そして基地問題等の諸課題の解決、そして県民生活の向上に取り組んでまいりました。今後も、これまでと同様、公約の実現に向け、残された期間に全力を投入してまいりたいと考えております。

なお、多くの皆様から次に向けて頑張れという御趣旨の激励をいただいておりますけれども、その御趣旨を踏まえ、なるべく早い時期に与党の皆様とも相談の上、態度を決めてまいりたいと考えております。

次に、教育関連についての御質問の中で、少人数学級についての御質問に答弁をいたします。

私は就任以降、小学校１・２年生で30人学級、そして小学校３年生で35人学級を実現して実施してまいりました。さらに、今年度から新たに県単定数も活用し、中学校１年生に拡大したところでございます。今後は、市町村の意向や国の動向、そして全国の実施状況等を踏まえましてさらに検討してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　産業振興についての御質問の中で、国際物流拠点産業集積計画に定めた事業に要する予算と効果についてお答えいたします。５の(1)ア、５の(1)イ、５の(1)ウについては関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

国際物流拠点産業集積計画における、空港及び港湾の国際物流拠点機能を高めるための設備の整備としては、国が行う那覇空港の滑走路増設整備や那覇港管理組合が行う国際コンテナターミナルの整備等があります。また、国際物流拠点産業の集積に資する施設等の整備には、県が整備中の那覇空港に隣接する国際物流拠点施設等、うるま・沖縄地区内の賃貸工場及び那覇港管理組合が行う那覇港総合物流センター等の整備が挙げられます。さらに、沖縄への企業立地を促進する

ための取り組みとして、県は、国内外の企業誘致の推進、立地企業に対する助成措置、ワンストップサービスによる創・操業支援等を展開することとしております。また、国の直轄事業を除いた、県等が実施する事業の平成26年度予算の総額は、約108億円となっております。これらの効果として、沖縄21世紀ビジョン実施計画の成果指標に10年後の目標として掲げた、那覇空港の国際貨物取扱量40万トン、臨空・臨港型産業の雇用者数5400人、那覇港の外貿取扱貨物量1470万トンなどの実現に向けた成果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育関連についての御質問の中で、栄養教諭等の夏季休業中における臨時的任用についてお答えいたします。

栄養教諭等の臨時的任用は、５月１日現在で29校となっております。そのうち夏季休業中に任用が切れるのは14校となっております。夏季休業中の任用につきましては、「市町村立学校における職員の臨時的任用基準」にのっとり、配置されている各学校及び調理場の実情等に応じて10日以内の任用をしているところであります。

次に、栄養教諭等の小・中・高の臨時的任用状況及び九州各県の状況についてお答えいたします。

栄養教諭等の臨時的任用状況につきましては、５月１日現在、小・中・高及び特別支援学校で22名となっております。沖縄県を除く九州各県の栄養教諭等の臨時的任用状況は、九州平均が22.7％に対して本県が16.4％となっており、夏季休業中の任用につきましては、各県とも継続して任用しております。

県教育委員会としましては、今後とも各学校長の要望により、調理場の実情等を勘案し、夏季休業中の任用について検討してまいりたいと考えております。

次に、沖縄盲学校の夏季休業中の産休・育休補充についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで沖縄盲学校の視覚に障害を有する職員に対して、実習助手を加配するなどの配慮を行ってまいりました。また、学校内においても、こうした障害を有する職員に対して、同僚間の連携・協力によるサポート体制が整っていると聞いております。このことは「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の理念に沿うものと考えております。

なお、本県公立学校臨時的任用職員の夏季休業中における任用につきましては、「市町村立学校における職員の臨時的任用基準」にのっとり適切に行われているところであり、当該実習助手の夏季休業中の任用につきましては、学校長の要望により、夏季休業中の勤務状況等を確認の上、継続が必要であるかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、非正規雇用の女性の割合についてお答えいたします。

臨時的任用教員の女性の割合につきましては、公立学校全体で2353名の臨時的任用教員数のうち1263名が女性で、その比率は53.7％となっております。

次に、介護等で退職した教職員の復職についてお答えいたします。

高齢社会の到来に伴い、要支援・要介護認定者数が増加する社会状況において、本県では、職員が家族の介護をするための短期介護休暇制度はもとより、最大６月間の休暇を取得できる介護休暇制度も定めております。介護等、一身上の都合により一旦退職した職員の復職につきましては、現在対応する制度がなく、新たに採用試験に臨むことになります。

なお、本県教員の採用につきましては、平成24年度より受験年齢制限を45歳まで拡大したところであり、御理解をお願いしたいと思います。

次に、児童生徒の食物アレルギーへの対応についてお答えいたします。

県教育委員会が平成25年２月に実施した調査によりますと、児童生徒が食物アレルギーに罹患している割合は、小学校で4.3％、全国4.5％、中学校では本県、全国ともに4.8％となっております。現在、各学校では、日本学校保健会のガイドラインに基づき、学校、保護者及び給食調理場関係者が日々連携を図りながら、食物アレルギーに係る事故等の未然防止に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、食物アレルギーの専門医等による研修会等を実施するなど、今後とも安全・安心な学校給食に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは福祉関連についての御質問の中で、パーキングパーミット制度の県の取り組みについてお答えをいたします。

身体障害者用駐車場利用証制度、いわゆるパーキングパーミット制度につきましては、現在、全国31府県で導入されており、沖縄県内においても那覇市が平成25年２月から導入しております。制度を導入した場合、

内部障害を持つ歩行困難者などが駐車しやすくなる等のメリットがある一方で、利用証発行者数に対する提供駐車スペースの確保等の課題もあります。今後、これらの課題や他府県での状況を整理した上で、関係団体や専門家等の意見を踏まえながら検討してまいります。

次に、女性の積極登用についての御質問の中で、県内の企業や行政における女性登用の現状と取り組みについてお答えをいたします。

平成25年度の管理職に占める女性の割合は、県内企業については「沖縄県労働条件等実態調査報告書」によると13.2％、市町村行政については9.6％となっております。県では、平成24年３月に策定した第４次沖縄県男女共同参画計画において、女性登用の目標として、2016年度までに企業は20％、県（知事部局）は10％の数値目標を掲げております。また、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県男女共同参画行政推進本部を設置しており、今後とも関係部局等と連携し各種施策を進めてまいります。

次に、女性の人権侵害に対する知事の所見についてお答えをいたします。

今回の東京都議会においてなされた女性議員に対する性差別的な発言につきましては、女性の人権に対する配慮を全く欠いており、まことに遺憾なことと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、仮安置所に安置された戦没者遺骨の焼骨についてお答えをいたします。

戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定につきましては、国において、平成15年度より、遺留品をもとに死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係遺族を推定できることなど一定の条件のもとで実施されております。一定の条件に合致しない遺骨については、遺骨の尊厳の観点から、焼骨の上、国立戦没者墓苑に納骨することになっております。現在、国の方針に基づきまして、ＤＮＡ鑑定を依頼している遺骨を除き、焼骨に係る手続を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　識名トンネル工事で生じた住宅などの被害についてのその後の補償問題についての御質問の中で、住宅や墳墓の件数及び損害補償についての御質問にお答えいたします。

識名トンネル工事に伴い、ひび割れ等の被害を受けた住宅は16件、墳墓は45件、合計61件となっております。住宅に関しては、補償済みが３件、補償交渉中が６件、補償額の算定中が７件となっております。また、墳墓に関しては、補償済みが７件、補償交渉中が11件、補償額の算定中が27件となっております。

同じく住民との話し合いについての御質問にお答えいたします。

被害を受けた住民に対しては、誠意を持って対応しているところであります。補償交渉はおおむね順調に進捗しておりますが、一部補償額の不満などもあることから、丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めているところであります。今年度中に全ての補償契約を締結するよう、引き続き努力してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　女性の積極登用についての中の、県の女性職員の人材育成と課長以上の女性の割合についてお答えいたします。

県では、これまで女性職員を育成するため、男性が従来占めていた企画調整、組織管理などの分野に女性職員を登用し、その職域拡大を図るとともに、能力開発を支援するため、自治大学校の幹部職員養成研修に派遣するなどの取り組みを行ってきたところであります。また、女性職員が仕事と家庭の両立が可能となる環境整備として、育児休業制度や育児短時間勤務制度を導入したところであります。知事部局における課長級以上の管理職に占める女性職員の割合は、平成26年４月１日現在で6.7％となっており、昨年に比べ0.7ポイント増加しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　知事にお伺いします。

知事は、４カ年前当選したときに、再選のときに、知事は読まないというタイムスに載っているんですけれども、また。「仲井眞氏「県外」貫く　知事再選で会見　普天間「県内はない」　振興策引き換え応じず」と載っていて、本当に知事の心意気を私はこれを見て感じたんですが、県知事選で再選を果たした知事は、「米軍普天間飛行場移設問題で、県外移設を求めるとした公約について、「それで当選した。県内はない」と述べ、2014年までの任期中、貫く方針を示した。」となっているんですね。「政府から公有水面の埋め立て許可を求められた場合の対応について「辺野古案が現実性を持たない以上、やれないものを持ってきても対象にならない。実行不可能に近いものは考えないようにしている」とか、いろいろ書かれています。沖縄

の一括交付金とのかかわりで、「県が求める沖縄振興策と辺野古移設をリンクさせた場合について」は知事はこう言っているんです。「「蛇口を閉めてもいいが、どうやってもできない。取引で沖縄に押し込めるという話ではない」と述べ、応じない意向」を示しているんです。

それに引きかえ、今の辺野古のあり方、そして知事は普天間の危険性の除去をおっしゃるんですけれども、これはもちろん片一方にありますよ。でも片一方の県外移設というこの公約もあるじゃないですか。そこらあたりの問題が､片一方は一生懸命やるけれども、県外移設はもうどうでもいいような感じに受けとめられるものですから、そこについて知事のお考えをもう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　基地についての私の公約というのは大きく３つ分かれております。まず普天間基地についての問題解決へのスタンス、２がいろいろな基地問題、３が軍転法といいますか跡地法、この跡地法はおおよそいいのができたと思っておりますし、その他の基地問題についても徐々に徐々に前へ進行していると私は思っております。

今の普天間について、一日も早い普天間の危険性の除去、その除去というのを目的に県外移設というのは言ってみればそれを実現するための方法なんですよね。ですから、この方法は現実的な方法は全て取り入れてやろうと、県内移設については、県内移設も否定しないということを何度もこの議会での御質問に私は答えております。ですから、今の新聞記事については私は全く記憶がありません。そういうことですから、普天間の一日も早い危険性の除去、先ほどの御質問にありましたが普天間の人、宜野湾の人の９万5000人の誇りと夢というのをきちっと取り返す、取り戻す、それをするというのは我々の仕事じゃありませんか。ですから、一方で辺野古の埋め立てというのは法律にのっとってあれは容認したという、認可したということですから、私は公約そのものは一日も早い普天間の危険性の除去というその目的に向かっていろいろな方法を使って今やっているとこういうことです。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　ですから、片一方で県外移設は知事はもうないわけですよ。というのは、現実には埋め立てに向かって進んでいるわけです。そうですよね、知事。どう思いますか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　県外というのは､県外の人々の協力と理解を得るためにもこれはいろいろな地域とやってきたわけで、ある程度進み始めていると思います。だけど、普天間基地全部をそのまま今受け取るというほど熟してはいないと私は見ております。ただし、普天間の基地機能というものを分割してでも移していって、まず危険性の除去に貢献するような運用停止を実現しようという方向で全てを進めているわけでありまして、埋立法上の処理というのは、これはこれで法律にのっとって処理をしていくということで代替施設を政府が向こうにつくりたいという目的は、これはこれとして極めて安全な基地で代替施設を完成するというものは、これはそういう方向に進めざるを得ないんじゃないですか、政府は。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　だから、政府はどうでも、知事の気持ちとして公有水面埋め立てをしたということが県外移設という公約はもう取り下げたと同じなんですよ。知事の答弁は要りません。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　教育問題について伺います。

教育長は臨任の学校が29校、栄養職員ですね、そして14校は切れると。その後10日間は保障するとおっしゃったんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　先ほど確認したら、私22校のところを29校と言ったようで、22校の誤りです。おわびして訂正申し上げます。

○狩俣　信子さん　私が聞いているのは、10日間保障と言ったんですかと。夏季休暇中の。

○教育長（諸見里　明君）「10日以内の任用をしているところであります。」と答えております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　実は、私、栄養教諭の皆さんたちからの資料をいただきました。それによりますと、これまでいろいろやってきたけれども、やるのがたくさんあって夏休み中10日間ではおさまらない。それでもっと継続を要求したいということなんですね。教育長もこういうのを見たんでしょうか、（資料を掲示）１カ月、ばーっと夏休みが詰まっているんですよ。そういう中で臨任の人に10日間でやれというのは非常に厳しい状況があると思います。九州はカットはないん

ですよね。中頭にもカットなしで夏季休業中させているところもあるわけですよ。やはり沖縄県として食の安全､子供たちのことですから､養護教諭にボランティアでさせるという、これだけはやめてほしい、栄養教諭の。10日間で足りないから後はボランティアでやったという話を聞くものですから、そういうことはやっぱり教育行政上よろしくないと思います。10日間と今おっしゃいました。これは前向きに私は受けとめますけれども、これを継続してやっていく。これについてどうですか。

○教育長（諸見里　明君）　済みません、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君）　再質問に答弁したいと思います。

臨時的任用教員の夏季休業中における任用につきましては、栄養教諭、栄養職員からだけではなくて、多くの職種からあるのも事実なんですね。例えば生産物の飼育をしている実習助手の臨任教諭、それから部活動の面倒を見ている臨任教諭もずっと続けさせてくれと。それから夏季休業中に講座とかあるんですけれども、それを担当する臨任教諭、それから養護教諭もそうですね。多岐にわたっているわけです。

議員御承知のように、夏季休業中というのは子供が学校にいないわけでして、その40日間を臨任教諭をどうするかというのはこれはずっと長きにわたり議論してまいりました。こうした議論の中から、どの職種にも公正公平にという観点から、いろんな職種がありますけれども、欠員がありますし、それから休職、それから病休、産休、育休、介護休、それから加配臨任等、もう多岐にわたるんですけれども、こういう方々を公正公平な観点から任用基準にのっとって今実施しているわけです。

ただ、私もこの栄養教諭について改めて勉強しまして、やはり夏季期間中にもいろんな業務があるというのは認識しております。こういう整合性も含めてやはり私も必要性を感じておりますので、ただ学校長を通してこの40日間果たして必要かどうかというのはこれから実情等勘案してやっていきたいと思っております。

10日以内ではあるんですが、それを基準にしてどうするかというのはちょっと勉強させてほしいと思います。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　今回、10日とおっしゃるんですけれども、私は引き続きこの問題は追及して、学校に子供がいないからとおっしゃったんですが、そんなのとは関係なしに仕事の量はたくさんあるじゃないですか。それを踏まえたら、学校に子供がいなくたって栄養教諭の仕事がなくなるわけじゃないんです。それを考えたら、継続にもっていくような努力をしっかりやっていただきたいと思います。

また私、これについては次の機会にもお聞きしたいと思いますので、教育長、本当に前向きにお願いいたします。

次は、盲学校の件なんですけれども、実習教諭の皆さんとか、その同僚の皆さんのサポートがあるというふうなことでございますけれども、この皆さんたちは要するに目の見えない教職員なんでしょう、10名ね。その皆さんは夏休みとか点字を打ったりいろんな形でのサポートが必要だと言っているんです。その皆さんに対して要するに夏季休業中だからということでカットするという、これもやっぱり問題があると思っています。校長の実情に合わせてという話があったんですが、私は障害者条例なんかにもありますように、やっぱりこの問題はもうちょっと前向きな検討が必要だと思っておりますが、どうなんでしょうか。そのまま同僚の皆さんにサポートさせるんですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　ちょっと先ほどに戻りまして、狩俣県議のほうに御理解いただきたいと思うんですけれども、臨時的任用教諭、これは夏季休業期間中での任用もそうなんですけれども、任用につきましては一定の予算の枠内でという枠があるわけですね。だから、どんな任用をしてもいいというわけではなくて､例えば一つのケースが認められたらどの職種でも、うちだってそうである、みんなそうなんですね。うちこそもっと大切であると。だから、そういうのも含めて40日間丸々つけるのかどうかというのは検討させてほしいと思います。

それから盲学校の件ですけれども、今こうした障害を持つ教職員に対して実習助手が加配されているわけですけれども、この夏季休業中の中でどれぐらいの必要性があるのかというのは校長等から要請を聞いてみたいと思います。現在のところ、うちの教育庁の人事課に問い合わせたところ、正式な要請というのはまだ校長から出ていないということなんですよ。今後これを見ましてどうするかというのを検討させていただき

たいと思います。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　今の問題も盲学校の方々は、「あ・は・き」に関する専門職以外と、教育長、「あ・は・き」というのはわかりますか。私も知らなかったんですよ。「あ」というのは、あんまらしいです。「は」ははり、「き」はおきゅうのきゅう、「あ・は・き」に関する専門職以外の日常の事務処理について、その全てが活字で行われるために視覚障害職員の単独での事務処理が難しいと。だからそういう意味ではきちっと夏休み期間中にもそれが対応できるようにやってほしいということなんです。これが学校長から要請があったら考えるわけですか、教育長。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　私どもも例えばこの人事の任用に関しては、その基準にのっとって公正公平にやっているんですけれども、全てがしゃくし定規に万丈がねみたいに、あるいはこれはこれしかないというのはやってないです。特別なケースは十分認めておりますし、特例として学校の実情に応じてこうしよう、緊急的な場合とかですね。現在県議から御指摘がある件も、必要があれば当然検討していきたいと思っております。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　それから介護休暇をとった後、辞職に追いやられて、親が死んだ後、復職したいというのがあるわけですよね。今45歳まで受験資格とおっしゃったんですが、やはりそれをもうちょっと上げていただいて、あるいは50歳までにするとかだったら臨時任用で救える部分も出てくるわけですから、そこらあたりの検討はいかがですか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。
　御心情は大変お察し申し上げるんですけれども、私も人事の担当をした経験がございますので、実はこういう相談というのは本当に数多くあるんですよ。
　これもまたちょっと怒られるかもしれませんけれども、例えば重篤な病気を患って退職したケースの方が治って何とかできないかというのも私相談を受けました。それから夫の海外での出張等に伴う、それについていってもう一度復職したいと。海外留学もございましたし、中には長い間疾患を患っていて結局条例によりまして退職せざるを得ない方々もいろんなケースなど多岐にわたってあるわけですね。そういう相談に乗ったときに、本当に個人的には何とか救済したいという思いはありましても、本当に落ち込んだりそういうこともありました。ただ、先ほど御説明もしたんですけれども、一旦一身上の都合で退職した場合には現在の制度はないわけですけれども、今45歳まで拡大したばかりなんですね。それをまた50歳というのはちょっといろいろとまた議論する必要があると思いますので、この辺さらに上げる必要があるのかなというのは私はちょっとちゅうちょするんですけれども、45歳までやって次50歳、次60歳、果たしてそれがいいのかどうかも含めて勉強させてください。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　他府県の状況はどうですか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　他府県でも何県かは年齢制限を撤廃しているところがあるんですよ。そういうところはまず教員志願者が少ない県であるとか、こういう少ないところというのは大変いろいろと努力しているんですね。例えばそういう県は、沖縄県で１次試験通ったのは２次試験免除してから来てくれとか、沖縄県はどうかといいますと、この臨任の応募状況が全国一高いです。5000名超えて、その難関率も全国一高いわけですね。人材がいないかといいますと、その中にやはり十分いるわけでして、それをまたさらに拡大するというのはもうちょっとやっぱり勉強させてほしいと思います。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　ぜひ検討をお願いします。
　続きまして、福祉関係、障害者のためのパーキングパーミット制度なんですが、さっき部長がおっしゃった那覇市はやっていると。こういう形で那覇市はもう既にやっているわけですよ、（資料を掲示）　25年の２月から。そういう形で障害を持った方からの要望なんです。那覇市だけでやったって意味がないと。今先ほどの答弁では、31府県がそれをもうやっているんだとおっしゃっていました。やっぱり県としてこれはやっていただきたいということがありますが、これどうですか、部長。
○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城　武君）　先ほども導入した場合のやはりいろんなメリットもございますし、また導入に当たってやはり駐車スペースの確保ということでこれは事業者とのいろんな協力する関係もございますので、そういうことも含めて他県もいろいろと導入をしていますけれども、いろんな課題もあるということも伺っていますので、その辺も含めて総合的に調査もした上でそれに向けての検討をしていきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　この検討結果はいつぐらいに出ますか。ことしじゅう、今年度中ですか。
○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（金城　武君）　まだ具体的にはこれからでございますので、いろんな審議会もございますので、政策協議会というのがございますので、そういう専門家の意見も踏まえてスケジュールも含めて今後検討してまいりたいと思います。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　なるべく早く検討してください。やらないということがないように、お願いします。
　ちょっと休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午前11時36分休憩
　　午前11時36分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
○狩俣　信子さん　土建部長にお尋ねします。
　識名トンネルの問題ですけれども、家のひび割れが16、お墓が45カ所、61カ所という話、その中で住宅で解決済みは３件とおっしゃいましたか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　住宅に関しては補償済みが３件でございます。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　現在進行中は幾つですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　住宅に関しては補償交渉中が６件でございます。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　さっき７件とおっしゃったのは算定中だとおっしゃいましたか。これは交渉中は６件、これはことしじゅうに全部やっちゃうということですよね。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほど答弁申し上げましたとおり、今年度中に全ての補償契約を締結するよう努力していきたいというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　実は、タイルにひび割れしたりいろいろなことがあって、県の言っている補償額と本人たちが要求している補償額がなかなか合わない部分もあると聞いたんですが、そこはどうなんですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　おおむねの補償交渉については順調に進捗しているというふうに考えておりますけれども、やはり議員おっしゃるとおり、一部の方につきましては補償額に対する御不満があるということでございますので、より丁寧な説明を行って理解を得るように努めていきたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　今、決着済みのところでは予算はどれだけ使ったんですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　これは補償契約になりますので、なかなか補償額についてはちょっと相手方のこともありますので申し上げにくいところですけれども、例えばということで感覚的にわかっていただければと思って申し上げます。お墓の場合ですと全く建てかえる場合には数百万円ということになります。それを補修するとしますと、これは数十万円。家屋の場合には、被害がいろいろなケースがございますので、補償額については数万円から数十万円の間となります。
　私どもの予算額ですけれども、26年度の予算としては今850万円ほど計上してございます。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　家の補修とかも合わせて850万の予算で済むような感じなんですかね、これは。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　もう平成25年度から補償をやっておりますので、今年度分が850万ということでございます。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　これまでにはどれだけかかったんですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午前11時40分休憩
　　午前11時40分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　ちょっと詳細な契約金額はつかんでいないんですけれども、おおむね700万程度が補償済みということになっております。
○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。
○狩俣　信子さん　わかりました。そういう額としても1000万円以内という額で済むんだったら、早目にことしじゅうに相手方が安心して住めるようにちゃんとやっていただきたいと思います。早目の解決をお願いしますね。
　それから戦没者の遺骨についてですが、国の一定の

状況のもと、合致しないものは焼骨しているというんですが、県は焼くための手続を進めているというんですが、これはどうしてもやるんですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　戦没者の遺骨に関する事業につきましては、やっぱり一義的には国の業務であるということで、県はその委託を受けて業務の一部を実施しているということで、これまで国の方針に基づきまして一定の条件に合致せず、ＤＮＡ鑑定を実施しない戦没者遺骨につきましては、これまで焼骨の上、国立墓苑のほうに納骨をしてきたというところでございます。ただ、この間いろいろと陳情もございまして、我々もそういう状況を受けてこれまで何度か国と意見交換もやってまいりました。ただやはりそういう中でも国としてはその方針は変わりはないということもございまして、やはりそういうことでの一定のそういう条件に合致しないものにつきましてもこれまでどおりの、従前どおりの対応をしていきたいということでございます。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　遺族にとっては自分の親、子供、そういう皆さんの遺骨、本当にＤＮＡ鑑定でわかったら引き取りたいと思うんですよ。私もその経験があるものですから言うんです。ＤＮＡですね、しっかりと県がやる方向ででも考えていくことはないですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　おっしゃるように非常に心情的には理解できるところでございます。ただ、国のほうでいろいろと有識者検討会もなされているようで、沖縄を含む南方地域におけるそういう戦没者遺骨につきましては、やはり高温多湿ということでなかなかＤＮＡの抽出が非常に難しいと、技術的な問題もあるということのようですね。それとやはりＤＮＡを抽出するためには、また遺骨を切断したり、すり潰すというようなこともございまして、そういう部分の行為といいますか、やはり遺骨の尊厳を守るという意味でも慎重に対応する必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　狩俣信子さん。

○狩俣　信子さん　遺骨の尊厳を守るといって69年も土の中にほっておいてそんな言葉聞きたくないです、私は。本当に出た段階で県がしっかりＤＮＡ鑑定するようなその方向で進んでいただきたいと思います。

以上、要望して終わります。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時22分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣清涼君。

○新垣　清涼君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

県民ネット、新垣清涼ヤイビーン。

一般質問始めていきます。

まず１番目に、基地問題についてでありますが、普天間基地の閉鎖・返還について。

ことしになって又吉知事公室長、高良副知事が相次いで訪米をされました。その目的と成果についてお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　こんにちは。

訪米の件ですけれども、公室長は９月上旬にワシントンＤＣで開催予定であります沖縄ソフトパワー発信事業の調整及び米政府関係者との面談による情報収集と意見交換のため米国に出張しております。私は、米国務省、国防総省そしてＮＳＣの実務責任者と面談し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする４項目の基地負担軽減策について、沖縄の考えを説明してまいりました。

米側からは、簡単ではないが、負担軽減のアイデアを探っていきたいとの回答がありました。また、沖縄の負担軽減は日米両国首脳レベルのコミットメントであり、アメリカは日本政府と協力して引き続き取り組んでいく旨の発言があり、今後もこれを踏まえて協議がなされるものと考えております。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、政府から米側の大臣クラスや実務者など、各レベルでの議論を始めているとの発言があったところであります。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　副知事、普天間は５年以内の運用停止を求めていますよね。負担軽減というのは沖縄県全体の基地負担の軽減だったと思うんです。ですから普天間については負担軽減、要するに今オスプレイ12機を減らすとか、ＫＣ130をよそに移すとかそういうことではなくて、５年以内の運用停止、それですよね。それを求められましたか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　議員おっしゃるように、沖縄県全体にとっての基地の過重負担、これは当然大幅に改善しなきゃならない。これはもう原則的に変わりません。知事がかねがね申し上げているとおり、普天

間飛行場の危険な状態を、危険性を一日も早く除去するという喫緊の課題に我々としては責任を持って取り組まなければならない。そのために知事のほうから安倍総理等に対してその必要性を訴えてきた、要請をしてきたという経緯があります。それを踏まえて、安倍総理大臣が普天間飛行場の危険性の負担といったものを軽減するための、具体的にそれを目に見える形で除去するための検討する場として推進会議とその下に作業部会を立ち上げた。そこでの議論を踏まえつつ、アメリカ政府と責任を持って交渉していくという体制で作業を進めているということです。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 副知事、沖縄の基地負担の軽減の一つとして普天間の５年以内の運用停止だと思うんですよ。そうでないですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 知事が求めている普天間飛行場の５年以内の運用停止というものを、具体的にどういう状態のことを指すのか。しばしばイメージと言っておりますけれども、あるいはその具体的な要素を抽出して組み立ててみると運用停止はこういうイメージになるという作業を、実は推進会議の下に置かれている作業部会で非常に具体的に議論をしていると。多分それが煮詰まってくると５年以内の運用停止のイメージというものがもっと対外的にアピールできるのではないかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 県内における軍事基地の負担軽減と、普天間は――普天間の基地負担の軽減じゃないんですよ。普天間は運用停止なんですよ、５年以内の。それをすることが知事がいつもおっしゃる一日も早い危険性の除去じゃないんですか。そうだと思いますよ。ですから今県内における米軍基地の負担軽減と、普天間の負担軽減を混同しておっしゃるのはよくないと思います。ぜひ普天間の５年以内の運用停止、それを求められているわけですから、政府と――日本政府、安倍総理とどういう約束をされて、そしてそれをどういうふうにして実現されるのか、その約束をされているのか、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後１時27分休憩

午後１時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも議員の御質問の趣旨が理解しにくいところがあるんですが、運用停止も負担軽減ですよ。どうもそれを違うということを言っておられるのか、総理は５年以内に運用停止をしてもらいたいということに対して、政府としてその実現に取り組むという答えをしているんですから、それを今政府がやっている最中です。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 その約束をしっかりと実現させていただきたいと思います。

次に、宜野湾市西普天間地区の返還と跡地利用についてお伺いします。

まず返還前の環境調査、その調査の基準、そして調査結果を精査する方策、スケジュールについてお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 西普天間住宅地区において行われる環境調査などについては、現在、関係機関で構成される跡地利用に関する協議会のもとに設置された支障除去作業部会において協議が行われているところであります。沖縄防衛局が示した返還実施計画の案によると、支障除去措置に先立ち行われる環境調査などについては、土壌汚染対策法で定められた項目など跡地利用推進法で規定された事項について行われる計画となっております。

県としましては、適切な環境調査などが実施されるとともに調査の精度が確保できるよう、今後、作業部会及び協議会の中で協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 この調査結果を精査して、本当に市民・県民が安心できるのか。その方策はとられていますか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 沖縄防衛局が示した返還実施計画においては、今のところ国内法の適用に基づいて、土壌汚染の状況であるとかあるいは水質汚濁の状況、それから廃棄物の有無などを調査するということになっております。ただ、具体的な手順、手続については、今後沖縄防衛局は支障除去作業部会のほうで協議していくということになっております。

県としましては、返還地の環境浄化の円滑な推進のためには、やはり地元の市町村であるとか、あるいは地権者そして市民の意見を踏まえることがやはり重要だと思っておりますので、今後防衛局に対しては情報の公開であるとか、あるいは住民の参画について提言をしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　宜野湾市からも要望が出ていると思うんですが、国内法では基地の中のそういう汚染に対する調査が非常に弱いということで、環境調査については国際的な基準にぜひやっていただきたいという宜野湾市からの要望が来ていると思うんですね。ぜひそういう取り組みをしていただいて、市民・県民が安全で安心できる調査をしていただく。そしてその調査についてはしっかりと発表もしていただく。そしてそれを市民が本当に確認できるようなそういう体制をとっていただきたいと思います。

次に進みます。

重粒子線治療センターについてでありますが、これは私の理解では公設民営という計画なのかなと理解をしているんですけれども、もし違っていたら訂正をしてその運営についてお示しいただきたいと思うんですが､建設費用と後年度負担についてお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

平成25年度に実施いたしました重粒子線治療施設導入可能性調査におきまして、まず土地、建物などを含めた建設費用として約150億円と試算されております。その内訳でございますけれども、県は治療機器の一式の整備106億円、建設費補助へ29億円、計135億円を支出しまして、運営法人――これは公務で医療法人を立ち上げる予定ですけれども、開業準備費用を含めた約20億円の調達が必要とされているところでございます。また、事業運営につきましては、議員御指摘のように公設民営を考えておりまして、民間法人に維持管理なども含めた運営を行っていただくということを考えておりまして、後年度におきます県費負担は考えておりません。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　土地、建物は事業主体が、そしてその設備、要するにここで言うと重粒子線治療施設の設備は県が保有して、それを貸し付けするというようなことをおっしゃっているんですが、この重粒子線治療機についてはまだ開発途上で、これからもっと改良されていくんだというふうに聞いています。そういう意味では、もしこれが新しいのが出たときにさらにそういったのに機種がえする、あるいはこういったものが途中でふぐあいになったときに、その対応としては県のほうから費用は出るのかなとそういうのがあるんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　今、実は重粒子線治療施設というのは日本が世界に先駆けて実用運用に成功したものでございまして、これを県が導入を検討しておりますのは、放医研究所――千葉のほうにございますけれども――次世代のガントリー方式の回転式の重粒子線治療施設の導入を検討しております。そういったことですので、これが技術進歩におくれているとかそういったことは今のところ考えておりませんで、先ほど答弁させていただきましたように後年度の負担は運営法人において負担していただくというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　いろいろ見ていますと、私は決してそれが悪い施設だということではなくて、ちょっと時期が早いのではないかなという懸念を持っているものですから、琉大医学部にも強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）というんですか、これが導入されているようですね。その治療方法とこの重粒子の違い、例えば治療施設のコスト、あるいはその維持費、あるいはその患者さんが支払う治療費、そういった比較があると思うんですが、それはどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　議員がおっしゃった全てのものについて手元に持ち合わせているわけではございませんけれども、まず一般的なお話をさせていただきますと、がん治療は御承知のように外科療法、化学療法、放射線療法があるわけでございます。

重粒子線治療施設というのはいわば放射線治療法の一つですけれども、その放射線治療の中にまた２つ種類があります。重粒子線治療施設と陽子線治療です。一般的に行われているのはエックス線治療とガンマ線治療だということで、国内には重粒子線治療施設が４カ所しかないということです。

この重粒子線治療施設のメリットといたしまして、やはり効果ががんの中心部に至って最大量のエネルギーを発射するということで極めて治療効果が高いと。しかも痛みも大変少ないし、また体の負担がなくて高齢者等に対しても治療が可能というようなことがうたわれておりますので、難治の既成のがんに対しても治療可能ということで、離島県沖縄にとってこの重粒子線治療施設はぜひ導入させていただきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　皆さんからいただいた資料を見ますと、治療施設のコストが10分の１、そして電気代、要するに維持費についても100分の１ぐらいになるのかなということですし、それから治療費は重粒子が300

万に対してＩＭＲＴは80万で、これは保険が適用しますので、１割から３割負担で済むんだということなんですよね。だから、なぜ今これが宜野湾なのかなと、もう少し……、これはいろいろ課題もありますよね、技師を養成しないといけないとかありますよね。そうすると、そういったものをしっかりと整えてからやってもいいのではないか。これは国の政策として宜野湾に、沖縄県にそれをやってほしいということがあったんですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　全くそういったことではございませんで、県医師会からの提言を受けて、県はその実現可能性について24年度から調査を行ったところです。その調査結果を昨年３月、一昨年度末に報告されたわけですけれども、重粒子線治療施設の候補地、これは５カ所県内あったわけですけれども、その中でやはりがんの医療拠点であります琉球大学医学部と近接した地域がいいだろうということで、西普天間住宅地区が候補に挙がったということでございます。これは調査検討委員会での報告に基づくものでございまして、国から何らかの指導とかそういったものは一切ございません。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　これは３月19日の検討協議会の中で、準民営では成り立たないというふうに言われているんですね。ですからそういう施設なんですよ。これは京都の医療科学大学の先生によりますと、重粒子線治療施設はまだ開発段階であり、放医研――放射線医学総合研究所ですか――放医研が開発費を回収するためのビジネスだという意見があるんですね。それからその集患の問題、要するに患者さんを集める、全国一年間所得の低い沖縄県で果たして300万を出す患者さんがそんなにおられるのかということもあります。患者さんを集める問題、それからその新たな共済制度もここに出ていますね。こういったのは本当にできるのかどうか。メディカルツーリズムなどと言っておりますけれども、そういったクリアしなければいけない課題というのはたくさんあるわけですよ。ですから、医師会としては確かにいい機械ができてこれでがんが治せるということであれば、それは大変僕はすばらしいことだと思います。ただ、残念ながら費用がかかり過ぎる。先ほど申し上げましたように、これは放医研が開発費を回収するために今あちこちに宣伝をして、こういうすばらしいのがあるんだがどうだというような意見もあるので、そういう意味ではそういう予算を、沖縄県で言うと離島の県立病院――宮古・八重山ありますけれども――そういった病院に今現在琉大で使われているようなそういった施設を充実させて本当に離島の皆さんが安心できる、そういう取り組みをされたほうがまだ多くの県民が喜ぶのではないかなと思います。そして、今、県では長寿県ナンバーワンの復活のためにいろいろ取り組みをされています。そういう意味では、がんの治療に今これだけの高額を使う人がいるかいないかもわからないような機械を導入するよりも、長寿県ナンバーワンを目指すのであればもっと県民の健康づくりにお金を、あるいは政策を転換してそういったのに使われたほうがいいのではないかなということを申し上げて、次に進みたいと思います。

琉大医学部附属病院あるいは普天間高校の誘致なども入っているんですが、企画部長は要請についてはわかりましたと、取り組みますということになっているようですけれども、琉大医学部病院あるいは普天間高校はその場所に誘致、入るんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず、琉球大学医学部及び同附属病院そして重粒子線治療施設は、宜野湾市が今地権者の方々に示しております跡地利用の計画案の中において国際利用拠点、ゾーンとして入っております。それから議員から今御質問ございました普天間高校については、教育医療施設地域ということでゾーンが設けられております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　それらをそこの中に組み込むとして、用地はどこが準備しますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず、琉球大学はこれは国立大学法人でございますので当然国において用地の確保等がなされるものと考えております。一方で普天間高校、これはこれから教育委員会と協議しなければならないということでございますが、県立高校でございますので、いわゆる公共用地として県のほうにおいて確保しなければならないものというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣清涼君。

○新垣　清涼君　教育長、普天間高校をそこに移したいと、子供たちが狭いところで勉学に励んでいます。ぜひそこら辺を実現できるように取り計らいをお願いしたいと思います。

次に進みます。

２番目の平和教育についてですが、戦後69年目、戦争を知らない世代に沖縄戦の実態をどのように伝え、平和を守っていくかが問われているきょうこのごろで

あります。それでその取り組みについてお伺いします。

まず学校現場で――小中高ですね――この平和教育をどのように取り組まれているのかお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） お答えいたします。

県からございましたように、戦後69年が経過して戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承していくことは大変重要なことだと考えております。平和教育については、学校の教育活動全体を通して行っておりまして、小学校では地域の人材を活用した戦争体験者による講話や写真展、中学校では戦跡などをめぐる平和学習、高等学校では校外平和研修報告など、多くの学校で特色ある取り組みを行っております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、平和教育を推進してまいります。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　それで、さきの大戦のときの米軍の上陸の状況、戦況ですね。戦争体験の記録保存などのその取り組みについてはどのようになっているか、お願いします。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 戦争体験の記録保存等の取り組みと課題ということでございますが、沖縄県では戦争記録写真や戦争体験者等の証言をパソコンやスマートフォン端末からデジタルコンテンツとして閲覧できるよう整備をしておりまして、平和学習教材として活用するほか、英語、中国語など６カ国語で国内外へ発信をしております。あわせて、平和祈念資料館において「子や孫につなぐ平和のウムイ事業」を初めとする戦争体験映像の収録や編集を行っております。

戦後69年が経過をして戦争体験者及び遺族の高齢化が進み沖縄戦の風化が危惧されているところでありますが、先ほど申し上げました施策を通じまして、沖縄戦から学んだ教訓を後世に正しく継承していくためにさまざまな機会を通して語り継いでいくことが重要であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　今おっしゃるように、戦争を直接体験された方々がだんだん少なくなってきていて、そして戦争経験についても語り部の皆さんも少なくなっておられる。毎年６月23日慰霊の日を迎えると、その前後にはマスコミ報道もされてきます。ようやくここに来てその悲惨な状況を語れるようになったというのか、話せるようになった、そういう方々もいらっしゃるわけですね。そういう意味では今とても大事な時期に来ていると思うんです。ぜひそういったことも含めて、いつ、どういう戦況の中を、どういう人たちが、どういう軍の状況の中で暮らしてきたのか、逃げてきたのか、生き延びてきたのか、こういった記録をしっかりと後世に引き継いでいただきたいと思います。

そこで戦争体験の語り部の現状、そして今後の課題、今少なくなっていてどういうふうにして次の世代に引き継ぐか。その取り組みなどについてお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 戦争体験の語り部の現状と課題、今後の取り組みということでございますが、語り部につきましては、旧学徒などの戦争体験者によりまして、みずからの戦争体験を次の世代に語り継ぐ活動が県内各地で行われております。課題としましては、やはり戦後69年が経過したということで戦争体験者の高齢化が進み、沖縄戦の風化が非常に危惧されているところであります。

県としましては、平和祈念資料館等における先ほどの「子や孫につなぐ平和のウムイ事業」等、そういういろんな情報収集事業等を通して、戦争の体験の記録保存に取り組んでいるところであります。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

そして、次の戦争遺跡等の保存事業について県の取り組みと課題をお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 戦争遺跡は沖縄戦の実相を現代に伝える貴重な遺跡であることから、その保存を図ることは大変重要だと考えております。

県教育委員会では、戦争遺跡の現状を把握することを目的に、平成10年度から平成17年度にかけて沖縄県戦争遺跡詳細分布調査事業を実施しておりまして、979カ所の戦争遺跡を確認しております。また、平成22年度から平成26年度にかけて、より詳細な調査を目的とした沖縄県戦争遺跡詳細確認調査事業を実施しておりまして、本年度末に報告書を刊行する予定です。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　調査を今されて979カ所を確認されていますね。今後、こういう遺跡をどのようにして保存していかれるか。６月３日の新聞には、首里城公園内にある沖縄戦当時の留魂壕ですか、これを国の公園管理事務所が保存する方向と言っています。県も、基

本的には所在市町村だと思うんですが、そういった市町村の力のなさといったらちょっと語弊があるかもしれませんけれども、そういったところに県としてしっかりとこの場所についての保存の取り組みをしていただきたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 基本的には市町村からの推薦によって県がどうするかという指定事業に入るんですけれども、先ほど申し上げましたように、現在戦争遺跡の適切な保存のあり方について調査研究をやっているわけでして、調査事業をこの本年度末に報告書を刊行するんですけれども、それができ上がって具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　ぜひ後世の皆さんに語り継ぐためにも、その物がやっぱり大事ですのでお願いいたします。

次に進みます。

３番目に少子化対策についてですけれども、これは人口減少傾向があるということで、その意味でここに出してあります。民間研究機関、日本創成会議の分科会は５月に衝撃的な調査報告を発表しました。全国896の市町村で2040年までの30年間に若い女性が５割以上も減っていくと。そしてそのうちの523の自治体では人口が１万人未満となって消滅の危機に瀕するとありました。沖縄県はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 本県の少子化傾向とその対策ということでございますが、本県の合計特殊出生率は、平成17年に1.72まで低下をしたものの、その後、上昇に転じまして、平成25年度は人口動態統計概数で1.94となっております。これは全国平均の1.43を大きく上回り全国で最も高くなっておりますが、人口置換水準といいますか、人口を維持するための水準でありますが、2.07は下回っているという状況にあります。

県におきましては、県民が安心して子供を生み育てることができるよう、現在おきなわ子ども・子育て応援プランに基づきまして、地域における子育て支援や職業生活と家庭生活との両立の推進など８つの基本目標を柱として、次世代育成支援に係る各種施策を展開しているところであります。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　やっぱり少子化に対しては子育て支援が一番大事だと思うんですね。そういう意味で県の子育て支援は若い人たちが安心して結婚し子供を産む状況にあるのか、その支援はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） やはり現在、人口が減少していく中で出生率の向上を図るということは、やはり安心して子供を産み育てることができるような環境を整備することが重要であると考えておりまして、市町村と連携をいたしまして、現在待機児童の解消のための保育所定員の増を初め、それから多様な保育ニーズ、これは働く女性のいろんなそれなりに対応するための延長保育とか、それから急に子供さんが病気になったときの病児・病後児保育等、そういう事業をこれまで増加を図ってきて取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　次に、若者向けの雇用支援についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 沖縄県では、特に完全失業率の高い若年者の雇用支援のためさまざまな事業を実施しております。具体的には、県内外企業合同就職説明会や県内外及び海外企業におけるインターンシップの実施、各大学への専任コーディネーターの配置、それから県内企業でのジョブトレーニングの実施、沖縄県キャリアセンターにおける就職相談や各種就職支援セミナーなどを実施しております。また、若年従業員の定着を図るため、県内企業に対する人材育成のためのセミナーやコンサルタントの派遣などを実施して、若年者の雇用改善拡大に積極的に取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君　いろいろグッジョブ運動などを通して失業率の改善とか取り組みされています。ただ残念なのは、ほとんどが臨時、パート、こういう形態が多いと思うんですね。そういうことをなくさないといけないと思うんです。それで県のほうにお尋ねしたいんですが、県職員の雇用形態、要するに正職員と臨時職員のその割合などをお示しいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） お答えいたします。

県職員の雇用形態については、地方公務員法に基づいてさまざまな形態があります。いわゆるその競争試験を経て、あるいはその他の能力の実証を経て採用されているいわゆる正規職員と呼ばれるもの、そのほかに職員の指示を受けて補助的な業務を行ういわゆる賃金職員でありますとか、それから特定の分野で専門的な知識それから資格等が要求されるような嘱託員です

とか、それから職員に欠員が生じたりあるいは緊急に必要だということで雇用しておりますいわゆる臨任職員、そういうような形態がございます。

それで知事部局における数字なんですが、全体の職員で5474人おりまして、そのうち臨時・非常勤職員が1320人、率にしまして24.1％と、そういう数字になっております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 私は先ほども申し上げましたように、やはり雇用形態がパートや臨時ではなくて正職員として採用されることによって収入が安定し、そして若い人たちがそういう安定した収入で次の結婚だとか出産とかそういった希望が持てると思うんです。そういう取り組みをぜひ県のほうで音頭をとって、各事業所や市町村でもそうですが、できるだけ正職員をふやす方向で取り組みをしていただきたいなと思って、今この状況を尋ねています。それをぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

次に、農林水産行政についてでありますが、まず最初に、県内マグロ漁船のはえ縄切断問題について県の対応をお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） お答えいたします。

沖縄県として、まず本県漁船のマグロはえ縄漁具が公海上で相次いで切断されたというような被害が発生したことを受けて、直ちに各漁業協同組合に対して注意喚起をまず行いました。また、米軍の音響測定艦が当該水域で連日目撃されていたということがありまして、漁業関係団体と連携して、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、米軍へ事実関係を照会するように申し入れました。さらに、今回私の訪米の際に、米国務省及び国防総省に対して一定のデータを示しながらその状況について説明し、損害賠償請求に対する真摯な対応を申し入れるとともに、別途、農林水産大臣ですとか防衛大臣ですとか外務大臣に対して、原因究明に関する要請も行っております。

今後、沖縄県としましては、賠償までの手続が円滑に行われるように漁業関係団体を支援していくとともに、再発防止に向けた対応を政府に強く求めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 そうしますと、米海軍は否定はしているけれども、今、行政と漁連の皆さんは、犯人は特定してなくても米軍のほうに被害を訴えて損害賠償を要求しているということで理解していいんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時０分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 公海上につきましては、米国の法律に基づいて国務省で米海軍のほうに申し出するという制度がございます。そこに漁連のほうが中心になりまして被害実態等の申し入れをするということで決定していまして、近いうちに申し入れをしていこうと。それを受けてその法にのっとって事実関係はそこの中で審査するというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 ここに米艦船の運用によって被害を受けたと考えるものは、誰でも海軍法務部を通して米政府に被害を訴えることができるというふうになっていますね。それは訴えられたわけですか、まだですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 現在のところ、漁連のほうで外務省と一緒になりながらその申し出の文書について調整しているところでございまして、それで確認がとれれば近いうちに申し入れするというふうに作業しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 こういったことはあってはいけないわけですけれども、漁民の皆さんの生活がかかっています。ぜひ県のほうでもそういう側面からの支援をしていただいて、漁民の皆さんが泣き寝入りしないようにぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

次に、一括交付金を活用した畜産業に対する支援、育成事業とその成果、課題についてお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 本県畜産業につきましては、農業産出額の約44％を占めるなど、重要な産業となっております。

県としましては、さらなる畜産振興のために沖縄振興特別推進交付金を活用しまして、事業としては養豚生産性向上緊急対策事業や県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業など畜産関連の諸施策に取り組んでいるところでございまして、これまでの成果としましては、飼料価格高騰に伴う畜産経営への影響緩和がまずございます。それから香港における流通保管施設の整備による豚肉輸出量の増加、それから優良種豚オキナワアイランド導入による産子頭数の増加などがあります。しかしながら、全国と比べて子豚の事故率の高さによる生産頭数の伸び悩みという課題が残っておりま

して、現在関係団体と連携しながら、環境に配慮した生産システムの構築に取り組んでいるところでございます。

今後とも、県としては、関係機関と連携しながら、推進交付金、一括交付金を活用しながら畜産振興に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 アグー生産の業者から、自分たちは餌についても遺伝子組み換え食品でない安全なものを使って飼育をして、こだわった飼育に取り組んでいると。だけれどもこれでは補助金がもらえないと言うんですね。なぜブランド力を高めて強化してやろうとしている取り組みに対してこういった支援ができないのかなと残念なんですね。そこら辺をこだわりの生産農家に対してしっかり支援できる方法はないでしょうか。教えてください。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 現在、アグーブランドにつきましては、アグーブランド豚の連絡協議会を今立ち上げてございます。その中にはＪＡ等関係団体を網羅して協議をしているわけなんですが、基本的にはアグーの統一ブランドというものをお互いに確認しながら､それで消費者に対しても､これは本物のアグーだというものを確認できるようなシステムをつくり上げていこうということで協議してございまして、１つにはトレーサビリティーをしっかり確立していこうと。これは牛肉にはあるんですが豚についてはまだできていないシステムでございまして、アグーについてはブランドを維持する、これからブランド力を高めるためにこのシステムをつくることによって消費者に信頼されるということが沖縄県のアグー全体を守る方式かなということでそれに取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 そういった遺伝子組み換え食品、農産物を使わない餌を使っている、そしてこだわりにこだわってそういうブランド力を高めようとする農家に、その皆さんが支援を受けられないような形にならないように、ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

それから、県内でも野菜工場がニュースとして時々聞こえてきます。その現状と県の支援はどうなっているかをお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 県内におきまして植物工場は、平成25年度末現在なんですが、完全人工光型で11カ所、それから太陽光利用型３カ所の合計14カ所で事業が行われております。植物工場につきましては、光、温度等の植物の成長に必要な要素を人工的に制御するシステムのために、施設の整備コストやランニングコストが割高という課題がございます。そういうことで、県のほうでは、現在沖縄振興特別推進交付金を活用しまして、平成24年度から沖縄型植物工場実証事業を実施しておりまして、その中で低コスト沖縄型植物工場の実証と導入品目、どういった品目が適しているのかあるいは栽培技術の確立などの検証に現在取り組んでいるところでございまして、その結果を踏まえて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣　清涼君 次に、６次産業化の取り組みと課題についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 農林漁業者が生産から加工、流通、販売まで取り組む６次産業化によりまして、農林水産物の高付加価値化を推進することは農家所得の向上や農山漁村の活性化を図る上では非常に重要であると考えております。そのため、県のほうでは、地域資源を生かした加工品の開発や加工機材の整備等を支援するアグリチャレンジ普及推進事業、それからモンドセレクションなどの国際認証の取得等を支援するプレミアム加工品開発支援事業などを実施しているところでございます。また、課題としましては、生産から加工、流通までの一貫したノウハウを有する人材の育成が一つございます。それから６次産業化法に基づく認定事業者の計画達成に向けた支援体制の整備などがあると認識しているところでございまして、そのため総合的な相談対応を行うサポートセンターの設置に加えまして、今年度は人材育成研修会や交流会の開催、それから新商品開発や販路開拓等に対する助成、加工施設や直売施設等の整備に対する助成などを実施するというふうに考えております。

○新垣　清涼君 ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん こんにちは。

ちょっと喉がおかしいですが、よろしくお願いします。

所見を交えながら質問を行います。

1972年５月15日午前０時１分。沖縄が日本復帰を迎える当日未明、外務省では第251回日米合同委員会が開会された。閉会は同午前１時ちょうど。出席者は日

本側吉野文六以下８名、米側陸軍少将以下７名。沖縄に存する計87件の施設・区域の提供及び訓練区域の指定と外10件の覚書が合意された。実に100件近い案件の処理が１時間で整えられた。

北部訓練場、伊江島補助飛行場、キャンプ・シュワブなど実に80の施設・区域の使用期間が無期限。さらにその多くにおいて、「合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、」、「地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。」こと等が明記されている。

復帰後は本土基地と同様、日米地位協定下に組み込まれることになる沖縄の基地使用について制約を受けることなく、米軍占領統治下とたがわぬ自由使用を確保するために、1972年５月15日未明に作成された日米合同委員会施設分科委員会の合意議事録、いわゆる５・15メモについては、今般の「ＦＡＣ6009キャンプ・シュワブの水域の使用条件の変更及び一部水域の共同使用について」の根拠ともなっている。好むときに好むだけの米軍占有が、地域住民の意思を鑑みるどころか国会審議にも付されず可能となるシステムが、戦後69年、復帰後42年たつ今日においてもまかり通ることについて沖縄県知事としてどう考えるか、認識と政治姿勢を伺います。

(1)、県民は、隠された５・15メモの存在を断片的につかんできた。昭和60年、沖縄県初の訪米要請を行った西銘知事の要求事項の一つが５・15メモの公表についてである。５・15メモの公表に係る県の取り組み、公開要求につながった事案・事件、日米地位協定25条改定要求の趣旨について経緯と見解を伺います。

(2)、平成９年、鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾使用事件で、５・15メモ使用条件にさらなる疑念が深まり、県からの強い要求で同合意議事録はようやく公表されるに至ったが、結果、５・15メモに規定されていることすら守られていない基地使用の実態が一層浮き彫りとなった。今日においても騒音防止協定は形骸化し、米軍がその必要性、緊急性を判断すれば日本側からの何の干渉も受けず自由使用できるのが実態である。嘉手納基地の離発着回数が2013前年比で１万回も上回ったのはそのあかし以外の何物でもない。外来機の常駐化、機種更新としてオスプレイ配備すら県民意思が何であろうと支障なく行われる。このような米軍基地使用の実態について知事はどう考えていますか、見解を伺います。

(3)、施設・区域の使用条件、その変更改定は日米政府間の合意で可能であり、それを非公開の日米合同委員会が担保している。沖縄返還の際には在沖米軍全ての施設・区域を、未明の60分足らずの委員会で合意したが、今般のキャンプ・シュワブ制限水域の拡大は委員会すらも開催されず「持ち回り決裁」で合意された。「制限用途」も追加変更された。561ヘクタールもの米軍占有が県民の目にも触れず、国会も通らずまかり通ることについて、県益を代表する沖縄県知事としてどう考えるか。主権、自治の立場からはどうか。

(4)、同制限水域は刑特法の適用範囲とされる。国内法で制約を受ける漁船の範囲をはるかに超え、あらゆる民間人の行為を排する管理権が適用される。法的地位はすなわち米軍基地そのものである。去る６月20日の日米合同委員会の合意について見解を伺う。

(5)、この水域は共同使用である。民間船舶等を排除する保安の一義的管理権、これは誰が行使するか。

(6)、知事は埋立承認をした立場である以上、同制限水域の拡大については施設建設に付随する手続として容認の立場に立っているのか伺います。

(7)、みずからの公約との整合性はどうですか。知事選挙マニフェストには、米軍水域の返還を求めますと明記しているが、公約に沿って返還を求めていく考えはあるか伺います。

(8)、沖縄県が日米地位協定の改定要求を掲げる根源の趣旨は何か。安保条約第６条により提供される基地は、地位協定第２条に基づき非公開の日米合同委員会の合意で実際の使用が規定されるが、この機密体系が米軍の既得権を保証し、関連国内法令もこれを補完する形で整備されていく。地位協定がいつまでも改定されない構造をつくり出している。日米地位協定の改定を求めるということは、今回のように５・15メモを盾に制限区域の拡大を図るような政府のやり口に異を唱えることそのものではないか、知事の見解を伺います。

２点目、沖縄の米軍専用施設・区域の割合について伺います。

普天間飛行場など嘉手納より南の６つの米軍基地返還・統合計画が全て実現しても、沖縄にある米軍専用施設の割合は0.7ポイントしか減らないことが明らかになっています。拡大されたキャンプ・シュワブ制限水域と埋立部分を合わせるだけでも普天間飛行場480ヘクタールをはるかに超えますが、普天間飛行場の返還で沖縄県の米軍専用施設の割合は73.8％から何％になるか。算出根拠もあわせて示されたい。

３つ目、沖縄こどもの国について伺います。

(1)、21世紀ビジョン基本計画には「沖縄こどもの国（沖縄こども未来ゾーン）については、広域的な児童・青少年の健全育成拠点としての活用を促進します。」

との位置づけがある。同施設の活用、資源価値について県の認識を伺います。

(2)、九州地区動物園入館者の比較等から沖縄こどもの国はどのように評価されるか。また、琉球弧固有の在来生物動物資源の保全、関連産業の創出、観光施設などそのポテンシャルをどう見るか。

(3)、県補助金の推移を伺います。平成15年以降10年間の推移はどうか。県補助金一律削減の影響が施設運営への大きな不安をもたらしています。補助金から負担金に変更することについての見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村未央議員の御質問に答弁をいたします。

日米地位協定改定要求と５･15メモについての中で、米軍基地の使用実態への認識についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

沖縄県には、在日米軍専用施設面積の約74％に及ぶ広大な米軍基地が存在し、これら米軍の運用は、騒音を初め地域住民にさまざまな影響を与えております。沖縄の基地問題が現状のまま放置されることは、無論あってはならず、日米両政府は全力を挙げて沖縄の基地負担軽減に努めるべきであります。

沖縄県としましては、今後も基地負担の軽減が図られるよう、粘り強く要請していくことが重要と考えております。

次に、沖縄こどもの国についての御質問の中で、沖縄こどもの国の活用などについてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄こどもの国は、本格的な動物園と参加体験型の科学館などを備え、沖縄の未来を担う子供たちの情操教育及び自然環境教育に大きく寄与いたしております。また、同施設は、離島を含む県内各圏域から、年間約40万人の利用者が訪れ、地域の活性化を図る上でも重要な役割を果たしているものと認識いたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 日米地位協定改定要求と５･15メモに関する御質問の中で、日米地位協定改定要求の趣旨についてお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、県としては、日米両政府に対して、日米地位協定の抜本的な見直しを求めているところであります。

一方で、今回の水域の使用制限の変更に伴い、具体的な影響を受ける漁業者の皆様へは適切に対処すべきと考えており、漁業操業制限法に係る手続において意見を述べております。その際、名護市や名護漁協から述べられた漁業者以外への影響に対する懸念についても政府に伝えたところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 沖縄こどもの国についての御質問の中で、沖縄こどもの国の評価、ポテンシャルについてお答えします。

沖縄こどもの国の平成24年度の入園者数は約40万人で、これは九州各県に所在する12の動物園の中で５番目に多くなっております。同施設においては、現在、琉球弧の動物展示施設の整備等が進められ、展示機能の強化が図られているところであります。このような取り組みにより、県内青少年に自然環境保全の重要性を啓発する施設として、さらなる活用が図られるとともに、観光施設としての魅力が高まり、沖縄市の活性化に資することを期待しております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 日米地位協定改定要求と５・15メモについてお答えいたします。この中で、５・15メモの公表に係る県の取り組み、公開要求につながった事案・事件、日米地位協定第25条改定要求の趣旨についてお答えいたします。

いわゆる５・15メモについては、昭和48年３月に初めて実施された県道104号線越え実弾砲撃訓練や昭和52年７月にキャンプ・シュワブ内で実施されたハリアー機による垂直離着陸訓練を契機として、その存在が明らかになっております。

県は、昭和60年の知事訪米や平成７年に行った日米地位協定の見直し要請、平成９年２月に明らかになった鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾使用事件の際の知事と総理大臣の会談時など、日米両政府に対し、累次にわたり同メモの公表を求めたところであり、平成９年３月に公表に至っております。また、日米地位協定第25条については、米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接している本県においては、同協定や日米合同

委員会合意に基づく米軍基地の運用は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体にとって重大な関心事であることから、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記するよう、見直しを求めているところであります。

次に、水域の使用制限の変更及び一部水域の共同使用についてお答えいたします。

水域の使用制限の変更については、防衛省は「工事の安全確保に万全を期するとともに、米軍の円滑な活動と施設・区域の適切な管理」のため設定したものと説明しております。

県としましては、政府は工事の実施及び米軍の訓練に当たり、安全に十分配慮するとともに、地域住民の生活に支障を来さないようにすべきだと考えており、これが県の考えでございます。

次に、日米合同委員会の合意についてお答えいたします。

水域の使用制限の変更については、防衛省から、「海上での工事に当たっては、民間船舶の航行の安全を確保しつつ、工事の安全確保に万全を期するとともに、米軍の円滑な活動と施設・区域の適切な管理を図る必要がある。」と説明を受けております。

県としましては、使用制限の変更に伴い、具体的な影響を受ける漁業者へ適切に対処すべきだと考えており、漁船操業制限法に係る手続において意見を述べております。その際、名護市や名護漁協から述べられた漁業者以外への影響に対する懸念についても政府へ伝えております。

次に、臨時制限区域における管理についてお答えいたします。

防衛局によりますと、日米地位協定第３条第１項において「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置をとることができる。」とされており、臨時制限区域の管理権は米軍が行使するものとされております。また、共同使用の場合は、質問主意書に対する政府答弁書によれば、「共同使用に関する日米間の取極に従い日本側が必要な措置をとる場合には、米側の管理権の行使は、その限度で実際上排除される。」とされており、管理は日本側が行うという理解でございます。

次に、水域の使用制限の変更等についてお答えいたします。

水域の使用制限の変更については、事業主体である沖縄防衛局が日米地位協定及び漁船操業制限法の手続により実施しております。

今回の水域の使用制限の変更手続について、県は名護市や漁業関係者の意見を踏まえ、当該関係機関の意見を付した上で、政府へ意見を申し上げたところであります。

次に、米軍水域について公約との整合性についてお答えいたします。

防衛省によれば、今回の臨時制限区域の設定は、既に提供されている水域内で設定し共同使用するものであり、新たな水域を追加提供し拡大させるものではないとのことであります。

米軍訓練水域の返還につきましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除について、漁業関係者の要望を踏まえ、県として平成20年度以降要請を行ってきたところであり、公約に沿って引き続き求めてまいります。

次に、沖縄の米軍専用施設・区域の割合についての御質問の中で、普天間飛行場の返還による沖縄県の米軍専用施設の割合についてお答えいたします。

平成25年３月末現在、米軍専用施設・区域面積は、全国が約３万899ヘクタール、沖縄県が約２万2807ヘクタールとなっており、全国に占める本県の比率は、約73.8％となっております。

普天間飛行場の返還により米軍専用施設・区域が約481ヘクタール減少し、議員の御質問にもありましたけれども、キャンプ・シュワブの代替施設として追加分の約153ヘクタールを仮に除きますと、約328ヘクタールの減少となります。これに基づく米軍専用施設・区域面積の比率は約73.5％となり、約0.3ポイント減少することとなります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは沖縄こどもの国についての御質問の中で、沖縄こどもの国への補助金についてお答えをいたします。

県においては、沖縄こどもの国に係る運営費補助について、平成15年度から19年度までは8400万円、平成20年度から23年度までは7408万8000円、平成24年度以降は7038万4000円を措置しております。当該経費は、沖縄こどもの国が県全域の児童の健全育成に大きく寄与していることに着目し、公益上の必要性を認め支出を行うものであることから、補助金として措置しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　公室長にお尋ねしますが、今回のこの制限水域の使用目的の拡大ですね。今回のこの拡

大部分についてですが、これについて共同使用そのものを目的として拡大されたように見えますが、このあたりどのように見ていますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　防衛省の説明によりますと、議員御承知のように臨時制限区域といったものが水域の中に新たに設けられているわけですけれども、その用途は、１点目が陸上施設の保安のため、２点目が普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安、３点目が水陸両用訓練というふうに説明されております。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ですので、この防衛局のその言い分がどうあれ、実態としては今回のその制限水域の拡大、これはきのうの閣議決定、きょうの告示にもあるように、防衛局が普天間代替施設の建設のため共同使用する。これが今回の使用条件になっているわけですね。その普天間代替施設の建設のため共同使用すること、そのものが目的となって拡大されたものではないですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今、水域の拡大とおっしゃいましたけれども、これは従前ある第３水域の中に臨時制限区域を設けると、そういうふうに説明されております。

今、議員の御質問に関しましては、この用途として、先ほど申し上げた２点目に、普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安といったことが説明されているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　つまりこれ自体が目的化するような、使用水域の拡大というのは地位協定の２条４項(a)使用に当たりますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　地位協定上はこの臨時制限区域、今回示された合意された部分につきましては、もともと第３水域であった部分を第１区域にするということで、これは地位協定のいわゆる今議員がおっしゃった２条４の(a)を根拠としているというふうに説明されております。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　防衛局の言い分を聞いているのではなくて、皆さんの認識はどうですかということを聞いてるんですね。

２条４項(a)というのは、基本的には一時的に使用していないときに日本側が申し出によって、それを本来の目的に支障がない限りにおいて一時使用できるというのが２条４項(a)ですね。この中において、今回は使用しているものにもこれまでその第１水域として使用制限しなかった部分まで拡大させて、そこを共同使用に充てる。つまり日本側に使用させるということになるわけですから、これは今の地位協定のなし崩し、この運用に当たるというふうに見えるわけですが、その点はどのように見ていますか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　議員の見解は議員の見解として承りたいと思いますけれども、先ほど申し上げたように、防衛局は先ほどの３点をこの用途としておりまして、その部分の有権解釈といった意味では、これは防衛局が責任を有しておりますので、県からこの解釈について何か新たな解釈を申し上げる立場にございません。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　防衛局をかばってもこれ仕方ないと思うんですね。確かに解釈権限は防衛局ですけれども、冒頭に質問しましたように、その取り決め自体が非公開で行われているわけですね、知事。そういう中において非常に今回悪質に見えるのは、県民の理解が得られないために、この告示について、これ幸いと非公開の合同委員会、これを隠れみのにして共同使用に持ち込もうという、本来、法が想定していない、地位協定が想定していない、そういう運用によってなされたというふうに見えるものですから、非常に疑義があるのではないかということを、その５・15メモを根拠にした今回の拡大についてどう思われるかとお尋ねしているわけですね。この点についてどのように思っていらっしゃるのか。つまりきのうまで米軍がその使用制限をしていなかった。その目的によって使用制限がかけられなかった部分について、あえて第１水域として拡大をして、そこを共同使用させるための目的によって今回は拡大をするということが非公開の合同委員会の中で決まれば、これは地元の意向がどうあれ関係なく合意をされたものとみなして占有面積が拡大されると、こういう状況ですね。もともと水域だったからそこは拡大ではないですよと、先ほど来おっしゃっているようですけれども、明らかに使用のその制限の内容が改定されているわけですから、これはどう見ても県民の立場からすると拡大されているというふうに受けとめなければならないと思いますが、このあたり知事はどのようにお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今の議員の質問には幾

つかの要素があろうかと思います。

まず、この決定そのものが密室で行われているという経過でございますが、これは恐らく議員も同じ書籍を読んでおられると思いますが、「沖縄基地問題の歴史」という明田川先生の本に、この５・15メモができた経緯といったものがるる書かれておりまして、要するに、米国の基地政策といったものが復帰前と同様に沖縄を扱うためにそういうことが行われたという、いわゆる一つの学説があるわけでございます。この学説について私どもは否定するものではございませんで、こういう考えはあろうかと思っております。

しかしながら、今議員が御質問の今回の制限水域の変更に当たって何かそういったことがあったと、どういう考えかということにつきましては、これは昨日も答弁いたしましたけれども、そもそもその合意に沖縄県が地方自治体として参加できる仕組みになっておりませんで、今おっしゃったような御質問につきましては、これは県として関与ができなかったというふうに答弁するしかないと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　まさに県が関与できないということについて、今県が地位協定改定要求を出される中で、先ほど副知事の答弁の中にもありました。あの時代に、例えば1951年講和条約、52年にかけての交渉のときには行政協定がその範疇としなかった、予想しなかった人権の問題、環境の問題、自治の問題、こういうことがあるからこそ県は今地位協定の改定要求をしている。そして、日米合同委員会の公開も含めて要求をしているわけですね。そういう時代の変遷の中で、これが亡霊のようにいつでも５･15メモの規定に基づいて、しかも先ほどのように、あたかもそれがもともと公開された中ではなく平成９年に入ってようやく公開されたような、そういったメモの規定に基づいてこれがいかようにも日米合同委員会で今なお、この2014年現在において非公開の場で合意されれば幾らでもその米軍専用が可能であるという、こういうシステムについてどうだということをまさに問いかけているのが今皆さんの地位協定改定要求そのものではないかということなんですよね。これについてどのようにお考えですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　議員の今御質問は、大変明快で論理的だと思いますけれども、しかしながらそのポイントは、沖縄県は平成12年度以降、11項目の日米地位協定の見直しといったものを求めているわけです。まさにそこに、従前、私どもの西銘知事以来先輩方が取り組んできた地位協定の見直し、その中に第25条関係として合同委員会の合意議事録の公開と、さらにそこに思想としては地方自治体の物の考え方を反映させていただきたいと、そういうことを再三申し上げているわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　今、県がとってきたその立場、公室長の答弁を踏まえれば、知事、もう一度お尋ねします。

今回のように、まさに地元自治体の意思に反してというよりは、むしろ政府の意に反する住民を排除するために、そのためにむしろ合同委員会をツールにして制限水域、その使用目的、拡大する。このようなことが実際に行われているこの現実に対しての違和感はないですかということですよ。それに対して疑義を表明する、地元の知事として何らかの指摘をしなければならないというその姿勢はないですかということを冒頭の知事の見解も含めて問うているわけですが、答弁をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時42分休憩

午後２時43分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　ただいまの議員の御質問は、12月27日になされました辺野古の埋立申請の承認といったものに付随する、いわゆる県の知事の姿勢として、そこに今般なされました日米合意といったものを一連の動きとしてどのように考えているかというふうに理解しますと、これは県がこの埋立申請について従前申し上げているように、法にのっとって県はこの承認をしたものであると。したがってその一つの流れとして法にのっとって承認をしつつ、また地域住民の生活に配慮を求めていくといった姿勢は変わっておりません。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　今の答弁ですと、私が冒頭で述べましたその拡大について今回の当該水域については、施設建設に付随する一連の政府の取り組みであるからあえて疑義は申さない、県からはおっしゃらないとそういう容認の立場なのかと。そして知事はみずからの選挙公約・マニフェストで制限水域の拡大について、制限水域について返還を求めますと、どの水域と特定して言っているわけではないですね。こういったことについてみずからの公約との整合性、そして今言うもちろんこれは代替施設の関連ですからそこはおっしゃりにくいこともあるかもしれません。ところが、この

ような手法についてまで全部やすやすとそれを受けとめて、何でもいいですよという姿勢なのかということを聞いているわけですよ。

これだけ繰り返し聞いて知事から何も発言がないというのは、やはり県益を代表する立場、人権、自治の今最大代表する立場にある知事として、何らのコメントもないというのはいかがですか。

お尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 幾つかちょっと今御質問の視点があったと思います。

まず、公約との整合性という点がございましたけれども、知事のいわゆる水域に関する公約というのは、これは漁業関係者の意向を受けまして鳥島射爆撃場、久米島射爆撃場、そしてホテル・ホテル水域といったものについてその制限解除を求めたといったことでございます。

先ほど来繰り返しになりますけれども、今回のこのキャンプ･シュワブ米軍訓練水域の制限水域の設定と、この日米合意につきましては、これは防衛省の説明によれば普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安というのが一つの理由になっております。この埋立承認申請の承認といったものは、これは従前から繰り返しておりますように、法にのっとって行ったことでありまして、その姿勢については何ら変わっておりません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん 知事はいらっしゃらないのでしょうか。公約との整合性についてお尋ねしても、そして今一般論としてでも申し上げられないですかということについても、何にも言及がない。

これは昭和52年ですね、ちょうど先ほど公室長が冒頭に答弁されたハリアーがキャンプ・シュワブで突如にして訓練をしたときの新聞資料が議会の図書室に残っておりました。「“爆音禍”　園児泣き授業も中断

米軍機が離着訓練　名護市「即時中止」を要求」と。この中においてもなぜここでハリアーが離着陸をするのだということがわからなくて、名護市がその要請をした。そうしたら、これについて米軍が５・15メモでは許されているのだということを口走る。それによって５・15メモとは一体何ぞやと。そういう中で保守県政・西銘県政において、最初の訪米の要求事項の中にもこの５・15メモの公開要求というのが出てくるわけですよね。そういう県が立場をとってきたその歴史において、知事がこの事態に何の言及もないということでよろしいんですか。

○知事（仲井眞弘多君） 今のは質問ですか。

○仲村　未央さん 先ほどから質問をしております。

ですから、知事はいらっしゃらないんですかということでありますが、情けないですね。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村　未央さん 本当にこのような知事であることが県民に本当にどのように映るのかということを感じております。

それで、この今回の共同使用における管理権、これについては例えば海上保安庁も非常に慎重ですね。例えば海保法の18条２項は、犯罪のおそれがあると認めるときに、その防止として出動できるというその権限についてどう使うのだということについては、18条、基本的人権を制約するもので、慎重に運用せざるを得ないということを国会議員のヒアリング等々で海保もそのような発言をしております。

それから、防衛省ですね。防衛省も一般的にこの水域の解釈権限というのは米軍にあるということを認めております。それゆえ、米軍からの要請がなければ、防衛省が独自に判断するところ、今のところないと。常時立入禁止区域は刑特法で罰則つきだということを含む今回の区域の設定ですね。これについて県は、このような人権を制約するおそれのある、このような施行、行為の権利の施行に対して慎重にあるようにということを、防衛省、国、米軍、海保、こういうところに要請する考えはありますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 今、県が政府に確認しているところによりますと、これは繰り返しになりますけれども、提供水域の管理権は米軍にあると。共同使用の場合は日本側が必要な措置をとる場合、米側の管理権がその限度で実際上排除されるので、日本側が管理することができると。その場合、一般的に海上であれば海上保安庁が行う、また陸上であれば県警が対応することになると考えるというのがこれは政府からいただいた回答でございますが、今、その要請をしたことがあるのかと。つまりそこで人権を制限・制約するような事態があった場合と、そういう仮定なんですけれども、そもそもそういうことはあってはならないわけでございまして、その仮定をもとに、国にこのようにしていただきたいという要請をする予定はございません。

○議長（喜納昌春君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ごめんなさい。ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時53分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村　未央さん　国内法で制約できる範囲をはるかに超えて、その人権の制約をも意識しながら、まさに日米合同委員会で決めていくというこのありように対して、知事から何の言及もないということを改めて確認して、次に行きます。

こどもの国ですが、これについてはその一律削減、補助金削減の中で、その運営に非常に不安があるということを繰り返し沖縄市、その財団側から要請があるかと思いますが、それについての考え方を伺いたいと思いますが、その安定財源として期待されている、このことに対してどのようにお答えになるつもりかお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　こどもの国は、沖縄の未来を担う子供たちの情操教育及び自然環境教育に大きく寄与しております。

県としましては、やはりこの広域的な児童、青少年の健全育成拠点として施設が安定的、長期的に運営されるよう支援していく必要があると考えておりまして、可能な限り安定的に支援を行うよう努めてまいりたいと考えております。

○仲村　未央さん　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　皆さん、こんにちは。

通告をしてありますので、一般質問をしたいと思います。

まず１、基地問題についてであります。

(1)、知事公約の普天間基地の県外移設は、辺野古埋立承認後も公約と全くたがわないのか。それとも変更、修正したのか説明を求めます。

(2)、普天間基地の運用停止５年以内（2019年２月）とは全面機能停止状態なのか説明を求める。

(3)、辺野古水域の最大2.5キロメートルの制限区域の拡大は、海上抗議行動を排除する目的である。県は反対しないようだが、水域の負担軽減に逆行しないか伺う。

(4)、米艦船によるマグロはえ縄の切断に対して、県は原因究明と再発防止や損害補償など政府に要請しているが、その回答と解決策を伺う。

２番、民間戦争被害者について。

沖縄戦での空襲や艦砲射撃の被害者、また、南洋群島における一般民間戦争被害者は援護法の適用からも除外され放置されている。

以下、次のことを聞く。

(1)、沖縄戦、南洋戦の一般民間人の被害実態は把握しているか伺う。

(2)、戦闘参加者として援護法の適用を受けた人数と、適用されていない人数は把握しているか伺う。

(3)、戦勝国のイギリス、フランス、敗戦国のドイツ、イタリアでも軍人・軍属と平等に一般民間戦争被害者も国家補償を受けている。日本も国際的常識を果たすべきではないか、県の見解を伺う。

(4)、被害者は国に謝罪と損害賠償を求め、新特別立法を強く訴えています。県の見解を伺います。

３番、不明地処理問題等について。

戦後69年たった今日でも沖縄戦で土地に関する資料（公図や公簿）が焼失し所有者不明となっている土地が県内24市町村2663筆、約80万平方メートル残っている。沖縄戦は数多くの犠牲者を出し、また、土地、家屋など財産は破壊されています。いまだに不明土地の所有権を確定できない責任は重大であります。年々情報収集は困難をきわめており、解決策を早急に図るべきである。

以下、次のことを聞く。

(1)、内閣府が特別立法の制定も視野に検討を始めているようだが、どのような内容なのか。そしてその法整備のめどはいつか伺う。

(2)、所有者捜しが遅々として進まない大きな要因は何か伺う。

(3)、返還件数がわずか数件しかないが、その所有者判明の確定と手続はどうしたか伺う。

(4)、国場自治会が所有権を主張している古波蔵４丁目の土地は、終戦後の混乱期で共有地の確定作業がおくれ所有権申請漏れの状態となっている。現在は、県管理の河川敷と那覇市管理の道路となっている。当地は自治会の土地として地籍調査票も存在し、隣接地主の証明も容易である。ついては、錯誤として表題登記をして所有権を確定できないか伺う。

４番、過労死防止対策について。

劣悪な環境で労働者が働かされるブラック企業が今問題になっており、過重労働が原因で亡くなることを防ぐ過労死等防止対策推進法が去る６月20日に成立した。過労死、過労自殺が常態化していることを改善・

解決が求められている。

以下、次のことを伺う。

(1)、県は、過労死防止対策法の成立を機に具体的な施策をどのように検討しているか伺う。

(2)、ブラック企業の一般的な定義や基準を伺う。

(3)、県内のブラック企業を対象にした実態調査なり法令違反の実態調査をして指導改善を求めてきたか伺う。

５番、船員税制の導入について。

2012年度の税制改正の中で総務省内簡は船員職業の魅力を高める政策を理由に自治体判断による所得税、住民税の減免を認めることとなった。2014年度から四日市市では、６カ月を超える長期外航勤務者について住民税の均等割部分を２分の１減免することを実施している。四方を海に囲まれた沖縄でも海上輸送の役割が大きく、その任務につく船員への軽減策は必要と考えるが、次のとおり伺う。

(1)、県内船員（外航、内航漁業）の実数、給与の実態及び需給動向を伺う。

(2)、船員の確保、育成事業など特に若年者雇用は喫緊の課題ではないか伺う。

(3)、県の船員への所得税、住民税軽減への考え方を伺う。

６番、魅力ある職業高校のあり方について。

平成23年に中央教育審議会からキャリア教育、職業教育などの重要性が答申された。そして、県は沖縄21世紀ビジョンでも産業人材の育成を示し、教育庁は工業、商業、農林、水産の職業高校のあり方を見直す観点から審議会を設置した。この審議会の運営方法及び特徴的な施策、具体的な方策・施策の生かし方を伺います。

以上でありますが、再質問は指定席から行います。

○議長（喜納昌春君） ただいまの崎山嗣幸君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の崎山嗣幸君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山嗣幸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、基地問題についての御質問の中で、埋立承認と公約についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

辺野古埋立承認申請につきましては、法に定められた承認基準に適合していると判断し承認したところであります。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。私の公約である一日も早い普天間飛行場の危険性の除去を実現するため、同飛行場の５年以内の運用停止を求めたところであります。この５年以内運用停止のためには、機能であれ県外移設が必要であります。政府に設置されました普天間飛行場負担軽減推進会議においてあらゆる方策を追求するよう、強く求めています。このように、私は、公約の実現に向けて邁進しているところでございます。

次に、不明地処理問題等についての中で、特別立法の内容と法整備のめどについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、所有者不明土地問題を戦後処理問題の一つと位置づけ、その解決に向け取り組みを進めているところであります。平成24年３月には「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」が改正され、国が実態調査を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされております。

沖縄県としましては、所有者不明土地問題を解決し、県民の財産として有効活用を図るため、国に対し実態調査の着実な実施や所有権を県や市町村に帰属させるなどの早期の立法措置を強く求めてまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 基地問題に関する御質問の中で、普天間飛行場の運用停止についてお答えいたします。

県としては、航空機の運用による騒音、危険性及び不安といった負担が取り除かれ、周辺住民が安心して暮らせる状態を求めております。

今後、宜野湾市の要望も十分に踏まえ、政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議の場でその方策を追求してまいりたいと考えております。

続きまして、マグロはえ縄切断に関する政府要請と回答、解決策についてお答えいたします。

沖縄県としては、本県漁船のマグロはえ縄漁具が公海上で相次いで切断される被害が発生したことから、直ちに各漁業協同組合に対し注意喚起を行っておりま

す。また、米軍の音響測定艦が当該水域で連日目撃されていたことから、漁業関係団体と連携し、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、米軍へ事実関係を照会するよう申し入れたところであります。さらに、今回の訪米の際に、米国務省及び国防総省に対し、損害賠償請求に対する真摯な対応を申し入れるとともに、別途、農林水産大臣、防衛大臣、外務大臣に対し、原因究明等に関する要請を行ったところであります。関係省庁からは、１つ、米軍に照会しているが、回答はいまだない、２つ、沖縄の漁業団体が米海軍法務部への被害申し立てを行った後、政府として適切に対処するなどの発言がありました。

沖縄県としましては、賠償までの手続が円滑に行われるよう、漁業関係団体を支援していくとともに、再発防止に向けた対応を政府に強く求めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 過労死防止対策についての御質問の中で、過労死等防止対策推進法成立に伴う県の具体的施策についてお答えします。

過労死等防止対策推進法第４条で、国は「過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有する。」とし、地方公共団体は「国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならない。」と、それぞれの役割が定められております。また、同法第７条では、「政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならない。」とされております。

県としましては、今後、国から示される「大綱」の内容を踏まえ、効果的な施策について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 基地問題についての御質問の中で、水域の使用制限の変更及び一部水域の共同使用は負担軽減に逆行していないかとの質問にお答えいたします。

防衛省によれば、今回の臨時制限区域の設定は既に提供されている水域内で設定し共同使用するものであり、新たな水域を追加提供し拡大させるものではないとのことであります。

米軍訓練水域の返還につきましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除について、漁業関係者の要望を踏まえ、平成20年度以降要請を行ってきたところであり、公約に沿って引き続き求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは民間戦争被害者についての御質問の中で、沖縄戦、南洋戦の一般民間人の被害実態についてお答えをいたします。

沖縄戦における一般県民の戦没者数は、約９万4000人と推計されております。また、旧南洋群島における沖縄県出身者で一般の戦没者については、沖縄県平和祈念資料館の資料によりますと約8000人となっております。

次に、一般民間戦争被害者の援護法適用者と非適用者についてお答えをいたします。

沖縄戦において戦闘に参加した実態があり、援護法が適用されている一般民間戦争被害者の数は５万5724人となっており、援護法が適用されていない一般民間戦争被害者は３万8276人と推計されております。

次に、一般民間戦争被害者への戦争被害補償と新特別立法についてお答えをいたします。２の(1)ウと２の(1)エは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄戦で一般県民で戦闘参加の実態がある戦没者及び戦傷病者については、準軍属の戦闘参加者として「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が適用され、遺族給与金または障害年金が支給されております。国に対して一般民間戦争被害者の救済のための新援護法の制定を求める動きがあることについては承知しております。

県としましては、戦争被害に対する補償については、対象者の範囲も含め、その制度のあり方については基本的に国において対応すべき事項であると考えており、今後の訴訟の動向や国における対応状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 不明地処理問題の中で、所有者捜しが進まない要因についてお答えいたします。

真の所有者への返還が進まない主な要因としては、戦後70年近くが経過し所有権を主張する者が少ないことに加え、関係者の高齢化、周辺地形の変化、生活圏の広域化等により土地情報の入手が困難なことが挙げられます。

次に、同じ項目で、返還件数と手続についてお答えいたします。

県及び市町村では、これまで全体の約22％に当たる761筆、約20万6000平方メートルの所有者不明土地を返還してまいりましたが、直近の３年間では11筆、1669平方メートルにとどまっております。返還手続につきましては、民事訴訟法に基づく裁判や土地所有権証明書の確認等の方法によることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　不明地処理問題等についての御質問の中で、古波蔵４丁目の土地の所有権の確定についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

当該土地の現況は、国場川の護岸敷及び那覇市の道路となっております。土地の登記に関しましては、平成25年に不動産登記法第14条に規定される地図が作成されておりますが、地番の付されていない無地番であります。しかしながら、今般、国場自治会から所有権の確認を求める陳情が提出されていることもあり、関係機関等からの情報収集に努めるとともに、市町村などが地籍調査を行う場合には協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　過労死防止対策についての中の、ブラック企業の定義と基準についてお答えします。

ブラック企業の定義については明らかではありませんが、厚生労働省では、過重労働や賃金不払い残業などの若者の使い捨てが疑われるような企業をそのように位置づけていると思われます。

次に、ブラック企業の実態調査と指導についてお答えします。

沖縄労働局によると、平成25年９月、若者の使い捨てが疑われる企業27事業所に重点監督を実施し、そのうち21事業所に何らかの労働基準関係法令違反があり是正勧告等の指導を行ったとのことであります。これに従わない事業所に対しては、労働基準法違反等で書類送検した上で当該事業所名を公表することも検討すると聞いております。

県としましても、沖縄労働局と連携を図り、労使双方に対する労働関係法令の周知や情報の提供及び労働相談等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　船員税制の導入についての御質問の中の、県内における船員の実数、給与の実態及び需給動向についてお答えいたします。

沖縄総合事務局によりますと、平成24年10月１日現在、県内の船員は1666人であり、そのうち旅客船、貨物船などの内航船員は609人、漁業船員は447人、官公庁船などの船員は610人となっております。また、給与の実態については沖縄県内の船員に係る給与の統計はありませんが、平成26年４月１日現在の内航鋼船運送業の最低賃金は24万1400円となっております。

船員の需給動向は、平成20年から平成24年の５年間における有効求人数は421件で、年間平均84件、また、有効求職者は2132件であり、年間平均にしますと426件となっております。

次に、船員の確保･育成についてお答えいたします。

島嶼県である沖縄において旅客や貨物の輸送など海上交通は必要不可欠であり、また、水産業も本県の地域振興を図る上で重要な産業であることから、海運・水産業を支える後継者の確保・育成は重要であると認識しております。このため、県としましては、船員の確保・育成について、県立沖縄水産高等学校専攻科において商船及び漁船の技術者を養成しており、本県の海運・水産業を支える人材の育成・確保を図っております。また、沖縄総合事務局、県教育庁、海運事業者等の県内の関係者が連携し、「沖縄若年内航船員確保推進協議会」を立ち上げ、船員教育機関への進路を希望する中学生や保護者に対し、体験学習等の機会を提供しているところであります。

県としましては、今後とも船舶運航事業者、関係機関と連携し、船員の確保・育成に努めていきたいと考えております。

次に、船員に対する所得税、住民税の軽減についてお答えいたします。

平成24年度の税制改正の議論において、個人住民税に係る「対外船舶運航事業の用に供する船舶に乗り込む船員に係る課税の見直し」については、国土交通省と総務省の調整の結果、個人住民税の減免など、いわゆる不均一課税については地方税法に基づき各自治体が個々で判断し実施できることが確認されたところであります。これを受け、平成26年４月から三重県四日市市では、年間６カ月を超えて長期の外航勤務に従事する船員等に対する個人市民税の減免を独自に実施していると聞いております。県内においては、沖縄総合

事務局に確認しましたところ、長期の外航勤務に従事する船員はいないとの回答がありました。

県としましては、今後とも他自治体での検討状況等を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは魅力ある職業高校のあり方についての御質問で、産業教育審議会についてお答えいたします。

今回、第８期となる沖縄県産業教育審議会におきましては、農業、工業、水産等の７つの分野から成る専門委員会を中心に、生徒、教職員、企業へのアンケートや各種の調査研究が実施され、基本方針案が作成されております。その中では、今後の本県職業教育のあり方について、職業教育における人材育成、地域や産業界、大学との連携が大きな柱としてその方向性が示されております。

県教育委員会としましては、魅力ある専門高校にするために、今後とも地域や産業界と連携し、各学校における特色ある取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、早速再質問をしたいと思います。

１点目、基地問題でありますが、基地問題全て知事から答弁をもらおうとは思いませんが、肝心なところは答弁をお願いしたいと思います。

まず１点目、県外移設について聞きましたが、昨日も知事は答弁をしておりますが、全く公約違反ではないと。それからけさの我が会派の狩俣議員への答弁でも、県外移設は一日も早い危険性の除去の目的のための方法であり、丸ごとは熟してないという答弁をしたと私は聞いているんです。県外移設の解釈を丸ごとから一部機能移設にすりかえたのではないかと私は思ったんですが、これをまず確認のため、知事が言っている丸ごととか一部移転とかというのがありますので、まず議論の整理をするために、きのうから言っているのときょうにかけて若干違うところがあるので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時51分休憩

午後３時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員はすりかえとかいうような表現をなさいましたけれども、そんなことはありませんよ。私は、いずれにしても普天間の一日も早い危険性の除去というのは公約にも書いてあるまず第１番の大目標で、これを実現するために県外移設というものを当然言っていたわけで、だからといってこれ……、何といいますかね、議論が少しずつかみ合ってきてないのは、この丸ごと移設というような感じじゃないとどうも県外移設とは言わないのかというような印象を受けます。ですが、この県外移設というのは受け入れ先、つまり県外の人々が許容できる受け入れの状態というのは、まだ丸ごとには熟してない。だけれども部分的なものというもの、機能のものであったりというのは幾らでもあるわけで、ですからこういうものをあなたは言ったから、これ以外はすりかえであると言われても、そんなことはない、これは県外移設です。そういうことで、まず基本的な目標は一日も早い普天間の危険性の除去と、この実現のための手段であって、県内も否定してないということだけはぜひ御記憶ください。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　知事、私は、一部の移転を県外移設ではないということを言ったんじゃないんです。ただ、知事の公約は丸ごとだったんではないかと私は聞いているんです。それで知事がきのう言ったのは、丸ごともあれば、あるいはＫＣ130空中給油機等の配備移転も県外移設と答弁をしているんですよ。これも県外移設、丸ごとの県外移設と言ったんです、知事はきのうはね。では、きょうの狩俣議員への答弁は、丸ごとは熟してないと。だから私は聞いていて、まだ半熟だから知事は県外移設は諦めたのかなと。そういうふうに私は聞こえたんです。それで、きのうときょうが違うので、知事の言い方は、実際は丸ごとなんだけれども、まだ熟してないから、半熟のままだから、だから私は一部移転だと聞こえたんです。そうなるとこれは知事が言うのは、やっぱりこれは公約が変更されているんではないかと私は思ったものだから、これは知事、明確にしたほうがよろしいんじゃないですか。

意味わかりますかね。

○知事（仲井眞弘多君） 余りよくわからないですね。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） いいえ、いいえ、いいですか。あそこの公約を２つ並べてこう書いてあるわけです。それで一日も早い普天間の危険性の除去、これが目的ですから、これに対して日米合意の見直しといいますかね、そういうものとか、県外移設と書いてあるわけでして、この県外移設という部分というのは５年

以内の早目の運用停止を実現するためにどうしても要るわけです。それにはいろんなものがあるという例でＫＣ130というのも申し上げましたし、これからオスプレイなんかも動いていくでしょうし、約60機の飛行機の移駐もあるでしょうし、いろんな機能や爆音とかあそこの訓練とかいろんな形で県外へ持っていかないと、なかなかこれは早目の運用停止にはならぬでしょう。そういう意味でいろんな内容を持ったものでもあるし、丸ごとというものもあり得るかもしれないけれども、これはまだ機が熟してなかろうと、こういうことですよ。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　知事は同じことを言っているんですが、私、だから先ほどから言っているように、オスプレイの配備移転であれ訓練移転であれ、あるいはＫＣ130であれ、それはいいわけですよ、知事が別に県外と言うのは。私はそこは公約に違反しているとは言ってない、絶対。私が言っているのは、知事が今言ったように、知事の2010年の公約は、「政府に対し日米共同声明を見直し、県外移設の早期実現を強く求めていきます。」というところを聞いているんです。それから後は知事がおっしゃる一日も早い普天間の云々は続きますが、前段の部分の日米共同声明を見直すということについては、辺野古移設を見直して県外へ移設をするということを言っているわけですよ。だからそのことについて先ほどから言っているように、丸ごとは難しいから、知事は今言っているＫＣ130とかオスプレイとかの一部移転にすりかえたんじゃないですかということをきのうからきょうにかけて私は聞いている。それで、じゃ、知事、はっきり言って、知事が言う、今、私が聞いた公約の県外移設というのはどういうことなのかを答えて説明したほうがわかりやすいんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時57分休憩

午後３時58分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　まだどうも議員の論点の部分がわかりにくいんですが、普天間の一日も早い危険性の除去とこういうふうに書いてありますよね。これを具体的に実現する手法として今の県外移設ということ、そしてこれは県内をも否定していない、あらゆる手段を利用してという意味を含んでいるわけです。ですから、今５年以内のものを実現するためにいろんな形で県外移設をやっている部分というのも当然この県外移設に含まれますよということですよ。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　知事、丸ごととか一部移転というのは私が言っているわけじゃないですよ。知事が言ったんです、ずっとこの間。だからこの丸ごとというのは、知事が2010年の公約のときには丸ごとだったんじゃないかと私は思っているわけですよ。それから知事は昨年の12月の承認以後についてこれは変わったんではないかと、私はそこを聞いているわけですよ。だからそれまでは知事はこの議会でもそうですが、こう言っているんですよ。いろんな議論の中で、承認直前までは知事は辺野古は不可能とか、本土の飛行場があるところが早いとかということで、優先順位は辺野古ではなかったんですよ。県外が早かろうと言っていた、辺野古承認するまでは知事はそう言っていたんですよ。そしてうちの会派の新田議員に対しても、辺野古移設は、これは絵に描いた餅にすぎないとかということで、知事はそう言ったんです。だからそこまで含めて辺野古承認までは知事は完全に、私からするならば丸ごと移設というのは本土移転だということで私は理解しておりました。だからそれから変わったんではないかということを言っているんです。だからそれは私は知事が言ったことを言っているんであって、優先順位は知事は承認するまでは県外なんですよ。だから変わったのは、埋立承認後、知事は今言っている丸ごとか一部移転か、そして一部訓練も固定化も生かすのがこれも県外移設だということで、知事はこうして歪曲するからごちゃごちゃになるわけですよ。これは知事が交通整理なさったほうがよろしいんじゃないですか。どうですかね、これは。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　その指摘されている論点の部分が少しわからないものですから、普天間の基地の県内移設というのはなかなか難しい部分がありますよ。事実上不可能という言葉も申し上げたぐらい難しいですよというのを私は前から言ってきていますよ。だから絶対できませんと言った覚えはありませんし、さらにまた、県外移設というものを手段として考えれば、チャレンジする価値は当然あったはずです。ですからこの丸ごと県外移設が可能となれば一石二鳥みたいな効果があったかもしれません。ですが現実には政府はもう埋立申請をしてきますし、なかなかこれが丸ごとは進みにくいという判断がやっぱりあるわけで、この現実問題として。そして５年以内の運用停止というのが政府との間で話がつくということであれば、まず一日も早い普天間の危険性の除去というのはここで

もって実現しようという選択をするというのはもう当然なんです。たくさんある選択肢の中の一つですから、しかも県外移設もちゃんと入っております。これがなければ進まないということですから。県外移設とあなた言ったじゃないか、これは公約違反でないかという論理は成り立ちませんよと言っているんですよ、前から。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　だから知事、言っていることは丸ごとか一部移転かについては知事の２期目の公約のときには丸ごとだったんではないかと私は言っているんですよ。それから知事が今言っている一部移転云々については承認後じゃないかと言っているんであって、私が言っているんじゃない。知事のそのときの純粋なる気持ちは、今知事が言ったのは変化しているということですよ。こういうことを知事みずからが丸ごとは熟してないということに、これは当時そう思ったが、状況の変化で厳しくなったなと、熟してないなというのは公約が変更されているんではないかということの疑いなんですよ。そこはどうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ですから公約のつかまえ方ですよ。いいですか、公約の一番大きな目的は、しかもそれの公約が一日も早い普天間の危険性の除去ですから、これが私の基本の公約でしょう、目的でしょう。そのための手段として県外移設というものもあの当時言っていたわけでして、ですから公約違反じゃないかというと、公約違反じゃなくて全くそのとおり進めているわけです。いわんや県外と言っていたのを県外ではないじゃないかと言われても、県外入っていますよ。だからどこに違反がありますかと聞いているんですよ。ありませんと僕は申し上げているわけです。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　やりとりをして誰がもわかるように、知事、辺野古を承認をして県外移設という論理が矛盾しているのは誰がもわかるわけですよ。だから説明しなさいと知事に言っているんであって、知事は県外移設は公約違反と認めたくないためにこういうことを言って勝手に解釈しているわけですよ。それは見解の違いと言えばそれでいいと思いますが、これは終わります。

それから、次の辺野古水域の2.5キロの制限区域の拡大について聞きますが、これはまず農林水産部長のほうに水産担当ということでお聞きしたいというふうに思っています。

拡大される水域2.5キロ、約561.8ヘクタールと聞いていますが、この漁場の価値、それから評価、主な魚類、漁獲高を示してくれませんか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　当該の水域には名護漁業協同組合を漁業権者とする第５号共同漁業権が設定されております。その内容は、ウニ、伊勢エビ、シャコ貝等の定着性動植物を対象とする第一種共同漁業と固定刺し網及びかご網漁業の第二種共同漁業となっております。

そこで、漁業の生産額、水揚げ額なんですが、その水域でとる漁獲量というのは特定するのはちょっと困難なところがございます。ですが、全体の５号共同漁業権を設定された範囲内での操業実績を名護漁協に確認した、聞き取りしたものなんですが、約46トンというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今、この海域で46トンという水揚げ高と聞いておりますが、今、部長が答えたこの水域、魚類、海藻、水産資源、あとは貴重な海洋資源という意味では、今、部長が言ったことを含めて豊かな漁場というか、重要な海洋資源というふうに評価として高いものと認識をされますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後４時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　この水域の中では５号共同漁業権の中である一定の水揚げがあるということではございますが、漁業経営上の中では多少の影響があるのかなということでございます。

○崎山　嗣幸君　ちょっと意味がわからないんですけれども、部長、もう一回答弁してください。漁場の評価と価値、豊かな海だと思いますかと聞いています。豊かだと思いますか。46トン、魚……。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　こちらのほうである程度の漁業の水揚げがございますので、漁業経営上は一定の価値があるのかなというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　そこの水域で46トン推計で水揚げがあるということでお話しておりますが、政府の提供水域による漁業補償額が36億ということを聞いておりますが、この36億は水域拡大の補償の割合が、今言われた水揚げが46トンあるんだけれども、この割合は水揚げ高が算定基礎としてあるのか、36億のうちこの補償

額は46トンへの割合は幾らなのかについてわかりますか。
○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　これは防衛省と漁業組合の当事者同士の案件でございまして、県のほうでは、私どものほうでは承知してございません。
○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。
○崎山　嗣幸君　わからないということでありますが、漁業補償制度そのものはやっぱり漁獲高を基礎に算定されていくと思います。不確定なトン数だと思いますが、実際上はこの中身について知り得るものというのは、これはいずれわかることなのか、それとも今もわかるが県が知らないという立場なのか、どちらなんですか。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後４時10分休憩
午後４時10分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　これにつきましては、漁業権の消滅に対するものでございまして、県のほうに来るものではないというふうに承知しております。
○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。
○崎山　嗣幸君　次に行きます。
それと学者の説なんですが、海面利用を漁業権者だけではなくて地域住民の政とか､あるいは浜下りとか､あるいはハーリーをやったり、それから一般県民が魚を釣ったりするということの権利が、伝統行事も昔からあると言われているんですが、そこは考え方としてこの水域2.5キロ、561.8ヘクタール、県民がこの海を利用できなくなるということに対する責任というのはどうお考えなんですか、これは。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後４時11分休憩
午後４時12分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　今回の漁船操業制限法に基づく水域の拡大については水産庁から意見照会があり、その旨漁業者あるいは名護市の意見を添付して回答したところでございます。
○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。
○崎山　嗣幸君　この権利は漁船操業制限法だけの話じゃないんですよね。先ほど仲村未央県議とのやりとりもありましたが、日米合同委員会で５・15メモも含めてこれを簡単にそういった水域提供したことによると思いますが、これはやっぱり昔からの伝統行事も含めて、我々県民が利用できなくなるということを含めて立ち入りが全くできなくなるということは、県は何も言わないということになるんだけれども、これはやっぱり資源を守る側として、それから漁業を育成する者としてそれはやっぱり農林水産部の考え方として、こういう人たちの権利は無視されていいんですかということをお聞きしたいんですが、もう一回。
○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。
○農林水産部長（山城　毅君）　漁船操業制限法に基づいて名護漁協あるいは漁連あるいは名護市の意見を踏まえて、県としての意見回答したところでございます。
○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。
○崎山　嗣幸君　いいでしょう。
次は、公室長のほうに聞きますが、この臨時制限区域なんですが、50メートルの第１区域から第３区域にまたがって2.5キロ、561.8ヘクタールに及ぶと言われておりますが、公室長は先ほどの答弁の中で、これは新たな水域の設定ではないと、３区域が１区域にこれが広がるものだから問題ではないと言っておりましたが、この561.8ヘクタールが10年間、臨時制限区域が県民や漁民も含めて一切立入禁止になるんですよ。この10年間の期間に対する提供水域は県内の、先ほどあったホテル・ホテル水域や久米島射爆撃場を含めて県内の提供施設が幾らなのか､これは幾らふえるかと､割合はどうなっていますかね。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　今、手元に資料はありませんけれども、私どもが通常言っておりますいわゆる米軍の制限水域といったものにつきましては、ちょっと今トータルの数字を持ち合わせておりませんが、今回の臨時制限区域の設定によってふえるものではありません。
○議長（喜納昌春君）　崎山嗣幸君。
○崎山　嗣幸君　公室長、これは私は質問取りでちゃんと聞いたんですよ｡私の資料では､29水域設定があって、ホテル･ホテル水域が2080、インディア･インディアが2340、5490ヘクタールが全体であって、県土面積の24倍じゃないかと、皆さん基地対が出した一覧表に載っていますよね。僕はこれはそれでわかるが､じゃ､5000ヘクタールから今言っている561ヘクタールはどの割合で負担増なのかということを聞いているんですよ。だから私が聞いているのは、5490ヘクタールが現状の提供水域なのかということがまず公室長が確認できれば、これに比べて今、561.8ヘクタールはふえる

割合は幾らかと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　トータルとしての今の提供水域の数字というのは動いておりません。したがいまして、今その母数と言うんですか、そこは動いていないというふうに申し上げていいと思います。

○崎山　嗣幸君　公室長､聞こえないです｡もうちょっと……

○知事公室長（又吉　進君）　今､議員がお示しになったトータルの制限水域の面積、これは動いておりません。また、今回の臨時制限区域の設定によって動くものでもありません。

○崎山　嗣幸君　同じという意味ですか。

○知事公室長（又吉　進君）　同じです。

○崎山　嗣幸君　時間切れですので、終わります。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　こんにちは。

社民・護憲ネットの照屋大河です。

一般質問を行います。

仲村未央さんの質問に口を閉ざしたままの知事でしたので、体調が悪いのかなと心配しましたが、崎山嗣幸さんの答弁で元気だなということを確認しました。

ただ、県外移設の公約について、公約の捉え方の問題だ、そういうふうな言い方がありましたが、そういう言い方は県民、だまされたほうが悪いんだというふうに聞こえて大変残念でありました。11月の知事選への出馬はまだ決意はされてないようですが、出馬されるのであれば公約は明確にしたほうがいいんではないかというふうに思いました。

質問に移ります。

平和行政について。

(1)、沖縄全戦没者追悼式について。

戦後69年、ことしの沖縄全戦没者追悼式は、昨年末、県民総意を裏切りみずからの公約にも違反し米軍普天間飛行場移設に向けた辺野古埋め立てを承認した仲井眞知事の平和宣言に注目が集まりました。知事は、当初平和宣言から｢県外移設｣の文言を削除する方針だったようでありますが、自民党県連からの注文を受け、渋々「県外」の文言を宣言に盛り込んだようです。ただし、一日も早い県外移設を求めていた昨年までとは異なり、選択肢の一つとしての県外の言及にとどめております。結果、辺野古埋立承認前との立場の違い、県外移設公約との矛盾、埋立承認をして今なお県外とする姿勢、立場の矛盾が鮮明になっております。

また、追悼式に参加した安倍首相の挨拶は、県民の犠牲を美化するような言葉を連ね、さらに追悼式後の記者団とのやりとりで、沖縄戦の経験から県民が強い警戒感を抱く集団的自衛権の行使容認に関し、決めるべきときは決めていきたいと強調、憲法解釈変更の閣議決定に強い意欲を示した。そしてきのう、言葉どおり国民を置き去りにしたまま閣議決定を行っています。

沖縄に新たな基地の建設を認めた知事と、平和憲法を壊すのに命がけの総理大臣、この２人によって恒久平和を誓う県民の大切な日は台なしになってしまったというふうに私は感じました。

一方、平和の心を発信した小学３年生の健琉君、「きっと　せかいは手をつなぎ合える」との希望を込めた朗読がありました。同じような年ごろの子供たちを育てる親として、基地の集中する沖縄で政治をする者としてその希望に応えていく決意を申し上げたいというふうに思います。

ア、県発表の参列者数が2007年以来、７年ぶりに5000人を下回り4600人となった。遺族の高齢化や会場に入る際の警備強化が減少の背景にあると指摘があるが、県の認識について伺います。

イ、平和宣言に対する県民の評価について、新聞紙上で非常に厳しい指摘があります。「戦争への不安や平和を求める切実な声を代弁し、世界に向かって沖縄ならではのメッセージを発信するものではなかった。平和が泣くような「平和宣言」だった。」、「平和宣言からは平和を希求する沖縄の切実な思いが伝わってこない。広島、長崎を含めこんな平和宣言、聞いたことがない。」、那覇市の48歳の女性の方です。仲井眞知事の平和宣言を怒りをもって聞きに来た。宣言文は二転三転した末、「県外移設」の文言が復活したが、矛盾しているさあ。県民を失望させた事実は変わらない。そういった県民の評価がありますが、知事の見解について伺います。

ウ、去る23日に県内各地で開かれた慰霊祭では、憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使容認へ向かう安倍政権に対し、危機感を訴える県民の声が相次いだ。再び戦争のできる国になるのではないかとの危機感を募らす県民の声に知事はどう応えるか。

(2)、南洋群島慰霊祭について。

ア、1944年、70年前の南洋群島における戦争による県民の犠牲について、県の認識について伺います。

(3)、戦没者の遺骨収集について。

ア、戦没者遺骨収集情報センターの人員配置の状況と業務実績について明らかにされたい。

イ、厚労省実施の沖縄戦戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定

に、県はどのような形で関与しているかを説明されたい。

大きい２番、基地問題について。

(1)、改正大気汚染防止法が去る６月１日から施行。法改正に伴い、在日米軍基地内工事のアスベスト情報届け出義務も受注業者から発注者の米軍にかわった。県は、同改正法を「改悪」だとして、従来どおり工事受注業者に県への届け出義務を課すよう環境省に特例措置を求めていたが、制度上、担保は得られたのか伺います。

(2)、東電福島第一原発事故後、原子力規制委員会は、原発の被害想定範囲を半径10キロから30キロに拡大する「原子力災害対策指針」を策定し直した。一方、2004年に国が定めた「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」では、応急対応範囲として空母が半径３キロ、潜水艦は半径1.2キロのままであります。ホワイト・ビーチへの原潜寄港が後を絶たない中、原子力艦の応急対応範囲の拡大を国に求めていくべきではないか伺います。

(3)、軍雇用員カードについて。

ア、復帰前の1946年から66年に発行された軍雇用員カード約20万人分の電子データ化作業の進捗状況及び活用法の検討状況、課題について伺います。

イ、沖縄駐留軍離職者対策センターによると、67年から72年の発行カードは県内にはなく、米ミズーリ州の資料館が保管している情報があるようだ。県として把握しているか。また、調査する考えはあるか伺います。

(4)、Ｌdenについて。

2013年４月より米軍基地から暴露される爆音の測定基準がＬdenに変更された。Ｌdenの測定値は、従来のW値と比べて平均13ポイントほど低く出ると言われている。

ア、昨年４月以降、県がＬdenを用いて測定した結果、W値であれば基準超過にもかかわらず、Ｌdenでは基準内におさまる事例はあったか、具体例を挙げて説明されたい。

イ、県内各所で想定される爆音実態に照らし、県としてW値からＬdenへの変更をどのように捉えているか、見解について伺います。

ウ、W値、Ｌdenともに低周波音を前提としない測定指標であるが、これら指標のみを軍用機の測定基準とすることに対する県の見解について伺います。

大きい３番目、統合リゾート（ＩＲ）について。

県は７月末までにＭＩＣＥ建設候補地を決めるとの方針のようだ。ことし３月には「大型ＭＩＣＥ施設整備と街づくりへ向けた基本構想」をまとめている。

(1)、これまでＭＩＣＥ候補地に名乗りを上げている自治体名及び立地予定箇所を全て明らかにされたい。

(2)、基本構想にある「沖縄型ＭＩＣＥ」の定義及び県が導入を検討している「統合リゾート（ＩＲ）」の定義について伺います。

４番、福祉行政について。

(1)、民間賃貸住宅入居拒否について。

報道によると、障害者や低額所得者など「住宅確保要配慮者」に対する民間賃貸住宅への入居拒否が県内で頻発している可能性が高いことが県住宅課実施のアンケート調査で判明した。

ア、調査結果の概要と特徴的な拒否事例について伺います。

イ、不動産関係者や市町村へのアンケートにとどまらず、県として本格的な調査に乗り出し、対策を講じるべきだと考えるが見解について伺います。

(2)、認知症高齢者などの身元不明者について。

認知症などの疑いで行方不明になり、身元不明のまま保護される高齢者が全国的に社会問題になっているが、県として人数把握等の実態調査は行っているか。

イ、行方不明者の捜索ネットワークを全県レベルで構築することで早期発見につながる。県として事業化する考えはあるか。

５、教育行政について。

(1)、居所不明児童について。

文科省の2013年５月時点の学校基本調査によると、１年以上居場所のわからない小中学校の「居所不明児童」は県内で男児４名、女児４名の計８名に上る。

県内における直近の「居所不明児童」の数を性別、年齢別に明らかにされたい。

文科省は2013年３月、事件性が疑われる場合は警察に相談するよう全国の教育委員会に通知を出している。県内における警察への相談数など実態を明らかにされたい。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　照屋大河議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、平和行政についての御質問の中で、平和宣言に関する見解についてといいますかそういう御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄全戦没者追悼式における平和宣言につきましては、昭和52年、沖縄戦戦没者の33年忌に当たり、関係者の議論を経て、真に慰霊の日にふさわしい式典とす

るため、平和宣言を行うこととしたものであります。平和宣言におきましては、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき、戦争体験を継承し、平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してまいりました。

沖縄県としましては、沖縄戦の教訓を風化させることなく発信していくことは、非常に意義深いものと考えているところであります。

次に、統合リゾートに関する御質問の中で、ＭＩＣＥ施設候補地についての御質問に答弁をいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の誘致につきましては、これまでに宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、与那原町及び西原町から県に要請がなされております。また、糸満市議会から沖縄県議会議長宛て同様の要請がなされております。

なお、建設候補地は、宜野湾海浜公園、浦添埠頭地区第２ステージ、那覇港湾施設、豊崎臨空港型産業用地、マリンタウン東浜となっております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　統合リゾート（ＩＲ）に関する御質問の中で、沖縄型ＭＩＣＥと統合リゾートの定義についてお答えします。

沖縄県で現在整備を検討している大型ＭＩＣＥ施設は、１、展示会、コンサート等多様なイベントに対応できる展示場、２、企業の報奨旅行のディナー等に対応可能な多目的ホール、３、学会開催時の分科会等に対応できる中小会議室などの機能を持った複合施設を計画しております。

一方、統合リゾート（ＩＲ）とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設などの観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営するものとされております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　福祉行政についての御質問の中で、民間賃貸住宅入居拒否事例についてお答えいたします。４の(1)アと４の(1)イは関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

県では、障害者や低額所得者などの民間賃貸住宅への入居の実態について、平成25年12月に、市町村担当課及び関係団体並びに不動産会社へのアンケート調査を実施しております。このうち不動産会社からの回答によると、「入居を制限された事例」としては、障害者が最も多く74.3％、低額所得者は62.9％となっております。入居を制限された理由としましては、「連帯保証人がいないため」、「入居後のトラブルへの懸念」、「家賃滞納への不安」等となっております。

県では、障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な措置について協議し、実施することを目的として、「沖縄県居住支援協議会」を平成25年３月に設立しております。今年度はアンケートの調査結果をもとに支援策について検討を行うこととしており、追加調査の必要性については、協議会での議論を踏まえて判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは平和行政についての御質問の中で、沖縄全戦没者追悼式の参列者数の減少についてお答えをいたします。

沖縄全戦没者追悼式は、一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦となった冷厳な歴史的事実に鑑み、戦没者のみたまを慰めるとともに、世界の恒久平和の願い、沖縄の心を発信するという趣旨のもとで実施されております。

ことしの式典参列者数が例年に比べ少なかったことについては、式典の当日が民間企業のほとんどが休みとなっていない平日であったことや、天候の状況などさまざまな要因があったものと思われます。

次に、南洋群島における県民の戦争犠牲者についてお答えをいたします。

旧南洋群島では、６万人余りの県出身者のうち、軍属及び民間人合わせて１万2000人余りの人が戦没しております。県では、これらのみたまを慰めるため、サイパンやフィリピンに慰霊塔を建立し、適切に管理を行っております。

次に、戦没者遺骨収集情報センターの人員配置の状況と業務実績についてお答えをいたします。

戦没者遺骨収集情報センターには３名の人員を配置しており、散発的に発見される戦没者遺骨の収容や収骨・未収骨情報の整理・提供、民間ボランティア団体への支援等を行っております。同センターの設置により、戦没者遺骨の収骨数が年平均で約50柱程度増加しており、また、同センターが実施する埋没壕調査により、これまで収骨が行われなかった埋没壕が発見され、現在、国による収骨作業が行われております。

県としましては、遺骨収集の加速化を図るため、遺骨収集の取り組み強化を国に求めるとともに、同センターを拠点とした遺骨収集事業を推進してまいります。

次に、沖縄戦戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定に係る県の関与についてお答えをいたします。

戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定については、国において、平成15年度より、遺留品をもとに死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係遺族を推定できることなど一定の条件のもとで実施されております。県は、県内で発見される戦没者遺骨のうち、国が示すＤＮＡ鑑定に係る一定の条件に合致すると思われる遺骨については、国に情報を提供し、ＤＮＡ鑑定が迅速に行われるよう求めております。

次に、福祉行政の中の、認知症行方不明者の実態調査及び捜索ネットワークについてお答えをいたします。４の⑵アと４の⑵イは関連しますので一括してお答えをいたします。

認知症行方不明者の実態調査については、現在、厚生労働省から各市町村に対し、市町村が把握する徘回などによる行方不明者等の状況や徘回見守りネットワークの実施状況等について調査が実施されているところであります。徘回などによる行方不明者の早期発見や未然防止、また、介護している家族の不安の軽減のために、地域における認知症に対する正しい理解や支援が重要であります。

県としましては、認知症施策の一層の推進を図るとともに、国の調査の結果を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　平和行政についての御質問の中で、集団的自衛権についてお答えいたします。

集団的自衛権の行使については、昨日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障体制の整備について」と題する閣議決定がなされましたが、去る６月30日の県議会決議にありますように、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。

広大な米軍基地が所在する沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、原子力艦の応急対応範囲の拡大についてお答えいたします。

原子力災害対策指針は、原子力災害対策特別措置法に基づき定められたもので、原発など原子力施設における災害を対象として定められたものとなっております。同指針の対象とはならない原子力艦の原子力災害対策マニュアルについては、災害対策基本法に基づき定められたものとなっており、その対象となる施設等が異なっております。政府は、原子力艦の災害対策の見直しにつきましても、昨年の国会において、関係地方公共団体等の意見も聞きつつ、適切に対処してまいりたいと述べております。

県といたしましては、原潜が寄港する関係自治体と連携を図りながら、住民の安全を最大限に考慮した対応を政府に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　基地問題についての中で、改正大気汚染防止法の担保についての御質問にお答えします。

改正大気汚染防止法が施行され、米軍発注工事については、届け出義務者が国内法の適用がない米軍になり情報が得られなくなることから、県では、国に対し特例の検討を求めたところですが、現在のところ、回答は得られておりません。一方、労働安全衛生法上は、米軍発注の工事について、受注施工者は労働基準監督署へ届け出義務があることから、県では、石綿関係法令に係る届け出の情報の共有を図るため、沖縄労働局と相互通知体制を構築し、去る６月16日から運用を開始しました。

県としましては、当面関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

同じく基地問題についての中で、Ｗ値とＬdenにより環境基準の達成状況が異なる事例についての御質問にお答えします。

平成25年度のLdenの測定結果によりますと、両飛行場周辺の合計35測定局中９局で環境基準を超過しておりますが、Ｗ値の測定結果では、11局で基準超過となっております。具体的には、宜野湾市野嵩局と北谷町上勢局の２局において従来のＷ値では基準超過とみなされたものが、Ｌdenによる環境基準では基準を満たすものとなっております。

同じく基地問題についての中で、Ｗ値からＬdenへの変更に対する見解についての御質問にお答えします。

平成25年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉

手納及び普天間飛行場周辺の合計35測定局におけるW値とＬdenの差は、平均で約15、最大19となっております。W値とＬdenの差が13を上回る場合、環境基準の指標がＬdenに移行されたことにより、航空機騒音の実態が変わらないにもかかわらず騒音が軽減されたと評価されるおそれがあります。

県としましては、引き続きＬdenとW値について並行して測定・公表を行い、データの蓄積及び検証を行うとともに、国へ情報提供し、周辺住民の理解の得られるような評価方法の検討について強く要望していくこととしております。

同じく基地問題についての中で、低周波音を前提としない軍用機の測定基準についての御質問にお答えします。

航空機などの移動発生源からの低周波音については知見が不足し、低周波音の環境基準も定まっておらず、評価方法等も明確に定まっていないのが現状であります。また、航空機騒音と異なり低周波音は自動測定を行って常時監視するのが技術的に難しい状況にあります。そのため、現状の測定基準については低周波音を含めない測定指標であるW値、Ｌdenで評価することになっていると考えております。

県としましては、今後も引き続き目視による低周波音測定を行い、データを蓄積するとともに、国に対して航空機に係る低周波音の基準策定について要望してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 基地問題についての中で、軍雇用員カードの電子化についてお答えいたします。

沖縄県では、県公文書館に所蔵されている琉球政府文書等について、平成25年度から33年度までの予定で電子化をし、インターネットで公開していくこととしております。そのうち軍雇用員カードについては、在沖米軍施設で働く県民の労務管理のため、米軍が作成した個人別の労務記録カードであります。当該カードについて国は、石綿被害者の救済に活用したいとの意向があることから、県としましては、当初の予定を前倒しして、平成26年度に電子化することといたしました。現在、委託業者と撮影仕様等について最終的な調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 基地問題についての中の、駐留軍従業員の就労記録の調査等についてお答えいたします。

新聞報道があったことは承知しておりますが、所在を含め内容については把握しておりません。全駐労沖縄地区本部が沖縄防衛局に所在の確認を要請しているとのことであり、県としましては、今後、必要に応じて国等と意見交換をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問で、居所不明児童生徒の実態及び警察への相談件数についてお答えいたします。５(1)アと５(1)イは関連しますので一括してお答えします。

県内の居所不明児童生徒につきましては、平成25年５月時点で関係市町村において８人が把握されており、性別は男子４人、女子４人で、年齢別では８歳が３人、９歳が１人、10歳が２人、11歳が１人、13歳が１人となっております。

当該居所不明児童生徒につきましては、全員国外での居住等の確認がとれており、警察へ相談するなどの事件性が疑われるものはございませんでした。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋　大河君　南洋群島慰霊祭について伺います。

この南洋帰りの皆さんが中心となって組織をしている南洋群島帰還者会、この皆さんが長年にわたって現地で慰霊祭を開催されているという件については、県は把握されているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） この南洋帰りの帰還者会による慰霊祭につきましては、これは平成21年度の40回目の墓参まで公式行事としてこの慰霊墓参をやっておりまして、それが最後となって公式の慰霊参加はその後は行われていないというような状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋　大河君　公式と公式じゃないという区別がちょっとわかりませんが、その後も続いてことし45回目の慰霊祭、「慰霊と交流の旅」ということで変化はしてきているんですが、実施されております。この点についての認識はいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 平成21年度に当時の関係者とのお話し合いの中で、帰還者会員の高

齢化に伴って運営が難しくなったというようなこともございまして、それから参加者が年々減少したということもございまして、その21年度以降公式の行事としての参加、慰霊墓参は行わなくなったというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　ことしの５月に「慰霊と交流の旅」というのがあって私も参加してきました。県知事からの供花もサイパンのテニアンにもあって、県も関心を持って見ていただいているのかなというふうに思っていたんですが、そうではないんですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　当時、21年度まではやはりそういう公式の慰霊墓参が行われたんですが、その後県に対するそういう正式な出席依頼といいますか、参列の依頼もそれでなくなったというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　南洋での犠牲者というのは、日系人のうち県系の割合が非常に多いわけですね。今、部長の答弁であれば一緒に行ってほしい、参加してほしいという依頼があればそれは検討していただけるということなんでしょうか。先ほど言ったように、続いているんですよ、「交流の旅」として。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それにつきましては、そういう御要望があればまた検討してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　また、帰還者会の皆さんともお話をさせていただいて、ぜひつないでいきたいという思いも多くお持ちのようですので、その点については相談をさせてください。

この南洋群島の帰還者会、実は先ほど部長から答弁のあった後も５年間にわたり「慰霊と交流の旅」ということで継続してことしまた行われています。ことしは45回目。帰還者会が宮森小学校で昭和23年に発足して以来、45回にも上って現地での慰霊祭を開催してきている。

知事、この45年という長きにわたる現地での慰霊祭のおかげで、地元行政とのつながりも非常にあるなというふうに私今回参加して感じました。そういう意味では先ほど沖縄戦全体の教訓をつなげていかなければいけないという意味においても、サイパンやテニアン、南洋群島はことし70年という節目ではありましたが、沖縄の戦争と戦後の戦争の歴史と記憶ということを一緒になってこれからも継承していくべき歴史の事実じゃないかなというふうに思うんですが、その点について伺いたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時58分休憩

午後４時58分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　サイパン、テニアンのこの慰霊団について私きちっとした知識を持っておりませんが、今議員が御参加されたということも聞いて、いずれよく聞かせていただいて検討させてください。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　今サイパンやテニアンでの戦争から70年と、戦後70年。そういう意味では戦時を記憶する、あるいは体験したという人、体験したあるいは記憶する人たちがもう80近いわけですね。本当に帰還者会の皆さんも遺族の皆さんも今後この歴史をどうつないでいこうかという、忘れられていくんじゃないかという不安があるわけですね。そんな中に、現地での沖縄戦、沖縄の人たちが生活したあるいは戦争によるゆかりの地に対して標識を立てていこうという事業をスタートさせた。これまでに幾つかの標識を立てていっているわけですね。そういう事業をこの帰還者会を中心に行われた事業を通して、今後は県がこの標識をもとに沖縄の現在、今の世代の、戦争を知らない世代の人たちを送り出していって、またあの歴史をつなげていくという取り組みも、教育庁になるのか県全体での話になるのか、そういう取り組みについても検討されるべきじゃないかというふうに思うんですが、その点について伺いたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の県議さんとも、それから担当部局ともちょっと相談させてください。検討したいと思います。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　続いて、東電の原子力規制の問題ですね。

公室長、既に神奈川など東京、千葉という自治体の中で、地域防災計画の見直しも含めてこの避難範囲の拡大の動きが起こっているというふうに認識しているんですが、これから公室長としてはそういう連携をとっていくということなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　議員の御質問にありましたように、３・11後、政府の定めた原子力災害対策

指針というものがございまして、さらにそれ以前に定められていた原子力艦の原子力災害対策マニュアルというのがございまして、議員が御指摘だったと思うんですけれども、そこに報道にもありましたが、きちっと一致していないのではないかというようなお声があるわけでございます。そういったことも含めまして、今神奈川のお話をされました。我が国で原子力艦が寄港する箇所というのは、横須賀、佐世保、そしてうるま市ということになっているわけでございますので、十分連携をとりつつ、また地元のうるま市とも相談しながらきちっとした対応を政府に求めていくということでございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　既に先行して動いている自治体の話を聞くと、国が原子力艦あるいは米軍の情報に対して確かな情報もないままにこの地域が訴える不安、これに対する動きが非常に鈍いんだというふうに各自治体の市町村長さんたちが訴えているということでありますので、そういった鈍い国の動きに対して、沖縄にも原潜は寄港するわけですから、そういう意味では一緒になってこの国を動かしていく作業をしていただかないといけないというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　原子力艦の放出源情報等の評価というのは、一般的に原子力発電所と違ってその構造等が不明であるということで、なかなか困難な面もあるということなんですけれども、今議員のおっしゃった、御質問にありました、地方自治体として政府に県民の安全を最優先に考えた所要の措置を求めるというのは、これは地方自治体としては当然の責務でございますし、また、その中には風評といったものも加味してきっちりとした対応を求めたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　続いて、ＩＲ、ＭＩＣＥについて伺います。

昨年、沖縄政策協議会で政府への要請をし、まず手を挙げて県民のコンセンサスを得ていくということで知事があちらこちら手を挙げているから、私も沖縄県も挙げたんだというふうなことがありました。これは遅過ぎるぐらいだと言った国会での審議の資料なんですが、（資料を掲示）　内閣に示された資料なんですが、この資料を見ると、東京や大阪に次いで沖縄も特別にその検討状況ということで示されています。知事が言うように、たくさんの自治体が手を挙げる中、沖縄もこの３つに選ばれているということで知事の思惑どおりかなと、考えどおりかなというふうに思いますが、このＩＲの定義の中にＭＩＣＥを含んだ法案であるとか、カジノを別個にした法案ではなくてＭＩＣＥを含んだ観光複合施設としての法案であって、このＩＲは先ほどから議論になっているＭＩＣＥも含めたものでなければカジノを設置できないという法案になっているというふうに思うんですが、これについてＭＩＣＥとＩＲの件、もう一度県の考えについて伺いたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　いわゆるＩＲのこの推進法案では、ＩＲの定義について「カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。」と定義されております。

そのことから、ＩＲについては、カジノ施設の存在がまず前提となっておりますが、必ずしもこの会議施設いわゆるＭＩＣＥ施設が複合施設として一体的に整備されなければならないということではありません。いわゆるＩＲを導入する地方公共団体が独自の魅力を生かしたさまざまな観光資源としての複合を選択していくものというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君）　照屋大河君。

○照屋　大河君　遅いぐらいだということで継続審議になったカジノの問題ですが、さまざま見ると今言うカジノについては複合施設の中でしか認められない。カジノを特別除いたような法案ではないわけですね。そういう意味ではそのＭＩＣＥとの関係、非常に気になるところですので、そこは明確な、違うんであれば違うという姿勢を示していただきたいというふうに申し上げて、また次にこの質問をしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後５時６分休憩

午後５時28分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　こんにちは。

通告に基づき一般質問を行います。

初めは米軍基地問題についてです。

ことしは戦後69年目になります。県民は筆舌に尽くしがたい戦禍をこうむり多くの県民の命が奪われ、戦後も銃剣とブルドーザーで土地は強奪され、苛酷な米軍の全面占領によって県民の生命財産は奪われてきました。そのような状況の中で県民は立ち上がり、沖縄を返せの祖国復帰闘争を繰り広げ、不可能と言われたサンフランシスコ体制に風穴をあけて施政権返還を実現しました。しかし、県民の望んだ核も基地もない平和で豊かな沖縄は踏みにじられてきました。それでも県民は諦めることなく普天間基地の辺野古移設に反対し、オスプレイの撤去、普天間基地の閉鎖・撤去を求めて県民総意の建白書を総理に手渡し、県民意思を示してきました。日米両政府を追い詰める、まさに沖縄の基地返還の闘いの歴史に輝く一ページになりました。ところが、仲井眞知事が日米両政府の反撃に遭い、その圧力に屈して辺野古の新基地建設のための埋立承認をしてしまいました。県民を裏切った、許せないと怒りの声が大きく広がっています。この声を知事はどう受けとめますか。

米軍普天間基地問題について。

ア、５年以内の運用停止は実現性はある要求か。

イ、辺野古公有水面埋立承認問題は、知事の許しがたい県民に対する歴史的裏切りだと厳しい批判が寄せられている。知事の所見を伺います。

ウ、環境の専門家や名護市長などの「環境は守られない」という意見を無視して環境保全が可能とした根拠は何か。

エ、「現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており」という具体的な内容を説明してください。

オ、公有水面埋立法に違反する事態が明らかになれば、埋立承認を撤回すべきではありませんか。

(2)、高江のヘリパッド建設問題について。

ア、工事車両が生活道路を利用するという極めて危険な事態が計画されているようだが、事実を掌握しているか。

イ、現在の建設計画を許すと豊かな自然が破壊され、絶滅危惧種のノグチゲラやヤンバルクイナなどに深刻なダメージを与えることになるが、知事として重大決意で日米両政府に工事の中止を強力に申し入れるべきではないか、決意を伺います。

(3)、基地負担軽減の実態はどうなっているか。効果ある措置がとられているか、具体的に説明を求めます。

２、泡瀬干潟埋立問題について。

泡瀬干潟浅海域の埋立工事は2002年から開始されていますが、工事着工後も新種、貴重種、絶滅危惧種の発見が相次いでいます。それは当然の理由があります。

1998年、沖縄県は「自然環境の保全に関する指針」で泡瀬干潟を評価ランクⅠ、「自然環境の厳正な保全を図る区域」に指定しています。2001年９月には、ラムサール条約湿地潜在候補地に選定されています。埋め立てを進めている国や県も泡瀬干潟とその周辺で絶滅危惧種が138種（平成20年度調査結果）生息していることを報告し、工事着工の2002年以降新種も11種、国も９種確認されています。さらに今年度の埋立地東側の護岸造成工事予定場の調査、泡瀬干潟を守る会などのほうで絶滅危惧種Ⅱ類、フジイロハマグリの成貝が６例目として発見されています。泡瀬干潟は、現在海上工事で大きなダメージを受けています。東側の砂州は水没しウミガメや夏鳥のコアジサシの産卵場が失われています。しかし、ウミエラのすむ真っ白な砂丘でフジイロハマグリの生存が確認されるなど、いまだに新種の発見も続いています。ことし５月、環境省が県内18カ所の重要海域の一つとして選定しています。このように泡瀬干潟は貴重種、絶滅危惧種の宝庫であり、世界自然遺産登録を進めるためにもその保全を図るべきではないか、決意を伺います。

３、教育問題について質問します。

私は、20年余にわたって現在進められている学力向上推進運動では真の学力は育てられないと批判し、その改善を求めてきました。ところが、ますます学力テスト重視になり、予備時数100時間確保のために教育現場は困難に直面しています。さらに沖縄県学力達成度調査の実施について、新たに小学校４年、６年の算数及び中学校１年の数学と５年の理科を追加し、さらに結果を速やかに沖縄県学力向上ウエブシステムに入力させ、教師の多忙化が一層ひどくなっている状況があります。教育長は、この現場の実態をぜひ掌握してほしいと思います。各学校ではドリルや学習プリントなどで各教科の復習や予習をさせていて、それだけでも手いっぱいにもかかわらず沖縄県形成確認問題集３学年分をまとめた冊子を取り組ませるように指示しています。教科書の既習事項に合っていない古い内容の問題集で、学校によっては回答もなく音声を聞いて答えるテストなのにもかかわらず音声のＣＤがないなど、使用しにくいという学校現場の声が多数あります。実情を調査して改善していただきたいと思います。

それでは伺いますが、今回の学力テストの結果はどうなっていますか。

イ、成績向上のためにどのような取り組みをしたのか。学力は向上したのか、明らかにしてください。

ウ、学力向上推進運動によって教育現場が疲弊して

いるとの批判があるが、実態はどうか。

(2)、教師の多忙化解消の取り組みはどうなっているか。

４、知事の政治姿勢について。

海外で戦争をする国づくりを目指す閣議決定は、戦後日本の国のあり方を根底から覆そうというものである。60年前に創設された自衛隊が「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」とうたった憲法９条に反する違憲の軍隊としてつくられた。それでも60年間自衛隊は他国の人を１人も殺さず、１人の戦死者も出すことはなかった。それは憲法９条が存在し、そのもとで海外での武力行使をしてはならないという憲法上の歯どめが働いていたからにほかならない。閣議決定は、こうした戦後日本の国のあり方を否定し、日本を殺し、殺される国にしようというものである。それは日本の国を守るものでもなく、国民の命を守るものでも決してない。アメリカの戦争のために日本の若者に血を流すことを強要し、アメリカと一体に他国の人々に銃口を向けることを強要するものにほかならない。このことによって日本が失うものははかり知れない。もともと集団的自衛権行使は憲法上許されないとする政府見解は、ある日突然政府が表明したというものではなく、半世紀を超える長い国会論戦の積み重ねを通じて定着、確定してきたものである。それを国民多数の批判に耳を傾けることもなく、国会でのまともな議論も行わず、与党だけの密室協議で一片の閣議決定によって覆すというのは憲法破壊のクーデターともいうべき暴挙であることを強く指弾しなければならない。日本共産党は、そういう意味ではこの集団的自衛権の問題について引き続き国民と一緒に闘っていくということを表明しておきます。

沖縄戦の痛苦の教訓から、集団的自衛権の行使は知事が先頭になって反対すべきだと考えますが、知事の決意を伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　嘉陽宗儀議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、米軍基地問題の中で、５年以内運用停止の実現についての御質問に答弁をいたします。

去る４月24日の日米首脳会談におきまして、安倍総理からオバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初め４項目の基地負担軽減策につきまして協力を要請したところであります。大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。高良副知事が訪米した際にも米政府から同様の発言があったことから、今後もこれらを踏まえて日米間で協議がなされるものと考えております。当然、実現されるものと考えております。第２回負担軽減推進会議におきましては、政府から米側の大臣クラスや実務者など、それぞれのレベルでの議論が始められているとの発言があったところでもございます。

次に、同じく米軍基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に関連する御質問についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審議を行ってまいりました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し承認したところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　米軍基地問題についての御質問の中で、埋立承認の撤回についてお答えいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行いました。その結果、承認基準に適合していると判断し承認したものであり、撤回することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　米軍基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認において環境保全が可能とした根拠及び環境保全措置についての御質問にお答えいたします。１の(1)のウ及び１の(1)のエは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

名護市長から、「事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能であると考え、本事業の実施については強く反対いたします。」との意見が提出されております。また、環境生活部から「環境の保全についての懸念が払拭できない。」という内容の意見の提出がありました。それらの意見につきましては沖縄防衛局に見解を求め、その見解も踏まえた上で慎重に審査を行いました。その結果、事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置、また、供用後の航空機騒音対策などを実施する計画であり、さらに、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導助言

を得ながら必要な措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、高江における工事車両の運行についてお答えいたします。

高江ヘリパッド建設に係る建築資材等の運行経路については、沖縄防衛局によりますと、住民からの意見等を踏まえ、原則として県道70号線から訓練場内の既存道路を活用して工事を行うこととしているとのことであります。

県としましては、地元の意向等も踏まえ、住民生活に最大限配慮をすべきであると考えております。

次に、高江のヘリパッド移設工事中止についてお答えいたします。

県としましては、ＳＡＣＯ合意事案の着実な実施が本県における基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、北部訓練場の過半の返還の実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、地元東村とも連携を図りながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分に配慮するよう求めてきたところであり、直ちに工事の中止を求める考えはありません。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、基地負担の軽減の実態についての御質問にお答えいたします。

具体的な説明を聞きたいという趣旨の御質問ですので、少々長い答弁になりますけれども御容赦いただきたいと思います。お答えいたします。

これまでの基地負担軽減につきましては、まず基地の整理縮小について、ＳＡＣＯ合意により読谷補助飛行場、楚辺通信所、ギンバル訓練場等、約403ヘクタールが返還され、市町村による跡地利用が進められております。また､昨年４月に沖縄における在日米軍施設･区域に関する統合計画が発表され、牧港補給地区からトリイ通信施設へ移設される施設のマスタープランの作成等が行われており、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に向けた取り組みが進められております。さらに、今年度末にはキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約51ヘクタールの返還が予定され、返還前の掘削を伴う立ち入りについても日米合意がなされ、跡地利用の円滑な推進に向け、国・県・宜野湾市が連携し取り組んでいるところであります。また、キャンプ瑞慶覧白比川地区については、返還及び一部区域の共同使用が合同委員会で合意され、返還に先立ち同地域の長年の課題である白比川河川改修工事の年内着手に向け進んでいるところです。

昨年、県が要望しました次の４項目については、総理から、政府一丸となって全力で取り組んでいく旨の表明がありました。

第１に、喫緊の課題である普天間飛行場の危険性の除去については、５年以内の運用停止の実現を求めており、現在、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議が２回、作業部会が３回開催され具体的な取り組みを議論しております。普天間飛行場のＫＣ130につきましては、去る６月24日の普天間飛行場負担軽減推進会議において、安倍総理から、ことし８月末までに15機全機の移駐を完了するとの説明があり、普天間飛行場の危険性の除去、基地負担の軽減につながるものと考えております。なお、岩国市に対しては、県及び自民党県連が働きかけたところであります。

第２に、オスプレイの県外訓練については、防衛大臣から、今年度は昨年度以上の県外訓練が計画されているとの説明がありました。

第３に、牧港補給地区につきましては、安倍総理は、返還までの期間を最大限短縮することを目指すとし、具体的な取り組みが開始されております。

第４に、日米地位協定について、日米両政府は、昨年12月に在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表を行い、日米地位協定発効後、初めての取り組みとして、環境に関して補足する協定の作成に向けた政府間の協議を実施しているところであります。また、地位協定については、平成23年には、交通事故等公務中の軍属の事件についての刑事裁判に関する手続、平成25年には、刑事裁判権に関する処分の公表の運用改善が図られております。長年漁業者等が求めてきた訓練水域につきましては、ことし３月にはホテル・ホテル訓練区域の使用制限一部解除に関する日米合同委員会合意がなされております。航空機騒音対策については、認可外保育施設も防音対策事業の補助対象施設とするよう国に要請し、平成25年度から事業化されております。また、平成18年度より実施されている嘉手納飛行場からグアム等への戦闘機の訓練移転については、これまでに28回行われております。さらに、ことし３月には嘉手納飛行場に飛来して鳥島等で実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を、三沢対地射爆撃場に年間最大で30日間移転することが日米合同委員会で合意されております。

沖縄県は、機会あるごとに米軍基地問題について日米両政府に要請し、米軍基地問題の解決促進に取り組んでおり、一歩一歩前進させてまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、集団的自衛権の行使についてお答えいたします。

集団的自衛権の行使につきましては、昨日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定がなされましたが、去る６月30日の県議会決議にありますように、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。

広大な米軍基地が所在する沖縄県としましては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 泡瀬干潟埋立問題についての中で、泡瀬干潟の保全についての御質問にお答えします。

世界自然遺産登録については、国において具体的な候補地として、沖縄本島の北部、西表島が選定されております。沖縄市の泡瀬干潟については、シギ・チドリなどが多く飛来するほか、多様な生物が生息・生育する場所であり、重要な干潟であると認識しております。泡瀬干潟の保全については、周辺の環境状況などを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育問題の御質問の中で、今回の全国学力調査の結果についてお答えいたします。

文部科学省は、本年度の全国学力・学習状況調査の結果を８月に公表することとしております。各学校における本年度の全国学力調査の自校採点によりますと、本県の状況は、正答率30％未満の児童生徒の割合や設問ごとの無解答率等が改善されており、全国学力調査の過去の全国的な状況に鑑みても、小学校においては全国最下位を脱することも期待できる結果となっております。

次に、学力向上のための取り組み等についてお答いたします。

本県の学力に係る諸課題を学校とともに効果的・効率的に改善することを目的に、昨年11月に学力向上推進室を設置しました。学力向上推進室は、学校を直接訪問して、授業観察や校長等との意見交換等を行い、児童生徒が意欲的に授業に参加する指導方法などについて支援しております。各学校における本年度の全国学力調査の自校採点によりますと、昨年度と比較して改善傾向にあることから、児童生徒一人一人と向き合い温かく支援する取り組みが充実してきたものと捉えております。

次に、学力向上に係る学校の実態についてお答えいたします。

学力向上の取り組みは、児童生徒が夢や希望を持ち自己の将来を描き、それに向かって進むことができるよう、日常的な授業の改善・充実を基軸に推進しております。授業の改善・充実は、児童生徒一人一人の学力を保障する上でも、学校での居場所づくりの上でも重要だと考えております。また、授業で身につけることができなかった学習内容について、補習指導や家庭学習等の取り組みで補うことも大切だと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも学校現場に寄り添い、教師に負担感が生じないよう校務の改善等にも努めてまいりたいと考えております。

次に、教師の多忙化解消の取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の多忙化解消に向けて調査依頼や通知文書の見直し、指定研修の期間縮減等に取り組んでおります。また、各学校におきましては、負担軽減検討委員会等を設置し、定時退校日、ノー部活動日等の設定、会議や学校行事の精選等を推進し、各学校の実情に応じた取り組みを行っております。県教育委員会が実施した教職員の実態調査によりますと、業務量が多いと感じている割合や１日平均の時間外勤務時間の割合等は年次的に減少しております。

県教育委員会としましては、昨年度、小中学校校務改善検討委員会を設置し、市町村教育委員会や各学校に提言を行い、さらなる取り組みを進めているところであります。

今後とも、教職員がより働きやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後５時58分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　再質問をさせてもらいます。

埋立承認の問題ですけれども、知事は承認の理由を「現時点で取り得ると考えられる措置が講じられている」と言っていますが、その内容を具体的に説明できますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほど工事中の騒音とか、ジュゴンなどについての環境保全措置がとられているというふうに申し上げました。それで、そのことにつきまして少し細かく御説明をいたしますと、例えば工事中の騒音ということにつきましては、資機材の搬入などに伴う道路交通騒音については、その搬入ルート選定の際に可能な限り集落を避けることなど、周辺環境の保全に努める、工事中は仮設道路端に遮音壁を設け騒音の低減に努める、環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して環境監視調査を実施し、当該監視調査結果に基づいて環境保全措置の見直しを要するような場合には、必要に応じて専門家等の指導助言を得て必要な措置を講じるということなどが記載されております。

それからまた、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置ということでもお答えをさせていただいております。これについて主なものを申し上げますと、作業船が沿岸を航行する場合は岸から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は一定速度で沖合から直線的に進入する、専用の監視船やヘリコプターを配置し、目視、ソナーによる音波測定による監視を行って、大浦湾内で確認された場合は水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行う、環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して事後調査を実施し、当該調査結果に基づいて環境保全措置の効果も踏まえて、その妥当性に関して検討し必要に応じて専門家等の指導助言を得て必要な措置を講じるなどがございます。

そしてまた、供用後の航空機騒音というようなことがございました。まず申請書では、航空機騒音に係る環境保全措置として航空機騒音の環境監視調査を実施し、対策を要する場合には専門家等の指導助言を経て必要な措置を検討し、米軍が環境保全措置を理解し運用するよう要請し十分に調整を行うとの記載があるということでございます。

それからまた、これらのことを担保するため承認書に添付した留意事項におきましては、供用後の環境保全対策等について、国・県、関係市町村長等を構成員とする協議会等を設置し、航空機騒音など環境保全上の問題等が生じ、または生じるおそれがある場合に改善対策を米軍と協議するというようなことを留意事項では求めているというようなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　私、これまでも取り上げてまいりましたけれども、ああいうサンゴ礁のジュゴンのすむ美しい海に土砂を放り込んで埋め立てて環境が守れるはずはないというのを基本的に私は考えています。それで県のほうも一生懸命事業者に対して環境保全のために質問を出して事業者が回答するということを４回やっていますね。この４回の中身は県が期待したような中身が事業者からは返ってきていますか、環境保全措置について。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　４回の質疑応答を繰り返した中で、現時点でとり得るべき環境保全措置というものについての見解あるいは回答が示されたものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　この膨大な資料に全部目を通してみたんですね。こういうのが書いてありますね。環境保全措置の効果を検証するため環境監視調査を実施、必要に応じて専門家等の指導助言を得て、必要な措置を検討し適正に実施していく。適正に実施していくという表現になっていて、適正という中身はわからない。そういう表現が実に42カ所、それから曖昧な表現が133カ所、必要に応じて対処するというのが53カ所、可能な限り云々が44、できる限りというのが７カ所、適切に対処が16、極力云々というのが13カ所、合計321カ所、環境保全対策について適切に対処すると、中身がない。こういうことでとり得る措置をとったと言えるんでしょうかね、知事。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　環境保全につきましては、一定の予測評価というものを環境アセスの段階で行います。そしてそれに対して環境保全措置をとっていくわけですけれども、やはり不確実性を伴う部分がございますので、それは監視調査とか、あるいは環境監視委員会の先生方からの御意見、御指導を得ながら、その都度きちんとした保全対策をとっていくというようなことで、こういった議員御指摘のような可能な限りとかそういうふうな表現になっているものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　皆さん方は埋立承認の際に別添資料

というのをつくって出していますね。それに具体的なとるべき措置というのが別添資料になっていますけれども、その別添資料というのは何ですか、そもそも。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時６分休憩

午後６時７分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 別添資料ですけれども、これは内容審査をするときの中で、この４条第１項に関するいろんな審査事項が大変膨大なものですから、別添資料として審査結果の一部としてつけてあるものでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 それを見て私はまたびっくりしているんですけれども、大気質とか騒音とか振動とか低周波とか水の汚れとかいろいろあります。これの対策をどうするかというと、マニュアルをつくって米軍に示して周知をするということを書いていますね。何ですか、この意味は。この別添資料それしか書いてない。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時８分休憩

午後６時９分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立工事を行う工事中には、環境保全措置として具体的なものが示されておりますが、議員御指摘のマニュアルといいますのが供用後について米軍に対して環境の負荷が小さくなるような、そういうマニュアルを作成して周知するというような技術が何カ所かございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 このマニュアルというのは事業者がつくるんですか、皆さん方がつくるんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） これは事業者がつくります。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 百条調査委員会でこの問題を追及しましたら、国の担当者は、これは県の責任だと、県がつくるべきだということを答弁していますけれども、皆さん方は事業者がやると言う。その事業者は県の責任だと言う。どちらですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時９分休憩

午後６時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 百条委員会での議論の御質問でございます。

嘉陽宗儀委員から、「マニュアルをどういう中身にするかということについては議論していますか。それをアメリカに守らせるのでしょうか。」というような質問に対して、これは調達部長の髙木さんだと思いますが、「現時点ではまだ議論しておりませんが、今後実施してまいります。」というふうな答えがございました。それからもう少しあるんですけれども、今回の回答に記載した措置については、私どもとして実施をしてまいります。その実施をする内容の詳細についてはこれから検討してまいるということでございまして、私どもとしては今後しっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございますということですので、事業者の責任においてマニュアルをつくるというふうに理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 事業者に聞いても、最初に私が質問しましたように、県の責任ですということで言っているんですよ。無責任じゃないかと追及したら、後で事業者もやりますという答弁に変わってきただけであって、今の答弁があるからといって皆さん方の責任が免れるわけじゃないですよ。この皆さん方の答弁者は誰とは言いませんけれども、この４条の１項から６項の審査につきましては県の責任でございますということを発言されておりましたが、防衛局は、この米軍等に対して要請あるいはマニュアル等の作成というのは当然事業者がみずからやるということでの答弁。これは皆さん方がやるんじゃなくて、マニュアルは事業者にさせるんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） マニュアル自体の作成は事業者が行うということでございます。

○嘉陽　宗儀君 休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時13分休憩

午後６時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） それでは百条委員会の議事録をもう一度読み上げさせていただきます。

嘉陽宗儀委員から、「マニュアルをどういう中身にするかということについては議論していますか。それをアメリカに守らせるのでしょうか。」というような

質問に対して、髙木健司参考人、「現時点ではまだ議論しておりませんが、今後実施してまいります。」。そして嘉陽宗儀委員から、「現時点ではというのは大変な問題ですよ。知事はそういったことができるという前提で埋立承認をしたのですよ。ところが、環境が守れるのかどうかわからないのにこれから対策をとりますというのは、沖縄県民を相当侮っているのではないですか、あなた方は。沖縄県民はあの埋立承認を絶対に許さないと。建白書もつくった。それを皆さん方は中身の議論もしない、マニュアルの議論もしない。それでしゃあしゃあと、沖縄県民に言うことを聞かそうというだけの態度ですか、今。」。これに対して髙木健司参考人、「今回の回答に記載した措置については、私どもとして実施をしてまいります。その実施をする内容の詳細についてはこれから検討してまいるということでございまして、私どもとしては今後しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。」と、こういう答弁でございました。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　この部長の都合のいいところだけ読み上げておりますけれども、これはいいです。基本的に私が言いたいのは、あれだけの大きな海を埋め立てるのに環境保全ができるはずはないというのが私は前提にあるものだからそういう質問をしていますね。マニュアルをつくっても、じゃアメリカは聞くのかと。それが聞かない場合はどうするのというと、マニュアルをつくって知らせるけれども、じゃ聞くのかと言ったら、聞かない場合は調べてもう一回出しますと。何回やるとは書いてないけれども。皆さん方がマニュアルをつくってアメリカに示しても、アメリカが聞かない、当然これは想定されていますね。聞かない場合にはさらにまたもう一回やりますと言う。何回やるかは書いてないけれども。アメリカは、我々は69年間沖縄県民の苦しみについて訴えても聞かなかった。今も戦闘機からいろんな物が落下してきて、再発防止に努めますと言うけれども全く聞かない。そういう沖縄県民に苦しみを与えてきたアメリカが、今改めて海を埋め立てようとするときの環境保全措置についてマニュアルをつくって聞くと思いますか。部長、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　事業者のほうでこれはしっかりマニュアルをつくって、米軍に対してこれを示して周知し、そのとおりにやっていただくという努力をしてもらうということに尽きるかなと考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　このマニュアルをつくるのは事業者とも詰めて、事業者の皆さん方の仕事だと言っているので、これは後ですり合わせすればいいんですけれども、しかし、事環境保全のためにマニュアルをつくって本当に守れるのかと、これが肝心な点ですよ。皆さん方は米軍にマニュアルをつくって守らなかった、環境が破壊された。その場合にはどういう責任をとるんですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　そういったやっぱりマニュアルをつくった以上は、きちんと守っていただくというようなことになろうかと思います。また、特に航空機騒音につきましては私ども留意事項をつくっておりまして、国・県、関係市町村等を構成員とする協議会等を設置し、以下の事項を実施するという留意事項がございます。本施設の供用に伴い米軍等が実施する環境保全対策の実施状況を定期的に把握する。本施設の供用に伴い航空機騒音や低周波音など環境保全上の問題等が生じ、または生じるおそれがある場合に改善対策を米軍と協議するというようなことで一定の担保はとっているものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　環境対策たくさんありますけれども、ほとんど実効性がないという感じがしています。１つだけ具体的に聞いてみますけれども、赤土対策はどうするんですか、赤土汚染。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　防衛局が行う工事などにつきましては、これは県の赤土等の条例が適用されますので、そういった条例の適用で赤土の流出が防止できるというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　百条委で私このことを聞きましたら、結局は土砂で埋めるので赤土対策はどうするかといったら、沈砂池をつくって対処しますと言うんです、答弁が。海の中に沈砂池つくって対処できますか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　具体的には赤土等流出防止条例に基づく届け出がなされたときにどのような赤土流出対策がとられるかというのが明らかになるものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君　これも笑い話みたいなものですからこれ以上やりませんけれども、しかし、例えば海に沈砂池をつくって対策をとるわけにはいかぬけれども、汚濁防止膜を使ってやりますというのが次出てきまし

たね。汚濁防止膜が汚れたら、取りかえてどんどん交換すると言っていますけれども、それができるんですか、汚濁防止膜で汚濁防止が。取りかえることができるんですか、目詰まりしたら。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時21分休憩

午後６時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 汚濁防止膜が汚れたり機能を果たさなくなった場合には、一旦引き揚げて洗浄する、あるいは取りかえるというような方法で汚濁防止膜の効果が出るようにしていくというのが一般的だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 いろいろ聞いてきましたけれども、現段階でとり得ると考えられる保全措置がとられてないというのが非常に明確になっていますよ。知事、それであるにもかかわらず、最高のとれるべき措置をとって埋立承認したとまだ言えるんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 私どもが行政手続法に従って定めた審査基準に照らし合わせて、現段階でとり得る環境保全措置がとられているというふうに判断し、承認したところでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽　宗儀君 この環境対策として期待しているのは具体的な対処ですよ。それを適切に対処します、これは政治用語ならいいけれども、環境汚染対策はそういうわけにはいかない。ところが、今の県の対策は全部そうなっている。321カ所、適切に対処しますと、空文句。これで最高に、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置がとられているということは認められない。

改めて知事に伺いますけれども、この最高の措置をとったので承認したというけれども、改めてもう一回今の環境保全対策について点検をして、だめならだめで、そして精査をして、その免許を、埋立承認を取り消すべきじゃないですか、知事。決意を伺います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後６時24分休憩

午後６時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 承認したものを取り消すつもりはありません。

○嘉陽　宗儀君 じゃ、私もわかりました。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明３日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時25分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　良　俊

会議録署名議員　新　里　米　吉

平成26年７月３日

平成26年
第　３　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　５　号）

平成26年 第３回 沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成26年７月３日（木曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第５号

平成26年７月３日（木曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで

乙第１号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　土地の取得について

乙第６号議案　損害賠償額の決定について

乙第７号議案　損害賠償額の決定について

乙第８号議案　指定管理者の指定について

乙第９号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第10号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第11号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第12号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（42名）

議長	喜納昌春君	18番	仲宗根悟君
副議長	浦崎唯昭君	19番	崎山嗣幸君
1番	上原章君	21番	瑞慶覧功君
2番	砂川利勝君	22番	渡久地修君
3番	具志堅透君	23番	大城一馬君
4番	又吉清義君	24番	嶺井光君
6番	儀間光秀君	25番	前島明男君
7番	新田宜明君	27番	新垣良俊君
8番	仲村未央さん	28番	仲田弘毅君
9番	玉城満君	29番	新垣安弘君
10番	西銘純恵さん	30番	當間盛夫君
11番	比嘉京子さん	31番	照屋大河君
12番	吉田勝廣君	32番	狩俣信子さん
13番	島袋大君	33番	赤嶺昇君
14番	中川京貴君	34番	新垣清涼君
17番	呉屋宏君	37番	金城勉君

38 番	糸洲朝則君	44 番	髙嶺善伸君
39 番	翁長政俊君	45 番	奥平一夫君
41 番	新垣哲司君	46 番	玉城義和君
42 番	具志孝助君	47 番	玉城ノブ子さん
43 番	新里米吉君	48 番	嘉陽宗儀君

欠席議員（3名）

16 番	座喜味一幸君	26 番	照屋守之君
20 番	山内末子さん		

欠員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	高良倉吉君	会計管理者	島田勉君
副知事	川上好久君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
知事公室長	又吉進君	総務部財政統括監	前田光幸君
総務部長	小橋川健二君	教育委員会委員長	宮城奈々さん
企画部長	謝花喜一郎君	教育長	諸見里明君
環境部長	當間秀史君	公安委員会委員長	翁長良盛君
子ども生活福祉部長	金城武君	警察本部長	笠原俊彦君
保健医療部長	仲本朝久君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	下地明和君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第1号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平　一夫君　おはようございます。

僕は、今度の6月定例会で驚いたというかちょっと違和感を持ったことが2つほどありまして、1つは、集団的自衛権の容認について知事が全くみずからの答弁を回避しているということですね。これは日本の国防やこれからの安保の問題、その環境が大きく変わることが非常に予想されております。そういう意味で国

民生活に大きな影響を及ぼす重大問題でありまして、ましてや基地の集中しているこの沖縄、大きなリスクが生じてくることはこれはもう予想にかたくないと思います。そういう意味で知事は、この沖縄県民の暮らしや命を守るという立場から、むしろ県政のトップリーダーとしては積極的にこの問題にコミットしていく必要があるだろうと思います。

観光振興や経済へのダメージも非常に大きい、それは９・11で実証済みであります。県政のリーダーたる者は、先ほど申しましたように、県民の命と財産を守る立場から率先して発言をすべきであります。お隣の県都那覇市の翁長市長は、国民的な議論が見えないままで拙速だとコメントをされております。県民のリーダーこそ明確なコメントをみずから発言すべきだったというふうに私は思います。

もう一つは、今度の集団的自衛権の中で、安全保障問題の根幹を変えることになるだろう、この慎重審議を求めることの意見書をめぐって、自民党の県連の役員がこんな発言をされております。「この宮古・八重山は中国にもはやもう侵略されるのかという話さえ出ている。間違いなく中国は沖縄を含めて中国の領土だと言ってはばからない。」そういう発言がありました。驚きました。私はこの発言はどこかの宗教団体の皆さんの話か、あるいはヘイト集団の話だと思っておりますけれども、ここに来て自民党の県連の幹部がこのような発言をするということには、非常に違和感を覚えております。

以上であります。

それでは、一般質問を行います。

防衛省が計画する南西諸島の防衛強化と称した与那国を初め宮古・石垣地域への陸自部隊配備について知事の見解を聞きます。過重な基地負担の沖縄にこれ以上の軍隊の配備は地域住民の分断と他国との緊張を招くことになる。断固反対すべきではないのか。

２番目に、エネルギー問題と課題について。

「原発ゼロ」を転換する新しいエネルギー基本計画について知事の見解を伺います。

⑵番目、県はこれまでのエネルギー基本計画を白紙から見直し、新しい基本計画を策定するとしている。その目的、位置づけや基本目標、アクションプラン等についての見解を聞きます。

県内離島における再生可能エネルギー発電受け入れ保留問題の背景と今後の解決等について見解を聞きます。沖縄本島でも接続制限の可能性があるのかどうか、お伺いをいたします。

それから、電源開発促進税について、県は財源確保策として、新たな沖縄振興に関する税制改正での減免を要望するとしていたが、その経緯はどうなったのか。

大きい３番目、沖縄県地域防災計画について。

県の地震被害想定調査における被害について示せ。

災害予防計画についての基本方針と市町村における地域防災計画について。

⑶番目に、防災拠点化と整備について伺います。

大きい４番目、教育行政の課題について。

不登校への取り組みについて伺います。

教育長は、せんだって「不登校の原因については、本人に起因するのが最も高く、その中でも本県は「遊び・非行」の割合が全国と比較して高いことが特徴です。」と答弁されました。不登校は休学や中途退学につながっていく可能性が高く憂慮されます。「遊び・非行」が不登校への大きな誘因だとすればどのような対策を講じていけばよいのか、教育長の不登校についての認識と対策を伺います。

⑵番目、学制改革を検討していた文部科学省が幼稚園や保育所などの最終学年を無償化し、義務教育とする方針を固めました。幼小連携の沖縄型幼児教育支援制度創設に取り組んできた沖縄は、５歳児幼稚園義務教育・無償化のモデル地域として手を挙げるべきではないのか。教育長の見解を伺います。

５番目、宮古空港及び下地島空港・周辺用地の利活用方策検討について伺います。

宮古空港の集客将来予測とそれに見合うキャパシティーについて県の認識を聞きます。

宮古空港のＣＩＱ施設建設について、概要と建設日程について聞きます。

下地島空港と周辺用地の利活用方策検討は従来の検討協議会との特徴的な相違は何か。また、どのような手法でどのような事業者を対象としているのか。本年度26年、そして来年度27年の日程についても聞きます。

⑷番目、提案募集に当たってどのようなインセンティブを検討しているのか。

提案募集に当たっては、地域住民の雇用や地域の活性化に寄与するものとすべきであると考えるが見解はどうか。

⑹番目、提案募集に当たっては「屋良覚書」、「西銘確認書」の遵守は当然と考えるがどうか。

大きい６番目、医療・福祉行政について聞きます。

重粒子線施設導入構想に琉大病院を移転させ、隣接するアメリカ海軍病院と一体とした国際医療拠点について伺います。

ア、米海軍病院との一体化で沖縄の基地化が強化継続することについて見解を聞きます。

イ、重粒子線施設建設に係る収支及び維持管理費等の見通しについて聞きます。

ウ、島嶼県沖縄では離島・僻地の医療やあるいは民間ドクターヘリへの支援が僕は優先課題としてあると思います。それが優先として検討されるべきではないのか。

⑵番目、離島における障害児支援の充実について聞きます。

離島における実態は把握しているのか。

地域における障害児支援体制の現状と課題について伺います。

本島との支援格差があると考えるが、さらなる支援が必要と考えるがどうか。

医療型児童発達支援について施設やマンパワーの不足は否めない。県の対応を聞きます。

支援の実態把握や体制の強化について、保護者等との意見交換や相談の場を設けることが必須だと考えるがどうか。

⑶番目、県がん対策推進条例施行後の離島におけるがん患者への支援及び医療の提供について聞きます。

がん患者支援モデル事業について成果を伺う。また、その成果を今後どう生かすのか見解を聞きます。

情報支援と相談支援の現状と課題について伺います。

島でできることは島で完結できる医療体制の充実について見解を伺います。

がん条例施行２年を経過する。県がん対策推進計画では離島医療におけるがん医療の確保やがん患者等関係者の支援をうたっているが、課題の解決や施策目標達成に向けて県はどう進めているか、見解を伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

奥平一夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、南西諸島への陸自部隊配備についてという御質問、これは与那国を初めとする石垣地域への陸自部隊配備についてという柱の中の御質問で、南西諸島への陸自部隊配備についての御質問に答弁をいたします。

政府の中期防衛力整備計画では、沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化するとされております。

県といたしましては、自衛隊の配備につきましては、我が国の防衛力やさまざまな緊急事態に対応するなどの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識をいたしております。ただ、地元の理解を最大限得るよう努めていただきたいと考えているところでございます。

次に、エネルギー問題と課題についての中で、新しいエネルギー基本計画についての御質問にお答えいたします。

国の新たなエネルギー基本計画では、原子力は重要なベースロード電源と位置づけられております。

エネルギー政策は、生活・産業の重要な基盤でありますことから、国において適切に判断されるべきものと考えております。また、再生可能エネルギーにつきましては、2013年から３年間、導入を最大限加速していくとされております。

沖縄県といたしましては、国の基本計画を踏まえつつ、再生可能エネルギーの導入に向けて、各種施策を展開してまいる所存でございます。

次に、宮古空港及び下地島空港・周辺用地の利活用方策検討についてという御質問の中で、宮古空港のＣＩＱ施設についての御質問に答弁をいたします。

宮古空港のＣＩＱ施設の整備につきましては、現在、宮古島市や関係機関で構成する連絡会議におきまして、規模や配置計画を検討しているところであります。平成26年度に実施設計を行い、平成27年度の供用開始に向け取り組んでまいる考えでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） エネルギー問題と課題についての御質問の中で、沖縄県エネルギービジョン・アクションプランについてお答えいたします。

沖縄県では、国のエネルギー政策の転換を踏まえ、これまでの沖縄県エネルギービジョンの数値目標の見直しと、新たに行動計画を加えた、沖縄県エネルギービジョン・アクションプランを平成25年度に策定しております。

当ビジョンは、沖縄県を初め市町村、事業者、県民等のあらゆる主体が一体となって進展を図るための基本的な指針として位置づけており、地域特性に合ったエネルギー需給構造の構築、防災・減災型島嶼社会の構築、再生可能エネルギーの地産地消型の地域づくりを基本目標とし、行動計画を立てております。

沖縄県としましては、これに掲げた再生可能エネルギー導入率、エネルギー自給率等の目標達成に向けて各種施策を展開してまいります。

次に、医療・福祉行政についての御質問の中で、重

粒子線施設建設に係る収支や維持管理等の見通しについてお答えいたします。

平成25年度に実施した重粒子線治療施設導入可能性調査におきましては、土地建物などを含めた建設費用として約150億円と試算されております。その内訳としましては、県は治療機器一式の整備に106億円、建設費補助へ29億円、計135億円を支出し、運営法人は開業準備費を含めた約20億円の調達が必要とされております。

運営法人による維持管理等の年間運営費は、約12億6000万円と試算されておりますが、県が装置の貸し出し及び建設費へ補助することにより、患者数が年間400名程度であれば、開設３年目には単年度黒字化することが想定されております。県内受診者数の見込みにつきましては、他県施設の事例を参考に、年間100名から200名程度で推移すると見込んでおります。県外受診者数は、全国143の病院ネットワークを持つ国立病院機構から毎年100名程度、連携を予定している都内の粒子線がん相談クリニックから、外国人を含む毎年200名程度を見込んでおり、定常時の患者数は合計400名から500名を想定しております。さらに、平成25年度の調査によると、他県の施設と連携し待機患者を誘致する、本県に多い肺がんを中心とした治療を行う、少額の掛金による新規の県民共済制度を創設するなどにより、さらなる受診者の増加が見込まれると報告されております。

このことから、運営収支は十分に採算可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それではエネルギー問題と課題についての中の、受け入れ保留問題の背景と今後の解決策についてお答えします。

離島のような発電規模が小さい系統では、再生可能エネルギーの接続可能量が小さく、限界量に達しやすい状況となっております。特に、宮古島、石垣島、久米島におきましては、再生可能エネルギー固定価格買取制度により急速に太陽光発電設備が普及したため、平成26年２月末以降の新規接続に関しては、全て接続保留が行われている状況であります。

沖縄本島においては、300キロワット以上の太陽光発電設備において、接続可能量を超えたとして平成25年12月末から接続保留の措置が行われている状況であります。

沖縄県といたしましては、国に対して再生可能エネルギー接続保留問題の解決に向けての対策を講ずるよう、離島市町村とともに連携して要望してまいります。

次に、電源開発促進税の減免要望についてお答えします。

沖縄県では、再生可能エネルギーの開発・普及に充てるため、これまで電源開発促進税の免税と地方税化について要望を国に対して行ってまいりましたが、当該税は全国的な電力事情等を総合的に勘案して決められるものであることから、沖縄県のみの措置は困難であるとの見解が出されております。

当該税は、発電所が立地する地域への交付金や発電所の整備に係る補助金などに活用されていることから、発電所の立地計画が当面ない沖縄県の実情を考慮した交付金の使途拡充を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 沖縄県地域防災計画についての御質問の中で、地震被害想定調査の結果についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災や平成24年度の津波浸水予測結果を踏まえ、平成25年度に沖縄で起こり得る最大クラスの地震・津波による被害想定調査を実施し、去る５月30日に公表したところであります。

今回の調査は、平成21年度に行った調査に比べ、マグニチュードは最大7.8から9.0、震度は６強から７へと地震の規模を拡大して被害想定を取りまとめました。

最も被害の規模が大きいとされる沖縄本島南東沖地震３連動――これは３つの震源を持つ地震が連動して起こるという想定でございますが――この地震により建物被害では５万8346棟が全壊し、人的被害では１万1340人の犠牲者が想定されております。津波に対する避難意識が高い場合には、犠牲者が4759人に減少すると想定されることから、津波からの避難対策が重要であると結論づけられます。調査結果を踏まえ、沖縄県防災会議の場等において、市町村や防災関係機関と連携し、津波避難訓練の実施や建物の耐震化対策、津波避難施設等の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画の基本方針と市町村地域防災計画の見直し状況についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画におきましては、災害時の被害を最小化する減災の考え方に基づき、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフト両面から対策を講じることを基本方針としてお

ります。

市町村におきましても、沖縄県地域防災計画を踏まえ、市町村の地域防災計画を見直しているところであり、東日本大震災後に見直した市町村は、平成26年３月末時点で17市町村となっております。

次に、避難所における防災拠点化等の整備についてお答えいたします。

市町村におきましては、災害が発生した場合、一時的に住民を避難させるために学校や公民館等を避難所に指定するとともに、公共施設等の耐震化に取り組んでいるところであります。

また、大規模災害が発生した場合は道路が寸断され、上下水道や電気などのライフラインが途絶することなどが想定されることから、食料や水、生活必需品等の備蓄や非常用発電機の設置など、避難所としての機能を維持するための整備を図ることも重要であります。

県内５市町村で、避難所に指定した学校の敷地内に備蓄倉庫を設置し、避難生活に必要な物資等を備蓄するなどの取り組みを進めております。

県としましては、市町村と連携し、沖縄振興特別推進交付金や再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、避難所における防災機能の強化について速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政の課題についての御質問の中で、不登校についての認識と対策についてお答えいたします。

文部科学省が平成25年度に実施した不登校に関する調査によりますと、本県の高校生ではいじめ、友人関係等「学校に係る状況」で不登校になった生徒が16.4％、家庭、親子関係等「家庭に係る状況」が6.2％、遊び・非行、無気力等「本人に係る状況」が76.4％となっており、「本人に係る状況」で不登校になった生徒が全国平均の63.6％よりも高くなっております。

不登校は本人の問題だけではなく、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要があることから、県教育委員会としましては、不登校改善の対策として、地域の人材や関係機関等と連携しスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や教育相談・就学支援事業などの施策を展開しております。また、新たに作成した「不登校対策リーフレット」をもとに、児童生徒一人一人の実態と教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じているところです。

次に、幼稚園の義務教育化・無償化についてお答えいたします。

県教育委員会では、公立幼稚園を中心とした学びの基礎力育成支援事業を実施し、小学校区内の５歳児の交流や幼児教育と小学校教育をカリキュラムでつなぐ保幼小連携に取り組んでいるところです。また、幼児教育推進委員会において、沖縄型幼児教育の方向性及び保幼小の連携について総合的に検討を行い、幼児教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

なお、幼稚園の義務教育化等につきましては、国の動向等を注視しながら適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 宮古空港及び下地島空港・周辺用地の利活用方策検討についての御質問の中で、宮古空港の需要予測と受け入れ能力についての御質問にお答えいたします。

平成６年度に調査した需要予測では、平成22年度に152万人と算定されております。一方、平成25年度の旅客数の実績値は約123万人となっており、予測値までは至っておりません。

なお、宮古空港は、新たな平行誘導路の新設やエプロンの増設等、拡張性を持たせた用地規模及び施設配置計画となっており、新石垣空港並みの施設整備が可能であることから、将来の需要にも対応可能であると考えております。

同じく下地島空港の利活用方策についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の利活用検討に係るこれまでの取り組みとの相違は、下地島空港及び周辺の用地を利活用したいという事業者を国内外から直接募るものであります。平成26年度は、提案のあった事業について、有識者委員会の審査を経て、事業実施方針を策定することにしております。また、平成27年度は、事業実施方針に基づき、事業者との契約に向け取り組む考えであります。

同じく提案募集に当たってのインセンティブについての御質問にお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用検討については、現在、県の取り組みを支援する委託業務の公募手続を進めております。

本支援業務の応募資格は、官民連携事業や企業誘致活動等に精通したコンサルタント等としており、本業務の中の提案募集要領作成時に、コンサルタント等のノウハウや関係課の意見も踏まえ、インセンティブの

検討を行うことにしております。

同じく地域住民の雇用や地域の活性化についての御質問にお答えいたします。

事業者が提案する利活用策については、有識者委員会において、事業の実現性、持続性及び地域経済への貢献度等を審査し、事業実施方針の作成に反映することとしております。

同じく「屋良覚書」、「西銘確認書」についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の使用方法については、「屋良覚書」及び「西銘確認書」は、尊重されるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 医療・福祉行政についての御質問の中の、国際医療拠点と米海軍病院についてお答えいたします。

西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成は、重粒子線治療施設や琉大医学部及び同附属病院との連携による高度医療や研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際的な研究交流や医療人材の育成などを推進していくものであります。

在沖米海軍病院と関連するものではありません。

次に、離島・僻地医療等への支援について。

重粒子線治療施設の導入により、本県に多い肺がんに対して、新たな治療の提供が可能になります。また、西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成は、重粒子線治療施設や琉大医学部及び同附属病院の連携による地域医療水準の向上も目的としております。これにより、地域に従事する医師の養成・確保、医師派遣の強化、高度な救命救急医療の充実などが図られ、離島・僻地への医療支援の拡充につながるものと考えております。さらに、低い掛金の県民共済制度の創設により、先進治療費や離島からの交通、宿泊費の全額負担が可能となり、離島住民が等しく最先端の医療を受ける機会が拡大されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは医療・福祉行政の御質問の中で、離島における障害児支援の実態及び支援体制等についてお答えをいたします。６の(2)アと６の(2)イは関連しますので一括してお答えをいたします。

離島における障害児支援については、平成26年３月現在では、集団的療育等を行う障害児入所支援施設が１カ所で入所者８名、また、放課後等デイサービスなどの支援を提供する障害児通所支援事業所が37カ所で158名が利用しております。さらに、在宅の障害児やその家族を対象とする障害児等療育支援事業については、平成25年度において延べ397件の医療や療育等に関する相談支援等を実施しております。

特に小規模離島における障害児支援については、サービス提供事業者や人材などの社会資源が限られていることが課題であると考えております。

次に、離島へのさらなる支援及び医療型児童発達支援についてお答えをいたします。６の(2)ウと６の(2)エは関連しますので一括してお答えをいたします。

離島における医療型障害児入所施設が整備されていないことから、医療的管理下での支援を必要とする障害児の場合、沖縄本島の施設を利用しなければならない実情があります。

県としましては、離島においても必要な支援が受けられるよう、地域の社会資源や障害児の状態等に応じた体制を整えることが重要であると考えております。こうしたことから、医療、保健、福祉、教育など関係機関や事業者等と連携・協力しながら、離島地域における障害児支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、支援の実態把握や体制の強化に係る保護者等との意見交換等についてお答えをいたします。

県及び市町村は、障害者総合支援法の規定に基づき障害者への支援体制整備を図るため障害者自立支援協議会を設置しております。同協議会の構成員には、障害当事者、その家族、関係団体の代表等も含まれており、支援体制の強化に向けた協議の場としての役割を担っております。

県としては、県自立支援協議会において、離島の市町村自立支援協議会では解決が困難な課題について協議をし、解決に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） 医療・福祉行政についての中の、がん患者支援モデル事業の成果等についてお答えします。

平成24年度から３年間実施しておりますがん患者支援モデル事業では、がん関連図書の北部、宮古・八重山地域の図書館への配置、離島地域等でのがん患者支援体制の構築を図るため、宮古・八重山地域での出張相談会、出張講座・講演会などを行っております。

これらの取り組みを通し、離島地域等のがん患者への情報提供やがん患者及び家族との交流が図られたことにより、今後、がん患者会の活性化につながるものと考えます。

次に、離島の情報支援と相談支援の現状・課題についてお答えします。

離島地域においては、がんに関する情報が少ないことや、悩み・不安などを自由に語り合い当事者同士気持ちをわかり合う場が少ないなどの課題があります。

県では、がん医療の助成制度に関する情報等を盛り込んだがんサポートハンドブックの配布や講習会・相談会の開催、琉大附属病院がんセンターにがんに関する相談窓口として「地域統括相談支援センター」を設置し、がん患者への情報支援や相談支援を実施しております。

次に、離島のがん医療体制の充実と課題解決に向けた取り組みについて、６の(3)ウと６の(3)エは関連しますので一括してお答えします。

県としましては、沖縄県がん対策推進計画に掲げる離島等の課題解決に向けてさまざまな施策に取り組んでいるところです。

離島のがん治療の充実につきましては､県立の宮古、八重山病院をがん診療連携支援病院と位置づけ、医師の研修や地域連携クリティカルパスの運用、ＭＲＩ・画像診断など医療機器整備への支援を行うとともに、本島での治療が必要な患者については、本島のがん診療連携拠点病院との連携による患者フォローアップ等に対する支援を行っております。加えまして、７月からは、本島で放射線治療を行う離島・僻地のがん患者等の宿泊支援を始めたところです。

県としましては、引き続きこれらの施策の推進を図り、離島・僻地における医療の確保及びがん患者等関係者への支援に努めてまいります。

以上でございます

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平　一夫君 それでは質問をしたいと思います。再質問です。

新しいエネルギーの基本計画というのは、とても原発事故を起こした国の再出発に向けたエネルギー指針とはもう到底思えません。事故への反省もなく、今ですら放射能汚染の収束もできていません。それどころか拡散をし続けています。わずか２年足らず前の民主党政権時代に国民的な議論を重ねて、原発ゼロを目指すとしたはずでありますけれども、政権がかわればそれもつかの間、原発事故がなかったかのように原発は重要なベースロード電源とし、原発再稼働にのめり込む基本計画を見ますと、まさに事故への反省と日本再生の覚悟が全く感じられません。

知事が推されておりました再生エネルギーについては、この３年をめどに全力で取り組んでいくというお話をされていましたけれども、実はこの再生エネルギーについての目標値がないんですね、目標値をやってないんです。ですから、そういう意味で非常に問題だと僕は思っているんですね。

そこで、お聞きをいたします。

知事、福島のこの原発事故について、どのような認識を持っているのかお聞きします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御質問が抽象的過ぎてどういう認識かと言われても、あると言えばありますし、要するに沖縄県には原子力発電所ありません。そういうことで、ただ日本の産業を支えてきたエネルギー源としての原子力の大きさ、必要性は私はよくわかっていますよ。ただし、日本のように地震国においてはさらにまだ一層安全性その他をしっかりと整えないと、ああいうひどい事故になってしまう。これを一体どのようにこれから国として対応していくかというのは、ある意味ではまだ議論の過程でもあり、ベースロード電源ではある、ということで今までやってきたわけですが、そこから完全に抜け出るには日本の産業構造を変えない限り簡単ではないですよ、それは。ですから、軽々にこうだ、ああだというのは、なかなかこれは言いにくい部分があります。ですから、今これは国においていろんな形で議論をし一応の計画はできておりますが、これは歩きながら恐らく訂正とか改善を加えていくものだろうと私は考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平　一夫君 そこで伺いますが、今、原発事故について私はその認識を聞いたわけでありまして、この事故は収束しているという認識ですか。それとも事故はそのままだ、事故の影響は継続しているという認識ですか、お聞きします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 恐縮ですが、私は原子力事故についての研究者ではありません。ですから、あなたのその御質問の趣旨がまたわからなくなりますが、収束しているかしていないかというのは、まさしく今現場を含めて、現地でいろんな研究者を含めて議論を

しつつ、取りまとめながら、なお改善の手当てを意見を入れながらやっている最中でしょう。収束しているかしてないかというような議論には、なかなかこれは答えられないですよ。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　知事､僕は研究者じゃないけれども、いろんなメディアの発表であったり、さまざまな意見をテレビで見たりして、この事故は本当に大変で、まだまだ続いているというふうに思っているわけですよ。私は何も研究者じゃありませんけれども。ただ、そういう認識を聞いているんです。だけど、私の認識はまだ原発事故がそのまま今､全然収束をされてない、汚染水も垂れ流されている､放射能も拡散をしている。私は、そう思うんですよ。ですから、そういう知事の認識はどうかというふうに聞きました、答えはいいんですけれども。

それで知事は、これまでずっと沖縄県における小型原発の研究は、当然やるべきだと、やって何が悪いかという思いでしたね。今でもそれは､その思いですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　どうも議員の御質問が、何が悪いかなどと私は言った覚えはひとつもありません。そういうような表現を含めた御質問には、非常に答えにくいんですけれども、あらゆるエネルギーについてエネルギーの責任を持つ企業が、いろいろな研究をするということに制約をかけてはいけないというのは、理科系というか技術系の世界では当然でしょう。いろいろな研究を何にもしないで、これやっちゃいけない、あれやっちゃいけないと言えば何にも生まれてきませんよ。当然のこととして研究をし、調査しておくというのは当然のことだと私は考えています。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　それはもう見解の違いですから、どうとも言えませんが、沖縄県に原発を持ってくると言うんだったら研究しても構いません。その可能性はあるんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　よほど小型の原子炉ができない限りは、沖縄のこの電力システムの中では入りませんよ。今最大のユニットが22万キロワットぐらいですから、ほかの電力では100万とか110万でしょう。ですからそう簡単には技術的には入りません。ただし、原子力エネルギーというのが昭和29年ごろから世界的に非常に普及し始めて、平和利用的な普及が始まったときにはこれはついに太陽を捕らえたというぐらい、非常にショックな、大きな、しかし平和利用のエネルギーとして、人類は迎えたわけですよ、世界中で。それを活用するためにいろんな研究をしてここまで積み上げてきた。そして工学部の学生たちの、やっぱり研究、行きたい分野の一つでもあったわけです、今は少し変わっているそうですが。そういう研究を頭から否定するような御質問には答えにくく、よほど小型のものが生まれない限り沖縄ではなかなか導入できないと思いますよ。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　全く見解が違うんで、もうこれだけにしておきますけれども、今の原子力がまさに原爆事故を起こした米国の戦略的なその考え方のもとに原子力というのがこの日本に輸入されてきたということがあるというふうに私は聞いております。それはそれで終わりたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。

県のエネルギービジョンについて、そのアクションプランについてお伺いをしたいと思いますが、再生エネルギーの導入モデル、これについてⅠもⅡもありますが、Ⅱのほうについてお聞きしたいと思います。導入モデル。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　ちょっとお待ちください、ちょっと確認が必要。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　このシナリオⅡにつきましては、ＥＶ転換率を2030年度にガソリン車からＥＶ転換率30％、転換率ですね。それから、県全体の電力消費量で2010年度の809万7469メガワットアワーから2030年度に843万5722キロメガワットアワーに増加する分も再生エネルギーで賄うというプランでございます。全て言うと長くなりますけれども、よろしいですか。

○奥平　一夫君　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　再生シナリオⅡでは、再生エネルギー導入率を13.5％にもっていくという考え方でございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　次に、その同じアクションプランの中でも防災・減災対策ということについて非常に気になるといいますか興味がありまして、この防災・減災対策構築に向けた防災拠点施設での自立型再生可能エネルギー導入についての考え方と取り組み、これをどう考えているか、どう示しているか、それを聞かせてください。

それと、各部とどういう連携をしているかということについても聞かせてください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　今、防災・減災の考え方につきましては、特に島嶼型ということで宮古の来間島を100％再生エネルギーで確保するというテストをしております。

それから､御質問のあった各部との連携については､このアクションプランをつくる際に照会をしてつくり上げてきたという経過がございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時56分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

奥平一夫君。

○奥平　一夫君　何度も言いますけれども、皆さんのこのアクションプランには、防災・減災対策構築に向けた防災拠点施設での自立型再生可能エネルギーの設備導入についてというその考え方が記載されているんですね。だから、これを具体的にかみ砕いて説明してくださいという意味ですよ。その際、各部との連携はあるのかと聞いているわけですよ。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　そのアクションプログラムは具体的な内容としましては、当部におきまして、ことし９月議会の補正予算のほうに上げようと考えているところですけれども、この事業は地震や台風などによる大規模な災害に備えて、避難者や防災拠点に再生可能エネルギーの導入を支援して、災害に強く、環境負荷の小さい地域づくりを行っていこうというものでありまして、具体的には離島あるいは過疎地域の防災拠点とかあるいは避難所のほうに、例えば太陽光発電施設を備えつけて、さらには蓄電池も設置した上で、平常時は発電した電力は自家消費はしますけれども、災害に遭った場合はそこから発電した電力をもって災害に必要な機器等に供給していくと。夜間についてはその蓄電池でもって電力を供給していくという事業で、今予定としましては、来年、再来年、３年間の事業で約14億円の事業を今考えているところであります。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　これは議会終わってから詳しく聞きます。これはもう話にならない、何答弁しているのかさっぱりわからん。

じゃもう一つ、このアクションプランの中で、全ての離島における100％再生可能エネルギー導入シナリオを示していますね。これについてもちょっと説明をお願いできますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時０分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　今御質問のあった件ですが、今、スマートエネルギー事業で来間島をモデルとして、その地域の100％電力需要を賄う事業を、再生エネルギーでの事業を実施しているところでございます。ほかの離島につきましては、この来間島の事業をモデルとして波及していきたいということで今進めているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　答弁これなってないと思いますよ。そのアクションプランの中に、いいですか、離島における100％の再生可能エネルギーを導入するというシナリオ書いてあるでしょう、皆さん。それを説明してくださいと言っているんですよ、何も来間島の話をしているんじゃない、全ての離島、沖縄の離島についてということを皆さん触れていますでしょう。説明してくださいよ、意味わからないよ全然。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　失礼しました。

今、その来間島でやっている実証事業を順次広げていく、その可能性調査を25年、そして詳細調査を26年に実施して、ほかの離島にもそれをモデルとして広げていこうという計画でございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　幾つも質問を予定していたけれども、これはもう終わります。

防災について聞きたいと思います。

市町村における防災拠点や避難所指定の状況についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時３分休憩

午前11時３分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　避難所につきましては、各地域の防災計画におきまして地形や海岸からの距離など地域の事情を勘案して指定しているわけですけれども、平成25年４月１日現在1195カ所の避難場所を指定しております。

また、いわゆる地域防災計画に指定されている避難施設、これは1299カ所、ちなみにその経路として97カ所、避難施設への経路として75カ所が指定されております。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　大分進んでいるようですけれども、その指定のあり方や拠点についての決め方というんですか、その基準はあるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　基準といいますか、まず市町村におきまして県が想定するいわゆる災害の程度というものがあるわけでございます。それを踏まえまして各市町村における､これは土木建築部とも連動･連携しておりますけれども、津波であればどれぐらいの高さのところが浸水するかといったようなところを地図に今落としてございます。これを各市町村に配布いたしまして、市町村でその住民の居住の状況、さらに避難困難地域といったものを検討いたしまして、市町村においてその避難場所までの経路をしっかり確保すると、県はその報告を受けると、そういうふうな流れになっております。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　学校施設もかなり避難所やあるいは防災拠点といいますか――になっていますよね。県では例えば学校施設と当該市町村が指定をする際にどういう指定の仕方をするんですか、何か基準があるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　基準というか今ここに詳細な基準というものを持っておりませんけれども、例えば学校の中にも標高が低くてこれは避難施設としてふさわしくないというところもございます。こういった判断というのは、ほぼこれは小中学校は市町村立でございますので、その市町村行政の中で十分吟味し、また地域住民との話し合い等も含めて決めていくとそういう流れになっていると考えております。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　じゃ次に下地島空港についてお聞きしたいと思っているんですけれども、その公募の募集期限がもう過ぎました。そして、決定もとうに過ぎていると思いますけれども、この契約が４月中旬、初旬というそういう日程になっているんですけれども、それはいつごろ契約をされるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まずスケジュールについての説明をしたいと思います。

５月30日から企画提案の募集を行っております。６月13日に参加の申し込み、そして６月25日に企画提案書のプレゼンテーションの審査を実施しておりまして、まだ契約は今後ということになっておりまして、業者の絞り込みもまだ行ってはおりません。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　ありがとうございます。

じゃ、次に、部長に特に報告、お願いをして質問をさせていただくんですが、その下地島空港の管理を委託されているＳＡＦＣＯの件では地元の大きな企業が日本航空から株を譲り受けて、実質上の事業運営をすることになったというお話がありますけれども、これ実は職員の身分や雇用条件あるいは今後の運営について非常に気になるところではあるんですね。それについてその企業さんからどういうお話を聞いているのか。それと地元宮古島の企業にそういう譲渡の話は何社ぐらい行ったのか、それをお聞きします。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず２つ御質問がありますので、１つ目の御質問でございます。

株式会社の方を日本航空のほうに私どもがあっせんをいたしましたけれども、これは議会に承認をしていただきました調停の一つの条件でございました。そし

てこのあっせんした会社につきましては、地元の雇用について最大限努力をしていきたいというような意向がその社長さんから示されましたので、私どもとしては日本航空のほうへ株式を譲渡する相手方の企業としてあっせんをしたところでございます。

それから、これまでどういう努力をしたかということですけれども、宮古島市とか石垣市あるいは空港関係の会社、あるいは建設業関係、あるいは観光関係の団体など十数社に対していろいろな打診を行ってきたところですけれども、なかなかいい返事が得られなかったということでございます。

そして今回の企業につきましては、調停にかかわった弁護士を初めいろいろな方に御協力をお願いしていましたところ、受け入れ意向の会社があるということでしたので、私も直接お会いしまして意向を確認いたしましたところ、先ほど申し上げたように地元の雇用にも最大限努力したいということでしたので、あっせんをしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　奥平一夫君。

○奥平　一夫君　どうも丁寧な御説明ありがとうございます。

最後になりますけれども、がん対策、離島におけるがん対策について１点だけ質問をさせていただきます。

このがん患者や家族が療養体験や気持ちを分かち合い、勉強会を行うがんサロンの開設が全国的に広まっています。がんサロンの開設支援について、離島におけるサロンの開設について見解をちょっとお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　お答えします。

琉球大学の附属のがんセンターのほうが患者サロンという形で、出張して開催をしているというふうに聞いております。

○奥平　一夫君　ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○保健医療部長（仲本朝久君）　離島における患者サロンの開設につきまして、今、議員の提案がありましたけれども、現状において常設のものはちょっと厳しいですので、現状においては琉大のがんセンターから出張しているとそういうことでございます。

今後につきましては、今後また地元の患者会と相談して検討していきたいと思います。

○奥平　一夫君　時間ですので、これで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　おはようございます。

日本共産党の玉城ノブ子です。

一般質問を行います。

安倍政権は、国民多数の反対の声に背いて集団的自衛権行使容認の解釈改憲の閣議決定を強行した。海外で戦争する国への道を開くものであり、憲法９条を破壊する歴史的暴挙に満身の怒りを込めて抗議をします。

安倍政権の憲法解釈変更による集団的自衛権の行使は、憲法９条を壊し平和憲法と民主主義をじゅうりんするものであり断じて容認できない。撤回を要求すべきです。

米軍基地問題について。

辺野古移設、新基地建設反対という県民総意を踏みにじり、県外移設というみずからの公約に背き埋め立てを承認したことは、県民に対する歴史的裏切りであり許せません。知事は、埋立承認を取り消すべきであります。

米国務省高官が、「普天間基地の返還は名護市辺野古への移設で合意している、代替施設の完成なしに運用停止はできない」と日本政府高官に伝えていたことが明らかになっているが、普天間の５年以内の運用停止の担保措置はありますか。普天間基地は無条件撤去を要求すべきではありませんか。

2005年の在日米軍再編協議で新基地の建設計画にホバークラフト型揚陸艇や高速輸送船が運用できる軍港機能整備の必要性を明記し、沖縄防衛局も辺野古埋立申請書に揚陸艇が出入りできる斜路を代替施設に設置する計画が示されている。新基地建設は、２本の滑走路と軍艦が接岸可能な護岸や弾薬庫など、強襲揚陸艇ボノム・リシャールも接岸可能な耐用年数200年の基地になることが明白ではないか。

安倍政権・防衛局は、名護市辺野古の新基地建設のための海底ボーリング調査を前に第１制限区域を現在の50メートルを約２キロと大幅に拡大することを日米合同委員会で合意し閣議決定したことは許せません。立ち入りを全面禁止する根拠になる日米地位協定に基づく水域制限は、目的を「米軍の使用」と規定。同様

に漁船操業制限法も操業制限できるのは「日本に駐留する米軍が水面を使用する場合」と明記している。この地位協定に照らしても水域の拡大は行われるべきではないと思うが、見解を伺う。

復帰時の日米のいわゆる５・15メモでは、「第１水域は、陸上施設の保安のために使用される」としています。基地建設のための第１制限区域の拡大は許されないことは明らかである。見解を問う。

ジュゴン訴訟は2003年に提起されたが、カリフォルニア連邦地裁は2008年１月の中間判決でジュゴンを米国文化財保護法の適用対象とし、この天然記念物への影響を評価していないのは同法違反に当たると判断、原告が事実上勝訴した。米国は基地建設をすべきでないとの判決が出たにもかかわらず、仲井眞知事が基地建設のための埋め立てを承認したのは違法ではありませんか。

普天間基地、伊江島でのオスプレイの低周波音の影響について、調査結果と対応、オスプレイの配備撤去について伺います。

オスプレイの低周波音について、防衛局が辺野古新基地建設の環境影響評価書で示している環境保全の目標値との比較でどうなのか。

琉球大学の渡嘉敷健准教授は、目標値を超過した低周波音が出ていること自体が深刻だと指摘していますが、見解と対策について伺います。

カジノについて。

知事は、昨年12月の政策協議会でカジノの候補地に沖縄を入れるよう要請しているが、カジノは刑法185条、186条で禁止されている賭博行為です。カジノは、ルーレット、スロットマシンなどの遊技、ゲームを無制限に賭博にしたもので、ギャンブル依存症の増加や青少年の健全育成への悪影響、暴力団対策上の問題、地域経済の崩壊等、深刻な弊害をもたらすことが明らかです。沖縄の観光産業はカジノ経済で発展すると考えているのですか。カジノ誘致を撤回すべきです。

刑法の賭博禁止の規定について確定した最高裁判決は、「勤労など正当な原因によらず、単なる偶然の事情によって財物を手にする思いがけない幸運を得ようと相争うことは、国民を怠け者の浪費家にし、健康で文化的な社会の基礎になる「勤労の美風」を害するばかりか、副次的な犯罪を誘発し、国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがある」としています。この最高裁判決に対する知事の所見を伺います。

沖縄の観光産業は、沖縄の地理的な条件や世界自然遺産にも登録された自然、環境、歴史、文化を生かした長期的、体験型観光を推進することで発展させるべきではありませんか。知事の所見を伺います。

米艦船によるマグロはえ縄切断事故について。

５月から６月初めにかけて沖縄本島の南西約110キロの海域で、県近海鮪漁協、那覇地区漁協所属の漁船のマグロはえ縄が米海軍の艦船に切断された。被害に遭った漁船は、確認できただけでも９隻を超えている。米海軍の音響測定艦「インペッカブル」が何隻も漁船が仕掛けたはえ縄の上を通過していることが目撃されており、第一寿丸からは写真も撮影されている。４月から６月にかけ沖縄近海のクロマグロ、キハダマグロは最盛期であり、多くの漁船が操業を行っている最中である。漁具の被害は甚大であり、死活問題だ。身の危険さえ感じる。安心して操業できない、漁民から怒りの訴えが上がっている。

漁船操業期の沖縄近海での演習や米艦船の運航を直ちにやめるよう米軍に求めること。

運航事前通報を米軍に求めること。

被害隻数、件数、漁網の被害金額、被害に遭い操業できなかった本来の日数などについて伺います。

被害に遭った漁船に対する補償を速やかに米側へ求め、県は補償を受けられるように漁業者を支援することについて伺います。

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）について。

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）は、日米協議でも農産物輸入関税の大幅引き下げを前提とした交渉になっています。国会決議は、重要５品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味農作物）について、聖域を確保できない場合は脱退も辞さないと言っています。関税撤廃は、沖縄県の農水産物に壊滅的な打撃を与えることになります。即時撤退を要求すべきではありませんか。

住宅リフォーム助成事業の拡充について。

沖縄県住宅リフォーム助成事業の平成25年度、26年度実施市町村、実施件数、実施総額について伺います。

経済波及効果について伺います。

支援率の引き上げ、店舗改装等の支援対象、市町村を拡充することについて伺います。

７、県産品の優先使用と地産地消の推進について。

県工業連合会が「県工業製品自給率調査」を実施しております。自給率が現状の32.6％から35.6％に３ポイント伸びた場合の波及効果は、生産誘発額が455億6100万円、雇用者誘発数が4778人、６％伸びた場合は920億9200万円の生産誘発額、9640人の雇用者誘発数に大きく拡大することが明らかになっております。

自給率の向上が生産と雇用拡大に大きな役割を果たしている。県の今後の積極的な取り組みについて伺います。

沖縄県の公共工事で県産品の使用比率はどうなっておりますか。３年間の推移について伺います。比率を高めるための具体的な対策について伺います。

地元農水産物の全小中学校での給食食材と県観光産業での使用状況について伺います。使用率を高めるための具体的な対策について伺います。

農水産物の高付加価値化、６次産業化推進のための対策について伺います。

生産、流通、販売、消費の連携がとれるシステムと供給体制の確立について伺います。

県産品の販路拡大を積極的に推進する取り組みについて伺います。

就学支援について。

子供の健全育成事業（生活保護世帯の子供の就学支援）と子育て総合支援モデル事業（準保護世帯の就学支援）の実施状況と支援の拡充について伺います。

糸満市への「県警察総合訓練場」の建設計画について。

糸満市西崎の学校、住宅街が隣接する地域に県警察総合訓練場の建設計画が上がっている。住民に訓練内容が明らかにされないまま進められようとしていることに市民から不安の声が上がり、糸満市も反対を表明しています。計画内容の詳細を明らかにしてください。市民や市が反対している施設について、強引に建設を進めるべきではありません。

県は、糸満市摩文仁の戦没者遺骨収集センターで一時保管する戦没者の遺骨を随時焼骨する方針だが、焼骨を急ぐ前に保管場所の増設や鑑定条件の抜本的見直しこそ優先すべきではありませんか、伺います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　玉城ノブ子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、米軍基地問題についての中で、まことに私としては受けとめられない歴史的裏切りであるとか、みずからの公約に背きとかという表現の入った御質問でございましたが、埋立承認の取り消しについてという御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請につきましては、承認基準に適合していることから承認したものであり、取り消すことは考えておりません。

次に、カジノについての御質問の中で、同じように刑法で禁じられている賭博行為でありと言っておりますが、これは今現在、国会においてカジノの合法化の議論が始まっており、ＩＲ関連法として審議が始まっておりますから、合法化しての話であることは御理解いただいていると思います。それを前提にした私の行動でありますから、誤解なきよう。

カジノは、世界120カ国以上で導入されており、カジノを含む統合リゾートは観光振興や雇用の創出、税収の確保など経済波及効果の面でメリットがあるものと言われております。また、統合リゾートは多様なニーズに対応し、夜間や雨天時及び季節を問わず楽しめる施設であることから、沖縄が世界水準の観光・リゾート地の形成を図る上で有効な手段の一つになり得ると考えております。

沖縄県といたしましても、国会での審議を注視しつつ、引き続き統合リゾートの導入に関する検討を進め、導入に当たっては具体的構想・計画を示しながら、これまでも申し上げてきたとおりコンセンサスを得てまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　米軍基地問題に関する御質問の中で、米側が５年以内運用停止はできないと伝えていることについてお答えします。

私が訪米した際、米政府からは、普天間飛行場の５年以内運用停止について、簡単ではないが、負担軽減のアイデアを探っていきたいとの発言があり、否定的なコメントはありませんでした。また、沖縄の負担軽減は日米両国首脳レベルのコミットメントであり、アメリカは日本政府と協力して引き続き取り組んでいく旨の発言があり、今後もこれを踏まえて協議がなされるものと考えております。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、政府から米側の大臣クラスや実務者など、各レベルでの議論を始めているとの発言があったところであります。

なお、県としましては、これまでの経緯等から、普天間飛行場の無条件撤去が実現するとは考えがたく、５年以内の運用停止を求めているところであります。

次に、ＴＰＰ（環太平洋連携協定）に関する御質問の中で、ＴＰＰに関する沖縄県の対応についてお答えします。

ＴＰＰ交渉については、農産物の関税分野を含めいまだ合意に至っておらず、予断を許さない状況にあると認識しております。このため、去る４月16日に県内農業団体と連携し、国に対して重要５品目などの聖域が確保できなければ交渉からの脱退も辞さないとした衆参農林水産委員会決議の遵守等の要請を行ったとこ

ろであります。

沖縄県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 住宅リフォーム助成事業の拡充に関する御質問の中で、この住宅リフォームの経済波及効果はどうかということについてお答えいたします。

同事業の経済波及効果については詳細に把握することは困難でございますけれども、各市町村の補助要綱で地元業者を利用する仕組みとなっていることから、地元に対する経済波及効果は高いものと考えております。

次に、県産品の優先使用と地産地消の推進についての御質問の中で、県産品の販路拡大についてお答えいたします。

県産品販路拡大に向けた県内における取り組みとしましては、増加する観光客への消費拡大を図るため、県内ホテルや飲食店における県産食材キャンペーンや、観光施設等における特設販売イベントなどを開催しております。県外に向けては、東京や大阪の有名百貨店において物産展を開催するほか、県との連携協定に基づき全国に展開している大型量販店を初め約1000店舗において沖縄フェアを開催しております。海外に向けては、香港や台湾を初め国際物流ハブ機能を活用した輸出が見込まれる地域において、観光と連携した物産展の開催や展示商談会への出展支援、輸送費用の助成などを行っております。また、本年11月には多数の海外バイヤーを招聘し、国内最大規模の食をテーマとした大交易会を開催することとしております。

県としましては、今後とも国内外に向けた各種施策に積極的に取り組み、県産品の販路拡大を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 集団的自衛権の行使についての御質問にお答えいたします。

集団的自衛権の行使については、去る７月１日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障体制の整備について」と題する閣議決定がなされましたが、去る６月30日の県議会決議にもありますように、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。

広大な米軍基地が所在する沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、水域の使用制限の変更及び一部水域の共同使用について見解をとの御質問にお答えいたします。

防衛省の説明によりますと、臨時制限区域の設定根拠は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国の地位に関する協定第２条であると。また、漁業制限区域については、漁業制限法第１条に基づいて設定しているというふうに説明されております。

県は、漁船の操業制限水域の一部変更に係る政府への回答に当たり、漁業権者と十分協議するとともに、当該水域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむった損失の補償について万全を期すよう、また、訓練等の実施による周辺漁業等への影響や漁船の航行の安全に関しても同様の配慮をなすよう意見を申し上げたところであり、これが県の見解ということになります。

次に、第１制限区域の拡大についてお答えいたします。

今回の日米合同委員会の合意は第１制限区域の拡大ではなく、新たに臨時制限区域が設定され当該水域について沖縄防衛局との共同使用が承認されたと説明されております。

次に、オスプレイの配備撤去についてお答えいたします。

県としましては、まず12機程度の訓練の分散から始まり、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも含めて着実に進めることを政府に対して求めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請における護岸についての御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請書には、「ヘリ等が故障した場合等について船舶を使用した輸送を実施する必要があることから、護岸の一部を船舶が接岸できる構造として整備しますが、恒常的に兵員や物資の積みおろしを

機能とするようないわゆる軍港を建設することは考えていません。」と記載されております。また、申請書の内容について、より詳細に把握するため行った質疑の中で、護岸等の設計の考え方について質問したところ、設計供用期間については、50年として設計していますとの回答を受けております。

同じく米軍基地問題についての御質問の中で、埋立承認の違法性についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

辺野古埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行いました。その結果、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

次に、住宅リフォーム助成事業の拡充についての御質問の中で、実施市町村、実施件数及び総額についての御質問にお答えいたします。

県が平成25年度に行った住宅リフォーム市町村助成支援事業の実績については、沖縄市、南風原町、与那原町の３市町、支援件数は121件、支援総額は393万1000円となっております。平成26年度の県予算は1500万円となっており、７市町村を支援する予定でございます。

同じく住宅リフォームについての御質問の中で、支援率の引き上げ及び支援対象の拡充についてという御質問にお答えいたします。

リフォームに対する支援率につきましては、各市町村の補助要綱に基づくものであり、引き上げについても各市町村の判断によるものとなっております。また、本事業は住宅の質の向上を目的としていることや、市町村が活用している国の交付金の性格が地域住宅支援であることから、店舗改装等については支援対象とはなっておりません。

今後も、住宅リフォーム助成事業を実施する市町村が拡大するよう市町村勉強会などを開催し、同事業の周知・普及を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　米軍基地問題についての中で、普天間基地、伊江島での低周波音調査結果と対応についての御質問にお答えします。２の(7)アと２の(8)は関連しますので一括してお答えします。

平成25年11月に県が実施した普天間飛行場周辺低周波音調査によりますと、オスプレイの低周波音レベルの最大値は、上大謝名公民館で記録した117.9デシベルでありました。また、沖縄防衛局アセスの環境保全の目標値と比較したところ、３分の１オクターブバンド中心周波数分析結果で20ヘルツにおいて物的影響に係る目標値を超過し、40から50ヘルツにおいて心理的影響に係る目標値を超過しておりました。

一方、平成26年１月に実施した伊江島補助飛行場周辺の調査結果によりますと、オスプレイの低周波音レベルの最大値はホバリング時に記録した97.3デシベルでありました。また、同じく沖縄防衛局のアセスの環境保全の目標値と比較したところ、20ヘルツにおいて物的影響に係る目標値を超過しておりました。

県としましては、今後も低周波音調査を実施し、基地周辺の低周波音の実態調査に努めてまいります。

同じく米軍基地問題についての中で、オスプレイの低周波音が目標値を超過していることに対する県の見解と対策についての御質問にお答えします。

低周波音によるものと考えられる健康影響としては、不眠、いらいら感、頭痛等があるとされておりますが、年齢、個人差等が大きく、健康影響が明確になっていないのが現状であります。また、低周波音については環境基準もなく、航空機等に係る低周波音に関する科学的知見も少ない状況にあります。

県におきましては、低周波音調査を行うとともに低周波音のデータや知見を蓄積し、基地周辺の低周波音の実態把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それではカジノに関する御質問の中の、賭博禁止規定に関する最高裁判決への所見についてお答えいたします。

刑法の賭博禁止規定に関する最高裁判決については、政府においても同様に認識されているところであります。統合リゾートの法制化の過程において、カジノの違法性が阻却される際には、同判決の趣旨を尊重の上、懸念事項への対応策を初め法益を保護するための十分な措置が盛り込まれるものと考えております。

次に、沖縄の特性を生かした体験型観光を推進することについてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で「国際的な沖縄観光ブランドの確立」を掲げ、沖縄の豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化等、沖縄が持つさまざまな資源を活用し、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力あふれる観光を推進することとしております。この基本的な考え方に基づき、離島や地域の魅力を生かした着地型観光やリゾートウエディング等の充実を図るとともに、沖縄の自然、文化、

スポーツ等の観光資源を横断的に活用した感動体験プログラムの開発支援や「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信する空手道会館（仮称）の建設等に取り組んでいるところであります。

次に、県産品の優先使用と地産地消の推進に関する御質問の中の、観光産業における県産食材の使用状況と使用率を高める対策についてお答えいたします。

沖縄県が平成21年度に実施した「観光産業実態調査」によると、観光関連産業の飲食部門における県産食材の使用率は48.5％となっております。一方で、県が毎年実施しております「観光統計実態調査」によりますと、土産品の購入動機として「沖縄らしさ」が上位に挙げられ、また、「道の駅」の訪問率が向上するなど県産食材等のニーズが高まっており、これらの積極的な活用は、沖縄観光の魅力向上と消費拡大に貢献するものと考えております。

県としましては、県産食材等を販売する花と食のフェスティバルや直売所などへの観光客の誘導、「旬」の食材についてのキャンペーン等を実施するほか、生産者や消費者、行政等で構成する「沖縄県地産地消推進県民会議」などでの議論を通し、関係部局と連携した取り組みを進めているところでございます。また、沖縄コンベンションビューローにおいては、県食材を活用するホテルや飲食店等をホームページで紹介するなど、引き続き積極的な情報発信を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　米艦船によるマグロはえ縄切断事故についての御質問の中で、マグロはえ縄切断事故の米軍に対する再発防止要求と被害金額、損害賠償についてお答えいたします。４(1)アから４の(1)のエは関連しますので一括してお答えいたします。

マグロはえ縄の切断被害が発生した沖縄本島南西の公海上においては、米軍の音響測定艦が連日目撃されておりました。このため、県は、漁業関係団体と連携し、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し米軍へ事実関係を照会するとともに、米軍艦船の漁場への航行回避や航行計画の情報交換等、再発防止策の検討を促すよう申し入れたところであります。また、高良副知事訪米の際に、米国務省及び国防総省に対し損害賠償請求に対する真摯な対応を申し入れるとともに、６月17日、18日に農林水産大臣、防衛大臣、外務大臣に対し、原因究明及び再発防止、原因が特定された場合の損害賠償請求、漁業者が安心して操業できる抜本的な措置に関する要請を行ったところであります。さらに、現在、沖縄県漁業協同組合連合会が米海軍の法規に基づき、米海軍法務部に対し損害賠償請求手続を進めているところであります。

なお、現在、県が報告を受けている被害は合計９隻で21件となっております。はえ縄切断のため生じた休漁日数、漁具、漁獲物の損害については、現在、沖縄県漁連が慎重に調査・集計を行っているところであります。

県としましては、賠償までの手続が円滑に行われるよう、漁業関係団体を支援していくこととしております。

次に、県産品の優先使用と地産地消の推進についての御質問の中で、農林水産物の高付加価値化と６次産業化の推進についてお答えいたします。

農林漁業者が生産から加工、流通、販売まで取り組む６次産業化により農林水産物の高付加価値化を推進することは、農家所得の向上や農山漁村の活性化を図る上で重要であると考えております。そのため、県では、地域資源を生かした加工品の開発や加工機材の整備等を支援するアグリチャレンジ普及推進事業、モンドセレクションなど国際認証の取得等を支援するプレミアム加工品開発支援事業などを実施しているところであります。また、総合的な相談対応を行うサポートセンターの設置に加え、今年度は、人材育成研修会や交流会の開催、新商品開発や販路開拓等に対する助成、加工施設や直売施設等の整備に対する助成などを実施することとしております。

県としましては、引き続き市町村・関係団体等と連携し、６次産業化の推進による農林水産物の高付加価値化に努めてまいります。

次に、生産、流通、販売、消費の連携システムと供給体制の確立についてお答えいたします。

県では、生産、流通、販売、消費が連携した地産地消を推進するため、ＪＡや県漁連、ホテル組合や学校給食会、婦人連合会や生協等で構成する「地産地消推進県民会議」を設置し、「沖縄県地産地消推進計画」に基づく各種施策を関係機関等と連携し実施しているところであります。具体的には、直売所を核とした県産食材消費拡大事業やおきなわ島ふーど利用促進事業により、直売所と学校給食センターやホテルとのマッチング支援、地産地消コーディネーターを活用した学校給食等における県産食材の利用促進、「おきなわ食材の店」の登録推進や、同店舗を中心とした飲食店における県産食材の利用促進などに取り組んでおります。

今後とも、関係機関・団体等と連携し、地産地消を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 県産品の優先使用と地産地消の推進についての中の、自給率の向上に対する県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、産業まつりや県産品奨励月間の実施による意識の啓発、優良県産品の推奨、国や市町村等に対する要請などさまざまな取り組みを行っているところであります。

沖縄県としましては、今後とも関係機関と連携し県産品の優先使用に取り組み自給率の向上に努めてまいります。

次に、県産建設資材の使用比率についてお答えいたします。

沖縄県が発注する公共工事において使用される県産建設資材のうち、鉄筋やセメント等の主要11品目に係る使用状況調査によると、県産品の割合は、平成23年度89.2％、平成24年度83.6％、平成25年度91.1％となっております。県産品の使用割合を高める取り組みとしては、県産品の優先使用を特記仕様書に明記するほか、昨年11月には県公共工事の主な発注元である土木建築部、農林水産部及び企業局の幹部職員及び担当者を対象に、県内企業による県産建設資材のプレゼンテーション及び意見交換会を初めて開催し、関係部局とともに県産品の優先使用の意義を再確認したところであります。

県としましては、今後とも関係部局等と連携し、県産品の優先使用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは県産品の優先使用と地産地消の推進についての御質問の中で、学校給食での県産食材の利用等についてお答えいたします。

学校給食に県産食材を活用することは、児童生徒が沖縄の食文化や郷土食のよさを理解するとともに、本県の産業振興にも寄与するものと考えております。学校給食においては、県産農林水産物利用率が平成24年度34％となっており、郷土料理や行事食等を通して県産食材の活用を図っております。

県教育委員会としましては、引き続き各種研修会等を通して県産食材の積極的な利用を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは就学援助についての御質問の中で、子供の健全育成事業と子育て総合支援モデル事業の実施状況と支援の拡充についてお答えをいたします。

子供の健全育成事業は、現在、南部福祉保健所管内で２教室、中部福祉保健所管内で２教室を設置し、生活保護世帯の児童生徒を対象に学習支援を実施しているところであります。子育て総合支援モデル事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用して平成24年度から実施しており、現在、県内４カ所で準要保護世帯の小中学生を対象に支援を行っているところであります。平成26年度においては、新たに低所得世帯等の高校生を対象に大学等への進学を支援する事業を実施する予定であります。

次に、戦没者の遺骨についての御質問の中で、戦没者遺骨の保管場所の増設や鑑定条件の見直しについてお答えをいたします。

戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定については、国において平成15年度より遺留品をもとに死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係遺族を推定できることなど一定の条件のもとで実施されております。一定の条件に合致しない遺骨については、遺骨の尊厳の観点から、焼骨の上、国立戦没者墓苑に納骨することとなっておりますが、平成24年度及び平成25年度において収骨された戦没者遺骨については、現在、仮安置所において保管をしております。

戦没者遺骨のＤＮＡ鑑定については、これまで数度にわたり国と調整を行ってきた結果を踏まえ、焼骨に係る手続を進めてきたところでありますが、それはあくまでも柱数などの確認作業であり、即焼骨を実施するということではありません。今回、戦没者遺骨の保管に関する新たな陳情が提出されていること等を踏まえながら、当面継続して国と調整を行っていきたいと考えているところであります。

また、仮安置所については、現在のところ今の仮安置所で対応可能と考えておりますが、現場を再確認し委託先法人等と調整の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 糸満市への県警察総合

訓練場の建設計画についての御質問についてお答えをいたします。

県警察では、県民の安全・安心に資するためさまざまな警察活動を行っておりますが、このためには常に警察官の対処能力の向上を図るための訓練を行う必要があります。このため、県警察におきましては、新たな訓練場の建設を目指しており、その場所をここ数年にわたり探していたところでありますが、糸満市西崎にある県水産試験場跡地を候補地として選定をし同地の管理者である国や県と用地取得に向けた調整を行っていたところであります。本年３月になりまして糸満市から、当該場所については他の用途で使用したいので、同地の利用を見合わせてほしいとの要望を受けたことから、現在、同市と協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　まず、カジノについて再質問いたします。

今、国会にＩＲ法案が提出されているのはわかります。しかし、まだこの法案は通っておりません。法律はつくられてないんですよ。今現在、カジノは違法なんですね。沖縄県は、県民の税金を使って違法なこのカジノ調査を実施して、既に8643万円の税金を使い続けているんですよ。この皆さんがやったカジノ検討報告書で、懸念事項としてどういうことが指摘をされておりますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今、私どもが調査で行っているカジノ懸念事項に対する沖縄県の考え方でございますが、ギャンブル依存症の対策としては、カジノ収益を用いた依存症回復支援施策、治療施設への支援、ギャンブル依存症相談育成の支援、あと本人や家族の申し立てによるカジノ施設からの顧客排除プログラムの実施などがあります。また、青少年への影響対策としては、青少年のカジノ場への立ち入り、入場、ゲームへの参加禁止、青少年を見きわめるための厳格な本人確認等のチェック、また、カジノ場に関する広告の規制などがあります。

それから暴力団等組織悪介入への対策としては、カジノ場内外における警備・監視の徹底、カジノ運営において暴力団や犯罪歴があるなど適切でない法人や個人を排除、カジノ運営希望者は国の認証を取得することを要件として、国の認定取得者についても事後違法行為等があれば認定を剝奪するなどですね。

それから地域環境への影響に対する対策として、警察、教育、保健衛生、金融等の組織から構成される地域環境管理委員会の設置などを今挙げているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　カジノを導入すれば、今のようなギャンブル依存症、青少年や地域にも悪影響を与えるということが指摘されているんですよ。静岡大学の鳥畑教授は、カジノに伴う損失は横領など犯罪に伴う損失、ギャンブルの労働生産性の低下、失業や破産、ギャンブル依存症対策の費用等社会的コストは際限なく増大して、その費用は３兆2400億から５兆3800億にも上ると試算されていると述べていますよ。知事は、カジノ経済で沖縄観光産業が発展すると、こういうふうに考えているんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これは経済活動ですから、当然経済活動としての事業を展開して沖縄の観光産業ひいては経済全体の拡大を図るというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　沖縄県がカジノ導入のモデルにしているシンガポールでは、開業から４年目で自己破産が急増しているんですよ。カジノ場禁止を申し入れた人も10万人を超えているんですよ。この事態をどう認識するんですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　今、シンガポールでの自己破産の現状を調べたところですけれども、シンガポールにおいて裁判所による自己破産の決定を受けた人数は、導入翌年はほぼ横ばい、それ以降は前年比14％で増加しております。

まず、この自己破産の理由なんですが、例えば低金利を背景に住宅ローンを組む人が急増した結果、返済額が収入の60％以上を占める家庭が存在するなど、経済情勢の影響もあると言われております。

また、シンガポールにおいてカジノ立入禁止が排除されてこのプログラムの適用を受けている人数なんですが、それはことし３月末現在で、議員からありますように約20万人ですが、そのうち70％が出稼ぎ労働者を含む外国人、そして地元住民でみずからプログラム適用を申し出た者は６％の約１万3000人となっております。

県としましては、シンガポールを含む海外の事例を研究し、国が講じる懸念事項対策に加えて、県としてもさらにとるべき対応策について厳格に検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　こういうカジノ依存症を生み出すような、カジノ設置によってギャンブル依存症の患者が増加することは避けられないということが指摘されているわけですよ。カジノ収益によってギャンブル依存症の対策を行うというのは、これは本末転倒じゃありませんか。こういう事態になるということをわかっていてカジノを導入して、これでカジノ振興になるというのは、これは県民の立場から言って絶対許せないというのがみんなの意見なんですよ。これについてどういうふうに皆さん方は認識されるんですか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　現在、これは６月24日に閣議決定されました「日本再興戦略」、その中でＩＲについて触れられていますが、それをちょっと一文読ませていただきたいと思います。

「観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待される。他方、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止策等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、ＩＲ推進法案の状況やＩＲに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。」ということでございまして、そのＩＲの導入に当たっては、政府としてもしっかりその対策を、いわゆる懸念事項対策をしっかりとっていくという前提での法案の審議になっております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　県内では、今このギャンブル依存症の問題、日本国内でも県内でも大変深刻な事態になっているんですよ。こういう事態になることが想定されるこのカジノについて、まだ法案も通っていないそういう状況の中で、このカジノを積極的に推進するために手を挙げるというのは、絶対これは許されないですよ。今、県内でも経済団体を初め女性団体、あらゆる県民の間から、このカジノについては賛同できないという声が上がっているわけですよ。それでも知事は県民の声を押し切ってカジノを導入しようということなんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　そういう声を押し切ってやるのかという御質問の趣旨がわかりませんが、これは先ほどから申し上げておりますように、国もちゃんと法律をつくってカジノを経済振興のためにも使っていこうという中身になっているわけでしょう。ですからこの中身をよく読まれて、いろいろな懸念事項があるとすれば、それを最小限に抑えてきちっとビジネスの一つとして振興していこうということで、120カ国でもう既にやっているんですよ。これをただ定性的にそういうものがあり得る可能性があるからといってノーと言っていたら、新しいビジネスはなかなか展開しにくくなりますよ。だから、しかもいろんな地域、日本の国内でも関心を持ってやろうとしている地域の情報がいろいろ入ってきますから、沖縄県としても当然これは手を挙げておくべきではありませんか。後から挙げると後の祭りでなかなか入れませんよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　今、刑法の賭博禁止の規定で先ほどお聞きしましたけれども、確定した判例でこう言っているわけですよ、最高裁判決で。勤労など正当な原因によらないで思いがけない幸運を得ようと相争うことは、国家を怠け者の浪費家にし、勤労の美風を害するばかりか国民経済の機能に重大な障害を与えるということを最高裁判決で述べているわけですよ。これで沖縄経済発展するんですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　それを一般論的に言えば、賭博とか、ちゃんと働いて収入を得るというようなことにならないような範囲で人間は楽しみも、そしていろいろなゲームもやっているわけでして、何もかも一緒にして賭博的なことというのは、まず賭博的なことはノーでいいんで、それで現にそうなっているはずです。その中から健全なちゃんと産業としてもビジネスとしても、そして娯楽としてもやれるようなものをちゃんとコントロールしてやっていこうということですから、これは今日本でも幾つもやられているじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　カジノは、今現在刑法で禁止されている賭博行為なんですよ。違法なこの賭博行為を誘致することに知事が手を挙げるということは許されないですよ。これは撤回すべきです。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　撤回しません。こういうビジネスを研究しないということ自身、沖縄の経済はおくれていくんですよ。ちゃんと研究して、押さえるべきところは押さえてやる、当たり前のことじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　これは絶対許されません。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に、静粛に。

○玉城　ノブ子さん　沖縄には今43万6000人の修学旅

行生が来ているんですよ。カジノを誘致したら、カジノの町に修学旅行生が来ますか。沖縄のよさはどこにあるというふうに知事は思っているんですか。沖縄のこのすばらしい自然でしょう。この沖縄に来る観光客のほとんどがこの沖縄のすばらしい自然、景観そして沖縄独特の歴史や文化、それが非常に重要だということをここに観光に来る皆さん方もそういうふうに訴えているわけですよ。（拍手する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○玉城　ノブ子さん　しかも、この沖縄のよさを生かした観光産業を発展させるということがこのみんなの要求になっているわけですよ。知事、この沖縄のよさこそを生かした観光産業をやっぱり発展させていく。世界遺産登録にも沖縄全体を登録するほどの魅力ある地域だということが言われているわけですよ。この沖縄のよさを生かした観光産業こそ発展させるべきではありませんか。そのことが必要ですよ。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　沖縄のよさ、文化、芸能、自然、そこまでは議員と同じですよ。ですからそこまではやってきているわけです。それをさらに発展させようとしているので、そしてまた、国際的なリゾートとなるとどうしてもやっぱり次のステージが出てきます。そこに向かっていかないと、我々のこの観光資源のボリュームというのはかなり限界がすぐ出てくる可能性もありますよ。ですからそこまでは一緒ですよ。だから、沖縄のよさをしっかりと伸ばしていこう、これは伸ばしていきます。かてて加えていろんな新しいことにもチャレンジしないととまりますよ。だからちゃんとチャレンジしよう、そのために一生懸命研究もしていこうという、ここまでノーと言ったら、新しいものは何もできませんよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

静粛に願います。

○玉城　ノブ子さん　これは断じて許されません。この修学旅行生がこんなに沖縄に来ている。こういうところにカジノをつくって、本当に沖縄のよさ、魅力を生かした観光産業を発展させることが本当にできるか。これは私は絶対カジノの導入でそういう沖縄のよさを生かした観光産業の発展はできないということを言って抗議をしたい。

時間がありませんので、次の５・15メモについてですけれども、日米両政府は、日米地位協定による沖縄県内の米軍基地の使用についての合意、いわゆる５・15メモによって辺野古の米軍キャンプ・シュワブ沿岸で立ち入りを常時禁止する水域を大幅に拡大することに合意をし閣議決定していますけれども、これは県民の主権を踏みにじり平和と民主主義をないがしろにするものですよ。絶対にこれは容認できません。５・15メモによる水域拡大の合意は不法不当であり、知事は合意文書の廃棄を日米両政府に要求すべきではありませんか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今、議員の質問の中で５・15メモによるということですけれども、日米合同委員会合意が根拠であるというふうに先ほど申し上げました。

今の議員の御質問は、５・15メモを廃棄しろという意味なのか、あるいはこの合意を廃棄しろという意味なのか、ちょっと判じかねますけれども、政府からは先ほど答弁いたしましたように、これは現在の既存の水域の中に新たな制限区域を設けるものであるというふうに説明されており、県もそのように理解しております。

○議長（喜納昌春君）　玉城ノブ子さん。

○玉城　ノブ子さん　安倍政権の集団的自衛権の行使、仲井眞知事が承認した辺野古新基地建設は、今、一体となって進められ戦争への道に突き進もうとしているんです。私たち沖縄県民は、決してそれを許しません。11月の県知事選挙は新基地建設を許さないこの県民の意思を示す選挙にしたいということを決意をして質問を終わります。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後０時16分休憩

午後１時32分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　こんにちは。

一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について。

「慰霊の日」の平和宣言の意義と目的は何か。ことしの平和宣言から普天間基地の「県外移設を求める」ことを省こうとしたことに県民から反発の声が寄せられたとのことですが、経緯と認識を伺います。

安倍内閣は憲法を解釈改憲し、集団的自衛権行使容認へと突き進んでいます。

一内閣の閣議決定で憲法の解釈を変えるのは立憲主義の否定ではないか。

集団的自衛権の行使は、日本が直接攻撃されていなくても同盟国である米国の戦争に日本が派兵し戦争す

る国になるということに一番の本質があるのではないか。

集団的自衛権の行使によって、全国の米軍基地の74％が集中している沖縄は攻撃の対象となり、戦争に巻き込まれる危険が高まってくるのではないか。

９・11同時テロの際に、米軍基地が集中している沖縄はテロの対象になるといって観光客が激減し、経済的に大打撃を受けましたが、集団的自衛権行使容認でその危険は再来するのではないか。

悲惨な沖縄戦を体験し、戦後27年間軍事占領下に置かれて、今なお74％の米軍基地が置かれ被害を受けている沖縄県の知事でありながら、集団的自衛権の行使容認に反対すると言えないのですか。

百条委員会で、辺野古埋立承認について、11月12日の中間報告までは、「移設案は不可能」、「環境保全は不可能」と明記していたことが明らかになりました。さらに、12月17日の軍特委員会でも「精査中」との答弁を繰り返していたものが、12月17日の政府の政策協議会で、知事が安倍首相に振興策などの条件を提示した日を境に、埋め立てを一転して承認のシナリオに転換していったことが審議で裏づけられました。12月18日から21日の間に土木建築部で承認の判断を下し、22日に副知事に報告したとのことですが、中間報告から最終報告の内容に180度転換する意思決定はいつ、どこで、誰が行ったのか詳細を明らかにしてください。

仲井眞知事は辺野古新基地建設について４月24日に「いったん始めたら予定通り進めた方がいい。」と記者会見で述べ、埋立推進、新基地建設推進の立場を表明しました。二重三重に県民の願いに背くものではないか。

辺野古新基地について、海上ヘリポート案から軍民共用案、Ｌ字案から現在のＶ字案になるにつれて、基地の面積、滑走路の本数、長さ、弾薬搭載機能、軍港機能、斜路、基地の使用年数など基地機能が強化されてきているが認識を伺います。

去年１月28日の41市町村長、議長、県議会などオール沖縄で「オスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念」の一致を求めて建白書を安倍首相に提出しました。建白書の総意は現時点でも圧倒的多数の県民の願いだと思いますが見解を伺います。

教育行政について。

沖縄県及び秋田、福井県の小学校児童１人当たりと中学校生徒１人当たりの教育予算（建設費を除く）について、10年前と現在の額と増減は幾らか。10年前と比較しても沖縄の１人当たりの教育予算は減り続けています。増額し続けている秋田、福井と比べると子供たちの教育に対する県の姿勢が端的にあらわれていると思いますが認識を伺います。教育予算の抜本的な増額が必要ではないでしょうか。

30人学級、少人数学級が導入されましたが、教室不足で40人学級のままになっている学校名、クラス、児童の数について伺います。県の制度です。市町村任せにせず県の責任で速やかに実施できる予算措置等を行うべきであります。

大平、島尻特別支援学校の大規模化の実態と那覇市から通学している児童生徒の状況を伺います。どのように解消しようとしているのか。那覇市内に特別支援学校を建設してほしいとの父母の切実な願いが寄せられていますが見解を伺います。

南北大東島の振興について。

水道料金を本島と同額にすることについて。

ため池の整備について。

離島から沖縄本島の高校に進学する生徒への支援と、既に離島から進学している生徒からの不安や悩みなどを聞き取り支援する体制について伺います。

県道29号線の慢性的な交通渋滞の根本的な解決のためには、松川交差点から真嘉比方面への道路の新設が必要ではないでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　渡久地修議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設に関する発言について答弁をいたします。

普天間飛行場の危険性除去は、喫緊の課題であります。

御質問の発言につきましては、政府において、同飛行場の５年以内の運用停止を含むあらゆる方策を追求していただきたいという趣旨で申し上げたところでございます。

次に、南北大東島の振興についての御質問の中で、南北大東におけるため池の整備についての御質問に答弁します。

農業を基幹産業とする南北大東島においては、農業用水源の確保が重要であります。このため、今年度も13億円を投入し、６地区のため池を整備することとしております。

沖縄県といたしましては、引き続きため池の整備を計画的に進め、南北大東島の農業生産の安定と農業所得の向上に努めてまいる所存でございます。

次に、同じく南北大東島の振興に係る御質問の中で、離島高校生への支援についてという御趣旨の御質問に

答弁をいたします。

高校未設置離島から進学する高校生を支援するため、離島高校生修学支援事業や離島児童・生徒支援センター整備事業等を実施しているところであります。また、県立高等学校では、離島出身の生徒も含めて親元を離れて生活している生徒に対し、スクールカウンセラーや教育相談担当教員等が不安や悩みなどの教育相談を行っております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 県道29号線の慢性的な交通渋滞についての御質問の中で、松川交差点の渋滞対策についてお答えいたします。

県道29号線（那覇北中城線）の松川交差点は、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出した主要渋滞箇所に含まれ、対策が必要であることは認識しております。主要渋滞箇所については、昨年度から渋滞状況の調査・分析を行っているところであり、今後、さまざまな渋滞対策案について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは知事の政治姿勢についての御質問の中で、平和宣言に関する認識についてお答えをいたします。

沖縄全戦没者追悼式における平和宣言については、昭和52年、沖縄戦戦没者の33年忌に当たり、関係者の議論を経て、真に慰霊の日にふさわしい式典とするため、平和宣言を行うこととしたものであります。このことを踏まえ、これまで沖縄県は、平和宣言において、さきの大戦で苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき、戦争体験を継承し、平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してまいりました。

今回の平和宣言については、関係者の助言等も踏まえ、普天間飛行場の機能を削減し、県外への移設を初めとするあらゆる方策を講じて、基地負担を軽減することを求めております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、集団的自衛権の行使容認及びその本質等との御質問にお答えいたします。議員からの１の(2)のアからオまで４点、立憲主義の否定ではないかでありますとか、米国の戦争に参加する国になることではないかといった多岐にわたる御質問をいただいておりますけれども、ここでは集団的自衛権に関する県の基本的な考えを述べまして答弁にかえさせていただきたいと思います。したがいまして、この４問一括してお答えする形にさせていただきたいと思います。大変恐縮です。

集団的自衛権の行使については、去る７月１日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定と題する閣議決定がなされましたが、去る６月30日の県議会決議にありますように、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。広大な米軍基地が所在する沖縄県としましては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて、国民に丁寧に説明すべきであると考えております。また、県としましては、政府において今後も平和的な外交を通じ、不測の事態が生じないよう万全を期していただきたいと考えております。

次に、代替施設における基地機能強化についてお答えいたします。

埋立承認申請書によりますと、代替施設の埋立面積は約152.5ヘクタール、既存陸域も含む施設全体面積は204.8ヘクタールとなっております。また、長さ1200メートル、幅30メートルの滑走路を２本設置、オーバーランは滑走路両端に300メートル設けられ、Ｖ字型の形で配置されるとしております。

防衛省は、弾薬搭載エリア、係船機能護岸について、「基本的には普天間飛行場の機能を維持するために整備するものである」と説明しており、斜路については、「既にキャンプ・シュワブにある斜路を代替するもの」と説明しております。係船機能付護岸について、埋立承認申請書には、「ヘリ等が故障した場合等について船舶を使用した輸送を実施する必要があることから、護岸の一部を船舶が接岸できる構造として整備しますが、恒常的に兵員や物資の積みおろしを機能とするようないわゆる軍港を建設することは考えていません。」と記載されております。耐用年数については、港湾施設の設計基準に基づき、50年で設計していると説明しております。

代替施設についてはこれまでさまざまな検討がなされておりますが、埋立承認申請書に示されたものが代替施設の具体的な計画となっているものと考えており

ます。

次に、建白書の趣旨と県民の願いとの御質問にお答えいたします。

昨年１月、安倍総理大臣に提出された建白書については、実行委員会を構成した団体の中で、その取り扱いをめぐってさまざまな議論がなされていると承知しており、県としての見解は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中の、集団的自衛権行使容認による観光への影響についてお答えいたします。

現時点では、行使容認による沖縄観光への影響について想定することは困難でありますが、容認後の影響について、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に係る中間報告と審査の経緯についての御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請に係る審査結果・報告の調整経緯については、昨年の11月12日に知事、12月22日に副知事、同23日には再度知事へ審査状況を報告いたしました。その後、12月25日までに事務的な審査を終了したことから、その旨知事に報告したところ、26日に知事が承認の判断をしたものであります。なお、昨年11月の中間報告は、審査の途中段階での作業状況について知事へ報告したものであります。その際、審査が終了していない事項については、これまでの県の主張などを記載したものであり、審査結果を記載したものではございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、児童生徒１人当たりの教育予算についてお答えいたします。

平成23年度の児童生徒１人当たりの教育費を10年前と比較してみますと、小学校では秋田県が６万4766円の増、福井県が４万5017円の増、沖縄県は２万2142円の減、中学校では秋田県が10万1846円の増、福井県が５万3570円の増、沖縄県は５万4480円の減となっております。

将来を担う児童生徒の教育環境の充実は重要であり、県教育委員会としましては、今後とも、教育・人材育成施策の展開・拡充に向けて、必要となる教育予算の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、少人数学級未実施校とその対応についてお答えいたします。

今年度、教室不足により、30人学級及び35人学級を実施していない小中学校は12校・16学級となっております。

その全ての学校名と、４月10日時点の学級数、児童生徒数は、小学校１年生で天久小学校５学級、157人、小学校２年生で宮里小学校６学級、182人、浦城小学校５学級、183人、当山小学校７学級、212人、内間小学校３学級、100人、宮城小学校４学級、129人、天久小学校４学級、135人、小学校３年生で高江洲小学校２学級、74人、天久小学校４学級、146人、中学校１年生で読谷中学校８学級、315人、宮里中学校８学級、306人、真志喜中学校８学級、281人、神森中学校８学級、318人となっております。

県教育委員会としましては、これらの学校の施設整備については、当該地域の児童生徒の教育に責任を有する市町村が判断して行うものと理解しております。今後は、教室不足の解消を含め、小中学校の設置者である市町村の理解と協力を得ながら、次年度以降の少人数学級について検討してまいります。

次に、大平及び島尻特別支援学校の実態等についてお答えいたします。

平成26年５月１日現在、大平特別支援学校の児童生徒数は288名で、そのうち、那覇市在住の児童生徒数は115名となっております。また、同月日の島尻特別支援学校の児童生徒数は286名で、そのうち、那覇市在住の児童生徒数は81名となっております。

県教育委員会としましては、これまで校舎の増改築、通学区域の見直し、高等学校に分教室を設置するなど、大規模化の対策を講じてきたところです。なお、那覇市内に新たな特別支援学校を建設することにつきましては、幾つかの課題も提起されることから、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） 南北大東島の振興についての中の、水道料金を本島と同額にすることについてという御質問にお答えします。

南北大東村については、水源の確保が難しいことから、運営費用が割高である海水淡水化施設を導入しており、本島地域と比べ、水道料金に格差があることは承知しております。

県としましては、離島における水道料金の格差是正を含めた、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、用水供給対象の拡大を図る手法で、水道の広域化に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後２時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　予算額の数字の漏れがありましたということで再答弁します。

平成23年度の児童生徒１人当たりの教育費を10年前と比較してみますと、小学校では秋田県がこれは平成14年度と平成23年度の比較になります。平成14年度、87万5473円、それから平成23年度が94万239円、差額がプラス６万4766円となっております。それから福井県が10年前、81万812円、平成23年度85万5829円の４万5017円の増です。沖縄県が同じく64万5531円が62万3389円で、マイナスの２万2142円となっております。

中学校では秋田県が92万7938円、そして102万9784円の10万1846円の増、それから福井県が78万6505円が84万75円の５万3570円の増、沖縄県が82万1093円が76万6613円、５万4480円の減となっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　まず南北大東の水道料金ですけれども、その南北大東の水道料金は現在幾らですか。本島平均、離島平均と比べると幾ら高くなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時６分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　南北大東、まず北大東のほうが10トン当たり3535円、南大東が3354円、それから本島のほうが1265円、それから離島の平均で2146円であります。ちょっと差額のほうは今手元に計算できないんですが、その差額であります。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時６分休憩

午後２時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　お答えします。

北大東村と周辺離島地域との差額、1389円、それから本島地域との差額が2270円、南大東村のほうは離島との差額1208円、本島との差額2089円でございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　広域化まであと何年かかりますか。水道料金を具体的に引き下げるまで何年かかりますか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　水道広域化につきましては、平成33年度を目途に今進めているところでございまして、その間中に本島周辺の南北大東を含む８離島村、それを最初のステップワンとして平成33年度までに広域化を完成するという計画でございます。

○渡久地　修君　33年、あと何年ね。あと何年と聞いているんだから。これはちゃんと言ってもらわないといかんです。

○保健医療部長（仲本朝久君）　７年でございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　あと７年、話聞いたら、いろんなのがあったので、７年から10年かかるというんですよ。その間我慢しなさいということになるんですかね。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　水道につきましては、水道法におきまして市町村営が原則、事業体ごとに受益者負担を前提にしながら独立採算制の公営企業の原則に基づき運営されております。事業運営の条件、規模、施設経営体等によって水道料金も異なっていますので、というふうなことであります。そう言いましても本島地域と水道料金が格差があるということがありますので、我々としましては用水供給対象の拡大による手法で水道広域化を推進するというふうな考えでございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　北大東が3535円なんですよね、月ね。もう本当に高い、ああいう離島に暮らしておきながら。これは何とかしないといけないと思うんですよね。それで本島並みまで行かなくてもせめて離島並みの二千ちょっとに引き下げるとして、もし引き下げる。そしてその分、水道会計赤字になりますね。その分を県が何らかの形で支援する、負担するということになると、例えば南大東、北大東、あるいは3000円を超えている

粟国村であれば月額幾ら負担すれば、あるいはそれを年額幾らか県が支援すればその離島並みに引き下げることは可能ですか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　事業主体のそれぞれの料金設定は、規模であるとかその施設の形態等による、それからあと財政状況等でその繰り出し等々して料金を設定しているということから、その料金そのものを比較して単純にその差額を補助するということは妥当ではないというふうに考えております。しかしながら、議員の言うような手法で単純に試算をしますと、月額大体3760万7000円の支援が必要という計算になります。

○渡久地　修君　月額、年額でしょう。

○保健医療部長（仲本朝久君）　失礼しました。年額3760万ですね。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　北大東であれば月額175万円、南大東122万円、粟国村であれば78万円、月額ですよ。これだけ負担すればできるんですよ。これどうするかというのは、かなりいろんな法的な問題とかあるから検討しないといけないと思うんですけれども、七、八年広域化まで待てと言わないで、せめて何とか支援すると。年額で3700万ですから、これは離島振興の担当の企画部、離島振興ぜひこれは早急に来年度からでも僕は実施していただきたいなと思うんだけれども、あんな本当に国境の島で頑張っている人たちがいるわけですから、その分はきちんと広域化までは支援するということがあってもいいんじゃないかなと思うんです。ぜひこれ両方相談して離島振興の立場から企画部長、ぜひ検討していただきたいと思うんですがいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　企画部におきましても、関係部局で構成します水道広域化ワーキングチームに入っております。やはり離島のこの割高な水道料金をいかにしたら低減できるかということは取り組まなければならない事項だと思っております。

渡久地議員からの御指摘の７年も待てないので早急にということ、差額の補塡ということでしょうか。実は、この差額の補塡という議論はこのワーキングチームの前に、水道広域化の議論の前に実は担当部局においても議論がなされたというふうに聞いております。先ほど保健医療部長からもありましたように、この運営形態がさまざまであると。例えば具体的なことを申し上げますと、例えば受益者数ですね。市町村の住民の数が違うとか、それからコストの削減に向けた努力を行っている市町村もあればそうでない市町村もあるとか、それから一般会計からもう既に繰り入れをしている市町村もあったりなかったり、そういったさまざまな状況の中で出された離島の平均の料金との差額を補塡することが果たして妥当かという議論があって水道の広域化という流れになったというふうに聞いております。

ですから、今議員から御指摘のあったことにつきましては、今申し上げました課題をいかに克服するかということを議論しなければならないだろうと思っておりますけれども、水道料金の格差を是正することに向けて企画部としても関係部局と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　いろんな課題がいっぱいありますからということで、７年も８年も放置したら向こうに住んでいる人たち大変ですよ。だから、これはぜひ検討してやっていただきたいと思います。

次に、教育予算について。

先ほど答弁ありがとうございました。直近の児童１人当たりの予算、沖縄は小学校で47位、中学校42位と、全国比で非常に少ないということを前の議会で指摘しました。これは間違いないですよね、教育長。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　はい、数字的にそうだと思います。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時15分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　これまでもこの教育予算が１人当たりで少ないよということを指摘してきましたけれども、この指摘に対していろんな正面から指摘を受け切れないで、沖縄は子供が多いとか何とかそういう反論も聞こえたりしたんですけれども、やっぱり正面からこのことを受けとめる必要があると思います。

先ほど答弁したのをグラフにしました。（資料を掲示）　児童は子供は全国的に減っています。少子化で減っています。そういう中で、しかし多くの県は一生懸命やって児童１人当たり、生徒１人当たりの予算をふやしています。秋田県は先ほどあったように６万4000円にふやしています、福井県も。沖縄県だけが減っ

ていますね、この３つに比べると。沖縄は10年前は中学校は福井よりも多かったんですよ。それが逆転されていますね。そしてこんなに差があります。ですから、教育長、この10年間で１人当たりの予算で僕は多くの県はふえていると思うんです。ふえている県は何県ですか、全国でふえている県の数。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後２時17分休憩

午後２時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里　明君） お答えします。

１人当たりの教育費がふえている県が27県ございます。それから１人当たりの教育費が減っている県が20県、これは小学校ですね。それから中学校では１人当たりの教育費がふえている県が35県、１人当たりの教育費が減っている県が12県となっております。なお、沖縄県の順位は小学校で34位、中学校で42位となっております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 九州ではどうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 10年間で１人当たりの教育費が九州で減っているのが小学校では大分県と沖縄県の２県です。それから中学校では沖縄県の１県ですね。

○議長（喜納昌春君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 九州では沖縄と大分が小学校、中学校で沖縄だけなんですよ。だから、教育に対する県の姿勢が僕はこの予算にあらわれていると思います。このグラフを見ると（資料を掲示） この差、差額ありますね。差額どうなっているかというと、秋田と比べると小学校で1.4倍に広がっていますね、1.4倍に。それから中学校を見ると2.5倍に広がっているんですよ。差は広がっている、10年間で。

ですから、予算というのは私はやっぱり土台だと思いますよ。皆さんいつも秋田とか福井とか一生懸命言うけれども、それは大いに結構です。しかし、根本の土台が揺らいでいたんではだめだと思うんで、ぜひ１人当たりの教育予算、子供たちの予算を全力でふやしていくと、確保するというのに、僕は教育長全力で取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 教育施策の展開あるいは子供たちの教育にとっては、やはり予算というのは大きな要因を占めております。頑張ってみたいと思います。ちなみに、一括交付金でこの二、三年はかなり増額して頑張ってはおります。

○議長（喜納昌春君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 ぜひ増額に転じて、秋田に勉強に行くと言うんだったらこの財政問題も何で向こうは頑張っているかというのも勉強に行っていただきたいと思います。

そして次に、そういう意味で僕は30人学級の実現、全学年に広げるというのはとても大事だと思います。それで先ほどありました30人学級やったけれども、実際上教室が足りなくてできないところありますね。これは市町村の責任だと教育長言いましたけれども、県の制度ですから、市町村の責任にしないでほしいと。そういう意味では僕はもし仮に教室が足りなくてできなかったら、はいできませんでしたよで、それで終わるんですかと。そういうところはその分だけの先生をきちんと配置をして、40人学級のところをふやされた先生が補助教員としてついていってサポートすると、これぐらいやっておけばまだ我慢できる。こういうことをやっていますか、やっていなかったらぜひこれ直ちにやっていただきたい。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） サポート体制はいろいろとやっておりますけれども、この加配も教科の指導改善であるとか、そういうところでやっております。

30人学級、少人数学級ができないところでの加配につきましては、ちょっと検討してみたいと思います。できるかどうかですね。

○議長（喜納昌春君） 渡久地　修君。

○渡久地　修君 先ほど取り残されたところは、40人あるいは37人､38人で以前と変わらないような先生方、とても苦労しているんですよ。ところが、30人以下学級のところとはもう本当に雲泥の差なんですよ。そういったところを市町村任せにしないで、せめてじゃそこには先生配置しましょうということ。例えば先ほどあった浦城小学校であれば30人学級にするにはあと２学級ふやす必要があると。そういうところはできなければ、２人の先生を配置すればその先生たちがサポートしていって相当子供たちや先生方の支援ができるはずなんですよ。こういったことをやっているんであれば、まだ我慢できる。それもやらないで市町村の責任ですよということは通用しない。これは直ちに来年度からあるいは僕は２学期からやってもらいたいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君）　少人数指導をどうするかというのもやはり市町村といろいろと協議して検討してみないといけないと思いますし、まず２学期からではちょっと厳しいと思います。次年度、これできるかどうかも含めて少人数指導についてもやはり市町村といろいろと協議してまいらないといけないと思いますので、ちょっと研究させてください。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　現場はとにかく大変です。ぜひこれは研究・検討してください。

次、慰霊の日の平和宣言について。

平和宣言、これまで何回行われましたか。平和宣言をした歴代の知事の名前を教えてください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時23分休憩

午後２時25分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　これまでの平和宣言、昭和52年から38回平和宣言をしております。

それからこれまでの知事のお名前を申し上げますと、昭和52年、53年で平良幸市知事ですね。昭和54年から平成２年までが西銘順治知事です。平成３年から平成10年が大田昌秀知事、そして平成11年から18年が稲嶺惠一知事、平成19年からこれまでが仲井眞弘多知事ということでございます。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私、今度の平和宣言、非常に違和感を覚えたんですよ。それで「普天間飛行場の５年以内の運用停止を求めているのです。」というくだりに非常に違和感を感じたんですけれども、そのくだりの主語は何、これ。誰になっていますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時27分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これ、「私」だと思います。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　それでこれまでの38回の平和宣言で、「私は」で宣言した知事は今までいたでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時28分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これは今ここではわかりません。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私、皆さん方からこれ38回分全部もらいました。読んでみました。全てこれまで「私たち」とか「私たち県民は」あるいは「沖縄県民は」とか、「我々は」ということになっているんですよ。例えば昭和57年６月23日の西銘知事は、「われわれは、理由のいかんを問わず、武力による紛争解決はこれを認めず、平和主義に徹し、人類社会の安寧と生活の向上を願い、世界の恒久平和実現のため新たな決意を持って努力することを、県民の名において内外に宣言する。」ということで、全部「沖縄県民は」とか、「我々は」とか、「私たちは」ということなんです。

今回のものを見ると、最初は「私たちは」で始まっていますよ。ところが、「喫緊の課題を解決するために、全力を注がなければなりません。そのために、私は普天間飛行場の５年以内の運用停止を求めているのです。」ということで、「そのために」ということで初めてここで「私は」ということが出てきたんですよ。去年の埋立承認をやったこと、そしてやる際に普天間基地の運用停止をここで私は求めているんだということをこの平和宣言に持ち込んできたと。そういう意味では知事これこそ私はこの平和宣言を政治的な立場で利用しているんじゃないかなというふうに違和感を覚えたんですよ。その辺どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　それは議員御自身の感覚でしょう。ですから、何もこれを政治利用しよう、何をしようという趣旨は全くないとは言いません。政治利用とはちょっと変ですが、こういう私の気持ち、それから県民の気持ちも含めて主語を「私は」と書いたからといって私個人ではないですよ。沖縄県知事としての「私は」という趣旨であって、何も私個人の利害のためにやる話でもありません。ですから、主語も含め、なおこの受けとめ方は人それぞれだと思いますよ。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これが今までのあれから言って、そして去年の12月28日の埋立申請、それ以前の12月17日の安倍首相との会談での５年以内の閉鎖とか、突然出てきた。そしてそれがこの平和宣言にも持ち込まれてきたと。だから、「そのために、私は」ということで、これは私は政治利用だと。あの慰霊の日に汚点を残してしまったということを指摘しておきたいと思います。

次に、集団的自衛権についてお聞きします。

先ほど私がやった、３つの通告への答弁漏れと言っ

たのを答えてください。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午後２時31分休憩
午後２時32分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　私は答弁で、去る６月30日の県議会決議にありますように、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しておりますと、そういうふうに答弁をさしあげました。
議員の御質問は、１点目が立憲主義の否定ではないか、２点目が、日本が攻撃されていなくても米国の戦争に参加する国になることに本質があるのではないか、３点目が、基地が集中する沖縄は攻撃対象となり、戦争に巻き込まれる危険が高まるのではないか、４点目が、悲惨な沖縄戦を経た沖縄県知事でありながらなぜ反対しないのかと、この４点でありますけれども、まさに私が答弁いたしましたさまざまな意見、議員はその意見を申し述べておられるというふうに理解をいたしまして、先ほどのような答弁でありまして、政府は国政の場などで十分に議論した上でその影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えておりますという県の立場を申し述べたわけでございます。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　2001年、９・11同時テロの際に沖縄の観光客、修学旅行などはどれだけ減りましたか。経済的にはどれだけの打撃を受けましたか。
○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　平成13年９月11日に米国同時多発テロが発生しておりますけれども、その平成13年の入域観光客数は９月に米国で発生した同時多発テロの影響を受けまして、修学旅行生を中心とするキャンセルなどにより年合計で443万3400人となり､対前年比８万7800人の減となっております。そして修学旅行、それから一般団体等のキャンセルは2130件、約25万人となっております。
○渡久地　修君　経済的には……。
○議長（喜納昌春君）　どうぞ。
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　経済的には今の修学旅行等でキャンセルになった25万人に当時の１人当たり消費額７万6463円を掛けますと約190億円となります。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　キャンセルになった理由は何でしょう。
○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　私たちの理解では、この同時多発テロ事件というのが歴史的に経験したことのない航空機による大規模なテロ事件であったことから、航空機の利用控えの風潮が高まったこと、それから修学旅行をする児童の保護者の間に旅行に対する不安が広まったことなどが考えられると思います。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　沖縄に米軍基地が集中しているからキャンセルになったんですよ、テロの対象になるんじゃないかといって。だからこういったのを見切らないと県はだめだと思いますね。
それでこの74％の基地がある沖縄で再び戦争に巻き込まれるのではないかと多くの県民が危惧の念を抱いているんですよ。そういう沖縄の県知事として本当に何の見解も、注視していますとか、一切見解を示すことができないということでいいんですかと。きちんと見解を述べる必要があるんじゃないですかと。できれば集団的自衛権反対だと言うべきだと思うんだけれども、そうでなかったらそうでないなりのきちんと見解を出すべきじゃないですか、どうですか知事。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　議員の追い立てで何か物を言おうとは無論思っておりません。しかし、集団的自衛権については今度の閣議決定のあれをごらんになったでしょう。何度読んでも中身がわかりにくい。そして15のケース、何度説明を聞いてもわかりにくい。これから法律を整備していく法整備の過程でいろいろな議論をやると言っているんですから、これを聞いて説明を受けないと、ただそれを受けない前に県民の行政を預かる私が軽々にああだこうだ、反対であるとこれは言えませんよ｡むしろ慎重にやらないといけません。ですから、私は説明を求め、審議を尽くしてもらいたいとこういう趣旨のことを知事公室が申し上げたと思うんですよ。
そういうことでございます。
○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　私は逆だと思いますね。やっぱり沖縄の政治家としては、きちんと物申すべきだと思います。
もっと具体的に聞きましょうね。
同じ政治家で、知事の前回の選挙のときの選対本部長で今の那覇市の翁長雄志市長は、議会で、「わが国も主権国家である以上、国際法における集団的自衛権の権利を有している」と考えていると説明して、「憲法９条において許容されている自衛権の行使は、わが

国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきであると考えている。よって、集団的自衛権を行使することは、その範囲を逸脱するものであり、憲法上許されない」と述べていますけれども、私はこういった政治家として、沖縄で活動する政治家としてはきちっと僕は述べる必要があると思うんですけれども、どうですか。この翁長市長の見解に対してでもどうですか、感想があったら教えてください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　あなたのおっしゃるように、議員のおっしゃるように、翁長那覇市長は２回私の選対本部長もやっていただいた有能な市長さんでございます。

政治家がこの私も含め議会の先生方も、さらに首長さんもその議員も全部選挙で選ばれた人々は、御自分の信条や見解や考えを発するのは自由ですよ。ですが、私はこの沖縄県の行政を預かる者として、内容の説明をきちっと聞かないまま、議論をきちっとフォローしないまま何か申し上げる、一般論を申し上げることに意味があるとは思っておりません。ですから、那覇市長さんは那覇市長さんのお考えでお話をされたことでしょう、ということだと思いますが。

○議長（喜納昌春君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

渡久地　修君。

○渡久地　修君　先ほど公室長が言った海上ヘリポート、軍民共用、Ｌ字案、（資料を掲示）　これはやってくる間に面積は海上ヘリポート90ヘクタールから今は204.8ヘクタール、滑走路は２本にふえちゃった。それから弾薬庫も以前なかったものがある。ヘリポートは撤去可能と言っていた。稲嶺知事の軍民共用は15年だった。今度は50年になっちゃった。軍港機能までなった。これは基地の機能強化、この軍民共用までは稲嶺知事、その後が大田知事でしたかね。どんどんどんどん基地は強化されてきているんですよ。

知事、これは基地機能が強化されているということじゃないですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時40分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員に披瀝いただきました表につきましては、これは当初の海上ヘリポート案、さらに軍民共用案、Ｌ字案、Ｖ字案と、その内容というんですか、その時々の案がこういうふうに変遷していったという表だと思います。ちなみにこの表は県がつくったものとほぼ一緒でございます。

県の認識といたしましては、現在のＶ字案というものはこれが最終的な埋立承認にあらわれている内容でございまして、これが現在進められている最終的な計画であろうと受けとめております。

○渡久地　修君　強化されているんじゃないかと聞いたんだよ。

終わります。

○議長（喜納昌春君）　髙嶺善伸君。

〔髙嶺善伸君登壇〕

○髙嶺　善伸君　皆さん、こんにちは。

12年前に沖縄平和賞が創設されて、６回授与式がありました。第１回目は2002年、中村哲を支援するペシャワール会でした。ペシャワール会はこの内戦、世界的に不安なパキスタンとかアフガニスタンで、誰も行きたくない、そういう場所で医療活動や井戸掘りなどの水確保事業、その貢献している姿が万国津梁の沖縄の精神にふさわしいということで受賞の対象になったという説明でありました。先日、テレビでそのペシャワール会の中村哲医師が答えておりましたが、日本の集団的自衛権閣議決定反対だと。自分たちは武力を行使しない、戦争をしない、日本だからこそ信頼されている。これが今根底から覆されようとしているということでした。沖縄平和賞を授与した沖縄県としても、やっぱり受賞した団体が海外でどのような立場に置かれているか、よく検証して、やっぱり沖縄のアイデンティティーを常に発信すること、政府の言いなりではないということをぜひ示す必要があるんではないかとこう思います。

それでは一般質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

仲井眞知事は、名護市の理解が得られない移設案は事実上不可能と言いながら名護市辺野古埋め立てを承認した。予算特別委員会での私の質問に対し、知事は、５年以内にしっかりと普天間飛行場の運用を停止して危険性を除去し、普天間の人たちを安堵させて宜野湾を救いなさいと私は言っている。政府としては検討会議をスタートさせ、政府も取りかかり始め実現するだろうと思っていますと答弁した。いかにも辺野古移設は認めたが、代替施設完成よりも早く危険性は除去しますと弁解しているように聞こえました。しかし、米

国政府は５年以内運用停止には否定的な見解を示しており、県民を裏切って拙速な辺野古埋立承認をしただけではないだろうか。

以下、伺います。

⑴、米国は５年以内運用停止について、代替施設の完成なしに運用の停止はできないと発言しているとの報道があるが、県の認識はどうか。

⑵、米軍普天間飛行場５年以内の運用停止の実現の見通し及び進捗状況について伺う。

２、那覇空港の安全性の確保について。

去る４月28日、ピーチ機が那覇空港着陸直前で高度75メートルまで異常降下し、地上接近警報装置が作動して着陸をやり直した。あと20秒で海面に衝突するおそれがあり、原因究明と再発防止に万全を期すべきである。那覇空港に離着陸する民間航空機は、米軍戦闘機を避けるため低空飛行を強いられ、空港北側進路は計器着陸誘導装置がなく、管制官の口頭による着陸誘導方式となっている。米軍の訓練実施のための空域制限「アルトラブ」や「アライバル・セクター」が設定され、航空関係者は嘉手納ラプコンの返還後も実態は変わっていないと指摘しております。観光立県を目指す本県にとって、民間航空機の安全確保にしっかり取り組むべきであります。

⑴、４月28日のピーチ・アビエーション機の着陸降下事件の原因と再発防止についてどうか。

⑵、那覇空港離発着における飛行高度制限や管制業務の現状と改善について伺う。

３、雇用対策について。

2010年就業構造基本調査によると、雇用者に占める非正規雇用の割合は全国で沖縄県が44.5％でトップ、10年前と比べると11万5000人も増加して23万8000人となっている。若年人口においても沖縄が50.4％と最も高く、若者の２人に１人が非正規労働者で、正規社員との間には賃金と待遇に大きな格差があるのが現状であり、完全失業率は改善傾向にあると説明されているが、雇用の質は悪化をたどっているのが現状であります。臨時職員、パート、派遣社員がふえ、正規雇用への転換はかなりの狭き門であり、県政の大きな課題だと思っております。

⑴、本県の非正規雇用が多い原因と改善策における県の対応はどうか。

⑵、正社員化への促進、賃金の引き上げ等雇用環境の改善のための県の取り組みを伺う。

４、教育行政について。

県教育委員会は、懸案であった八重山教科書問題で竹富町教育委員会単独の採択地区に変更することを決めた。下村文科大臣は国の是正要求に応じない竹富町教育委員会への違法確認訴訟をしないと表明しました。これで教育現場の混乱は回避され、これまで県教育委員会が一貫して地方教育行政組織法と教科書無償措置法に対応してきた結果だと高く評価しております。

⑴、県教育委員会が竹富町教育委員会の単独採択地区を認めた経緯と八重山教科書問題の今後の対応について伺う。

⑵、単独採択地区となった竹富町教育委員会への今後の対応はどうか。

５、離島振興について。

南北大東村、粟国村、竹富町を視察してまいりましたが、離島振興の課題を痛感いたしました。

⑴、離島町村水道事業の支援について。

離島町村の簡易水道については水量・水質の確保、水道料金、財政上の課題があり、小規模水道事業については多様な形態の水道広域化の取り組みが求められている。

ア、水道広域化の取り組みと既存の補助事業の拡充や沖縄振興特別推進交付金の活用について伺う。

イ、南北大東村の高コストの海水淡水化施設に起因する水道料金は、10トンで3535円と県平均1600円の約２倍以上で広域化は喫緊の課題と思うが対応を伺う。

ウ、竹富町簡易水道は各島々への海底送水管が老朽化して早急な取りかえが必要であるが、50億円近い事業費が見込まれ、緊急を要することから既存の補助事業での対応も検討しているが、財政負担で苦慮している。町負担に対する県補助の拡充、一括交付金の活用等について県の支援を伺う。

⑵、離島空港について。

南北大東村では、沖縄本島への夜間の急患搬送は空港に夜間照明施設がなく、その都度職員がランタンを運び込むというありさまで早急な改善が求められている。また、波照間路線の再開を契機に第一航空が波照間、粟国、多良間空港に運航することになったが、就航への取り組みや波照間、粟国空港旅客ターミナル等の施設改善が求められております。

そこで伺います。

ア、南北大東空港の夜間照明施設の整備と整備後の維持管理の課題、その解決への取り組みについて伺います。

イ、波照間、粟国空港へのツインオッター機の就航及び旅客ターミナル等の施設改善への取り組みはどうか。

⑶、石油製品輸送等補助事業について。

離島のガソリン等の石油製品価格低減措置は、離島の事情に合わせて拡充してきましたが、沖縄本島との価格差解消が今後とも課題となっている。石油製品輸送等補助事業の原資は復帰特別措置である揮発油税の軽減措置であり、延長ができなければ石油製品輸送補助事業の継続は困難という説明であります。軽減措置の期限は来年５月までであり、延長要請すべきと思う。

そこでお伺いします。

ア、復帰特別措置「揮発油税及び地方揮発油税」の延長に対する取り組みと見通しはどうか。

イ、石油製品輸送等補助事業の久米島・宮古島・石垣島への拡充についての取り組みを伺います。

(4)、新八重山病院整備について。

今年度は基本計画の策定、基本・実施計画と新病院が目指す姿が確定いたします。地元ではさまざまな要望等も提起されているようだが、対応を御説明いただきます。

ア、基本計画の策定に当たって新病院の医療機能、施設機能と特徴はどうなのか。

イ、事業規模を想定した用地取得、総事業費及び予算確保の見通しはどうか。

ウ、基本計画、基本設計で検討事項となる許可病床数の確保、休日夜間診療、離島からの患者及び付添人等の宿泊施設、保育所整備等についての対応を伺う。

エ、新病院へ移転後の現病院施設の財産処分もあわせて取り組むべきではないか。

(5)、南西諸島における自衛隊配備計画について。

離島振興の主要産業となっている観光は平和外交産業であり、他国を仮想敵国化する自衛隊配備は逆行する。住民に説明のないままに候補地選定が報道されていることは看過できない。

そこでお伺いします。

ア、平成25年・26年度の予算で部隊配置の候補地を選定して基本構想を策定することになっており、石垣島・宮古島・奄美大島等への配備の方向で調整しているとの報道があったがどうなっているのか、県はどのように関与しているか伺う。

イ、ソフトパワーを発揮した平和協力外交地域を目指す沖縄県として、周辺諸国・地域を仮想敵国化する南西諸島への新たな自衛隊配備についての認識をお伺いします。

ウ、配備計画が進んでいる与那国町では町民を二分する反対意見もあり理解が得られている状況ではないが、県の認識と対応を伺う。

６、我が会派の新田宜明議員の代表質問との関連でお聞きします。

高良副知事の訪米の際、米国政府に普天間基地の県外移設を求めたかとの質問に対し、普天間基地の県外移設は要請せず、機能の県外移設を検討すべきと要請したという趣旨の答弁であったが、普天間飛行場の県外移設は求めませんというメッセージになったのではないか。仲井眞知事の政策変更と受け取られる発言ではなかったのか改めてお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　高嶺善伸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、離島振興についての御質問の中で、南北大東空港の夜間照明施設についての御質問に答弁します。

離島飛行場のうち、南北大東空港における常設の夜間照明の整備につきましては、夜間急患搬送の安全性を高め、離島住民の安全・安心を確保する観点から重要な課題であると認識をいたしております。現在、基本設計を行っているところであり、平成27年度内の完成を目指して取り組んでいきたいと考えております。

なお、維持管理につきましては、適切に対応したいと考えているところでございます。

同じく離島振興に係る御質問の中で、新県立八重山病院の医療機能、施設機能及び特徴についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

新県立八重山病院におきましては、急性期医療を担う地域の中核病院として、可能な限り圏域内で完結できる医療機関を整備することとしているところでございます。また、患者や医療スタッフに優しい施設を目指すとともに、将来の医療需要の変化に応じることができる施設機能を整備することといたしております。このほか、大規模な災害などに対応可能な医療施設として整備することなどが主な特徴と考えております。

次に、南西諸島への新たな自衛隊配備についてという御質問にお答えをいたします。これは５の(5)のイでございます。

政府の中期防衛力整備計画では、沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等によりまして、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化するとされております。

県といたしましては、自衛隊の配備につきましては、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるものと認識をいたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、米側が５年以内運用停止はできないと伝えていることについてお答えします。

私が訪米した際、米政府からは、普天間飛行場の５年以内運用停止について、簡単ではないが、負担軽減のアイデアを探っていきたいとの発言があり、否定的なコメントはありませんでした。また、沖縄の負担軽減は日米両国首脳レベルのコミットメントであり、アメリカは日本政府と協力して引き続き取り組んでいく旨の発言があり、今後もこれを踏まえて協議がなされるものと考えております。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、政府から米側の大臣クラスや実務者など、各レベルでの議論を始めているとの発言があったところであります。

続きまして、５年以内運用停止の見通し及び進捗状況についてお答えいたします。

普天間飛行場の５年以内運用停止については、普天間飛行場負担軽減推進会議において、具体的な米軍の運用の現状や軽減の項目について議論を行っているところです。また、県から、特に大きな負担となっている外来機の飛来や場周訓練について、早急な対策が必要と申し上げ、政府からは、検討を進めているとの発言もありました。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、「できることは全て行う」との総理の強い決意が示され、その具体的な方策について、米側への働きかけも始まっているとのことであります。

次に、我が会派の代表質問との関連に関する御質問の中で、訪米時の県外移設の要求についてお答えいたします。

私は、普天間飛行場の５年以内運用停止の実現のためには県外移設が必要であり、機能の分散を含めあらゆる方策を追求するよう説明いたしました。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 那覇空港の安全性の確保についての御質問の中で、ピーチ・アビエーションの異常降下の原因と再発防止についてお答えいたします。

平成26年４月28日にピーチ・アビエーションが運航する石垣発那覇行きの便で、着陸に際し異常降下が発生したことは、一歩間違えれば重大な事故につながるおそれのある極めて深刻かつ重大な事象であったと理解しております。

沖縄県としましては、４月30日にピーチ社に対し、安全運航、再発防止について申し入れを行うとともに、５月２日には文書にて、迅速かつ徹底した原因究明、再発防止策の早期実施と情報開示並びに安全運航の徹底を要請したところであります。異常降下の原因については、国土交通省の運輸安全委員会で調査中であることから、詳細については差し控えたいとの申し出がありましたが、ピーチ社からは、今回の異常降下の原因究明と再発防止策を徹底する旨の回答を得ているところであります。

沖縄県としましては、引き続き安全運航の徹底を求めていきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、石油製品輸送等補助事業の久米島・宮古島・石垣島への拡充についてお答えいたします。

沖縄県では、県内離島における石油製品の流通実態を調査した結果、輸送に要するドラム缶やコンテナの購入費、トラックやフォークリフトの購入費、燃料費等の離島特有の経費について、これまで十分な補助が行えていないことがわかり、昨年11月にこれら離島特有の経費に対する補助額を拡充したところであります。同調査では、宮古島、石垣島及び久米島については、島内に油槽所が設置され、タンクローリーにより石油製品の運搬がされる沖縄本島と同様の輸送形態であることから、今回の見直しにおいて補助拡充の対象としなかったものであります。

なお、沖縄本島から当該３島への海上輸送費等につきましては経費の全額を補助しているところであり、今後も引き続き補助を行っていく考えであります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 那覇空港の安全性の確保についての御質問の中で、那覇空港離発着における飛行高度制限等についてお答えいたします。

沖縄本島上空及び周辺における民間機の飛行高度制限や管制業務の現状について、国土交通省によれば、沖縄本島においては、安全上の措置として、那覇空港を離発着する民間機及び自衛隊機と近接する嘉手納及び普天間飛行場を離発着する米軍機の双方について、飛行高度を指定しているとのことであります。また、このような離発着機の飛行高度の指定は、関西３空港など近接する空港の間で一般的に行われているものとのことであります。

県としましては、民間航空機の安全確保が最優先で

あり、国において所要の調整が行われるべきであると考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、南西諸島における部隊配置の候補地についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、南西地域における自然災害を含む各種事態が起きた際、その対応に万全を期すため、南西地域の有人島を対象に陸上自衛隊の部隊配置を検討しているとのことであります。平成25年度には候補地の選定に向けた基礎的調査が実施され、当該調査の結果を踏まえ、今後、候補地の選定を含む部隊配置の概略を検討し基本構想を作成する予定とのことであります。そのため、去る６月12日、防衛副大臣が直接宮古島市長と面談し、市内における現地調査について説明し、協力を求めております。

国は、部隊配備の具体的な内容について決定していないとのことでありますが、県としましては、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、与那国島への部隊配備についてお答えいたします。

陸上自衛隊沿岸監視部隊の配備については、昨年６月、与那国町議会において町有土地賃貸契約について承認され、本年３月末までに与那国町と沖縄防衛局との間で町有地の賃貸借契約と損失補償契約を締結しております。

県としましては、部隊の配備等に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、政府は最大限の努力をするべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 雇用対策についての中の、３の(1)と３の(2)、非正規雇用が多い原因と正規化の促進、賃金の引き上げ等のための改善策についてお答えします。この３の(1)と３の(2)は関連しますので、お許しを得て一括してお答えいたします。

沖縄県の非正規雇用が多いのは、非正規雇用者が多い第３次産業の割合が全国の70.5％に対し、沖縄県は79.8％と高いことが原因であると考えております。雇用の安定のためには正社員化の促進、賃金の引き上げ等が重要であり、そのため、県では、経済団体に対する正規雇用の拡大要請、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する人材育成企業認証制度の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。また、今年度から緊急雇用基金を活用した従業員の正社員化や賃金の引き上げ等を推進する事業を実施いたします。さらには、国が行う「キャリアアップ助成金」等についても周知徹底に努めております。

沖縄県としましては、引き続き国や関係機関と連携し、正規雇用の拡大等雇用環境の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、竹富町の単独採択地区を認めた経緯と今後の対応についてお答えいたします。

長きにわたり膠着状態にありました八重山地区の教科書採択につきましては、今般、解決に向かうことができ大変安堵しているところです。

県教育委員会としましては、まず、教育の主役である子供たちの教育の質の向上を基点にして、地域の独自性を尊重するという地方自治の観点及び教科書の調査研究能力等について総合的に判断した結果、竹富町教育委員会を単独の採択地区として設定することとしたものです。八重山及び竹富採択地区の採択業務に対しては、法整備に向けた情報の提供を初め充実した教科書選定資料の提供等、手厚い支援を行っております。また、竹富採択地区の公民教科書につきましては、独立した採択地区として新たに採択し直すことにより、次年度から適法な採択となる見込みです。

今後も、引き続き八重山地区３市町の自主性を尊重しつつ、可能な支援を行ってまいります。

次に、竹富町教育委員会への今後の対応についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、教科書採択を支援する指導主事を新たに配置するとともに、教科用図書選定資料を提供するなど、採択地区変更による影響がないように努めているところです。

なお、６月中旬には私自身が竹富町教育委員会に直接出向き、教科書採択業務の進捗状況を確認し、遺漏がないよう助言してまいりました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） 離島振興についての中の、水道広域化の取り組みと既存補助事業の拡充や沖縄振興特別推進交付金の活用についてお答えします。

離島地域の水道事業につきましては、これまで国の高率補助による施設整備や交付税措置が行われてきた

ところですが、水源開発から浄水、給水までを自前で行っているため、本島地域と比べ水道料金などの格差があります。

県としましては、水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島の水道施設の資産評価や経営分析の調査、既存の水道施設を用いた最適な水処理方法の実証事業などを行っております。

次に、南北大東村の水道広域化への対応についてお答えします。

南北大東村については、水源の確保が難しいことから、運営費用が割高である海水淡水化施設を導入しており、本島地域と比べ水道料金に格差があることは承知しております。

県としましては、離島における水道料金の格差是正を含めたユニバーサルサービスの向上を図るため、用水供給対象の拡大を図る手法で水道広域化に取り組んでいるところでございます。

次に、竹富町の海底送水管取りかえに対する県の支援についてお答えします。

海底送水管を含め水道施設の更新は、市町村ごとの施設更新計画に基づき国の高率補助を活用し市町村の事業として行われております。竹富町におきましても、平成27年度から更新事業を実施することとしておりますが、多額の費用負担が予定されております。

県としましては、今後、竹富町と連携しながら事業が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島振興についての御質問の中の、ツインオッター機の就航についてお答えいたします。

沖縄県としましては、新機材導入の支援のため、平成26年度予算に所要額を計上しており、平成27年３月には新機材２機が納入される予定となっております。粟国―那覇路線については平成27年８月ごろ、波照間―石垣路線は平成27年度下半期の就航を予定しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 離島振興についての御質問の中で、波照間空港及び粟国空港の旅客ターミナルについての御質問にお答えいたします。

波照間空港及び粟国空港における旅客ターミナルビルにつきましては、現在、建てかえに向け設計を行っているところであります。航空機の就航時には施設が供用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 離島振興についての御質問の中で、揮発油税等の軽減措置の延長に向けた取り組み等についてお答えをいたします。

揮発油税等の軽減措置につきましては、県民生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、本土復帰時に創設され、これまで県民生活及び産業経済を支える重要な役割を果たしてきました。鉄道網がなく主要な交通手段が自動車である本県においては、ガソリンの消費に高く依存する状況にあります。このため、揮発油税等軽減措置が廃止された場合、県民生活及び県産業に与える影響は大きいものと考えております。

県としましては、関係団体と連携をし、本軽減措置の延長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 離島振興についての御質問の中で、新県立八重山病院の用地取得等の見通しについてお答えいたします。

新県立八重山病院は、現病院と比較し約1.6倍の敷地面積、約1.4倍の施設規模を想定しております。建設用地は、旧石垣空港跡地を予定しており、国有地と県有地の取得に向けて関係機関と協議を進めております。現時点において総事業費は、建設費、医療機器等の経費として約136億円を見込んでおります。現在、所要の予算確保に向けて国及び関係部局との調整を進めているところであります。

次に、新県立八重山病院の許可病床数の確保等への対応についてお答えいたします。

新病院の許可病床数につきましては、当圏域が病床過剰地域であることから、現状の350床を上限に整備を行うこととしており、今後、運用形態や経営的視点を検討し、適正な病床数の確保に努めてまいります。また、休日夜間診療につきましては、石垣市や八重山地区医師会等と継続して協議を行い、円滑な医療連携体制を構築できるよう協力していきたいと考えており

ます。

宿泊施設につきましては、主体となる八重山広域市町村圏事務組合など関係団体と連携を図り、協力していきたいと考えております。

保育所につきましては、職員の働きやすい環境整備を行うことが人材確保につながるため、病院敷地内に用地を確保することとしております。

次に、現病院施設の財産処分についてお答えいたします。

新病院へ移転後の現病院施設の財産処分については、病院事業に係る経営的視点から、遊休資産の縮減に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時22分休憩

午後３時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君 それでは再質問いたします。

照屋寛徳衆議院議員の安全保障委員会での速記録を読んでみると、知事の５年以内の運用停止について、「この要望の意味するところについては、政府の立場でお答えすることは適当ではない」と岸田大臣も、小野寺大臣も言っているんですよね。全く沖縄県の思い込みだけじゃないのかという気がします。また、アメリカにおいての報道ですが、国務省は知事の努力に感謝したい、政治的にも思い切った決断だということで、沖縄県だけが空回りしているような気がするんですよ。それで、具体的に運用停止というのはどういう状態かと、私聞きました。知事は、本当に安心・安全を実感できる状態をつくるということでした。ところが、丸ごとには移さないですよと、厳密に分けているんですよという知事の答えでしたが、じゃ、具体的に運用停止状態というのはどういう機能が移り、どういう機能が残るんですか。具体的に県の考え方をお教えください。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） この議会でも何度も答弁させていただいておりますけれども、実はそのことを検討するために具体的な場として普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されて、そしてその下に作業部会があります。実はそこは関係のある各省庁の局長クラスと、それから私と、それから宜野湾の副市長さんがメンバーですけれども、そこでかなりいろんな問題を論点を出し合って議論しております。そこで積み重ねた議論を推進会議のほうでオーソライズをする。当然、その過程の中には米政府との交渉が必要ですので、そういった作業を通じて具体的にその負担軽減というもののイメージといいますか、具体的なその中身というものがこれから決まってくる、今その作業を急いでやっているという段階です。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君 いやいや、この前の予算特別委員会で「運用停止するなら、辺野古の移設はいらんでしょう」と言ったら、「いやいや、みんなが行くんじゃない。丸ごとではない。厳密に分けて提案してるんだ」というのが知事の御説明でしたよね。だから私は言っているんですよ。じゃ、どのような機能が移るのか、つまり第36海兵航空群の兵士とヘリは全部行くのか、あるいはまた、第18海兵航空管制群、これも全部行くのか。つまり、実戦部隊も後方支援部隊もみんな行ったら、もうそこは機能しないので、こういう状態が運用停止というんだろうなと思って、県の提案の仕方、やっぱり個別・具体的に何を言っているか、これをやらないと政府に丸投げですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうもこういうことに対して、御支援がないこの御意見というのが理解に苦しんでいるんですが、閉鎖状態というのは先ほどから申し上げている実感できる状態で、具体的には空港の技術というのは空港の技術の中身を知っている人々を――政府で言えば航空局であったり、防衛省であったりしているでしょう。ですから、そういう技術的なところも参加してもらって今実務的な詰めをやっているんで、あらあらに言えば向こうにいるまず飛行機が、ほとんどいなくなるということです。約60機、60台ぐらいいるでしょう。さらに、そのうちオスプレイの24とＫＣ130の15、合わせて39は、オスプレイ12機は可及的速やかに、あとの12機は５年以内の閉鎖の前に持っていってもらいたいという話になっておりますし、これで39、あと残っている分をどうするか。さらに外来機の激しい訓練ですよね、これもよそへ移してもらいたい。こういうことを含めて一つ一つ今技術的なところを詰めているわけでして、丸投げというより、これはだって技術士は向こうにいるんですから、これはこれで正式に官房長官が主催する、そしてまた官房副長官が主催する作業部会できっちり詰めているわけですよ。ですからこれはしっかりやれと言っていただきたいと思うんで、そういう方向で今作業は進んでいるわけです。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君 国会の大臣答弁で、この要望の意味

するところは政府の立場でお答えすることは適当ではないということであしらわれているような気がするので、やっぱり丸ごとじゃなければ厳密にどのような機能を先に移していきなさいと。つまり、航空管制群という機能がなくなれば離着陸できないんですよ。そういったものも含めてきっちり要求できるかどうかとやらないと、今のところ知事の県外移設というものと機能の一部移設というのは自己矛盾しています。これについてはぜひ検討してもらいたいと思っています。

次に、那覇空港の安全性確保についてですが、安全性の確保のために飛行高度の制限をしているということですが、こういう意味じゃなく、米軍戦闘機が優先されるという何らかの根拠があるんですか。もしなかったら、嘉手納ラプコンを移管したときに、今後は柔軟に高度制限はなくなりますと国土交通省ははっきり言っているんですよ。これが全く変わっていない。嘉手納ラプコンがあったときと同じなんです。その辺を飛行高度制限というのは今後、滑走路も増設されたらますます離着陸回数多いんですよ。300メートルで10キロ以上来るんですよ。これは操縦ミスというよりそれは墜落なんですよ。沖縄の那覇空港は危ないということになったら観光に逆行するんです。根拠をはっきりして――もし根拠がはっきりしなければ飛行高度制限は撤廃させるべき、そのような要望をすべきではないかと思いますが、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 今、議員の御質問は、嘉手納ラプコンが日本側に移管されたわけですが、そこで何か変わったかというような御趣旨だと、その趣旨の答弁をさせていただきますけれども、嘉手納ラプコンが移管された後のメリットといいますのは、１点目は、これは国土交通省の説明ですが、那覇空港に離発着する航空機を初め民航機が飛行する空港から周辺空域までを一元的に航空局が管制業務を行うこととなり、民航機の効率性及び利便性の向上を図ることが可能になったことが１点目。２点目、航空局のレーダーが二重化されていることから安定的な管制サービスの提供が可能となっていること。３点目ですが、指定した高度制限を早期に解消できると以前よりも民航機への柔軟な対応が可能となっていること､これが３点目。そして４点目、航空局管制官から米側に積極的な調整を行うことでより効率的な運用を行っているということで、国土交通省はそういう意味では柔軟性が増してその安全性が高まったというふうに説明しているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 今、議員がおっしゃった一定以下の高度で飛行するよう管制されているのではないかという御質問に関しましては、これは政府から回答が来ておりまして、ここからの範囲が出発機につきましては約15マイル、これは24キロ以内ですが1000フィート、約300メートル以下、到着機については約８マイル、13キロメートルまでに1000フィートに到達する飛行となっていますが、現在は交通状況を踏まえ、民航機への柔軟な対応が可能となっていると。なお、このような離発着機の飛行高度の指定は関西３空港――関西、大阪、神戸など近接する空港の中で一般的に行われていることであるというような御説明であります。

したがいまして、こういったことについては一つ一つ確認していこうと思いますが、何か今緊急に改善を求めるといったようなことは考えておりません。

○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。

○髙嶺　善伸君　危機管理のなさにもう唖然としております。空港の安全性確保のためにもう少し、米軍機だけの優先の空域じゃないんだということを主体的に申し入れないと、やがて大きな事故が起こりますよ。これだけは申し上げておきたいと思います。

雇用問題ですが、非正規、この第３次産業が多いだけが原因じゃないんですよ。非正規がふえていくだけじゃなくて正規雇用も15年前は31万人いたんだけれども、今は29万人と減っているんです。非正規はどんどんふえている。正規は減る。こういうことについて、沖縄21世紀ビジョンの実施計画の中で雇用の質を上げようと、非正規を改善しようという具体的なアクションは何も入っていない。どういうことですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 今、議員が御指摘したことについては、沖縄だけでなく本土もそうなんですが、私が持っているデータによりますと、平成19年から――これは就業構造基本調査というものによるんですが、121万4000人正規雇用が全国では減りまして、これに3.5％減ったと。その中で本県は雇用が２万5000人増加したのに対して、正規雇用率の減少はある意味5000人にとどまった、1.7％にとどまったという現状で、この比率が上がっているのは雇用の枠が

広がったことによるものであると理解しております。
○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。
○髙嶺　善伸君　笑わさんでくださいよ。私は、質の改善に対する具体的な政策がないんじゃないかと。実施計画を見たら皆さんのアクションプログラムに何もないんですよ、雇用の質の改善について。何事かということですよ。
○議長（喜納昌春君） 川上副知事。
○副知事（川上好久君） 今の正規雇用、非正規雇用の問題ですね、個々の就業者の皆さんにとっては非常に重要な課題でありまして、若い人たちにとっては非常にもう最近の重要な関心事になっております。

これを時系列で全国と沖縄の動きを見たら、これは議員も既にお気づきのことと思いますけれども、平成９年以降、やっぱり日本の産業構造といいますか、雇用形態というものがどんどん変わっていきます。その中で平成９年に全国の正規雇用の割合というのは23％程度です。それが平成19年には33％まで上昇してまいります。沖縄は26％から39％まで。このことは全国的な雇用の形態というふうないろんな法制度の変化もあって変わっていくわけでございます。そしてまた、1990年代の失われた10年という非常に景気低迷の長いこの流れの中でそういうふうな動きが出ています。

一方で、沖縄県は全国の中で、この九州の中では福岡を除いて唯一人口がふえ、そして就業者がふえ続けている地域です。例えば九州各県、福岡を除く類似の県では過去30年間でマックスで６万ぐらいしかふえてないですね、就業者。沖縄県は復帰後30万ぐらいふえています。そういう意味では非常に雇用をばんばんばんばんつくっていく。そのつくっていく中でどうしてもやはり供給圧力がまだちょっと高いですね。そういう意味では失業率が高くなったわけでございますけれども、それでも一定の水準を維持しながら雇用をどんどんつくっていきました。

ここに来て失業率は５％台、そして４％台も記録し始めております。この労働指標も基本的には需要と供給の関係の中で、雇用環境というのもどんどん改善されていく、そういうふうなものが大きな力として出てきます。一方で、昨年から県のほうでは雇用の質というふうなものをテーマにして経済団体に要請をしております。経済団体もそのことを非常に重く受けとめて、ここは努力をしていくというふうなことを言っております。今またそれがやれる環境が徐々に整いつつあるというふうに考えておりまして、県としては、その産業振興とあわせて若者が希望を持てる雇用の質の改善というもの、これに努力をしていきたいと思います。
○議長（喜納昌春君） 髙嶺善伸君。
○髙嶺　善伸君　雇用の質の改善に取り組むということは答弁があったので、大変評価したいと思います。これまでなかったんですよ。この21世紀ビジョンの実施計画の中にも入ってない、目標が。そういうことではなく、ぜひ平成９年に非正規雇用は１万2590名、今度はもう２万人超えているんでしょう。これは全国が12万3000人が13万8000人を超えているんでしょう。だから私はこれは異常だなと。若者の２人に１人が非正規雇用というのは改善して、雇用の質の改善にぜひ取り組んでください。

最後に、離島振興に触れておきますが、竹富町の簡易水道ですね、観光客は100万人超えました。だから水道を使っているのは町民だけじゃなくて、全国民が使うんですね。そういう意味では西表から黒島までの海底送水は全額国庫で敷設したんですよ。こういう政治力が必要。そういう意味では来年から送水管の敷設がえが必要なんです。だから現行の補助事業でやるとすれば、竹富町の負担、３分の１大きい。そういう意味では、県も今までは５％ぐらいは補助してきているんですよ。これをもう少し補助をふやすなり、県が支援することによって50億円近い事業がスムーズにできる。そういう意味では県の支援をお願いしたいんですよ。いろんな理由をつけて広域化するまでの間、現行補助金でできるんであれば県が思い切って支援をしますということでゴーサインを出す、これが必要ではないかと思いますが、知事どうでしょうか。
○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君） 御提案として受けとめさせてください。
○髙嶺　善伸君　どうもありがとうございました。
○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後４時６分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里　米吉君　社民・護憲ネットの新里米吉です。

一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、那覇地裁は、ストライキのため取得した年休が無給とされたのは不当として、全駐労沖縄地区本部の組合員176人が国に未払い賃金と付加金の計、約411万円の支払いを求めた訴訟で、全駐労側全面勝訴の判決を下した。判決についての知事の感想を伺いたい。

また、「基地内は、日米の労働法規が適用されない、一種の無法地帯」との指摘もあり、地位協定の抜本的改定が必要であると思う。知事の所見を伺いたい。

(2)、2013年度県労働条件等実態調査でパートタイム労働者の割合が37.8％になり、同時期に行った厚生労働省調査の全国平均29.4％を大幅に上回った。また、2005年度に全体の66.2％を占めていた常用雇用労働者の割合は、2013年度45.9％まで大幅に減少している。沖縄県の労働条件の実態が2005年度から2013年度の８年間で著しく悪化していることについて、知事の所見を伺いたい。

(3)、那覇空港新国際線旅客ターミナルビル、那覇クルーズターミナルが完成した。しかし、雨対策や動線の悪さなど、使い勝手の面で利用客や旅行業者から不満の声が噴出していると報道されている。対策や所見を伺いたい。

(4)、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、30年間で20代から30代の女性が半分以下に減る自治体が896市区町村に上るとの試算を日本創成会議の分科会が発表した。魅力ある地方拠点都市の形成、少子化対策、結婚、出産、育児がしやすい環境等が求められている。知事の所見を伺いたい。

２、入域観光客数、観光収入、消費額、滞在日数について。

(1)、仲井眞知事就任の平成18年度と平成25年度を比較すると観光客数571万人から658万人、観光収入4083億円から4463億円――これは見込み――となり、どちらも少しふえたが、８年前に選挙で公約した10年後、平成28年度に1000万人観光客数からははるかに遠い実績である。知事の所見を伺いたい。

(2)、観光客１人当たりの消費額は、平成18年度７万1560円に対し、平成25年度は６万7817円（見込み）と減少し、稲嶺県政時代より消費額が少なくなり、観光収入に影響を与えている。知事の所見を伺いたい。

(3)、平均滞在日数は、平成18年度3.80日から平成25年度は3.77日（見込み）と減っている。知事の所見を伺いたい。

３、西普天間住宅地区の跡地利用に関して。

(1)、普天間高校の移設について、企画部長と教育長の所見を伺いたい。

(2)、重粒子線治療施設について、採算性はどうか。また、重粒子線治療施設建設に一括交付金を活用するのか伺いたい。

４、経済振興について。

(1)、ＡＮＡＣａｒｇｏ社長の岡田晃氏は、那覇空港を拠点に飛行４時間圏内には人口20億人を抱える巨大市場がある。アジアと本土をつなぐ沖縄の物流拠点としての可能性は高く、今後も拠点や便数をふやしていきたいとの発言や、沖縄懇話会視察団同行記、比嘉キャスターの記事、沖縄ならもっと大きくいろいろできますとのヤマトの梅津克彦グローバル事業推進部長発言等について、県の所見を伺いたい。

(2)、沖縄の経済発展に大型ＭＩＣＥ施設が急がれる。建設用地の選定が当初の予定よりおくれているが、いつごろ決定するのか。選定要件の状況等も伺いたい。

(3)、県中小企業家同友会が県への要望・提言に向け会員を対象に実施したアンケートで、一括交付金が自社の業績に反映しているかとの問いに、約７割が実感がないと答えたことについて、県の所見を伺いたい。

(4)、耕作放棄地の有効活用については、西原町を初め多くの自治体が農業委員会やＪＡと協力して成果を上げている。北中城村においては、村農地バンクが４月30日に設立された。農地バンク設立について、県の所見を伺いたい。

５、基地問題について。

(1)、普天間飛行場の５年以内運用停止とは、５年以内にヘリや固定翼機の飛行停止等完全な機能停止と理解してよいか。

(2)、新聞社の４月下旬の世論調査によると、辺野古移設支持は16.6％、県内移設反対は73.6％とのことである。県は、民意をどのように受けとめているか。

６、環境行政について。

(1)、環境省の有識者会議は、海の生物多様性を守るため、日本の排他的経済水域内で「重要海域」を初めて選定した。県内から名護市辺野古沖を含む18カ所が選ばれたことについて、県の所見を伺いたい。

(2)、名護市辺野古の埋立予定地近くで、ジュゴンのはみ跡が発見された。防衛省は、ジュゴンは予定地北の嘉陽地先で海草を食べているとして工事の影響は少ないとしてきたが、工事によるジュゴンへの影響は大きいと考えられる。県の所見を伺いたい。

(3)、那覇空港滑走路増設事業の知事意見や大宜味村地先埋立免許に関する文化環境部長意見と比較すると、辺野古沿岸部埋立事業に関する知事意見、環境生活部意見は非常に厳しい内容になっている。その違いについて伺いたい。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　新里米吉議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、経済振興についての中で、大型ＭＩＣＥ施設の選定時期、要件についての御質問にお答えい

たします。

沖縄県では、大型ＭＩＣＥ施設につきまして、平成25年度に有識者検討委員会を設け、施設整備に向けた基本構想を取りまとめたところであります。去る６月10日に開催しました同委員会では、建設場所選定に係る評価項目に基づき一定の評価を行いつつ、各候補地の現況や課題などにつきまして意見をいただいたところであります。その中で、評価項目として整備可能時期、用地面積、第３に、ＭＩＣＥエリアとしての成立可能性、第４に、アクセス等の項目を設け議論していただきました。

なお、場所選定につきましては、同委員会の意見を踏まえつつ、引き続き調査検討を行い、可能な限り早期に判断していきたいと考えているところでございます。

次に、環境行政についての御質問の中で、重要海域の選定についての御質問に答弁をいたします。

重要海域は、日本の排他的経済水域内の沿岸区域におきまして、予防的視点から効果的に保全を図るためのエリアを抽出するものであります。環境省におきまして、平成23年度から抽出作業が行われております。重要海域の区域案は全国280カ所あり、うち沖縄県内が18カ所であります。沖縄県の一部の区域を除くほぼ全域の沿岸域が重要海域として示されております。沖縄県の海の生物多様性の豊かさが認められたものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　基地問題に関する御質問の中で、５年以内運用停止についてお答えします。

県としては、航空機の運用による騒音、危険性及び不安といった負担が取り除かれ、周辺住民が安心して暮らせる状態を求めております。今後、宜野湾市の要望も十分に踏まえ、政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議の場で具体的なその方策を追求してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　西普天間住宅地区の跡地利用についての御質問の中で、重粒子線治療施設の採算性及び施設建設への一括交付金の活用についてお答えいたします。

平成25年度に実施した重粒子線治療施設導入可能性調査におきましては、土地建物などを含めた建設費用として約150億円と試算されております。そのうち、県は治療機器一式の整備に106億円、建設費補助へ29億円、計135億円の支出を想定しております。

日本発の最先端治療である重粒子線治療施設の導入は、沖縄県におけるがん治療体制の大きな柱となるとともに、国際医療拠点の形成並びにさまざまな波及効果などが見込まれ、沖縄振興に大きく寄与することから、一括交付金を活用することを検討しております。

採算性につきましては、運営法人による維持管理等の年間運営費を約12.6億円と試算しておりますが、県が装置の貸し出し及び建設費へ補助することにより、患者数が年間400名程度であれば、開設３年目には単年度黒字化することが想定されております。

県内受診者数の見込みにつきましては、他県施設の事例を参考に、年間100名から200名程度で推移すると見込んでおります。県外受診者数は、全国143の病院ネットワークを持つ国立病院機構から毎年100名程度、連携を予定している都内の粒子線がん相談クリニックから、外国人を含む毎年200名程度を見込んでおり、定常時の患者数は合計400名から500名を想定しております。さらに、平成25年度の調査によると、他県の施設と連携し待機患者を誘致する、本県に多い肺がんを中心とした治療を行う、少額の掛金による新規の県民共済制度を創設するなどにより、さらなる受診者の増加が見込まれると報告されております。

このことから、運営収支は十分に採算可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　それでは知事の政治姿勢についての中の、全駐労年休スト訴訟及び日米地位協定の改正についてお答えします。

今回の判決により、基地従業員の労働関係に関する権利が認められたという点では、一定の前進があったものと考えております。なお、基地従業員の労働関係に関する権利については、日米地位協定第12条第５項において、原則として日本国の労働関係法令が適用されることになっております。しかしながら、「時間外労働等に関する労使協定の締結及び行政官庁への届け出」、「就業規則の届け出」、「安全衛生委員会の設置」の３項目については、国内の労働法令の趣旨にのっとった措置がとられていないため、これらの解決を図ることが重要であると考えております。

次に、沖縄県の労働条件の実態についてお答えしま

す。

就業構造基本調査によると、平成19年から平成24年にかけて全国の雇用者数はほぼ横ばいで推移し、正規雇用者数が3.5％、121万4000人減少する中で、本県の雇用者数は２万5000人増加し、正規雇用者の減少率は1.7％、5000人の減にとどまっております。

平成19年から平成25年にかけて完全失業率の変化を見ると、全国が3.9％から４％の推移に対し、沖縄県は7.4％から5.7％と大きく改善し、有効求人倍率の変化を見ても全国が1.04倍から0.93倍へと推移する中で、沖縄県は0.42倍から0.53倍へと、本県の雇用情勢は大きく改善しており、一定の評価が得られるものと考えております。

県としては、雇用の安定のためには正規雇用を促進することが重要と考えており、これまで経済団体に対する正規雇用の拡大要請、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業を実施しております。さらに、今年度から緊急雇用基金を活用した従業員の正職員化等を推進する事業を実施いたします。

県としては、今後も引き続き、雇用の質の改善に向けた施策を展開してまいります。

次に、経済振興についての中の、沖縄の国際物流拠点としての可能性についてお答えします。

那覇空港の国際貨物取扱量は、国際貨物ハブの開設以降急激に増加し、平成25年度には、国内第３位となる約16万トンまで拡大しております。

貨物路線数も本年５月にシンガポール路線が新たに開設され、平成21年度の８路線から12路線に拡充されております。さらに国内旅客路線数は、羽田空港に次ぐ国内第２位の路線数であり、貨物便に加え旅客便を活用した輸送も可能であります。

ＡＮＡは、発展する東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性等に着目し、今後も順次、ネットワークを広げ、旅客便と貨物専用機を運航する国内唯一のコンビネーションキャリアとして、沖縄の国際貨物便をより強化していくと聞いております。また、ヤマト運輸は、日本の高品質な農水産品の輸出拡大や、精密機器メーカー、小売業者等のパーツや商品保管を沖縄に集約するほか、沖縄国際物流ハブの機能、通関の利便性等を活用して、より高次の物流サービスの展開を目指すと聞いており、両社の相乗効果に大いに期待しております。

沖縄県としましては、引き続きＡＮＡ、ヤマト運輸などと連携し､県内メーカーによる加工食品のＯＥＭ･ＯＤＭ生産や、パーツセンター・リペアセンター等、付加価値の高い産業の立地を促進し、臨空・臨港型産業の集積を図ってまいります。

次に、中小企業家同友会のアンケート結果についてお答えします。

県の実施する沖縄振興特別推進交付金を活用した県内中小企業への支援につきましては、企業の人材育成やマッチングを促進するインターンシップ、県産品の県内外への販路拡大やものづくりの支援、また企業の抱える課題解決や新たな取り組み等への支援など、さまざまな事業を展開しております。

これにより県内中小企業は、雇用環境の改善と従業員の資質向上が図られ、企業としての競争力が高まったことから、既存事業の拡大だけでなく、新たな事業の展開を目指す積極的な動きも出てきております。

中小企業家同友会のアンケートにつきましては、同交付金のハード事業の受注もしくはかかわりについて聞くとともに、予算額を示し、その効果が自社の業績に反映しているかと聞いていることから、直接的な業績への反映と捉え回答したものと思われます。

同交付金事業実施を背景に、最近の県内経済の景況は、日銀のほか、同じく中小企業家同友会が四半期ごとに行っている景況調査においても、全業種の業況判断ＤＩはプラスを示していることから、同交付金の効果が目に見える、実感できるものとしてあらわれ始めていると考えております。

沖縄県としましては、引き続き関係機関等と連携しながら、地域を支える中小企業の支援策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、新国際線旅客ターミナルビルについてお答えいたします。

新国際線旅客ターミナルビルについては、バス駐車場またはモノレール駅まで移動する際に、歩道上に屋根が設置されていないため、歩行者が雨や強い日差しの中を移動する状況となっております。このため、モノレール駅への移動については、那覇空港ビルディング株式会社が５月16日から無料巡回バスを運行しております。また、バス駐車場への移動については、那覇空港を管理している国土交通省大阪航空局が屋根の設置を検討しております。

県としましては、引き続き国及び那覇空港ビルディング株式会社と連携し、新国際線旅客ターミナルビル

の利便性向上に取り組んでまいります。

次に、日本創成会議の提言への所見についてお答えいたします。

日本創成会議の発表は、我が国の人口減少の深刻な状況を踏まえ、その対策について提言したものと承知しております。

沖縄県の人口は平成37年前後にピークを迎え、減少に転じることが見込まれています。増加基調にある現段階から積極的な人口増加施策を展開し、地域の活力と成長力を維持・発展させる必要があります。このような状況を踏まえ、平成26年３月に策定した人口増加計画では、本県人口の現状と課題を分析した上で、第１に「安心して結婚し出産・子育てができる社会」、第２に「雇用の場や移住者の受入体制が整った活力ある社会」、第３に「離島・過疎地域を含む県全域でバランスのとれた人口増加社会」を目指すこととしています。このため、婚姻率・出生率の向上や女性の活躍推進などによる未婚化・晩婚化、少子化への対応、また、雇用の創出・確保やＵＪＩターンの環境整備などによる若年者や移住者の定着、さらに、定住条件の整備や特色を生かした産業振興などによる、離島における人口の維持・増加を図ることとしております。

次に、西普天間住宅地区の跡地利用についての御質問の中の、普天間高校の移設についてお答えいたします。

去る６月５日に、普天間高校同窓会及びＰＴＡから知事に対し、十分な学校敷地の確保及び地域に開かれたゆとりと潤いのある教育環境の整備のために、同校を西普天間住宅地区へ移設するよう要望がなされております。同校の移設は、西普天間住宅地区の跡地利用のみならず、周辺のまちづくりとの連携、良質な教育環境の提供等の観点から推進する必要があるものと考えております。

今後、宜野湾市及び県教育委員会と連携し、同校の移設について取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、那覇クルーズターミナルに対する不満への対策についての御質問にお答えいたします。

ことし４月１日から供用開始いたしました那覇クルーズターミナルでは、ボーディングブリッジが完成していないため、船からおりて１階から２階のＣＩＱ手続を行い、改めて１階へとおりる動線となっております。そのため、雨天時には服や荷物がぬれやすくなるとの不満が寄せられていると聞いております。

那覇港管理組合では、ボーディングブリッジの早期の完成･供用に向け鋭意取り組んでいるところであり、それまでの対策として、雨天時には仮設テントを張るとともに、ターミナル施設内では動線の改善で対応すると聞いております。

次に、環境行政についての御質問の中で、埋立工事によるジュゴンへの影響についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請書には、平成21年に事業者が行った調査において、埋立予定地内で14本のはみ跡が確認された旨記載されております。

事業者は、これら埋立予定地内ではみ跡が確認されていることを踏まえた上で、くい打ち工事については、同時に打設する施工箇所を減じる、作業船が沿岸を航行する場合は、岸から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は、一定速度で沖合から直線的に進入する、ジュゴンの監視・警戒システムを構築し、ジュゴンが大浦湾内で確認された場合は、水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行う、海草類の移植や生育基盤の改善により藻場の拡大を図るなどの対策を実施するとしております。また、これらの対策に関して、事業者は予測、評価に不確実性を伴う項目等については専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合していると判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　入域観光客数、観光収入、消費額、滞在日数に関する御質問の中の、観光客数1000万人の目標についてお答えいたします。

沖縄観光は、平成18年度以降、リーマンショックによる世界経済の低迷や新型インフルエンザの世界的流行、東日本大震災の発生などにより厳しい状況が続きましたが、近年は、円安等の外的要因のほか、航空機燃料税等の沖縄特例措置の拡充や一括交付金を活用した観光関連予算の大幅な増額により、官民一体となって観光施策に取り組んだことなどから、平成24年度と25年度の２カ年で、観光客数は100万人を超える大幅な増加となっており、特に、外国人観光客の増加は顕著でございます。

また、新石垣空港の開港、那覇空港国際線ターミナ

ルの供用開始、ことし１月の那覇空港滑走路増設工事の着工など、観光インフラの着実な整備に加え、国内・海外航空路線が拡充の動きにあることなどから、今後も観光客数の増加の勢いは続くものと考えております。

県としましては、今年度、目標達成に向けた道筋を示す「沖縄観光推進ロードマップ」を策定することとしており、これまで以上に関係機関と連携し、平成33年度の目標値である観光客数1000万人の達成を目指して取り組んでまいります。

次に、観光客１人当たり消費額と平均滞在日数についてお答えいたします。２の(2)と２の(3)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

平成25年度の観光消費額と平均滞在日数については、確定値で観光消費額は６万8062円、平均滞在日数は3.83日と、いずれも前年度よりわずかですが増加しております。しかしながら、入域観光客数の大幅な伸びに比べ、１人当たりの観光消費額は依然として伸び悩んでいると認識しております。

このため、県としましては、今年度から新たに土産品開発の支援に取り組むほか、島々をめぐる周遊型観光や、文化・地域資源を活用した魅力ある観光の推進により、平均滞在日数を延伸させるとともに、消費額の高い外国人観光客の誘致を強化するなど、引き続き観光消費額の増加に向けた取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは西普天間住宅地区の跡地利用についての御質問の中で、普天間高校の移設についてお答えいたします。

生徒にゆとりと潤いのある良質な教育環境を提供することは、同校の教育活動の充実を図る上で望ましいことだと考えております。

県教育委員会としましては、同校の同窓会等より移設に向けての強い要請があることや返還跡地のゾーニングに普天間高校が示されていることなどから、今後、宜野湾市及び関係部局等と具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 経済振興についての御質問の中で、北中城村における農地バンク設立についてお答えいたします。

県においては、地域農業の中核となる担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の解消を推進するため、去る３月に沖縄県農業振興公社を農地中間管理機構として指定したところであります。これを受け、同公社では、高齢農家等から農地を借り上げ、公募による担い手への貸し付けなどを始めております。こうした中、北中城村においては、所有者が管理できなくなった農地を登録し、既存の農業者を含め、新規就農を希望する者や高齢者へのあっせんを進めることとしております。同村の取り組みは、農地中間管理機構では対応が難しい零細な農地を主な対象とし、市民農園にも対応するものとなっております。

県としましては、関係機関と連携し、耕作放棄地再生などの支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場移設に関する世論調査についてお答えいたします。

議員御指摘の新聞報道については承知しております。

辺野古埋立承認申請については、法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。一方で、日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされております。

県としましては、同移設計画の進捗にかかわらず、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であることから、５年以内運用停止の実現を求めたところであります。この５年以内運用停止の実現のためには、機能の県外移設が必要であり、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、あらゆる方策を追求するよう、強く求めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 環境行政についての中で、辺野古沿岸部埋立事業と他の埋立事業との意見の違いについての御質問にお答えします。

環境影響評価手続などにおける意見においては、事業特性や自然特性等を勘案し、環境影響評価図書などに記載された内容について審査を行い、知事意見、部長意見を形成してまいりました。

普天間飛行場代替施設建設事業については、県外から搬入される土砂による外来種の侵入対策、ジュゴン

やウミガメ類等、海域生物への影響の程度、米軍へ周知するとした環境保全措置の実効性などの不明な点があったことから、他の埋立事業の意見と異なる意見となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里　米吉君 観光関係について再質問を行います。

８年前の知事選挙で仲井眞候補は、10年後に観光客数1000万人、消費額１万円、観光収入１兆円ということを公約に掲げました。そのときに糸数氏は、10年後に1000万はこれは沖縄のインフラも含めて困難だと、800万というふうに言いました。よく覚えておられると思います。

実態は、1000万もあと２年後ですからね、10年というと。これも厳しいが、もっと大変なのは１人当たり消費額はむしろ減っている、あのときよりも減っているんですよ。１万円と言ったけれどもこれはもう7000円を切っている。（「７万円」と呼ぶ者あり） そして……、10万円、はい、ごめんなさい。10万円がそれよりも減っている。さらに滞在日数も事実上もう横滑りというのか、この８年間伸びていないというのが現状だと思いますが、この認識についていかがですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） まず観光客１人当たり消費額が伸び悩んでいることについては、ここ近年のテロであったり､あと経済不況であったり、そういったもので消費マインドが落ち込む中でなかなか伸び悩みの状況にございました。

先ほど答弁しましたように、25年度についてはわずかながら増加に転じたということではございます。ただし、やはり今御指摘のとおり、観光客のこの大幅な伸びに比べると１人当たり消費額というのは依然として伸び悩んでいるというふうに認識しております。

そのことで消費額を上げるためにどのようなことをすればいいかということですけれども、県としてやっぱり力を入れていきたいのは、滞在日数をいかにして延ばしていくか。そして魅力的な新商品等による消費をまず促進すること、そして付加価値を上げることによって単価を上げるというようなことが重要かと思っています。

その中でまず滞在日数を延ばすためには、離島などのより遠い地域まで足を延ばす。あと１泊につながるような魅力的な体験活動、それから観光メニューそして観光商品などを造成していくことがまず重要であると思っております。

それから消費促進についてですが、これについてはやっぱり地域の新たな着地型観光商品の開発、今年度からも強化して取り組みますけれども、新たな土産品開発などが重要であるというふうに考えております。

それからまた、他産業への経済波及効果を高めるためには、やっぱり地産地消それから県産品活用を促進することが重要だと考えております。

そして付加価値の向上、いわゆる単価を上げるためには、ＭＩＣＥあとリゾートウエディングのこの高付加価値の観光商品の開発、それからスポーツや文化、芸術など価値の付与による付加価値の高いこのサービスの向上などが必要と考えております。

またそれから消費単価の高い外国人観光客の誘致によって消費額の向上を図っていきたいと考えております。今まだ10万円には届かないところでありますけれども、今後そのような取り組みを強化していってその目標達成に全力で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里　米吉君 皆さん努力しておられることは重々承知しているわけです。観光客数の1000万人、これを否定するわけじゃないんですが、私はずっと昔から、我々はやっぱりハワイを参考にしてハワイを目標にしないといかんと言ってきました。ハワイは700万余り、800万近くの観光客でもう大体これで推移して安定しているんですね。ハワイの強みは、滞在日数と１人当たりの観光客のそこに落とす金の大きさ、観光収入の大きさ、これが非常に強みで、もう既に皆さんも学んではいると思うんですが、さらにやっぱりハワイで参考になるものがないのか、そこら辺をこれからもしっかりと力を入れてやってほしいということを要望してこの点については終わります。

次、重粒子線治療についてですが、重粒子線治療の先進施設４カ所､それから今準備中のところが１カ所、いわゆる来年予定のところが１カ所あります。この５カ所については、周辺に1000万人前後の人口を抱えているんですね。それに比べると沖縄の142万という人口で本当にこの重粒子線が採算とれるのかという懸念も私はまだ消えません。それについて説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 先ほど答弁の中でも少し触れましたけれども、需要見込みについて県内でも100名から200名はいると。そしてまた、全国のこの病院ネットワークの国立病院機構からも毎年100名程度、そして連携を予定している都内の粒子線がん相談クリ

ニックからも外国人を含む毎年200名程度とそういうふうなものを今予測しております。

沖縄の強みは何が強みかと言うと、私が思うには、便利さだと思います。羽田に次ぐ２番目の国内ネットワークを持っております。この北海道から鹿児島までさまざまなところから実は集客できる、そういう強みを持っているところでありまして、それに加えて今この調査の中で、実はもう既にこういう病院ネットワーク、それからまた都内のこの粒子線がん相談クリニックからもこういう見込みがあるというふうなことで、そこは可能性があるというふうに見ております。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　問題は、私も専門家から視察で聞いたんですが、直接ですね。医療ツーリズムには余り向かないという考え方を持っているんですよ。何かというと、これも放射線治療と一緒で非常に内容がいいということはありますけれども、それと期間も短いというのはあるが、大体治療をしたら術後５年ぐらいはその経過を見ないといけない、これは重粒子線もそうだと言うんです。がん治療もそうなんですよ、うちの妻もそうでしたからよくわかるんです。５年の術後経過を見ないといけないとなると、やっぱりこれは外からどんどん人が来るというには非常に厳しい。それと日本発のものではあるけれども、外国ではもうドイツと中国がこれを実施しているというんですね、中国もこれから重粒子線が広がっていくんではないのかと思っています。そういうことでのちょっと懸念が一つあります。

それからもう一つは、普通医療器具はどうなんでしょう。一括交付金では使えないんだろうと思うんですが、重粒子線の場合は使えるという可能性があると見ているんですか、それもお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まずいろいろ御指摘いただきましたけれども、我々先ほど副知事から答弁いたしましたように、放医研ですとかそれから国際医療機構とか、そういったさまざまな方々を、幅広いメンバーを、本土の方々、その重粒子線などについても見識の深い方々を検討委員会のメンバーに入れて集患について本当にどうなのかというシビアな数字を挙げさせていただいております。そういった中で集患的なものは先ほど副知事が答弁したような形でやれば可能だろうということです。

あと人材の海外の動きがあるというような御指摘ございますけれども、実は、重粒子線治療施設を導入すればすぐできるかというと必ずしもそうではなくして、人を育てなければならないということがあります。昨日もちょっとそういった御質問、御意見がありましたけれども、県は今年度からその重粒子線治療施設を扱う人を、人材を琉大の医学部のほうと協力をいただきまして、放医研のほうに派遣して、二、三年かけて人材を育成しようということも考えております。そういった中期スパンで人材育成も図りながら、重粒子線治療施設を導入すると。他国が予算、お金があればすぐ重粒子線治療施設が稼働できるというものでは決してなくして、やはりこれにはきっちりとしたスケジュールを持った形で取り組まなければならないだろうというふうに考えております。

また、共済制度につきましても答弁がありましたように、やはりここはこの重粒子線治療施設を幅広く県民に利用いただくためにも、この共済制度の仕組みというのは重要だろうと思っております。他県を見ますと、やはりその高額医療について例えば無利子給付をやるとか、また地元の方々は減免を行うとか、さまざまな取り組みがありますけれども、今回の検討委員会からの提言では、共済制度の仕組みというものの提言がなされております。この提言を受けまして、またこれは県内の経済界の方ですが、例えば住宅ローンの中に一つの特例措置として入れることも可能ではないかとそういった経済界からの御提言などもありまして、これは26年度しっかりこの共済制度の仕組みについてもスキームについて検討してまいりたいと考えております。

そういったさまざまな複合的な取り組みによって集患的な課題についてはクリアできるものというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　跡地利用についての地権者の理解は進んでいますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　この地権者の合意形成が一番肝要だと思っております。このことにつきましてもこれから宜野湾市の御協力もいただきながら、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　次、ＭＩＣＥについて質問します。

ＭＩＣＥについての反対とか懸念は、カジノとＭＩＣＥが合わさった施設になるんじゃないか、あるいは採算性はどうか、大体この２点に絞られると思うんですが、ＭＩＣＥのカジノとをあわせた施設ではない、施設にはしないというのが既に答弁されております。

そこで、採算性についての問題とあわせて、これは採算性も大事だが、それ以上にＭＩＣＥが必要というのはむしろ経済波及効果ではないのかと思っています。採算性以上にその経済波及効果があればこれはつくらんといかぬわけですよね。そういう意味での重要性があると思うんで、そのことについて説明してください。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　大型ＭＩＣＥの経済効果についてですが、定量的な形でシミュレーションしております。その中では、大型ＭＩＣＥ施設の供用に伴いまして新たに開催されるＭＩＣＥ参加者及び主催者などのこの消費などによりまして、県内に年、約400億円の経済波及効果が生じ、そして約5400人の雇用効果が創出されると試算しております。

また、あわせて大型ＭＩＣＥ施設を整備することによりまして、県内業界にとっても大規模な展示会、それから商談会、例えば大交易展が開催されておりますけれども、そういったものが開催可能となることから県経済全体の活性化にもつながるものと考えております。

それからまた、ＭＩＣＥ施設は一般的には単体でこの収益を上げることを目的とする施設ではなく、その集客力によって地域全体に利益をもたらす施設とも言われております。

このようなことから、沖縄観光の課題である観光消費の引き上げ、それから入域観光客数の平準化に大きく寄与するこの付加価値の高い、重要な観光振興施策というふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　どうも場所がいまだにはっきりしなくて、可能な限り早くと言われると困ってしまうんですが、年内には決めますか。これは知事が答えたほうがいいですね。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　選定するには整えなければならないまだ課題がございまして、今その集約に取り組んでいるところでございます。

いずれにしましても、2020年度の供用開始を予定しておりますので、それにおくれないようにできるだけ早い時期に選定していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　この建設用地には、西原・与那原のマリンタウン地区、ここは両町だけじゃないです、周辺の地域も含めてみんなで応援している唯一の地域ですね。周辺もみんな応援する。何かというと、沖縄のこれまでの経済振興が西高東低で東地区は何もないじゃないかということで、周辺まで含めてみんなで総力を挙げて応援しているというのはこれは非常に重要な意味があります。

県議会でも南部の大城さん、嶺井県議、中部は喜納、新里、中川と、ほかにも隠れた支持者たちがおりまして、もう中川議員なんかは物すごく力を入れて、俺も呼んでくれと、集会になぜ俺を呼ばないというぐらいですから、もう政党を超えて、与野党を超えているのはこの地域だけだろうと思うんですね。知事や部長もその点をしっかりと理解をし、把握をし、よろしくお願いをしたいと思います。これは要望です。

さて、次、観光行政です。観光行政の(3)ですが、那覇空港滑走路の場合の知事意見は、「地域の自然環境及び生活環境の保全に万全の措置を講じる必要がある。」、「万全の措置」です。それから大宜味の場合は、これも自然環境の保全に十分に配慮する必要がある。ところが、辺野古の場合は、「事業実施区域周辺の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能」、「不可能」という言葉を使ったんです。さらには、環境生活部長は、「懸念が払拭できない。」。恐らくこれまで、沖縄の埋立事業でこれほど厳しい指摘をしたのは辺野古以外に私はないと思っているんですが、それについて説明をしてください。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　先ほど申し上げたように、環境影響評価手続の中に、これまでの中において普天間飛行場代替施設建設事業に係る意見というのはかなり厳しいものになっております。これについては手続を進める中で、先ほども申し上げたように、県外から搬入される土砂による外来種の対策であるとか、あるいはジュゴンあるいはウミガメの海域生物の保護、保全施策が不明であるというような状況がありました。あわせて普天間飛行場代替施設建設事業の場合は、例えばその埋立土砂が那覇空港滑走路に比べますと、那覇空港滑走路の場合が990万立米、これに対して普天間飛行場代替施設の場合は2100万立米というようなスケールの問題もありまして、厳しい意見になったということでございます。

○議長（喜納昌春君）　新里米吉君。

○新里　米吉君　非常に重要な地域だということだろうと思うんです。

最後に、基地問題ですが、知事は４年前の知事選でこういうことを申し上げたんですよ。「日米共同声明を見直し、県外移設の実現」と。これは日米共同声明

とは何かというと辺野古の埋め立てなんですよ、これを見直して県外と言ったんですよ。しかし、今議会の発言はそれとはかなり食い違ってきていますね。そのことを指摘して終わります。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君 ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

県民ネットの瑞慶覧功です。

久しぶりの登壇です。よろしくお願いします。

初めに所見を述べたいと思います。

私は、この４年間、普天間飛行場の県外移設の知事の取り組みを評価してきました。しかし、昨年12月、安倍総理の応援団云々を聞いて、本当に裏切られた思いで残念な思いがしました。おかげで腰痛を起こしてしまったんですけれども。

さて、我々沖縄県民は、昨年の１月、県民の総意としてオスプレイ配備撤回と米軍普天間基地の閉鎖及び県内移設断念を求め、県下全41市町村長・議長、県議会議長による建白書を持って政府に直接要請行動を行いました。集会後のパレードで、日の丸を掲げた安倍政権の支持者たちから、売国奴、非国民呼ばわりされ、中国人の血がまじっているとか、日本から出ていけというヘイトスピーチにさらされました。間違いなく従軍慰安婦も南京大虐殺もなかったとする作家の百田氏もその連中と同じです。彼らからすれば、沖縄で起きた日本軍による強制集団死も住民虐殺もなかったということでしょう。日本政府もそうです。2006年の教科書検定問題、そして八重山教科書問題全てがつながっています。自虐史観などと言っていますが、私は、軍人であった義父とおじを軽蔑したりしません。義父は死ぬ覚悟で外地の戦場に行って、生きて帰ってきたら家族は全員死んでいた。それが沖縄戦だったんです。追い詰められ、人間が人間でなくなる、それが戦争です。事実を隠しねじ曲げる、そして何の反省もなく、本来解体されるはずだった鬼畜米英の先頭に立っていた財閥や戦犯たちが東西冷戦によって救われ、何の責任もとらないで生き延び、その子孫たちが今ではアメリカの手先となり沖縄を踏み台にして日本の政治・経済を動かしている。戦争で死んでいった方たちは浮かばれません。同じファシズムであったドイツと日本の違いは、本当の意味での反省がないことだと思います。だから歴史認識がずれているんです。沖縄から信念を持って恒久平和を発信していきましょう。

質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、６・23慰霊の日、沖縄全戦没者追悼式典について。

ア、知事の平和宣言について。

当初、「県外」の文言削除に関係者は、沖縄戦の犠牲者を慰霊する場であり、政府への要求や政治的メッセージはふさわしくない。慰霊の気持ちをコンパクトにまとめたいと説明している。知事は、2011年から2013年の平和宣言文で、普天間飛行場の県外移設と日米地位協定の抜本的な見直しを求めてきたことは間違いであったと認識しているのか、見解を伺う。

イ、安倍政権による靖国神社参拝、特定秘密保護法、武器輸出禁止条件の緩和、集団的自衛権の行使は、日本が戦争のできる国づくりを進めていることにほかならない。辺野古の新基地でさらに強化されることになり、戦争に巻き込まれるリスクが大きくなる。式典の目的、趣旨からして戦争のできる国づくりに走り、沖縄に危険な基地を押しつける現政権の関係閣僚の参列は県民の心情に反している。見解を伺います。

２、基地問題。

普天間飛行場の５年以内の運用停止問題。

アとイは取り下げます。

ウ、去る３月に開催された普天間基地負担軽減推進会議作業部会について、高良副知事は2018年をめどにと明言し、そして政府も共通認識だと思うと言っています。ところが、衆議院安全保障委員会で照屋寛徳議員の質問に対し、斉藤政府参考人は2018年をめどにという表現はされなかったと認識していると言っています。事実関係を伺います。

３、子ども生活福祉部。

(1)、対馬丸犠牲者の慰霊のため天皇皇后両陛下が来県された経緯について伺う。

(2)、ＮＨＫ経営委員で作家の百田氏が「南京大虐殺はなく、従軍慰安婦はうそ」と発言している。見解を伺う。

４、観光行政。

(1)、外国人観光客数の推移（重点市場の国、地域別過去３年間）と今後の入域目標について伺う。

(2)、那覇空港国際線の運航推移（重点市場の国、地域別過去３年間）と今後の就航予定について伺う。

(3)、那覇空港国際線利用の１日当たり出入国状況（最大、平均）について伺う。

(4)、那覇空港巡回バスの１日当たり利用状況（最大、平均）について伺う。

(5)番、(6)番は取り下げます。

(7)、那覇空港新国際線ビルについて、観光客から不評とのこと。原因と対応、解決策について伺う。

クルーズターミナルについては取り下げます。

そして(8)番、(9)番、(10)番は取り下げます。

５、企画部関連。

(1)、県の外郭団体、旭橋都市開発株式会社の運営問題。

ア、総務企画委員会、件名「旭橋都市再開発株式会社の常勤役員体制の見直しに関する陳情」に対する処理経過及び結果について伺う。

イ、常勤役員の役職と報酬、非常勤役員の報酬について伺う。

ウ、陳情提出者である取締役の上原辰夫氏が４月４日に開催された臨時株主総会で解任され、同じく陳情者の立津氏も６月18日に開催された定期株主総会で解任されている。解任理由を伺う。

６、我が会派の赤嶺昇議員の代表質問との関連について。

県内におけるＡＥＤの設置状況について。

県内の全コンビニエンスストアに設置すべきではないか。

次に、児童生徒の深夜徘回の現状と対策について。

10時以降、居酒屋にいる青少年の対応を伺う。

次に、本県における脱法ドラッグを含む薬物実態と対策についての、脱法ドラッグ工場に対する対策を伺う。

次に、本県財政の見通しと課題について。

本県の借金、１日当たりの支払い利子、県民１人当たりの借金を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時17分休憩

午後５時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧功議員の御質問に答弁をいたします。

知事の政治姿勢についての中で、これは１の(1)のアになると思いますが、平和宣言に関する見解についての御質問に答弁いたします。

これまで沖縄県は、平和宣言において、さきの大戦で苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき戦争体験を継承し、平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してまいりました。

今回の平和宣言におきましても、平和への願いと追悼の意を改めて確認する思いを強調し、あわせて普天間飛行場の機能を削減し、県外への移設を初めとするあらゆる方策を講じて基地負担を軽減することを求めている宣言になっております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

用意してありました答弁が全部取り下げになりましたので、失礼します。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 基地問題に関する御質問の中で、５年以内のめどについてお答えいたします。

作業部会は、普天間飛行場負担軽減推進会議のもとの実務的な組織であり、率直な意見交換を行っている場です。

５年の起点につきましては、第２回目の推進会議において、第１回会合が開催された本年２月を起点とすることを同会議の構成員である国・県・宜野湾市の間で確認しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、現政権の関係閣僚の式典参列についてお答えをいたします。

今回の内閣総理大臣を初めとする各大臣の参列につきましては、沖縄全戦没者追悼式の趣旨を踏まえ、さきの大戦で一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦となった沖縄の冷厳な歴史的事実について理解を深めていただく機会になるとの考えから、関係省からの参列の意向を踏まえ対応したところであります。

次に、子ども生活福祉部についての御質問の中で、対馬丸犠牲者慰霊のための天皇皇后両陛下来県についてお答えをいたします。

天皇皇后両陛下は、同世代の多くの学童が犠牲になった学童疎開船「対馬丸」に以前から強い関心を持たれておりまして、また、ことしは対馬丸撃沈事件から70年、対馬丸記念館開館10年に当たる節目であることから、両陛下の対馬丸記念館への御訪問に至ったものと考えております。

次に、南京大虐殺はなく、従軍慰安婦はうそとの発言への見解についてお答えをいたします。

南京大虐殺につきましては、日本政府としても非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できないという立場をとっております。また、平成５年の「河野談話」におけるいわゆる「従軍慰安婦問題」について、国が行った調査結果によりますと、慰安所の設置

は軍当局の要請であったこと、設置が広範囲な地域にわたっていたこと等が発表されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは観光行政に関する御質問の中の、重点市場からの観光客数の過去３年間の推移と今後の入域観光客数の目標についてお答えいたします。

沖縄県では、直行便が就航している台湾、韓国、中国本土、香港を重点市場と位置づけ、官民一体となったプロモーション戦略を展開しております。重点市場からの入域観光客数の推移については、平成23年度は24万800人、平成24年度は30万9600人、平成25年度は51万3600人となっております。

国、地域別で見ると、台湾からは平成23年度は11万5600人、平成24年度は14万9400人、平成25年度は25万4100人、韓国からは平成23年度は２万6000人、平成24年度は４万5100人、平成25年度は９万8400人、中国本土からは平成23年度は４万4500人、平成24年度は５万8900人、平成25年度は６万8700人、香港からは平成23年度は５万4700人、平成24年度は５万6200人、平成25年度は９万2400人となっております。

外国人観光客数の目標値については、第５次沖縄県観光振興基本計画において、平成33年度までに200万人、年度の目標値を定めた「ビジットおきなわ計画」において、平成26年度は80万人としております。

次に、那覇空港国際線の就航状況についてお答えいたします。

那覇空港国際線の就航状況としては、平成23年度は週45便、平成24年度は週49便、平成25年度は週78便となっております。国、地域別で見ると、台湾からは平成23年度は週14便、平成24年度は週23便、平成25年度は週30便となっております。韓国からは平成23年度は週５便、平成24年度は週12便、平成25年度は週17便となっております。中国本土からは平成23年度は週11便、平成24年度は週３便、平成25年度は週13便となっております。香港からは平成23年度は週11便、平成24年度は週11便、平成25年度は週18便となっております。今年度においては、エバー航空による台北―那覇線の週７便の新規就航等もあり、週94便まで拡大しております。

次に、那覇空港国際線の出入国状況についてお答えいたします。

法務省の出入国管理統計によりますと、平成25年度の那覇空港国際線における１日当たりの平均出国者数は1374人、入国者数は1390人となっております。

なお、１日当たりの最大出入国者数については、公表されたデータがございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 観光行政についての御質問の中の、那覇空港巡回バスの利用状況についてお答えいたします。

那覇空港の利便性向上のため、那覇空港ビルディング株式会社がことしの５月16日から、新国際線旅客ターミナルビルと国内線旅客ターミナルビルを結ぶ無料巡回バスを運行しております。巡回バスの利用状況につきましては、１日当たり最大305人、平均108人の実績となっております。

次に、新国際線旅客ターミナルビルについてお答えいたします。

ことし２月17日に供用が開始された新国際線旅客ターミナルビルについては、バス駐車場またはモノレール駅までの移動環境と、出発時の保安検査待ち時間が課題であると考えております。バス駐車場またはモノレール駅までの移動環境については、歩道上に屋根が設置されていないため、歩行者が雨や強い日差しの中を移動する状況となっております。このため、モノレール駅への移動については、那覇空港ビルディング株式会社が無料巡回バスを運行しております。また、バス駐車場への移動については、国土交通省大阪航空局が屋根の設置を検討しております。出発時の保安検査待ち時間については、中型機２機及び小型機１機が同時間帯に運航する場合、待ち時間が発生する状況となっております。このため、那覇空港ビルディング株式会社においては、ハイジャック検査機器を８月上旬に１基増設し３基体制とすることとしており、これにより混雑が緩和されると考えております。

県としましては、引き続き国及び那覇空港ビルディング株式会社と連携し、新国際線旅客ターミナルビルの利便性向上に取り組んでまいります。

次に、企画部関連についての御質問の中の、旭橋に関する陳情の処理経過及び結果についてお答えいたします。

当該陳情につきましては、現在、総務企画委員会において継続審査となっております。県は、旭橋都市再開発株式会社が取締役会を設置している株式会社であることから、処理方針において組織の見直し・再編、取締役報酬の見直し等は同社の取締役会において検討・決定されるものとしているところであります。

次に、常勤役員の役職と役員報酬についてお答えいたします。

旭橋都市再開発株式会社における常勤役員の役職につきましては、前期が代表取締役社長、常務取締役、専務取締役の３名、今期は専務取締役が任期満了により退任したため２名となっております。同社の役員報酬につきましては、他の株式会社と同様に株主総会において常勤役員､非常勤役員の全体の報酬総枠を定め、その総枠内において各役員の報酬を取締役会で決定し、その報酬総額の決算を株主総会で報告しております。また、同社の取締役会においては、各役員報酬の決定について、これまでも全会一致で承認しております。昨年度の役員報酬の総枠については、株主総会において3000万円と決定され、その決算については、役員９名分の総額が2505万円と株主総会において報告し承認されております。各個人の役員報酬につきましては、個人情報となることから答弁を差し控えさせていただきます。

次に、取締役２名の解任理由についてお答えいたします。

上原氏の解任理由につきましては、取締役会の足並みをそろえるためと聞いております。これは、役員報酬等に関する意見の対立に端を発し、会社の運営にも支障が出てきたことから、同社において事態の打開を図るべく、顧問弁護士と法律的検討を行った上、手続をとったものと認識しております。立津氏につきましては、解任ではなく任期満了による退任となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君）　我が会派の代表質問との関連についての中の、ＡＥＤのコンビニ設置についてお答えいたします。

ＡＥＤの設置につきましては、厚生労働省から「適正配置に関するガイドライン」が通知されており、同ガイドラインでは、公共施設、大規模な商業施設、娯楽施設等への設置が推奨されております。県におきましては、ガイドライン等を踏まえ、市町村等に対し、ＡＥＤ設置及び管理等について周知をしているところであり、那覇市、沖縄市においては、一括交付金を活用し、市内のコンビニエンスストアへＡＥＤの設置に取り組んでいるところであります。

県としましては、今後ともＡＥＤの適正配置、管理等を市町村等関係団体へ周知するなど普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、10時以降居酒屋にいる青少年の対応についてお答えいたします。

深夜に及ぶ親子連れでの飲食店への出入りについては、生活習慣や健康への影響だけでなく、健全育成や学力向上におきましても大変憂慮すべき事態であると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも保護者の意識啓発を図り、「早寝早起き朝ごはん」の定着化など、家庭教育の充実に向けた「やーなれー」事業等を推進しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君）　我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、県警察の脱法ドラッグ対策についてお答えをいたします。

脱法ドラッグ対策に関しましては、本年６月３日に関係機関との合同捜査により薬事法違反（指定薬物輸入）で被疑者４人を通常逮捕をしたところであります。近年、脱法ドラッグが社会問題化する中で、この事件はマスコミに脱法ドラッグ工場摘発等と大きく取り上げられ、県警察におきましても重要な課題と捉え鋭意捜査を継続しているところであります。

昨年来、厚生労働省による薬事法の改正により脱法ドラッグに含有する物質の多くが指定薬物として指定をされており、平成25年１月の時点で指定薬物は98物質でしたが、現在は1370物質となり、これにより脱法ドラッグを取り扱う販売業者等の規制が強化されております。また、本年４月から改正薬事法により指定薬物の単純所持、使用等が規制されることとなり、検挙した乱用者からの突き上げ捜査による販売業者等の解明及び検挙が可能になったところであります。

県警察におきましては、今後とも関係機関と連携を強化し監視体制を一層強化するとともに、薬事法等各種法令を適用し積極的な検挙対策を講じてまいります。

○議長（喜納昌春君）　総務部長。

〔総務部長　小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君）　我が会派の代表質問との関連について、本県の県債残高、１日当たり利息、県民１人当たりの県債残高についてお答えいたします。

平成24年度末における本県の県債残高は6829億9000万円で、本県を除く九州平均では１兆4827億7000万円となっております。

１日当たりの利子償還額は2684万1000円で、九州平均では5782万2000円となっております。

また、県民１人当たりの県債残高は49万円で、九州平均は１人当たり84万5000円となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　再質問を行います。

初めに、慰霊の日の式典と天皇皇后両陛下来県についてですけれども、私は毎年この慰霊の日の式典に参加しようかどうしようかと迷うんですね。結局参加していますけれども、何か戦争で犠牲になった方たちが人質にとられているようなそんな思いがして憂鬱になります。

質問ですけれども、政府への要求や政治的なメッセージはふさわしくないとするこの発言ですけれども、これは問題だと思います。これまでの平和宣言を否定していることになるのではないでしょうか。これは県としての統一見解でしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時39分休憩

午後５時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 報道で、政府へのそういう要求をすることは、平和宣言、内容的にはそういうのはふさわしくないというようなお話でございますけれども、我々はそういう説明をしたことはございません。承知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　ああ、そうですか。

知事選挙を意識して県外復活と言われています。そのせいか、ことしの平和宣言は知事の気持ちというのが伝わってきませんでした。本当にそうなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後５時41分休憩

午後５時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） こういう御質問は非常に答えにくい部分があって、平和宣言全体というのはかなり我々いろいろ考えて、これまでのトーンと随分実は変えてきている部分があります。そういう中で今の県外という言葉自身については、我々は県外を当てにしてしか５年以内というのはできないという面もありますから、そういうものを含めれば別に県外をやめたわけでもないし、いろんな意見が出ます。そしてぎりぎりまでこの平和宣言はいろんな人の意見を聞いたり、出てくれば訂正していますから、そういう流れの中でやっていますので、余り選挙と関係ないんじゃありませんか、こういうものは。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　でも、そういうふうにマスコミに出ているものですから聞いているんです、今。本当はあるでしょう。だってあれだけ明確にマスコミに出ているじゃないですか。自民党さんに説得されて……

次に、警備も大変物々しい感じがしたんですけれども、警備体制について伺いたいと思います。これは慰霊の日、そして天皇皇后両陛下の警備体制もあわせて伺います。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） これは沖縄全戦没者追悼式とそれから天皇皇后両陛下の行幸啓の両方と理解しております。それに対しての警備体制でございますけれども、県警では平成26年沖縄全戦没者追悼式及び天皇皇后両陛下の沖縄行幸啓に際しまして、警備情勢を踏まえつつ、県外からの応援を含めて所要の体制で必要な警備を行っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　今日の沖縄で両陛下を襲う人はいないと思うんですよ。私は天皇制には反対の立場ですけれども､昭和天皇の戦争責任は重いと思っております。また、米国による琉球諸島の長期租借による軍事占領を望んだ天皇メッセージは情けないというふうに思っています。しかし、今のこの憲法下の象徴、平成天皇は良識と見識は持たれていると思います。ですから、政治利用されることは望んでいないというふうに思っております。

次に、公室長は新田議員の質問の中で、復帰後もなお政府による米軍基地の集中・押しつけに連なる対沖縄政策ではないかという質問に、そうは認識していないと答えていますけれども、どのように認識しているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） そうは認識していないと、何か新田議員の発言を全面否定したようなふうにとられたとしたら、これは心外でございまして、新田議員がおっしゃったような戦後から復帰前、そして現

在につながる米軍基地の存在といったものにつきましては、それは新田議員のお考えあるいはそういうお考えを持っている方もいらっしゃるでしょうけれども、これが全てかと、これだと断定できるようなことではないであろうと、そういった趣旨で申し上げたところでございます。これはいろいろなお考えがあると思います。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　次に、旭橋都市再開発株式会社の運営問題です。これは先ほどありましたけれども、３月10日に陳情が出されているんですけれども、その要旨で、県が株の50％以上を持っているわけですね。県の指定団体となっています。社長は県からの天下りポストというふうに言われていますけれども、現在の社長は役員の意見を無視して、意見に異を唱えると、審議中でも役員会を閉会宣言して、他の役員の意見を聞き入れないと、そういう独善的な運営をしているというふうにあるわけですね。県は、会社側とこの陳情者側からの事実関係について聞き取りを行いましたか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まずこの旭橋株式会社というのはそもそもどういった形のものかというのを答えさせてください。

まず、これはモノレール旭橋駅の周辺地区の再開発事業ということで、旭橋周辺地域はその８割が県有地でございます。そういったことから県としましては、その県有地の高度利用ですとか有効利用、またモノレール等の公共交通の需要喚起、民間主導による都市再生のモデルの形成、そういった観点から出資金は総額で960万円ですが、そのうちの485万円を県が出資しているということで50％出資しているということです。

天下り先ということですが、現在の取締役社長は、退職して別の公庫等にいましたけれども、その後退職し、公庫も退職して１年後、ブランクがあった後にその方の資質が見込まれてまず社長になったということです。

独善的であったとか我々もその陳情者御本人からはいろいろ話は聞きませんでしたけれども、会社のほうに対してさまざまな調査を行いました。議事録等も拝見いたしました。そういった結果、決して独善的ということではなくして、全てにおいて取締役会も全会一致でなされていると。議事録等も改ざんというのがありましたが、そういった事実はないということも全てチェックいたしまして、さらにまた冒頭で申し上げましたように、この旭橋株式会社の最大の役割は、この事業を円滑に遂行すると。こういった観点を見た場合に、現在の旭橋のやっているものは大変立派な事業実績を上げているということを総合的に評価しているわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　そうですか。この陳情を出した方が４月８日の臨時総会で解任されているんです。先ほどありましたけれども、理由が「足並みをそろえるため」となっているんですよね。規約上、不正行為とか法令違反など重大な事案があった場合、そういうあれになるんじゃないですか。「足並みをそろえるため」という理由が解任の正当な理由になるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　会社法の関係では、会社と取締役は委任関係であります。その解任の理由については会社の判断で解任ができるということですが、当然これは重要なことですので、答弁もいたしましたけれども、顧問弁護士とも相談した結果、やはり会社の運営に支障を来さないようにという形で足並みをそろえるためには、御本人の解任が必要だという判断で解任を行ったということでございます。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　この取締役会議で二、三名の方がいろんな意見を出しているんですけれども、解任するならきちっと理由と背景を説明してほしいと、そういうふうに言っているんだけれども、社長は足並みをそろえるという一点張りで何の説明もしてないんですよ。これは本当にこの議事録というのはそういうものは載っていますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　私もそういった説明してないというのは承知しております。ただ、これは推察するに、先ほども少し答弁させていただきましたけれども、今回の取締役の解任に至るものは、やはり御本人から請求が出されたみずからの報酬の引き上げ、これを社長のほうに、会社側に申し入れしたところ、会社側として、それを一度まずは引き取って近隣のほかの同様の株式会社と相場等を調べた結果、決して低くはないということでそれを拒否したと。その結果、それ以降、ほかの社長それから他の取締役に対する報酬の引き下げなどを主張して、取締役会自体も順調な運営ができなくなったというようなもろもろのことがあっての解任だというふうに聞いております。ただ、御本人がその総会においてそういった説明を一切しなかったということについては、これはあくまで私の推測ですけれども、やはり御本人の名誉とかそういった

ものをおもんぱかってのことであっただろうというふうに私は考えております。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　その当時、取締役は８名いたと思うんですけれども、３名が常勤ですか――先ほどありましたけれども――3000万、このほかの役員の皆さんは常勤・非常勤の方は１万円とか聞いているんですけれども、１人当たり常勤は70万前後の月収を得ていると思うんですけれども、そういったものに対するひとつ異議申し立て、そのための報酬改定を投げたと、そういうふうに言っているんですよ。それはあらゆる違いがあると思うんですけれども。そして、その解任される人の弁明というんですか、そういったものも求めているんですよ、ほかの役員の皆さんが。しかし、一切それはさせないということで進めているんですけれども、そういうことでいいんでしょうかね。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　まず、その利害関係人は株主総会に出席できないということが前提であったと思います。そういったことを説明した上で、社長のほうは足並みがそろうことが重要だということで、それは顧問弁護士とも相談した結果、それは問題がないという説明をして、最終的には議決で承認されたというふうに流れていると思います。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　さらにその後６月18日に株主総会が開かれているんですけれども、任期切れでもう一人の陳情者も終わったと。しかし、本来なら株主から役人というのは選任されないといけないはずなんですけれども、この株主以外から新しくまた役員を埋めているという話なんですけれども、これはもう本当に思いどおりにこういった運営、物を言う人は首を切ると、そういう状況になっているんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　そういった細部に至るまで私のほうから答弁するものはないと思いますが、やはり株式会社はそれぞれ取締役もあって、その中で自主的な判断がなされているものと県のほうとしては考えているところであります。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　県の外郭団体への退職者の再就職は、ただでさえ天下りというようなやゆされた言い方をされるんですけれども、やはり中には民主的な運営をしている団体もあると思うんですよ。やっぱりもう少しそこら辺は、これは内部告発みたいな形で出ているわけですから、県はしっかりと指導監督をする責任があると思います。この問題は総務企画委員会できちっと審議していただきたいと思います。

次に、観光行政について伺います。

那覇空港の観光入域客数、本当に年々ふえて便数も2010年が23便だったのが、ことしは４倍の92便にふえているわけですね。本当にこれからますますふえていくと。施設管理者は、苦情をバス駐車場からビルまでの移動環境、屋根がないという――雨や日差しですね――そういったものに対するものという受けとめ方もしているんですけれども、問題はそれだけではなくて、途中、道を横断するわけですね。そういうような危険性もあるんですよ。以前はバスがターミナルに横づけできて荷物がおろせました。今はそれがない。停車帯はタクシーや巡回バスが占用しているわけですね。バスを優先すべきではないでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　ただいまの御指摘はしっかり国のほうにもお伝えして、対応策を検討していく必要があるだろうと考えております。

○議長（喜納昌春君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　すぐにでもできるのがカートですね。今、カートさえないんですよ。観光客はこんなに荷物、お土産をたくさん持って移動しているんですね。本当にかわいそうですよ。やっぱりもっと外国人観光客に視点を当てて、そして旅行会社、そういう皆さんとも意見交換して改善に努めてほしいと思います。このままでは本当に確実にリピーターは減ると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　20分間休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後６時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　県民ネット、玉城満でございます。

本日の大トリでございますので、皆さん最後まで楽しんでいただきたいと思います。

琉神マブヤーというのは皆さん御存じですよね、何回か紹介したと思うんですけれども。

どういう物語かといいますと、マブヤーというのはマブイのことでございます。マブヤー軍団とマジムン軍団の戦いなんです。

このマジムンの中には、ハブデービルとか、ハブクラーゲンとか、マングーチュとか、オニヒトデービル

とか、クーバーとかいるんですね。ちょっと嫌われている部分なんですが、例えばマングーチュに関しては、この間テレビ見たらびっくりしたんですが、100年前に連れてこられてちゃんと農作物を守るという、小動物を食べてくれる、そしてハブを退治するみたいなそういう理由で連れてこられて、今やヤンバルに絶対来てくれるなというふうに網も張られて虐待を受けていて、あれはやっぱりウチナーンチュの失敗例ですよね。沖縄に持ってきた失敗例。だけど、これは決してマングースが悪いわけではなく、やっぱり人間が悪いんだという発想でこのマングーチュというキャラクターがこのマブヤーの中に出てくるわけですよ。

もう一つ、オニヒトデービル。オニヒトデービルも結局は温暖化であり、それぞれ地球の人間がやってしまったことと、出てきたらサンゴの敵みたいな感じで皆さん言われているけれども、結局あれも仕方なく悪として出てきてしまった。何か活躍できるだろうということでこのマジムン軍団に入れてあるわけですね。ハブデービルもそうですし、ハブクラーゲンもそうですよ。ハブクラゲも異常発生して、刺す。

僕は何が言いたいかといったら、実は琉神マブヤー、今マレーシアで「琉神ジュワラー」と言ってもうマレーシアで常時100万人が見ているテレビ番組の、本当にウチナーのマブヤーがそのまま向こうでマレーシアバージョンでやられているんですね。視聴率が何と向こうのドラマの中ではナンバーワンだということで、ウチナーがやはり今このムスリム圏というんですか、そこですごく受けている。ウチナーンチュの心が受けている。

これはなぜかといいますと、マブヤーをごらんになった方はわかると思いますけれども、ヤマトの戦隊ものみたいに相手を死なせたり、相手を爆発させたりというかとにかく相手を消滅させるということをしないんですね。何をするかと言ったら、ヒサマンチューカケラチ、説教して反省させるという。この戦隊ものでは珍しい感覚なんでしょうね。だから、必殺わざも例えば向こうは、きさまは既に死んでいるとかというせりふがあるんだけれども、ウチナーのマブヤーの場合は、タッピラカスという表現を選ぶんです。そして、わざも武器もスーパー・メーゴーサーとか、そしてティーダ・ヤーチューとか、要するにヤーチューをかける程度で終わらせている。だから、やっぱり受けているんだろうなという意味では、僕はこのマブヤーよく頑張っているなと思います。

ところが、マブヤーのその同じ仲間にガナシーというのがいまして、今回ちょっと知事に出演をしてもらいまして、知事ガナシーという。この知事ガナシーが昨年12月、ヤマトのほうに遠征をいたしまして、そうしたらヤマトのマジムン軍団がやってきてマブイストーンを奪っていったんです。このマブヤーの物語はマブイストーンを奪われるところから始まるんですね。そうしたら、ウチナーの文化が奪われるからそれをマブヤーが取り返すという物語なんですね。だから、決して僕は知事ガナシーが間違っているとは言いません。たまたまヤマトでマジムン軍団にマブイストーンを奪われたんではないかなという気がして、今からでもマブヤーグミすればどうにかもとに戻ると思うんですけれどもね、知事ガナシー。

ということで、そろそろ質問しましょうね。

１、知事の政治姿勢について。

辺野古埋立関連について。

ア、国・県・名護市の対応、進捗についての知事の見解を伺う。

イ、次期知事選挙の最大の争点になると考えるが、知事の見解を伺う。

２、米軍基地関連について。

(1)、沖縄市サッカー場工事現場で発見されたドラム缶問題の進捗について伺う。

(2)、嘉手納飛行場の軍民共用を求める声があるが、県の見解を伺う。

３、観光政策関連について。

(1)、観光オフ期の抜本的な改善策について伺う。

(2)、プロモーション事業について。

ア、観光誘客増の見込める国の特定はなされているのか、県の対応について伺う。

イ、海外向けの広報について伺う。

(3)、ムスリム対応のハラール認証対策について伺う。

４、文化政策関連について。

(1)、沖縄音楽・民謡界の連絡協議会設立に向けた県の対応について伺う。

(2)、文化芸能人材バンクを創設すべしと考えるが、県の対応について伺う。

(3)、しまくとぅばの継承に向けた県計画の進捗について伺う。

(4)、文化行政を遂行するに当たり文化技官（仮称）を設置すべきと考えるが、県の対応について伺う。

５、交通政策関連について。

(1)、鉄軌道導入に当たり沿線自治体、交通関連業者等との広域協議は不可欠と考えるが、県の対応を伺う。

６、農水政策関連について。

(1)、公益財団法人沖縄県畜産振興公社の役割につい

て伺う。

(2)、八重山食肉センターの運営は順調か、県の見解を伺う。

７、土木建築政策関連について。

(1)、国・県事業が採択された各市町村に在籍する業者の優位性を確保すべしと考えるが、県の対応について伺う。

(2)は取り下げます。

８、教育行政関連について。

(1)、沖縄文化・歴史・しまくとぅばなどを教育現場に積極的に取り入れるべきと考えるが、県の見解を伺う。

９、我が会派の代表質問関連について。

集団的自衛権容認によって――沖縄は観光立県でございます。観光立県沖縄としての前回の９・11テロで大打撃を受けた沖縄でございます。そのことに対してやはり県は何がしかの対策、そして見解を述べるべきだと思いますがいかがなものでしょうか。

続きまして、アスベスト被害救済への取り組み、軍雇用員カードの活用について、そして泡盛業界支援について、最後に米軍基地内事業のボンド支援について。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、辺野古移設は知事選の最大の争点になるかというような御趣旨の御質問です。

沖縄県政にはさまざまな行政分野があり、基地問題、離島問題、教育、文化、医療、福祉、産業振興など多くの解決すべき課題を抱えております。さまざまな課題がある中で、これらの解決に向け建設的かつ前向き、創造的考え、政策、テーマが議論の争点として出てくるのではないかと考えております。

次に、教育行政関連でございますが、沖縄文化、歴史などの教育についての御質問にお答えをいたします。

学校におきましては、国語科や社会科、総合的な学習の時間等において、地域の文化や歴史、しまくとぅば等の学習を行っております。また、学校行事やクラブ活動において、エイサー、琉舞、三線に取り組むなど、伝統文化の継承へつながる実践が展開されております。

沖縄県といたしましては、今後とも児童生徒が沖縄県の歴史と文化、しまくとぅばに誇りを持ち、継承していく心を育んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 米軍基地関連に関する御質問の中で、沖縄市サッカー場ドラム缶問題の進捗についてお答えいたします。

沖縄市サッカー場については、昨年の10月から沖縄防衛局、沖縄市が全面調査を開始しております。当該調査で新たに発掘されたドラム缶は61本であり、現在、その付着物と底面土壌の分析等が行われているところであります。

なお、県では、周辺環境への影響を考慮し、３月に４回目の水質等の調査を実施しており、いずれにおいても基準値を超過する有害物質は検出されておりません。

次に、文化政策関連に関する御質問の中で、しまくとぅば普及計画の進捗についてお答えいたします。

県においては、しまくとぅば県民大会や語やびら大会及び各地域でのシンポジウムなどの開催により、県民運動の周知と県民意識の醸成を図るとともに、会話の事例を載せたハンドブックを県民に広く配布し、活用の促進に努めているところであります。さらに、交通機関、金融機関など18の企業団体に行ったしまくとぅば励行に関する協力要請を、今後は、介護関係の企業団体等にも広げ、県全域へ波及する運動に展開することとしております。また、昨年度実施した県民意識調査において、しまくとぅばの普及啓発の方法を尋ねたところ、「学校における総合学習などでの実施」とする回答が最も多かったことを踏まえ、今年度は、学校や家庭でも活用できるＣＤつきの読本を小学５年生、中学２年生の全員に配布することとしております。

県としましては、しまくとぅばを広く普及させるためには、各地域の取り組みの拡大やしまくとぅばを教える人材の育成確保が重要だと考えております。そのため、ＮＰＯ団体や文化協会とも連携を図りながら、しまくとぅばを広める仕組みの構築や人材の育成・確保の方法について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 交通政策関連についての御質問の中で、鉄軌道導入に係る沿線自治体等との協議

についてお答えいたします。

鉄軌道等の導入に当たっては、駅を中心としたまちづくりなど、各市町村におけるまちづくり計画等との整合を図る必要があることから、県民や市町村、関係者等の理解や協力が不可欠であると考えております。そのため、昨年度は、平成24年度調査結果について、県内各地区において説明や意見交換を行っております。また、今年度から来年度にかけては、パブリックインボルブメントを実施し、県民及び市町村等と情報共有を図りながら計画案策定に向けた取り組みを進めていくこととしております。

県としましては、引き続き市町村及び関係機関等と意見交換を行いながら、導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古埋め立てに関し、国・県・名護市の対応、進捗についてとの御質問にお答えいたします。

辺野古埋立承認申請について、 県は法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認をしたところであります。名護市からは、辺野古埋立承認に抗議し、撤回を求める意見書が提出されております。政府は、辺野古移設が日米両政府間の合意であり、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとしております。

また、進捗といたしましては報道等によれば、シュワブの水域生物調査と調査設計に関連する諸手続が行われていると承知しております。

次に、米軍基地関連についての御質問の中で、嘉手納飛行場の軍民共用についてお答えいたします。

嘉手納飛行場の軍民共用について、一部の報道でそのような声があることは承知しております。しかしながら、この軍民共用につきましては、日米両政府において正式に検討がされたことはないと認識しており、県としても求める考えはありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは観光政策関連に関する御質問の中の、観光オフ期の改善策についてお答えいたします。

沖縄観光の閑散期対策を実施し、入域観光客の平準化を図ることは、観光産業の振興と雇用の安定に大きく寄与するものと考えております。そのため､県では、春、夏、秋、冬のシーズンごとにターゲットを絞った誘客プロモーションを実施し、年間を通した安定的な誘客に努めております。また、梅雨時期や冬場のオフシーズンに多くの誘客実績のある修学旅行、リゾートウエディング、プロ野球キャンプなどのスポーツコンベンションを積極的に推進しております。さらに、今年度は、オフシーズンに焦点を当てた魅力ある誘客イベントへの支援や、ＭＩＣＥの推進に加え、新たに沖縄オリジナルの感動体験を提供する旅行商品の開発と情報発信を行うモデル事業等を実施し、オフシーズン対策を強化してまいります。

次に、観光誘客増の見込める国の特定についてお答えいたします。

沖縄県では、外国人観光客の増加を図るため、定期便が開設され一定の認知度を有する台湾や香港等を「重点市場」に、チャーター便の実績がある東南アジアやロシアを「戦略開拓市場」に、経由便の利用となるが旅行市場が成熟しており、今後の伸びが期待できる北米、欧州、豪州を「新規市場」に位置づけ、市場特性に応じた誘客活動を展開しております。具体的には、重点市場においては交通アクセスの拡充や旅行商品プロモーションの展開、戦略開拓市場においては直行便の誘致やブランド広告の展開、新規市場においては旅行博への出展等による沖縄の認知度向上に取り組んでおります。

県としましては、今後とも、外国人観光客の増加と世界水準の観光・リゾート地にふさわしいブランドイメージの形成とのバランスにも配慮しながら、誘客活動に取り組んでまいります。

次に、海外向けの広報についてお答えいたします。

沖縄県では、平成24年度に実施した海外市場調査に基づき、対象国の海外旅行者層やそのニーズ、沖縄の認知度等の市場特性を踏まえた広告プロモーションを展開しております。具体的には、沖縄観光のイメージを伝えるキーコピーを活用し、テレビ・新聞等のマスメディアや交通機関を活用した広告、ウエブサイト、ソーシャルネットワーク等を活用しながら、沖縄観光ブランドの浸透を図っております。また、映像コンテンツを活用した情報発信にも継続的に取り組んでおります。

次に、ムスリム観光客の受け入れ体制の整備についてお答えいたします。

県では、外国人観光客の誘客において今後急速な拡大が見込まれる東南アジア地域を、「戦略開拓市場」として位置づけております。当該地域は、イスラム教

徒信仰者であるムスリムの人口に占める割合が大きいことから、今年度から、ムスリム観光客の受け入れに必要な体制整備に向けた調査研究に取り組むこととしております。具体的には、県内外の有識者を交えた検討委員会を設置し、ムスリム観光客の訪日旅行の動向や他府県の取り組み状況、県内事業者の意向調査等を予定しております。これにより、今後優先して取り組むべき課題を整理するとともに、関係機関と連携し受け入れ体制の整備に取り組んでまいります。また、これらの取り組みについて内外に幅広く情報発信するとともに、東南アジアなどの新たな市場開拓に向けた観光事業者の取り組みを醸成していくことにより、異文化や多様性に対応できる国際水準の観光・リゾート地の形成に努めてまいります。

次に、文化政策関連に関する御質問の中の、沖縄音楽・民謡界の連絡協議会設立についてお答えいたします。

本県には、宮古や八重山の団体を含め20を超える民謡関係の団体が存在していると聞いております。県としましては、沖縄音楽・民謡界を取りまとめる団体が設立されることは、県が行う文化芸術振興施策において、より連携が行いやすくなるというメリットがあると考えております。一方、これまで、沖縄県芸能関連協議会等の呼びかけにもかかわらず一つの団体としてまとまっていない状況もあるため、現在、個別に関係者から意見を聴取しているところでございます。この中で、民謡団体の中には、一つの組織としてまとまることに関心を持つ方も見られることから、それらの団体と意見交換を行いながら対応していきたいと考えております。

次に、文化芸能人材バンクの創設についてお答えいたします。

各分野における人材の活動状況などを体系的にまとめ情報を共有することは、沖縄の文化芸能の保存・継承･発展のため、意義のある取り組みだと思われます。

文化芸能人材バンクにつきましては、文化芸術の対象分野を昨年度制定した沖縄県文化芸術振興条例における基本的施策の体系をベースにし、有識者の意見も取り入れながら検討してまいりたいと考えております。

次に、文化技官（仮称）の設置についてお答えいたします。

文化芸術に精通した人材が県の文化施策にかかわることは、事業効果を高める上で重要であると認識しております。そのため、県としましては、文化行政担当者の研修や、計画的な人事ローテーションにより文化行政を専門とする職員の育成、委員会等による外部有識者の活用に取り組んでいるところであります。文化に特化した職員の配置については、長期的視点に立った配置のあり方等､課題を整理しているところであり、関係部局と調整しながら、文化専門職の設置について取り組んでまいります。

次に、我が会派の代表質問関連に関する御質問の中の、集団的自衛権、集団安全保障と観光立県沖縄への影響についてお答えいたします。

現時点では、行使容認による沖縄観光への影響について想定することは困難でございますが、容認後の影響について、情報収集を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 農水政策関連についての御質問の中で、公益財団法人沖縄県畜産振興公社の役割についてお答えいたします。

公益財団法人沖縄県畜産振興公社は、昭和51年に設立されております。同公社の役割は、定款によると、県民の食生活の安定的向上に寄与することを目的に、家畜及び畜産物の価格安定対策、生産振興、流通合理化、畜産経営体の経営安定、生産性向上及び家畜防疫に関する事業とともに、畜産物の消費促進に関する事業を行うものとするとなっております。同公社は、これらの事業を実施することにより、本県畜産業の振興に寄与してきたところであります。

次に、八重山食肉センターの運営状況について御説明します。

株式会社八重山食肉センターにおいては、平成26年４月より、新たに整備した施設を供用開始しております。同施設は、八重山地域の食肉の流通拠点として、畜産業のみならず観光産業への貢献が期待されております。同センターの運営については、定時株主総会の資料によると、平成25年度の「と畜実績」は、牛が1679頭、豚が2508頭で、経常利益は約400万円の黒字となっております。平成26年度以降についても、新たな施設の整備により、肉用牛増頭への機運も高まっていることから、黒字が見込まれております。このようなことから、県としましては、当センターの運営は順調にいくものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築政策関連

についての御質問の中で、地元企業への優先発注についてお答えいたします。

県では、公共工事の発注に当たっては、地域要件を設定するなどの方法により、地元企業の受注機会の確保に努めております。工事内容や現場条件等を勘案し、可能な限り分離・分割発注を行うとともに、地元企業で施工が困難な工事についても共同企業体方式により地元企業の受注機会の確保に努めているところであります。なお、国の機関においては、工事の規模等により地元企業に配慮した発注が行われていると聞いております。

次に、我が会派の代表質問関連についての御質問の中で、米軍基地内事業のボンド支援についてお答えいたします。

県では、米軍等関係機関に対して県内業者への分離・分割発注、ボンド率減免の要請を行っております。また、沖縄建設産業グローバル化推進事業において県内企業へ支援を行っており、その成果として米国の保険会社にボンドの申請を行っているところであります。今後とも、県内業者の受注促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 我が会派の代表質問に関連して、アスベスト被害救済の取り組み及び復帰前後の被害救済についてお答えします。

アスベスト被害救済については、沖縄駐留軍離職者対策センターにおいて、駐留軍従業員等を対象とした相談事業を行っておりますが、増加するアスベスト相談に対応が追いつかない状況が続いていたことから、県は、同センターの支援体制を強化するため、今年度から補助金の増額を行っております。また、関係市町村も補助金の増額・据え置き等の支援を行っているところであり、復帰前に離職した基地従業員については、国内法の適用がないことから救済の方法がありませんでしたが、平成18年に石綿健康被害救済法が制定され、救済給付を受けることが可能となりました。さらに、平成23年には、復帰前離職者の遺族についても特別遺族給付金の支給対象とされております。一方、復帰後に離職した基地従業員については労災が適用されることになっており、労災における給付内容については、石綿健康被害救済法よりも手厚いものとなっております。

具体的には、労災補償は石綿健康被害救済法の救済給付と比較して通院費の支給があることに加え、休業補償や遺族補償一時金、葬祭料の支給額など手厚くなっております。

次に、泡盛の県外販路拡大と県内消費拡大の取り組みについてお答えします。

泡盛の出荷数量は、県内外ともに平成16年をピークに減少しており、県内においては２万2000キロリットルから１万9000リットル、県外においては6400キロリットルから3100キロリットルに減ってきております。

県においては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、県外での泡盛の飲み方等のプロモーションや原料米等に関する調査研究、首都圏等での展示会への出展等を通じて県外市場の開拓に取り組んでいるところであります。また、県内においては、毎年「泡盛鑑評会」を開催し酒質の向上を図っているほか、泡盛を使ったカクテルコンテスト等に沖縄県知事賞の授与を行っているところであります。業界においては、那覇空港における泡盛の試飲会や、９月４日の「古酒の日」にミニチュアボトルの無料配布、県内清涼飲料水メーカーと協同で炭酸割り等の飲み方提案を行うなど、県内での普及拡大に取り組んでおります。さらに、海外における物産展、展示商談会への出展、広告販売促進のほか、飲食店における泡盛マイスターによる泡盛カクテルのＰＲなどにより海外への販路拡大も支援しているところであります。

県としましては、引き続き泡盛業界と連携し、琉球泡盛の販路拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城　満君。

○玉城　　満君　このしまくとぅばなんですけれども、僕は教育長がお答えになるかなと思っておりましたけれども、お答えにならなかったからあれなんですが、なぜ教育関連の中にこれを載せているかといいますと、やはりまだまだアフターでやっているという感が拭えないんですね。要は、国語、算数、理科、社会と肩を並べる学科として、やっぱり沖縄学みたいなものを本当に正課として取り入れる気はないかどうか。その辺、ちょっと見解を聞かせていただきたいなと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） しまくとぅばを初め沖縄の自然や歴史、伝統、文化等を伝え地域を大切にして誇らしく思う人間を育てるということは、教育委員会、本当にそう思っております。大切だと思っております。

ただ、学校教育の中で算数、理科、社会と同じような形で教科をつくるというのは大変困難な点があるん

ですよ。例えば小中学校は義務教育化でして、これはもう１週間、年間の教科というのは全部定められておりまして、英、数、国、社、何をするかというのは学校教育法施行規則で定められておりまして、その内容も単元ごとあるいは年間でどうするかというのも学習指導要領で定められているわけですね。これはもう法的な根拠を持ちますので、例えば沖縄の歴史、しまくとぅばというのは総合的な学習とか、あるいは国語、それから社会科その中で工夫を凝らして導入されている点はあるんですけれども、難しいのはこの辺になってくるわけですね。ですから、学校行事とかあるいはいろんな場面で部活動とかそれで導入されているわけです。この辺も毎年、去年になるんですけれども、積極的に取り入れるように通知文を出して処理をしております。

ただ高等学校では、学校や生徒の実態に応じて特色ある教育課程を編成することができまして、学校設定科目という科目があるんです。その中では――24校かな、高等学校で。例えば琉球史、沖縄史、郷土史とか、その中で方言とかを取り入れて沖縄の文化とかを取り入れて、一つの教科として設定することは高校では可能です。

それからもう一つ、例外がありまして、義務教育化では文科省の教育課程特例校というのがありまして、これで例えば中城村教育委員会が小中学校３校にやっている、沖縄の歴史、郷土歴史、護佐丸からですかね。そういうのを展開している例はございます。ただ、それも教育委員会と学校の判断でやってもらっております。それから高等学校でも学校の実態でどうしても入れたいと、特色あるわけですね。うちは琉球史で生徒を集めようと。そういう場合は学校長の判断で設定科目としてやっているところです。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　先ほども中学２年生、小学校５年生ですか、読本をちゃんと全生徒に配られる準備ができていると。これを配っただけで終わるんじゃなくて、それをやっぱりみんなでしまくとぅばっていいねというふうな共有をする。例えばこれが配られたから、じゃ年１回ぐらいこれを読みますかとか、月１回ぐらいやりますかとかという感覚じゃなくて、沖縄学というものを、やはり独特の文化を持っているわけだから、これをどこかで正課として入れる努力は僕はするべきだと思うんですよ。

なぜそういうことを言っているかといいますと、今やっぱりウチナーンチュがだんだんだんだんもう低下してきていると。やはり昔はオジー、オバーたちからそういう話を聞けたんですね。聞けたし、言葉の伝達もあった。今はもうすぐいきなり家族の中でウチナーグチをしまくとぅばをしゃべれる方が少なくなって、このＣＤだけを聞く。生の声も聞けない。ＣＤだけで聞くこのしまくとぅばも僕は何か寂しい感じがするんですね。やっぱり今これだけの人材たくさんいますよ。先ほど僕は文化政策関連で、要は文化芸能人材バンクをつくっていただきたいと言ったのはそういうところがあって、実はかつてウチナー芝居やっていた方であるとか、琉球舞踊やっていた方であるとか、島唄やっている方であるとか、組踊やっている人たちと。そういう人たちは総じてしまくとぅばにはすごくたけているものだから、そういう人たちの出番がやってくるという、そういうふうな学校現場に文化を取り入れていくということをやはりこれからも考えていったほうがいいような気がします。そうすることによって、もっとウチナーの文化をもとに、世界に発信していくような人材がどんどん出てきてくれるだろうなというふうに僕は実感しています。その辺は要望するということでぜひ一考していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、次ですが、ムスリム対応のハラールの件なんですが、そのムスリムの皆さんが来始めたからこういう対応をしていくということではなくて、実はムスリムの皆さんというのは、もう今ネット社会だから沖縄という観光地にどれだけハラール対応の店があるかとか、どれだけ自分たちがここに行けばモスクもあるしいいよねというふうなものはもうネットで調べられるわけですよ。だから、そういう対応ができていないところには来ないんですね。だから、前もってやはりこれは投資すべきことではないかなと、ムスリム対応は。そのことを県はどういうふうにお考えですかということ。やっぱり前倒しでもうそろそろたくさん来たから、後から追っかけていってこれを準備するんじゃなくて、最初からそれを戦術として受け入れるという、沖縄は世界中から観光客を受け入れるのがこれからの目標だと思いますので、だからその辺をどうするかなんですね。その辺の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　先ほど答弁でも説明したとおり、県のほうで本年度このムスリム対応に向けた調査をやることにしております。その中で検討委員会をつくり、例えば沖縄県内で今私たちの把握している中では、このムスリムに配慮したホテルが８軒程度あります。それからその中でさらにまた

ケータリングができるところが５軒、それとあと飲食店で対応できるところが７軒等と、ある程度の情報を持っているわけですけれども、今回の調査の中でそれをさらに深めていって、そのうちの持っている情報をそれをもちろん海外の方にそれを情報発信していくということとあわせ、さらにまた今ある私が先ほど話したムスリムに配慮した対応が可能なというのは、必ずしもそれが認証を受けたホテルとかではないんですね。それをまたちゃんと認証を受けられるような環境づくりも含めてこの事業でしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ぜひやっていただきたいなと思います。

最近、民間でも、新聞で見ましたけれどもハラールレキオスというハラール対応の、やっぱり民間がいち早くそういうふうな対応をやっていっているわけですよ。だから、やっぱり県は何事もこれは準備万端整えてそういう知識人を集めて何かいろいろ準備していきますということはあるんだけれども、今スピード社会になっていて観光も含めて、もうかなりスピードを上げないと日本全国いろんな観光地がそれに注目して動き始めているわけですよ。だから、その辺考えるとまだまだ沖縄の出足遅いのかなという気がしておりますので､ぜひ頑張っていただきたいなと思っております。

それともう一つ、僕はこれは毎回言っているんですけれども、文化技官というか、文化に携わる行政の特別職みたいなものはやっぱり知事答弁も４年前ぐらいにぜひ前向きに検討したいと思いますということから、もう４年たっているわけですね。

これはなぜそういう話をするかというと、この文化関係の担当がやっと文化行政がわかってきたなと思ったところにまた引っ越しされて、引っ越しというか部署がえさせられて、やっぱりここ側にいる文化人はずっと一緒なんですよ。だけど中がどんどんどんどんかわっていってまた一から出直しというようなケースがもう多々あるわけですよ。だから、県の中において誰が、どこで、それをつないでいくのかというのが見えてこないものですから､その辺どうなんでしょうね。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　玉城議員がおっしゃっている、この文化行政を特別にというか、エキスパートとして仕切れるような人材を安定的に県でかかわるべきではないのかという御趣旨だと思うんですが、大変よくわかります。

そのことでもう一つの問題は、県職員の要するに任用の仕方、それから行政そのものが本来持つべき活力と、それから人材のさまざまな経験も含めてですけれども、そういった県庁の組織内にある一つのテーマに特化した人材をずっと継続するということの意味ですよ、組織上の。そういったことも少し議論をしながら、どうすれば御指摘のような人材が安定的に維持できて、しかも活動できるフィールドがちゃんと確保できるかと、そういった問題を詰めていかなきゃならないということがあると思います。それも含めて検討する必要があると思います。

○議長（喜納昌春君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　民謡界がまだまとまっていないというところもやっぱりこの体制の問題があると思いますよ｡文化観光スポーツ部ができてまだまだその世界が、今一番例えば対外的に発信しているのはこの民謡界であり、沖縄音楽界なんですね。多分売り上げ調べるとすごい額が外貨を稼いでいると思うんですよ、沖縄以外のところから。これだけの沖縄音楽というものがありながら、何でそれが一つの連絡協議会ができていないのかというのがすごく不思議なんですね。だから、もうぜひ先ほどの文化技官とこの件に関してはぜひ早目にやっていただきたい。

それと農林水産部長、この沖縄県畜産振興基金公社――合併して振興公社になっているかと思いますけれども――役割を先ほどおっしゃっていましたけれども、当初の基金の役割を見るとほとんど畜産農家に対しての支援、要は何かというと、競りが暴落したときのその穴埋めに使うとか、例えば飼料が高騰したときにどうにか安く畜産農家を助けていきましょうじゃありませんかというような当初そういうところからスタートしているのに、ここ何年かの予算書を僕いただきましたけれども、ほとんどハードつくっているんですよ。これでいいんですか、この基金の予算の使い方としては。余りにも９割方ハード事業じゃないですかというのが僕の指摘なんですよ。これどうなんですかね。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　この経緯でございますが、確かに畜産公社が51年に設立されたときには、輸入牛肉からの調整金を徴収いたしまして、それをもとにして食肉の需給、あるいは価格安定対策を実施していくということでスタートしてございます。それから平成３年に牛肉の輸入自由化の代替措置ということで、国のほうで70億円、県のほうで35億円の食肉価格安定基金を創設いたしました。その果実でもって畜産振興を図ってきたわけでございますが、国の考えのも

とで平成22年にこの基金について返納の話があったんですが、沖縄県内の畜産振興のために有効に活用させていただきたいということで、国のほうに要請しまして、その結果、105億の基金でもって畜産業の畜産の基盤整備をしていくということが認められまして、平成23年からの５年間、平成27年までに105億の基金を崩して基盤整備を図るということで現在事業を実施しているところでございます。

そういう意味で、従来の取り組みにあわせてハードがふえてきたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城　満君。

○玉城　　満君　これはやはり前回、さきの八重山食肉センターの話にちょこっと関連するんですが、これは当初やはり海外輸出対応ということでたしかできているはずなんですよね。ところが、ある畜産農家が牛を鹿児島まで持っていって、鹿児島で屠畜してそして那覇まで持ってきてという、なぜそういうことが起きてしまうのか。だから、今の八重山食肉センターではこれが対応できないんですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 確かに沖縄県内には海外に輸出できる指定を受けている食肉センターがないという事情がございまして、鹿児島のほうで指定されているところの食肉センターを活用しながら、香港に輸出しているという状況がございます。

今回、八重山の食肉センターをつくったときにはＨＡＣＣＰ対応の施設でございますので、ハード的にはクリアできるものとしてございます。あとその認定を受けるためには、ソフト的なものも整備しないといけないということもございますので、今後また食肉センター、事業主体と一緒になってそのあり方についてまた検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城　満君。

○玉城　　満君　だから、要は海外輸出向けで例えばある畜産農家は鹿児島に行って、例えば那覇に持ってきてそこから香港に出すというようなそういうパターンになっている。それはやっぱりその指定を受けている受けてないといういろいろ今説明ございましたけれども、もともとはやっぱりああいうふうに石垣牛というブランドも持っているわけだから、ブランド持っているところからやっぱり海外輸出仕様に早目に変えて、もう少ししっかりツールの整理をしたほうがいいんじゃないかなという気はしております。これはお願いなんですけれども。

それともう一つ、この基金の中で、やはりＪＡが補助金のツールとしてかなり目立っているわけですよ。特に僕びっくりしたんですけれども、ＪＡの中にＪＡ設計という会社があるんですか。ＪＡ設計。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後７時12分休憩

午後７時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 名前、名称はちょっと覚えてないんですが、ＪＡが統合する前に当時の経済連のときにも設計業務やっていましたので、関連する設計ができるものであるかとかそれが登録されているということは聞いておりますが、名称等はちょっと手元に持っていないので……。

○議長（喜納昌春君） 玉城　満君。

○玉城　　満君　これはぜひ調べてくださいね。例えばＪＡがやる事業でＪＡ設計が受けて、そして中身はほかの設計会社がやっているという話が聞こえてきたんですよ。そういうふうなやり方で補助金というものをＪＡが事業主だからといってそういうことが可能、やっていいことかどうかというのはどうも僕は余りぴんとこないんですね。それをすぐほかの人たちにほかの設計事務所にやっぱりこれは委託されるべきであって、何で一旦受けて横流しみたいな設計会社がそばにいるんですかという。だから、これはしっかりこの基金に関しては畜産農家のために、もともと生まれた基金なんで、余りハードづくりばかりをずっと推し進めていくということはちょっと僕はチェックし直して、もう少し畜産農家のために使われるようにぜひチェックしていただきたいなと要望しまして、終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明４日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時14分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　良　俊

会議録署名議員　新　里　米　吉

平成26年７月４日

平成26年
第　３　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　６　号）

平成26年
第３回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）**

平成26年７月４日（金曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第６号

平成26年７月４日（金曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで

乙第１号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　土地の取得について

乙第６号議案　損害賠償額の決定について

乙第７号議案　損害賠償額の決定について

乙第８号議案　指定管理者の指定について

乙第９号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第10号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第11号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第12号議案　専決処分の承認について

出　席　議　員（44名）

議長	喜納昌春君	17番	呉屋宏君
副議長	浦崎唯昭君	18番	仲宗根悟君
1番	上原章君	19番	崎山嗣幸君
2番	砂川利勝君	21番	瑞慶覧功君
3番	具志堅透君	22番	渡久地修君
4番	又吉清義君	23番	大城一馬君
6番	儀間光秀君	24番	嶺井光君
7番	新田宜明君	25番	前島明男君
8番	仲村未央さん	26番	照屋守之君
9番	玉城満君	27番	新垣良俊君
10番	西銘純恵さん	28番	仲田弘毅君
11番	比嘉京子さん	29番	新垣安弘君
12番	吉田勝廣君	30番	當間盛夫君
13番	島袋大君	31番	照屋大河君
14番	中川京貴君	32番	狩俣信子さん
16番	座喜味一幸君	33番	赤嶺昇君

34番	新垣清涼君	43番	新里米吉君
37番	金城勉君	44番	髙嶺善伸君
38番	糸洲朝則君	45番	奥平一夫君
39番	翁長政俊君	46番	玉城義和君
41番	新垣哲司君	47番	玉城ノブ子さん
42番	具志孝助君	48番	嘉陽宗儀君

欠席議員（1名）

20番　山内末子さん

欠員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	高良倉吉君	会計管理者	島田勉君
副知事	川上好久君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
知事公室長	又吉進君	総務部財政統括監	前田光幸君
総務部長	小橋川健二君	教育委員会委員長職務代理者	富川盛武君
企画部長	謝花喜一郎君	教育長	諸見里明君
環境部長	當間秀史君	公安委員会委員	金城棟啓君
子ども生活福祉部長	金城武君	警察本部長	笠原俊彦君
保健医療部長	仲本朝久君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
農林水産部長	山城毅君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
商工労働部長	下地明和君	代表監査委員	知念建次君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君		
土木建築部長	當銘健一郎君		
企業局長	平良敏昭君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案1件の提出がありました。

○議長（喜納昌春君）　次に、本日質問予定の山内末子さんから発言通告の撤回がありました。

次に、6月18日から7月1日までに受理いたしました陳情15件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　**日程第1**及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第1号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対す

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。
玉城義和君。
○玉城　義和君　まず１のアで、知事の選挙公約についてお尋ねをします。
４年前の知事の基地問題の解決の項目で、「一日も早く普天間基地の危険性を除去します」、２番目に「「日米共同声明を見直し、県外移設の実現」を政府に強く求めていきます」、あともう一つありますが、こういう項目があります。この１項目と２項目めの関係はどういう関係になっているんでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　１項目めと、２項目めの関係は、まず１項目めが普天間基地に係る一番のこれは目的であります。２番目の日米共同声明を見直し、県外移設を実現します。それを政府に強く求めますというのはこの手段としての、合わせて１本で普天間の問題を解決しようという構造になっております。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　危険性の除去というのは目標ですね。県外移設というのはその手段ということでよろしいですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　県外移設はその手段ですね。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　それで、この日米共同声明を見直すという日米共同声明というのは、いつのどういう文書を指しておりますか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　これは共同声明という名前であったかどうかはちょっと別にしまして、今が2014年ですから10年ごろの日米安全保障協議委員会いわゆる２プラス２で５月ごろに出た案、あのあたりのことを頭に描いた表現ですね。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　その表現のところを少し指摘してくれませんか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　今手元に持っておりませんが、要は、あれは普天間の辺野古移設に絡む話の内容についてだったと記憶しておりますし、それに絡んでの公約ですよ。
○玉城　義和君　休憩してください。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
午前10時７分休憩
午前10時７分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　今、知事から答弁申し上げたものは、今手元に私が持っているものによりますと、2010年５月28日、日米安全保障協議委員会で共同発表されたものでございます。るるいろいろなことが書いてあります。普天間飛行場の代替施設に関しましては「両政府は、オーバーランを含み、護岸を除いて1800ｍの長さの滑走路を持つ代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。」というふうに記載されております。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　民主党政権時代の２プラス２の項目であります。そのとおりであります。これを見直すわけですよね、これを見直すと。そしてこれは手段であると。普天間の閉鎖を危険性を除去するための手段としてこれを見直すということですね。ということは、明らかにこの普天間の施設を外に持っていくということになりますがいかがですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　まだ２プラス２の中身そのものは普天間を辺野古へ移すという中身であって、これ自身が目標ですねと言われてもそうじゃないですよ。目標は一日も早い普天間の危険性の除去ということで、この手段として県外というのが、県外を含めあらゆる手段というものを想定して私は公約をつくっているわけです。
○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。
○玉城　義和君　手段として県外移設、要するに見直すということですよね。見直すということは、当時は５年以内の閉鎖みたいなこともありませんし、当時の政治状況は県内か県外かが争われた選挙なんですね。そこで明確に知事はこの２プラス２の日米共同発表を見直すとこう言っているわけですね。これは紛れもなく普天間の機能を県外に移すと、こういう公約ですね。そこは確認できますか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　県外か県内かだったというのは、議員のお考えですよ。その普天間の一日も早い危険性の除去というのはやっぱり私の公約に書いてあるとおりです。そしてこれは県外というのも、無論県外へ移動させるというのも一つの大きな手段ですし、県外だけにとどまらずいろんなことを手段として考えてやっていくということですから、県外そのものが目的ではないですよ、これは手段ですから。ですからこれは目的的公約だというふうにして、それを考えてお

られる政党の方が何度かここでも質問されました。つまり県内ノーという意味ですねという質問に対してはノーと言ったことはありませんから。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　ちょっと整理をしていただきたいので、休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

玉城義和君。

○玉城　義和君　再確認しますが、一日も早く普天間基地の危険性を除去するというのが目標だと。そのための手段として日米共同声明を見直し、県外移設の実現を図るということですよね。これは紛れもない公約ですね。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　公約の中に書いてあります、手段としての公約ですね。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。（発言する者あり）

静粛に願います。

○玉城　義和君　そういう意味では、今議論がはっきりわかったように、明確に４年前の公約については、知事は全体を持っていくという公約とは反している現状にあるということだと思います。

後でまた続けてやりますが、１の(1)のイであります。百条委員会の参考人として出席された防衛局の企画部長は、仲井眞知事の申請承認をどのように受けとめているかという私の質問に対して、「重要な手続の一つがクリアされた」と答えています。それによって埋め立てに向けてゴーサインが出されたという認識をしているわけですね。知事がどんな理屈をつけようとも結果として知事は県内への移設を認めてしまったということになるというふうに思います。そのことでこれまで使用してきた県外移設ということとは今回の承認はあり得ないと明白になったと思いますがいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　百条委員会の今議員から御指摘のあった部分、ゴーが出たという受けとめ方かということでよろしいでしょうかという玉城義和委員の質問に対して、これに対してはゴーが出たというふうな表現はしていないわけなんですけれども、ただいまの質問は通告によりますと、埋立承認と公約の整合性を問うたものというふうに承知しておりますので、答弁をさせていただきます。

辺野古承認埋立申請については法に定められた承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。知事の公約である一日も早い普天間飛行場の危険性の除去を実現するため、同飛行場の５年以内運用停止を求めたところであります。この５年以内運用停止のためには機能であれ県外移設が必要であり、政府に設置された普天間飛行場負担軽減推進会議においてあらゆる方策を追求するよう強く求めております。このように知事は公約の実現に向かって邁進しているというところでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　１の(1)のウですが、５年以内の普天間飛行場の運用停止・閉鎖とはどういう状況を指すのか、もう一回その定義を教えてください。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　運用停止の状態、それから政府の取り組みの話なんですが、県としては航空機の運用による騒音、危険性及び不安といった負担が取り除かれて、周辺住民が安心して暮らせる状態というものを求めているわけです。今後、宜野湾市の要望も十分に踏まえた上で、政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議の場でその方策を追求していきたいと思っています。

政府の取り組みとしては、現在、普天間飛行場負担軽減推進会議が２回開かれております。作業部会が３回開催されていまして、その場において具体的な取り組みを議論しているということです。第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、政府のほうから米側の大臣クラスや実務者など各レベルでの議論を始めているという発言がございました。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　今の答弁ですが、航空機の運用による騒音、危険性及び不安が取り除かれた状況、そういう状況というのはどういうことを指すんですか。何がどうなればこうなるんですか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　負担軽減推進会議の下のほうで具体的な作業を進めている、その作業部会もそうですけれども、今、普天間飛行場の危険性、それから負担といったものについての要素をお互いに出し合って、その要素について確認をして、それをどういうふうに軽減をするかということを議論しているわけで

す。したがって、この検討作業が進む過程において具体的にこういう危険な状態、こういう負担が過重な状況というものをどういうふうにステップを踏んで取り除いていくかということが徐々に明らかになってくるというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　わかりませんね、全然。要するに、普天間には60機のヘリとか固定翼機、ヘリ、ＭＶオスプレイがいるわけですね。これらがどういうふうになればいいんですか。それとも兵員はどうなればこの状況ができるんですか。要するに、交渉事というのは、当然に相手に対して我々はこういうことを要求しますというのを持ち出さない限り交渉にならないわけでしょう。沖縄側としては何をもって交渉に臨んでいるんですか。何がどうしてほしいということを言っているんですか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　私は作業部会のメンバーなんですが、作業部会は自由に率直な議論を闘わせようということになっていまして、当然その内容については、作業部会が終わってその内容について一々――例えばマスコミの取材等に対してそれを細かく説明するということはしないでおこうということになっています。もちろんそこで整理したものを上の会議のほうに上げて、そこのほうでオーソライズをしてもらうということになっているわけです。しかし、具体的な作業現場では例えば外来機の問題、それから飛行場周辺の場周訓練の問題、それから騒音の問題等具体的な問題について宜野湾市と連携しながら、その具体的な状況について我々から具体的な問題を資料を添えて提出して議論をしているという状況です。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　質問にちゃんと答えてくださいよ。だから60機ぐらいの飛行機がいるわけですね、ヘリも含めてね。これを全部とめろと言っているんですか。要するに、我がほうとして何をもって交渉に臨んでいるんですかということですよ。いやそんなのありませんと、話し合いで決めますなんてことにはならんでしょう。だって沖縄県が何を要求しているかが政府もわからないと交渉にならないじゃないですか。だから何をもって我がほうは臨んでいるのかということですよ。この60機ぐらいあるその軍用機を全部とめなさいと、少なくとも、そういうようなことですかと。きのう知事はそういうことを言いかけたんですが、そこをもう少しわかるように説明してくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　例えば、外来機の問題について、機種を含めてこうこうしかじかの外来機が飛来していると。つまりそういう具体的な要素、危険性負担の要素というものを示して、しかもそのことについてそれは当然アメリカの責任ある当事者と交渉しながら進めていく話ですので、それらのことについて我々のほうからは具体的な要素を提示して、それをめぐってどう負担軽減を進めていくかということを議論しているということです。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　だから、騒音だとか危険性、不安が取り除かれる状況をつくりたいと言っているわけでしょう。そのためには何の、どういう条件が必要かと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　どうも恐縮ですが、議員は交渉事というのは全てこちらから要求を持ち出して相手とやりとりをするというイメージを持っておられますが、これは議論をしながら解決していくタイプの交渉ですよ。ですからまず一つ単純に考えられるのは約60機なんなんとするＫＣ130が15、オスプレイが24、これで39、残りの約20機、これは戦闘ヘリもありますが、こういうものも可能な限りゼロにしてもらいたいという気持ちは伝えます。だけど、これはどこまで彼らは対応してくるかやりとりしながら、なぜ要るのか要らないかも含め、それから連絡用の小さい飛行機などもどこまでかということ。さらに、負担の軽減というのは今にべもなく否定されたようですけれども、騒音もひどい、これも外来機もひどい、どこから来ている外来機なのかもちゃんとチェックしながら、可能な限りこれも外に出してもらいたい。こういうようなことを含めていろいろなことを、大小いろんなことの今議論を始めている。そのときに率直に基地の中の技術的なことというのは詳細はわかりませんよね。ですからまだ比較的わかるのは防衛側でしょう。彼らの技術的な内容も出してもらって、みんな信頼関係があれば、我々が言っている気持ちを最大限実現する方向で今話が進められていると、こういうことですよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　交渉の中身で妥協するかしないかというのはあり得ますよ、それは。ただし、我がほうが臨むときに少なくとも60機については休止状態にしなさいということぐらいはやって、それで向こうがどう言うかというのが交渉であって、いややってみなきゃわかりませんと、そんなものじゃ両方でどんどんどんどんハードルが下がって、どこに移すかわからない交

渉になるじゃないですか。そこを言っているわけですよ。だから今知事がおっしゃるように、少なくとも今60機ぐらいあると、これについては全て飛ばさないということは我がほうとして心意気、それをちゃんと持って臨むということでいいですか、知事。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これは、機数を今申し上げてここをクリアしなければだめだ、58はだめで59までいかないとだめだというふうに使われたらだめですよ。これは本当に閉鎖状態にある状態であればいいんですよ。ですからこれは55なのか58なのか60なのかわかりません。ですからここを今一つ一つの数字で詰めるという、ないしはこの御要求は少し無理がありますよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　運用の停止というふうにおっしゃるからそう言っているんですよ。運用の停止というのは何ですか、じゃ一体。どういう状況を指すんですか。だから少なくとも運用の停止というのは、我々としてはイメージを持って交渉に臨むのは当たり前でしょう、これは交渉事として。そこの部分の初歩的な話をしているんで、いややってみなきゃわかりませんということでは、これはもう成り立ちませんよ、交渉として。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これはあなたの交渉のイメージですよ。これは要するに今動いているあの基地を５年以内で閉鎖状態にしてもらいたい。閉鎖状態というのはどういう状態か。先ほどから申し上げているとおり、それが一々何機でなければいけないかなどというような話の過程で出てくるものでしょう。これが初めからないといけないというのはおかしいですよ。これは議論しながらお互いに理解し合いながらどうやってまとめていくかの交渉ですから。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　全く議論になりませんですね。

次に行きます。

１の(1)のエ、知事が鉄道導入問題で訪れた産業界の方々に、あれはもう道筋がついたと――基地問題ですね――述べたというふうに報道されていますね。これはどのような意味でおっしゃったんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　先ほどから議論になっている５年以内の閉鎖状態の実現、つまり普天間飛行場の危険性の除去をまず目的にして、長年の普天間、宜野湾地域の人々の不安や苦しみを取り除く、これが目的ですよ。そしてそういう方向にまず５年以内の閉鎖状態が実現できれば、これでまずかなりの不安がなくなります。ここへ道筋がついてますから、ここを政府がしっかりやってもらいたい。そして政府の仕事はしっかりやっていただければ道筋はついていると私は思っているんですが。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　辺野古で決着をしたと、こういう意味でとられているんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これまたレトリックが議員と少し違うかもしれない。決着がついたとはやっぱり日本語としてはまだ言いにくいでしょう、道筋がついたです。ですからその道筋が見えてきているから、その方向に物事が動き始めているということですよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　辺野古は10年かかると、したがって５年以内に普天間を閉鎖をして、そして辺野古に収れんをすると、こういう意味で道筋がついたと、こういうふうな意味でしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ここは少し議員と違うんですが、まず第１の道筋は、この５年以内に閉鎖状態にして普天間の基地負担を軽減し不安を取り除くということについて、まずこの方向の道筋というのは今始まっていますから、その方向をやっていただく。政府は政府で一方、埋立申請をし承認したと。それに従って彼らは代替施設の建設を目標にして作業を始めております。これは9.5年と言われていますが、どんなふうに展開するかまだ大分先の話になります。だから政府として、これは政府の仕事ですからきちっとそういうことも含め、まずこの５年以内をしっかりやってもらいたい。こういうことで普天間の危険性の除去への道筋ができ始めてきて動き始めている。こういう意味です。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　こういう今の話も含めて、最初に申し上げた４年前の公約とは全く別の様相を呈してきているということが言えると思いますね、改めて。

平和宣言についてに移りますが、当初県外移設の文言が外されていたとこういう報道がありますが、この経過についてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　平和宣言の作成経過ということですが、これまで沖縄県では平和宣言について、さきの大戦で苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づきまして、戦争体験を継承し平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してきたところでございます。

今回の平和宣言につきましては、関係者の助言等も踏まえまして、普天間飛行場の機能を削減し、県外への移設を初めとするあらゆる方策を講じて基地負担を軽減するということを求めているところでございます。

○玉城　義和君　ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　当初の平和宣言の案で、基地関係につきまして普天間飛行場の５年以内の運用停止を初めとする喫緊の課題を解決するために全力を注がなければならないというような表現をしておりました。その後、いろいろと関係者からの御助言等もございまして、普天間飛行場の５年以内の運用停止を可能とする具体的な手段を言及したほうが明確でわかりやすいというようなこともございまして、その後推敲を重ねた結果、「県外への移設をはじめとするあらゆる方策を講じ」るというような表現に修正をしたということでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　そうすると県外というのは最初から削ったことはないということですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　当初の普天間飛行場の５年以内運用停止の中には、それは県外という趣旨は含まれているんですが、宣言の中では表現としては当初は入っていなかったということでございます。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　この10年近くの平和宣言をとってみたら、24年までは約800字で書かれていて、25年、26年では約半分になっているんですね。これは何か理由があるんですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　平和宣言の文章が今議員御指摘のように、以前より随分文字数が減ったじゃないかという御指摘だと思うんですが、基本的にはより簡潔にというんですか、よりコンパクトに、そのことによって平和宣言としての一つの精神というものをよりクリアに出すということで、コンパクトな方向に調整をしたということだと思います。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　議長には申しわけないけれども、議長の式辞は800字あるんですが、その半分なんです。そうであれば両方とも減らせばいいんで、要するに、私はこの６・23慰霊の日の大きな意義は、総理の挨拶とか閣僚の献花でもないと思うんですよ。やっぱり知事の平和宣言が核なんですよね。ここに時間を割いてどうするんですか。やっぱり内外にアピールする絶好の機会なんですよ、世界が注目しているし。それを半分に削ってコンパクトにしようなんていうのは、私はこの慰霊の日の意義が失われると思いますよ。どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　平和宣言に盛り込むべき内容はこれは言わずもがなかもしれませんが、まずは一つの沖縄戦という苛酷な体験をしたことに立つ平和を強く求める沖縄県民の心をちゃんと出すこと、そしてそれを教訓として恒久平和を願うと、つまり平和宣言に盛るべき要素といいますか、内容の骨子が当然あります。そのことを踏まえつつ、その当時の平和宣言を行う知事が、どういうふうにその戦争の体験を踏まえつつ今日の責任者として現在に対するどういうメッセージを盛り込むかということを、メッセージの部分も含めてコンパクトにしたということです。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　知事のその時々の心情だとかそういうもので私は左右されてはならないと思いますね、この平和宣言は。だから長崎の平和宣言などは起草委員会をつくって、これはもうかなり前からつくっていますが、８・６、８・９ですね。８・９の1974年以来、市長や学識経験者、被爆体験者などで起草委員会をつくって議論して、そこで平和宣言をつくっているわけですね。だからそうすれば私は知事も痛くもない腹も探られずに済むし、どうですか、そういうのをつくって広く県民の心情、気持ちというものを取り入れてつくってみたらどうですか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　過去の平和宣言におきましては、平成２年度から４年度まで、有識者など外部の委員を含めて検討委員会を設置し宣言を作成した経緯がございます。しかし、そのときのそういう経緯の中で委員の皆様からの意見として、平和宣言はやはり知事の政治姿勢を表現するものであるから、庁内で作成したらどうかという御意見がいろいろとございまして、平成５年度以降は庁内で作成してきているという経緯でございます。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　今述べましたように、その経緯を踏まえて、平和宣言がやはり知事の政治姿勢を表現するということで、今後も庁内で作成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　私は、意見の分かれるところかもしれませんが、知事の政治姿勢というところが問題だと思いますね。これはどういう立場の知事であれ、知事のその時々の政治的な意向とか思惑でこの平和宣言が右行ったり左行ったりするのはよくないんじゃないですかね。だから沖縄の20万人以上の人たちの慰霊の日なんですね。そこには当然私は一貫して流れる哲学があると思うんですよ。そこを踏襲するためにやはりもうちょっと幅広く意見を聞いて、長崎方式と言われるようなそういう市民全体、県民全体でつくり上げるようなそういうものを考えるべきではないかと、こう思うんですよ。知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これは先ほど担当部長が答弁しましたように、そういう委員会方式に近い形のものもやっていたんですが、たしか大田昌秀さんの知事のころでしょうか、これは変わったんです。ですから、この形というのはいろんな形があり得ると思いますよ。ですから議員はどうも長崎方式がいいんじゃないかと。ですが沖縄県ではそういうこともやってきたけれども、やっぱりこれは知事の個性が出たほうがいい、ないしは考えが出たほうがいい。ただし知事というのも自分のことだけ考えて周りを見ないということはありませんから、これは御信頼の上、今までやってきた方法をやっぱり続けていったほうがいいんじゃないかと思いますよ。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　知事の政治姿勢とおっしゃるから気になっているわけで、知事によって右行ったり左行ったりしたら困るだろうと、こういうことを私は危惧していまして、より県民的な広がりを持って県民の強いサポートのもとに知事の平和宣言が行われるということは、私は時代の要請でもあるし必要なことだというふうに考えているわけです。ぜひそういうことも含めて御検討いただきたいと思っております。

次に、集団的自衛権の行使について知事の見解を求めます。これは知事、議長からもお話がありましたように、非常に重要なことですのでぜひ知事の声でお答えください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これはある意味でこの集団的自衛権について、政府のほうで二、三日前に閣議決定されております。そしてこれから法制整備に入る中でいろんな議論をしていこうと、こういうことになっているようです。それでこの集団的自衛権については、よく勉強された方がいろんな手続の面であれ、憲法解釈と憲法をきちっと国民投票にかけたほうがいいとかいろんな手続的な話と、内容の話と長い歴史があって、これは軽々に私がどうだこうだと申し上げる筋合いではありません、というのがまず第１です。

それで第２に、この閣議決定の中身をかなり何回も読んでみたんですが、具体的な事例が15事例で、この何カ月かの間にしょっちゅうテレビその他で言われていたものを見てもはっきりしないんですよね。つまり何のためのどんな形の集団的自衛権をどういうときに行使するかというこのイメージがないままの、はっきりしないままの議論がずっと来て閣議決定の文書になっています。ですからこれは政府がこれから国会の場でいろんな議論を通じていくはずですから、それを聞き、丁寧な説明も受けないとこれははっきりしないですよ。ですから、ただあわせてこれは我が与党たる自由民主党・公明党さんの親元のほうでお決めになっていることですから、この意見もよく聞いてよく理解をし考えをまとめたいと、こういうふうに考えているところです。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　与党の親元がどうであれ、知事は沖縄県民の知事でありますから、この非常に重要な局面で米軍基地を抱えている沖縄県として、その責任者として考え方を表明をするということは、当然私は政治家、知事として必要なことだろうと思います。御承知のように1970年の田中内閣以来、憲法９条によって個別的自衛権のみが認められて、集団的自衛権は認められないとこういうことをやってきたわけですから、今回の解釈変更は実質的に私は９条の改定だと思います。そういう意味ではまさに戦後の立憲主義含めて、平和主義含めて大きな分水嶺に立っている時期だとこういうふうに思うんですね。特に、我が県はたくさんの米軍基地を抱えておりますので、この集団的自衛権によってどういう事態が起こってくるのか予想できない面もありますが、公室長どうですか。今度のこの集団的自衛権によって米軍基地を抱える我が県としてはどういう事態が想定されるか、ぜひ見解を出してください。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　このことにつきましては結論めいたことはなかなか申し上げにくいんですが、答弁で、広大な米軍基地が所在する沖縄県としては我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っておりというふうに再三申し上げております。今、議員の御指摘のとおりでございます。私どもも今議員から御指摘のあったことにつきましては、とりわけ15事例といったものを詳細に検討しております。15事例の中の７事例がたしか米軍からの要請があるとか、あるいは国連その他から要請があった場合、あるいは日本国が自発的に判断するといったようなそういう類型もできるようでございます。したがいまして、そういったことをしっかりと県としても勉強してまいりますけれども、一義的にはやはり政府が丁寧に地方に説明をすべきであるというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　この沖縄県の見解としては、今の知事公室長の丁寧に説明せよというのは議論不足だと、まだ十分議論されてないと、こういう統一の認識はおありなんですか、知事どうぞ。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の議員のおっしゃる議論不足という言葉は、国会でもっともっと可能な限り議論をし、内容についての説明は丁寧にもっとやっていただきたい。つまり、安全保障環境が変わったから対応しようという論理がスタートにあるわけですよ。何がどう変わって、何を予測しているかということがはっきりしないでしょう。ここがないとただ手続論とか、いつごろの、1972年のとき決めた話とか、そこへいってしまうものですからますます議論がおかしくなるんだと僕は思います。どういうふうに安全保障関係が変わると思っているか、それに対してどう対応しなきゃいかんかというここのところがよく見えないんです。ですから幸い我が与党の親元ですから、よく中身を説明していただこうと考えています。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　今月号の月刊誌で古賀誠氏がこんなことを言っている。「後々の世代の人たちのためにも、日本の平和をどう守っていくのか考えてほしいですね。」と。「過去の戦争への反省もなく、深みのある議論もなく、先人や先達が積み重ねてきた選択への敬意もなく、またそれによってもたらされることへの責任と覚悟もないままに、この解釈改憲を実行するならば、将来に大変な禍根を残すであろうと、私は心配します。」という、これは自民党の元幹事長ですね。運輸大臣などもされた古賀さんがそういうことを言っている。さすがに御苦労を重ねて長い間政治生活をしてきた人の言葉だと、私は非常に含蓄のある言葉だと思ってかみしめております。いずれにしてもこういう事態が一内閣の憲法の解釈によって行われるという、こういうことについて、私は、国民は非常に強い危機感を持っているのではないかと、こういうふうに今思っております。

次に進みますが、２の(1)ですが、辺野古埋立申請承認に関して土建部、農水部が出した中間報告です。これだと普天間飛行場の喫緊の課題は危険性の除去であり、一日も早い移設・返還実現が必要とした上で、地元の理解が得られない移設案を実現するのは事実上不可能と、国内の他の地域のほうが早いと。また、法定受託事務ではあるが政治的判断により埋め立ても要らないとすることも一つの判断であると、こういう中間報告を出しながら、なぜ12月の最終報告ではああなったか、このあたりを少し説明してください。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　辺野古の埋立承認申請に係る審査結果あるいは報告の調整経緯についてでございますけれども、昨年の11月12日に知事に中間報告をいたしました。そのことについては今議員がおっしゃったような内容が書かれております。そして12月22日に副知事、そして同23日には再度知事へ審査状況を報告いたしました。その後、12月25日までには事務的な審査を終了したことから、その旨知事に報告

したところ、26日に知事が承認の判断をしたという経過でございます。

なお、昨年11月の中間報告につきましては、審査の途中段階での作業状況について知事へ報告したものであります。その際、審査が終了していない事項などについても記述させてもらいましたし、あるいはこれまで県が主張していたことなども記載したものでございまして、これは審査結果を記載したということではございません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 ６月18日の百条委員会において土建部の末吉証人は、この文言は知事部局あるいは知事公室等が言っているようなこと、議会で発言されるような趣旨を踏まえてそういう記述をさせていただいた。これはあくまでも知事公室の意見であると、こう言っているんですね。つまり、自分たちの課の名前で出しながらこれは自分たちの意見ではないんだと、知事公室の意見なんだとこう言っているんですが、これは事実ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県として議会等でも答弁してきた内容を書いております。ただ所管は知事公室というような意味でうちの統括監は答弁させてもらったと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 だから、これは土建部の意見ではないんですかと。自分たちの意見ではないものを書いたんですかと。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県としての意見を書かせていただきました。

○玉城　義和君 ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県の意見として出しているわけです。それは所管は知事公室が所管をしていて、議会等でも答えている内容を書いたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 土建部の意見ではなかったわけですね。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） いろいろな意見がございますけれども、所管は土木建築部ということではございません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 次に進みます。土建部の意見ではないものを書いて出したということで。

２の(2)ですが、６月20日のキャンプ・シュワブ水域の変更、一部水域の共同使用ということについてどのような内容だと理解をしていますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 日米合同委員会の合意事案概要ということになっております。件名は「ＦＡＣ6009キャンプ・シュワブの水域の使用条件の変更及び一部水域の共同使用について」ということになっておりまして、事案内容としましては、「本件は、普天間飛行場代替施設の工事完了の日まで、標記施設・区域の水域の使用条件を下記のとおり」――これ下に図がついておりますけれども――「変更するとともに、日米地位協定第２条第４項(a)に基づき沖縄防衛局が下記水域を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。」というような内容でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 この内容ですが、１つは常時立ち入りを禁止すると、陸上施設の保安ですね。２番目に代替施設の建設に係る区域の保安。３番目、水陸両用訓練となっています。この内容についてはどういう見解をお持ちですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） これはここにありますように、政府において――今議員がおっしゃいましたけれども――１、陸上施設の保安、普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安、水陸両用訓練といった目的を政府が持って日米地位協定及び漁船操業制限法に基づいて行った政府としての、政府の権限で行った行為であるというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 本来、地位協定とか５・15メモは、施設のこういう制限については合衆国軍隊の排他的な使用のためということなんですね。したがって、今度はわざわざ工事の施工区域等まで広げて水陸両用訓練を入れ込んで共同使用ということにしているわけですね。非常に無理があって、じゃ、工事の施工区域で作

業しているのに、そこで水陸両用戦車が訓練をするのかと、こんなばかなことが考えられるかと、この施工区域でですね。そういうことを考えると明らかにこれは反対派に対する排除を目的としたものとしか考えられないんですよね。そこについての認識はどうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 政府の説明におきましては、今議員がおっしゃったようなことは書いておりませんで、先ほど議員も御指摘されました３つの理由が示されていると、そのとおりであるというふうに受けとめております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 これは沖縄県で起こっている話で、そういう他人行儀、よそごとみたいな話ではだめなんですよ。実際にその施工区域にダブらせて制限水域をつくっているわけでしょう。そしてそこに水陸両用の戦車の訓練があるということによって、明らかに反対派を締め出すという意図しかないじゃないですか、これは。そこからいろんなことが結果起こってくるわけですね。それについても沖縄県としては無関心でおられないでしょう。だから聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 繰り返しますけれども、１点目が陸上施設の保安のため、２点目が普天間飛行場の代替施設の建設に係る区域の保安、３点目が水陸両用訓練と、これが議員のおっしゃったようにふくそうして起こるのか、その意図として議員がおっしゃったようなことがあるのかということは県としては承知してはおりません。県としましては、法令に基づいてそういう区域の設定がなされているというふうに受けとめております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 海については今言ったように網をかけて制限水域をつくっておきながら、陸はもう既に今工事が始まっているわけですよね。陸についてはどうなっているんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 今回の日米合同委員会合意は、特に陸上については言及しておりません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 それについてはどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） どう思うかと言われてもちょっと幅が非常に広いんですけれども、これは政府が計画に沿って進めている工事の一環であるというふうに受けとめております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 だから、海については地位協定を含めてそういう日米合同委員会を開いてわざわざ決めておいて、陸については、要するに基地内については何ら決めてないんじゃないかというふうに私は思っているわけ。だから聞いているんです。それでいいんですかということ。つまり、陸の中には反対派は入れないから、むしろこういう手続は要らないとこう考えているのかわかりませんけれども、その辺についての情報は何かありませんか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） 今議員が御指摘になった情報については、県は持ち合わせておりません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城　義和君 ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

玉城義和君。

○玉城　義和君 工事がくい打ちから始まって埋め立ても始まると、こうなれば必ずこれは基地建設反対の人たちもたくさんいるわけですから、いろんなことが予想されるわけですね。警察の取り締まりも予想されるし、そうなると沖縄の県民自体の、県民同士のそういうトラブルも当然想定されますよね。それについて知事、どうでしょうか。私は何としても県民同士の衝突、分断は避けなければならないと思うんですね。それについて知事として、現に起こっている話ではありませんが、どういう態度で臨まれるのか、その辺について知事のお気持ちをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論、お互い沖縄県民としていさかいをする、そして何かやり合うというようなことは可能な限り避けたいというのは当然の話ですよ。しかし、この物の考え方の違いというものから来る行動というのもないわけではありません。ですからそういうときにどうやってお互いに抑制をきかせるか

ということだと思うんですね、それぞれ理があるはずです。そこら辺の抑制のきかせ方というのは沖縄県民もよく知っていると私は思いますが。

○議長（喜納昌春君）　玉城義和君。

○玉城　義和君　知事が申請を承認して建設にゴーを出したと、結果として。動機はどうであれ出したということがあるものだから、それは知事の責任もありますよと､こういうことを私は申し上げているわけです。だからそういう意味ではぜひそこのところはしかと考えていただきたいと思っています。

時間がありませんので、以下割愛してカジノについてだけ申し上げたいと思いますが、シンガポールなどを見て物すごい莫大な投資をしてつくっているわけですね。それでわずか数％の人、ＶＩＰが85％ぐらいの売り上げを持っているわけですね。そういうものと競合できるかということですね、沖縄でつくって。マカオだとかシンガポールで莫大な資本を入れてやっているわけですよ。私はそういう意味で、中毒とかそういうのもありますが、基本的には本当に太刀打ちできるのかと、こういうことがあるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　観光も日本国内でも競争が物すごいです。無論これから国際的な競争も激しくなると思います。ですから我々は一般論としては競争は避けられないと思います。そういう中で具体的な今のＩＲというものが確かにシンガポールをごらんになったら、巨大なマカオもそうだと思います。ああいうもの、それからネバダの話、あれに沖縄の我々が対抗するないしは対応する能力があるかというと、これはまたいろんなサイズが小さい､「ハードロックカフェ」なんていうタイプのものというのは割と小さいですよ。ですからいろんなやりようが私はあると思う。これはですからビジネスとして見て、何も巨大な大企業しか存在し得ないという形ではなくて、その土地土地に合うＩＲとしての価値を生むことができれば、それは可能なのではないかと思っておりますが、その競争にどうやって勝つかというのはこれは一般論としてもありますから、当然これは研究してまいります。

○玉城　義和君　引き続きやらせてもらいます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず第１番目に、普天間基地移設問題について、知事発言について伺います。

まず､「普天間基地の危険性除去は喫緊の課題である」と何度もおっしゃっておられるわけですけれども、皆さんがお使いになっているこの「喫緊」というのはどういう意味でお使いになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　お答えします。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しているということですね、まず。それから米軍機の運用に伴うさまざまな危険性が指摘されております。また市街地の発展を制約していて、市民生活に著しい影響を与えています。

この状況は、政府に設置されております普天間飛行場負担軽減推進会議の下の作業部会でも具体的に宜野湾市側がデータで示して、その危険な状況が指摘されているということです。こうしたその周辺住民の不安とか騒音被害等、これを早急に解決する必要があるということを認識しておりまして、そのために「普天間飛行場の危険性除去が喫緊の課題」であるというふうに申し上げております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　普天間飛行場の危険性という意味はわかりましたけれども、早急なという今お言葉を使われましたよね。今、私が聞いているのは、皆さんがずっと使ってこられた「喫緊」というのはどういう意味ですかと、私はお聞きしているんですが、もう一度お願いできますか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　速やかに、急いで、一日も早く、さまざまな表現が使われていますが､「喫緊」とはまさにそういったもうとにかく早目に取り組まなければならない課題であるという意味で申し上げています。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　広辞苑または現代用語辞典で引くと､「さしせまって大切なこと。」､「大切で急を要すること」というふうに出ています。この「急を要すること」が､「さしせまって」いることが、どこから５年という数字が出てきたのか。この喫緊の課題であるから５年以内の運用停止または危険性の排除、このことがなかなか結びつかないと私は思うんですよ。差し迫っているというと５年待てるということなんですか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　理屈としては、もうあしたから無条件で閉鎖してということも多分理屈としてあると思います。しかしそれは、現実的にはできない。したがって、一定のプロセスを経て、その危険性負担

というものを軽減していかなきゃならない。そのために、プロセスを踏むために、５年以内ということをめどにしてその危険性を除去していこうということです。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　そういう説明はいいんですが、要するにこれまで知事がずっと県外移設をおっしゃってきたわけですね。そのときにはもちろん地元の反対ということも前置きをされた。それと同時に、県外で既存の施設に移すことが早いんだということをずっとおっしゃったわけですよ。それがなぜ今になって５年も置いていいという考えに変わったのかということが理解ができない。そういう意味でこういう質問をしているわけです、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今の御指摘のところは、もし仮に県外というものがまとまったとしても瞬間にできるものではないことは確かです。ただし、埋め立てをし、その上に滑走路をつくりやっていくというやり方に比べれば、既存の既に滑走路のあるところにつくるほうが早いだろうという議論を私はやってきましたよ。ですから、政府としてなかなかそれが日米両政府でまとまらない、そしてそれを受け入れていただく地域についてかなり理解と協力をしようというムードはどんどん出てきておりますけれども、丸ごと論にまたなってしまうわけで、受け入れるというところまでは熟していない。そうするとやっぱり早目に解決するためには、申し上げた５年以内に運用停止状態を実現しようということでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　森本防衛大臣がやめられるときの最後ですね､沖縄に海兵隊を駐留させることは軍事的､地理的にそういう必要はないんだと。これは政治的な課題のみなんだと。受け入れるのが沖縄だけだから､そういう発言しているわけですよね。一番ここを動かし切れないのは何かというと政治力なんですよ、沖縄県の政治力なんですよ。そのことを差しおいて、なぜ５年ということをみずからおっしゃるのか、そこのところをぜひもう一度考えていただきたいと思います。

次に行きます。

普天間基地の固定化発言について、知事は政治の堕落であるととても厳しい非難をしました。現在はどうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時６分休憩

午前11時７分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　いつの時点でしたかは忘れましたが、ある時期には普天間が動かない、ほっておくかとまでは言わないにしても、そういうような雰囲気が、お役人の世界でしたか政治家の世界でしたかわかりませんが、感じられるような時期がないわけではありませんでした。ですが、これはやはり普天間の一日も早い危険性の除去と普天間問題を解決するというのは、やっぱり政治家としてこれはしっかりやってもらわないといけない。こういう固定化、放り出す、そのままにしておくというのは堕落ではないかというぐらいな気持ちで申し上げたわけです。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　そんなに昔の話ではなくて、去年の11月１日の定例記者会見でおっしゃったんですよ。

それでここまでおっしゃっているんですよ。記者から、政府内では辺野古へ移さなければ固定化をするというような声が政府内にあるようですよと記者から言われて、そのとき仲井眞知事は、固定化という言葉を軽々に使うのは自分が無能だという表現だと。重要なポストの方がおっしゃるなら、何をか言わんやだ、一種の堕落だ。その人はその任に置いちゃいけないくらい問題がある発言だと、そこまでおっしゃったんですよ。そういう人たちに取り込まれちゃったんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時９分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　そういう人たちに取り込まれたのではないかというのがちょっと逆の意味でよくわかりませんが、そうではなくて、一日も早い普天間の危険性の除去ということで、５年以内というのをきちっと打ち出して、固定化も絶対させないということでやっているんですから、逆じゃないですか。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では次に行きます。

昨年12月25日の首相官邸で、このときたくさんの語録を残されていますね､知事｡「よい正月を迎えられる」と、大変この発言に違和感があるんですが、そのときの高揚したというか、非常にうれしいというか、そういう心情についてもう少し御発言願えますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　これもまたこの間だったじゃないかと言われたらあれですが、去年の12月25日いわゆるクリスマスの日で、日本の総理がみずから内外の記者団を集めて、普天間の危険性の除去についてはもう喫緊の課題だという御趣旨の、そこはもう同じ考えだという趣旨の発言をされて総理の５年以内とか、キャンプ・キンザーの７年以内とか、地位協定とか、オスプレイの移転とか、いろんなことを基地問題についてかなり細かく取り組んでおられ、それに対して私は高く評価はしました。ですから、初めてと言っちゃ何ですが、そういう私も７人の総理にお会いしてきましたが、がちっとこう受けとめてしっかりやるという姿勢を示されておられますから、これはいい正月を迎えられるなと思ったのは当然の私の気持ちですよ。さらに、25日はメリー・クリスマス・エンド・ア・ハッピー・ニュー・イヤーという習慣もありますから、そういうことも含めて申し上げたつもりです。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　知事、喜ばしい気持ちに水を差して申しわけないんですけれども、とても冷たい見方をすると、承認をもらうためには何だってやったと思うんですよ。承認を控えている総理が、沖縄県知事を冷たくあしらうわけないじゃないですか。承認をもらうためには知事がこれまでにない、これまでの総理になかったぐらいのことはやったと思いますよ。そういうようなことを踏まえて、沖縄県民は正月になってもおめでとうという言葉が素直に出てこなかったんですよ。それはさておきまして、私はその冷たい見方を一言申し上げておきます。

次に、辺野古の移設が新基地じゃなくて代替基地であるという根拠について伺います。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　根拠と言われますとちょっと表現がなかなかしにくいところですけれども、これまで同趣旨の御質問を再三受けておりまして、その際には日米両政府が合意している現行案につきましては、普天間飛行場代替施設が建設されるということになっておりまして、新たな基地がつくられるものではないと。その意味で代替基地であるというふうに表現されていると考えております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　普天間にない機能が辺野古にあるということは同じような機能が移るのではなく、普天間にはない機能が辺野古にあるという機能はないんですか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今詳細な資料が手元にないんですけれども、考えられますのは、そこには故障したヘリ等を船積みするためのそういう港湾施設といったものがつくられるというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　港がないものが港ができる、弾薬庫がないものができる、そういうことで私は新基地だと確信をいたしております。

３番目に、辺野古埋立承認について伺います。

まず、辺野古埋立申請書に書かれておりますジュゴン、オスプレイ、それから埋立土砂による外来種の混入について、防衛省の最終的な報告はどうだったでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　辺野古埋立申請書に対するジュゴン、オスプレイ、埋立土砂による外来種混入についてお答えいたします。

まずジュゴンにつきましては、工事中のジュゴン監視・警戒システムは海上工事着手までに検証試験を行い実効性の高いシステムを構築する。施設等の存在に伴う海草藻場の減少はジュゴンの餌場の減少につながる可能性が考えられるため、その影響をできる限り低減するために、海草藻場の生育範囲を拡大する環境保全措置を講じる。また、航空機騒音につきましては、供用後の航空機騒音については、影響の程度を把握するために騒音測定を実施し、その結果に基づいて適切な対策を講じる。周辺住民の生活環境に与える影響が最小限のものとなるよう、米側に求めていくとともに、周辺住民からの苦情等があった場合には、米軍に対し事実関係の照会や改善の申し入れを行い、周辺住民の生活環境への配慮を強く働きかけていく。

さらに、外来生物につきましては、土砂調達場所を確定する際に外来種が混入しないことなどを確認し、当該土砂の搬入に当たっても定期的に試験等により確認する。万一、造成後のモニタリング調査によりアルゼンチンアリが発見された場合には、環境省の作成した手引に準拠した駆除方法や拡散防止対策を講じるなどの回答があったところでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　その今のジュゴン、オスプレイ、外来種混入に対して、土木建築部が十分配慮であるという判断をした根拠といいますか、基本的な考えはど

うですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　ジュゴンとか航空機騒音、それから土砂による外来生物の件につきましても、具体的な環境保全措置を実施するという計画が示されております。また予測・評価に不確実性を伴う項目などにつきましては、専門家等の指導助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるというふうにしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、環境に十分配慮しているものとして基準に適合するという判断をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では、環境部長にお聞きしたいんですけれども、ほぼ同時期に那覇空港の滑走路の埋立工事等、それから辺野古軍事基地の埋立工事のアセス及び埋立申請を皆さんも審査したと思うんですね。その中において特に埋立土砂について両者を比較してどう違うのかという考え方、環境省と防衛局の違いについておっしゃってください。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　埋立土砂については、たしか那覇空港平行滑走路の部分については約900万立米……

○比嘉　京子さん　もうちょっと声大きく……。

○環境部長（當間秀史君）　ぐらいですね。それから、辺野古代替施設については2100万立米ということで、辺野古の場合は埋立土砂の量が多いことから、県外からの土砂を利用すると、那覇空港については県内の土砂を調達するということでございました。

○比嘉　京子さん　休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　環境省の埋立土砂に関する意見なんですけれども、先ほど申し上げたように、那覇空港については埋立土砂量が比較的少ないということで県内調達をするとそういうことがあって、それにつけても生物多様性に配慮して埋め立てはしてくださいということでございます。

辺野古埋め立てについては、県外から持ってこざるを得ないので、そこについては外来生物に気をつけていただきたいという趣旨の意見だったかと思います。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　部長、量が多いから県外から持ってくる、量が少ないから県内で調達するという話ではないんですよね。環境省は、那覇空港の埋立土砂についてはこう言っているんですよ。島嶼県なんでね、沖縄県は。「島嶼部の生物については、同種であっても島ごとに遺伝子レベルに違いがある可能性があり、島外からの生物の移入は、遺伝子レベルの生物多様性に攪乱を生じさせるおそれがある。このため、埋立用材及び緑化資材については、島嶼部特有の生物多様性の保全に十分配慮する」んだと。だから県内なんだと言っているんじゃないですか。部長、そういう考えではいけないと思いますよ、私。

それで、2100ある――これは900レベルですけれども、量が多い少ないではなくて、最終的に防衛局が言った外来種の対策というのはどういう対策だったんですか、最終的に。それを皆さん本当によしと、土木建築部長に聞きますけれども、両者のそういう大きな違いがある中で、それを距離のあるものを承認という同じ形におさめることというのは、どういう考えでできたんでしょうかね。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　生態系論、外来種による影響についてのほうをお答えさせていただきます。

外来種混入等の対策として、埋立土砂の調達に関する供給業者等との契約手続において生態系に対する影響を及ぼさない措置を講じる旨を規定することとしている。調査は供給業者等が実施し、事業者は供給業者等から提出された調査結果を専門家の指導助言を得て確認しますと。なお、確認においてさらなる調査が必要と判断される場合には、再度、供給業者等に確認を依頼したり、必要に応じて事業者が主体となった調査を実施することもあると。調査の実施時期は、可能な限り土砂搬入実施時期の直前に実施するというようなことなどの対策が示されております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　那覇空港はどこどこからどれだけとってくるというのがみんな明記されているわけです

よね。その上で今量が多いから外から持ってくる土砂、沖縄県内に埋め立てて基地をつくるという経験も初めてだろうと思うし、それから外からの土砂を持ってくるというのも初めてではないですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　県外から土砂を調達して埋め立てをするというのは、私の記憶にはございません。ないと思います。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　そういう状態の中で、まだ場所も決まっていない、特定されていない、どこに何があるかがわからない。これからそれを万全の配慮を持ってやるんだということと、一方でどこからとってくるかがはっきりわかっていて、生物の攪乱をさせないように県内でしっかりやるんだというのと、こういう両極端ある中で、皆さんはその承認ということを結論を出しているわけですよ。それには幅があった承認ですかと聞いているわけです。これだけ違う考え方であっても承認というところに持ってこられるんですかと聞いているんです。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　那覇空港の第２滑走路につきましても、辺野古の埋め立てに関しましても私どもの土木建築部、それから辺野古については農林水産部と一緒ですし、また那覇空港については、那覇港管理組合と一緒に承認の手続を行っております。

そして環境部からの御意見ですけれども、大事な意見だけちょっと抽出できないものですから、環境部の意見として私ども受けとめておりますけれども、那覇空港の第２滑走路につきましても環境保全措置等については、さらなる改善の余地があると考えられるという厳しい御意見をいただいております。辺野古の埋立承認については、御承知のとおり、懸念が払拭できないというようなことがございますので、やはり環境保全対策については万全を期してほしいと考えております。しかしながら公有水面埋立法上の審査基準ということになりますと、これは合理性のある、そして環境に関しては十分な配慮がなされていると判断いたしまして適合ということで考えております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　次のウに行きます。

知事の承認は、政治的判断によるものではないという根拠、それについてお答えください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　答弁いたします。

今の御質問に対して、辺野古埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり慎重に審査を行いました。その結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ということは、知事の政策的・政治的な判断は入れなかったんでしょうか。入れることができなかったんでしょうか。入れる余地がなかったんでしょうか、どちらですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　埋立法上の承認基準に適合していましたので承認ということですから、政治的判断とかそういうものを入れる余地というのは、まずないと思いますよ。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今の解釈、今の政治的判断が入る余地がないという根拠があったら示してください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　埋立法上の基準に適合しているということです。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では、質問を変えていきますが、知事の政治的とか政策的でなくて、知事の裁量として入る余地があるんですか、ないですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　知事の裁量はないのかという御質問ですけれども、これは２月議会のときに国土交通省に照会したその回答がございます。「法第４条第１項各号に適合している申請について、不承認とすることは免許と比較して知事の裁量の幅はほとんどない。」と。「第４条第３項の同意が得られていない場合など、」――これは漁業協同組合の同意ですけれども――「合理的理由がある場合のみである。」

というふうに解釈されております。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　ほとんどないということは、ゼロということですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　ゼロということではなく、ほとんどないということでございます。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　ということは、知事の裁量を働かせる余地があるという理解でいいですか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　ほとんどないということでございます。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　その定量的な明文化された法律がありますか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　先ほど答弁いたしましたのは、これは法律ではなくて、その法律の解釈と運用に関して国土交通省に照会をした回答を紹介させていただきました。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　皆さんが３月４日に国土交通省に電話で問い合わせをしましたね。その裁量の幅について、その幅を示すこの根拠または基準などは示されているのかと聞いたら、どういうふうにお答えしたんですか、国土交通省。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず基本的に、「免許の場合と異なり、承認については、そもそも国は埋め立てを為す権能を有しており、裁量の範囲は極めて小さい」という全体的な見解が示されています。その中で、先ほど答弁申し上げましたけれども、法の４条１項各号、いわゆる承認基準と言われているものに適合している申請については知事の裁量はほとんどないということでございます。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　もう少ししっかり答えてほしいんですが、極めて小さい、ほとんどないとしても、その幅をクリアに説明することはできないんです。知事の裁量を排除するというそういう明文化されたものはありますか。
○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君）　明文化されたものは、私は見たことはございません。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　これは免許よりも承認の場合は裁量の幅が狭くなるということは、お互いに共通理解できると思うんですよ。だけれどもゼロじゃないわけです。しかもその量についてどれぐらいだという明文化もないわけですよ。そこは知事が判断しないといけないところなんではないですか。
○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。
○知事（仲井眞弘多君）　ほとんどないということですから、これは、確かに日本語としては議員おっしゃるようにそれはゼロかというとゼロではない。だけど限りなくゼロに近いという話ですから、現実の問題としてはこれは無理ですよ、議員の論理は、と思います。
○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　それで国土交通省に国会議員事務所から照会をしてヒアリングをしました。じかにお会いしてまいりました。その中でたくさんある中で２つだけきょう述べたいと思います。

まず埋立法の第４条１項各号、各号に全て適合している場合であっても公益上の観点から免許すべきではないと判断される場合があるとする場合、人命、財産保全等の観点以外にどのような公益上の観点が想定されますかと。例えば、市町村の意見、利害関係者の意見、公益上の観点も含まれますかとお聞きしました。そうするとその担当者お二人おられますが、知事の判断と裁量によると。完全にケース・バイ・ケースになってくると。免許より裁量の範囲が狭いというのは一緒だけれども、これは知事の判断なんだと。

もう一つ、法第４条１項第１号ですね。「国土利用上適正且合理的ナルコト」というその１号に対して、この基準に対して、環境保全上重要な地域という定義はありますかと聞いたら、環境保全上の重要な定義、「日本三景」云々じゃないですよ、その２番目のところです、ハンドブックの。そうすると、沖縄県が考えているということ、そもそも知事に承認権限があるということは、地域の事情に精通しているからなんだと。そういうことであるので、具体的な解釈は都道府県で決めてくれという話になっているんだと。そしてそれも知事の判断なんだとおっしゃっているんですよ。

もう一つありますね。４条１項の２号ですね。これがもう最大の問題になっている環境問題ですね。申請書の提出の時点で問題の現況や影響が的確に把握できないために埋立事業実施の段階または事業実施後において、工事や環境等への影響を監視し必要な対策を講ずること、いわゆる適正かつ十分な対策が講じられていることに相当するかどうかということについてですけれども、これも地域の事情をよく知っている知事が

慎重に判断することなんだ。

もっと踏み込んでこう聞きました。環境保全及び災害防止につき、現段階でとり得ると考えられる対策が講じられており、したがって、法に定めた承認基準に適合していると判断した場合、現段階でとり得る対策が講じられることをもって法第４条１項２号の基準に適合しているとなるのかと。

もう一つ、現段階で同じようにとり得る対策が講じられているけれども、懸念が払拭できない場合、法第４条１項２号の「十分配慮」に適合すると認めることができないと県が判断することは可能なのかと聞きました。そうしたら、これもまさに知事の裁量の世界ですと。皆さんそういうようなことを置いておいて、法にのっとっていったら承認しかなかったとずっと延々ときょうまで説明をしているんですよ。電話で聞いたんじゃないですよ。しっかりと明文化して、こちらの質疑はきっちり皆さんの言葉そのまま入れているんですよ。それで聞いているんですよ､たくさんあります､まだ。

そういう中で、本当に知事の裁量は皆無だったんですか、もう一度聞きます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　４条１項各号に関するその適合の判断でございますけれども、これはやはり私どもはもう何十年にわたっての公有水面埋立法の運用の実績がございます。そういう実績の中で、こういうふうな環境保全措置やいろいろな専門家からの意見、助言といったようなものできちんとされているものについては、それは適合というふうに判断をしてまいりました。それにつきましては、那覇空港の第２滑走路においてもほかの埋め立てにおいても同様でございまして、そういう流れの中で基準には適合しているという判断をしたところでございます。そしてまたそういう基準に適合しているものにつきましては、承認という形で取り扱ってきたというところでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　全く答弁になっていないと私は思いますね。裁量を生かし切れていたのか、やらなかったのかと聞いているんだけれども、それは皆さんは使えるものを使わなかった。知事もそうですよ、自分の判断すべきときに判断していない。言われたからやったんですかということは、結論から言うと、裁量をもって了とする、否とするか、全て知事の手にあったということですよ。それを初めて沖縄県がみずからの意思で基地を誘致するかどうかという大変な局面に対して、知事は自分の裁量権を放棄したと言わざるを得ないんですよ､今の状況は。それでいいんでしょうね。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　何度も申し上げておりますが、埋立法上の基準に適合しているということで承認したということです。そして、今のその裁量の余地について､どういう方の判断かちょっと別にしましても、私はその基準に適合しているということできちっと判断したと、今でもそう思っております。それは間違いない判断だと思っております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　知事の裁量がゼロではなかった、十分にできる、そしてその裁量の幅というのも規定がない。そういう中において知事はみずから自分の裁量権で承認をしたということなんですよね。それに間違いないわけですよね。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今議員が御自分の意見に御自分で賛成して、私に賛成かと聞かれても全く違います。私は適合基準に合っているかどうかで判断したわけでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ということは、自分の考えではなく、適合しているから裁量の幅はきかさなかった。法にのっとってやったと、今までどおりの答弁を言われるわけですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　おっしゃる御質問の趣旨がわかりにくいんですが、適合基準に適合しているから承認したということに尽きるわけでして、それ以外のことをいろんなことをそんたくしておっしゃられても、ああそうですというわけにいきませんですよ。ですから、私は適合基準に適合しているから承認したという、それだけでございます。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　この埋立法の４条１項は、全部がマルであってもなおかつ不承認ができるんですよね。そういう規定になっているわけでしょう、土木建築部長。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　解説書にありますのは、まず、免許の場合についてはそういう４条１項

各号に該当している場合でも公益上の観点などから不許可とすることができるということがあります。さらにこの承認につきましてはと申しますと、先ほども国土交通省の２月議会での見解を申し上げましたけれども、４条１項各号に適合していれば知事の裁量の幅はほとんどないというのが公式見解でございますし、県もそのように取り扱ってきたものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　非常に残念ですね。環境生活部が11月29日に、米軍基地をつくるに当たって最後の悲痛の叫びのような18があります。それを読んでみますと、この公有水面埋め立てによって普天間基地が代替建設をされるんだと。その事業であるけれども、今までの米軍基地の運用に照らし合わせると、当該代替基地が供用された後に米軍に周知するあるいは要請するとしている環境措置、保全策そういうものは適切に、確実に実施されるとは考えにくいと。そういうような大きな意味を持ったところなんですよね、知事。自分のできることをやらない、法に照らし合わせるとそうなったからと、じゃあ今の国交省の我々のヒアリングというのはこれは間違いだとおっしゃるんですか。そうじゃないでしょう。

今、先ほどから言っているように、法は、裁量はゼロではない、裁量がないという明文はないんですよ。その裁量は知事に任されているんですよ。そのことを知事が、軍事基地として本当にいいのかどうか、環境にどうなのか、生活環境にどうなのか、後出しアセスも含めて、知事がたくさんの意見を出したじゃないですか。今でも環境問題もみんな払拭できないとしているんですよ。そういう問題に知事が思料しないとは何事ですかと、私は申し上げて終わります。

他の質問に対して申しわけありません。次回このようなことがなきようにいたします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後１時23分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

儀間光秀君。

〔儀間光秀君登壇〕

○儀間　光秀君　皆さん、こんにちは。

通告に従い一般質問を行います。

１、地域公共交通総合連携計画について。

(1)、バスレーン延長に伴う国道58号の交通渋滞対策について伺う。

２、防犯カメラ設置状況について。

近年、防犯カメラの設置によって凶悪犯罪の早期検挙や未然防止、安心・安全な生活環境の確保等、多岐にわたり効果が発揮されています。

そこでお伺いいたします。

(1)、現状と今後の計画について。

３、消防隊の先進的消防訓練施設の設置について。

離島県である本県においては、本土復帰以前の諸情勢により訓練施設の整備が本土各県よりおくれており、現在、県内の各消防本部が所有している訓練施設は、実践的な訓練施設としては十分でない状況であり、このような状況を改善するためには実災害を想定した火災訓練、超高層建物災害訓練、可動式の街区訓練、倒壊家屋の訓練、竪穴救助訓練及びヘリコプター連携訓練など、多種多様な訓練に対応できる実践型多目的訓練施設の整備が求められています。広域的な大規模災害への対応を踏まえ、消防職員の高度で専門的な人材育成を通じた消防防災体制の強化を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、県消防学校等に実践的な訓練が可能な先進的消防訓練施設を設置する必要があると思います。

そこでお伺いします。

(1)、設置計画の有無について。

４、伊平屋・伊是名架橋について。

伊平屋・伊是名両村は、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会を設立し、半世紀にわたり架橋の早期建設の実現に向け両村で３回目の架橋早期実現総決起大会を同時に開催し、国・県へ要請いたしましたが、いまだ建設のめどは立っていません。近年、伊平屋・伊是名両村は、離島農村の自立的発展を目指し、農漁業、民泊事業等による観光産業を中心とした地域振興を精力的に推進し一定の成果をおさめてまいりました。しかしながら、島嶼的社会構造の中での限られた産業構造では、隔絶された両村の地域振興は必ずしも過疎化の歯どめとなるまでには至っていないのが現状です。産業、教育、福祉等々の格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が求められています。そのためには、交通ネットワークの確立こそが最も優先されるべきであり、船舶運航事業の統合や離島医療の設備等の充実、沖縄県より提示されております２村１空港の推進においても架橋は必要不可欠であります。両村は、架橋建設により生活権の拡大とともに両村特有の伝統や歴史、観光並びにムーンライトマラソン、伊是名88トライアスロン大会等、スポーツイベントで架橋を生かした誘客運動を強化し、６次産業の発展、定住人口の増加を推進し、経済、福祉、教育、文化等の振興・発展につないでいきたいと強く願望しています。また、

日本の排他的経済水域を守っていく意味でも島嶼社会の振興・発展は最重要課題であると信じています。伊平屋・伊是名両村は、歴史的に琉球国王第一、第二尚氏と由緒ある島で、去る７月１日で入村75年が経過いたしました。交通ネットワークの隔絶性により分村せざるを得ませんでした。分村後においても両村のきずなは深く結ばれております。

そこでお伺いします。

(1)、両村から要請を受けての今後の対応について伺う。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 地域公共交通総合連携計画についての御質問の中の、バスレーン延長に伴う渋滞対策についてお答えいたします。

沖縄県は、急激な自動車利用の拡大とバス利用者の減少により極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。交通渋滞の緩和には、道路網の整備に加え自家用車から公共交通利用への転換が重要であることから、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入を目指し、低床バスの導入やバス停のグレードアップ、さらにＩＣ乗車券システムなど利用環境改善に向けた各種事業に取り組んでおります。また、バス交通の利便性向上に当たっては、定時速達性の向上を図るバス専用の走行空間が必要不可欠であることから、関係機関と連携して、今年度中に国道58号におけるバスレーンの区間延長を実施する予定であります。バスレーンの延長に伴い一時的な渋滞悪化も予想されますが、路線バスの定時性が向上し、さらにはバス利用環境改善などの事業の実施、公共交通への利用促進の啓発活動の実施により、着実に交通渋滞を緩和していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 防犯カメラ設置状況についての御質問の中で、現状と今後の計画についてお答えをいたします。

防犯カメラの設置につきましては、平成24年度の「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」におきまして承認をされた安全なまちづくり・防犯カメラ拡充事業により、官民一体となった取り組みを推進した結果、本年５月末現在、自治体、商店街などの団体等により207台の防犯カメラが駐車場、商店街及び公園等に設置をされていると承知をしております。

県警察におきましては、防犯カメラの設置相談等がある場合には、当該地域における犯罪の発生状況や防犯対策についての情報を随時提供するほか、自治体など関係機関に防犯カメラの設置や運用に関し必要な提言や助言を行っているところであります。

今後とも、知事部局、各市町村及び関係機関等と連携し、防犯カメラの設置拡充を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 先進的消防訓練施設の設置計画についてお答えいたします。

近年の災害は大規模・多様化する傾向にあり、住民の生命と財産を守る使命を負う消防職員にはより高度な技能が要求されております。県消防学校においては、設置以来1883人の消防職員を養成してまいりましたが、今後、より高度な技術を持つ職員の養成が急務になるものと考えております。

県としましては、他県の動向を踏まえ、市町村や関係団体の意見を聞きながら、消防学校により実践的な消火や救助等の訓練施設を整備することを含め、消防教育の高度化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 伊平屋・伊是名架橋についての御質問の中で、今後の対応についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、平成23年度に整備の可能性について調査を実施しております。調査結果から、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

今後、伊平屋村・伊是名村と連携しながら、課題克服の可能性について研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　バスレーン延長に伴う58号の渋滞対策なんですけれども、２月定例会でも質問したんですが、あのときは主に北から那覇向けのことであったんですが、今回は夕方、那覇のほうから北に、浦添、宜

野湾、沖縄市に向けてを中心に質問させていただきたいと思います。

僕も日常利用させていただいているんですけれども、交通環境の変化があってバスレーンに入る前、夕方以降の特に浦添の区間ですね、安謝港架橋のほうから浦添港川付近までもう車が動かない状況が発生している。そこに今お話しがあった27年からバスレーンを延長して牧港までもっていくという計画、僕は基幹バス導入に向けては大いに賛成できるんですけれども、時期的な問題も含めて今の交通渋滞を見ると、とてもじゃないけれども時期尚早じゃないかなと思っております。

そこで、この夕方の北向けのバスレーン延長に伴う交通渋滞対策について、部長、再度お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

まず、夕方の北向けのバスレーンの延長区間について御説明させていただきますと、那覇市の天久から浦添市勢理客までの区間、それから浦添市仲西から牧港までの区間を延長させていただきたいというふうに考えております。

交通渋滞対策ですけれども、まず先ほど議員もおっしゃっておりましたけれども、沖縄県の自家用車の増加が大変激しいという状態がまずあります。これを我々は認識を共有化していただければと思うんですが、復帰のときの47年度の19万8000台、20万台から23年度末には103万6000台ということで約5.2倍にふえております。そういった流れの中で大量移動機関であるバスは、昭和60年度のデータでは7720万人のいわゆるバス輸送人員であったものが、23年度には2600万人ということで７割近く減少していると。これだけの動きがある中で、やはりこの渋滞を緩和するためには自家用車から公共交通機関であるバスへ移動させないといけないということが大変重要だろうと思っております。それが交通渋滞対策につながると思っておりますが、その一環といたしまして、我々は利用環境の改善というものを実施しております。

具体的に申し上げますと、平成24年度からはノンステップバスの導入ということで、これは28年までの間に200台を導入しようということ、58号を中心にやろうと思っております。それから、昨年の４月からはバスロケーションシステムと申しまして、バス会社に関係のある車の乗りかえ情報ですとか時刻表を検索できるようになっておりまして、バスの現在地などが確認できるようなシステムを構築してございます。それから、これは今年度中にやろうと思っておりますが、バス停の標識のグレードアップです。やはり国道58号におきます久茂地から伊佐までの４社共通の時刻表、それから経由地を簡略化した系統図を新たに追加した大型のバス停の標識を設置したいというふうに考えております。あわせまして、系統別のカラーリングということで複雑な系統を色でわかりやすくするということで利用環境の改善に努める。それ以外にもＩＣ乗車券のシステムを来年の４月から実施したいという形でバスの利用環境の改善を行いたいというふうに考えております。

その一方で、やはり公共交通への利用促進の啓発活動、これも大変重要だというふうに考えておりまして、今年度にテレビ、ラジオ、新聞などマスメディアを活用して、また、県民の方々にもいろいろ資料等を配布しながら、公共交通の利用について気づき、考え、行動する機会を提供したいといふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君 部長、58号で渋滞が起きると、やっぱり車が生活道にどんどん入ってきている傾向がもう既に現象が出ているんですね。ちょうどこの時間というと子供たちも下校して、あるいは遊びに行って帰宅する時間帯とちょうどまた同じ時間帯を要するので、この生活道への進入の対策というんですか、そういうのはどう考えているかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） これにつきましても、関係市町村との意見交換会というのを既に実施しております。特に、今回の延長区間がほとんど浦添市のほうがメーンになるものですから、浦添市の役所の職員とその対応策のことについて検討を始めてございます。スクールゾーンの通過交通の流入抑制対策としまして交通管理者、県警察本部ですとか道路管理者、それから地権者、住民などと意見交換を行いながら、例えば速度を出さないような工夫、ハンプを設置するなど各種の流入対策を進めてまいりたいというふうに考えておりまして、この作業も既に入っているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君 北向けの国道58号、もう右浦添市内あるいは宜野湾市内で抜け道がないのでそういう現象が起こっているんですね。今、御案内のとおり西洲から臨港道路浦添線あるいは浦添北道路は国の事業なんですけれども、それと並行して浦添西原線、通称港川道路、県道で計画があるんですけれども、僕はその時期でも構わないかなという私の個人的な思いなんですけれども、この臨港道路浦添線あるいは浦添北道路、

また浦添港川線の供用開始時期というのは、土建部長、お持ちですか。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　まず、沖縄西海岸道路――浦添北道路でございますけれども――これは議員の御指摘のとおり国において整備が進められております。平成25年度末の事業進捗率は約71％と聞いておりますけれども、明確な開通時期については明らかにされておりません。

そしてまた、はしご道路の東西を結ぶ港川道路でございますけれども、これは県のほうで事業を実施してございます。平成25年度末の事業進捗率は約70％となっておりまして、平成20年代の後半の供用を目指して取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　先ほども謝花部長から答弁いただいたんですけれども、沿線に住んでいる住民等のいろいろお話しをこの件でさせていただいているんですけれども、やっぱりまだまだ認知が希薄なんですね。ああ、そういうのをやるのかと、初めて聞いた人もいれば、ちょこっとラジオとかでも聞いたことがあるという方もいるんですけれども、その周知徹底を図っていく、そういう対策も必要かと思うんです。その辺、対策についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　議員御指摘のように、このバスレーンの実施のためには沿線の住民の方々の御理解と協力なくしては実現できないものというふうに考えておりまして、その方々への周知、説明などは大変重要だと思って、我々も大変重要視しております。今年度その取り組みを強化してやって、年内にその規制についてやりたいと思っていますが、具体的に自治会長さんにまずこの沿岸地域の代表者、代表ということでまず説明をこの夏の後半、秋ぐらいには始めたいと思っております。その今作業を進めております。

それから、小学生から高校生、それから保護者の方々にもお願いをしようかと思っております。と申しますのは、マイカー送迎というのがやはり多く見られますので、徒歩または公共交通への転換をお願いする。そのためのまた周知活動などもやらなければいけないと思っています。また、大学生にも同じような活動をやらなければいけないと思っています。

それから、「わった～バス党」というのがつくられているわけですけれども、「わった～バス党」の新聞を配布しましてバスレーンなどの交通政策の情報共有化を図ると。これは11月ぐらいから13万部ほどを刷りましてそれをお配りしたいということで、それからバスレーンなど公共交通政策の情報共有化を沿線自治体の広報誌にも掲載をお願いする、こういったさまざまな取り組みを行うことによって、このバスレーンに対しての御理解と協力を賜るような努力を県民にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　やっぱり認知してもらう、理解してもらう、コンセンサスをぜひとっていただきたいと思います。今、答弁であったのは、住民を中心に小学生、中学生、学生あるいは父兄、あるいは自治会長等に説明を今後やっていくというお話だったんですけれども、今度は事業所あたりには、例えば卸商業団地が通称西洲にあるんですけれども、そういったところに対する広報とか啓発活動は行っているかお聞きします。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　やはり浦添市は多くの商業施設が集中している地域でもございます。そういったことで国道58号沿線、それから西洲地区、そこの方々、我々1000社ほど実はリストアップ、もう既に作業に着手しておりまして、その方々にこの７月下旬ぐらいから「わった～バス党」の党員募集という形のものを配布・郵送いたしまして、そのバスレーンについての御理解と協力、それからいろいろ意見交換などをしていきたいというふうに考えております。既に幾つかの企業とか商工団体とは意見交換なども実はしているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　幾つかの企業と意見交換とか説明をしているとおっしゃったんですけれども、これまでそういう訪問した企業とか事業所、団体も含めてこれまで行ったところを教えてください。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　浦添に大きな企業としては沖縄電力がございますけれども、沖縄電力さんが５月13日、またイオン琉球というのがありますが、５月26日に訪問して説明をしております。また、団体といたしましては浦添商工会議所、それから那覇商工会議所、沖縄県商工会連合会、宜野湾市商工会、また沖縄県卸商業団地協同組合、そういった５つの団体に対して説明を行っております。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　そのときの反応というんですかね、意見等が出たのかどうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　担当者から聞きますと

割と好意的に受けとめていただいたかなと。交通政策として、これまで渋滞をここまで放置すること自体が問題だったんだと。ある意味、そういった交通政策としてよい計画であるので進めてもらいたいけれども、一方でこの取り組みを行った場合に起こる渋滞悪化、これについてはやはり懸念も示されておりまして、それについての対策ですとか広報啓発、議員から御指摘があったことについてしっかりやるようにということの御指摘がありました。また、我々、議員の方々にはやりっ放しではなくて効果検証も行いながら丁寧にやりますのでということを御説明いたしましたところ、効果検証もしっかりやってもらいたいというような御意見もあったところでございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　今も答弁にあったように効果検証を行うということなんですけれども、バスレーン延長がスタートして効果検証をやる時期というんですか、１年後なのか２年後なのか。それとあと１つ、もしその効果検証で悪い結果が出た場合、基幹バス構想の断念があり得るのかどうなのかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 効果検証の時期につきましては、まず最低でも１年は実証を重ねてみないといけないと思っておりますけれども、その効果検証をやる時期についてはまた協議会などで議論の上、時期を確定したいと思っております。最低１年は必要だろうと思っております。

今、もう一つ御質問の、仮に悪かった場合、基幹バス構想そのもの自体をやめるのかというようなことですけれども、我々はこの協議会の中で、このバスレーンの延長は徐々に徐々に行うことによって基幹バス構想ということですので、この第１段階であるバスレーンの延長がもし県民から何らかの指摘があれば、修正が必要ということであればそれは修正でもって対応させていただくと。全面的にだめだというような話であれば、これはその基幹バス構想自体の見直しということも視野に入れて対応しなければならないと私は思いますけれども、ただ、やはり長期的に沖縄県の交通政策の観点から見た場合に、やはり基幹バス構想は実現に向けて、我々はそういった構想自体が長年の議論を積み重ねてつくり上げたこの構想自体を実現できるように、まず第１段階のこの今回のバスレーンの延長をしっかりスムーズに対応できるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　ぜひ第１段階で県民から悪い結果が出ないように、スタートする前に広報啓発、あとは交通渋滞対策等、関係する市としっかり連携をとっていただきたいと思います。

質問を変えます。

次に、防犯カメラの件なんですけれども、本部長、防犯カメラの設置の効果についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 防犯カメラの設置の効果でございますけれども、なかなか数字的にあらわすのは難しいんですが、犯罪抑止に大変効果を発揮しているというふうに聞いております。例えばでございますが、那覇市の松山地区を例に申し上げますと、松山地区には平成24年の12月21日に15台の防犯カメラを設置して運用開始したところでありますけれども、刑法犯の認知件数がその設置前の平成24年１年間が146件であったのが、設置後の平成25年１年間で132件ということで9.6％の減少ということになっております。特に、傷害・暴行といったそういった粗暴犯でございますが、そういったものは42.9％と大幅に減少したということで、我々としては大きな効果が上がったのではないかというふうに判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　今、答弁にあったように、設置して件数が減ったということで、やっぱり大分カメラの設置によって効果があらわれていると思います。また、安全なまちづくり・防犯カメラ拡充事業によって207台が設置されたというんですけれども、まだまだこれは少ないと思います。

今度は県に聞きたいんですけれども、今お話があったように、県警としても防犯カメラの設置によって事件件数が減ったということで効果を発揮しているということなんですけれども、県としての今後の対応とか見解があればお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 県の防犯カメラの設置の取り組みにつきましては、先ほど警察本部長のほうからもございましたが、県の関係機関で構成する「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」というのがございまして、その中で当然知事部局も一緒になって、先ほどありました安全なまちづくり・防犯カメラ拡充事業によりまして県の関係部局あるいは市町村に対して、公共施設を整備する際には防犯カメラを設置するようにということで努めるように周知を図っております。また、自治会とかあるいは通り会で

の設置につきましては、市町村に対しまして助成を講ずるよう働きかけを行っているところでございます。

今後とも、その効果、先ほどございましたように犯罪の予防とか地域の安全確保の向上につながる取り組みでございますので、県としてもまた積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君 ぜひ県のほうも積極的に関与をしていただきたいと思います。というのは、今、事例で松山があったんですけれども、あそこも琉石通り会も資金を出して､那覇が一括交付金でカメラを設置したり、あるいは国際通りも商店街・通り会が資金をつくって那覇市のほうが一括交付金をやったり、あるいは防犯協会がチャリティー事業をして、その収益でもって犯罪率が高い公園に設置しているということで、おのおのの通り会や商店街が自助努力でやっている部分があるんですけれども、県としても一括交付金の中でそういう枠を例えば年間何台と決めて、関係市町村と連携をしてふやす努力が必要だと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

同じ件で教育現場の状況、教育長、資料をお持ちでしたらお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 学校の状況についてお答えいたします。

平成26年３月に実施した学校安全管理取り組み状況調査というのがあるんですけれども、それによりますと、県内の公立学校における防犯カメラ、それから防災センサー、インターホン等の設置状況は、小学校が59校、これは21.9％になります。中学校が35校、23.5％、県立高校14校、23.3％、特別支援学校16校、100％となっております。

それから、この防犯カメラ等とは別に防犯対策として、学校教育活動終了後の夜間帯であるとか早朝等、あるいは土・日、休業日等の警備につきましては、県立学校ではほぼ100％民間の機械警備によって対応されております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君 学校によってはやっぱり子供たちの教育環境を守るということでＰＴＡ会費から捻出して設置している学校等もあるようです。今お話があったように、小学校で設置率21.9、中学校で23.5、高校で23.3、特別支援学校は100％ということなんですけれども、この数字、パーセントを見ると、まだまだやっぱり確保しないといけないと思うんですけれども、今後のパーセンテージを上げるように、設置校が多くなるように取り組みをしていただきたいんですけれども、その辺についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 現在、各学校では校門の施錠や、事務室内に来校者名簿の設置をしたり、校内巡視の強化、警察等と連携した防犯対策などに取り組んでいるところであるんですけれども、防犯カメラ、インターホン等の整備につきましては、現在設置している学校の状況等を検証しながら、市町村教育委員会との連携も図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、消防隊の先進的消防訓練施設の件なんですけれども、１月に知事公室長宛てに沖縄県の消防長会から設置の要請があったと思うんですけれども、やっぱり今、全国でも防災に関してかなり意識が高くて、いつ起きるかわからない大規模な災害も含めて、先進的な施設が必要になって、他府県と比べて答弁でもあったように沖縄はまだまだ他府県レベルまで至っていないということなんですけれども、ことし３月には消防学校が開校して40周年を迎えたということで、そういう節目の年でもありますので、ぜひ何らかの形で公室長のもとに諮問機関を設けるとか見識者などを集めてチームをつくって検討を始めるとか、そういう取り組みもあってしかるべきだと思うんですけれども、公室長のお考えをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君） ただいまの御提言というのは大変建設的な御提言だと思います。今、議員が御指摘になった消防長会からの私宛ての要望なんですけれども、本文どおり読みますと、沖縄振興特別推進交付金を活用し、県消防学校等に実践的訓練が可能な先進的消防訓練施設を整備していただきますようというような要望でございます。これにつきましては、やはり災害というものが大変複雑化しておりまして、建物の構造でありますとか、それから火元、さらにそのときの救命とか消防職員に求められる資質というのが大変高度になってきていると、こういう認識がございます。したがいまして、現在、先ほど申し上げましたように、消防学校がその任を担っているわけですけれども、その高度化は必要だと考えておりまして、この要望やまた議員御指摘のそういう状況も踏まえてしっかり県の中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間　光秀君　やっぱり災害に強い県土づくり、また、地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくり、それは消防も先頭になって一翼を担っていますので、ぜひそういう施設が一日でも早くできるように希望いたします。

次に、伊平屋・伊是名架橋の話なんですけれども、もう半世紀前から国・県含めて両村で要請をしているけれども、まだ建設のめども立っていないということで、ついせんだっても両村で第３回の早期実現に向けた大会を開いて、その数日後に知事のほうに両村長を初め議会の代表あるいは郷友会の代表、私も中川議員も具志堅議員も同行させていただいて、早期実現に向けてぜひ検討していただきたいという要請決議を持ってお邪魔させていただいたところでございます。

高良副知事、高良副知事も伊是名出身でいらっしゃいますので、また、両村民も今がチャンスと言わんばかりに副知事に高良副知事が行っているということでのタイミングもあるかと思うんですけれども、郷友の一人として高良副知事のその思いをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　私は伊是名の出身ですが、血の４分の１は伊平屋島の血も流れていますので。もう一つ、伊是名・伊平屋両島の過去の歴史も少し調査研究したこともあります。結論として言えば、昭和14年まで２つの島は１つの行政体として数百年間ずっと連携しながら地域形成をしてきたという伝統があるんです。しかも伊是名のことをメージと言い、伊平屋のことをクシジと言ってお互いに結構相互交流があったわけですよね。本来、一体的な地域として発展していくべきものだろうというふうに考えています。したがって、両村民の方々が将来の定住人口の確保でありますとか、それから地域振興のために交通の利便性を高めてというさまざまな将来責任を持って島社会というのを発展させていくためには架橋というものに強い願望を抱くということは大変よく理解できますし、そのとおり進むように私も応援団の一人になりたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　高良副知事、ありがとうございました。

結びで知事、最後に知事にも質問するんですけれども、思い出したらわかると思うんですが、両村から陳情に来たときに、あの熱い思い、両村長を初めあの熱い思いが知事に伝わったかと思います。また、伊是名の議長が興奮したのか高揚したのかわかりませんけれども、３選の出馬要請みたいなのもあって、これを政策の柱にしてと伊是名の議長もそういうお話をされていたんです。その両村民の思いを受けとめてしっかりこれを芽出ししていただきたいと思うんですけれども、知事の決意のほどをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　今、高良副知事のほうでお答えしました。私も要請をいただきまして儀間議員、そして与党の議員も一緒に要請を受けました。前向きに検討させてください。これは費用がかなりかかるんですよね。ですからここは我々もどういう期間をかけて、どんなふうにできるか、いろんな効用も含めて少しこれはきちっと研究すべきだと思いますし、研究する価値――価値と言っては変ですが――必要性は十分あると思いますので、少し腰を据えた研究をさせてください。何とか御期待に沿えるような答えが出せるだろうとは思いますが、少し研究が要ると思います。

○議長（喜納昌春君）　儀間光秀君。

○儀間　光秀君　前向きな知事答弁、ありがとうございました。早速きょう、会議終了後電話を入れますので、ひとつよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　きょう午後はそうぞうの３名でやりますので、３名を２時間で終わらせたいなと思っておりますから、御協力をよろしくお願いいたします。

今、うちのそうぞうの儀間光秀議員が、そうぞうとしてではなくて個人として仲井眞知事にラブコールをしたんだけれども、お金で答えられると彼の面目はないなと思っておりました。

それでは早速ではありますが、質問をさせていただきたいと思います。

私は、きょうは平成26年度の重点施策から入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して」というのがあります。

「自然環境の持続可能な利用を図るため、サンゴ礁保全に向けたオニヒトデ対策などに取り組む」とあるが、現状はいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　少し長くなりますけれども、オニヒトデ対策の現状についての御質問にお答えをいたします。

サンゴ礁は、生物多様性の保全、漁業資源、観光資源として重要な価値を有しております。その保全策は極めて重要であります。そのため、沖縄県におきまし

ては、従来から行っているオニヒトデの捕獲・駆除とあわせ、新たな取り組みとして、大量発生のメカニズム解明やその予察など、予防的措置を含めた根本的な対策に取り組んでいるところでございます。また、平成26年３月には、オーストラリア海洋科学研究所と研究協定を締結いたしております。今後、同研究所と情報や技術の交流をし、オニヒトデ対策を推進してまいる所存でございます。

沖縄県といたしましては、今後ともオニヒトデ対策を推進し、サンゴ礁の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　今知事が熱を入れて話をしたとおり、やっぱりこの重点施策の一覧を見ていても３億4000万の費用がついていますね。これは思いだと思います。

ところが、私、この５月、６月とこの雨季に随分国頭に行ったんですね。恐らく十四、五回は行っていると思います。この中で、オニヒトデの話がこの冒頭で出てくるものですから、あれっと思って今質問させていただいたんですね。ところが、これよりも――きのう執行部には通告はしてあります――それよりも悲惨なのはあの赤土なんですね。いまだに、いまだに、あの川を真っ赤な水が流れているわけです。私が平成16年に１期目の県議としてここに出てきたときに、あのころに赤土対策の問題が出ていました。これは赤土防止対策の中で農林水産部の農村整備課からもらった資料ですけれども、そのとおり17年からは21億の予算がついているんですね、この赤土の対策のために。ところが、この重点施策を見たら3000万なんですよ。我々の今のこの重点施策を皆さん一回見ていただきたいと思います。ほとんどが観光に行っているんですね。もちろん沖合の展開をする空港滑走路の沖合展開もそのためでしょう、1000万人にするため。ＭＩＣＥもそうでしょう。ＩＲもそうでしょう。ところが、沖縄本島の赤土はあのままですか。私はここのところがちょっと人を入れればいいんじゃなくて、何のために人を入れるかということを考えていただきたいと思うんだけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時11分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君）　今議員から非常に厳しい御指摘がございましたけれども､赤土対策でございます。

これは実は始まったのがほんの20年前ぐらいからですね。農林水産部等で沈砂池を設置をしながら土地改良をするというふうなものが始まったころでございます。その辺から道路の整備とかそういうふうなもので非常に赤土の被害が出ていながらもなかなかその対策をしなかったという沖縄県の歴史がございます。それ以降、県においては土木工事、それからまた農林水産部における土地改良事業等についてはきちんとした対策というふうなものを今やっております。

今予算の中で恐らく見えてこないのは、ああいうハード事業については別途そういう土木、それから農林の予算の中で計上されてございます。今、また環境部のほうでは、既に堆積をした赤土対策について調査をしたりとか、それの除去についての実験事業とかそういうふうなものが計上されているということで、今数字はきちっとして申し上げられませんけれども、3000万でなくて金額的には非常に大きいものが計上されているというふうなことになっていると思います。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これに長い時間とるつもりはありませんから、ここだけは指摘をしっかりしておきますけれども、例えばこの２月、皆さんの耳に入っているかどうかわかりませんけれども、大宜味の友善というホテルがありました。あれの裏側にホテルをつくろうとしてポシャったプロジェクトがありました。その後、太陽光で申請をしたけれども、これもポシャった。ところが、２月に今度は京セラが30万坪あそこで借りているんですよ、２月。九電工も一緒になってそれを太陽光でまた開発をするんです。

我々のあの大事な、僕は国頭、大宜味、東というのは、本島内では手をつけちゃいけないような聖域じゃないのかなと思うぐらいのところ。ところが、そういうのはまた本土の企業が来てそこをまた開発して沖縄の財産を借りて本土がもうかる。何ですかこれはと思いましたよ。ところが、これは大宜味村の土地ですから県がどうのこうの言えるわけじゃない。ところが、ここも30万坪の開発をしたときに果たしてまたこの赤土が出ないかというところが怖いんです。こういうのが集中して沖縄県に全ての開発行為が入ってくるようになっているのかどうかを確認をさせてください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時14分休憩

午後２時14分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君）　基本的に、企業が開発行為を行う場合は赤土等流出防止条例に基づきまして届け出をして、その流出対策等々についていろんな書面を出していただいてこちらから指導することにはなっていますけれども、現在のところにおきましては本土からの大きな開発があるということでの相談はまだございません。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは開発行為をやるんであれば恐らく県にも申請は出るはずですから、そこらあたりはしっかりと見ていただきたいと思いますね。そういうネットワークを41市町村つながなければこれはそのままになってしまうというおそれがあります。

私はこの一番の問題というのは、こういう情報が全く入ってこないというところに問題があるんじゃないか。それと今農林水産部の予算でこれ見ていますけれども、一生懸命農業をやっている人に言えるかというと、あれパインがほとんどなんですよ、東村は。だから、そのパインを植えている人にパインをつくるなとも言えない。その苦しさがある。であれば、雨水溝をそのＵ字溝をどうやって沈砂池を設けるかということもやらなければいけない。だから、こういう小まめな対策が最終的には私は観光につながっていくんじゃないかと思っているんですよね。そういうこともわかっていただきたいと。これはもうきょうは指摘だけにしておきます。

引き続いて、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」というところに、「沖縄県人口増加計画」というのがあります。

これはどういう思いでつくったんですか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　お答えします。

どういう思いでということでございますけれども、沖縄県は今まだ人口はふえ続けております。おおむね2025年まではふえ続けるということになっているわけでございますけれども、日本全体としては実は2005年から人口減少が始まっております。その結果、今どういうことが起こったかといいますと、2005年前後にいわゆる年金不安というふうなものが生じたわけです。それは現役の人間が高齢者を支えるという年金制度に不安を持ち始めて、そこで年金問題。今地方では非常に人口が縮小していく中で、地域が停滞をしていく。例えば人口５万ぐらいのところでスーパーが３つあるとする。そこが４万になったときに、このスーパーが３つもたなくてこれが２つになる。さらにそれでまた縮小が始まるというそういうスパイラルが始まっております。

沖縄県というのはもともと離島県であって、一旦人口が減り始めるとそういう意味での影響は非常に大きいというふうに我々は危惧しております。そういう意味で、現に人口がふえ続けているこの段階において、人口増加計画というふうなものをつくっていこうと、そういうふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　僕はこれをもらってまだ少ししかなりません。ところが、知事、これを見たときに私は感動しましたよ。よくぞこれつくったなと。というのは、ここでやらなければいけないところがプロローグに全部書かれているんですね。離島をどうするのか、過疎をどうするのか。例えば久米島、30年前、２万1000人ですよ。今8500名です。2100名いた粟国が今750名ですよ。こんな状況を我々は全部お金を求めて都市化しているところに集まるわけです。なぜか、我々が地方に何もできなかったんです。これだけ県土がありながら、これだけすばらしい自然があそこに残っていながら。そういうものをここの中で集約して私はぜひやってほしいと思う。特に、離島･過疎地域。特に離島は、この中に僕はできれば離島苦を本当にわかる、その苦しみをやるというんであれば私は前から提言しているＪＴＡを買い取って沖縄県の足にしたらどうかと。それぐらいの気持ちで52％のものを買い戻し条項に基づいて南西航空とＪＴＡが結んだ沖縄県が結んだあの８条に買い戻し条項があるんです、ちゃんと。これに基づいて買い戻して、もう一回どうせ補助金で飛行機も入れているんだし、我々は一括交付金で足をわざわざ補塡するということよりも、沖縄県が持とうやというような状況をもう一回検討してみたらどうかと、それぐらいの気持ちで実はこれを取り上げさせていただいたんですね。

そこのところをぜひ酌んでいただいて、何とかここまでしっかりとここの中でやればこれは21世紀ビジョンの次の計画ですよ、それを支える計画になっているんだから。21世紀ビジョンはこれがなければどうにもならない。それぐらいの気持ちで私は取っかかってほしいなと思っていますので、ぜひそのことも御理解をいただきたいなと思います。

それと……

議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時19分休憩

午後２時19分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○呉屋　　宏君　今、お渡ししたものの中に、１ページ目に実は保育士の処遇改善臨時特例事業というのがあります。私のところには全５ページぐらいありますけれども、そこの３ページのところに保育園の保育士に、安いからやめるんだろう、安いから行かないんだろうという対策をするためにこの事業をつくった。ところが、この算定基準を見たら、今知事にもお配りしましたよ。入って１年未満に対する算定基準幾ら上げるかというと、１％ですよ。１年から２年の間は２％、２年から３年の間は３％、３年から４年の間は４％、４年から５年の間は１％ですよ。またもとに戻る。そこの書かれている次のページ見てください。これはうるま市の例ですよ。これは皆さんが算定基準どおりやったときに、このうるま市にハッピーネス保育園というのがあります。これは126名の子供を預かっている、35名の職員で預かっているんです。300万を支給していくんですね、年間。ところが、このずっと下のほうに、マーカーで塗られていると思いますけれども、こざくら保育園というのがある。子供を85名預かっている。さっきの保育園の３分の２ですよ。保育士が21名いる。支給金額63万ですよ。一方は300万、一方は65万、こんな算定基準がありますか。

私は、このことについて子ども生活福祉部長、コメントいただけますか。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　この処遇改善交付金は、おっしゃるとおり今の勤続年数ごとにこういう形で１年未満１％とか１年以上２年未満２％となっておりますけれども、実はこれベースは保育所運営費上の民間施設等の企業改善費というのがございます。ですから、例えば３年目までの施設については４％が今改善費で措置されておりますので、例えば今ここで４年目から５年未満が１％になっておりますけれども、実際はもとの運営費の中で例えば５年未満ですと８％、実際は別の本来の給与のところで運営費の中で８％措置されている。ですから、トータルでこれはもともとある運営費の部分とそれをカバーする形で今回新たな交付税措置、処遇改善交付金が創設されているということで、御指摘のとおり勤続年数が長いのに結果として今回の処遇改善交付金が安くなっているという形の交付の実態になっています。制度の設計上がそういうもともとの運営費の民間給与施設等改善費、それをベースにして設計がされているという、結果としてそういうことになってしまっているということでございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　それは部長、僕もばかじゃないんだから全部調べますよ。そんなことわかっている。ところが、周りから見ると、これは300万もらっているのが来年幾らになるのかわからないんですよ。来年から新しい制度がスタートするからと言うんでしょうけれども、そうじゃなくて、わかりやすく１人１万円だったら１万円とやれば31名働いているところに31万上げればいい。21名働いているところに21万払えばいい。わかりやすいじゃないですか。国からの指導でそういう算定基準になっているというんだったら、これは地方が子供は面倒を見ているわけだから、地方の独自のものをもっとわかりやすくやらないと、机の上で計算をはじいて国から言われたからそのとおりにやるとなると、こういう不公平が生じてくると思うんですよ。21名と35名の保育士に、５分の１ですよ。63万と300万。この差というのは皆さんは理解できるかもしれないけれども、どう考えたって一般の人たちは理解できるものではないと思いますよ。そのことを指摘しておきたいと思います。

ちょっと時間がありませんから、急いで行きます。

次に、キャンプ瑞慶覧西普天間の返還についてですけれども、公共用地の先行取得について。

宜野湾市と宜野湾市地主会が昨年11月に国に要望した事項は、どのような状況になっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　公共用地の先行取得に係る事項について答弁を申し上げます。

宜野湾市と地主会が昨年11月に行いました土地の先行取得に関する国への要請は、第１に、適用期間の延長、第２に、100平米未満の面積規模への対応、そして第３に、土地取得への財政支援の３点となっているところでございます。これを受け、沖縄県といたしましても去る４月28日に、宜野湾市と連名で国に対し、先行取得制度の拡充について要請してまいりました。また、６月３日の跡地利用推進協議会におきまして、制度の拡充に関する要望に対して、沖縄担当大臣から、重く受けとめ、しっかり検討するとの発言がございました。土地取得への財政支援につきましては、宜野湾市は一括交付金を活用して29億円余りの基金を増額し、今年度から土地取得を開始いたしております。

沖縄県といたしましても、今後とも地元の御要望を踏まえ対応してまいる所存でございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは議員の皆さんには恐らくなかなか理解できないことだと思いますから、皆さんが同

じような認識に立ってこの問題を見ていただきたいなと思います。

実は、西普天間は喜友名地域というところは非常に坪数が小さい、もとは棚田だったところなんですね。ですから、そこは100平米もないところ。今の所得税控除5000万控除を受けるとなると、100平米以上なければできないんですよ。80平米持っている人は所得税の控除がない。1000平米持っている人は所得税の控除がある。お金をたくさんもらう人には所得税の控除をして、100平米にも満たないような地主になぜ所得税まで取るんですかという話が11月の大きな要請ですよ。私は５月にこの内閣府も総合事務局も防衛局も防衛省も沖縄県もみんな入っているところで協議会やっています。ここの中で、内閣府が何と言ったかと言ったら、これは返還した後は返還の事業ごとにまた所得控除がありますから、これは1500万控除あるいは2000万控除がありますから、できますという話をする。ところが、基地というのは基地の中の土地であろうが、県道沿いの土地であろうが、同じ基地だから今の借地料の24倍で買い取るんです。返還した後は路線評価をしていきますから、県道のそばは高いけれども中の傾斜地は安いわけですよ。そういうところに所得税の控除をしたからといって､結局は分母が下がるんですよ。なぜそのことがわからないんですかと言ったら、呉屋さん、今から作業して９月からこの法整備にかかって11月に法律の公布をして施行は４月からですよと言いましたよ。そうしたら、４月にはもう返還になっているじゃないですかと。じゃ、あなた方は作業をやると言って全くやってないということじゃないですかという話をしました。どうしようもないんです。じゃ、おれが案を与えるから、そのとおりにやってくれと。防衛省は防衛大臣にお願いをして、返還日を２カ月だけ延ばせと。法律は４月１日からスタートするんであれば、６月１日の返還にすればいいじゃないかと、２カ月で買い取れるじゃないかと。何でそんな２カ月、いや早い時期の返還だと。これは早い時期だよと、68年も待たされているんだから、そんなことができないわけないでしょうと。

企画部長、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　先ほど知事から答弁ございましたけれども、県のほうは４月28日に知事名とそれから佐喜眞市長名で拡充を要請してきております。６月３日に制度拡充の要望をしまして、先ほど知事から答弁あったように山本大臣から重く受けとめるというような答弁がございました。

今２点ありますけれども、まず面積要件の撤廃、これについて内閣府についても実は昨日も意見交換しましたけれども、しっかり取り組むということです。

あともう一点、実はこの跡地法の規定が、我々は盲点だったんですが返還までと、いわゆる先行取得の期間がですね。ですから、議員御指摘の来年３月末で切れてしまうということであと６カ月ちょっとしかないということです。

それについてじゃどうするんだということがございまして、我々はこの引き渡しの土地取得への適用期間の延長を求めております、地主会とか市がやったようにですね。これを引き渡しまでとするのか、さらにこれを事業を再開できるまでとするかいろいろ議論は出ておりますけれども、少なくとも返還時期を後ろにずらすということではなくして、この法改正をして適用期間の延長をやるという方向で実は内閣府のほうと調整を進めているところでございます。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　これは我々が11月から言ったことですから、ぜひこの危険除去の期間までは先行取得の対象にするという形をやればそれはできるようになります。３年間また延びていくわけですから、非常にありがたい話ですね。

謝花さん、政治は現場で起こっているんですよ。その現場は11月からこの問題がある。そのことをわかっていただきたいと思いますね。

もう一つ、これが今地主会の中で一番問題になっていることです。今の跡地対策はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　現在の西普天間住宅地区の跡地利用計画につきましては、今宜野湾市のほうで５月にその地区への説明会を行っております。今般、重粒子線治療施設、そして琉大医学部及び同附属病院を想定した国際医療拠点のゾーン、それと普天間高校を想定いたしました人材育成等施設、あと都市公園、住宅などのゾーンが配置された土地利用計画案を地権者のほうにお示ししているところでございます。

今後は、宜野湾市におきまして土地利用計画案をもとに地権者のアンケートを今月から開始いたしまして、今年度末までに計画案を確定したいというふうな状況となっております。

○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。

○呉屋　　宏君　部長、全体の51ヘクタールの中で住宅地はどれぐらいですか。今現在の計画でいいですよ。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　住宅ゾーンが９から10

ヘクタールとなっております。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君
○呉屋　　宏君　議員の皆さんにもわかっていただきたいのは、返還される土地は51ヘクタール、住宅地は９から10ヘクタール、80％は公共用地、こんな返還がありますか。例があるんだったら言ってください。
○議長（喜納昌春君）　企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君）　今既に返還された地区についてのデータは持ち合わせておりませんけれども、それぞれこの跡利用につきましては、それぞれの返還跡地の特質に応じてそれぞれ商業施設を中心とした地域であったりとか、住宅を中心とした地域、また緑地を中心とした地域それぞれあろうかなと思っております。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　50ヘクタールを返還して10ヘクタールしか使えない。それも皆さんが全然わかってないのが、そこにもともとあった集落は私の喜友名区というところと、新城というところと、普天間区ですよ。もう一つありました、安仁屋という区があったんです。これは強制接収と同時にこの部落は消滅したんです。ところが、安仁屋区はいまだに学事奨励会もやっているんですよ。この計画の中に心が入っていますか。消えた集落がなぜここに入らないんですか。私はそこが情けない。皆さんが住宅用地として浮いたところではないんですよ。海軍病院のあの近くが安仁屋部落なんですよ。私はここに心の入らないような返還跡地対策をやってほしくないと思っているんです。どうですか。
○議長（喜納昌春君）　企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君）　安仁屋地区のお話は私もそういったお話が出ているということは伺っております。一方でやはり宜野湾市において各地権者の方々といろいろさまざまな意見交換もしながら、今まさにアンケートなども実施しながら最終的な計画案の確定に向けて取り組んでおられるということです。その今の過程の中で、議員がおっしゃいました心を入れるような作業というのを宜野湾市においてもしっかりやっていただけるものと考えております。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　現場の声をぜひ聞いてほしいなと思います。
　次に進みます。
　議長、休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。
　　午後２時36分休憩
　　午後２時37分再開
○議長（喜納昌春君）　再開いたします。
○呉屋　　宏君　時間がありませんから、急いで行きます。
　この図の中に１番から２番、つまり１番というのはリージョンホテルのところですね。（資料を掲示）　２番というのは宜野湾市役所のところです。これは国道330ですね。これは私はもう４カ月訴えてきたんですけれども、この宜野湾市役所から普天間三差路にぶつかる。そして右折をする、これが330なんです。なぜこの330が真っすぐにできないんだろうかと。これを真っすぐにしました、この図では。（資料を掲示）　真っすぐにしたら普天間高校がかかるんですね。皆さんが教育委員会のお金で西普天間に普天間高校を移すか、内閣府に道路を真っすぐにさせるといって普天間高校をかけてその用地買収を向こうに移すか、それはもう皆さんの選択です。ところが、これはそれだけではありません。この真っすぐの道路に伊佐から上がった３番から上がってくる道路はそこは丁字路になります。それを真っすぐ行けば普天間高校に県道が入っていくことになる。それを真っすぐ突き進めば北中インターにぶつかるんですね。そうすると、北中インターから真っすぐ出てくると、今壁になっていますけれども、あそこにトンネルを入れながらそのまま普天間高校で上げてくるとそのまま普天間十字路に入っていく。皆さんが希望している琉大附属を持ってくるにしても高速でつなぐことがどんなに救急車が早くなるかということも考えていただきたい。それが周辺整備事業じゃありませんか、どうですか。
○議長（喜納昌春君）　企画部長。
○企画部長（謝花喜一郎君）　今初めて呉屋議員の再開発の絵を見させていただきました。まさしく今我々自身周辺整備をどのようにするか、普天間高校の移設をどのような形で実現するか、跡地をどのように活用するかということは、今実はさまざまな意見交換を始めているところでございます。
　議員のきょうお示しいただいた再開発のモデルは、また参考にさせていただきたいと思います。後ほどまた意見を拝聴、伺わさせていただければと思っております。
　どうぞよろしくお願いいたします。
○議長（喜納昌春君）　呉屋　宏君。
○呉屋　　宏君　時間がありません。
　もう一言だけ言わせていただきたいんですけれども、今回の議会で私はＤＮＡ鑑定のことが――これは質問ではありません――非常に嘆かわしかった。文教厚生委員長をやっていますけれども、我々は全会一致

であの意見書を通してきた。ところが、６月22日の日曜日の琉球新報に焼骨というのが出た。これは二元代表制の根幹である議会を軽視しているんではないかとさえ私は思いました。ですから、そういうことを議会が何を考えているかというのはしっかりと見ていただいて、そしてどういうふうな対応をするかというのを執行部の皆さんには求めて、きょうの質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　残り時間がありませんので早目に進めていきたいと思っております。天気予報を見ると、きょうはいい天気ではあるんですが、予報は８日、９日は台風８号の接近ということがあります。しかし、この８日、９日というのは巨人・ベイスターズ公式戦があるんですよ、奥武山で。また台風かと、沖縄ではもう公式戦できないんじゃないかと言われるんじゃないかなと、台風がちょっと気になるところだなというふうに思うんです。やはり観光立県、今那覇空港も、国際線も整備され２本の滑走路と、もっともっと知事が言うようにこれからの沖縄の観光をもっとどうするのかというような形になると、やっぱりこういう雨天の部分でどうあるかという施設もしっかりと我々持たないと、何かイベントしても雨で中止になるということであっては、これは観光客を誘致してもイベントが開かれないということではだめだというふうに思っておりますので、この辺我々もまたしっかりと取り組んでいかないといけないのかなというふうにも思っております。

それでは質問に移らさせていただきます。

まず１番、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、２期８年の経済・基地問題の成果と、それを踏まえて30年後の沖縄はどのようになると知事は確信をしているのかをお伺いをいたします。

(2)、経済界等々も含めて「世代交代」で新たな沖縄時代を構築するには、知事はどのようなことが必要というふうに考えるのか、後輩にそういったものをちょっとお示しをいただきたいなというふうに思っています。

(3)は取り下げます。

(4)、普天間基地の５年以内の運用停止についてでありますが、高良副知事と又吉公室長も訪米をされておりますが、米国政府の回答はどういうものであったのでしょうか。

イ、「運用停止」とはどういう状況を示すのでしょうか、お考えをお伺いいたします。

ウ、その中で県は５年運用停止というふうにあるんですが、県が考える移設スケジュール、そして計画は策定をされているのかをお伺いいたします。

(5)、嘉手納基地の「軍民共有化」についての見解をお伺いいたします。

大きな２番、沖縄県エネルギービジョンについてであります。

(1)、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業の成果と今後をお伺いいたします。

(2)、沖縄電力への再生可能エネルギーの導入実証事業の補助総額をお伺いいたします。

(3)、この事業で沖縄県の電気料金の軽減額が幾らになるか、変わらないのかどうかということも含めてお伺いをいたします。

(4)、沖縄本島・離島の電力系統への太陽光発電設備の接続について現状認識をお伺いをいたします。

大きな３番、アスベスト問題についてであります。

(1)、前定例会で石綿含有建築物等の調査検討をすると、するべきだということで、検討するという答弁もあったのですが、状況はどうなっているのでしょうかお伺いをいたします。

(2)、連絡協議会、私は休眠状態ということで前定例会でも指摘をしましたが、アスベスト対策は問題ないという認識でこの協議会はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

(3)、當間部長はアスベストの飛散性問題で、我々経験則からして適正に処理されているという答弁をされております。どのような経験則であるのか、また職員にアスベスト等を含めた専門性を持った職員がいるのかどうかをお伺いをいたします。

大きな４番、一括交付金で県経済に与えた影響について数値があればお示しをください。

大きな５番、老朽化する泊魚市場の糸満移設について進捗状況をお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　當間盛夫議員の御質問に答弁をいたします。少々長くなりますが、よろしくお願いします。

まず第１の御質問が、知事の政治姿勢についての中で、２期８年の経済・基地問題の成果と30年後の沖縄についてという御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、雇用の創出や産業振興、子育て、福祉、文化、離島振興、過重な基地負担の軽減な

ど、県民福祉の向上に向けあらゆる施策を展開してまいりました。特に、新たな沖縄振興特別措置法の制定、そして跡地利用推進法の制定並びに沖縄振興特別推進交付金の創設の実現をすることができました。そして沖縄振興予算は、沖縄振興計画期間中の平成33年度まで3000億円台が確保されることとなっております。

経済振興につきましては、情報通信関連産業がこれまで約300社立地を実現しているほか、国際物流ハブ事業では、国内外12路線に拡大しているところであります。これらの取り組みにより就業者数は増加し、平成25年の完全失業率は18年ぶりに５％台となりました。そして平成25年10月から５カ月連続で４％台も記録いたしております。平成25年度入域観光客数は、658万人と過去最高を更新いたしております。待望の那覇空港第２滑走路はことし１月に着工に至っております。その他、那覇都市モノレールの浦添への延長を初め、沖縄本島南北縦貫鉄軌道の導入に向けさらに取り組んでいるところでございます。

また、離島振興につきましては、離島住民の交通コストの負担軽減や新石垣空港の供用を開始し、伊良部大橋の整備を推進してきたところでございます。

駐留軍用地の跡地利用について申し上げますと、西普天間住宅地区などの円滑な利用に向け取り組んでいるところでございます。そして基地負担軽減の実績といたしましては、米軍基地の整理縮小については、昨年４月に沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画が発表されております。嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に向けた取り組みが始まっております。今年度末にはキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区51ヘクタールの返還が予定されており、その返還前の掘削を伴う立入調査につきましても日米合意がなされております。

昨年、県が要望いたしました次の４項目につきましては、総理から、政府一丸となって全力で取り組んでいく旨の表明がありました。まず第１に、喫緊の課題である普天間飛行場の危険性の除去につきまして、５年以内の運用停止の実現を求めており、政府に普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会が設置され、具体的な取り組みを開始し議論が進んでいるところであります。普天間飛行場のＫＣ130につきましては、総理から、ことし８月末までに15機全機を岩国飛行場へ移駐するとの説明があったところでございます。第２に、オスプレイの県外訓練につきましては、防衛大臣から、今年度は昨年度以上の県外訓練が計画されているとの説明がなされております。第３に、牧港補給地区につきましては、安倍総理は、返還までの期間を最大限短縮することを目指すとし、具体的な取り組みが開始されております。第４に、日米地位協定につきましては、同協定発効後、初めての取り組みとして、環境に関する補足協定の作成に向けた政府間協議が進められているところでございます。

航空機騒音対策につきましては、認可外保育施設に対しても、防音対策事業の補助対象とするよう国に要請し、平成25年度から事業化されております。

私は、米軍基地問題につきまして、一歩一歩前進させるため全力で取り組んでまいりました。

私としましては、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けたこれまでの取り組みを着実に継続することにより、なかなか難しい御質問で、この30年後の沖縄についての御質問のお答えになっているかどうかですが、やはりこの21世紀ビジョンの取り組みを続けていくということが第一だと思います。したがって、そのときの絵がどうなるか、まだきちっと30年後の絵は描き切れておりません。しかしながら、我々の超長期計画が最近スタートして、ほぼ30年かけて健康・長寿世界一をもう一回取り戻そうではないかという計画、これらの中身が一つの絵になろうかと思います。もう一つは、沖縄の人口を減らさない、各島々・地域、過疎地域においても人口を減らさない、そしてそこの文化・芸能などなどその地域の個性を何とか生かしていく、そのための人口増加計画だと思っております。

そういうことですからこの２つを鉄道のレールとして、それを挟んでいろいろな具体的な政策をさらに絡ませていけば、今の健康・長寿世界一、そして人口が減らない、子供たちがいつも多くいてにこにこしている社会の実現の絵が描けるかもしれません。ただし、ここについてはもう少し厳密な研究が要りますし、国際的な、特に沖縄を含むこのアジアの安全保障環境というものの動き、これが予想がなかなかつきません。今でも海警艦というようなものと海上保安庁が24時間365日いろいろ取り締まりといいますか対応しております。こういう安全保障環境の動きが一番大きな予測がなかなか難しい要因になるかもしれません。ここらを含めた30年後の姿を文字どおり、恐縮ですが當間議員の世代の皆さんで絵を描き、また頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　知事の政治姿勢に関する御質問の中で、訪米時の米政府の回答についてお答えいたします。

米政府からは、簡単ではないが、負担軽減のアイデアを探っていきたいとの回答がありました。また、沖縄の負担軽減は日米両国首脳レベルのコミットメントであり、アメリカは日本政府と協力して引き続き取り組んでいく旨の発言があり、今後もこれを踏まえて協議がなされるものと考えております。

第２回普天間飛行場負担軽減推進会議においては、政府から米側の大臣クラスや実務者など各レベルでの議論を始めているとの発言があったところであります。

続きまして、運用停止の状況についてお答えします。

県としては、航空機の運用による騒音、危険性及び不安といった負担が取り除かれ、周辺住民が安心して暮らせる状態を求めております。今後、宜野湾市の要望も十分に踏まえ、政府が設置した普天間飛行場負担軽減推進会議の場で、その方策を追求してまいりたいと考えております。

続きまして、５年以内運用停止に係る県の移設計画等の策定についてお答えします。

県としては、５年以内運用停止の実現のためには、県外移設が必要との考えを前提に、国・県・宜野湾市で構成される普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、負担軽減の項目やそのスケジュール等について議論しているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 一括交付金で県経済に与えた影響についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金の県経済への影響についてお答えいたします。

県では、沖縄振興特別推進交付金を活用し、観光、情報通信、国際物流等の産業振興、雇用の確保、離島の定住条件の整備、子育て、福祉、医療などの幅広い分野においてさまざまな施策を展開しております。平成24年度から同交付金を活用して実施した取り組みの成果は、平成25年度以降、順次あらわれてくるものと考えており、平成26年３月に公表した県経済の見通しにおいて、県内総生産は平成23年度の３兆7955億円から、平成25年度には2551億円増加の４兆506億円、平成26年度には3365億円増加の４兆1320億円と見込んでおります。入域観光客数は、平成25年度実績が平成23年度から100万人増加の658万人となっております。完全失業率は、平成25年10月から21年ぶりの５カ月連続４％台を記録したところであり、平成25年平均では5.7％となっております。平成23年に2.6ポイントであった全国平均との差が、平成25年度には1.7ポイントまで縮小しております。また、就業者数は、平成25年の実績が平成23年から２万3000人増加の64万2000人となるなど、多方面で着実に成果があらわれております。

沖縄県としましては、引き続き同交付金を活用し、効果が最大限に発揮できるよう市町村と連携しつつ、沖縄振興のための諸施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、新たな沖縄の構築についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して」、多様な人材の育成に取り組むことを掲げております。資源が少ない島嶼県沖縄が発展する最大のよりどころは人材であり、人材こそが最大の資源であります。また、県民が望む５つの将来像を支えるよりどころも人材であります。特に、若い人材が豊富な本県においては、若い世代の育成と、若い世代を支える幅広い年代層の方々の能力の発揮は、産業振興、地域づくりなどのさまざまな分野において新たな沖縄を構築する推進力となるものと考えております。このため、行政、企業、学校などの連携のもと、観光、情報通信を初めとした産業人材や、福祉、医療、防災などの地域を支える人材など、多様な人材の育成を戦略的に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、嘉手納飛行場の軍民共有化についてお答えいたします。

嘉手納飛行場の軍民共用について、一部にそのような意見があることは承知しておりますが、日米両政府において正式に検討されたことはなく、県としても現時点で求める考えはありません。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それでは沖縄県エネルギービジョンについての中の、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業についてお答えします。

沖縄県では、エネルギーの安定供給や多様化を目的に、再生可能エネルギーの系統安定化対策やスマートグリッドに関する実証等に取り組んでおります。これまでに完成した大規模な太陽光発電や風力発電設備、エネルギー需給管理システム等により、データの収集

やシステムの改良等を行っております。

今後は、これらの知見を成果として取りまとめ、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー利用の効率化に生かしてまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー実証事業の補助総額についてお答えします。

本実証事業における沖縄電力への補助金については、大規模な太陽光発電や風力発電設備の整備費用に対し、平成23年度から平成25年度までの総額で約17億円となっております。

次に、再生可能エネルギー実証事業による電気料金の軽減についてお答えします。

大規模な太陽光発電や風力発電は、天候によって発電出力が左右される不安定さがあり、電力系統への周波数や電圧などに大きな影響を及ぼすことが懸念されております。このことから、本実証事業では、これらの電力が系統に及ぼす影響の把握と、安定化手法を確立し、再生可能エネルギーの導入量の拡大に資することを目的としております。なお、一般電気事業者が設置した太陽光発電等については、みずから発電した電気を固定価格買取制度により買い取ることはできないことや、本実証設備の建設に当たり事業者が一部負担していることを踏まえると、電気料金の軽減に直接つながるものではないと考えております。

次に、沖縄本島・離島の電力系統への太陽光発電設備の接続状況についてお答えします。

沖縄本島や離島においては、系統線がつながっていない独立系統であることから、再生エネルギーの接続量に限界が生じやすい地域となっております。沖縄本島については、300キロワット以上の太陽光発電設備において、接続可能量を超えたとして平成25年12月末に接続保留の措置が行われている状況であります。また、県内離島の宮古島、石垣島、久米島におきましては、再生可能エネルギー固定価格買取制度により急速に太陽光発電設備が普及したため、平成26年２月末以降の新規接続に関しては、全て接続保留が行われております。

沖縄県としましては、国に対して再生可能エネルギー接続保留問題の解決に向けて対策を講ずるよう、離島市町村とも連携して要望を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　アスベスト問題についての御質問の中で、石綿含有建築物等の調査検討状況についてお答えいたします。

平成17年にアスベストが原因と見られる健康被害が社会問題となったことから、国土交通省の指導により全国一斉に延べ面積1000平米以上の建築物について石綿含有に関する調査が実施されました。しかし、1000平米未満の建築物については、対象建築物の件数が膨大であるなどの課題があることから、現在、国の社会資本整備審議会において効率的な調査方法等について検討が行われているところであります。

県といたしましては、今後、国の調査方針の策定状況を見ながら、関係部局と連携し実態の把握に努めるとともに、引き続き建築物防災週間等において、アスベスト飛散防止対策の周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　環境部長。

〔環境部長　當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君）　アスベスト問題についての中で、アスベスト対策の認識についての御質問にお答えします。

県では、アスベスト対策に対する提言などもあり、去る６月11日に沖縄県アスベスト対策連絡協議会を開催し、関係機関と情報交換を行ったところであります。同協議会における協議内容は、改正大気汚染防止法を含む石綿関係法令の規制内容、相互通知体制や民間施設のアスベスト使用実態把握など、アスベスト問題における今後の対応について協議を行っております。

県としましては、今後とも関係部署・機関などと連携・協力しながらアスベスト問題について対応してまいりたいと考えております。

同じくアスベスト問題についての中で、アスベスト問題における職員の経験則などについての御質問にお答えします。

県では、保健所職員を対象として、毎年度沖縄県衛生環境研究所にてアスベストについての知識の習得を図っております。また、これまでに特定粉じん排出等作業の届け出があった際、立入検査を行い、国のマニュアルに基づき飛散防止対策について指導している実績があることから、職員の専門性が確保されているものと考えております。さらに、職員については科学、薬学などの専門知識を有する職員が従事しております。

県としましては、今後とも職員の技能向上を図り、アスベスト対策について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　老朽化する泊魚市場の糸満移設についての御質問の中で、泊魚市場の糸満移設の進捗状況についてお答えします。

泊魚市場は、沖縄県漁業協同組合連合会等で構成する泊魚市場有限責任事業組合が運営しております。当魚市場は、施設の老朽化等が進んでおり、また、用地が狭隘であるため、駐車場や一次加工施設等の設置が難しい状況にあります。そのため、県としましては、水産業の中心的・拠点的役割を担う漁港として位置づけられている糸満漁港への早期移転に向けて、市場関係者と調整を進めてきました。この結果、去る６月20日の沖縄県漁連通常総会において、平成26年度基本方針として、県の水産物流通問題検討会の状況も踏まえつつ、市場移転について検討していくことが確認されるとともに、生産団体及び流通団体においても、魚市場の早期移転に関する機運が高まっております。

県としましては、糸満漁港への市場関連施設の整備に向け基本設計に取り組むとともに、市場関係者による「沖縄県水産物流通問題検討会」による検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私の質問の出し方が悪かったのか、本当に丁寧な答弁ありがとうございました。24分しか残っていないんですよね。

公室長、嘉手納基地の軍民共有化のことですが、いろんな方々が、我々もただ基地だけの負担ということではなくて、やっぱり中部の活性化を含めて全体的に経済の活性化もこれからやるべきだろうと、基地の中での。やっぱり沖縄県にあるわけですから。今現実に岩国の移設いろんな形で危惧もあるんですが、向こうも軍民共有化されているんですよね。そういった部分も含めて、基地だけということではなくて、やっぱり沖縄県にも貢献できるようなあり方を僕は持つべきだと思うんです。皆さん求める考えはないということなんですが、この辺もうちょっと聞かせてもらえませんか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　ただいまの議員の御質問はむしろ御提案と受けとめるべきだと思います。ただ嘉手納飛行場をめぐりましては、これは沖縄の基地負担を象徴する施設でございまして、周辺住民はこの米軍の運用によって大きな負担をこうむっている。これを一日も早く取り除いていただきたいというのが、これは県政の大きな課題でございまして、それに向かって取り組んでいるわけです。また、一方で今議員のおっしゃった視点というものはそれはそれで一つのお考えだと思います。したがいまして、元国会議員の方がアメリカでそういうことを訴えられたという情報も入っておりますし、そういうお考えが確かにあるんだということを踏まえて、県は県として研究してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　元国会議員、そう元国務大臣の下地幹郎が言って歩いているんですよ、そのことは。間違いないわけです。そのことでやはり米政府にもそういう提案はしているわけですよ。その提案によって日本政府とも検討していきたいというような形のアメリカ政府からもあるわけですから、やっぱり我々中部圏域からするとうるま市の特自貿とかいろんな部分があるわけですよね。だから那覇の平行滑走路、その部分だけではなくてやはり中部圏域、北部圏域の経済の活性化をするためにその嘉手納飛行場をどうするのかと、嘉手納基地をどうするのかということは我々もしっかりと、ただ負担だけということではなくて、経済の活性化をするための大事な部分にもなってくるんじゃないかなと思いますので、これも提言で終わらせていただきたいと思います。

エネルギービジョンについてお伺いをするんですが、部長、今県内で電気料金で賦課金、再エネ賦課金が、我々太陽光つけるつけない別にしても賦課金があるんですが、県内で大体平均月234円ですか、というふうに言われているんです。平均で225円というふうに言われているんですが、県内で賦課金の総額は年間幾らなんでしょう。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　平成……。ちょっと待ってください。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時19分休憩

午後３時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　平成25年度の沖縄電力が電力料金とあわせて徴収した総額は24億円、そして電力が発電事業者、それに買い取りを行ってお支払いした金額が39億円となっておりまして、15億円の差額が生じているということで、これは他地域に比べて沖縄が再生可能エネルギーが普及しているということが考えられます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　24億賦課金を払って、太陽光含めて

その買い取りのもので39億県内に戻ってきたと、約15億の利益があると。これを見ると知事、加速しているわけですよ。再生エネルギー、沖縄県は。だから皆さんそのエネルギープランのほうで、エネルギー需給対応ケース、需給対応ケースと積極推進ケース、２つアクションプランのほうでやっているんですけれども、県はどちらに今進んでいるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　このエネルギービジョンアクションプランでは、エネルギー需給対応ケースのシナリオをシナリオⅠとシナリオⅡというふうに分けております。その中で積極推進ケースということで今シナリオⅡの検討を行っておりまして、まずシナリオⅠの条件としましては2030年の離島の電力消費量を全て再生可能エネルギーで賄うことや、沖縄本島の今後の需要増加分を再生可能エネルギーで賄うこと、それからガソリン自動車から電気自動車へ30％シフトしていくこと。これは数値目標を設定しているところであります。そして2012年比で太陽光発電設備を約10倍の81万キロワットに拡大、それから洋上風力を10倍というふうにシナリオⅠでやっておりますが、シナリオⅡにおいては、県外の消費電力の約２割を再生可能エネルギーで賄う積極推進ケースとなっております。そうしますと、2012年比で太陽光発電比は今の約25倍と、それから洋上風力を15倍、それからバイオマスでありますとかあるいは海洋温度差発電と、こういうのを見込んでおりまして、再生可能エネルギー導入率を2030年に13.5％にもっていくということでやっております。ただし、これには少し前提条件を置きまして、このシナリオには洋上風力発電でありますとか波力発電、それから海洋温度差発電等、この海洋エネルギー等の発電技術の革新を見込んで国が電力系統への影響も解決されているということを条件に試算しております。それで沖縄県は、こういう条件のもとに積極推進ケースでⅡを示して再生可能エネルギー導入率を13.5％にもっていくということで進めているところであります。また、離島への……

○當間　盛夫君　いいよ、もう。

○商工労働部長（下地明和君）　いいですか。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　結局どこをやろうとしているのか、全く今の答弁ではわからなかった。どこをやろうとしても今現実いっぱいなんですよ。だって、もう宮古は家庭用も含めて接続が今不可能なんですよね。蓄電池を入れてくださいと、蓄電池を入れればその分は可能だというふうになっているわけですよ。沖縄本島においても300キロワットの買電に関しては今接続はストップなんですよね。それも300キロワットをやるときには蓄電の設置をやれば可能だと。この蓄電というのはそんなに安いものなんですか、部長。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時25分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　確かに300キロワット以上の接続には現在57メガワットの数値で、国の経済産業省と沖縄電力で協議設定されたと報告が来ております。ただ、今議員がおっしゃいましたように、大規模な蓄電池を備えればそれは拡大可能となってきますが､それには非常に莫大な予算がかかるということで、現在これについては技術開発も含めてどういう方法があるのか検討が必要だと考えております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　現実、今の10キロワット入れるだけでも蓄電池入れると500万か600万かかるんです。10キロワットの太陽光というのは大体約200万から300万と言われているんだけれども、蓄電池だけで600万かかるわけです。６倍になるわけですよ。現実その10キロワットのものからすると。これじゃ300キロワットとなると億単位の蓄電池をやらないとできないというようなことがあるわけですから、それで、弊害ではないんですが、やっぱり沖縄電力も限界なんですよね、その部分が。沖縄電力が今接続限界、この本島でのものが57メガワット、これは経済産業省と協議してこの57メガワットということを決めたらしいんですが、これは皆さん、57メガワットという目安わかりますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時27分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

當間盛夫君。

○當間　盛夫君　多分出せませんよ。これは経済産業省と協議をして合理的理由があるからということで、これでもう決めてしまっているわけですよ。知事、知事も電力の会長されたからわかるんでしょうけれども、限界がこの57メガワットでもうそれ以上沖縄県はだめですよと、本島はだめですよという部分があるわけですから、やはりこれは知事、沖縄県がこの部分があと２メガ、３メガをそのことの余裕を電力が持たすことでもう今皆さんが進めている分の一、二年のその接続のものは可能になってくると思うんですけれど

も、知事これは電力ともうちょっとその辺を２メガ、３メガふやせないかという協議をされたほうがいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　議員はよく研究されての御質問だと思うんですが、ちょっとこれは最近の新エネ導入の話について私も少しフォローし切れておりませんので、ちょっとこれはきょうは預かりにさせていただいていいですか。またいずれ御説明したいと思います。ただ、沖縄電力の系統が最大電力140万キロワットとかそういうオーダーですから、その10％で14万、ですから５万7000キロワットというのは３から４％ぐらいのオーダーですから、今まで大体そんなふうに言われてきています。乱れる電気が入ってきたときにこの系統が明るさも変わらないという状態にするのは、かなりの大きな容量のところには三、四％どんどん入れ切れるんですが、沖縄電力のように小さいところというのは――九州電力の20分の１ぐらいですから――やっぱり限界がすぐ来ます。ただ、技術の進歩によってその限界が、やっぱり私がいたときよりも大分実は前に進んでいますので、この進歩のぐあいも含めてどう予測をし、あれしているか。ちょっと確認させてください。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ぜひお願いをします。周波数の調整力不足だとか、系統の安定化をするためには莫大な費用がかかると思うんですよね。そのことをする中でも、やっぱり沖縄県は原子力ないわけですから、この再生エネルギーとかそのことで沖縄県は自給率を上げないといけないという大きな命題があるわけですから、しっかりとそのことを国に訴えるべきだなというふうに思っております。

それで、離島ですよ。宮古、石垣、久米島、ストックしているという状況なんですが、知事、これは蓄電、大体20億から30億の蓄電池を設置すると、そのカバーは大丈夫だというふうに、これは離島のものは早期にそのことをやられたほうがいいと思うんですけれども、この辺の見解はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　先日、私も石垣で今の議員のおっしゃるようなペンディングにしているというのを聞いてまいりました。これは石垣とか、宮古も小さい電力系統、さらに小さい電力系統ですから、一方でこの新エネということでどんどんどうもメーカーが売ってしまっているという感じがあります。ですからこれは非常に売る側と、新エネ導入の必要性というのとの兼ね合いのところが技術の進歩より早く行き過ぎてしまっている感がありますが、これも今のただバッテリーを入れて救えるかというと、通常のバッテリーは大体自動車用のバッテリーからさらにもう少しいいものもないことはないんですが、ここも進歩はいろいろしていますので、今おっしゃった救済の余地があるかについても極めて技術的な話ですから、これもちょっときょうは預からせていただけますか。調べさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、沖縄電力は島嶼県ということで離島の電気料金がかかると、負担が大きいということになるんですが、この沖縄電力、その離島での年間赤字ということを調べていると思うんですが、幾らになるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　沖縄電力における離島部門の収支、これについては平成23年度が84億円、それから24年度が76億円、25年度は81億円の赤字となっております。

○議長（喜納昌春君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、離島の赤字が大体約80億なんですよね。今私が言う蓄電池、宮古とか石垣、小規模離島になるとその蓄電池のものにしても20億、30億かからないような形になってくるでしょう。それを沖縄のその離島であるからこそ皆さんが言っているエネルギーの地産地消型、それをやれば、今この沖縄電力が年間80億のものというのはこの負担軽減になるはずなんです。しっかりとやっぱりそのことを離島でそのエネルギーの地産地消型ということを地域に恩恵を与えるという意味合いからも、これはもっと促進すべきだというふうにも考えているんですけれどもどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　ちょっと私も10年前の電力にいたころの知識でしかお答えできないんですが、当時、五、六十億だったのがやっぱりふえております。これは消費がふえれば全部浦添とか那覇と同じ料金で各離島もやっていますから、当時でも石垣、宮古で20億円ずつ、そして久米島で10億円。要するに沖縄本島の電力の発電所に一番近い値段で売っていますとそういうぐらいな赤字になるぐらい実は電気料金は下げたり調整しています。ただ、そういう中で今の新エネルギーを長期的には入れることができると思うんですが、これは分散型で各家庭に太陽光の機械なんか置いて、バッテリーも置いて分散型でいくという方式でい

けば八、九割近くまでいく可能性というのは技術的にはあると思います。ですから、そういう方向に進むに当たってもまだまだテストとか今宮古の来間島でやっているああいう全部新エネでやるというあれをもっともっと研究を重ねていけば、少し長期にはなりますがかなりの可能性は出てくると思いますので、太陽光とかシステムとかバッテリーとかこのあたりの技術開発とコストダウンを見ながら、沖縄県としても対応していく必要があると思うんです。小さい島で丸ごと、今来間島だとちょっと小さ過ぎるんですが、もう少し大き目の島での丸ごと新エネだけで、ないしは再生エネルギーだけでという研究はいずれ出てくると思いますね。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 先ほど、この沖縄県内の賦課金のお話をさせてもらって、24億ということでありました。これは12年度は月87円だったんですよね。これが14年度、今年度はその分からすると225円、平均すると。きのうの日経新聞で、もう1.5倍以上、この再生エネルギーということがあって、ドイツは物すごく上がっていて、今、欧州では再生エネルギー事業の過熱が社会問題化しているということが出ているということで、試算する中で18年度にはこの賦課金が約600円になるんじゃないかというような試算が出ているということも一方では全く恩恵を受ける部分と、そうではない県民・国民全般にその賦課金がかけられるというような問題点はこれからもっともっと指摘されるのかなというふうには思うんです。しかしこれをやっぱりカバーするような沖縄県はその分で自給率を上げる、今0.5しかない自給率を皆さんが求めている15％、20％ということになれば、その分だけの石炭・石油のその輸入、我々がそれをすることで下げられるはずでしょうから、それを電気料金を下げる中でその賦課金のその分での相殺ができるような形を、我々は沖縄独自のその電気料金、そういった分の仕組みを私はぜひ沖縄県がモデルになってそのことをやる中で対外に皆さん売っていこうと、そのことをモデルケースとしてやっていこうということを言っているわけですから、そのことはもっともっと私は促進すべきだというふうに思っておりますので、このことはまたこれからもよろしくお願いをしたいと思っております。

次、アスベストの件なんですが、當間部長、今度６月から法律が施行されるということで、今度は解体作業者の届け出義務が変更になりますよね。これ一つの問題は、発注者の側がやっぱり低い。低額の、本来アスベスト、そういった石綿のものがあれば700万、800万かかるものを低額でやるんだとか、その分での解体作業を短期で終わらそうというようなことが往々にして見られるから、その分で施工業者ではなくて発注者責任ということを問われているというのが今度の法改正になっているんですよ。これは皆さん、今沖縄県の解体時のそういう費用だとか、低額のものがどうなっているんだとか、工期短縮の沖縄県の解体状況というのは當間部長、把握されていますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君） アスベストを含む建物の解体状況であるとか、あるいは費用については把握してございません。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君 今度のもので立入検査等の対象拡大がなされましたが、特定工事はこれまでと一緒なんですよね。しかし、今度の特定工事の届けがない場合でも、その意味では都道府県知事等による立入検査の対象に解体工事に係る建築物にそれぞれ加えることとされているんです。それを踏まえて、きょうの新聞で「解体シュワブ建物に石綿」という部分があるんです。これは新聞記事ですので、皆さんによると、今の時点で法的に問題はなく、県としては分析結果が出てから対応するということがあるんですけれども、法律は変わっているんです。皆さん立入検査ができるような仕組みになっているわけですよ。県と労働局の分でアスベスト監視強化、それをうたったわけですよね、そのことを。その中で、皆さん米軍発注の解体工事、アスベストの情報把握しづらかったと。しかしその石綿障害予防規則に基づいて米軍の解体工事についても把握することが可能になったということの連携も強化して、このことができるというふうにあるんですけれども、このシュワブのこのことはやらないんですか、立ち入りとかは。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） キャンプ・シュワブの解体作業に伴う立ち入りの件なんですけれども、現在防衛局においては、その解体建物のアスベストの有無について調査をしているというところでございますので、そのアスベストがあった場合については県のほうに届け出がありますので、これを受けた上で現場の確認をしていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、特定工事の届けがない場合でも皆さんはできるということがあるわけですよ。皆さんよく通知してくださいと、いろんな産業廃棄物のものでも、県民にそういったものをお願いしているじゃないですか。こういう形の指摘があるのに何で皆さんは立ち入りのことを明確にどうするんだということがないことがちょっと疑問に感じるというところもありますので、これは皆さん真剣に考えたほうがいいですよ。ただ、基地内のそういう部分だからなかなか入りづらいということではなくて、このアスベストが飛散したらどうなるのかということがあるわけですから、これはまさに県民の健康被害、ましてやその工事をしている労働者の健康被害に直結するわけですから、このことはやっぱり真剣に考えないと、何のために皆さんアスベスト連絡協議会を立ち上げました、やりましたということというのは、これは絵に描いた餅になるはずでしょうから、このことは真剣にやってもらいたいと思います。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後３時41分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　泊魚市場の糸満移設、県漁連に電話しました。県漁連の回答、10問題点があったら１しか出ていませんと。あとの９は全く協議されていませんと。県が今度1700万設計費上げたから、何とかこれを進めてくれという部分があるけれども、もう我々は全くその分での進め方はまだまだ議論の余地になってないというような回答だったんですけれども、皆さんの基本計画、９月から基本計画やるんですけれども、これは本当に皆さん28年度に本体工事できるんですか、今の状況で。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　県漁連のほうとは現在、県の水産物流通問題検討会の中で、県漁連から疑念に思っている課題等について丁寧に説明をしておりまして、ある程度の方向性というんですか、こういうふうにやっていきましょうという話し合いもしているところでございます。それを解決しながら、ぜひ早急に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○當間　盛夫君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　30分間休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後４時14分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣安弘君。

○新垣　安弘君　よろしくお願いします。

本日最後です。１人会派は何か余り後ろに応援団がいないみたいでちょっと寂しいんですが、拍手をもらえば最後元気が出るかと思うんですが、（拍手）ちょっと右寄りになるかもしれません、右側が多かったからね。

よろしくお願いします。

まず安全保障と基地問題についてです。

これは毎回なんですが、先回も似たようなことを聞いておりますが、(1)番と(2)番まとめて行きたいと思います。

まず、平成24年と25年に実施された「沖縄県民の中国に対する意識調査」から何が読み取れ、何をなすべきでしょうか。

(2)番目、「海外メディアの基礎調査」における沖縄関連記事の調査から何が読み取れ、何をすべきでしょうか。お願いします。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　平成25年11月に県が実施した「沖縄県民の中国に対する意識調査」によりますと、県民の中国に対する意識は「良くない印象」、「どちらかといえば良くない印象」が合わせて89.4％となっております。一方、 台湾につきましては、「良い印象」、「どちらかといえば良い印象」が合わせて85.2％となっております。これらの結果は、昨今の尖閣諸島周辺をめぐる日中間の対立等が影響しているものと考えられます。

沖縄と中国とは長い交流の歴史を持ち、友好的な関係を築いてまいりました。この友好関係を生かして文化、観光、経済など多分野にわたり、沖縄ならではの交流を推進することにより日中両国の関係改善に貢献したいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　３カ国の沖縄関連記事の調査についてお答えいたします。

県は、中国、韓国、台湾のメディアにおいて、沖縄の米軍基地問題がどのように報道されてきたのかを把握するため、平成25年度において「海外メディア基礎調査」を実施しております。同調査によりますと、韓国と台湾のメディアの中には、沖縄の米軍基地をみずからの安全保障のため必要不可欠なものと捉える報道があります。一方、中国メディアの中には、沖縄の米軍基地を日米両国が自国――中国――に対抗するため

の手段と捉える報道があります。

県としましては、これらの調査結果を参考としつつ、基地問題に係る国際情勢や安全保障問題等について、さらに調査・分析・研究を深めてまいりたいと考えています。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君 この調査の中で一つわかるのは、中国に対する印象が、これは24年度もそうだったし25年度の調査も同じように悪いんですね。でも、もう２点この調査の中で聞いている質問をちょっと御紹介したいと思いますけれども、「日中関係の発展を阻害する主な問題は何だと思いますか。」という質問に対して、この調査の中で沖縄の県民は領土で、尖閣諸島問題だと、それが68％、全国も日中関係の阻害要因は尖閣問題なんだというのが72％あるんですね。

もう一点、「東アジア海洋で軍事紛争は起きるか」と、この質問に、数年以内または将来的には起きると思うというのが平成24年は沖縄は43.6％、25年の調査では50.1％、ふえているんですね。全国は23.7％、沖縄の半分ぐらいなんです。危機感は沖縄のほうが高いんですね。アジアで軍事紛争は起きるかという質問に対して、いやいや起こらないと思うと答えたのが、沖縄は平成24年は30％、25年は減って25.3％、だから危機感はちょっと高まったんですね。全国は45％、起きないというのが。全国のほうが安心感はあるわけです。

これからしてこの中国に対する県民のその思い、そして紛争が近い将来起きるんじゃないかというそういう不安感、これは持っているわけですよ。この状態というのは今後しばらく続くと思いますか、それともじきにおさまると思いますか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 沖縄県民が現在の中国に対してどういう意識を持っているかという調査、実はこれまでなされたことがなかったわけですよね。それで県として、もちろん議員御案内のように歴史・文化的な親近感というのは以前から指摘されていましたし、それは沖縄県民の基礎にあるものだというふうに思っております。ただ現実の中国に対する意識をやっぱり把握しておく必要があるというので、２年間にわたって継続して調査をしてきたわけですが、このような調査の手法は今後検討しますけれども、少し継続的に県民意識の状況を捉えるような努力をする必要があると思いますが、この２年間の調査の結果を見てもそれが急激に好転するとか、大幅に意識が改善されるということでは多分ないのかもしれません。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣　安弘君 あと同じ時期に「県民安心感調査」というのをやっていますね。この中の質問で、「近年、尖閣諸島をめぐる中国公船のわが国の領海への侵入などが報道されていますが、これについてどう思われますか。」という問いかけがあるんです。それに対して、「報道を知っていて不安だ」と思う人が78％いるんですね。この実態というのは、沖縄の皆さんは、これは中国の国民に対する親近感とかは抜きにして、日中間における紛争の危機感、不安感というのが高まっていると思うんですよ。私はこのことを何度か前にもいろいろ聞いたりしているんですが、いたずらに不安をあおるべきじゃないと。観光とかを通して人的交流が必要なんだとそういうことを今までおっしゃってきていると思うんですね。これ例えば、今回の議会でもそうなんですが、いわゆる保守系の皆さんは、中国の軍事拡張で覇権的な思惑、行動があるから危機だと。片や革新系の皆さんは、自衛隊の沖縄南西諸島への配備、そして安倍政権のその戦争のできる国にするんだと言うから危ないんだと。片やメディアは、集団的自衛権の問題で戦争に巻き込まれてしまうと。そうやって不安をあおっているんですよ。だから、県が不安をあおらなくても、今こういう状況なんですね。こういう状況というのはしばらく続くと思いますか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後４時23分休憩

午後４時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 今、議員が指摘されたこと、それから私に質問されたことについて、断定的に多分申し上げることはできないと思います。ただ県は、知事公室に地域安全政策課というものが既に置かれていまして、そこに若い優秀な研究員を抱えていて、実はこの研究員たちはそれぞれテーマを持って調査研究しています。その中にはかなり専門的にさまざまな局面とかを想定した調査もやっております。そういった意味での、それを含む情報収集というか見通しというか、例えば一つの例としてはウクライナの動きが、世界の安全保障観にどういう影響を及ぼすか、そしてそれが沖縄の米軍基地にどういう関連があると思われるかの対策も含めて、これはそういう自由な発想でそういったものをリサーチして状況把握をするということをやっております。そのようなスタンスで県としては情報収集をいたしますけれども、現時点で日本の国政の場において国民的な場において議論されていることについて、県が今それを予断を持ってコメントするこ

とは多分に控えたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私は前々から、沖縄県は他府県と違って県民の安全保障に関して研究する部門も必要だということで申し上げてきたんです。それで、これは恐らくいわゆる革新系の皆さんが言う危機的な原因、要素、保守系の皆さんが言う危機の要素、これはなくならないと思うんです、しばらく消せないと思うんです。じゃ、その不安はますます高まってくる。そういう中で県は何をするかといったときに県は不安をあおる必要はないんだけれども、それは人的交流を通して日中がよくなる、そういう最善の期待を持ちながらもさらに最悪を想定して備えをやるのが行政じゃないかと思うんですね。そこのところを私は県がしっかり押さえているかを確認したいんです。それは政党はいろんな批判はやりますよ、危機はあおりますよ。行政はでもそれと違って、最善を想定し期待しながらも、最悪も想定し備えをするのが行政だと思うんです。そこのところをちょっと。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　例えば尖閣諸島をめぐる日中の今の緊張状態といいますか対立といいますか、そういったことが当然エスカレートしない、これ以上日中関係が悪化しないということを我々望んでいるわけですけれども、もう当然日中関係改善の方向に向かってほしいという願いがあります。ただ同時に県は、県民の生命や財産を守る立場から尖閣諸島の周辺で、多分いろんなことがシミュレーションができます。そういったことについては、内部的に検討といいますか研究はしております。それがまた十分なものかどうか評価は別ですけれども、一応そういう備えといいますか、頭づくりのようなことはしております。そして同時に、私は例えば去年11月に福建省に行きまして、福建の副省長さんとそれから外事弁公室の責任者と地元を代表する大学の福建師範大学の学長さんたちに会いました。訪問して一番異口同音に皆さんがおっしゃったのは、日中関係こういう状況だけれども、我々は人的な交流、学術交流、文化交流、経済の交流、しっかりやっていきましょうと。福建と沖縄だったらそれがちゃんとできるはずだということは福建の関係者の方が異口同音に、しかも強調されておりました。そういう努力を沖縄県としてはやるべきだろうと思っております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　先回の私の質問で、国民保護法に基づいての訓練はどうなっているかということをお伺いしたことがあるんですけれども、例えば今想定しているのは、尖閣において武装をした漁民が上陸したとか、あるいは特殊部隊が漁民を装って上陸したとか、万が一のことがあったときにどうなるかということで、さまざまな対応を今やっているわけですよ。有事事態、武力攻撃事態法等というのがあるんですが、これは武力攻撃予測事態も含まれて国民保護というのはやっていると思うんですね。もし仮に最悪の場合を想定したときに、尖閣でそういった紛争が起きたときに、先島諸島あるは沖縄に武装攻撃予測事態が発令されるような状況になると思いますか、それともならないと思いますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時28分休憩

午後４時28分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　尖閣をめぐって今議員がおっしゃったような想定も含めて、いろいろなそういう御意見があります。ただ法制度としては、御承知のように国民保護法というのができておりまして、その15条の規定というのがあるわけでございます。そこには武力攻撃事態等が発生し「国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは」というようなことがございます。したがいまして、そこで何か起きたときの法制度というのは整備されているわけでございまして、ただ、今議員がおっしゃったようにそこで具体的にこうこういう状態が起きるといったことにつきましては、県においては、現在、研究・検討の段階にあるということで、今ここで今おっしゃったようなことを想定しているかと言われれば、今材料を具体的に持ち合わせていないということでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　時間もありませんので、残りをまとめてちょっと御質問しますね。

⑶番、武力攻撃事態等における自衛隊の住民保護活動について伺います。

⑷番、本県の消防団や自主防災組織の充実、活性化とボランティア活動の環境整備はどうなっているでしょうか。

⑸、⑹もまとめますね。国民保護措置の実施に当たって、島嶼県であり米軍基地が集中している現状に留意した必要な措置とはどういうことを言うのでしょうか。

⑹番目に、本県の市町村と他府県の市町村との間の

防災協定の締結状況はどのようになっているでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時30分休憩

午後４時30分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　４点ほどあったと思いますので、答弁をさせていただきます。

まず自衛隊の住民保護活動ですけれども、先ほど申し上げました国民保護法第15条の規定にございます。

４点ございまして、１点目が、避難住民の誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等の住民の避難に関する措置、２点目が、食料品・飲料水等の供給、医療活動等の避難住民等の救援に関する措置、３点目が、被災状況の把握、人命救助活動、ＮＢＣ汚染対処等の武力攻撃災害への対処に関する措置、４点目に、危険な瓦れきの除去、施設等の応急復旧措置等の災害の復旧に関する措置が想定されているというのが答弁でございます。

次に、消防団等の充実・活性化の御質問がございました。

これにつきましては、災害時の被害を最小限に抑えるためには、県や市町村の取り組みだけではなく、自主防災組織の普及拡大、消防団の拡充強化等、地域における防災力の向上が重要であります。平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」というものが制定されておりまして、国においては、消防団の活動の充実強化のための財政措置というものを充実させております。

これを踏まえまして、沖縄県としましては、消防団員の報酬等の処遇改善、ライフジャケット等の安全装備品等の充実を図るなど、自主防災組織の充実強化について市町村に対して働きかけを行っているところでございます。また、自主防災組織の拡充を図るために自主防災組織リーダー育成研修、防災気象講演会、そして県の広報誌、広報番組を活用して自主防災組織というものを県民に普及啓発させていくという活動をしております。市町村におきましては、その実際にお使いになる無線機、可搬型ポンプ、ＡＥＤ等の資機材整備に係る補助や避難訓練支援等のそういった市町村独自の取り組みというものを14市町村で実施しているということでございます。

次に、島嶼県であり米軍基地の集中に留意した国民保護措置といった御質問ですけれども、沖縄県国民保護計画は、国民保護法及び国民の保護に関する基本指針というのがございますけれども、これに基づきまして地域の特性も踏まえ計画を作成してございます。

島嶼県である本県の離島における避難につきましては、国や運送事業者と連携を図りながら輸送力の確保に努めるとともに、事態の推移に応じ、島内避難・島外避難・県外避難等必要な措置を講じてまいります。また、救援につきましては、離島の医療体制に応じ、日本赤十字社や県立病院の医療団を派遣するなど医療機関や運送事業者等と連携して、医療救護の円滑な実施を図り、物資の輸送等に関して関係機関と連携し、必要な物資の運送等の円滑な実施を図るものとしております。

また、米軍基地周辺の住民避難につきまして、日米合同委員会合意に基づく災害時の基地内避難や避難経路の確保を初め、災害時の米軍の協力等も検討しているところでございます。

次に、御質問の本県市町村と他県市町村が締結している防災協定についてお答えいたします。

大規模災害発生時における応急対策やその後の復旧・復興対策の実施に備え、市町村間で事前に災害時応援協定等を締結し、緊急時の応援・協力体制を構築しておくことは大変重要でございます。

県内市町村では、平成25年４月現在、浦添市、名護市、沖縄市、うるま市、八重瀬町の５市町が姉妹都市や友好都市の締結を基本とした防災協定を県外10市との間で締結しております。また、うるま市については、加盟している石油基地自治体協議会加盟団体56市の間で相互応援協定というものを締結しております。協定の内容といたしましては、食料等の支援物資や資機材の提供、職員の派遣、情報の代行発信等といったことをやっておると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　安全保障問題ちょっとまとめますけれども、沖縄はさきの大戦の経験から旧軍との関係があって、軍隊は住民を守らないというのがあるんですね。ただ、今お話あったように、自衛隊の本務は、任務は敵を退治していく、戦っていくというのが本務なんですが、いわゆる武力攻撃予測事態とかそういう緩やかな時間のある間においては、住民保護、住民避難をしっかりやるということになっているんですよね。ですからそういう点で、かつてこれは災害のときもそうなんですけれども、阪神・淡路大震災のときに、革新首長が日ごろ自衛隊との連携がとれてなくて応援の依頼がおくれてしまった云々という話もありました。そこは沖縄は、過去の問題はあるんだけれども、ここ

は今の状況においてしっかりと自衛隊との万が一のときの協力関係は県のほうでこれはやっているかどうかですね。これはやるべきだと思うんです。そこはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　自衛隊との連携でございますけれども、これは県が毎年実施しております総合防災訓練がございます。そこで、やはり自衛隊の活動というのはもう不可欠のものになっておりまして、これまで輸送艦でありますとかヘリコプターという形で、災害時の人員輸送、あるいは緊急対応、被災者の救護といったものはかなり大きなウエートを占めてきております。したがいまして、こういった東日本大震災の例をもちましても自衛隊の力というのは極めて重要であると考えておりまして、今後ともしっかりと連携をとってまいりたいと､そのように考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　最後にもう一点、今回、対馬丸の件が全国的にも随分話題になりました。あれひとつ私は反省点は何かというと、学童疎開がおくれたということだと思うんですね。あれが１年前、２年前に学童疎開をやっていれば、ああいうことにはならなかったかもしれない。そういう意味で、国以上に県はそこら辺の対応はしっかりとやるべきだと思うんですね。ですからそういう意味で、各地域の防災協定結んでいるところが６カ所あるんですけれども、八重瀬も町の中で１つ入っているんですが、その防災協定の中に被災地の学童の受け入れというのがあるんですね。ですからここは全市町村が本土の市町村とそういうのを結んでいれば、いざというときにこれは有効に働くと思うんです。そこだけ申し上げたいと思いますね。ですから今６カ所しかないですから、そこはやっぱりもっと広がったほうがいいなと思っておりますので。

以上です。よろしくお願いします。

続けます。教育長、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時39分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それではボランティア活動の環境整備についてお答えをいたします。

災害時におけるボランティア活動は、被災者の支援に大きな役割を果たしているものであり、これに備えて活動の環境を整備することは重要なことだと認識しております。

県におきましては、沖縄県社会福祉協議会が設置をします沖縄県ボランティア・市民活動支援センターを支援することによりまして、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うための環境整備に努めているところでございます。今後とも、引き続き沖縄県社会福祉協議会や関係機関と連携を図りまして、ボランティア活動の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　ありがとうございました。

教育長、お願いします。

まず１番、県立高校の修学旅行についての検証作業はどうなっているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　県教育委員会としましては、修学旅行が学校内では得がたい学習を行う大切な機会と捉えておりまして、実施率及び参加率の向上を図るため、平成26年度より２年間、県立高校６校を研究モデル校として指定したところです。

指定校におきましては、学校説明会や合格者オリエンテーションにおいて、修学旅行の実施、それから旅費等について説明をして、入学後はアンケートや保護者生徒説明会等を通して、修学旅行の教育的意義や期待される効果等について周知して積極的な参加を呼びかけているところです。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　じゃ実施率は上がっていくということでよろしいですか、今後。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　新たにですけれども、この６校は今研究モデル校として指定しているところです。少なくともこの６校はさらにプラスされるはずですので。この検証作業を踏まえてこれからどうするかというのは計画して、どうしているかというのは研究していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　沖縄一括交付金を使って優秀なメンバーは結構海外研修とか、そういうところには金は行っていると思うんですね。ただ、その他大勢が修学旅行にも行けないようじゃこれは話になりませんし、また、県としても県外に対しては修学旅行どんどん沖縄に来てくださいと言っている立場ですから、そこはぜひよろしくお願いします。

⑵番目お願いします。県立の進学校（開邦高校）の中高一貫校実現に向けての県教育委員会のスケジュー

ルはどうなっていますか。また、現行敷地内の設置と見られるが、将来的な拡張及び移転等も検討すべきではないでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　県教育委員会としましては、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応えるため、中高の６年間において計画的・継続的に充実した教育環境を整えることは、大変重要なことだと考えております。現在、学校整備準備委員会において、併設型中高一貫教育校の基本計画策定に向け具体的な検討を進めているところです。

なお、校地拡張等については、生徒にとって快適な学習環境を整備する観点から、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　これは開邦高校を中高一貫にするということでずっとやってきていますし、私の手元にも開邦高校のほうから中高一貫になるからということで、県立１位じゃなくて全国に沖縄に開邦高校ありという、そういう学校にしていこうというすごく教師の皆さんの前向きさが来ているんです。ここは開邦高校を中高一貫にするということですから、じゃいつから中学生を入れるのかという、そこら辺のスケジュールを聞いています。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　まだ今関係部局等と調整の途中でして、開邦高校という表現は控えさせていただいたんですけれども、教育委員会内部では開邦高校に絞り込んで進めているところです。

スケジュールにつきましては、今庁内に県立学校編成整備検討委員会を立ち上げ、さらに庁内で教育施策推進委員会を踏まえて県教育委員会へ中高一貫教育校に係る基本的な考えを報告しているところです。これから、今後さらに学校それから保護者等を交えた学校整備準備委員会を発足する予定です。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　ぜひ開邦高校やると言っていますから、それでしっかり進めてもらいたいと思うんですけれども……。

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後４時44分休憩

午後４時44分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

新垣安弘君。

○新垣　安弘君　私もこの間見てきたんですけれども、もう今29年目、１カ所コンクリートの剝離も始まっているんですね。寮の周りは霊園なんです、墓地なんです。また、墓地も拡張していまして、もしかしたら全部寮が墓地に囲まれてしまいそうな雰囲気もあるんです。ですからそこは、沖縄県で進学校のトップを目指す学校ですから、あそこは立地的にもさまざまな課題があると思うんです。耐力度調査も入れていると思うんですが、将来的にはそこはしっかり移転も含めて検討に入れる余地は、やるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　開邦高校が立地的にもちょっと離れていて敷地も狭隘だというのは承知しているんですけれども、ただ、今いろんな道路の拡張も始まりまして、墓地には囲まれているんですけれども、一生懸命学校生活をやっているところです。

ただ、将来的な移転につきましては、必要性等これも含めて総合的に判断する必要があると考えております。生徒にとって快適な学習環境を整備する観点からは、私はいいことだと思っているし、貴重な御意見として今度検討していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　(3)番目ですね。昨年の学力テストの成績を踏まえ、県教育庁から各学校へさまざまな指導や働きかけなど、今までにない体制での取り組みがなされてきたと思うが、その内容と成果を伺います。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　本県の学力に係る諸課題を学校とともに効果的・効率的に改善することを目的に、昨年11月に学力向上推進室を設置いたしました。

学力向上推進室は、学校を直接訪問して授業観察や校長等との意見交換等を行いまして、児童生徒が意欲的に授業に参加する指導方法などについて支援しております。支援訪問を通して、学校から、いろいろ士気が高まったとか授業改善に生かすことができたなどの声が寄せられております。

それから成果といたしましては、今、テスト終了後に各学校から自校採点による点数結果を集計しておりまして、それによりますと、昨年度と比較して設問ごとの無解答率が改善されるなど小学校においては全国最下位を脱することが期待できるものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　(4)番目ですね。土曜授業の導入について、モデル校を指定して検討してみてはどうでしょ

うか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　土曜授業につきましては、学校が実施を希望し、市町村教育委員会が必要と認める場合において、学校や地域の実態に応じて実施することが可能となっております。なお、平成26年３月に実施したアンケート調査におきましては、県内で土曜授業を希望する学校及び市町村教育委員会はありませんでした。
　県教育委員会としては、国の動向や市町村教育委員会の意向を踏まえながら考えていきたいと思っているんですけれども、モデル校指定については、今どうするかちょっと検討中です。市町村からのまだ希望の手が挙がっていないものですから。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　教育長、これは今まで私何度か取り上げました。それで、これは国の支援制度も多少あるし、これから恐らく前向きに国は出てくると思うんです。これをやるとなると国だけじゃなくて、県も支援制度をつくらないといけないと思うんですが、大前提は、教師に現場に負担をかけないでやるということですから、予算とか人事の配置とかいろいろ必要となってくると思うんです。沖縄の教育の底上げのために私はこれはいいと思っているんですけれども、それで何度も聞いているんですが、教育長はどうですか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　この土曜授業の趣旨としましては、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てていこうというのがその理念なんですね。私は、この理念としては大変すばらしいなと思っているんですけれども、ただ、いざ実施となるといろんな課題がありまして、例えば、学校の負担であるとかあるいは地域の人材をどう活用するか、他府県ではいろいろと取り組みを初めているんですけれども、市町村教育委員会のこうした意向も踏まえながらやっていきたいなと思っているんですよ。
　この土曜授業につきましては、これまで我々がやっていた、昔やっていた、普通の土曜にやるいわゆる学習活動ですね、それとは異なった趣旨があるものですから、この辺をどうするかというのを今各市町村とも戸惑っている段階じゃないかなとそういう思いでおります。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　(5)番目、昨年の文科省の方針転換を受けて全国学力テストの結果を公表すると思われる市町村への対応と県教育委員会の方針はどうなっているでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　全国学力・学習状況調査の結果につきましては、市町村教育委員会は、みずからが設置する学校の状況についてそれぞれの責任と判断で公表することが可能となりました。本県においても、幾つかの市町村教育委員会が学校の結果を公表することを検討していると聞いております。
　県教育委員会としましては、公表する際は、過度な競争や序列化を招くことがないように、それが単に平均正答率などの数値のみの公表は行わず、教育上の効果や影響等を考慮して具体的な改善策等を示すことなどについて、市町村教育委員会へ周知することとしております。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　３番目に、文化財行政についてお伺いいたします。
　まず、鎌倉芳太郎氏の功績についてなんですが、彼が残した写真群や研究ノートによって、戦火で失われた貴重な琉球文化や芸術を後世に伝えた功績に加え、首里城の復元に多大なる貢献をした。こうした功績に何らかの顕彰を行うべきではないでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。
○教育長（諸見里　明君）　鎌倉芳太郎氏は、戦前、県内各地で建造物、民俗、伝統工芸等のさまざまな文化財を調査して、その重要性を著作等で普及し、旧首里城正殿の国宝指定に尽力するなど本県文化財保護に大きな功績を残しております。その写真、ノート類は平成17年に「琉球芸術調査写真附調査記録」として重要文化財指定を受け、県立芸術大学において保存・活用されているところです。鎌倉氏の功績につきましては叙勲等で顕彰されておりまして、それとともに県立博物館・美術館、浦添市美術館における企画展等を通して周知されているものと認識しております。
　県教育委員会のスタンスですけれども、鎌倉氏も情熱を傾けた本県文化財の保存と教育普及について、今後とも文化財保護行政の立場から取り組んでまいりたいと考えております。
○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。
○新垣　安弘君　まず企画展等をできるだけまたやってください。顕彰碑云々になると期成会を立ち上げてということになりますので。
　次に、もう一つ(1)のイとして、文化財保護に関する県民的な機運を高める上でも、県民への啓発を行う記念日の制定をするべきではないでしょうか。
○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　文化財保護の機運を高揚する期間として、毎年11月１日から７日までの間、「文化財保護強調週間」が定められております。同週間は、ことしで61回目となる全国的に定着した行事でありまして、本県においても各地で「世界遺産説明会」、「文化財案内人講座」、それから「文化財巡り」等、さまざまな取り組みが実施されております。

県教育委員会としましては、同週間が文化財保護に関する記念日ともなっているものと認識しております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　ありがとうございました。

あと、文化観光スポーツ部長にお伺いいたします。

まず、一括交付金で県内各地の文化財の周辺整備が進められていると思うんですが、それが観光資源として位置づけられてやっていると思うんですね。その観点から、観光行政の中で文化財の保護、鑑賞等をどういうふうに位置づけているのか。また観光業界や文化財行政との連絡、意見交換等の現状をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　現在、市町村におきましてこの一括交付金を活用して文化財の保護を図りながら、観光地としての魅力も向上させるため、案内板の設置、あと遊歩道、駐車場などの周辺整備が今進められております。

沖縄県におきましても、これまでに世界遺産の周辺整備への支援を行ったところであります。また、市町村、観光協会などと連携しながら、文化財などの地域資源を活用した観光メニューの創出にも取り組んでおります。

今後とも、市町村それから関係団体と意見交換を行いながら、文化財の保護にそして配慮しながら観光地としての魅力向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　ぜひ文化財課もバックアップしながら頑張ってください。お願いします。

次に、４番目ですね。看護師等修学資金についてお伺いいたします。

平成22年度から平成25年度までの申請者数の推移と同期間の貸与金額について伺います。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　県におきましては、看護学生に対し、将来県内において看護職の業務に従事する者に修学資金を貸与しております。

平成22年度は144名の申請、144名に貸与して、金額が6107万3000円、23年度が390名の申請、315名に貸与しまして、金額が１億2553万1000円、24年度498名の申請に対し340名に貸与、金額が１億5237万4000円、25年度534名の申請者で、264名に貸与、金額が１億3106万8000円となっております。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　26年度の予算額は幾らですか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　26年度は１億円の予算措置でございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　申請者がどんどんふえてきて、その貸与人数も一時はふえたんですね。それが申請者はふえているのに貸与人数が減り、予算もぐっと減ってきているわけです。その原因は何でしょうか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　実は予算額の推移ですが、21年度に3000万円台だったのが、先ほど御説明のとおり平成24年度は１億5000万までふやしてまいりました。それは地域医療再生基金を活用しまして、修学資金に係る予算を拡充してきたものでございます。しかしながら、財源としました地域医療再生基金がだんだん計画が終了していくという中で、25年度、26年度予算が減少していくということでございます。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　看護師の問題を考えるときに、浦添看護学校の民間移譲のことがあったと思うんですが、その条例の議決のときに附帯決議がついたと思うんです。それはどういう内容だったでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　５点ほどあったかと思います。

まず１点目では、「看護師を希望する学生が経済的事情によって断念することがないように修学資金を大幅に拡充し、生活困窮者を優先的に貸与すること。」、２点目は、「県立病院等の看護師不足を解消するため、修学資金の免除規定に県立病院等の急性期病院を盛り込むよう条例改正を図ること。」、３点目、「離職防止や復職支援等の勤務環境の改善を進め、これらの対策として県立病院を含む院内保育所の整備補助に着手すること。」、４点目、「准看護師に対する通信制の導入促進や離島地域への実習支援など、看護師養成についての課題解決に取り組むこと。」、５点目、「民間移譲後においては、県内の看護師養成・確保の状況を踏まえながら、不足が生じないように必要な対策を図るこ

と」。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　今でも覚えていますけれども、浦看の民間移譲のとき、お願いに来られて、私はっきり覚えていますけれども、まず聞いたんですよ。浦看のその学費は約20万、ほかのところは70万だと。浦添看護学校は経済的に厳しい人たちだけを選んで入れているのか、それともお金があっても試験に合格すれば入れるのかと言ったら、そうですと。経済的な審査はなかったんですね。それで、浦看に行っている人が約80名、沖縄全体で看護師を目指す人が720名、それだったら経済的に厳しくて高い学費で学んでいる皆さんもいるでしょうと。そういう意味で、じゃ経済的に豊かなんだけれどもテストで合格して浦看に入った人もいますねと。そういう状況だったから、それだったら県の立場は、全体の700名以上の看護師を目指す人の中から、経済的に苦しい人たちに奨学金をやるような形に持っていってくださいねということで賛成をしたんですね。それでその後、ぐっと与党の皆さんの協力もあって奨学金上がったわけです、上がったんです。ここはしばらくずっとそうなるものだと思っていたんですね。でも今の状況を見たら、申請者の数はふえていると。これは県立病院とか急性期病院も支払いしなくてもいいという枠に入れたから当然ふえるんでしょうけれども、それにしても申請者はふえているのに予算が減っていって、貸与人数が減ってくると。そういう状況はちょっとペースとしては納得いきかねると思うんですね。ですから、そこはぜひもう一回、もう一回、そのときの思いに返って、我々の所期の思いに応えるような、約束したことに応えるような形に戻していただけますか。（拍手）

○議長（喜納昌春君）　保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君）　保健医療部としては、看護師を希望する学生が経済的な事情で断念することがないように予算確保、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　新垣安弘君。

○新垣　安弘君　ここは私もかつての同僚の上里もこの件で大変な思いもいたしましたし、看護師を目指す皆さんの現状は、所得が低い沖縄だと言われているわけですから、やっぱり苦しい人たちがいると思うんですよ。そこはぜひ踏ん張って、国からの予算的なものが減ったとしてもしっかり対応していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、７日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時３分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　良　俊

会議録署名議員　新　里　米　吉

平成26年７月７日

平成26年
第　３　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　７　号）

平成26年 第３回 沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成26年７月７日（月曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第7号

平成26年７月７日（月曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで（質疑）

第３　乙第13号議案（知事説明、質疑）

第４　陳情第48号及び第59号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　乙第１号議案から乙第12号議案まで

乙第１号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第５号議案　土地の取得について

乙第６号議案　損害賠償額の決定について

乙第７号議案　損害賠償額の決定について

乙第８号議案　指定管理者の指定について

乙第９号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第10号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第11号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第12号議案　専決処分の承認について

日程第３　乙第13号議案

乙第13号議案　沖縄県監査委員の選任について

日程第４　陳情第48号及び第59号の付託の件

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	11　番	比嘉京子　さん
副議長	浦崎唯昭　君	12　番	吉田勝廣　君
1　番	上原　章　君	13　番	島袋　大　君
2　番	砂川利勝　君	14　番	中川京貴　君
3　番	具志堅　透　君	16　番	座喜味一幸　君
4　番	又吉清義　君	17　番	呉屋　宏　君
6　番	儀間光秀　君	18　番	仲宗根　悟　君
7　番	新田宜明　君	19　番	崎山嗣幸　君
8　番	仲村未央　さん	20　番	山内末子　さん
9　番	玉城　満　君	21　番	瑞慶覧　功　君
10　番	西銘純恵　さん	22　番	渡久地　修　君

23番	大城一馬君	37番	金城勉君
24番	嶺井光君	38番	糸洲朝則君
25番	前島明男君	39番	翁長政俊君
26番	照屋守之君	41番	新垣哲司君
27番	新垣良俊君	42番	具志孝助君
28番	仲田弘毅君	43番	新里米吉君
29番	新垣安弘君	44番	髙嶺善伸君
30番	當間盛夫君	45番	奥平一夫君
31番	照屋大河君	46番	玉城義和君
32番	狩俣信子さん	47番	玉城ノブ子さん
33番	赤嶺昇君	48番	嘉陽宗儀君
34番	新垣清涼君		

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	企業局長	平良敏昭君
副知事	高良倉吉君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	川上好久君	会計管理者	島田勉君
知事公室長	又吉進君	知事公室秘書広報交流統括監	曽根淳君
総務部長	小橋川健二君	総務部財政統括監	前田光幸君
企画部長	謝花喜一郎君	教育委員会委員	照屋尚子さん
環境部長	當間秀史君	教育長	諸見里明君
子ども生活福祉部長	金城武君	公安委員会委員	金城棟啓君
保健医療部長	仲本朝久君	警察本部長	笠原俊彦君
農林水産部長	山城毅君	労働委員会事務局長	真栄城香代子さん
商工労働部長	下地明和君	人事委員会事務局長	平良宗秀君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君	代表監査委員	知念建次君
土木建築部長	當銘健一郎君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	川端七生君
議事課長	平田善則君		
副参事兼課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程第1及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**乙第1号議案から乙第12号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

いよいよあした台風8号が上陸するということでありますけれども、ぜひとも担当部署、部長の皆さん方も農作物の被害とかあるいは観光客の皆さんや、修学旅行の皆さんの対応策もろもろ、また各市町村に連動

することもあると思いますから、被害が大きくならないように前もってそういう伝達をして対処できるような対応策のほうもひとつよろしくお願いしたいなと思っております。

今月から来月にかけまして、ＫＣ130の空中給油機が岩国のほうに移駐します。これは８月いっぱいがめどになるということでありますけれども、我々は仲井眞知事も含めて、自民党もそうでありますけれども、５年以内の運用停止というものを掲げて粛々と進めております。本日は一般質問最終日になりますけれども、野党の皆さんはずっとこの５年以内の運用停止は空手形と言っているんですよ。しかし我々は一歩二歩も前進しようということで動いているんですよ。私はまず最初に、山口県や岩国市の市長や岩国市の市議会にお礼を申すべきだと思っているんですよ。それを野党の皆さんは何やかんや言って一歩進もうとしているものの足どめをさせるような形をしているような感じにしか私はとれないんですよ。だからこそ、しっかりと全国に応分の負担ができるように一歩ずつ進んでいることでありますから、我々自民党も私も自民党の青年局長として、この県議会が終わりますと17日から19日まで全国青年局長、都道府県の100名が岩国のほうに行きます。そこで岩国市議会や市長を訪問して空中給油機のお礼を言いながら、あとは全国のメンバーは残りのオスプレイの分散移転をどうするかということで議論が始まります。我々地方もしっかりと頑張ってやります。ですから、汗もかかないで何やかんや、ワーワーワーワーだけして、どういうことかなんですよ。ですから県民の皆さんも、マスコミの皆さんもおかしいのはそういう進んでいることも記事にも載らないようなことではなくて、全国で応分の負担でスタートしたという協議会も含めてしっかりと報道のあり方もしかり、そして県議会議員は沖縄の一県議会議員として、こういったもろもろがまさしく私はオール沖縄だと思っていますよ。与野党関係なしにどんどん全国に入り込んでいってお願いしていく。それが県民にとって我々県議会のありの姿だと思っておりますから、しっかりと知事を中心にまた頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

きょう基地問題、私はありませんので質問を進めていきたいと思っておりますけれども、初めに、国際物流拠点産業集積地域についてであります。

沖縄県が豊見城市を含めた５市を国際物流拠点産業集積地域に指定するというお話があります。高付加価値のものづくり産業等の集積が進むことが期待され大変喜ばしいことでありますけれども、対象区域として指定されたのはなぜでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　国際物流特区の地域の指定拡大につきましては、国際貨物ハブの機能を活用する臨空・臨港型産業の集積を促進するため一定規模以上の用地を確保する必要があります。そういうことから、これまでの限られたエリアではなくて那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市この５市域と、うるま市、沖縄市の中城湾港新港地区に地域を指定拡大したところであります。

今後、県としましては、この特区制度のメリットを最大限に生かして、臨空・臨港型産業の集積に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしくこの５市が指定を受けましたけれども、これは平成24年３月の沖縄振興特別措置法の改正案に対する修正協議の僕は結果だと思っているんですよ。実はその中身は、この「対象地域に国際物流拠点と幹線道路で接続する市等を含め、指定要件の政令委任を削る。」。国際物流拠点集積地域に沖縄県が要望している５市――那覇、浦添、宜野湾、豊見城、糸満の地域が指定されるを求めた結果、地域指定の要件として那覇港、中城港及び那覇空港に隣接し、また近接している地域であることを条文修正を行うことに、この５市の対象になることを確認したということがあります。沖縄県はそういった形で、当時民主党政権でありました。自民党は当時野党でありましたけれども、この修正協議の中でどうしてもこれを盛り込んでほしいということで沖縄県もしかり、自民党と一緒になってこの沖振法の改正案の中に盛り込んだと思っていますけれども、これがあったおかげで今までそういう物流拠点地域が狭まっていたけれども、この改正案の文章、文言の盛り込み方によってこの面が広がったということで僕は認識していいですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　全くそのとおりでございます。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから、こういった県民にこれから沖縄県が莫大な予算、いろんな面で物流を発信するということで、どれだけ沖縄県が仲井眞知事を筆頭に政府と当時の民主党政権もしかり、当時野党であった自民党もしかり、けんけんがくがくになってこの改正案を盛り込んだおかげでこれがスタートしたというふうに私も認識しております。だからこそこのスタートが大事になってくるんですよ。これをしっかりとこれ

からまたテーマに沿って僕質問しますけれども、これが絵に描いた餅にならないためにも、いかにしてスピーディーにやっていくかが大きな僕は課題だと思っていますから、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

次であります。

税制改正で国際物流拠点産業集積地域における優遇措置が拡充されたと聞いておりますけれども、豊見城市に既に立地している企業や今後進出してくる企業に対してどのようなメリットがあるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 今回、国際物流拠点産業集積地域については、いわゆる国際物流特区なんですが、製造業、倉庫業、特定の機械等修理業など、９つの業種を対象に税制優遇措置を講じることとしております。

今、御質問のありました既存の企業については、建物や機械等を新たに取得した場合に、取得価額の一定割合を法人税額から控除できる投資税額控除制度、あるいは特別償却制度などが活用できるようになります。また、この地域に新たに法人を設立し15人以上の従業員の雇用、あるいは保税制度などを活用する、一定の要件を満たす企業の中で知事が認定した、あるいは知事の認定を受けた法人については、課税所得の40％を控除できる所得控除制度も選択できるようになります。そのほかにも法人事業税や固定資産税等の地方税の課税免除、それ等も受けることができます。こういう内容になっております。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 そういった形で豊見城市は連動している地域でありますけれども、そこで今企業が張りついているところもある。今お話聞いたら、要するに新しく建物をつくるとか、新たに設備投資するというのがそういう対象にされるということですか。今ある企業がありますよね。それが今のままだったら対応策できないんですか。要するに新設の設備投資やあるいは建物をつくる、そういったものじゃないと対応できないということで理解していいんですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 税制上のこういう優遇措置については新たに取得するものに限られますが、こういうふうにして市町村、地域で指定されたことによりまして、そういう保税制度を活用して物流特区に合った仕事をしようとする場合に、例えば既存の倉庫を新たに活用するとかいうことも考えられます。ここではそういうときに修繕をしたり、あるいは設備投資をしたりというときにまた使えるということで、新しく必ずしも要件に合った建物を建てなければいけないということではなくて、既存のストックもある程度活用ができるというメリットもあるのではないかと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 であれば、まさしくこれが指定決定したときに、５市ありますよね。私は豊見城だけど豊見城だけの話じゃなくて５市の皆さん、担当部署が音頭をとってこの各市、５市選ばれたところにそういったヒアリング等もろもろ積み重ねですね、そういった既存があるんだけれども、そういった面ではクリアできますよとかそういう意見交換、ヒアリング等は行っていますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 指定に当たっては、５市の意見も聞いたりして話はしておりますが、その後新しく指定をした後に、何しろ６月18日に指定したばかりですので、まだそういう市町村との具体的な話し合いをしておりませんので､今後やっていきたいと。特に既存の施設でも使える施設はたくさんあるかと思いますし、企業の事業の拡大だとかあるいは事業を変えていきたいというような企業さんもいるかと思いますので、そういう情報収集も含めて関係市町村と意見交換をしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。

○島袋　　大君 まさしく今部長がおっしゃったところが大事なところであって、やっぱりこういった物流拠点地域指定を受けたときに全国のでかい企業の嗅覚がすごいなと思うところは、どんどんどんどん指定された市町村に来るんですよ、窓口にですね。いろんな形で自分たちのアピールをしていく。しかし担当部署がまだなかなか細かい点までは説明できないというのが非常に大きなネックになっているんですよ。ですから県も総合事務局もしかりでありますけれども、いち早くこの５市の皆さんの担当部署を呼んで議論しない限り、企業が来たときに窓口が、ちょっと待ってくださいよ、県に確認しないといけません、総合事務局に確認しないといけませんとなってしまった場合には、この士気が下がるというんですか本当にこの町でやろうという意気込みがある市役所の職員かもしれませんけれども、なかなかその辺の温度差があるような感じを僕はしておりますので、ひとつ音頭をとってやっていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

次であります。

沖縄振興特別措置法では、国際物流拠点産業の集積を図るために沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備、そのほかの措置を国際物流拠点産業集積計画に定めることとなっておりますけれども、どのような内容でしょうか。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

○副知事（川上好久君）　この国際物流拠点産業集積地域も５市に拡大をし、またうるま市、沖縄市のほうも今後また拡充をしていくと。非常にこの沖縄のリーディング産業として夢の持てる制度になりつつございます。

今回の国際物流拠点産業集積計画に定めた措置の内容でございますけれども、臨空・臨港型産業の集積を図るというふうな目的で、国際物流拠点産業集積計画に定めた措置の内容というものは、まず那覇空港の滑走路増設整備の促進、そしてまた那覇港国際コンテナターミナルの施設整備など空港、港湾、入り口の部分の国際物流拠点機能を高めていく、これが一つございます。それからまた、ロジスティクスセンターなどの国際物流拠点施設、そしてまた賃貸工場、それから航空機整備工場など、臨空・臨港型産業の集積に資する施設、これは主として県がやっていくわけでございますけれども、この整備を推進していく予定にしております。そしてまたあわせて、企業の立地を促進するための取り組みとして、国内外の企業誘致の推進、そしてまた立地企業に対する助成措置、ワンストップサービス、先ほど議員からも提案ございましたけれども、市町村の勉強会も含めて、こういうワンストップサービスというふうなものを強化していきたいと思います。そういう創・操業支援というものを展開をしてまいりたいということをこの計画の中に定めてございます。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ぜひとも計画に沿った、しっかりとこれができるような計画を組んでいると思いますから、これを早急に達成できるような形での動きでお願いしたいなと思っております。

次であります。

豊見城市が立地を想定している空港に隣接する西海岸地区は市街化調整区域となっており、市街化を促進しない程度（規模）の開発許可となる。物流特区としては９業種が立地可能となっている一方、特区に見合う規模の企業集積は現段階で難しい状況と思いますけれども、県の考えはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君）　支援に当たって意見交換をしてまいりました。豊見城市においては、都市計画に関する部署を新たに設置しまして、今西海岸地域を中心に市街化調整区域の見直しに向けて取り組みを始めたところだと聞いております。

県としては、この豊見城市とさらに意見交換をしながら、都市計画の策定に関与する庁内の関係部局と連携しながら用地の効率的な利用に向けた取り組み、それを支援して、早急にそれが使えるようにしてまいりたいと思っております。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

島袋　大君。

○島袋　　大君　これは豊見城全体の地図、豊見城一円ですね。（資料を掲示）　この塗られているところは網外れています。これはほとんど全部市街化調整区域なんですよ。ましてここ那覇空港がある。那覇空港、滑走路ですね。今言う物流拠点地域に指定を受けているんであれば、この幹線道路もろもろ含めて、豊見城でいえば与根地域一帯が物流拠点もろもろに適しているんですよ。私はそう判断しております。しかしここが網がかかっている、網がかかっているんですよ。

議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○島袋　　大君　この与根地区の市街化区域の編入の必要性というのは、市街化区域の面積は那覇市に隣接する市町、那覇市、浦添市、南風原町、西原町、豊見城で構成されております。この都市計画区域の面積と、市街化区域の面積の割合が同じ都市計画区域面積、市街化区域面積を持っている浦添市が、割合が77.1％、ほぼ同じですよ、面積が豊見城と。豊見城市は30.3％、ほとんど網がかかっている、網がかかっているんですよ。そこで、今言うこの５市の指定を受けた中で９事業ですね。製造業、こん包業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、特定機械の修理業、特定店舗の小売業、航空機整備業がある。ある中でこれだけ豊見城市は土地を持っている。持っている中で網がかかっている。これを外すことによって驚異な物流拠点地域にできるんですよ。今までカットハウス野菜工場が中部にあった。しかし豊見城は葉野菜の生産地ですから、ここにカットハウス工場が来ることによってす

ぐ空港に１便で持っていける。そういうサイクルの仕組みができるわけでありますよ。これをいち早く豊見城市とけんけんがくがく議論してほしいんですよ。これは那覇広域の都市計画ですから、商工労働部もしかり、土建部もしかり、いかにしてどんな形で議論してこれ網外してできるかというのが大きな課題なんですよ。そういった形で動きはどうなりますか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　今、市街化調整区域とそれから市街化区域の話が出ましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ちょうど今年度から来年度にかけてこの市街化調整区域の見直しが今入っているところでございまして、豊見城市ともいろいろな調整をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、市街化調整区域が豊見城市は非常に多いわけでございまして、この地域については土地利用としては市街化を抑制するということで、基本的には施設の立地ができない状況でございます。その中でも特別に開発許可をとることによって一定の施設はできますけれども、現在９業種が指定されているということですけれども、９業種全てが開発許可をとれるかというとそういうわけにはいきません。したがって本来あるべき姿としましては、これは市街化区域に編入していく方向だろうと思いますけれども、しかし市街化区域に編入いたしますと、市街化するということは、人がふえ、交通量がふえ、いろいろな都市基盤がきちんと整備されませんとまた別の意味での都市問題が発生するということにもなります。そういったもろもろの計画を豊見城市にしっかりつくっていただいて、それを県、そしてこの調整区域を外すためには国との協議も必要ですので、国にも説明できるような状況にしておけばいい方向に行くのではないかと考えております。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　まさしく今部長が言ったことが重要であって、どんどん豊見城市にも宿題を与えてくださいよ。与えて豊見城市がやること、豊見城市側が汗かいていろんな形でやること、そういったものをすみ分けさせてどんどんさせてくださいよ。逆に僕は豊見城市はやってないのに、何をお前なんかがやがや言っているかということになりますから、やるべきことはしっかりとさせる。なぜ私はこれだけ言うかといったら、これだけの物流拠点地域の産業地域として企業が張りつけるのは目に見えるんですよ、豊見城市においてですね。だからこそ豊見城市が早急にやるべきことはここですと、ここをすることによって我々は網を外すような努力をしますよと、やりますよというような段階的な交渉の話の仕方が僕は重要だと思っています。これはもう６月に入ったからということでありますけれども、年内にはこういう計画がきちんとすとんと落ちるような形での計画はやらないと、企業というのは恐ろしいことで、今沖縄は、日本は朝ですけれども、中には全世界で夜のところもあるんですよ。しかし、どんどんどんどん物流というのは動いていますよ、物流は。だから１円でも多くこの沖縄県に落とすためにはずっと循環、24時間頭をフル回転させないといけないわけでありますから、そういったもろもろも早急に我々から嗅覚を持って、どんと計画を実行どおり進めるというような形にしなくちゃいけないと思っていますけれども、これは知事あたりがいいんじゃないですか、いかがですか。知事から指示してこういうふうにさせるということでお願いしますよ。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　仰せのとおり早目早目にしっかりとやらせます、やってもらいます。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これもこれから沖縄にとっては重要な産業でありますので、ひとつよろしくお願いしたいなと思っております。

次であります。

学校教育についてであります。

日本地図の活用について、児童生徒が我が国の領土について正しく理解できるように領土に関する教育を充実させることが重要であると考えますけれども、見解を伺います。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　領土に関する教育についてお答えいたします。

児童生徒が日本地図を活用して我が国の領土について正しく理解を深めることは重要なことだと考えております。領土に関する教育につきましては、小学校では５年生の社会科、中学校では地理的分野、高等学校では地理の教科において設定されており、教科書と地図に領土に関する記述があり、発達段階に応じて教材や内容などを創意工夫して適切に学習されております。

県教育委員会としましては、今後とも領土や領域に

関する適切な指導の充実を図ってまいります。
以上です。
○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。
○島袋　　大君　近年、領土・領海をめぐる問題が一層注目されるようになっておりますけれども、国は平成26年１月に中学校及び高等学校学習指導要領解説の一部改訂を行っていると思っております。この趣旨を踏まえると、これからの国際社会を生きる子供たちが領土について正しく理解し、国際社会に生きる日本人として自覚と誇りを持つよう、自国の領土に関する教育を充実させることが求められると言っているんですよ。
議長、休憩お願いします。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午前10時25分休憩
午前10時25分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
○島袋　　大君　これは日本地図、国土地理院が発行した地図であります。（資料を掲示）　今私も県内の学校見ました。小中学校しかり、この日本地図の使い方が天気予報みたいに日本海側に離島がある。要するに小笠原諸島周辺に南北大東がある。天気予報はこんな感じなんですよ。こういった地図が張られているんですよ、学校にですよ。私はそれもいいかもしれないけれども、しっかりと自分たちの住んでいる地域はどこなのか。日本はどこが一番国境ラインなのか。国防ももろもろ含めて日本がこういう形でこうなっているというのを指導するべきだと思うんですけれども、どう思いますか、教育長。
○議長（喜納昌春君） 教育長。
○教育長（諸見里　明君） 子供たち、児童生徒に我が国の領土の正しさというものを理解してもらって、それを認識してもらうというのは特に現在、尖閣諸島、竹島、北方領土、それから多くの面で問題となっておりまして、そういうことを意識づけるためにもあるいは啓発するためにも、地図の活用というのは必要だと感じております。
○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。
○島袋　　大君　ですから、これ今自民党の青年局が全国でみんなでいろんな形で動いています。全国、今全部で宮城県、東京都、岐阜県、静岡県、島根県、熊本県。熊本、島根あたりは全学校に配布しております。これは１枚300円ぐらいなんですよ。これをすることによって子供たちが本当に自分たちの沖縄の位置、離島の地域の位置、全部そういった形で把握できると思うんですよ。僕はこれは予算の問題なのかなと思うんですけれどもいかがですか。予算の問題でこれできるかできないか判断できないんですか、教育長。
○議長（喜納昌春君） 教育長。
○教育長（諸見里　明君） 私も元社会科の先生ですので、地図の掲示とか子供たちの目にとどまるようなところに掲示しておくというのは私必要だと感じております。これは予算の面以外にもいろいろございまして、私はこの必要性を感じているんです。個人的には――個人的で恐縮ですけれども、私の家には世界地図、日本地図、沖縄地図３つ、子供たちの目にとどまるようなところに掲示しているんですよ。
それからちょっと対抗するようで申しわけないんですけれども、ちょっと小さいんですけれども（資料を掲示）　これも同じく国土地理院からとった、ネットだったと思うんですけれども、これは無料で配信できるんですね。だからこれぐらいだったら、もうちょっと拡大してもできるんですけれども、各学校での取り組みとかそういうこともあります。
○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。
○島袋　　大君　僕は金の話はしてませんよ。やるかやらないかの話で、ただならただでいいんですよ。大きく拡大して張ればいいんだよ。僕が言いたいことは、予算の問題なんですかといったら、今無料というからもう予算の問題なんでしょうね。僕はそう理解しますよ。であれば、そういった形で張るか張らんかですよ。本当にあの天気予報の位置で子供たちの認識でいいんですか、特に小学生とか中学生。そこを聞きたいんですよ、僕は。
○議長（喜納昌春君） 教育長。
○教育長（諸見里　明君） テレビのクイズ番組でもやっていたんですけれども、あるタレントに沖縄はどこにあるかと聞いたら、島根県の上と答えた人がいるんですね。だから本県でもひょっとしたらこういう状況にあったら大変まずいですので、地図の掲示というのは必要だと思います。ただ各教室でやるのか、全学年でやるのか、実は私も社会科の元教員ですけれども、これをやる必要性を感じているんです。他の教科の担任、英語、数学、理科とかいて、やはり一歩踏み込めないような状況であるわけですね。これを県からやるのか、その辺はいろんな課題があるんですけれども検討してみたいと思います。
○議長（喜納昌春君） 島袋　大君。
○島袋　　大君　ですから県の管轄だったら、県の高等学校や特別支援学校ですよ。ここからまず先にやる。やった後に小中学校は小中学校の権限だから、県立の高等学校・特別支援学校もやっているから各市町村の

小中学校もやりなさいという形で話をもっていけるでしょう。そういった形でお願いできないかと僕聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　議員がおっしゃるように私も必要性は感じております。取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、幾つかどういう課題があるのか学校からも聞きながら検討していきたいと思っております。それで全学校､全学級からいいのか、ちょっと担当とも相談したんですけれども、まずは高校１年であるとかその辺もありますので、ぜひ課題を検討させてほしいと思います。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ひとつ議論よろしくお願いします。

次であります。

来年は戦後70年になります。沖縄県全戦没者追悼平和行進、これは平和祈願慰霊大行進のことでありますけれども、県内の小・中・高等学校生を参加させることについて伺います。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

戦後69年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことだと感じます。

県内小・中・高等学校等においては、慰霊の日の取り組みとして、平和資料展、平和集会、戦跡めぐり等の体験的な取り組みが全ての学校で行われております。児童生徒が平和をとうとぶ心を育成するために、沖縄全戦没者追悼式や平和行進等に参加することは意義のあることであり、各学校や関係団体等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この遺族連合会の皆さん方が毎年平和行進やっております。私も今回で12年目、12回目歩きましたけれども、あの８キロの道のりですよ。今回は糸満の小学校の皆さんがやっていた。私立の学校の皆さん方は毎年やっておりますよ。80代のおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に歩くんですよ、あのアップダウンを。本当に69年前、しかも夜、足元も悪い、あの中で歩いて逃げた､いろんな形で話をするんですよ。ここがまさしく僕は体験談を聞きながら、本当に現地の69年前を思い出しながら歩いて、子供たちが二度と戦争を起こしちゃいけないなという判断できると思うんですよ。こういったのが私は生きた平和学習だと思いますけれども、そういったことに強制ではないけれども、この周辺地域にも声かけてですね、年々減っているんですよ、遺族連合会の皆さん方も。それを若い世代がしっかりと同じような認識を持つために重要なことだと思いますけれどもいかがですか。そういった声かけて参加させることも大事だと思うんだけれども、僕は。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　県議御提案のように、平和行進に子供たちが参加するということは私は大変意義があることだと思います。歩きながら今御提案のように沖縄戦はどうであったとか、沖縄戦の実相、それから平和をとうとぶ心、それに命ドゥ宝、これが私は悲惨な沖縄戦から得ることができた教訓だと思っているんです、歴史的な教訓ですね。それをするためにも私は大切だと思っております。戦後70年の節目でもあることですし、平和教育の観点、平和行進の参加については県民誰もが反対する人はいないと思うんですよ｡ぜひ前向きに次年度70周年の節目でもありますし、検討させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ひとつよろしくお願いします。これ議論またこれから出てきますけれども､お願いします。

次であります。

ＭＩＣＥ施設（国際会議場）の進捗状況について伺います。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　大型ＭＩＣＥ施設については、前年度平成25年度に有識者検討委員会というのを設置しました。施設整備に向けた基本構想をそこで取りまとめたというわけです。去る６月10日に開催された同委員会で、建設場所選定に係る評価項目に基づいて一定の評価を行いつつ、各候補地の現況や課題などについて御意見をいただきました。場所選定については、同委員会の意見を踏まえた上で、引き続き調査検討を行って、可能な限り早期に判断していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この県の選定評価項目、これは何項目かあると思いますけれども、この項目の内容はどんな内容になっていますか。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　委員会の中で検討していただいた項目については、まず整備の可能時期、それにまた細目がございますけれども、大きいところでいいますとこの整備の可能時期、それからＭＩＣＥエリアの成立可能性、これは例えば地域計画との整合性とか周辺開発の可能性等々です。それから

用地特性の影響、例えば土地の形状であったり、周辺住宅環境への影響など、それから地元自治体の受け入れ体制などなど、幾つかございます。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今最後に部長が言った、地元自治体の協力、ここも大事だよと、項目に入っていますよね。私たちも手を挙げている豊見城、この豊崎地域に持ってくるためにクリーン作戦も連発しておりますよ。各地域の企業の皆さんのぼりも立てている。公用車にもステッカーも張っている。もう市民一丸となって、６万市民が、どんなことがあってもこれ誘致して、誘致した後は誘致だけじゃないよ、しっかりと管理をしながら盛り上げようというのが、まさしく地域一体型だと思うんですよ。これきょう私も選定決まるから最後の僕プレゼンだなと思っていますけれども、これぐらい地域も盛り上がっている。ぜひとも各地域手を挙げていると思いますけれども、最終段階に来ていると思っております。いろんな形を見ながらしっかりとしたまた判断もお願いしたいなと思っております。よろしくお願いします。

次であります。

Ｊリーグ規格スタジアムの整備計画についての進捗状況を伺います。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　県においては、これまでＪリーグ規格スタジアムの整備に向けて基礎調査を行ってまいりました。那覇市のほうでも、平成25年２月に奥武山陸上競技場をＪリーグ規格のサッカー専用スタジアムへ建てかえる方針を示しております。しかしながら、沖縄県での利用効率ですとか運営等の面で、狭い県域に２つのスタジアムが立地するという状況は避けることが望ましいという判断のもとで、那覇市と整備のあり方について意見交換を行っているという段階です。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　私はこれは重要なことだと思っています。２つは必要ありません。那覇市がやると言ったらやるでオーケーだと思っています。それに県がいろんな面、協力する。しかし、那覇市の考えが余りにも見えない。那覇市が余りにも引っ張っているとしか僕は考え切れませんよ。那覇市がいつごろに着工して、どれだけの予算規模でこういった形の予算を持ってきてやると､残りは県がお願いしますならわかりますよ。余りにも県におんぶにだっこで、我々は県がやるからその後についていくよというのは、中核都市としてあり得ないような考えだと僕は思っているんですよ。そういった意味の議論はどのようになっていますか、那覇市との。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　那覇市との意見交換については、那覇市のほうでお考えの完成までのスケジュールがどうなっているか、それから財政負担のありようはどうなっているのかといったことなどを中心にして意見交換を行っておりまして、それからその点では那覇市のほうではどう具体的な案、アイデアを出すのかと、それを見きわめながら県の関与を検討するという段階です。

○議長（喜納昌春君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ぜひとも那覇市が何を考えているのか、どういうふうなコンセプトを持っているのか、明確に判断して、県が余りにも莫大なおんぶにだっこだったら考え直してもいいと思いますよ。しっかりとその辺は担当部署の協議内で議論していただきたいなと思っております。

次であります。

県警関係についてであります。千葉県が移動交番を導入し県民の安心・安全のために成功していると聞いておりますけれども、県警は把握しているのか。

○議長（喜納昌春君）　警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君）　千葉県における移動交番車でありますけれども、千葉県警察におきましては現在38警察署に計50台の移動交番車を配置して１台当たり警察官２名と非常勤職員の移動交番安全相談員という方１名の３人で運用しているというふうに聞いております。

○島袋　　大君　時間だな。次やりましょうね。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。順次質問していきたいと思いますが、その前に仲井眞知事にお礼を申し上げたいと思っております。

知事、実はですね、たしか２年前だったでしょうか、知事に朝６時に起きていただきまして、仲宗根悟県議初め、当時は當山眞市先輩、読谷の村長一緒に読谷村の都屋漁港の定置網を視察したことがありました。そのときに、皆さん７月３日の新聞、新報・タイムス両紙出ております。ここに「ガチュンが大漁　読谷　読谷村の都屋漁港で２日朝、ガチュン（メアジ）が６トン水揚げされ、大漁となった。」。村漁業協同組合が渡具知沖合に設置している定置網にメアジの大漁は珍し

いというぐらい、やはりこの定置網の設置によって県民の胃袋、そして多くのスーパーでこの魚が、鮮魚が活魚としても出されております。これは御承知のとおり船は県の一括交付金、それを読谷村長初め村の議会議員が理解を示し、一括交付金で船を買っております。定置網は沖縄防衛局の８条予算、民政安定事業の中で補助金をいただいて網が設置されました。そのことをまずもって知事にお礼を申し上げて、質問したいと思っております。ありがとうございました、知事。

それでは質問いたします。

「平成26年５月15日、嘉手納基地所属のＦ－15戦闘機が訓練飛行中にエンジン部分のオーグメンター・ブリッジ・クランプと呼ばれる金属製の部品を落下させる事故が発生した。また、４月24日には同基地所属のＨＨ－60救難ヘリコプターがうるま市上空でプラスチック製の通風孔のカバーを落下させるなど、米軍機の部品落下事故が相次いで発生している。　上空からの落下物は重量に関係なく、居住地域に落下していれば生命や財産に重大な損害を及ぼしかねない事故であり、県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。」。

それでは、質問いたします。

基地問題について。

(1)、嘉手納基地所属のＦ15戦闘機、ＨＨ60救難ヘリコプターなど、ことしに入り米軍機による部品落下が相次いでいるが、その状況と政府の対応について伺いたい。

(2)、嘉手納基地への航空機の離着陸回数が2013年度は計４万7078回を記録し、12年度を約１万回上回り26.9％増、10年度以降で最多となり、政府が言う負担軽減に逆行する状況となっている。夜間や未明を含めるとさらにふえると言われております。訓練移転や飛行制限などで負担軽減するとした日米合意に逆行していないか伺いたい。

(3)、住民居住地域上空での飛行訓練の禁止は守られているか伺いたい。

２、教育行政について。

本県における学力問題は戦後・復帰後を問わず大きな課題であったことは県民誰もが認めるところであります。特に、本土国公立大学への入学者数の拡大は私たち県民の大きな課題でありました。国においても本土国立大学などへの国費入学制度や私費入学制度はアメリカ統治下での沖縄に対する特別の支援がありました。しかし、県民においても中学校時代から子息を本土に入学させるなど大きな苦労があったことは周知のことでありました。こうした中で、伸びる子をもっと伸ばすべく、県外国公立大学への合格者数をふやす目的で二十数年前に那覇地区に開邦高校が設置されました。続いて同じ目的を持って中頭地区に球陽高校、島尻地区に向陽高校、そして那覇国際高校が開設されたのも御存じのとおりであります。いわゆる４Ｋと呼ばれる進学校に特化したこの４つの高校の開設は、本土国公立大学の合格者数拡大という県民の悲願に対して大きな功績を持っているものと私は高く評価しております。そのおかげで、自分の子供を中学時代から本土へ預けるような状況がかなり改善されたのは県民誰もが認める事実であります。

さて、教育長は開邦高校に中学部を併設する意向であるという内容の新聞記事がありました。

そこで伺います。

(1)、開邦高校への中学部併設について。

ア、本県公立高校における国公立合格者数の推移について、平成元年と平成25年度の比較について伺いたい。

イ、本県公立高校における難関国公立大学合格者数と九州各県との比較、過去３年間について伺いたい。

ウ、本県公立高校からの東大合格者数の推移、過去３年間を伺いたい。

エ、本県高校生の難関国公立大学合格者数が低い理由について伺いたい。

オ、開邦高校に設置する意義と目的について伺いたい。

カ、中頭地区の高校への中学部併設について伺いたい。

続きまして、学力問題について質問いたします。

全国学力テストが開始されてから６年、本県は全国最下位に甘んじてまいりました。

県教育委員会では、全国学力テストの最下位脱出に向けていろいろ取り組みを行ってきたものと思いますが、残念ながら最下位脱出はかないませんでした。毎年毎年、全国最下位だという報道が流れるたびに県民の誰もがやるせない思いをしてまいりました。特に児童生徒に与える影響を考えると心が痛みます。全国学力テスト最下位脱出は県民の悲願であり、本県児童生徒にやる気と希望を与える意味で非常に重要だと考えております。

今回、教育庁は、学力向上を改善させて学力テスト全国最下位脱出を図るために、新たに学力向上推進室を設置いたしました。これまでその設置に対し、県民は大きな期待を寄せております。

そこで質問いたします。

学力向上推進室設置について。

ア、学力向上推進室設置の意義について伺いたい。
イ、現在の進捗状況について伺いたい。
ウ、推進室設置の成果について伺いたい。
３、土木行政について。
沖縄県は復帰40年を迎え、過去４次にわたる沖縄振興策によって県民生活の基本となる住宅、社会資本整備は着実に成果を上げてまいりました。県民の悲願でありました那覇空港滑走路増設事業が本年２月より着工いたしました。沖縄県の振興・発展に大きく貢献できるものと期待しております。当該事業は約2000億規模の大型プロジェクトとなることから、県内建設業界においては、本県における雇用や経済波及効果が大変期待されるところであります。当該事業への県内建設企業の受注機会が図られるよう要望申し上げ、質問いたします。
(1)、那覇空港の県内企業の優先発注の実績について伺いたい。
(2)、平成25年度の沖縄総合事務局、沖縄防衛局及び沖縄県の県内企業への発注状況について伺いたい。
(3)、一般競争入札と指名競争入札のメリットとデメリットについて伺いたい。
(4)、最低制限価格の引き上げについて伺いたい。
(5)、県内企業の受注機会の拡大について伺いたい。
(6)、下請業者（特記事項に従って）の県内企業の優先活用について伺いたい。
(7)、伊是名村、伊平屋村の架橋について伺いたい。
４、企画財政について。
(1)、一括交付金のこれまでの実績と市町村の執行率と主な事業について伺いたい。
(2)、一括交付金を活用した市町村による畜産農家支援策の一つとして、母牛購入事業などの進捗状況について伺いたい。
５、沖縄離島体験交流促進事業について。
(1)、事業内容、進捗状況について伺いたい。
(2)、沖縄本島への離島児童の体験学習はどうなっているのか伺いたい。本島の文化遺産、首里城、美ら海水族館、普天間、嘉手納基地被害の状況など、または地元の子供たちとの交流、離島の子供たちにもチャンスを与えていただきたい。
答弁を聞いて再質問したいと思います。
○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。
〔知事　仲井眞弘多君登壇〕
○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。
中川京貴議員の御質問に答弁をいたします。
まず第１に、土木行政についての御質問の中で、那覇空港の県内業者への優先発注に関する御質問にお答えいたします。
沖縄県では、機会あるごとに国に対し、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業者への優先発注について要請を行っているところでございます。
沖縄総合事務局においては、県内企業の受注拡大に配慮した発注方針が策定されました。これまでに契約した工事22件のうち、17件は県内企業が単独で受注しております。また、残り５件のＷＴＯ政府調達対象工事につきましては、県内企業が共同企業体の構成員として受注いたしております。
今後とも、県内企業への受注促進を働きかけてまいりたいと考えております。
次に、沖縄離島体験交流促進事業、この事業の内容及び進捗状況についてという御質問に答弁をいたします。
沖縄離島体験交流促進事業は、沖縄本島の児童生徒を離島に派遣し、地域の人々や児童生徒との交流のもと、体験学習や民泊等を実施しているところでございます。
進捗状況につきましては、６月18日に今年度最初の派遣を実施いたしております。12月５日までの日程で51校の児童生徒3506人を18離島に派遣する予定となっております。
その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。
○議長（喜納昌春君） 高良副知事。
〔副知事　高良倉吉君登壇〕
○副知事（高良倉吉君） 基地問題に関する御質問の中で、嘉手納飛行場の基地負担軽減についてお答えいたします。
沖縄防衛局の嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査によりますと、平成25年度の離着陸等回数は前年度より約１万回増加しております。
嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転がこれまで28回実施されており、一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来に加え、ことし１月から４月までの間、Ｆ22戦闘機が暫定配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減が十分にあらわれているとは言えないと考えております。
県としましては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。
以上です。
○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　企画財政についての御質問の中で、一括交付金の県事業の実績についてお答えいたします。

県では、平成24年度から一括交付金を活用し、沖縄振興のための諸施策を積極的に展開しているところであります。

一括交付金の創設により、離島振興、子育て、産業振興などの分野に大規模かつスピード感のある施策展開を可能にする予算が確保されております。ちなみに、制度創設前、平成23年度と創設後平成24・25平均の予算を比較してまいりますと、例えば離島振興では、従来９億円から47億円に、約５倍に増大いたしました。子育て・福祉も３億から19億円に、約６倍、それから産業振興も観光振興含めて128億円から385億円に、約３倍に拡大をしております。

このような一括交付金を活用した施策の内容でございますけれども、まず、離島振興の分野では、離島交通コストの軽減や小規模離島市町村への船舶の購入補助、それから児童の離島体験交流事業などを実施したほか、高校のない離島生徒の経済的負担の軽減を図るための離島児童・生徒支援センターの整備などに取り組んでまいりました。ちなみに、離島住民の航空機による移動は従前より約1.5倍増加をいたしました。児童の離島体験学習も毎年3500名に上っており、子供たちの郷土への理解を深め、また、離島の活性化にも大きく寄与しているものと考えております。

また、子育て・福祉等の分野においては、認可外保育施設に対し、認可化移行支援や入所児童の処遇向上のための支援を拡充しております。これにつきましては、平成18年度時点で１人7000円というものが、平成26年度の段階では２万8000円に引き上げられる、そのような状況になっております。また、基金を活用した５年以内の待機児童の解消に向けた取り組みも強化をしております。

また、産業振興の分野においては、国際航空物流拠点の形成に向けたさまざまな支援策を実施するとともに、ロジスティクスセンターや航空機整備基地などの整備に取り組んでまいりました。観光振興分野では、国内誘客対策のほか、韓国や台湾などの国際航空路線の拡充やクルーズ船の寄港促進などに取り組んできたところであります。

こうした各分野におけるさまざまな取り組みの結果、平成25年度の那覇空港における国際貨物取扱量は、成田空港などに次ぐ国内第３位の取扱量となったほか、情報通信関連企業の立地数が、平成23年度の237社から301社に増加し、また、平成25年度の入域観光客数は約658万人、２年間で100万人の増加を見ました。うち外国人観光客数は、前年度64％増の63万人といずれも過去最高となっております。

また、経済指標についても、５月の完全失業率が5.4％と、９カ月連続で前年同月より改善しておりますけれども、10月から２月にかけては、５カ月連続４％台を確保し、21年ぶりの記録を示しました。また、有効求人倍率も0.63倍と７カ月連続で0.6倍台を記録をし、復帰後過去最高の水準を記録をしております。さらに、沖縄総合事務局や日本銀行那覇支店などによる景況判断においても拡大基調にあるという結果が出されております。

このように、一括交付金が創設された平成24年度以降、各面において着実に成果があらわれていると考えております。

県としては、引き続き同交付金を活用した、県民がその成果を実感できるリアルな施策を展開をし、新たな次元を目指した沖縄振興の流れを加速させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　基地問題についての御質問の中で、米軍機の部品落下と政府の対応についてお答えいたします。

県としましては、航空機に関連する事故は県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。それにもかかわらず、米軍機の部品落下事故は、ことしに入り５件発生しております。１件目は、３月４日にＦ15戦闘機から沖縄本島北西沖の海上で風防ガラスが落下したもの、２件目は、４月24日にＨＨ60ヘリコプターからうるま市上空で通風孔カバーが落下したもの、３件目は、５月15日にＦ15戦闘機から排気口の回りの部品の一部が飛行中に落下したもの、４件目は、５月21日にＨＨ60ヘリコプターから海上飛行中にアンテナのカバー部分が落下したもの、５件目は、６月17日にＭＶ22オスプレイから海上飛行中に放電装置の一部が落下したものであり、いずれも民間地域での被害の情報はありません。

県は、政府に対し遺憾の意を表明するとともに、事故原因の究明と公表、再発防止措置、今後の安全管理の徹底及び情報の早期伝達を求めております。県の申し入れを受けて、政府から米側に同様の申し入れを行っていると承知しております。

次に、住宅地上空の飛行訓練についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、平成22年から普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査を実施しており、平成24年度の調査結果においても依然として住宅地上空の飛行が確認されております。また、県では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音について、関係市町村と連携しながら騒音測定を実施し、把握しているところであります。

平成８年に日米両政府で合意された航空機騒音規制措置については、22時から６時までの間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所用のために必要と考えられるものに制限されるなど14項目となっております。

県としましては、今後とも騒音の実態調査を行うとともに、地元市町村とも連携しながら、航空機騒音規制措置の厳格な運用や住宅地上空の飛行を回避することなど、航空機騒音の軽減に向けて一層の改善を図るよう日米両政府に強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、国公立大学合格者数及び東京大学合格者数の推移についてお答えいたします。２(1)アと２(1)ウは関連しますので一括してお答えいたします。

県立高校における国公立大学現役合格者数につきましては、平成元年度280名でありましたが、平成25年度には1212名と大幅に拡大しております。

県立高校における東京大学現役合格者数につきましては、平成23年度２名、平成24年度１名、平成25年度は合格者なしとなっております。

次に、難関国立大学合格者数と九州各県との比較についてお答えいたします。

本県県立高校における難関国立大学現役合格者数につきましては、平成23年度20名、平成24年度25名、平成25年度15名となっております。

また、九州における本県と同規模に類する２県の難関国立大学現役合格者数の平均は、平成23年度177名、平成24年度181名､平成25年度165名となっております。

次に、難関国立大学合格者数が低い理由についてお答えいたします。

本県におきましても、高い進路目標を掲げ、将来、難関国立大学等に合格する可能性のある児童生徒は数多くいると考えます。しかし、その合格者数が少ない理由につきましては、こうした高い目標、目的意識を有しながら、能力もある児童生徒を早い段階から計画的・継続的に伸ばしていく教育システムが十分でなかったことが主な要因ではないかと認識しております。

次に、開邦高校への設置の意義と目的及び中頭地区への設置についてお答えいたします。２(1)オと２(1)カは関連しますので一括してお答えいたします。

県教育委員会としましては、高い目標を掲げ、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応える教育環境を整えることは、大変重要なことと考えております。

中高一貫教育校では、６年間において計画的・継続的に充実した教育で、高い目標の進路実現が期待できます。那覇・島尻地区に中高一貫教育校が設置されていないことや生徒・保護者の教育の選択の幅を拡大する、いわゆる中等教育の多様化、複線化の観点からも那覇・島尻地区への中学部設置を考えております。また、中頭地区の高校への中学部設置につきましては、難関国立大学等への進学を目指す生徒への支援、地域のニーズ等を総合的に勘案するなど検討してまいりたいと考えております。

次に、学力向上推進室設置の意義についてお答えいたします。

学力向上推進室は、学力向上に係る諸課題を学校とともに効果的・効率的に解決するため、学校を直接訪問し、授業観察や校長等との意見交換等を行い、児童生徒が意欲的に授業に参加する指導方法などについて支援しております。

これらの取り組みを通して、校長のリーダーシップや教師の指導力を高め、児童生徒一人一人が夢や目標に向かって着実に歩み続けることができる学校体制を構築したいと考えております。

次に、学力向上推進室の取り組み状況についてお答えいたします。

学力向上推進室は、昨年11月から３月までの５カ月間で120校を支援訪問しました。本年度は200校を訪問する計画を立てており、これまでに40校余りの学校の取り組みを支援しております。

また、５月には全国学力調査分析結果説明会を県内６教育事務所で開催し、教育行政と学校の教師が一体となって、今後の授業改善の方向性について共有しております。

次に、学力向上推進室設置の成果についてお答えいたします。

学力向上推進室の支援訪問等により、学校から「学校全体の志気が高まった」や「翌日からの授業改善に

生かすことができた」などの声が寄せられております。

各学校における本年度の全国学力調査の自校採点によりますと、正答率30％未満の児童生徒の割合や設問ごとの無解答率等が改善されており、小学校においては全国最下位を脱することも期待できる結果となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木行政についての御質問の中で、県内企業への発注状況についての御質問にお答えいたします。

平成25年度の県内企業への発注状況については、沖縄総合事務局は発注件数の83.3％、発注金額は58.0％、沖縄防衛局は発注件数の87.3％、発注金額は71.1％となっております。また、沖縄県は発注件数の97.5％、発注金額は96.2％となっております。

同じく土木行政についての御質問の中で、一般競争入札と指名競争入札のメリットとデメリットについての御質問にお答えいたします。

一般競争入札のメリットといたしましては、広範な参加機会の確保、業者選定過程の透明化・公正化、入札談合の防止等があります。また、デメリットといたしましては、不適・不誠実業者の排除が困難なこと、過当競争、ダンピングによる質の低下等の懸念がございます。

指名競争入札のメリットとしては、誠実な業者の選定が可能となることから、質の高い事業が確保できること、業者に対して受注意欲を喚起できること、中小企業の受注機会の確保に対し配慮が可能なことなどとなっております。また､デメリットといたしましては､業者指名過程が不透明、指名行為を通じての競争性の低下等の懸念がございます。

次に、最低制限価格の引き上げについての御質問にお答えいたします。

現在、最低制限価格は、予定価格の70％から90％の範囲で中央公契連モデルより率の高い算定式を設定し、適用しているところであります。その上限値は、コスト調査の結果から、落札率90％が損益分岐点であると推測されることや、90％程度であれば予定価格と最低制限価格に幅があり競争性が確保できること、また、沖縄県建設業審議会で、予定価格の90％が適正であるとの答申があったことなどから、90％と定めているところであります。しかしながら、社会状況の変化があることから、今年度は最低制限価格の検討のためコスト調査を行っていく予定としております。

次に、県内企業の受注機会の拡大についての御質問にお答えいたします。

県が発注する公共工事においては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注に取り組んでいるところであります。また、可能な限り分離・分割発注や共同企業体方式による発注を行い、多くの地元企業が参画できるよう､受注機会の拡大を図っているところであります。

次に、請負業者の県内企業優先活用についての御質問にお答えいたします。

県内建設業の優先活用策といたしましては、平成23年５月から工事発注の際の特記事項として、「請負業者は、下請契約の相手方を県内企業から選定するように努めなければならない。」と記載し、県内企業の優先活用に取り組んでいるところであります。

また、建設関係団体に対しても、下請発注する場合は、可能な限り県内企業を優先的に活用することを要請しております。

土木建築部における平成24年度発注工事の下請状況を調査したところ、発注工事825件中に1700社の下請業者が参加しておりました。このうち県内業者は1611社となっており、率にして約95％となっております。

今後とも関係団体と連携して、県内企業への優先下請に取り組んでいきたいと考えております。

次に、伊是名村、伊平屋村の架橋についての御質問にお答えいたします。

伊是名・伊平屋架橋につきましては、平成23年度に整備の可能性について調査を実施しております。調査結果から、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

今後、伊是名村、伊平屋村と連携しながら、課題克服の可能性について研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 企画財政についての御質問の中の、一括交付金の市町村の執行率と主な事業についてお答えいたします。４の(1)アと４の(1)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

一括交付金の市町村事業については、平成24年度は303億円で1266事業、平成25年度は318億円で1228事業

が交付決定を受け、これまでの制度では十分対応できなかった事業を地域の実情に応じてきめ細かく実施できるようになったところであります。

市町村の執行については、平成24年度は制度創設初年度ということもあり、46.5％の執行率にとどまり、事業費の約半分が繰り越しとなったところであります。しかしながら、前年度の経験を踏まえ、平成25年度は早い段階からの企画立案に取り組み、早期の交付決定を受けたことから、67.7％の執行率となり、改善が図られたところであります。

事業内容については、離島振興、子育て・福祉、教育、防災、観光や農業・地場産業の振興など多岐にわたっております。

具体的には、離島振興の分野では、人工透析施設の整備、航路を補完する空路移動手段の確保、定住促進住宅の整備など、子育て・福祉の分野では、認可外保育施設の施設改修、幼稚園の預かり保育のための人員配置及び施設改修、小規模離島等での公立保育所の整備など、教育の分野では、学力向上のための学習支援員の配置、冷房設備の設置等による学習環境の改善、教育用パソコンの導入など、防災の分野では、防災無線施設の整備、津波避難ビルの整備、海抜表示板の設置、非常食料等の備蓄など、観光振興の分野では、観光プロモーションの実施、観光地の美化、観光地周辺施設の整備など、農林水産業振興の分野では、野菜用パイプハウスの導入支援、子牛生産体制強化のための優良母牛の導入費助成など、その他産業振興の分野では、特産品の開発・販売の支援、超高速通信基盤の整備等の事業が進められており、それぞれの分野において地域のニーズに即した取り組みがなされているものと考えております。

次に、母牛購入事業の進捗状況についてお答えいたします。

母牛購入事業は、畜産業の振興を図るため、市町村において一括交付金を活用し、肉用牛繁殖農家に対し優良母牛の導入費用の一部を助成する事業であります。

これまでの実績として、平成24年度に石垣市、糸満市、竹富町の３市町において事業が実施されたところでありますが、平成25年度には新たに４町村が事業を開始し、７市町村で実施されております。今年度は、さらに８町村が事業を開始し、現在、15市町村において本事業が展開されているところであります。本事業による導入頭数の実績は、平成24年度の３市町で141頭に対し、平成25年度は７市町村で269頭となっております。

次に、沖縄離島体験交流促進事業についての御質問の中の、離島児童の沖縄本島派遣についてお答えいたします。

離島の児童生徒を沖縄本島へ派遣することについては、教育的な側面からも意義があるものと考えております。現在、離島の小学校の修学旅行の多くは、本島の文化遺産や戦跡等に触れる内容となっているところです。また、就業意識の向上を図るため、離島にはない職種の企業訪問､職場見学や離島フェア･特産品フェアを活用した販売体験などを行う事業も実施しているところであります。

県といたしましては、これらのことも踏まえて、今後離島児童生徒の本島派遣についてあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは再質問したいと思っております。

基地問題について、知事、実は平成13年９月11日、アメリカで同時多発テロが発生しました。そのときに嘉手納飛行場はやっぱり訓練が激化されまして、そしてそのときの半年間で騒音問題、地域のこの爆音問題が出ました。そして訓練に伴ってそのときに風防ガラス（キャノピー）の落下事故、そしてＣ２型輸送機の燃料漏れ事故、そしてＦ15戦闘機から照明弾が、そしてＣＨ53輸送ヘリコプターから燃料タンクが落下すると。そのわずか半月の間に４件の事故が発生したんです。その都度嘉手納町議会はもちろんですけれども、中部の市町村議会が要請を、抗議をしました。それでも訓練はとめることはできない。その結果、糸満沖100キロにＦ15戦闘機が墜落したんです。訓練が激化するとやっぱりパイロットもまた兵士もそれぞれの苦労があるんです。その結果、墜落したと言われても仕方ない。そういった意味ではやはり基地のそういった事件・事故が発生するたびに、私は県は米軍を初め関係機関に要請行動を継続することが大切だと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　隔靴掻痒の感がいつもあるんですが、基地の訓練激化とか訓練に伴っていろんな事故とか事件が起こるというのは、中川議員が一番よく御存じだと思います。我々もそのたびに軍転協であ

るとか、渉外知事会というのもあったりして、そこを通じて外務省だ、官邸、総理大臣、それからアメリカ大使館などなど行くんですが、どうしてもその結果が直ちには出にくい。事件・事故というのが組織上、マネジメント上いろんな欠点があって出てくるんだろうという、それ以外にもいろいろな根の深い部分が企業においてもよくあることですから、企業のゼロディフェクト運動というのは、それこそ何年も続くようないい結果も出たり､たまにいろんな事件･事故が起こったりします。ですから、これは原理的には同じだとは思いますが、私もほぼ８年間、知事をしながらその事件・事故のたびに今申し上げたところへ要請に行きました。ですから無論これは要請はどうしても必要ですし、しっかりとこれはこの現地沖縄でもそれから東京でもやるべきだと思いますが、どんどんそしてやっていきたいと思います。特にこのアメリカ大使館を通じて、ここに総領事館があるとはいえ、もう少し米本国の代表、それから米軍に対してももう一工夫が要るのかもしれません。ですから、ぜひ議員の御経験も含めて、もっと効果的な方法を少しつくり出してやっていくことも重要かと思います。私もワシントンにも直接行ったこともありますし、こういうことも含めて我々ももう少し効果的な方法がないかどうか研究しながら続けてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ぜひ知事にお願いしたいのは、やはりこの基地の負担軽減、それに逆行することなく粘り強く日米両政府に要請していただきたいのと、やはり問題はアメリカだと思っています。ですから、ぜひ知事、機会をつくって自民党と一緒にアメリカ政府まで行って、普天間の問題５年運用停止、そして嘉手納飛行場の外来機による騒音被害なども含めた要望を申し上げておきたいと思います。

次に、教育長に再質問いたします。

開邦高校へ中学部を設置したいという趣旨の答弁がありました。私は大賛成であります。ぜひ実行してほしいと考えます。

確かに、本土に追いつくために、開邦高校等の進学校が本県高校生の学力向上に果たしてきた役割は大変すばらしいものがあると感じております。本県高校生の国公立大学の合格者数の拡大を見ても、平成元年280名から昨年度1212名へと沖縄県の子供たちの学力は飛躍的に拡大してきております。これは、開邦高校や球陽高校など、いわゆる４Ｋと呼ばれる進学校が他の高校を引っ張ってきた大きな成果だと感じております。しかしながら、私はまだまだ大きな課題があると思います。

教育長からの答弁にありましたように、難関国公立大学の合格者数が余りにも少な過ぎる。九州各県と比較して見ると本県は９分の１程度とする、まだまだ大きな課題があると思います。特に、東大への合格率が少な過ぎると感じますが、教育長はどうお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　東大へ毎年、公立高校からは１人、２人、去年はゼロでありました。率直に申し上げて少な過ぎると感じております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　教育長、実は本県の高校生たちが東大・難関大学へ合格できる能力についてはどう考えておりますか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　私は、本県の高校生たちも本土の高校生たちと同じように東大に合格するという能力は十分に持っていると思います。ただ、先ほど申し上げたんですけれども、そのシステムが十分ではなかったと感じているんですね。

実は、私は、課長時代にこの開邦高校から毎年せめて二、三名ずつ東大等に行けるような体制づくりを研究したことがあるんですよ､研究会を発足してですね。そこでは学校ともやりとりしながらやったんですけれども、事実、教員も加配して進めてきたんですけれども、これがうまく功を奏しなかったんですね。結果的には失敗でした。大きな欠点があるということを実感したんです。これは何かと申し上げましたら、開邦高校に入学してくる優秀なこの生徒たちでさえも、入学して３年間で東大レベルまで合格させるには相当な無理があるとわかったわけです。どうしても中学校からの継続的な取り組みが必要だと、もうそのときから痛感しているんですけれども。例えば、本土では公立高校でも東大等を目指したり難関大学を目指した中高一貫高校はかなりありますし、私立を含めたらかなりあるんですね。それから、親御さん、保護者の意識も大変高くて、自分の子供に小学校時代から東大を意識させているというのは、本当にあります。その点、本県はやはりおくれをとっているんじゃないかと感じております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　ただいま教育長の答弁を聞いて一番安心しているのは、決して沖縄の子供たちが本土の子供たちに劣ることはないと。問題はそのシステムづくりだと、そのシステムづくりのために開邦高校に中学

部を設置するという教育長の考え方は私は大賛成です。これはぜひ実行していただきたい。しかしながら、このような意義を持った中学部であるのならば、那覇地区だけではなくて中部地区にも設置すべきだと。特に、中部地区・中頭に設置すべきだと思っておりますが、そのニーズについて教育長の見解をお聞きします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 私は、那覇地区だけではなくて中頭地区にもこうした中学校の設置の必要性はあると十分感じているんですね。当然東大等を目指して、こういう難関大学を目指す志の高い子供たちは、那覇・南部地区だけじゃなくて中頭地区にも相当いると思うんですよ。そういう意味では必要だと思っているんですけれども、私は実は率直に申し上げて、開邦高校と同時に中頭地区にも考えたんですけれども、ただ、いろいろな事務作業がありまして、これがやったほうがいいのかあるいは開邦高校に一度中学部を設置してそれを検証して、それから中頭地区にやったらどうかと。今、庁内でも議論しているんですけれども、なかなか踏み込めないでいるのが現状です。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 実は教育長、今、教育長の答弁では開邦高校で設置を今予定をしていると。それをするためには２年かかりますか、３年かかりますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） １つの目安ですけれども、早くても３年後となると思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 実は、これから３年後に開設すると。そして中学３年間、そして高校３年間、合わせて９年になるんですよ。９年以降しか実績が出ないんですよ。10年、15年になるかもしれません。その実績を考えたときに、那覇で実績が出てから中部でやるんでは遅いんです。那覇と中部、同時にそれをぜひやっていただきたい。そしてニーズに応えていただきたい。特に、私は中頭地区なら先ほど答弁がありました４Ｋ、球陽高校はその設置が整っております。開邦高校に負けない教育環境が整っておりますので、ぜひ中頭の球陽高校と那覇と同時で進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里　明君） 県議もやはりそういうお考えですか。実は、開邦高校に設置するんでしたら、那覇地区に設置するんでしたら中頭地区にも設置してくれという動きが出てきているんですね。これから本格的な動きになると思うんですけれども、実は球陽高校サイドからなんですよ。球陽高校の校長先生の話では、ＰＴＡ、同窓会、地域の人たちから、球陽高校に設置してくれという、そういう声が届いていると思います。ただ、中頭地区の設置につきましては、やっと開邦高校への法整備を始めたばかりでして、これから教育委員会の協議、それから何よりも関係部等との調整も入ってくると思うんですけれども、やはり私は人材は待ったなしだと思っております。

それからもう一つ、これはちょっと言っていいのかどうか。お隣の鹿児島県では、先日の新聞報道とかラジオでかなりやっているんですけれども、鹿児島県では県立の新しいタイプの中高一貫校をつくっておりまして来年４月から募集ですけれども、この募集を沖縄県でも積極的に開始しているんですね。来週にでもコンベンションセンターで、これは中学校を対象にやりたいと言っているんですけれども、この高校が難関大学へ道を開くという名目で募集を開始しているんです。

私、復帰前それから復帰後この前後で、本土へ子息を、子供たちを本土に行かせたというのが頭をよぎりまして、もう今おくれをとったら、やっぱり中学校段階から東大等を目指す志を高くした子供たちがやはり本土に行ってしまうんじゃないかという大変な危機感を持っております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川　京貴君 やはり知事、お願いしたいのは、これはやっぱり教育行政だけの問題じゃなくて、そういった中学を開設するということになると予算が伴います、財源が伴うんです。そういった意味では、今回、一般質問・代表質問でも沖縄の教育についてたくさんの質問が出ておりました。本土に比べて知事、沖縄の教育予算というのが少し少ないんじゃないかという意見も出ておりました。御存じのとおり、私たちが小学校、中学校のときには子供たちが進学したい場合に、九州のマリストに行ったり、東京に行ったりして、そこで難関大学に受験するという子供たちもいました。やはり私は教育はそういった意味で沖縄でできる教育はしっかりやる。南部で那覇で開設するんであれば中部で球陽高校で一緒にやっていただきたい。そういう子供たちにチャンスを与えていただきたい。御存じのとおり、教育は最大の振興策だと言われております。そういった意味では、自主財源に乏しい沖縄県、産業も企業も本当に厳しい状況の中で、子供たちの教育をすることによって知事が言う、沖縄振興そして21世紀ビジョンを引き継いでいく子供たちを育てていただきたい。

知事、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　この難関大学をずっと狙い続けるという点については、私は否定はしません。それで必要な予算は知事部局で組むことも重要だと思っておりますよ。私も国費留学生試験で東京に行かせてもらいましたから、重要ですし、沖縄県内でも島々も含めて幾つか、那覇に集中しないで、中部、北部にしても必要だと思います。ただし、これだけのために今どきやるべきかどうかについては、私は、ちょっと別の、これに加えてやっぱりソルボンヌ大学でもいいし、つまりアメリカも何もその限られた大学じゃなくて結構いろんなのありますしね、台湾大学も北京大学も。つまり大学を今選ぶというときの価値観が、これまでみたいに旧帝大を中心とした、ないしは私立を中心とした大学に焦点を当て続けるべきかどうかについては、少し議論が要ると思いますが、ただし、ほかの県並みに一回育ててみたいというのはチャレンジすべきだと思います。ただ、沖縄の味としてはやっぱり芸術的な才能があるとか、いろんな才能を子供たち持っているものですから、それに応じた進学が世界中でできるようなというのが本来じゃないかという気もします。むしろ直ちに腕のほうの、論理じゃなくてそういう実業的といいましたか何かそういう分野もウチナーンチュの子供たちはやっぱり結構いい能力を持っていると思います。ですから少し広くして、議員のおっしゃっていること私は否定しませんよ､やるべきだと、やったほうがいい。それにプラスしないと、今どき難関大学を目指すというシステムだけでは、少しそれに加えたほうが、あれば一番いいんじゃないかという気もしております。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　今、知事がおっしゃるように、やはり高校を卒業して社会に出てものづくり、また好きな仕事につく子供たちもいます。しかしながら、先ほどから申し上げていますように、沖縄県の場合には私立も少ない。九州、本土とは島嶼県でありまして、それに中高一貫教育というのがなかなか見出せないところがあるんです。本土は小・中・高もありますし、その一括したシステムの中で子供たちに選択肢があるんです、選ぶ選択肢があります。沖縄県はやっぱり先ほどから話したとおり、限られたこの沖縄の中での学校の選択しかありません。ものづくりのいい子供たちはやっぱり高校を卒業して工業、商業、またいろんな好きなことができるでしょう。難関大学に行きたい子供たちにチャンスを与えていただきたいと、そういう気持ちで質問しております。

再質問します。

教育長、続きまして本県の学力問題について、教育長の答弁においては最下位脱出も何とか可能性があると。私は最下位脱出に的を絞らないで、最下位脱出は当たり前なんです。できることなら本年度、来年度でも最下位を脱出して、本土並みのそういった教育行政であるべきだと思っています。

学校とか子供たちにおいて一番大きな変化が見られたのはどういう点でしょうか、推進室を設置してですね。見られた点についてお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　推進室を設置して鋭意学校訪問を通して、そういう学校長たちとの意見交換を通していろんな声が聞こえてまいりました。特に学校長からは、教員からもそうですけれども、本当に意識が変わり始めた。若い先生方の意欲が本当に高まっているというそういう声ですね。そして今、本当に学校が一体となって動き始めている、そういうような声は大変聞こえます。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　やはり先ほどから申し上げていますように、子供たちはできることなら小学校から中学、高校と、知事御承知のとおり沖縄の子供たちが野球、サッカー、柔道、強くなったのは、少年野球からやっているんです。スポーツも一緒なんですよね。少年野球で基礎ができてきて、そして足腰を鍛えている。それが中学、高校を通してそして全国で活躍すると。高校からスタートしては甲子園で優勝するようなことは不可能だと思っています。やはり沖縄の野球やスポーツが強くなったのは、小・中・高からの基礎がしっかりしていた｡僕は学力も今教育長が答弁されたとおり、やっぱり中学でしっかりやって、選択肢の一つとして難関大学を目指す子供たちにチャンスを与えていただきたい、そういう気持ちで質問しております。

それと子供たちに一番変化が見られたのはどういうことでしょう、推進室を設置してですね。子供たちの変化についてお聞きします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　これも学校からの意見なんですけれども、やはり先生方の意欲が変わってきているわけですから、子供たちのこの取り組み方もやはり大変前向きになってきたと。これまで学校も、もうわからなかったらしようがないと。これまでしようがないかでやっていたのを粘り強くやることによって、子供たちが応えてきてくれていると言うんですね。特

に家庭学習を初めそういう授業とか、宿題とかも本当に応えてくれるようになったと、それから粘り強くなったということもあります。

○議長（喜納昌春君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　済みません､時間がありませんので、本当は伊是名の架橋の話もたくさんしたかったんですが、架橋の話は儀間議員がしておりましたので、最後に、離島体験交流促進事業について、学習について再度お願いしたいのは、ぜひ離島の子供たちが本島で学べる環境をつくっていただきたい。これは僕は２回目の質問なんです｡離島体験交流促進事業であるならば、離島の子供たちを本島に呼んで、本島から伊是名村を研修させる、本島からまた座間味村を研修させる。本島も研修させる仕組みを僕は謝花部長にお願いしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今議員御指摘のように、我々企画部で行っておりますのは、本島の子供たちが離島に来て離島のよさ、それとまた大変さ、そういったのをわかっていただきながら、またもう一方ではそういった子供たちとの交流を通して本島の子供たちとの交流を通してその離島の地域が活性化する、それを目的としたものでございます。

今、議員の御指摘の離島の子供たちをさらに本島に行かせてというような話の中で、ワンクッション本島に置いた上でまたさらに別の離島、意外と離島の子供たちは自分たちの島のことはわかりますが、他の離島のことはわからないという実態もありますので、そういったことも一つの事業スキームとして検討してみたいなということで、しばらくお時間をいただければと思います。

○中川　京貴君　わかりました。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　自由民主党の照屋守之です。

質問の前に所見を述べさせていただきます。

ことし11月に行われます県知事選挙に向けてさまざまな動きが出ております。仲井眞知事の動向、那覇市長、そして前衆議院議員、いずれも保守系であります。この流れで行くと保守系の戦いになりそうであります。

革新陣営はどのように動くか、県民の大きな関心事であります。革新陣営はこれまでの県知事選挙で自公候補に負け続けて、今回の知事選挙では保守層を取り込むために那覇市長をターゲットにしていると聞いております。そしてこれまでの主義主張、政策はそばに置いて辺野古埋立承認の撤回のみでまとめるとのことで、それ以外の政策はどうするか問われます。

一方、那覇市長はどうでしょうか。さまざまな情報から埋立承認撤回ではなく辺野古反対の立場をとるようであります。しかし､反対をしてもつくるのだから、反対のみを貫いて建設は黙認をしていく。そのような姿勢のような感じがいたします。支援を求める企業からもその声を聞いております。

今、革新陣営や支持者の中でも疑問が出始めているようで、保守が二、三名出馬すれば票が割れて革新統一候補で十分勝てる。革新のこれまでの主義主張を捨てるべきではないなどの意見もあるようでございます。

県知事選挙は候補者の政治姿勢や県政全般の政策が問われる選挙であります。保守・革新両陣営ともその違いを明確に示して選挙をしないと、それぞれの支持層や県民を裏切ることになり、マスコミから大きく批判されることになります。革新統一では勝てないから保守と一緒にやる、保守だけでは勝てないから革新を利用する、政策、主義主張は見ぬふりをする。このことはまさに県民不在で、それぞれの政党の利益や自分たちの立場を優先するやり方であり、このようなことは絶対にあってはなりません。保守も革新も堂々と自分たちの主義主張、政策を県民に示して戦おうではありませんか。

それでは質問に入ります。

１、沖縄県の基地負担軽減について。

(1)、普天間飛行場の返還に係る４項目の要請の進捗状況。

(2)、山口県岩国市議会の「沖縄の基地負担軽減を図るための決議」及び群馬県榛東村議会の「オスプレイに関する決議」についての見解。

(3)、岩国市議会は基地を抱える全国の自治体の先頭に立ち、沖縄県の基地負担の軽減を全国に働きかけるとのことであります。

３点について見解を伺います。

２、オール沖縄及び建白書についてであります。

私は、このオール沖縄建白書については、オスプレイ配備に反対する実行委員会の事務局次長を務めていたということもあって、この選挙利用について非常に怒りを覚えております。オスプレイ配備反対の県民の思い、超党派の思いが選挙に利用されている。全く腹立たしい限りでございます。４月の27日に行われました沖縄市長選挙、この法定ビラに建白書、オール沖縄これが悪用されているわけであります。（資料を掲示）

非常に残念でありますけれども、このことについて知事の見解を伺います。

(2)番目に、「沖縄「建白書」を実現し未来を拓く島ぐるみ会議」については、オール沖縄で島ぐるみの再結集を呼びかけておりますけれども、スタート時点で既にオール沖縄が崩れております。にもかかわらず、オール沖縄をアピールする、全く理解できないわけであります。島ぐるみの再結集で何をするのか明確ではなく、この島ぐるみ会議も11月の県知事選挙に向けて再結集することが目的であり、まさにオール沖縄、建白書の政治利用でございます。知事の見解を伺います。

(3)、建白書を「公文書館に保存せよ」との議論がありましたけれども、建白書は今どこで保管をされておりますか。

３、那覇・福州友好都市交流シンボル事業のシンボル像、龍柱の設置についてでございます。

この事業はお隣の那覇市の事業でありますので、県議会の立場でとやかく言える筋合いではございませんけれども、この龍柱の建設事業、一括交付金やあるいはまた日本や沖縄の領土の問題等とも含めて非常に大きな課題があると私は思っております。そのようなことから取り上げております。

(1)、なぜ龍柱の設置か。

(2)、龍及び龍柱の意味は。

(3)、この事業は一括交付金事業とのことでありますけれども、その目的に沿う事業か。

(4)、沖縄県、日本は尖閣諸島の領土問題で中国と対立し、海も空も極度の緊張状態にあり、違法上陸や実効支配を阻止すべく監視をしております。そのような中でこの事業は中国にどのような影響を与えるのか。

(5)、龍は歴代の中国皇帝のシンボルであり、中国人は龍の柱が他国に建っているのを見れば、その地が中国皇帝、今なら中国共産党に服従していると宣言しているように感じる、中国が沖縄を奪い取ろうとしている今、那覇市の行動は、北京に利用されることすらあると、中国をよく知る専門家は疑問を持っております。この事業は単なる友好都市交流事業では済まない事業であります。日本と中国の領土、さらには沖縄県が中国の支配下に置かれる状況を那覇市が誘導しているのではないかと思えてならないわけでございます。那覇市民はもとより沖縄県民にとって大変憂慮すべき事態でございます。知事の見解を伺います。

４、平成26年沖縄全戦没者追悼式典について。

(1)、平和宣言の趣旨及び宣言文の作成の説明をお願いします。

５、学力向上の取り組みについて。

(1)、県教育委員会、市町村教育委員会及び学校の取り組み。

(2)、全国最下位脱出のめどについて伺います。

６、北部振興事業について。

(1)、目的について。

(2)、実績及び総事業費。

(3)、名護市を初め12市町村の対応について伺います。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの照屋守之君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後１時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際申し上げます。

知事の答弁に先立ち知事公室長から発言の申し出がありますので、これを許します。

知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） それではお時間をいただきまして、台風８号についての情報を御案内したいと思います。

お手元に「平成26年台風８号について」という、これは沖縄気象台が作成した文書でございます。

現在台風８号が沖縄に接近しております。ここに書いてありますように、この台風は中心付近の最大風速が55メートル、最大瞬間風速が75メートルという極めて猛烈な台風でございまして、きょうからあすにかけて沖縄本島に、図によりますと宮古島と沖縄本島の間を通る、そして沖縄本島に近づいていくという形ですけれども、大変大きな台風で、さらに宮古島地方ではきょうからあすにかけて200ミリの雨量が予想されるということで大きな災害になる可能性があるということで極めて緊張しております。

気象庁におきましては、昨年８月にできた制度で「特別警報」というのがあるんですけれども、これは東日本大震災でありますとか、伊勢湾台風レベルの災害の可能性があった場合に発する警報でございますが、この対象になり得るということで、現在、「特別警報」を発する準備をしている、その用意をしているということでございます。

県におきましては、先ほど12時から災害対策会議を開催いたしまして、各部局でこの台風への厳重な警戒を呼びかけております。

資料の最後のページにございますが、県の災害対応の態勢というのは３つございます。準備態勢、警戒態勢、対策本部。通常、台風の接近におきまして、まず準備態勢から始めるんですけれども、今回は大変重大な事態が起こりかねないということで、直ちに暴風警報が出たと同時に２番目の警戒態勢をしくことにしております。さらに、この状況の推移によっては対策本部を立ち上げて万全の態勢を期すということでございます。

そこで県は、メディアの皆様に対しても知事メッセージというものを現在出しております。お手元にございますが、あえてここで読み上げさせていただきますけれども、「県民の皆様へ　台風８号への対応について　７月の台風として最大級となる台風８号の接近に伴い、沖縄地方では今後、急激に風雨が強まる見込みです。　沖縄気象台によりますと、台風の接近に伴い宮古島地方・沖縄本島地方では、「最大風速55メートル」「最大瞬間風速が75メートル」の猛烈な風が吹くおそれがあり、暴風や高波、高潮による浸水や冠水など、厳重な警戒が必要です。　沖縄県では災害対策本部を設置して台風災害に備えてまいりますが、県民の皆様には、以下の点に気を付けてください。　１、雨、風が強まってからの不要不急の外出等は控えてください。　２、風が強い中での高いところでの作業は控えてください。　３、家屋の倒壊や浸水等、身の危険を感じたら安全を確保しながら自主的に避難してください。　４、もし被害にあった場合又は被害を発見した場合は、警察（110番）、消防（119番）へ連絡してください。　県民の皆様には、暴風や大雨に十分警戒されるよう、よろしくお願いいたします。」。

知事名で出しております。

皆様も注意方をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　これより照屋守之君の質問及び質疑に対する答弁に入ります。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　照屋守之議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、沖縄県の基地負担の軽減に係る御質問の中で、岩国市議会の全国への働きかけについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、米軍基地問題は、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で負担を分かち合う必要があると考えております。この考えに岩国市長さんが理解を示し、ＫＣ130の移駐を容認する旨、表明をされておられるところです。また、６月23日、岩国市議会において「沖縄の基地負担軽減を図るための決議」がなされたところであります。このことは、これまでにない動きであり、極めて意義深いことだと考えております。

沖縄県におきましては、今後、基地が所在する他の自治体と交流を深めながら、連携して基地問題の解決に努めてまいる所存でございます。

次に、オール沖縄及び建白書についてという御趣旨の御質問ですが、その中で建白書の選挙利用についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。２の(1)と２の(2)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

御質問の建白書につきましては、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係４団体、市町村、そして市町村議会の連名において、安倍総理大臣、そして関係閣僚に直接提出されたものと承知いたしております。その意義や扱いにつきましては、実行委員会を構成されました皆様により議論されるものであると考えます。

なお、沖縄県といたしましては、現在、オスプレイについて沖縄県民の不安が払拭されておらず配備計画の見直しや配置分散の実施を強く求めているところであり、現在、政府が設置している普天間飛行場負担軽減推進会議におきまして、まず訓練の移転、そして配備分散、拠点分散等の取り組みが行われているところであり、ことしから来年にかけて徐々にその結果が公表されてくるものと考えております。

次に、北部振興事業についての御質問の中で、北部振興事業の目的についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

北部振興事業は、県土の均衡ある発展を図る観点から、北部地域における産業の振興や定住条件の整備を目的として平成12年度より実施され、雇用の創出や人口の増加など一定の成果を上げていると考えます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　沖縄県の基地負担軽減に関する御質問の中で、４項目の進捗状況についてお答えいたします。

普天間飛行場の５年以内運用停止については、普天間飛行場負担軽減推進会議において、具体的な米軍の運用の現状や軽減の項目について議論を行っているところです。また、特に大きな負担となっている外来機の飛来や場周訓練についても議論することとしており

ます。

キャンプ・キンザーの７年以内の返還については、ことし１月、防衛省に「沖縄基地負担軽減推進委員会」、さらにその下に「牧港補給地区返還推進チーム」が設置されました。ことし４月には、陸軍倉庫の移設先であるトリイ通信施設のマスタープランが日米合同委員会で承認されております。また、海兵隊のマスタープラン作成を日本側から支援するため、防衛省において移設先の施設配置検討業務の契約が締結され、移設先の諸事情を反映させることとしております。

オスプレイの県外移転については、米側との閣僚級協議を継続するとともに、昨年度以上の県外訓練等の計画を推進し、県外における訓練基盤・拠点の整備や訓練等を受け入れる地元の理解と協力の確保に取り組んでいるとのことであります。

日米地位協定の環境条項の改定については、日米両政府は、昨年12月25日に「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表」を行い、去る２月11日から計４回、環境に関して日米地位協定を補足する協定の作成に向けた日米協議を実施しているところであります。

沖縄県の基地負担軽減に関する御質問の中で、岩国市議会や榛東村議会の決議についてにお答えいたします。

県として、米軍基地問題は我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合う必要があると考えております。山口県岩国市議会において、「沖縄の基地負担軽減を図るための決議」がなされ、また、群馬県榛東村議会においては、オスプレイの訓練受け入れの決議がなされたところであります。このことは、これまでにない動きであり、意義深いことだと考えております。

県においては、今後、他県の基地が所在する自治体と連携して、基地問題の解決に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　北部振興事業についての御質問の中で、実績及び総事業費についてお答えいたします。

北部振興事業においては、平成12年度からこれまで総事業費ベースで約1100億円の事業が採択されました。これまで名護市みらい館、大宜味村シークヮーサー加工施設、今帰仁グスク交流センター、本部町物流拠点施設、恩納村赤間運動公園野球場、宜野座村サーバーファーム、金武町ベースボールスタジアム、伊江村さとうきび加工施設、伊是名村モズク最終選別施設の整備などを行ってまいりました。これらの取り組みにより、約2300人の雇用が創出されるとともに、人口が約4200人、3.4％増加するなど一定の成果を得ております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　オール沖縄及び建白書についての御質問の中で、建白書の保管場所についてお答えいたします。

政府によりますと、建白書は、防衛省において保有しており、保存期間満了時期は平成27年３月31日とのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　那覇・福州友好都市交流シンボル事業についての御質問の中の、龍柱の設置、龍及び龍柱の意味についての御質問にお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

那覇市・福州市友好都市交流シンボル事業は、中国福州市との友好都市締結から30周年を迎えたことから、両市の友好・交流を記念して、那覇市の新たな玄関口である若狭地域にシンボル像を建設するという事業であります。シンボルモニュメントの設置に当たっては、有識者による検討委員会などにおいて、中国福州市との友好・交流の歴史や沖縄の特色などを総合的に検討した結果、モニュメントはゲート的な要素を含んだデザインとするとともに、諸外国には見られない独自の形状であること、沖縄独自の文化を発信できるものとして、首里城正殿前の大龍柱をモチーフとしたデザインにすることに決定したと聞いております。

次に、一括交付金の目的に沿う事業かについての御質問にお答えいたします。

一括交付金の交付目的は、市町村が自主的に選択した沖縄の振興に資する事業等に対し交付することにより、市町村の実情に即した事業の効果的な実施を図ることとされております。

那覇市の本事業については、那覇市の若狭地域にゲート的なデザイン性のシンボルモニュメントを設置することにより、都市・地域の魅力づくり、観光都市としての魅力の向上に資するとともに、歴史ある那覇の町、観光誘客促進・受け入れ基盤強化など、観光振

興に資する事業として認められたものであります。

次に、那覇・福州友好都市交流シンボル事業が中国に与える影響等についてお答えいたします。３の(4)と３の(5)は関連いたしますので一括して答弁いたします。

一括交付金は、それぞれの市町村が自主的な選択により事業計画を作成し、地域の実情に即した沖縄の振興に資する事業を実施できる使途の自由度が高い交付金となっております。本事業は、那覇市と福州市の友好・交流の促進や、観光都市としての魅力の向上を図ることを目的に、那覇市の自主的な判断において実施されるものであります。

次に、北部振興事業についての御質問の中の、名護市を初め12市町村の対応についての御質問にお答えいたします。

北部12市町村は、北部振興事業において定住条件の整備や産業の振興など、それぞれの地域の実情に応じた施策や北部地域全体の振興に資するさまざまな事業を実施しております。その結果、雇用の創出や人口の増加などに一定の成果を上げてきたところです。しかしながら、北部地域は県内の他地域に比べ１人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在するなど課題も残されていることから、引き続き北部12市町村が一体となって各種事業に取り組んでいくものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君）　それでは平成26年沖縄全戦没者追悼式についての御質問の中で、平和宣言の趣旨及び作成についてお答えをいたします。

沖縄全戦没者追悼式における平和宣言については、昭和52年、沖縄戦戦没者の33年忌に当たり、関係者の議論を経て、真に慰霊の日にふさわしい式典とするため平和宣言を行うこととしたものであります。平和宣言においては、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた沖縄の経験に基づき、戦争体験を継承し平和を希求する心を発信するとともに、恒久平和の実現に取り組む決意を宣言してまいりました。

県としましては、沖縄戦の教訓を風化させることなく発信していくことは、非常に意義深いものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君）　それでは学力向上の取り組みの御質問の中で、県及び市町村教育委員会等の取り組みについてお答えいたします。

昨年11月に設置した学力向上推進室は、11月から３月までの５カ月間で120校、本年度は200校の訪問を予定しており、これまでに40校余りの学校を直接訪問し、授業観察や校長等との意見交換等を行い、児童生徒が意欲的に授業に参加する指導方法などについて支援しております。また、校長研修会等での施策説明、「学力向上Ｗｅｂシステム」の本格運用、学力調査官等を招聘した研修会など、学校力や教員の授業力を高める取り組みを推進しております。

各市町村教育委員会や各学校におきましても、日常的に授業改善に取り組むとともに、学習支援員や地域ボランティアを活用した取り組み等を推進しております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会と連携し、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、全国最下位脱出の可能性についてお答えいたします。

文部科学省は、本年度の全国学力・学習状況調査の結果を８月に公表することとしております。各学校の自校採点による本県の状況につきましては、昨年度と比較して正答率30％未満の児童生徒の割合や設問ごとの無解答率等が改善されており、小学校においては全国最下位を脱することが期待できる結果となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　御答弁ありがとうございました。

知事、山口の岩国ですね、安倍総理の地元です。野党の皆様方は、総理の発言は口約束だという形で言っておりましたけれども、まさに今全国に沖縄の基地負担を軽減する山口の岩国市議会が先頭に立って頑張っているということは、これは安倍総理の意向なんですよ。安倍総理は自分で山口で引き受けながら、全国にそういうことをやろうというふうな形で、それが今着々と進んでいるということなんですよ。いかがですか。総理が今考えているんですよ、これ。どうですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　山口県御出身の安倍総理の考えをそんたくし、そして考えを取り入れて岩国市議会、その他いろいろと対応されておられるだろうということは大いに理解できますね。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　オール沖縄建白書の選挙利用です

ね、先ほども見せましたけれどもこれは沖縄の市長選挙ですよ。（資料を掲示） 法定ビラですよ、沖縄の市長選挙ね、法定ビラ。これは選挙公報ですよ、選挙公報ですよ。（資料を掲示） これにもオール沖縄入っているんですよ。だから、先ほどから言いますように、何で勝手に県民のそういうふうなオスプレイ配備反対に対する思い、こういうふうなものを政治利用、選挙利用するのかという話なんですよね。共同代表として納得してないでしょう、議長、こういうのはね。断りありましたか､ないでしょう。私も事務局次長として、私にもないんですよ。だからそういうふうな選挙にそういうふうな活用をするというふうなこと、これが非常に残念だなということと、島ぐるみ会議についても全く一緒。県知事選挙に再結集しようという形で島ぐるみ会議が今動いているんですよ。だからそれがなければ目的のない会議ですよ。みんながそれをわかっていてのこと、一部の人がわかっているかどうかは別として、議長にも相談ない、我々にも相談ない。那覇市長はわかっているのかな。だからそういう共同代表がやっているというのは大変なことですよね。ですからそういうことも含めて、建白書を公文書館に保管せよということがありましたね。私は、そういう形であの純粋な県民運動を、オール沖縄と建白書、こういうのを政治利用したこの公文書を公文書館に保存するなんていうのはもってのほかだと思っていますよ。だからそれをぜひ政府にこういう事情のある建白書の公文についてはちょっと考えてくれということで要求してくださいよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっとそのお話につきましては、きょうはお話として承らせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 次は、シンボル・龍柱の設置です。

この龍柱は、こういう感じですね。（資料を掲示） 若狭の通りに15メートル――15メートルというと大体５階建てぐらいあるんじゃないですか。だからこれは先ほど言いましたように、那覇市議会でも非常に問題提起されているんですよ。昨年の６月定例会の中で、これは補正予算で１億3000万ぐらい計上されて、平良識子議員、この人もこれだけ高額な建設費あるいは景観の影響を疑問視するということもあって――その人が言っているんですよ｡「琉球大学の島袋純教授は､「観光にどう寄与するのかある程度の積算を出さないと後で返金を求められる可能性がある､」」、これはその当時の反対討論で言っているんですよ。その次、前泊美紀議員、１億3000万を含む補正予算に反対しているんですよ。これはこういうことです。これだけ巨大なものをつくるのに沖縄振興一括交付金が活用されるということに疑問を持っているわけですよ。疑問だけではなくて、使い方によっては、知事、執行部が頑張って一生懸命これを獲得した一括交付金、それに対して信頼が失われて国政の位置づけにも影響を及ぼす可能性があるということは、その前の議会からも指摘しているし、昨年の６月議会でも指摘されているんですね。この中にあるのは、地域住民がわからないというんですよ、これだけの事業を。説明しろと言っても那覇市は説明しないんですよ。そういうのも反対討論の中であって､こういうことを議会として認めるというのは、議会としての資質の問題ですねということで前泊美紀さんはそれだけ否定して反対討論をしているんですね。結果的にどうなったかという話ですよ。その当時の補正予算ですね、賛成が29、反対が９あります。９名の中に社社連合の議員が３名おります。前泊美紀さんも入っています。社社連合、平良、宮平、下地４名に共産党の議員５名が反対しているんですよ。ですから、こういうふうなことも含めて一括交付金の活用に疑問を呈しているという、大変なことになりますよという事業を那覇市議会でも議論がある、地域住民にも説明しない。一括交付金は大丈夫ですか。部長、どうですか、こういう事業。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 答弁させていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、やはり一括交付金の一番肝心なところは、地域の自主的な判断に基づいて実施するというところだと思います。

今、議員からるる御説明がありました市議会でいろいろ質疑があったということ自体、私承知しておりますけれども、この件につきましては那覇市においてしっかり市民、そして議会において今後も説明をしていただけるものと考えております。

県といたしましては、この龍柱が那覇市が目指すまちづくり、観光都市としてのまちづくりに資することができればよろしいのかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋　守之君 それと龍の根拠ですね、この龍の根拠も問題になっているんですよ。ですから、これは私にしてみれば、龍はシナの皇帝の意味があり、龍柱と

いうのはシナ皇帝の縄張りでありますから……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○照屋　守之君　龍の爪とかそういう定義がありますね。龍はシナの皇帝、あるいは龍柱はシナ皇帝の縄張りという、これは中国から見たらそういう見方もあるようです。副知事いかがですか。専門で詳しいでしょう、教えて。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　一般的な認識でよろしいでしょうか。

○照屋　守之君　どうぞ。

○副知事（高良倉吉君）　中国でも時代によって変遷はありますけれども、琉球がつき合った明という時代からは、龍について一定の中国の一つの制度的なルールがあったわけです。２つの角があって、５つの爪を持つ龍というのは皇帝権力のシンボルであるという制度化が進みます。それに対して、爪が４本の場合、これは普通は中国では龍とは言いません。蟒と言って別の言葉を使います。したがって、中国と長い交流があった沖縄でも龍のスタイルというのが利用されておりまして、私は個人的に首里城の復元にかかわったんですが、首里城の龍はどうであったかといいますと、時代考証的に言えば基本的には４つの爪を持つ龍で復元されているということです。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　龍の爪は、中国から見た序列ですね。５本爪は中国皇帝、４本爪は冊封、朝貢国――沖縄のことですよ。３本爪は台湾とか本土とか。この４本爪、ここが問題ですよ。中国皇帝に対して服従する、家来になる、そういう意味があるんですよ。沖縄ではそういう意味はないですよ。中国から見たら沖縄は属国、家来、服従するという、そういう意味合いがあって、あの龍柱が建ちますでしょう。４本の爪がありますね。そういう意味合いがあるんですよ。これはどうですか、理解していますか。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

○副知事（高良倉吉君）　首里城の復元は、18世紀の中ごろ以降の首里城を復元しました。そのころは中国と琉球は冊封・朝貢関係にありましたので、その時代の歴史状況を反映したスタイルになっています。したがって、龍は４本爪であるという、これは時代がそういう時代でしたからそういうふうに時代考証を行ったとおり復元してあると。現代においてそれをどう見るかについてはさまざまな立場があるかもしれませんので、コメントは控えます。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、さまざまな観点からのそういう見方がありますが、中国からすると、こういうふうな龍柱があると、これは中国の属国だ、支配下だというそういう意味合いがあるんですね。だから、そういう意味合いがあるものを那覇市がわざわざ今建てるのかということを問題提起しているわけです。問題は観光です。今、658万います。中国から去年７万8000人ぐらいですかね、１％ですよ。先ほど部長、あなたは観光振興に寄与するという話でしょう。658万の600万は日本本土から来るんですよ。中国はいいんだけれども、日本の600万がこの龍柱を見て、那覇は中国の属国か、支配下にあるのかということになったらどうなりますか。本土からの600万の観光客がそれを見て、沖縄は幻滅したなと。これが10％、20％減ったらどうなりますかという話ですよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に願います。

○照屋　守之君　だから、これは観光振興にはならない。おかしいでしょう。どう思いますか。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。（発言する者あり）

静粛に願います。

○企画部長（謝花喜一郎君）　先ほど高良副知事からございましたように、歴史的な答弁は先ほど高良副知事からあったとおりだと思います。一方で、これは那覇市議会での答弁なんですが、それぞれ観光地域にはそれぞれのシンボルがあるんだと。例えば、厳島神社には大鳥居ですとか、フランスの凱旋門ですとか、シンガポールにはマーライオンと、それに匹敵するようなものを那覇市においても設置したいというような議論もあったというふうに聞いております。それぞれ歴史的なものはあるにしても、また、現代においてその龍柱がどういった評価になるかということについては那覇市において検討されるものだろうというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、那覇市で検討されて、反対があるにもかかわらずこの事業は進んでいるんですよ。予算も２億7800万と大きくなっていますよ。だから、私は今知事に申し上げたいのは、これは那覇市の事業である一括交付金もこの仕組みがおかしくなる。これは会計検査院がどんどん入ってきますよ。41市町村全部手入れが入る。だから、一括交付金の危機的な状況です。これは島袋純教授も指摘していますから、これははっきりしていますよ。ですから、一括交付金

制度の継続と、これは那覇市や沖縄県が中国からの支配下になっていくのかという、この部分ですよ。だから、これは一行政のトップで決めたらいけない。ですから、11月の知事選挙に一括交付金も含めてぜひこれは争点にして、那覇市民の判断やあるいは県民の判断を仰ぐということにしないと、我々は大変な禍根を残すと思っていますけれども、知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　照屋議員の御意見、私はいろんな見方があるなというふうに今受け取りました。ただ、今おっしゃったいろんな会計検査院であるとか一括交付金の仕組みとか目的にこういう面からいかがかというのは、これはよくよくチェックしないと、今、私のほうでお答えできる状況にはないと思いますが、ただ、照屋守之議員の御意見としてきょうは強く印象には受けましたけれども、承らせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　自民党は政策として争点にしますよ。那覇市長選も一括交付金の活用にしても。とんでもないことですからね。知事がせっかく頑張って獲得したものを、これを御破算にするんですよ。非常に信頼が失われますよ。

教育長。教育予算、沖縄が最下位という新聞報道がありましたね。あなたがこれ言ったんですか、こういう新聞報道があるけど。これをちょっと説明してもらえませんか、学力向上対策も含めて。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　質問にお答えしたいと思います。

先日新聞報道で、沖縄県は教育費が最下位だという見出しの記事がありましたが、この見出しは読む人に誤解を与えかねないので、いい機会ですので説明を加えたいと存じます。

先日の私の県議会の答弁では、秋田、福井両県と本県との比較で、教育費の中でも人件費や消耗品費などのいわゆるソフト面での予算について、児童生徒１人当たりの数値での比較を申し上げたところでございまして、沖縄県が低いのは両県と比べまして、本県では少子化による児童生徒の減少が少ないことも一つの要因となっているわけです。

沖縄県は人口比に占める児童生徒の数が全国一高い地域でありまして、つまり教育予算がそれほど変わりない場合には児童生徒の割合が多い本県では児童生徒１人当たりに占める教育予算は当然ながら低くなるという状況になってしまいます。先ほどの両県との比較の場合でも、過去10年間を見た場合３県とも当該教育費は減少傾向にあるわけですけれども、児童生徒１人当たりに換算してみると本県はどうしても低くならざるを得ないというような状況になってまいります。ちなみに、当該数値でも決して全国最下位だというわけではございませんし、そういう答弁はしておりません。

次に、視点を変えまして、比較の対象をソフト面でなくてハード面、つまり子供たちにとって快適な教育環境整備に必要な施設整備費等のいわゆるハード面の予算を今度は人口比で換算してみますと、小学校が12万5000円となりまして、これは都道府県人口１人当たりに換算してみますと全国１位の順位になってまいります。人口比にしますとハード面の予算では全国１位になるわけです。中学校では約４万2000円となり全国21位となっております。このように見ても、比較の対象を変えた場合には影響する要因も変わり、順位も変わってまいります。一概に教育予算だけで教育の質を問うというのは、ある面で誤解を与えかねないことになると思っております。また、平成26年度の県教育委員会の予算では、前年度比で37億8000万円、2.5％の増になります。約1536億円を計上しているところです。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　タイムスに申し入れしてきたらいいですよね。少し訂正してもらったらいいですよ。

それと、６年連続で最下位でしたね、学力。今最下位脱出できるわけですよね。はっきり言ってないけどね。自信持ってますからわかりますよ、私は。だから、これまでのこれの取り組みと、教育長になられてからのその取り組みの違い、これをしっかり説明してください。お願いします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。（発言する者あり）

○照屋　守之君　最下位脱出のめどがついている。

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○教育長（諸見里　明君）　お答えいたします。

今回、県議のお力添えもありまして、学力テスト全国最下位を脱出するべく教育庁内に学力向上推進室を新たに設置したのはもう御承知のとおりです。従来の取り組みと劇的に変わるというのがこの推進室の設置でございまして、先ほど内容を説明申し上げましたけれども、この推進室のメンバーが学校訪問を通して指導助言をやっていることですね。それから、これまでの取り組みでは最下位脱出に向けて教育庁内部でかなり、私も交えて論議してきたわけですけれども、この論議を通して最下位脱出に向けていろんな施策を展開してきたわけですけれども、これをいざ学校現場にお

ろしていくと功を奏しなかったわけですね。結局いろんな施策を展開しても上滑りがあったんじゃないかなと、そういう思いがしております。これを推進室のメンバーで一緒になって意識の改革をやっているところです。全国最下位だという事の重大さについてもうまく伝わっていなかったような気がいたします。こういう反省から、学校の意識、先生方の意識を変えようという取り組みであったわけです。

それから、先ほど答弁でも触れたんですけれども、今回の全国学力テストから本当に変わったという点は、子供たちが変わる、学校が変わる、先生方の意識が本当に変わってきたような気がいたします。この子供たちの学力問題というのはこれまでどこにこの問題があったのかなとそういう感じもしたんですけれども、学校が、教師が、市町村教育委員会が自分たちの問題だとして意識を持って取り組み始めたとそういうことですね。それから学力問題はいまだこの向上は緒についたばかりでして、去年120回、ことしから中学校に本格稼働して力を入れていきたいと思っております。この辺につきましてはまた県議の皆さん方の御指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○照屋　守之君　ありがとうございました。教職員の病気もなくなるよ。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議無所属の上原章です。

猛烈な台風が近づいているということで、大変心配をしております。

先ほど、県のほうで対策本部を立ち上げて、全庁挙げてしっかり支援体制を組むと言っておりました。ぜひ離島を初め農家の方々、また多くの県民が、この被害が本当に最小限に食いとめられるように支援体制をしっかりやっていただきたいと思います。特にまた、観光客の皆さんもこういった大きな台風のときにどこまでしっかり支援ができるか、大事じゃないかなと思っております。

それから教育長、子供たちの登下校も公共のバス等が最終的な判断になるというのがあるんですけれども、早目に子供たちへ学校現場への連携もまたしっかりやっていただきたいなと思います。特に市町村が現場の行政、県としっかり綿密に連携をとっていただきたいと思います。

質問の前に、所見を述べたいと思います。

７月１日、政府が「安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行いました。約１週間経過しようとしておりますが、その間テレビや新聞等、マスコミを通してその決定に対する経緯また内容が少しずつ明らかになっているわけですが、私ども公明党は、この集団的自衛権の行使については、これまで長年とってきた憲法解釈を基本に慎重な対応をということで主張してまいりました。安倍首相の強い思いの中で与党協議がスタートして、11回、公明党としても協議に参加をいたしました。当初の安倍首相の諮問機関の提言とか、出されていた内容を一つ一つ公明党として検証しながら、あくまでも専守防衛、この今の現平和憲法のもとで許容されるその解釈での自衛隊の武力行使ということで、私も何度も何度も今回出されたこの閣議決定の内容を読んでおりますけれども、本当に今多くのマスコミでも戦争ができる日本になってしまうんじゃないかとか、他国に行って武力行使をする、そのような論調がありますけれども、この中身を見ると私はこれまで日本が歩んできた憲法解釈の範囲内でこの一つ一つの中身が込められているような思いを今しております。確かに今厳しい御意見、県民の方々からも公明党に対していただいております。真摯に受けとめながら、また一方では平和の党・公明党、これまでどおり全力で与党の中でブレーキ役として頑張ってもらいたいというエールもいただいております。

今回の憲法解釈、しっかり今後、国会でも議論がされると思いますが、私ども県議会議員としてしっかりこれを丁寧に県民に御説明をさせていただきたいと思っております。

山崎正和、劇作家で評論家の方が「今回の閣議決定で、個別的自衛権の枠を越えて、集団的自衛権に移ったということは実質的には全くない。」と、「一部政治家やジャーナリズムも自衛権の問題について、個別的か集団的かといった言葉遊びにふけっている感じがする。今回、初めて集団的自衛権を行使できるようになったと言うが、それは全く違う。要するに、今回の閣議決定は従来のわが国の憲法が許容している「専守防衛」のための個別的自衛権の範囲内だ。その上で、個別的自衛権の今まで欠けていた部分を補完、拡充するものであることから、公明党は、平和の党としての立場を全く譲っていないし、完全に貫いた。」という評価をいただきました。

また、佐藤優元外務省の主任分析官は、例えばの一例で、ホルムズ海峡での機雷除去に日本は参加できないと、今回の解釈においてもですね。ここの国際航路帯はオマーンの領海内を通っており、そこを封鎖するための地雷は国際法上直ちに宣戦布告となって、戦闘

状態の場所になっていると。今回の解釈でも自衛隊は戦火の中に派遣はできないと明確になっているわけで、エネルギーが絶たれるという理由で、この海峡に自衛隊を派遣するということはあり得ないと、はっきりおっしゃっております。

要するに、この憲法に我々がこれまで積み重ねてきた専守防衛、国民、そして日本国の領土を守るための今回の内閣決定であり、もう一つ私は今回のこの資料を読んでびっくりしたのは７月１日の高村自民党副総裁が記者会見で、今回の解釈変更が限界で、それ以上の武力の行使を認めようとするならば憲法の改正しかないと。これは実は私ども公明党が与党の協議会で強くこの憲法解釈については、今回の閣議決定、要するに専守防衛という国内を守るためのこの解釈以上のものは今後この憲法の改定でしかもうできませんと、しっかり認識してくださいと、自民党サイドにも伝えたら、その７月１日の記者会見で高村副総裁は明確に、今後この問題は憲法改定の中でしかもう解釈はできませんと、はっきり明言しておるわけです。このことは余り報道もされておりませんけれども、我々公明党としてはしっかり今回のこの問題も、今後とも平和の党として頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に基づいて質問を行います。

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○上原　　章君　通告に基づき質問を行います。

１、経済、雇用対策についてお尋ねします。

(1)、県は、名護市にある金融業務特別地区いわゆる金融特区を発展的に解消させ、対象産業を拡大し、「経済金融活性化特別地区」を創設するとしています。内容と効果を伺います。同地区は厳しい状況が続いていると聞くが、これまでの成果と課題を含めお聞かせください。

(3)、外国人観光客受け入れ体制について、県内の通訳案内士、地域限定通訳案内士、沖縄特例通訳案内士の確保、育成は重要と考えるが取り組みを伺います。資格を取った後の働く場の提供はどうなっていますか。

(4)、沖縄県キャリアセンターの内容と効果を伺います。

(5)、県外就職活動支援事業の取り組み状況を伺います。

福祉行政について。

(1)、こども医療費助成事業の通院年齢拡充について、入院分と同じように中学３年生まで引き上げられないか、対応を伺います。県は、これまで平成24年10月に拡充した入院分の効果を見きわめ、市町村の意見も聴取した上で検討するとしていたがどうなっているか。積極的に年齢拡充に取り組む市町村もふえていると思うが見解を伺います。

(3)、高齢者権利擁護総合推進事業は大変重要と考えます。内容と効果を伺います。

(4)、県内の鬱病患者の推移及び支援策を伺います。

(5)、鬱病デイケアの取り組み状況と効果を伺います。拡充や認知行動療法の普及についてはどうなっていますか。

教育行政についてお尋ねします。

(1)、英語立県の取り組み、課題を伺います。教える側の体制強化が必要との声があるが、見解を伺います。

(2)、学力全国一の秋田県との交流について伺います。

(3)、学校現場の教員から、研修、会議、報告書の提出等が多く、本来、取り組むべき教材研究等の時間が確保できないとの声があります。見解を伺います。改革できるところはないかお聞かせください。

(4)、キャリア教育の充実はどうなっているか。

(6)、県立高校での生徒によるワックス使用の清掃について、導入の時期と理由、全国の実態を伺います。アレルギーを持った生徒を含め健康への配慮はどうなっていますか。

(7)、私学における児童生徒の健康診断費用の負担について、公立学校と同等の助成が必要と考えるが対応を伺います。県は、児童生徒の健康診断の重要性を認識し、前向きに検討するとしていたが、取り組みをお聞かせください。

(8)、学校周辺の通学路の安全対策、全県で取り組む必要があると思うが対応を伺います。全国では、子供たち、児童生徒を巻き込んだ事件・事故が多発しております。よろしくお願いします。

最後に、防災対策について伺います。

(1)、学校及び地域の防災教育、避難訓練はどうなっているか。

(2)、津波、避難困難地域の対策を伺います。

(3)、那覇市古波蔵３丁目及び４丁目付近は、海抜が低く、避難時に国道507号を渡る必要があり、地域や学校関係者から高架橋の設置が求められています。県の対応をお聞かせください。避難訓練に協力された県警の御意見もお伺いします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　上原章議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１の、経済、雇用対策についての中で、経済金融特区の内容と効果についての御質問にお答えいたします。

まず第１に、経済金融特区は、多様な産業の集積を促進し、雇用機会を創出することで北部圏域の産業の振興、ひいては沖縄における経済金融の活性化を図るため創設された制度であります。この特区では、対象産業を知事が設定できることから、これまでの金融業に加え宿泊業、娯楽業、農業、畜産業、水産養殖業、製造業などの多様な産業を設定したところであります。

沖縄県といたしましては、地元と連携をし、同特区制度を最大限活用することで、名護市のみならず北部圏域の振興を図ってまいりたいと考えております。

あとの御質問につきましては私の分がなくなりましたので、恐縮ですがこの１問で答弁とさせていただきます。

残りは、副知事、部局長等から答弁をいたします。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　経済、雇用対策についての御質問の中で、沖縄県キャリアセンターについてお答えいたします。

沖縄県キャリアセンターは、おおむね35歳未満の若年者を対象に職業観の形成から就職までを一貫して支援することにより、若年者の高い失業率を改善することを目的として、那覇市泉崎とおもろまち、沖縄国際大学内の中部サテライトの３カ所に設置しております。

各センターにおきましては、就職相談、各種就職支援セミナー、企業説明会や業界研究フォーラムを開催するなど、さまざまな支援を行っております。

平成25年度の利用者は、約１万8000人で前年度より約6000人増加をし、そのうち約1200人が就職に結びついており、若年者の失業率の改善と高校・大学等の就職内定率の向上に大きく寄与しております。

県としましては、引き続き関係機関との連携を強化し、センターの充実を図ることにより若年者の雇用改善に努めてまいります。

次に、教育行政についての御質問の中で、私立学校の健康診断費用についてお答えいたします。

私立学校の健康診断の費用については、これまでその多くが保護者の負担となっておりました。

沖縄県といたしましては、児童生徒の健康診断の重要性を踏まえ、公立学校と同様、保護者の負担が生じないよう、平成26年度から費用の全額を助成することといたしております。

今後とも私立学校が健全に発展していけるよう、支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　それでは経済、雇用対策についての中の、金融業務特別地区の実績と課題についてお答えいたします。

県では、平成14年に創設した金融業務特別地区を活用し、金融関連産業の集積に取り組んでまいりました。その結果、本年３月末現在で金融関連の企業が９社、金融関連産業と親和性の高い情報通信関連の企業等が25社立地し、合計1042名の新規雇用が創出されていることから、沖縄県の均衡ある発展に一定の成果を上げたものと考えております。

一方、所得控除制度の適用を受けた企業は１社となっており、その活用の促進が課題となっておりました。その主な要因としては、特区外での従業員の人数制限や営業活動の制限など、その認定要件が厳しかったものと考えております。今回、沖振法の改正により、特区外での活動制限が大幅に緩和されたことに加え、知事が定める「経済金融活性化計画」においては、対象産業を金融業に加え情報通信業、宿泊業、娯楽業、製造業など多様な産業を設定したところであります。

沖縄県では、今後、同制度を十分に活用し、さらなる産業の集積と雇用の創出を図ってまいります。

次に、同じく経済、雇用対策についての中の、県外就職活動支援についてお答えいたします。

沖縄県では、大学生等の県外就職活動を支援するため、大学生等県外就職チャレンジプログラム事業を実施しております。平成25年度は、県外インターンシップ派遣者が178名、東京での県外企業合同面接会参加者が138名、県外就職活動費用を支援した者が178名、県外就活フォーラム・セミナー参加者が628名となっております。その結果、平成26年３月卒の大学生の県外就職内定者数は464名と徐々に増加しております。

県としましては、引き続き、大学生等の就職支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　それでは経

済、雇用対策に関する御質問の中の、通訳案内士などの確保、育成の取り組み及び資格取得後の働く場の提供についてお答えいたします。

沖縄県では、増加する外国人観光客に対応できる人材を確保、育成するため、国が実施する通訳案内士試験とは別に、地域限定通訳案内士試験のほか、平成25年度に創設された沖縄独自の制度で、研修により資格が取得できる沖縄特例通訳案内士育成研修を実施しており、現在300人の通訳案内士が県に登録されております。

県としましては、通訳案内士の活動を支援するために、今年度から沖縄観光コンベンションビューローと連携し、ウエブサイトで通訳案内士の周知を図るとともに、旅行社等から提供される通訳案内業務の情報を登録者メーリングリストにより配信しております。

また、通訳案内士の確保とあわせて、ＯＪＴなどのフォローアップ支援を実施し、スキルアップに向けて取り組むとともに、旅行社とのマッチング会の開催を通じて、就業機会の増大につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） 福祉行政についての中の、子供医療費の通院対象年齢の拡大についてお答えいたします。

こども医療費助成事業における通院対象年齢については、平成26年度より６町村で年齢拡大を実施しております。

県事業の通院年齢の拡大要望について、市町村へのアンケート調査では、「中学卒業まで」のほか「就学前」、「現行維持」などの回答がありました。

県としましては、入院年齢の拡大による事業費の動向や通院対象拡大に対する市部の意向等をさらに確認しながら検討していきたいと考えています。

次に、県内の鬱病患者の推移及び支援策についてお答えします。

国が３年ごとに行う患者調査によりますと、県内の鬱病を含む気分障害の患者数は、平成17年、平成20年、23年ともに9000人と推計されております。

県では、保健所及び総合精神保健福祉センターにおいて、鬱病を含めた精神保健福祉に関する来所及び電話相談を行っております。また、鬱病等の相談支援体制を強化するため、市町村や関係団体の職員等を対象とした研修や民生委員、薬剤師などを対象としたゲートキーパー研修及び一般のかかりつけ医への鬱病対応力研修などの人材育成に取り組んでいるところであります。さらに、総合精神保健福祉センターでは、鬱病デイケアを実施するとともに、民間医療機関への技術普及を目的に実地研修等を行っております。

次に、鬱病デイケアの取り組み状況と効果及び認知行動療法の普及についてお答えします。

総合精神保健福祉センターでは、平成17年８月から鬱病デイケア事業による認知行動療法を開始しており、平成25年度末までには累計663名が利用しております。鬱病デイケアは年３回実施しており、平成17年度から平成21年度までは30名の定員となっておりましたが、民間医療機関でも認知行動療法を実施するようになったことから、平成22年度以降は定員を20名としたところであります。鬱病デイケアの過去３年の応募状況につきましては、各年度の定員60名に対して平成23年度は応募者が66名、平成24年度が78名、平成25年度が64名となっております。

認知行動療法の効果につきましては、新規利用者の88.4％に開始前と比較して症状の改善が見られるとの報告があります。

県としましては、地域における鬱病対策を推進する観点から、今後とも技術移転、普及を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは福祉行政についての御質問の中で、高齢者権利擁護総合推進事業についてお答えをいたします。

県では、高齢者に対する虐待防止や認知症に関する施策等を推進するための高齢者権利擁護総合推進事業を実施しております。

具体的には、高齢者虐待の相談窓口となる市町村職員の研修や専門職による助言等を行うほか、成年後見制度の普及や認知症サポーターの養成、認知症疾患医療センター運営事業等に取り組んでいるところであります。

これらの取り組みにより、高齢者にとって尊厳を保ちながら暮らし続けることのできる地域づくりが推進されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは教育行政についての御質問の中で、英語立県の取り組み等についてお答えいたします。

英語立県沖縄推進戦略事業では、英語小中高大連携委員会と国際交流推進委員会のもと、中高生を対象とした英語能力判定テスト、小中学生英語キャンプや高校生の留学､海外短期研修事業等を実施しております。

課題としましては、小・中・高校間のさらなる連携の強化と、英語教員の資質向上を図る研修体制の充実が挙げられます。

県教育委員会としましては、今後とも英語教員への研修の機会を創設し、児童生徒の英語力向上に取り組んでまいります。

次に、秋田県との交流内容、効果についてお答えいたします。

本県の学力向上に資する目的で平成21年度に開始された本県と秋田県との教員人事交流は、これまでに小中学校教諭が相互に12名ずつ、合計24名が派遣交流しております。

本交流を通して、秋田県における学校、家庭、地域のすぐれた取り組みが導入されるとともに、帰任した本県の教諭が授業改善アドバイザー等として、秋田県のすぐれた実践を公開することで本県教諭の授業力の向上に貢献しております。

県教育委員会としましては、児童生徒の学力向上を推進するため、今後も本事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、教員の教材研究等の時間確保についてお答えいたします。

県教育委員会では、昨年、小中学校校務改善検討委員会を設置し､教員の教材研究等の時間確保に向けて、調査依頼や通知文書の見直し、指定研修の期間縮減等に取り組んでおります。また、高等学校におきましては、負担軽減検討委員会等を設置し、会議や学校行事の精選、校内組織のスリム化等を推進するなど、各学校の実情に応じた取り組みを行っております。法定研修である初任者研修につきましても、校外研修を縮減するなど、負担軽減を図っているところです。

今後とも、教職員が児童生徒一人一人と向き合う時間確保を図るとともに、教職員がより働きやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、キャリア教育の充実についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、児童生徒の望ましい職業観・勤労観を育成するため、小学校では職場見学、中学校では職場体験、高等学校では就業体験等を実施するなど、学校の教育活動全体を通してキャリア教育を推進しております。

現在、キャリア教育マネジメント事業により、教職員向けの研修の実施や教科指導を通したキャリア教育の実践等の支援を行うため、キャリア教育コーディネーターを配置しているところです。

今後とも、児童生徒の発達段階に応じた組織的、計画的、継続的な取り組みを推進するとともに、関係機関等と連携を強化し、キャリア教育の充実に努めてまいります。

次に、県立高校でのワックスがけについてお答えいたします。

県立高校におけるワックスがけにつきましては、環境美化活動の一環として、自発性や社会参画の態度、豊かな心を育成することを目的に各学校において実施されております。また、九州各県においても、同様な趣旨のもとで、生徒によるワックスがけが一般的に実施されているとのことです。なお､ワックスがけの際、アレルギーのある生徒に対しては、十分な配慮が必要だと考えており、今後とも学校の意識の啓発に努めてまいります。

次に､通学路の安全対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、通学路の安全確保を図るため、県警察や道路管理者と連携し、危険箇所の改善に取り組んでいるところです。また、登下校時の安全確保につきましては、交通安全教室や防犯教室等を通して、児童生徒の危険回避能力の育成を図るとともに、県警等、関係機関や地域と連携し、学校安全ボランティア等の協力を得ながら、児童生徒の安全確保に努めているところです。

今後とも各地域の「通学路交通安全プログラム」の策定を促すとともに、昨年度、新たに策定した児童生徒等の「安全確保対策危機管理マニュアル」の活用を含め、関係機関や地域と連携を図り、通学路の安全対策に努めてまいります。

次に、防災対策についての御質問の中で、学校の防災教育、避難訓練についてお答えいたします。

各学校では、平成25年に策定された「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」を活用し、学校独自のマニュアルに沿って、高台への避難行動や円滑な誘導を含めた訓練を実施しております。

県教育委員会としましては、教職員を対象とした学校防災リーダー育成研修会を開催するとともに、児童生徒の危険回避能力を高めるため、今後とも発達段階に応じた防災教育を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君） 防災対策についての御

質問の中で、地域の防災教育と避難訓練についてお答えいたします。

防災教育や避難訓練については、県･市町村、学校、地域及び関係機関等が連携し、防災知識の普及啓発に取り組んでおります。

県におきましては、防災気象講演会の開催、消防団員や女性防火クラブを組み入れた研修の実施、自主防災組織等については、地域防災リーダー養成研修会を実施し、防災の核となる人材育成や自主防災組織の強化の促進を図っております。

地震・津波避難訓練につきましては、県と全市町村で主催した沖縄県広域地震・津波避難訓練を実施したほか、市町村や自治会単独の避難訓練が実施されており､避難先や避難路の確認や検証が行われております。

県としましては、市町村関係機関と連携し、防災教育や訓練を継続的に実施し、防災意識のさらなる普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難困難地域における対策についてお答えいたします。

津波避難困難地域の対策としては、ハード・ソフトの両面から取り組む必要があると考えております。

ハード面については、南城市久高島及び竹富町新城島で津波避難タワー、石垣市、うるま市で避難路の整備等が実施されております｡ソフト面につきましては、避難行動の取り組みとして、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を対象とした避難計画を策定し、県・市町村において津波避難訓練を実施しております。

また、避難先確保の取り組みとして、宜野湾市や浦添市では、災害時や避難訓練時の基地内立ち入りを可能とする米軍との現地実施協定や津波避難ビルの協定が締結されております。

そのほか、県として観光客を対象とした観光危機管理基本計画の策定等の対策に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 防災対策についての御質問の中で、那覇市古波蔵、国道507号を渡る高架橋の設置についての御質問にお答えいたします。

道路管理者が設置する歩道橋は、日常の道路利用で車道を横断する歩行者の安全確保を目的として設置しております。

今回の地域からの要望施設につきましては、道路管理者として、その必要性を詳細に検討していきたいと考えております。

また、津波避難施設につきましては、県や市の地域防災計画で位置づけられるものであり、防災関係機関が道路上に施設設置を行う際には、道路管理者としても必要な協力はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長　笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 防災対策についての御質問の中で、避難訓練に参加をいたしました県警察の意見についてお答えをいたします。

御質問の古波蔵３丁目及び４丁目付近における国道を横断しての避難訓練につきましては、最近では平成24年11月に古蔵中学校が、地震及び津波を想定した避難訓練を実施していると承知しております。

同訓練では、同校の生徒等が高台の古蔵小学校へ避難するために、国道507号を横断する際、管轄する那覇警察署の警察官が誘導及び交通規制を行っております。

なお、実際に災害が発生した際には、こうした警察官による活動ができなかったり、交通渋滞や事故が発生するなどして、訓練のときよりも国道507号の横断がより困難になることもあり得ると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 上原　章君。

○上原　　章君 御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

県外の就職活動支援事業についてですが、178人の方が本土への就職にトライしたと、その渡航の支援をしたということなんですが、実はこれは１回きりの支援事業だと聞いております。１回きりの支援事業。これは東京、大阪、福岡と、飛行機またはホテル代の支援なんですけれども、採用試験、最終面接試験とやっぱりなかなか最後の内定もらうまで何度か挑戦しないといけないという事情がありまして、ぜひこれを１回ではなくて２回と、複数これは充実させる必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 確かに、就職活動においては１回のトライだけではなくて数回というのもあろうかと思います。ただ、機会の均等というのもございますし、予算とのかかわりもございますので、そういうスキームがつくれるかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 上原　章君。

○上原　　章君 最終面接まで残ったけれども、経済

的な厳しさで断念したというケースもあると聞いております。ぜひせっかくの事業で、沖縄県の子供たちが大きく羽ばたく道筋になると思いますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後２時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○上原　　章君 子供の医療費の助成支援について、知事、１年半前に知事が決意をして県内の子供たち、入院分は中学３年生まで無料にしていただきました。大変評価をして、多くの方々が喜んでおります。

お手元にお渡しした都道府県の一覧表を見ていただくと、入院分が47都道府県で中学３年生まで無料になっているところが13県、沖縄県も先進的な取り組みになっております。

一方、通院分に関して今お手元に47都道府県、中学・高校が無料が６県、小学校が５県、そして就学前６歳までですか、28県、計39県が就学前までは全国でも無料になっております。沖縄県は、３歳までしか今無料になってないわけで、８つの県の中に入るんですね、83％が全国就学前までは無料になっております。

もう１枚の市町村の資料を見ますと、県内の41市町村、就学前及び中学・高校を足すと25の市町村が市町村の頑張りで就学前までは無料にしております、61％と。県側はぜひこの年齢拡充、通院分を入院分と同じように一気に中学３年生までは持っていけないにしても、例えば九州のほとんどのところが就学前までは通院分も無料にしてあります。子供が多く、また、沖縄県は非常に所得が低い、子供の貧困の問題もありまして、これからぜひこの通院分に関しても年齢拡充を少しずつ私は段階的に取り組んでいただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 具体的な進め方については、少し担当の部局と相談させていただきたいんですが、これは長年の懸案ですし、前へ何とか進めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原　章君。

○上原　　章君 よろしくお願いします。

それから鬱デイケアの取り組みなんですが、先進的にセンターが一生懸命やっていただいている。これはもう相当､県内外から高い評価をいただいております。

それで部長、デイケアの取り組み、これは年間60人ということですけれども、定数がありまして定員数の枠がありまして、申し込む段階で断念した方もいると聞いておりますが、これは年齢制限があると思うんですが、何歳ですか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） お答えします。

センターでは、できる限り多くの希望者を受け入れるように努めているところでございますが、就労あるいは復職支援など、自立を主な目的としていることから、対象者の年齢を原則30歳以上で55歳未満ということにしております。

○議長（喜納昌春君） 上原　章君。

○上原　　章君 確かに55歳という、８割以上の方が改善して職場復帰をかち取っていると。私も２度ほどこの行動療法の現状を見てきました。非常にすばらしい内容だなと、全国からも相当の視察が来ておりました。

私は今、民間に非常にリーダー的に一生懸命普及させていると思うんですが、資料をいただきましたけれども、県内のそういった行動療法をやっているところは限られていまして、数も県が取り組んでいるにはトータルしてもほど遠い現状だと思います。それでぜひこのセンターが取り組んでいるデイケアの事業、また年齢制限も今55以上、まだまだ働き盛りの人も多いんですね。定年延長もありまして、私はもっともっと幅を広げていただきたいな。また、若い方にとっても20代でも非常に鬱で悩んでいる方もいらっしゃると聞いていますので、その辺の幅をちょっと広げていただけないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 総合精神保健福祉センターでは、応募者をできる限り受け入れるというふうなことで対応しているようでございますが、作業なりグループワークの円滑な運営などを考慮して一応定員を設けている状況にあります。

御質問の点につきましては、定員含めて対応が可能かどうかちょっと検討してみたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 上原　章君。

○上原　　章君 よろしくお願いします。

あと先ほど私学の件で、非常に評価をいたします。これは多くの方々が議会で取り上げておりました。具体的に支援の数と予算を聞いていいですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 高等学校、中学校、小学校、幼稚園までですが、約１万人の子供たちを対象にいたしまして、予算額が約1700万でございます。

○議長（喜納昌春君） 上原　章君。

○上原　　章君　ぜひ今後継続してやっていただきたいと思います。

それから教育長、ワックスがけですね。ワックスにも何種類かありまして、油性とか樹脂製とかですね。やっぱり無添加の水性が害が少ない。それから長期の休みの中でやる、いろんな配慮、また換気扇を充実させる。そういった配慮は必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　私は、学校での生徒たちのワックスがけというのはそれほど多くないだろうと思っていたんですけれども、調べてみると意外にもほとんどの学校がやっているんですね。大体年１回程度、自分たちの学習の場への感謝を込めての年末の大掃除と、それから中学校受験生、高校受験の際のその前にやっているそうなんですよ。それからいろいろ聞いても安全管理はこの危険性はないというのは聞いておるんです。しかし、今回、県議の御指摘も実際あるわけでして、さらに今般文科省から通知がありまして、各学校でのワックスがけにつきましては、このワックスを購入する際にはその成分表をできるだけ確認して、できるだけトルエンやキシレン等の揮発性有機化合物等を含まないように選定すること、またワックスがけをするにしても可能な限り長期休業中に行い、十分に換気に努めるよう留意事項が指摘されているところです。今後は、この旨を各学校に周知してまいりたいと考えております。

それから同時に、ワックスがけを生徒たちが行う際の留意事項として、アレルギーを持つ生徒への十分な配慮や薬品管理の徹底等も含めて再度周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと先生方の厳しい職場環境ですね。もう生徒に向き合う時間よりパソコンに向き合っている時間が長いとか、生徒を中心にする先生は家で書類の仕事をする、そういった環境らしいんですけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　先生方の多忙化、それから超過勤務の実態については承知しております。いろいろと取り組みを進めております。

先ほど御説明したようにやっているんですけれども、まだまだいろいろ忙しさというのはもう常に常に湧いてくるような状況でして、何とかできないかまた検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君）　上原　章君。

○上原　　章君　もう時間もないんで、本当は英語立県のことを強くやりたかったんですけれども、次回に移します。

先生方の環境問題はもう全国的な日本の大きな問題になっていますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（喜納昌春君）　新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣　良俊君　こんにちは。

質問に入ります前に所見を述べたいと思います。

去る５月21日から23日までの２泊３日の日程で、総務企画委員会の委員10名で南北大東村を訪問いたしました。視察調査事項は、１、一括交付金について、２、防災アラームの活用状況等について、それから３番目に、離島振興についてでありました。総務企画委員会の中で初めて南北大東村を訪問した委員もいましたが、南北大東村の現状がある程度理解できたものと思っております。そして、県議団が来るということで、村長を初め役場のみんなで空港などの掃除をしたということを聞いております。南北大東村での歓迎に感謝を申し上げたいと思います。そして、これからもまた離島振興のために頑張っていきたいと思っていますので、議員各位の御協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

１、離島地域の振興について。

(1)、離島航路航空機の更新について。

ア、南北大東村に就航しているＤＨＣ８は、就航して17年目になります。両村の産業振興・観光振興を図り、さらなる村民の福祉の向上に資することからも早急に航空機の更新を推進すべきだと思うが、新機種についてはどのようなものか。また、県の考え方について伺いたい。

イ、那覇―粟国間の航空機は、９名乗りのアイランダーが就航しています。現在、不定期で船が欠航したときに９名の定員しか搭乗できず、離島の交通条件の不利性を抱える状態にあります。村の人口減少を抑え、産業振興、観光振興を図る上からも航空機の更新を早急に推進すべきであると思いますが、新機種はどのようなものか県の所見について伺いたい。

(2)の南北大東空港の滑走路灯の整備については、代表質問で答弁がありましたので削除いたします。

２、農業振興について。

(1)、農地・水保全管理活動支援事業について。

現在、沖縄県が国及び市町村とともに支援を行っている農地・水保全管理活動支援事業は、地域ぐるみの

共同活動によって農道や農業用排水路等の土地改良施設を良好に維持管理し、地域が主体的に取り組む事業として高い効果を発揮している。また、地域コミュニティーの活性化にも有効な事業であり、多くの集落で好評を得ているが、その一方で支援対象となっていない地域が多くあり、支援の拡大が強く要望されている。現下の農業者の高齢化、後継者・担い手の不足、農村地域の過疎化の進展などを踏まえ、国ではさらに多くの地域に保全管理活動の支援を広げるため制度を拡充するとともに、平成26年度予算を前年度比1.7倍に大幅増額して計上し、さらに平成27年度から関係法令を整えて取り組みを強化するとされている。

そこで、次のことについて伺いたい。

ア、当該事業の概要と県内の取り組み状況を伺いたい。

イ、現制度の拡充と事業費を増額して取り組みを強化するというが、新しい制度になるのか伺いたい。

ウ、国の大幅な予算増額や法制化の動きを踏まえ、沖縄県の今後の取り組みについて伺いたい。

(2)、20年以上を経過した土地改良地区の再整備について。

沖縄県の土地改良事業は、本土復帰の昭和47年から各市町村で事業が開始されました。その当時はサトウキビ作を中心とした基盤整備を推進した。しかし、営農形態の変化や排水不良など農業経営に支障が出ている。

そこで、次のことについて伺いたい。

ア、土地改良事業で20年以上経過した地区について、再整備を推進すべきだと考えるが、県の所見を伺いたい。

イ、沖縄振興一括交付金の沖縄公共投資交付金で整備を図ることはできないか伺いたい。

３、商工労働行政について。

(1)、再生エネルギー全量買い取り制度について。

2011年に「再生エネ買取法」が成立し、日本で自然エネルギーを大きく普及させる鍵となる固定価格買取制度が導入されております。太陽光など自然エネルギー資源の豊富な沖縄県において、再生エネルギーの導入は温暖化防止政策を進める上で大変有効だと思います。

そこで、次のことについて伺いたい。

ア、現在までの沖縄県における太陽光発電等の導入実績はどうなっているか伺いたい。

イ、再生エネルギー導入を推進する上でどのようなことが課題となっているか伺いたい。

ウ、宮古・石垣地域では、沖縄電力の系統への接続において、総発電量との関係から買い取り量の制限を行っているとの情報がありますが、実情はどうか伺いたい。

エ、買い取り量の制限の解決策として、蓄電池の設置等を義務づける案もあると聞いておりますが、「再生エネ買取法」での位置づけはどうなっているか伺いたい。

オ、沖縄県のように離島を多く抱えるところにおいては、同様な事態が他の地域においても想定されます。これも沖縄県のような特殊な事情に起因していると言えます。このような事態（蓄電池の設置等）を電力事業者や発電事業者に義務づけるのは負担が大きいと思いますので、一括交付金等を活用して解決することはできないか伺います。

カ、本県の離島においては、農業農村整備事業で整備したかんがい施設等の維持管理に多額の費用が必要となり、市町村、土地改良区等が再生エネルギーの導入による運営改善計画に取り組んでいるところであります。それらの取り組みを支援し、農村地域の活性化を図る観点からも一括交付金による事業の導入を図るべきだと思うが、県の所見を伺いたい。

４、土木建築行政について。

(1)、久米島町の謝名堂川拡幅整備について。

謝名堂川は久米島町の東部に位置し、源をフサキナ岳に発し、タイ原池を流下し、比嘉・謝名堂集落を還流して東シナ海に注ぐ２級河川であります。謝名堂川は川幅が小さいため、台風や豪雨により久米島町役場や比嘉・謝名堂地区の住宅地及び畑地、さらに下流側のイーフ地区などで浸水被害がたびたび発生しております。そしてことし５月に「重要水防区域」に指定されました。謝名堂川拡幅整備に向けての工事スケジュールについて県の所見を伺いたい。

５、子ども生活福祉行政について。

(1)、「放課後児童クラブ」について。

政府は、女性の育児の負担を減らして就労を促すため、子供を預けられる体制の整備に取り組み、主に小学校１年から３年生の児童を放課後に預かる放課後児童クラブで受け入れ枠を拡大する方針である。そういう中で小学校４年から６年生の児童を預かる施設の整備がおくれていると感じてならない。女性の就労を促すためには、小学生全員を対象にした児童を預かる放課後児童クラブを整備して、女性が安心して働きやすい環境、支援策が重要である。

そこで、次のことについて伺いたい。

ア、放課後児童クラブの現状について伺いたい。

イ、現行制度での施設の設備及び運営の基準はどう

なっているか。また、新制度では設備及び基準についてはどうなるのか伺いたい。

ウ、現行の放課後児童クラブでは、対象児童がおおむね10歳未満の留守家庭の小学生となっているが、新制度での対象児童はどうなるのか伺いたい。

エ、一方で、文部科学省は小学校の教室などを開放して勉強や文化活動ができる「放課後子供教室」を実施しているそうですが、沖縄県の現状について伺いたい。

オ、「放課後子供教室」の運営費補助の費用負担割合について伺いたい。

６、我が党の代表質問との関連について。

砂川利勝議員の代表質問の、農林水産業の振興の(1)、沖縄県新規就農一貫支援事業と青年就農給付金事業、そして地域福祉・医療の充実強化の(5)、健康・長寿復活に向けた県の取り組み状況について、関連して質問します。

まず、沖縄県新規就農一貫支援事業の期間、要件について。

次に、青年就農給付金事業の給付要件について伺いたい。

また、健康・長寿復活についてですが、具体的にどういった取り組みをやるのか伺いたい。

以上です。

○議長（喜納昌春君） ただいまの新垣良俊君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上、休憩後に回したいと思います。

30分間休憩いたします。

午後３時９分休憩

午後３時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の新垣良俊君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣良俊議員の御質問に答弁をいたします。

農業振興に係る御質問の中で、新しい制度となる日本型直接支払制度に対する県の対応いかんという御質問に答弁をいたします。(1)のイと(1)のウは関連しておりますので､恐縮ですが一括してお答えをいたします。

国は、現行の農地・水保全管理支援事業を新たに日本型直接支払制度として法制化し、平成26年度予算を大幅に拡充しております。

沖縄県といたしましても、当該制度が農村地域の多面的機能の維持向上に高い効果があることから、必要な予算を確保し積極的に取り組んでまいる予定でございます。

予定の質問が１つなくなりましたので、恐縮ですが１問にさせていただいて、残りは副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 農業振興に関する御質問の中で、農地・水保全管理活動支援事業の概要と取り組み状況についてお答えいたします。

農地・水保全管理活動支援事業は、農村地域の多面的機能を維持向上していくために地域が共同で行う農地や農業用施設の保全管理、農村環境の保全向上の取り組みに対し支援を行うものです。

平成25年度は、24市町村において約２億7400万円で約１万ヘクタールの農用地を対象に事業を行っております。具体的には、１、地域住民が参画した農道の草刈りや排水路の土砂上げ等の共同作業、２、水路や農道等施設の長寿命化のための補修及び更新作業、３、土壌流出防止などの地域環境の保全活動等となっております。

県としましては、今後とも国や市町村と連携しながら、農村地域の多面的機能の維持向上に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 離島地域の振興についての御質問の中で、南北大東村に就航する航空機の更新についてお答えします。

南北大東路線を初め県内10路線に就航する琉球エアーコミューターの航空機は、老朽化していることから早急な機材更新が必要と考えております。現在、ＲＡＣにおいて各離島の旅客や貨物需要への対応を念頭に置いて機材を選定中であり、沖縄県としましては、同社と連携して新たな機材更新に取り組んでまいります。

次に、同じく離島地域の振興についての御質問の中で、粟国路線の新機材についてお答えします。

沖縄県としましては、新機材導入の支援のため、平成26年度予算に所要額を計上しており、平成27年３月には新機材が納入される予定となっております。新機材は19名乗りで、旅客並びに貨物の輸送能力も大幅に増強されることとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君）　農業振興についての御質問の中で、土地改良事業を実施した地区の再整備についてお答えいたします。２の(2)アと２の(2)イは関連しますので一括してお答えします。

本県における農業基盤の整備については、平成25年度実績見込みで、かんがい整備率が46.9％、圃場整備率が59.3％となっております。しかしながら、全国平均に比べ約15ポイントも低い状況にあることから、引き続き整備を強力に推進していく必要があります。相当の期間が経過した土地改良完了地区において営農形態の変化等に対応する必要が生じた場合は、地域の特性に適合する生産基盤の再整備を推進する必要があると認識しております。沖縄公共投資交付金の活用については、地域の要望や整備の必要性、費用対効果等を総合的に判断した上で実施していくこととなります。

県としましては、市町村等と連携し、必要な再整備が着実に推進されるよう努めてまいります。

次に、商工労働行政についての御質問の中で、離島の土地改良区等における再生可能エネルギーの導入についてお答えいたします。

農業水利施設への再生可能エネルギーの導入は土地改良区等の運営改善を図る上で効果的であることから、積極的に推進していく必要があると認識しております。このため、県では、平成25年度に「農業水利施設への再生可能エネルギーの導入に関するマスタープラン」を策定したところであります。土地改良区等が既存の農業水利施設に再生可能エネルギーを導入する場合は、農山漁村活性化対策整備事業等による整備が可能であります。

県としましては、市町村・土地改良区等と連携し、再生可能エネルギーの導入に努めてまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、沖縄県新規就農一貫支援事業及び青年就農給付金事業の概要についてお答えします。

県としましては、沖縄県新規就農一貫支援事業において、沖縄21世紀ビジョン基本計画の目標である3000名を目指し、新規就農者等を対象に就農相談から就農定着までの一貫した支援を行っていきたいと考えております。

当該事業の内容としましては、新規就農者に対し、農業経営の初期投資に必要な機械や施設の導入に対する支援などとなっております。要件としましては、人・農地プランに位置づけられた就農５年未満で、65歳未満の新規就農者となっております。また、青年就農給付金事業は、研修機関等で研修を受ける就農希望者や、自営就農者を対象に給付金を支給するもので「準備型」と「経営開始型」の２つのタイプがあります。「準備型」は原則45歳未満で、自営就農、雇用就農、親元就農を目指し、研修機関や先進農家等で１年以上研修する者に対し年間150万円を最長２年間、県が支給するものであります。「経営開始型」は原則45歳未満で、実現可能な経営計画を作成し、人・農地プランに位置づけられた新規就農者に対し年間150万円を最長５年間、市町村が支給するものであります。

県としましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、これらの事業を活用し新規就農者の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君）　それでは商工労働行政についての中の、沖縄県における太陽光発電等の導入実績についてお答えします。

平成26年４月末までの沖縄県内における太陽光発電設備の設備容量は約182メガワット、風力発電の設備容量は約25メガワットとなっております。

次に、再生可能エネルギー導入を推進する上での課題についてお答えします。

沖縄本島や離島においては、他電力会社に比べて系統規模が小さく、系統線が県外や他離島とつながっていない独立系統となっております。よって、再生可能エネルギーの接続量に限界が生じやすい地域となっており、導入を推進するに当たっては、接続可能量拡大をどのように図っていくかが課題となっております。

なお、再生可能エネルギーの導入が進んでいる離島におきましては、電力需要が少ない冬期における需要規模に対する再生可能エネルギーの占める割合が高くなっており、石垣島で約68％、宮古島で約88％、久米島では約52％となっております。

次に、石垣地域での再生可能エネルギー買い取り制限についてお答えします。

石垣島においては、再生可能エネルギーの接続可能量を超過したとして、平成26年２月末以降、新規接続に関しては全て接続保留が行われている状況です。

なお、沖縄電力によりますと、石垣島における６月時点の保留件数は約70件となっております。

次に、蓄電池設置等の「再生エネ買取法」での位置づけについてお答えします。

再生可能エネルギー固定価格買い取り制度は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき行われております。法律で

は、蓄電池設置を義務づけておりませんが、再生可能エネルギーの申込量が接続可能量を超過していることから、接続可能量を超える場合の対策として電気事業者から提案されたものとなっております。

次に、蓄電池設置に対し一括交付金等を活用することについてお答えします。

再生可能エネルギー固定価格買い取り制度は、その地域の電力会社が一定の価格で買い取ることを国が約束した制度となっております。そのため､沖縄県では、電力事業者や発電事業者が設置する蓄電池等への支援に対する一括交付金の活用については、国との役割分担等を踏まえ慎重に検討する必要があると考えております。

県としましては、再生可能エネルギーの普及拡大はエネルギー基本計画にも沿った事案であることから、離島市町村とも連携し、国に対して系統への大規模蓄電池設置など、課題解決に向けた要望を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築行政についての御質問の中で、久米島町の謝名堂川拡幅整備についての御質問にお答えいたします。

謝名堂川は、流路延長2.85キロメートルの２級河川であります。整備につきましては、平成26年度は調査測量設計、平成27年度から用地買収、平成28年度には工事に着手する計画となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） それでは子ども生活福祉行政についての御質問の中で、放課後児童クラブの現状についてお答えをいたします。

放課後児童クラブの現状については、平成25年５月１日現在で26市町村、306カ所で実施されており、登録児童数は１万2481人となっております。また、本県は全国に比べて民立民営の放課後児童クラブが多く、公的施設活用の割合が低いことから、利用料が全国よりも高くなっている状況にあります。そのため、市町村に対する施設整備の補助や公的施設へ移行する予定の民間クラブに対する家賃補助を行い、公的施設の活用を促進しているところであります。

次に、現行制度と新制度における放課後児童クラブの基準についてお答えをいたします。

放課後児童クラブの設備及び運営の基準については、現在、特段の定めはなく、適切かつ安全なクラブ運営について、ガイドラインにより望ましいあり方が示されております。平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度においては､国が定めた基準を踏まえ、市町村が条例で最低基準を定めることとなっております。国が定めた基準には、支援員の資格や人数等が従うべき基準として示され、１人当たりの面積等については参酌すべき基準として示されております。

次に、新制度における放課後児童クラブの対象児童についてお答えをいたします。

放課後児童クラブの対象児童については、現行制度では留守家庭の小学校１年生から３年生までが主な対象となっておりますが、子ども・子育て支援新制度においては６年生まで対象が広げられることとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは子ども生活福祉行政についての御質問の中で、放課後子ども教室の現状及び運営補助費の費用負担割合についてお答えいたします。５(1)エと５(1)オは関連しますので一括してお答えいたします。

放課後子ども教室推進事業は、小学校、中学校、公民館等において、放課後や週末等に地域の方々の参画を得ながら、子供たちの安全･安心な活動拠点として、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等を取り組む事業であります。平成25年度は、20市町村151教室で実施され、子供の参加人数は延べ15万5000人、大人は延べ３万6000人となっております。平成26年度は、19市町村149教室で実施を予定しております。

なお、放課後子ども教室の実施主体は市町村となっており、運営費については国・県・市町村それぞれが３分の１ずつ費用を負担しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） 代表質問との関連で、健康・長寿復活に向けた具体的な取り組みについてお答えします。

沖縄県では、健康・長寿復活に向けた具体的な取り組みとして、沖縄振興特別推進交付金事業を活用し、長寿復活健康づくり事業などの事業を実施しております。長寿復活健康づくり事業では、小中学生を対象とした健康に関する副読本の作成､テレビ･ラジオといった各種メディアを活用した広報などを実施しておりま

す。そのほか、ウオーキングしやすい歩道の整備や、島野菜の情報発信・消費拡大など、県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備を他部局と連携して実施しております。

「健康長寿おきなわ復活県民会議」の構成団体の取り組みとして、社員の健康増進を経営課題に位置づけ、体重・歩数を記録し、健康意識を高める「健康経営・健康家族プラン」などを企業において取り組んでおります。また、マスコミ各社においても「イチキロヘラス」運動や、「週間がんじゅーまーる」での特集記事の掲載が行われており、県民に向けた情報の発信が行われております。

沖縄県では、健康・長寿復活に向け、今後とも官民一体となった取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣　良俊君 再質問を行いたいと思います。

まず、離島航路、航空機の更新についてでありますが、川上副知事から答弁がありましたが、機種については例えば70名乗りとか50名乗りとかいろいろあるんですが、機種については県とＲＡＣ、それから国のほうでは話し合いはもうついたのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 機種につきましては、今現在まさしく議員御指摘のように国のほうと調整をしているところでございまして、まだ今の時点で公表していませんが、先ほど副知事からも答弁ありましたように、旅客・貨物とも増大するような方向での調整をお願いしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣　良俊君 今、調整という話があったんですが、この後継機といいますか、これについては座席が今の39名とかあるんですが、これを大きくする場合は要件等があるんですか。例えばこれはプロペラですが、ジェットにもっていくとかそういうのはあるんですか。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） それはプロペラ機でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣　良俊君 更新をした場合、これは現在のＤＨＣ８よりは大きくなると思うんですが、滑走路とか消防等の施設といいますか、それの変更もあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） ＲＡＣにつきましては、南北両大東にも飛ぶ予定になっておりますけれども、機材の大型化を今考えておりますので、そうしますと消防設備関係の機材を改めなければならないというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣　良俊君 去る27日には離島の５町村ですか、そこの首長さんから要請があったということですから、ひとつ来年からの更新を26、27、28ですか、３年で進めてほしいと思います。

それから、農地・水保全管理活動支援事業についてですが、地域ぐるみの共同活動によって農業用排水路の土地改良施設を良好に維持管理をし、地域が主体的に取り組むいい事業ではあるんですが、事業主体になる自治体が積極的に動いてもらわないと、支援対象を拡大するのがちょっと難しくなると思うんです。市町村に対しての積極的な説明会というんですか、これについてはどういうふうにやってもらえますか。農水部長、お願いします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 確かにこの事業主体は自主的に地域で活動する組織をつくらないといけないということがございます。現在、国頭村を初め24の市町村で41の活動組織はできてございます。ただ、おっしゃるとおりまだできていない地域もございますので、県としましては、各農林土木事務所のほうで各地域・市町村と連携しながら、あるいは普及センターも一緒になって連携しながら、そこの土地改良区なりに行って組織のあり方等を説明しながら今誘導しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣　良俊君 跡地改良区は、各部落で、例えば１カ所とか２カ所あるんですが、問題は各行政区といいますか自治会だと思うんですよ。沖縄の方というのは、新しい事業というのはややこしいというんですか、例えばいろんな技術環境をつくらんといかぬということで、そういうことで例えば毎年区長がかわるものですから、次の区長に新しい仕事を持っていったらちょっとまずいということですね。区長がそういう仕事をしたくないという傾向があるんですが、それについてはどういうふうに考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君） 確かにここ最近農地・水保全管理活動支援事業から今回新たにまた多面的事業と事業名称が変わっていくということで、地元のほうで非常にわかりづらいということはあろうかと思います。ですが、やっている中身のほうは地域にとって

非常にいい効果的な事業となっておりますので、それにつきましては各区長さんのほうに言って、例えばサトウキビの収穫時期であれば、農道等がでこぼこになっているところは砂利を敷いて維持管理をしながら実際やっている状況がございます。そういったものもこの事業で対応できるということがありますので、そのメリットのところをしっかりまた説明しながら、最近はまた課題となっております赤土流出防止の事業にもこれは活用できるということになっております。そういったメリット面をしっかり区長さんのほうにお話ししながら、一緒になって組織づくりに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　新垣良俊君。

○新垣　良俊君　この事業はいい事業だと思います。役場のほうに窓口をつくって、例えば規則等もそれから計画もつくることだと思いますので、役場のほうに窓口をつくって、そこに担当を置いていろんな自治会に、それから行政区に指導していくという方法もあるんじゃないかと思っていますけれども、その辺はまた農水部でお考えをお願いしたいと思います。

それから、放課後児童クラブについてなんですが、厚労省とそれから文部科学省の名前の違いもあるんですが、放課後の子供の預かりといいますか、その点では一緒だと思うんですが、厚労省の放課後児童クラブの場合は有償ですよね。お金が出ますよね。その点、放課後子ども教室の場合は国・県、それから市町村が３分の１ずつということなんですが、これは空き教室がないと、今の児童教室といいますか、それについては運営はできないということですか。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　基本的に空き教室を使ってやっているんですけれども、中には自治体では自治会館であるとかあるいは児童館とか、そこを使っている例もございます、公民館とかですね。

○議長（喜納昌春君）　新垣良俊君。

○新垣　良俊君　子供たちは、今、放課後児童クラブでは３年生までですか、４年生から６年生というのは余り行ってないんですよ。夏休みとか休みが長いときに一番困るのが親御さんではないかと思います。ということは、図書館とかいろんな施設が整備されているところについては、弁当も持たせて、じゃ、一日勉強してきなさい、遊んできなさいと言えるんですが、この児童教室といいますか、それがないところが、子供たちが一番危ないのが、集団でやった場合はどこに行くかわからぬし、危ないような遊びがあるものですから、仕事に行っても安心して仕事もできない、手につかないというのがありますので、それは子ども生活福祉部といろいろ相談をしながら、連携をとってぜひとも拡充といいますか、そういった子供を預かるような立派な施設にできないかどうか、それについて教育長、お願いします。

○議長（喜納昌春君）　教育長。

○教育長（諸見里　明君）　放課後児童クラブと放課後子ども教室というのはいろいろとかぶっている面がございまして、お互いが連携をしながらどういうことが一緒にできるのかとか、あるいはいろんな知見をかりながら連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣　良俊君　ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんにちは。

一般質問させていただきます。いましばらくのおつき合い方、よろしくお願いいたします。

さて、所見を織りまぜながら一般質問させていただきますが、台風が接近しておりまして、あした実はオスプレイの移転の始まりの日でありました。私は非常に期待を持っておりましたが、この空中給油機ＫＣ130は７月８日に移転を開始し、８月いっぱいで完了するという方針が確定していることを聞いて、私自身いよいよ難渋した普天間の基地が動くぞと。危険性の除去に向けた一歩が始まったという実感とある意味での喜びを持っております。さまざまな意見があった中で、多くの市民の理解をいただいて岩国の市民が理解をし、そして議会の決断があった、受け入れに対する決断があったことに対して感謝を申し上げたい気持ちでいっぱいであります。岩国市は、沖縄の基地負担軽減を図るため、決議をいたしております。また、群馬県の榛東村でも明確に決議書の中に、沖縄の基地負担軽減を図るためオスプレイの訓練を受け入れるということを明確にして議会で議決をしております。

今、沖縄の基地の過重負担をオールジャパンで分かち合おうではないかという大きな流れ、機運が間違いなく起こっております。そしてまた、さらに前進して、この基地所在市であります岩国は、空中給油機と艦載機を受け入れる立場から先頭に立って基地所在市町村に呼びかけて、日本の国防と、沖縄の基地負担軽減を考える協議会を設立するという動きをしておりまして、その動きも間違いなく具現化に向かっております。北は北海道から九州までの各市町村に、理解を、賛同をする町村も聞こえております。間違いなく普天間飛行場の５年以内の運用停止に向けた政府の知

事との約束、これは前進するし、空手形ではなかったという確信を私は感じております。

それも、やはり自民党県連、宮崎、岩国、そしてその他の地域の市町村にもある中で、いよいよこの動きというのは確かなものになってきたなという自信を深めているところであります。

そこで、基地負担の軽減のためにオールジャパンの動き、その中でひとつぜひともこれは与党・野党力を合わせなければならない。受け入れの市町村があったとしても、その態度を決断するまでに、平和団体や労働団体等々で大分エネルギーを費やしているという意味におきまして､国民ひとしく基地を負担するという､基地を軽減してくれというオール沖縄の心というものは、訴えていけば間違いなく理解していく。そういう意味では、野党の皆さん、ぜひオール沖縄の心をオールジャパンに向けてともどもに動けば、本物の課題解決に向かっていく。オール沖縄からオールジャパンに向かってやっていきたいと思う、きょうこのごろであります。

通告に従いまして、質問をさせていただきますが、１、沖縄振興についてです。

(1)、観光客拡大にとって航空機便数、座席数の拡大確保は重要な課題であります。現状と今後の取り組みについて伺います。また、クルーズ船の誘致についても伺います。

(2)、沖縄関連税制等の拡充についてです。

ア、航空機燃料税、着陸料、航行援助施設利用料等の沖縄特例措置の観光等に及ぼす効果について伺います。

イ、本土国内線は運賃が値上げされたと聞くが、沖縄便の値上げ状況と軽減措置の効果について伺います。また、離島航空運賃の動向についても伺います。

ウ、離島空港の離着陸料についても６分の１に軽減する考えはないか。また、離島への国際線旅客便にも拡充すべきではないか伺います。

エ、揮発油税減税措置の延長について県の取り組みを伺います。

２、農業振興についてです。

(1)、園芸作物振興の平成33年度までの目標と産出額、拠点産地、作付面積及び施設面積の拡大等の具体的な取り組みについて伺います。また、アジア市場仕向け輸出について県の取り組みについて伺います。

(2)、農産物輸送不利性解消事業についてです。

ア、不利性解消事業による生産量、生産額向上、農家所得の改善等の事業効果について伺います。

イ、過疎・離島から沖縄市場への輸送費を不利性解消事業の対象とすることについて、ほとんどの市町村から強い要望があります。実現に向けた取り組みをしていただきたいと思います。

ウ、アジア仕向けの農林水産物（加工品を含む）についても事業対象とすべきと考えますが、取り組みについて伺います。

(3)、たばこ生産農家への支援についてです。

ア、たばこ生産農家の大方は後継者が確保され地域を支えております。彼らを地域農家のリーダーとして育成すべきと考えるが、県の取り組みについて伺います。

イ、たばこ乾燥機、農機具、マルチ材、農薬費等に対する補助事業が本県にはほとんどないと思いますが、九州各県の取り組み状況はどうか。沖縄県の今後の支援策について伺います。

(4)、離島における死亡家畜処理の現状と課題について伺います。

３、沖縄における鉱物資源の利活用計画についてです。

(1)、沖縄近海における海底資源の埋蔵量、開発の可能性調査について、県の取り組みについて伺います。

(2)、沖縄県が試掘調査した天然ガスの調査結果について伺います。また、宮古島での調査結果と利活用に向けた県の今後の取り組みについて伺います。

４、離島振興についてです。

(1)、離島児童・生徒支援センターの工事がおくれると報じられているが、来年度から利用を予定していた関係者に何らかの対処策がとられるべきと考えるが、県の取り組みについて伺います。

(2)、宮古圏域県営公園計画の進捗と今後のスケジュールについて伺います。

(3)、宮古空港ターミナルが常時混雑しており拡張が必要と考えるが、整備計画について伺います。また、誘導滑走路の整備も喫緊の課題と考えるが、県の取り組みについて伺います。

(4)、下地島空港と残地の利活用計画は喫緊の課題だが、県の具体的な取り組みと今後の予定について伺います。

５、我が党の新垣哲司議員の代表質問の中で、普天間飛行場の５年以内の閉鎖等に係る質問がありましたが、その中から、普天間飛行場負担軽減推進会議が進められております。その中で、るる具体的な４項目についての取り組みが行われておりますが、特にオスプレイの移転訓練についての進展状況について御説明をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　座喜味一幸議員の御質問に答弁いたします。

第１に、沖縄振興に係る御質問の中で、航空路線の拡充とクルーズ船の誘致についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県における国内航空路線は、６月現在で１日171便が運航されています。提供座席数も増加傾向にあります。海外航空路線は、５年前の平成21年度末で１週間当たり23便だったものが現在は96便まで拡大しております。提供座席数も含めて、過去最高となっておるそうでございます。

沖縄県では、空港機能の拡充を図りつつ、各航空会社に対し、路線開設や増便を働きかけるとともに、搭乗者の増加に向け、イベントや旅行博への出展、そしてメディアでの情報発信等を実施いたしております。今後も、空港機能のさらなる拡充に向け、関係機関と連携し取り組んでまいります。

クルーズ船につきましては、平成25年の寄港回数は126回で過去最高となっております。ことしは、それを上回る167回が見込まれているところでございます。

寄港拡大に向けましては、船会社に対し働きかけるとともに、ターミナルやバース等の整備を含めた各港の受け入れ体制の充実にも取り組んでおります。これら取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、沖縄における鉱物資源の利活用についての御質問の中で、海底資源の埋蔵量、そして開発の可能性調査についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、国等の「調査・研究の成果を踏まえ、関係機関等と連携しながら、将来の産業化も見据え、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するための取組を推進します。」といたしております。

このため、沖縄県では、海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査を行っているところでございます。平成26年度中に海洋資源の利用と調査、開発の支援拠点形成に向けた方策を取りまとめてまいる予定でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　高良副知事。

〔副知事　高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君）　農業振興に関する御質問の中で、園芸作物の生産目標と対策及びアジア向け輸出についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、平成33年度の生産目標を、１、野菜で約９万3000トン、２、果樹で約３万4000トン、３、花卉で約５億本と定め、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に取り組むこととしております。

具体的には、１、台風等自然災害に対する対策を行う災害に強い栽培施設の整備事業、２、省力化機械等の整備を行う園芸モデル産地育成機械整備事業、３、オリジナル品種及び高品質、高収益栽培技術の開発を行う次世代沖縄ブランド作物特産化推進事業などを実施しております。また、アジア向け輸出については、沖縄県産農林水産物海外販路拡大支援事業において有望品目の販路拡大に取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、今後とも、市町村等と連携し、園芸作物の振興を図ってまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君）　川上副知事。

〔副知事　川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君）　沖縄における鉱物資源の利活用計画についての御質問の中で、天然ガスの調査結果及び宮古島での利活用についてお答えいたします。

天然ガス試掘調査結果については、現在、宮古島市、那覇市、南城市の３試掘井におけるガスの生産量やその成分及びガスと水の比率等を調査中であり、８月中に結果が出る予定であります。宮古島の城辺ぱり鉱山は、坑底温度は76.4度あり、水溶性天然ガスを産出しております。

今後の利活用については、試掘調査結果を踏まえ、所在市を初め国・県及び関係機関で構成される天然ガス資源有効利活用検討委員会において、事業化や産業化に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、宮古公園の進捗状況についてお答えいたします。

宮古公園については、平成25年度から検討委員会を設置し、基本構想の策定を進めております。ことし６月の検討委員会では、「海と海辺を活かした公園」をテーマとして設定し、建設位置を前浜地区に選定しました。今後は、基本計画の策定と環境アセスに着手し、早期の整備実現に向け、取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君）　沖縄振興に

関する御質問の中の、航空機燃料税などの沖縄特例措置が観光等に及ぼす効果についてお答えいたします。

島嶼県である本県におきましては、観光客の移送手段として、陸路における新幹線や高速道路ネットワークの整備がかなわないことから、航空路線の拡充や運賃抑制効果が期待される航空機燃料税や着陸料等の公租公課の軽減措置は、必要不可欠なものと考えております。

これら軽減措置を受け、各航空会社は沖縄路線への新規就航や増便、運賃設定等を実施しており、現在、国内線の提供座席数や入域観光客数は増加傾向にあることから、本県観光に一定の効果を発揮しているものと考えております。

次に、沖縄本土路線の航空運賃の状況と公租公課の軽減効果についてお答えいたします。

航空会社を取り巻く事業環境は、急激な燃料高騰や円安、格安航空会社等の参入など大きく変化している状況にあり、各航空会社においては、７月搭乗運賃から順次改定を進めております。

具体的には、通常期の普通片道運賃で、羽田―新千歳路線で4000円、羽田―福岡路線で4400円の増額改定となっており、沖縄―羽田路線におきましても、5000円の増額改定となっております。増加額を１キロメートル当たりに換算しますと、羽田―新千歳路線で４円、羽田―福岡路線で4.2円の増額に対し、沖縄―羽田路線につきましては2.9円程度となっており、公租公課の軽減措置等が一定の効果を発揮しているものと考えております。

県としましては、運賃改定をめぐる今後の動向を注視し、観光誘客に影響が生じないよう、また、軽減措置が継続的に反映されるよう、各航空会社に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君）　沖縄振興についての御質問の中の、離島航空路運賃についてお答えいたします。

航空会社を取り巻く事業環境については、急激な燃料高騰や円安、格安航空会社等の参入など厳しさが増している状況にあり、各航空会社においては、昨年度末ごろから運賃改定が行われております。

県内離島航空路線においても同様の動きがあったところですが、県の離島振興策や今年度から拡充された県内離島航空路線に対する航空機燃料税の軽減措置の趣旨を踏まえ、県は各航空会社に対し、運賃改定の再考と路線の安定的な確保及び利便性の向上について要請してきたところであります。その結果、ＪＴＡの運賃値上げ幅は９％でありますが、離島住民向け運賃は５％に抑制されております。また、ＲＡＣが運航する単独路線については値上げが見送られております。ＡＮＡにつきましては、当初９％の値上げが予定されておりましたが、他社の動向等を踏まえ、離島住民の運賃については、ＪＴＡ同様５％の値上げとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君）　沖縄振興についての御質問の中で、県管理空港における着陸料軽減の拡充についての御質問にお答えいたします。

県が設置管理する12空港の着陸料につきましては、「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例」において定められており、条例の特例措置により、国内線、国際線を問わず普通着陸料の80％、ジェット機のみに課せられる特別着陸料の70％を軽減しているところであります。現在、県管理空港においては国際定期路線が就航していないことから、軽減分については、主として離島住民割引の原資の一部に充当され、それにより離島住民の移動コスト軽減が図られているところでございます。

着陸料のさらなる軽減につきましては、着陸料が県管理空港の重要な財源であることを踏まえると、慎重に検討していく必要があるものと考えているところでございます。

離島振興についての御質問の中で、宮古空港の整備計画についての質問にお答えいたします。

宮古空港ターミナルビルについては、国内線施設の一部を国際線旅客の受け入れに使用する際などに混雑が発生していることから、これを解消するため、新たな国際線旅客施設の整備に向けて取り組んでいるところであります。

国内線旅客施設の拡張につきましては、国際線旅客施設供用後の状況等を踏まえ、管理者である宮古空港ターミナルビル株式会社と対応してまいりたいと考えております。

また、平行誘導路の整備については、今後の離発着回数の推移を見ながら検討していきたいと考えています。

同じく離島振興についての御質問の中で、下地島空港の利活用計画についてお答えいたします。

下地島空港の新たな利活用検討については、利活用

の早期実現が図られるよう、下地島空港及び周辺の用地を利活用したいという事業者の提案を国内外から直接募ることにしております。

平成26年度は、事業者が提案する利活用策について、事業の実現性、持続性及び地域経済への貢献度等を有識者委員会において審査し、事業実施方針を策定することとしております。現在、県の取り組みを支援する委託業務の公募手続を進めており、５月30日に企画提案の募集を開始、６月13日に参加申し込み締め切り、６月25日には企画提案書のプレゼンテーション審査を実施したところであります。審査の結果、委託予定業者を選定いたしましたので、今週末の７月11日までには、契約締結を行いたいと考えております。

平成27年度は、今年度、策定する事業実施方針に基づき、事業者との契約に向け取り組む考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城　武君） 沖縄振興についての御質問の中で、揮発油税等の軽減措置の延長に向けた県の取り組みについてお答えをいたします。

揮発油税等の軽減措置につきましては、県民生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、本土復帰時に創設され、これまで県民生活及び産業経済を支える重要な役割を果たしてまいりました。

鉄道網がなく主要な交通手段が自動車である本県においては、ガソリンの消費に高く依存する状況にあります。このため、揮発油税等軽減措置が廃止された場合、県民生活及び県産業に与える影響は大きいものと考えております。

沖縄県としましては、関係団体と連携をし、本軽減措置の延長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長　山城　毅君登壇〕

○農林水産部長（山城　毅君） 農業振興についての御質問の中で、農林水産物流通条件不利性解消事業の効果についてお答えいたします。

本事業を活用した平成25年度の県外への農林水産物の出荷量は、前年度に比べ約6600トン増の５万300トンで、約15％の伸びを示しております。また、輸送費負担の軽減が図られたことから、新たな出荷先の開拓や出荷時期の拡大などの効果があらわれております。

これらの取り組みが農家等の生産量、生産額の向上や所得の改善に寄与するものと考えております。

次に、離島から本島への輸送費補助についてお答えいたします。

県においては、本土に対する地理的不利性を解消するため、農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しているところであります。一方、４離島市町においては、本島までの生鮮水産物の航空輸送費に対する補助を実施しているところであります。

県としましては、その他農産物等の離島から本島への輸送費補助につきましては、現在、市町村が実施している事業の実績や市町村との役割分担等を踏まえ、検討していく必要があると考えております。

次に、アジア向けの農林水産物を流通条件不利性解消事業の対象とすることについてお答えいたします。

本事業は、沖縄県の本土に対する地理的不利性の解消を図ることを目的としており、アジア向けの輸出については対象となっておりません。

県としましては、アジア市場における県産農林水産物の新たな展開を図るため、香港、台湾、シンガポールを対象に販路拡大に取り組んでいるところであります。県産農林水産物の海外輸出については、品目の選定や品質向上等、多くの課題があり、有望品目の選定やブランド化に向けた取り組みを実施しているところであります。引き続き、マーケティング支援等を進める中で、具体的な対策について検討してまいりたいと考えております。

たばこ生産農家を地域リーダーに育成することについてお答えいたします。

沖縄県における平成25年産葉たばこの生産につきましては、農家数238戸、栽培面積944ヘクタール、販売金額約37億円となっており、生産農家は、県内でも収益の高い農業経営を行っております。

県においては、葉たばこ生産農家についても、地域リーダーである指導農業士等の認定を行っております。これまでの認定数は、指導農業士16名、青年農業士12名、女性農業士１名となっております。

今後とも、関係機関と連携し地域リーダーの育成に取り組んでまいります。

次に、九州及び本県の葉たばこ生産農家への支援策についてお答えいたします。

葉たばこ生産農家に対する農作業機械等の補助について、葉たばこを生産している九州７県を調査したところ、４県が実施しております。

県においては、これまで、葉たばこ共同乾燥施設や農作業機械等に対し、約19億円の補助を行ってきたところであります。現在は、沖縄県特定地域経営対策事業や経営体育成支援事業などで支援が可能となってお

ります。

県としましては、今後、市町村や日本たばこ産業など関係機関と連携し、地域の要望を踏まえ支援策について検討してまいります。

次に、離島における死亡家畜処理の現状と課題についてお答えいたします。

死亡家畜は産業廃棄物として定義され、法令により、事業者みずからの責任において、化製場や死亡獣畜取扱場で処理することとなっております。

離島地域においては、焼却や埋却処理のほか、島内に設置された死亡家畜専用の冷凍施設で一時保管した後、沖縄本島の処理施設に移送し、化製処理を行っております。しかしながら、処理場などが整っていない離島にあっては、処理方針等を含めた体制の整備が課題となっております。

このため、県としましては、市町村の一括交付金を活用した冷凍保管施設などの設置について、関係市町村と調整しているところであります。今後とも、関係部局や市町村と連携し、死亡家畜の処理体制の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長　諸見里　明君登壇〕

○教育長（諸見里　明君） それでは離島振興についての御質問で、離島児童・生徒支援センター入所希望者への対処策についてお答えいたします。

平成27年度に離島児童・生徒支援センターへの入所を希望していた関係離島高校生への支援につきましては、同センターの開所までの間、高等学校に併設された既存の寄宿舎の空き室利用や下宿先の開拓等、関係機関等に対し協力依頼を行っているところです。

県教育委員会としましては、関係離島から本島の高校に進学する生徒の負担を可能な限り軽減できるよう、今後も関係機関、各種団体等と連携し支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君 答弁ありがとうございました。

再質問させていただきたいんですが、まず、観光客拡大の件について、著しい実績、航空便の増等の報告をいただきました。今後、焦点が絞られているテーマはＬＣＣ航空をいかに拡大するかということ、それから、久米島、宮古と石垣の今著しい伸びというのはやっぱり航空便の参入、これは大きいものがあります。地元からぜひとも本土直行便の要請を私も受けておりまして、その辺をひとつトップセールスで市町村の観光協会等でセットになって営業しております。ぜひ、目標の1000万達成のためにはこういうきめ細やかなセールスが必要じゃないかというふうに思っておりますので、その辺に対してぜひともに県も先頭になってセールスをいただきたいという思いがありますが、いかがでございましょうか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 今後の離島の観光の振興については、今議員御指摘のとおり、例えば石垣島で直行便が関西から石垣ですか、できたおかげで大分ふえたというようなことがございますので、今後やはり本土から各離島に対して直行便を就航させるということは大きな効果を生むと思います。そういったことで、去る６月の上旬ですか、フジドリームエアラインズ、そこが久米島、宮古に就航の話もあるということでそういった要請も今やっているところですが、今後引き続き本土から各離島への就航についてもトップセールスとしての検討を行っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君 実は土・日で本土からのゴルフツアーが宮古に入ったんですが、結構那覇で乗り継ぐ時間がもったいないという、３カ所トライアスロンでコースをラウンドするということで、関西･中部地域、九州、韓国からの経由便で、ぜひともゴルフをいっぱいしたいんで直行便をふやせばもっと客がふえるぞというゴルフダイジェストだとか、地元のゴルフ場からの要望がありました。ぜひとも取り組んでいただきますことをお願いを申し上げたいなと思います。

もう一点、県管理の空港の中で着陸料、これの話を大変な財源だからという話もありましたが、着陸料等の離島分のこの６分の１化、これは私は大分新たな航空機を参入する上では効果があるんじゃないかと思っておりまして、これは県管理ですから条例改正ですか、収入の意味合いもありますが、ぜひ離島のこの着陸料についての６分の１化、これに関しては県の判断でできますのでぜひ取り組んでいただけないか、その効果は大きいんじゃないかと思いますが、その辺について今後の前向きな取り組みをぜひやっていただきたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 確かに那覇空港につきましては着陸料が６分の１ということになっております。先ほど答弁させていただきましたけれども、県管理空港では普通着陸料は５分の１、６分の１ということは17％ぐらいということに対して我々は20％、

さらにジェット機に課されます特別着陸料については、30％ということで少し高目になってはおりますけれども、ただ条例の規定を適用して私どもは何とかその減免をして航空会社に参入しやすいようにというようなことも含めてやっているわけですけれども、実は空港の管理費につきましては、その４割以上がこの着陸料で賄われているという現実もございますので、議員からの御提案ですのでこれはひとつ検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　土建部長にせっかくですからもうちょっと質問させていただきましょう。

先ほど宮古空港の国際ターミナルと関連して、今の混雑解消に向けてターミナルと相談していきたいという話がありました。宮古空港は――写真を撮ってきたんですけれどもちょっと忘れましたが――客がもう20メーターぐらい列をつないでいる。中の待合室はいっぱいなんでレストランで待機するという状況があります。そういう状況で現場はもう既に満杯でございますので、今の現状、それから再度今の平行滑走路の必要性、これに関しては調査ないし検討して、ぜひとも取り組んでいただきたい。本当に現場がもう混雑しておりますので、その現状を調査していただき、平行滑走路も理論武装して事業化をぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

部長さん、どうでしょう。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　平行誘導路につきましては、一定の基準がございますので、短時間当たりの着陸回数がふえれば平行誘導路の必要性が出てきますので、そのときにはぜひ考えたいというふうに思っております。

それから、国内線のターミナルビルですけれども、これにつきましては宮古空港のターミナルビル株式会社という管理をしているところがございますので、そこときちんと相談をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　もう一点、やっぱり待ちかねております宮古県営公園の話ですが、基本計画を立てて環境アセスを入れるというようなことで、この着工までのその見通しが見えない。我々の21世紀ビジョンの中では24年から33年までという計画になっているんですが、やはり幅広い事業でありますから、なかなか全部を短期間でというわけにはいきません。でもやっぱり期待されている事業ですし、観光に寄与するように地域にいろんな寄与できるように、これ段階的な重点整備というのはこの県営公園については必要じゃないかという意味におきまして、ぜひともその辺の重点的に効果の出る部分を早目に整備していくというような、いろんな工夫をしていく。そういう方向でぜひとも仕事を進めていただきたいと思いますが、部長いかがでしょう。

○議長（喜納昌春君）　土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君）　それでは、まず今後のスケジュールについて、現時点でのスケジュールということでお聞きいただければと思います。

基本計画を平成26年と平成27年度まで予定しております。しかし、この面積規模が大きいものですから当然にして環境アセスが必要になってまいりますので、環境アセスについては今年度から少しずつ準備をして、そしてアセスについてはいろいろな通年調査とかございますので、大体３年かかると言われております。27、28、29までアセスと。ただアセスをやりながら並行してその基本設計、具体的などういう施設をどういう形で整備するかということはできますので、これは28年度あたりにやりたいと。その基本設計ができますと、これは都市公園ですので都市計画法に基づく都市計画決定が必要になります。これは平成29年度でございます。そうしますと、実際に事業に着手するのはこの都市計画決定の後、平成30年ごろからというようなことでございますけれども、なるべく地元の方々も一日も早くということで大変待っておられるということは市長さんからもよく聞いて存じておりますので、早目に着工できるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　農林水産部長にちょっと伺います。たばこ生産農家の回答、ちょっと前向きな答弁でありがたいんですが、たばこ農家ですね、地域によって運動会から敬老会から村祭りからみんな支えて若い人たちがやっている。それで新たな参入があったときにいろんな農業もしてみたい、そしてたまたま乾燥機の更新期に入っているというようなことで少し不安を持ったりしております。ぜひともたばこ耕作組合と連携をとりながら、速やかにこの事業を支援していただくという形で実現をしていただきたい。

それで先ほど聞き忘れたんですが、その補助率と事業の適用について、もう少し御説明いただけませんか。

○議長（喜納昌春君）　農林水産部長。

○農林水産部長（山城　毅君）　特定地域経営支援対策事業でございますが、これは従来の構造改善事業が

変わった事業でございまして、現在高性能農業用機械施設につきましては、補助率３分の２でございます。それから、農畜産物の集出荷貯蔵施設につきましては、10分の7.5の補助率でございます。

それから、もう一つの経営体育成支援事業でございますが、これは農家さんのほうが融資でもってやるときの融資残を補助するということで、例えば1000万のトラクターであれば10分の７の融資を受けて10分の３が自己資金であれば、その10分の３の300万までは助成するというような事業内容でございます。

○議長（喜納昌春君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　もう一点ですね、私、アジア仕向けの農林水産物を不利性解消の対象とできないかという質問をしましたが、実はこれは内閣府は割と前向きですよ。今、本土向けの九州並みの対応しておりますが、政府としても農産物の海外輸出戦略というのを立てておりますから、これはちょっと相談をしてくださいという話がありましたので、いま一度相談をしていただきたいなと思います。

それから、海外の輸出、我々ハブ貨物持っていて、これどうしても伸ばしたいと思うんでいつも質問をさせていただいているんですが、実は今回のマンゴーの輸出を私は香港とシンガポール、そこにどうしても出したいということで物産公社にお願いしたんです。物産公社からシンガポールでの一応販売というものをある程度回答が来ているんですが、生産農家とつないであるんですが、これは商工労働部と農林水産部、これの連携が悪いんじゃないかと。このシンガポール仕向けの輸出の情報は農水部長か商工労働部長、お持ちですか。

済みません。そういうことで、我々はその東アジアに向けた特区を生かして加工品から農水産物、しかもこのハブ貨物、県そのもののコンテナを持っている。要するに売れるか売れないかという試しも含めて、今回我々はマンゴーをやろうということで生産農家と物産公社つないでありますが、今後ともこの沖縄の特産品というものを海外市場に売り込むということにおいては、まさに商工労働部のすべきことと農水部でやるべきこと、それと交通政策等々のその辺の連携がどうしても――私一応かけずり回って物産公社も何回も行きましたけれども、何とか２回ほど送ることになっています。今後とも受け入れる品物がある、そういうふうなものに対する横の連携がとれていないという意味において、もう少しハブ貨物生かしましょうよ。知事、どうですかね。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君）　大変おやすい御用でして、今の議員の思い、考えておられることがすぐできるように体制、組みます。ありがとうございました。

○座喜味　一幸君　ありがとうございます。もう終わりましたか。

前向きな答弁ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田　勝廣君　今議会の最後ですので辛口になるかもしれませんけれども、よろしくお願いします。

一般質問いたします。

戦後レジームからの脱却、美しい国日本、積極的平和主義を唱えた首相が誕生し、リーダーシップを発揮し、わずか40日足らずのうちに、戦後この方、歴代内閣も集団的自衛権の行使は現憲法のもとではできないと内外に明言していたにもかかわらず、閣議決定で憲法解釈を変更し、行使を容認しました。

今後、防衛白書、学習指導要領など政府の主導で集団的自衛権行使は現憲法のもとで許されるものとして国民に周知徹底され、またそのことによって国民が自己主張をためらい、自己規制し、集団的自衛権がひとり歩きしないか、非常に危惧するものであります。まさにアリの一穴になりかねないのであります。

私たちは、みずからの生命、権利及び子や孫の生命を守り、生かす、そして幸福を追求する固有の権利を有していると思います。これは、国家といえども奪うことのできない、国民に与えられた永久の権利であり、生存権そのものであります。それゆえに、集団的自衛権行使容認に当たっては、一人一人の国民の意思を問うのは当然であると考えております。

かつて日本国民はあの15年戦争で、国家の意思で肉親や他国民を犠牲にしました。今再び15年戦争と同じような過ちを犯してはなりません。

集団的自衛権の行使は、こうした危険性をはらんでいることを肝に刻み込みながら対処するのが重要であると考えております。

1985年、政府はこれまでの労働法制を変更し、労働者派遣法を成立させました。当初、同法の適用対象事業はわずか13業務でありましたが、14年後には派遣対象業務は原則自由化し、今日では全労働者の40％弱が非正規労働者であります。その結果、ワーキングプア、少子化、貧富の格差など、さまざまな社会現象を起こしているのは周知のとおりであります。

このような例は他の法令にも見られ、残念なことに既成事実に弱い国民性を露呈しております。

今後、集団的自衛権問題については、国会審議やあ

らゆる機会を通して、閣議決定の是非を国民の意思を問う必要があると考えております。

以下、質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は普天間飛行場の５年以内運用停止の実現について、４項目にわたって要請しましたが、実現可能性の有無について伺います。

(2)、集団的自衛権を憲法を変えることなく抑止力の強化につながるとして、安倍総理は解釈改憲で行使容認について閣議決定を行いましたが、知事の所見を伺いたい。

(3)、徴兵制について、政府は「徴兵制は平時であると有事であるとを問わず、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではない」と答弁していますが、徴兵制に関して知事の所見を伺います。

２、基地問題について。

(1)、普天間飛行場の機能について明らかにされたい。

ア、所属部隊名及び隊員の数。

イ、機種及び数。

ウ、家族数及び住宅。

エ、外来機の飛来回数。

オ、滑走路の長さ、幅。

(2)、自衛隊の役割と基地機能について。

ア、1972年に自衛隊は移駐しましたが、その目的と役割を伺います。

イ、陸海空の隊員の推移と基地面積の推移。

ウ、陸海空の装備の変遷について。

エ、在沖米軍等との共同訓練の推移及び共同使用施設の推移。

オ、在沖米軍等と自衛隊の訓練の内容を説明されたい。

(3)は取り下げます。

３、離島振興について。

(1)、一括交付金の内容について説明をされたい。

(2)は取り下げます。

４、自然保護についても取り下げます。

５、医療法人ほくと会について。

(1)、ほくと会への改善指導の進捗状況について伺います。

６、我が会派の代表質問との関連について。これは金城議員の質問の１の(3)について。

(1)、在沖海兵隊のグアム移転の遅延と人数削減の理由を説明されたい。

(2)、今後の米議会の動向と県の対策について説明されたい。

２の福祉政策については取り下げます。

以上であります。

○議長（喜納昌春君）　仲井眞知事。

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　吉田勝廣議員の御質問に答弁をいたします。

第１に、知事の政治姿勢についての中で、５年以内運用停止など４項目の実現性についての御質問に答弁をいたします。

去る４月24日の日米首脳会談におきまして、安倍総理からオバマ大統領に対し、普天間飛行場の５年以内運用停止を初め４項目の基地負担軽減策について協力を要請したところであります。大統領からは、沖縄の負担軽減に取り組みたい旨の発言がありました。高良副知事が訪米した際にも、米政府から同様の発言があったことから、今後もこれらを踏まえ、日米間で協議がなされるものと考えております。当然、実現されるものと考えているところであります。そして、第２回負担軽減推進会議におきまして、政府から米側の大臣クラスや実務者など、各レベルでの議論を始めているとの発言があったところでございます。

その他の御質問につきましては、先ほど質問がなくなった分も含めて私は１点となってしまいました。

その他の御質問については、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

〔知事公室長　又吉　進君登壇〕

○知事公室長（又吉　進君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、集団的自衛権の行使容認についてお答えいたします。

集団的自衛権の行使については、去る７月１日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定がなされましたが、去る６月30日の県議会決議にありますように、国会や県内でもさまざまな意見があるものと承知しております。

広大な米軍基地が所在する沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて、国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場の所属部隊名及び隊員の数についてお答えいたします。

普天間飛行場は、海兵隊キャンプ・バトラー基地司

令部が管理しており、主な使用部隊は、普天間飛行場司令部、第18海兵航空管制群、第36海兵航空群、第17海兵航空支援群等であります。

隊員の数については、正式には公表されておりません。なお、宜野湾市の資料によりますと、普天間飛行場の軍人・軍属は約3200名となっております。

次に、普天間飛行場の機種及び数についてお答えいたします。

県の把握している普天間飛行場における常駐機数は、平成25年９月時点で63機となっております。内訳としましては、ＫＣ130空中給油兼輸送機15機、Ｃ12作戦支援機１機、ＵＣ35連絡機３機、ＣＨ53Ｅ大型ヘリ８機、ＡＨ１軽攻撃ヘリ９機、ＵＨ１指揮連絡ヘリ３機、ＭＶ22オスプレイ輸送機24機となっております。

次に、普天間飛行場の家族数及び住宅についてお答えいたします。

基地別の家族数及び住宅数については公表されておらず、県として把握しておりません。

次に、普天間飛行場の外来機の飛来回数についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、普天間飛行場については、米側から運用上の安全に係る理由により航空機の特定の訓練スケジュールまたは詳細な飛行情報の提供を受けていないため、承知していないとのことであります。

なお、宜野湾市によりますと、ことし４月、５月の２カ月間で、ジェット戦闘機を初めとする外来機の離発着を目視で30回確認しているとのことであります。

次に、普天間飛行場の滑走路の長さ、幅についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、普天間飛行場の滑走路の長さは2800メートルで、幅は46メートルであります。

次に、移駐した自衛隊の目的と役割についてお答えいたします。

自衛隊の沖縄配備は、昭和46年６月、日米安全保障協議委員会において承認された「沖縄の直接防衛責任の日本国による引き受けに関する取極」いわゆる「久保―カーチス取極」により行われました。取り決めには、日本国は、「沖縄の局地防衛の任務、すなわち、陸上防衛、防空、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる捜索・救難を引き受ける。」とされております。

県内における陸上自衛隊の第15旅団については、防衛任務や必要な訓練のほかに、不発弾処理、災害派遣等の活動も行っております。

また、緊急患者輸送については、医療施設が不足している離島などの救急患者の緊急輸送を行っており、これまでの実績は8539件となっております。

ほかに、知念分屯地、白川分屯地、勝連分屯地等に防空の任務に当たる第15高射特科連隊を配置しております。

海上自衛隊につきましては、米軍基地ホワイト・ビーチ地区に隣接する沖縄基地隊が掃海艇等を保有し、防衛任務や訓練のほか、海中の不発弾等各種の爆発物及び障害物の除去、処分、災害発生時における一般住民への協力を行っております。

また、第５航空群は、南西航路の船団護衛等の海上防衛任務のほか、航空救難、海難救助、災害派遣等に従事しております。

航空自衛隊については、航空自衛隊那覇基地において第83航空隊がＦ15戦闘機等を保有し、対領空侵犯措置業務いわゆるスクランブル等を実施しております。また、宮古、久米島、与座岳等の分屯基地において、南西航空警戒管制隊が各種レーダーにより航空警戒管制業務を行っております。さらに、那覇ヘリコプター空輸隊は、ＣＨ47Ｊヘリコプターを保有し、各基地間の空中輸送を行っております。

次に、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の隊員の推移と基地面積の推移についてお答えいたします。

隊員数の推移について、参議院内閣委員会議事録資料によりますと、昭和48年７月時点で沖縄における陸上自衛隊が1820人、海上自衛隊が420人、航空自衛隊が2600人、合計4840人とされております。

平成25年の１月時点では、陸上自衛隊が2300人、海上自衛隊が1300人、航空自衛隊が2700人、合計6300人とのことであります。

自衛隊施設面積の推移については、復帰当時の昭和47年には約166ヘクタールであり、平成25年には約666ヘクタールとなっております。これは、「沖縄返還協定了解覚書Ｂ表」に基づくものも含め、米軍から施設が徐々に引き継がれたことや、宿舎の建設等によるものとされております。

次に、自衛隊の装備の変遷についてお答えをいたします。

自衛隊の装備につきましては、昭和61年以降、自衛隊の体制や主要装備の整備水準の５カ年間の計画として策定されている中期防衛力整備計画等に基づき、逐次、最新の装備への換装が図られてきたものと承知しております。

沖縄における陸上自衛隊においては、ことし３月、第15高射特科連隊が編成されるのに伴い、地対空誘導改良ホークの後継として中距離地対空誘導弾（中ＳＡＭ）や短距離地対空誘導弾（短ＳＡＭ）が導入されております。また、平成25年３月には那覇基地に所在す

る第15飛行隊が第15ヘリコプター隊へと改編されております。

海上自衛隊においては、平成２年７月に第５航空群隷下部隊のＰ２ＪがＰ３Ｃに改編されております。

航空自衛隊においては、昭和60年10月、第83航空隊の部隊改編に伴い、Ｆ104戦闘機にかわりＦ４戦闘機が配備され、平成21年１月にはＦ４戦闘機にかわりＦ15戦闘機が配備されており、ことし４月には、警戒航空隊第603飛行隊が新編され、早期警戒機Ｅ２Ｃが配備されたところであります。

また、平成８年２月、第５高射群の改編に伴いナイキ・ミサイルの後継としてパトリオット・ミサイルが配備され、昨年４月第17及び第18高射隊のＰＡＣ２がＰＡＣ３に換装されております。

昨年12月の中期防衛力整備計画においては、那覇基地の戦闘機部隊を１個飛行隊増勢することや、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊を新編等するとしております。

次に、在沖米軍との共同訓練の推移、訓練内容及び共同使用施設の推移についてお答えいたします。２の(2)のエとオは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

沖縄における米軍と自衛隊との共同訓練について、第15旅団と在沖海兵隊との部隊間交流は年に数回行われていることは承知しておりますが、共同訓練の実施の有無については把握しておらず沖縄防衛局に照会中でございます。

海上自衛隊については、平成25年10月に沖縄周辺海域において艦艇及び航空機を使用し対潜戦訓練を実施していると承知しております。

航空自衛隊につきましては、平成23年12月、平成25年４月、７月、８月及び平成26年１月、４月、５月に米空軍との救難訓練や空中給油訓練及び防空戦闘訓練について共同訓練を実施していると承知しております。

個々の共同訓練の推移については、沖縄防衛局に照会中でございます。

共同使用施設の推移については、ホワイト・ビーチ地区においては昭和47年から海上自衛隊が、平成４年に陸上自衛隊が、那覇港湾施設において昭和47年５月から海上自衛隊及び航空自衛隊が、出砂島射爆撃場において昭和51年から航空自衛隊、キャンプ・シュワブにおいて昭和51年から陸上自衛隊、キャンプ・ハンセンにおいて昭和51年及び平成20年から陸上自衛隊、陸軍貯油施設において昭和51年から海上自衛隊、八重岳通信所において平成５年から海上自衛隊、嘉手納弾薬庫地区において平成15年から陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊それぞれ日米地位協定第２条４項に基づき共同使用されております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての中で、在沖海兵隊グアム移転遅延の理由についてお答えいたします。

2006年の再編のロードマップにおきましては、2014年までに在沖海兵隊約8000人がグアムへ移転するとしておりました。しかしながら、2012年の２プラス２において、ロードマップ後、在沖海兵隊の兵力の定員が若干増加したことから、また、移転する部隊及び残留する部隊の運用能力を最大化するため、両政府は、グアム及び沖縄における米海兵隊の兵力の最終的な構成に関する一定の調整を決定したとし、グアム移転を見直しております。

米国議会は、グアム移転関連費の必須条件として、国防総省にグアムにおける建設事業のマスタープランの提出を求めているところであると承知しております。

次に、在沖海兵隊の人員削減理由等についてお答えいたします。６の(1)のイとウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

在沖海兵隊のグアム移転の人員は、2006年ロードマップは約8000人としておりましたが、2012年の２プラス２において、「地理的に分散された兵力態勢を構築するため、海兵空地任務部隊を沖縄、グアム及びハワイに置くことを計画しており、ローテーションによるプレゼンスを豪州に構築する意図を有する。」として、合意の見直しを行っております。

これにより、在沖海兵隊が日本国外に約9000人移転し、最終的なグアムにおける米海兵隊の定員は約5000人となり、うち沖縄からの移転は約4000人になるとしております。また、去る４月に米海軍が発表した補足的環境影響評価書においても、グアム移転の定数は約5000人としており、現時点で人数の変更はないものと承知しております。

次に、グアム移転に関する今後の米国議会の動向についてお答えいたします。

米国議会では2015会計年度予算の審議の中で、グアム移転費に関して議論がなされているものと承知しております。米下院では、グアム移転費の執行凍結解除を盛り込んだ国防権限法を可決しており、グアム移転費の動向については、現時点で確実になっていないものと承知しております。

米国議会の動向については、引き続き情報収集を行い、今後の動向を注視してまいりたいと考えておりま

す。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。
〔子ども生活福祉部長　金城　武君登壇〕
○子ども生活福祉部長（金城　武君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、徴兵制に対する見解についてお答えをいたします。
徴兵制について、政府は、「兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、」、「憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではない」との見解を示しております。
県としましてもその見解を支持するものであります。
以上です。
○議長（喜納昌春君） 企画部長。
〔企画部長　謝花喜一郎君登壇〕
○企画部長（謝花喜一郎君） 離島振興についての御質問の中の、南北大東村、伊江村、伊是名村、伊平屋村の一括交付金の内容についてお答えいたします。
一括交付金は、離島振興、子育て・福祉、教育、防災、観光・農林水産業・産業振興など、これまでの制度では十分対応できなかった事業を地域の実情に応じてきめ細かく実施しております。
主な取り組みの内容としましては、南大東村において、伝統文化の継承や観光客との交流、災害時の避難施設として活用する多目的拠点施設の整備等、北大東村において、新たな産業及び雇用創出のためのアワビ等の陸上養殖の実証事業等、伊江村におきましては、離島定住条件の改善のための人工透析施設の整備、伊平屋村においては、社会福祉協議会が運営している島で唯一の介護福祉施設の増改築等、伊是名村においては、自然災害時に観光客等の安全を確保するための防災情報通信システムの整備等に活用されております。
県としましては、各市町村のさまざまな分野の取り組みにより、離島振興が推進されているものと期待しております。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。
〔保健医療部長　仲本朝久君登壇〕
○保健医療部長（仲本朝久君） 医療法人ほくと会について、改善指導の進捗状況についてお答えします。
医療法人ほくと会につきましては、昨年度実施した調査結果を踏まえ、運営等について改善指導を継続して行っております。
調査の結果明らかとなった事項については、本年４月及び５月に医療法第64条第１項に基づく報告命令を行っております。また、同法人に対し、６月26日付で業務及び会計の改善についてという通知を出したところであります。
なお、改善指導の内容につきましては、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、沖縄県情報公開条例第７条により公開しておりません。
以上でございます。
○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　まずほくと会についてですね、去年からずっとやっているんだけれども、この真相究明をする時期的、いつまでかという、例えばまた、このほくと会の新しい診療所がなかなか開院ができない状況もありますから、やっぱり真相究明は徹底をして、この真相を明らかにしてもらいたいというのは僕の要望ですけれども、いかがですかね。
○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。
○保健医療部長（仲本朝久君） 先ほどお答えしたとおり、６月26日付で業務及び会計の改善の通知を出しております。その結果等を踏まえながら、早急に検討していきたいと思います。
○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　もう１年になっているよね。だからもうその猶予というか、１年も指導しておいてなかなか出さないというのは何か問題があるから出さないんであって、そこはやっぱり医療法に基づいた県の決断が必要じゃないかなと私は思うんだけれども、いかがですか。
○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。
○保健医療部長（仲本朝久君） 外部監査等々報告書も出ておりますので、しかるべき時期に手続をとるというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　真相究明、今後もよろしくお願いしたいと思います。
それから、この一括交付金ですね、離島関係の。これは北大東、南大東含めて全部生活にかかわるものも入っているわけですね。例えば、医療、教育、それから離島がゆえのさまざまな対策費、これが一括交付金にあるわけですよ。それは僕はある程度差別化させたほうがいいんじゃないかなと思う。例えば金武町、恩納村、宜野座でもこういうことはやっていないわけよね。やっぱり本島でやってないものを一括交付金を活用して離島はやっているわけですよ。そういうところは、やっぱりどこかで一括交付金の特別枠をつくるのか、それとも県がどうするかということは考慮すべき

じゃないかと思います。いわゆる総務企画委員会で離島に行って、例えば水道問題かいろんな例えば航空路の運賃問題とか、かなり聞いてきました。そういうところをもうちょっと離島の現状を分析をして、改善すべきは改善したほうがいいのじゃないかなと思いますけれども、部長どうですかね。

○議長（喜納昌春君）　企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君）　一括交付金の使途につきましては、やはりそれぞれの各市町村において実情に応じてきめ細かく対応するものだと思っております。やはり離島におきましては、本島と違いまして空も海も水も全てフルセットで対応しなければならないということで、本島の市町村とは異なる実情はあるだろうと思っております。

そういったものの中で、やはり県としてしっかりと定住条件の整備、また産業の振興に資するものを整備してあげなければならないものはやはりあるかと思っております。また、一方で、それぞれの市町村においてやはり将来を見据えて、子供たちが帰ってきたときにやっぱり受け皿としての産業の振興というのもそれぞれの市町村の実情に応じて取り組まれていることだろうと思っております。伊江村における人工透析施設もそれぞれの実情に応じた、私どもとしましては、やはり可能であればそれぞれ経常経費的なものについては、本来交付税等で対応すべきものと思いますが、やはり離島においては、特に小規模離島においてはその財源確保もままならないという中で、一括交付金をそういった方面で活用するというものはある意味またやむを得ない部分があるのではないかと思っておりますし、また、県としては離島町村ではできないものはしっかりサポートしていかなければならないものというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　そのとおりだと思います。離島の財源分析をすると、90％以上が全部依存財源なんだよね。そうするとその中でせっかく３億弱、交付税も含めていろんなものを離島は確保されているわけです。だけど、その中で一括交付金で生活関係につなげるようなものをやっていたら、とてもじゃないけれどもこれからの離島振興に対して問題があるのではないのかなと。例えば、今離島は公共工事、これがなければ離島は生活できない。だから一括交付金を使って、将来、自分たちがどう生きるかと、どうするんだという青写真をつくれるようなことをしなければ、将来離島の何というか夢がないなとかなり感じたものですから、その辺は部長よろしくお願いしたいと思います。

本論に入りたいと思います。

集団的自衛権行使が容認されました。それと沖縄の関係がどうなのかということなんです。例えばさっき公室長が中期防衛計画、これで例えば共同使用であるとか、共同情報収集だとか、共同使用基地だとか、それから装備の均一化とかもういろいろさまざまなことが言われているわけです。そうすると、米軍基地を沖縄が非常に担っているわけだから、そことの自衛隊の共同行動というか、あらゆる面で強化されていくんじゃないのかなと思っているわけですよ。そこのところをどういうふうに分析しているのか、公室長。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　集団的自衛権の今回の憲法解釈見直しという動きの中で沖縄県への影響ということなんですけれども、さまざまな方がさまざまなことをおっしゃっておられます。これによって沖縄の危険度が増すというお考えもメディア等でよく聞かれるところでございます。ただ、今、この集団的自衛権に関しましては、割と議論の内容がまだ一つに集約されてないというんですか、つまり憲法９条の解釈をめぐる問題その議論をしているのか、あるいはいわゆる要件の部分を話して議論しているのか、議論のスコープがちょっとはっきりしてないところがあるような気がいたします。それも踏まえて県といたしましては、国会や県議会においてもさまざまな意見があるということでございますので、そういったものを収集し、しっかりと情報を持って判断をしてまいりたいとそのように考えております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　それは理解できますよ。しかし、やっぱり国が提出している、例えば「我が国がとるべき国家安全保障上の戦略」、これはもう安全保障上の戦略だから、今後、日本の国防はこういう戦略を持っていきますよということをこれ示唆したわけです。読売新聞はかなりこれを評価しているわけですね。ここの中にこういうことが書かれているわけですよ。要するにこれからの「日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化」というところで、「共同訓練、共同の情報収集、警戒監視、偵察活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用を進めるほか、事態対処や中長期的な戦略を含め、各種の運用協力及び政策調整を緊密に行う。」と。「相互運用性の向上を含む日米同盟の基盤の強化を図るため、装備・技術面での協力、人的交流等の多面的な取組を進めていく。」ということも書かれておいて、それから今度の国防白書を読むと、やがて先島のほうに中国が来るんじゃないかなと、これを読むとそうい

うニュアンスもあるものだから、この中で例えば「日米防衛協力の強化に向けた取組」というところで、これは先ほどこの戦略に基づいてこの防衛白書が書かれているわけです。１つは、共同訓練の拡大あるいはその共同監視、警戒監視活動の拡大、共同使用の拡大、そうすることによって「共同使用・共同訓練・共同の警戒監視活動等の３つの取組の相乗効果によって、日米の部隊運用の効率性、相互運用性・即応性・機動性・持続性などの一層の強化・向上が実現できる。」とこう書かれているわけですね。そうすると、集団的自衛権を行使ができると言った以上、公室長は専門家ですから例えば米韓条例があるよね、米韓。安保条約、日米同盟あるように、米台がある、フィリピンがある、タイがある。そうしてくると、いわゆる好むと好まざるとにかかわらず例えば朝鮮戦争が勃発した、台湾と中国で何か起きた、アメリカが投入される、そのアメリカを投入して日米安保条約があるわけだから、じゃ、どういうふうにして日本は対処していくんだとか、こういうところ迫られてくるわけですよ。だから、ある意味では知らしめないことがまた政府の姿勢かもしれない。余りにも知らしめるとまた反対運動があるかもしれない。そういうこともあるので、ここはやっぱり沖縄としてこういう条約がアメリカさんは持っていると、これはもうもちろんオーストラリアとも。そこと何かあったときには、じゃどうするんですかと日本は。沖縄の基地はどういう役割を担うのか、海兵隊はどういうことになるのか、この辺は想像してみてください。どうですか、公室長。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　今議員は想像とおっしゃいましたが、政府はいわゆる対応の15事例というものを事例集として出しております。これは安保法制整備推進本部がつくったものを政府が踏襲しているわけですけれども、今議員がおっしゃった状況というのは、これは３類型ありまして、武力行使に至らない侵害の対処が１点目、それから国連ＰＫＯを含む国際協力が２点目、３点目に武力の行使に当たり得る活動と、恐らくその武力の行使に当たり得る活動というような内容だと思うんですが、これが８事例ございます。ただこれを読んだだけでは、確かに政府が示した一つの類型だという感じはいたしますけれども、じゃこれが実際に起こり得る状況なのかどうかというのは、まだまだ政府においても議論が不足しているというふうに捉えております。この15事例をそのとおり恐らく賛成の方も反対の方もまだ理解というんですか、すとんと落ちていないと思います。まさしくこの中で、例えば、個別的自衛権で対応できるものは個別的自衛権というような議論もあるわけですから、今、議員がいろいろおっしゃったようなことにつきましても、これは県としてもいろいろ勉強してまいりますけれども、今のところ結論は出ていないものと考えております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　今、県には専門家もいらっしゃるということですから、そういうアメリカが持っている、各国家との条約、この条約がもし紛争のときにアメリカがどう動くかという独自の分析をやっぱりやる必要があるんじゃないかなとそう思っています。

それから２つ目、例えばＮＨＫのＢＳ放送、フィリピンは集団的自衛権を行使容認したことについて、フィリピンのマスコミはこう言っています。日本が、中国が攻めたときには助けに来てくれるよと、そういうことを言っているわけです。またもう一つ、韓国は、戦争できる国になったんだねということをアピールしています。これについてどういうふうに考えますか、公室長。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　私どもも報道でそういう情報を見るばかりなんですけれども、ただ例えばアメリカは基本的に今回の日本の見直しにつきましては、政府として歓迎するという発言をしているようですけれども、ただきょうの報道にありましたけれども、アメリカの中でもウォール・ストリート・ジャーナルは歓迎、ニューヨーク・タイムズは批判といった形で、やはり海外の受けとめ方も多様なようでございます。したがいまして、ちょっとこのあたりの情報を、中国はどうか、韓国はどうか、フィリピンはどうかということにつきましてもしっかりと情報を収集したいと思っております。

○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　だからよく我々が言うアンザス同盟よね、米軍は。それを持っているわけだからやっぱり集団的自衛権を行使をするということは、そのアメリカの国が日本との関係でどうなっているかということを分析をして、アメリカが動くとじゃ日本はその後方支援をするのか、どういう形で対処するかというのはやっぱりこれは皆さんの研究などまた分析をして各国の情報を得ることが大事だろうと思っています。

そういう意味で、島嶼防衛に対して、自衛隊の島嶼防衛について先ほどいろんな装備の変更とかいろいろ公室長言っていましたけれども、これについてどう考えますか。自衛隊の島嶼防衛について。中期防衛計画それから購入をしようとする装備、武器とか、これど

う思いますか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　まずこの自衛隊がこういう形で中期防等、防衛白書等でこの島嶼防衛ということを重視した背景というのは、これは中国の存在、さらにそこで起きているさまざまなあつれきといったものが背景にあるということは、これはいろいろな方がおっしゃっているとおりだと考えております。ただこの起こり得る事態がどういうものであって、その必要な装備がどうかということにつきまして、県は県としていろいろ研究しているわけでございますけれども、今、確固とした理解、自衛隊島嶼防衛かくあるべしといったようなものについては、現時点で県として結論は出ていないということでございます。
○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　だからもう中期防衛計画は出ていて、さまざまな武器を購入しようとしているわけですね。例えば水陸両用戦車であるとか、それからよく言うＭＶ22、それからＬＣＡＣ、わかりますか、ＬＣＡＣいわゆる上陸強襲艇ですよ、いわば。そういうのを購入するということは何かというと、いわゆる今までの海兵隊が持っている装備を購入するということなのよね。そして共同対処だから、共同対処するということは装備、通信、それから訓練内容、全て一緒にやりましょうということだから、それが相互運用性というやつですよ。すると今何が起きているかということは、例えばキャンプ・ハンセンあるいはブルー・ビーチ、今もう上陸訓練を盛んにやっているわけですよ、やっているわけ。また揚陸艦、佐世保沖、佐世保市で上陸揚陸艦、いわゆるそういう中にこれが組み込まれているわけですよ。自衛隊も「おおすみ」といういわゆる揚陸艦みたいな、これを輸送艦と言っているけれども、そのほかにも２隻を積んでいるわけ。だから何が起こるかということは想定できるんじゃないかと、例えば研究専門家だったら。僕はある意味では自衛隊が海兵隊の肩がわりするんじゃないかなと、その肩がわりが非常に今島嶼防衛であるとかそれから日米共同使用、例えばさっき言った共同使用、情報の収集それから共同訓練、この３つが三拍子そろって沖縄の基地が使われるんじゃないかなと危惧しているわけですよ。その辺どうですか。
○議長（喜納昌春君）　知事公室長。
○知事公室長（又吉　進君）　米軍とそれから自衛隊は、現在の日米安全保障条約に基づく日米同盟のもとでそれぞれの役割を果たしているというふうに理解しております。ただその外的な条件に対する対応でありますとかいうものは、それはそれぞれ国の方針、基本方針、日本国我が国で言えば、やはり憲法第９条との兼ね合いといったところと、これを無視してその活動するわけにはいかないわけで、したがいましてそれぞれ一つの任務を帯びてこの地域の安定に貢献しているとは思いますけれども、今議員がおっしゃったようなこれがこれの肩がわりをするといったようなことは、今県もよく情報を持っておりませんで、今の段階で県がそのような判断というんですか見解を持つには至っておりません。
○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　自衛隊の装備を見れば大体すぐわかりますよ、海兵隊が持っているもの、米軍が持っているもの、全部これを購入しようとする、ＰＡＣ３もそうだから。それはもうこっちに置いておきましょう。もう一つ、これは今後大きな課題でありますので、また今後議論をしていきたいと思います。
　知事、普天間の５年以内の運用停止について、これは僕は評価をしたいと思います。だけど本当に実現可能かなと。僕もかつて県道104号線の移設というか廃止を求めたけれども、結局移設でやっているわけだけれども、平成９年からですね。すると先ほど公室長が言ったように、3200名のまず軍人さんと家族がいる。そしてまたヘリコプターもたくさんいる。これをどういう形で５年間で県外へ持っていくのか、あるいはまた分散移転するのか。この辺のロードマップというのはあるのかな。どう思いますか、実際。
○議長（喜納昌春君）　高良副知事。
○副知事（高良倉吉君）　この議会で何遍もいろいろ先生方から御質問いただいて答弁しているんですが、実はそのために普天間飛行場の負担を軽減するための推進会議というものがあって、そしてそのもとで作業部会を頻繁に開いて率直な議論をして、その中でその危険性や負担というものの要素をまず特定すると。それをどういうふうに減らしていけば、なくしていけば負担の軽減が達成されるのかと。そしてそれはどういうスケジュールで行われるべきなのかということを今、実は検討しています。多分その議論が積み上がってきてある程度整理されてくると、徐々に推進会議等を通じて発表されるという流れになると思います。
○議長（喜納昌春君）　吉田勝廣君。
○吉田　勝廣君　これはかなり難しいなと、そう簡単なものじゃないねと。５年以内にこれだけのヘリとか基地とか、あるいはまた外来機の回数とかそういうのが非常に大変だなと思うんです。
　それで公室長、ＫＣ135の滑走路の距離、離陸距離

とか着陸距離あるでしょう。これは大体どういうふうに把握しているの、ＫＣ135。

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　ＫＣ130につきましては、ちょっと今手元に具体的な資料がございませんが、私が実際に目撃したところでは、最短で200、300というような短距離……

○吉田　勝廣君　ＫＣよ、ＫＣ135よ。

○知事公室長（又吉　進君）　ＫＣ130ですよね。

○吉田　勝廣君　そうよ。

○知事公室長（又吉　進君）　この空中給油型ではありませんけれども、そのような非常に短い距離での離着陸が可能であったというふうな記録は残っていると思います。

○吉田　勝廣君　ちょっと済みません。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時54分休憩

午後５時54分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田　勝廣君　私の資料では大体2800から、これは油を積むか積まないかで変わるけれども、大体3200あるいは4000こういう距離というふうに言われているんだけれども、その辺の把握はないですかな。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時55分休憩

午後５時55分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉　進君）　済みません。

ただいまの私の答弁はＫＣ130でお答えしたんですが、議員は135ということですね。ＫＣ135は、旅客機と同じようなスペックを持っておりますので、2000メートルから3000メートル以上の離着陸距離が必要であると承知しております。

○吉田　勝廣君　済みません、ちょっと時間ないけどもう一つだけ。

それで、ＫＣ135がなぜ岩国に行くのか、ここがまた問題なのよ。つまり、普天間の移設先の辺野古は滑走路幾らですか、1500か1800でしょう。だからＫＣ135はよそへ行かんといかぬ、そういうことだけ表明して終わります。

○議長（喜納昌春君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第１号議案から乙第12号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――

〔議案付託表　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後５時57分休憩

午後５時58分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

日程第３　乙第13号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

―――――――――――――――

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔知事　仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君）　平成26年第３回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案につきまして、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出しました議案は、同意議案１件であります。

乙第13号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員１人が平成26年６月25日で辞職したので、その後任を選任するため同意を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第13号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午後６時１分休憩

午後６時２分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

日程第４　陳情第48号及び第59号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情２件については、米軍基地関係特別

委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明７月８日から14日までの７日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明７月８日から14日までの７日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、７月15日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時３分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　良　俊

会議録署名議員　新　里　米　吉

平成26年７月15日

平成26年
第　３　回　**沖縄県議会（定例会）会議録**

（第　８　号）

平成26年 第３回 沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成26年７月15日（火曜日）午前10時７分開議

議　事　日　程　第8号

平成26年７月15日（火曜日）

午前10時開議

第１　副議長辞職の件

第２　乙第１号議案から乙第３号議案まで（総務企画委員長報告）

第３　乙第４号議案（土木環境委員長報告）

第４　乙第９号議案から乙第12号議案まで（総務企画委員長報告）

第５　乙第13号議案（総務企画委員長報告）

第６　乙第５号議案及び乙第８号議案（経済労働委員長報告）

第７　乙第６号議案及び乙第７号議案（文教厚生委員長報告）

第８　「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

呉屋　　宏君	又吉　清義君			
島袋　　大君	照屋　守之君			
新田　宜明君	狩俣　信子さん	提出　議員提出議案第２号		
赤嶺　　昇君	糸洲　朝則君			
西銘　純恵さん	比嘉　京子さん			
嶺井　　光君	新垣　安弘君			

第９　沖縄戦没者遺骨に関する決議

呉屋　　宏君	又吉　清義君			
島袋　　大君	照屋　守之君			
新田　宜明君	狩俣　信子さん	提出　議員提出議案第３号		
赤嶺　　昇君	糸洲　朝則君			
西銘　純恵さん	比嘉　京子さん			
嶺井　　光君	新垣　安弘君			

第10　陳情第33号（経済労働委員長報告）

第11　陳情第56号及び第57号（文教厚生委員長報告）

第12　陳情第34号及び第45号（米軍基地関係特別委員長報告）

第13　議員派遣の件（平成26年度沖縄県議会議員海外派遣）

第14　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　副議長辞職の件

日程追加　副議長の選挙

日程第２　乙第１号議案から乙第３号議案まで

乙第１号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例

乙第２号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第３号議案　県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第３　乙第４号議案

乙第４号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第９号議案から乙第12号議案まで
　　乙第９号議案　沖縄県人事委員会委員の選任について
　　乙第10号議案　沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
　　乙第11号議案　沖縄県公安委員会委員の任命について
　　乙第12号議案　専決処分の承認について
日程第５　乙第13号議案
　　乙第13号議案　沖縄県監査委員の選任について
日程第６　乙第５号議案及び乙第８号議案
　　乙第５号議案　土地の取得について
　　乙第８号議案　指定管理者の指定について
日程第７　乙第６号議案及び乙第７号議案
　　乙第６号議案　損害賠償額の決定について
　　乙第７号議案　損害賠償額の決定について
日程追加　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件
日程第８　「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
日程第９　沖縄戦没者遺骨に関する決議
日程第10　陳情第33号
　　陳情第33号　島田叡氏事跡顕彰事業に係る陳情
日程第11　陳情第56号及び第57号
　　陳情第56号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情
　　陳情第57号　収容済み戦没者遺骨の保管を求める陳情
日程第12　陳情第34号及び第45号
　　陳情第34号　Ｆ15イーグル戦闘機の風防ガラス落下事故に対する陳情
　　陳情第45号　続発する米軍機による部品落下事故に対する陳情
日程第13　議員派遣の件（平成26年度沖縄県議会議員海外派遣）
日程第14　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（45名）

議　長	喜納昌春　君	19　番	崎山嗣幸　君
副議長	浦崎唯昭　君	20　番	山内末子　さん
1　番	上原　章　君	21　番	瑞慶覧　功　君
2　番	砂川利勝　君	22　番	渡久地　修　君
3　番	具志堅　透　君	23　番	大城一馬　君
4　番	又吉清義　君	24　番	嶺井　光　君
6　番	儀間光秀　君	25　番	前島明男　君
7　番	新田宜明　君	26　番	照屋守之　君
8　番	仲村未央　さん	27　番	新垣良俊　君
9　番	玉城　満　君	28　番	仲田弘毅　君
10　番	西銘純恵　さん	29　番	新垣安弘　君
11　番	比嘉京子　さん	30　番	當間盛夫　君
12　番	吉田勝廣　君	31　番	照屋大河　君
13　番	島袋　大　君	32　番	狩俣信子　さん
14　番	中川京貴　君	33　番	赤嶺　昇　君
16　番	座喜味一幸　君	34　番	新垣清涼　君
17　番	呉屋　宏　君	37　番	金城　勉　君
18　番	仲宗根　悟　君	38　番	糸洲朝則　君

39 番	翁長政俊君	45 番	奥平一夫君
41 番	新垣哲司君	46 番	玉城義和君
42 番	具志孝助君	47 番	玉城ノブ子さん
43 番	新里米吉君	48 番	嘉陽宗儀君
44 番	髙嶺善伸君		

欠　　員（3名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	比嘉徳和君	政務調査課長	大村浩三君
次長	知念正治君	副参事	宮城弘君
議事課長	平田善則君	主幹	宮城優君
副参事兼課長補佐	勝連盛博君	主幹	天久庸隆君
主幹	佐久田隆君	主幹	田代寛幸君
主査	川端七生君		

○議長（喜納昌春君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

7月11日、副議長浦崎唯昭君から副議長の辞職願がありました。

次に、昨日、呉屋宏君外11人から、議員提出議案第2号「「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書」及び議員提出議案第3号「沖縄戦没者遺骨に関する決議」の提出がありました。

次に、土木環境委員長から、7月7日の委員会において委員長に新垣良俊君を互選したとの報告がありました。

○議長（喜納昌春君）　日程第1　副議長辞職の件を議題といたします。

○副議長（浦崎唯昭君）　議長、休憩を願います。

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

先ほど報告いたしましたとおり、副議長浦崎唯昭君から辞職願が提出されております。

まず、その辞職願を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

○議長（喜納昌春君）　お諮りいたします。

浦崎唯昭君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、浦崎唯昭君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時9分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

浦崎唯昭君の御挨拶がございます。

浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎　唯昭君　どうも、御挨拶を申し上げます。

「イチタランクトゥヤ　チュイタレイダレイ　タゲニウジナティドゥ　トゥシヤユユル」、沖縄の教訓歌の「てぃんさぐぬ花」の一節でありますけれども、まさに2年間、皆様方にいろいろと補っていただきまして、お仕事をすることができました。議長を初め、議員の皆様方に心から感謝を申し上げます。そして許可をいただきまして、ありがとうございました。

これからはまた、一議員として自分の身を守りそして分を守り、その上でもって仕事をしてまいりたいと、このように改めて決意をしております。皆様方の変わらぬ御指導、御鞭撻お願い申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（喜納昌春君）　ただいまの出席議員数は45人であります。

会議規則第31条第２項の規定により立会人に

１番　上　原　　章　君　及び

７番　新　田　宜　明　君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でありますので、投票に当たっては、被選挙人の氏名のみを記載するようお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（喜納昌春君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（喜納昌春君）　異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投　　票〕

○議長（喜納昌春君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上原章君及び新田宜明君、立ち会いを願います。

〔開　　票〕

〔立会人点検〕

○議長（喜納昌春君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数　　45票

有効投票　45票

無効投票　０票

有効投票中

翁長　政俊君　24票

仲宗根　悟君　21票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、12票であります。

よって、翁長政俊君が副議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（喜納昌春君）　ただいま副議長に当選されました翁長政俊君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

○議長（喜納昌春君）　翁長政俊君。

御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

〔副議長　翁長政俊君登壇〕

○副議長（翁長政俊君）　ただいま皆様方の御推挙をいただきまして副議長に選任されましたこと、まことに光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いであります。

この上は、人格、識見ともにすぐれた喜納昌春議長を補佐して、公正、円滑な議会運営に努めてまいる所存でございますので、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして就任の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。（拍手）

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第２　乙第１号議案から乙第３号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　おはようございます。

先ほど副議長に御当選なさいました翁長新副議長、おめでとうございます。どうぞお体に留意なされて、御活躍いただけますよう、祈念を申し上げます。

それから、前副議長の浦崎副議長、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第３号議案までの条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例」は、地方公務員法の改正により、公務において活躍することが期待される職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする制度が創設されたことから、同制度を導入するため条例を制定するものである。

主な内容は、１点目に、休業の事由として、職員が外国での勤務等により、外国に住所または居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所または居所において生活をともにすること。

２点目が、任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができること。

３点目が、休業の期間は、３年を超えない範囲内において条例で定める期間であること。

４点目が、休業の伴う取り扱いとしては、職は保有するが職務に従事せず、給与は支給しないとするものであるとの説明がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、法人県民税の法人税割及び法人事業税の税率を改めるほか、税負担の公正性の確保及び納税の利便向上を図るため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目が、地方法人課税の偏在是正措置が講じられたことに伴う条例の規定を整理すること。具体的には、１、法人県民税法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、現行5.8％の税率を４％に引き下げる。２、地方法人特別税の規模が縮小され、法人事業税に復元されることに伴い法人事業税の税率を改める。

２点目が、自動車税におけるグリーン化特例に係るキャンピング車の重課について、新車新規登録から13年を経過したキャンピング車の重課割合を平成27年度分からおおむね15％とすること。

３点目が、知事が収納の事務を委託した者に納付することができる徴収金の税目について、個人の事業税及び不動産取得税を新たに追加することとするものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の地方法人税の改正に伴い、沖縄県の財政収入にはどのような影響があるのか、また、影響を受ける時期はいつからかとの質疑がありました。

これに対し、法人県民税法人割が1.8％引き下げになることに伴って11億5923万円の減、また、法人事業税の税率引き上げに伴い、地方法人特別譲与税の規模が縮小されることから、69億4735万円の減となる。一方、法人税の引き下げ相当分を国税の地方法人税として、交付税の原資にするという改正になるので、その分として46億8574万円の増、また、法人事業税の税率引き上げに伴って42億1131万円の増となる。したがって、税収及び地方交付税を含めた沖縄県の財政収入としては、７億9047万円の増が見込まれることとなっている。なお、法人税に関しては、平成26年10月１日施行となっていることから、実際には平成27年度から影響してくるが、全体的には平成28年度から当該税率が適用されることになるとの答弁がありました。

次に、納税を行っている法人数はどれぐらいあるのかとの質疑がありました。

これに対し、法人事業税については、申告法人数が２万6463法人あり、そのうち１万1634法人が納税を行っており、割合としては約44％であるとの答弁がありました。

次に、沖縄県の企業が税収増に貢献するような仕組みを県が中心になって取り組むべきだと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、担税力強化は沖縄県にとって非常に大事なことである。一括交付金ができて以降、特に産業振興については重点的に目配りができており、そういう意味では企業収益が伸びて、これが税収にはね返っていけば、さらに沖縄県の自立につながるものと考える。一方、沖縄県は沖縄振興特別措置法に基づく差別化が図られており、全国一律のものより有利な制度になっているという問題もある。県としては、引き続き一括交付金等を活用し、企業立地も図りながら、相乗的、加速的に取り組んでいくつもりであるとの答弁がありました。

次に、個人の事業税及び不動産取得税について、コンビニ収納の要望があるのか、また、コンビニ収納を行うことによって実績は上がると考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、あらゆる手段で適正に課税したものは、きちんと収納することが大事であり、コンビニ納付、クレジット納付など、さまざまな方法で徴収対策を行っている。そのような中、コンビニで高額納付を行うかという懸念もあったが、納税者の皆さんが納めやすい環境をつくることが大事であり、それによって収納率が上がるのではないかということで、ことしからスタートすることとしたとの答弁がありました。

そのほか、他府県との納税率の比較、交付税による

財政収入の確保、キャンピング車１台当たりの税収の増などについて質疑がありました。

次に、乙第３号議案「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄振興特別措置法等が改正されたことにより、県税の課税免除等の措置を講ずる必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、１点目が、新たに創設された経済金融活性化特別地区及び既存の地域・特区における機械、装置等の固定資産税の課税免除に係る取得価額の要件等を改正すること。

２点目が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、同意集積区域における課税免除等の措置の適用期間を延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまでの金融業の特別地区における実績はどうなっているのか、また、改正後はどう変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、金融業の特別地区の税に関する実績としては、課税免除した額が４年間で4273万8000円、件数にして６件である。これまでもこの地区については、使い勝手が悪いということがあって、さきの沖縄振興特別措置法の改正で、今回新たに発展的解消をして金融特区として生まれ変わった。それに加えて業種も５業種追加されており、今後はかなり実績が上がるものと考えているとの答弁がありました。

次に、この制度を利用して担税力を強化するためにどのような取り組みを行うのかとの質疑がありました。

これに対し、新たな制度について多くの皆さんに知っていただいて活用していただくために、例えば県税事務所において制度概要を周知するための工夫をするとか、あるいは税理士会等との情報交換を行うことなどにも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第３号議案までの条例議案３件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第３号議案までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第３号議案までは、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第３　乙第４号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔土木環境委員長　新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君）　おはようございます。

去る９日に土木環境委員長に就任いたしました自民党の新垣です。ひとつよろしくお願いします。

ただいま議題となりました乙第４号議案の条例議案１件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第４号議案「沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、企業職員に対する給与の減額について、その勤務しない時間１時間当たりの給与額の算定方法を管理者が定めることとするため、条例を改正するものである。

主な改正内容は、職員が大学等の教育機関に修学する場合、勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる修学部分休業制度において、職員が当該休業を取得した際に、その勤務しない時間１時間当たりの給与額の減額の算定方法を管理者が定めることとするものであるとの説明がありました。

本案に関し、該当する職員は何名いるのかとの質疑がありました。

これに対し、今のところ該当する職員はいないとの答弁がありました。

次に、該当する職員がいないのに、今回条例を改正しなければならない特別の理由があるのかとの質疑がありました。

これに対し、職員はいつどのような機会を求めてくるのかわからない。職員が自己の能力を高めようと大学等へ修学した場合には、直ちに対応しなければならないので、早目に条例を改正するものであるとの答弁がありました。

次に、修学をして、例えば大学卒業の資格を取った場合には、給与に反映されるのかとの質疑がありました。

これに対し、修学の仕方が給与の算定に該当するものかどうかによって違ってくると思うが、人事委員会が定める給与の算定に該当する場合には、当然そのように扱うものと理解しているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第４号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第４号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第４号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第４　乙第９号議案から乙第12号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

―――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　ただいま議題となりました乙第９号議案から乙第11号議案までの同意議案３件、乙第12号議案の承認議案１件の計４件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第９号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員３人のうち１人が平成26年９月27日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について」は、収用委員会委員７人のうち２人が平成26年７月21日で任期満了するほか、予備委員１人が平成26年７月21日に辞職することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員３人のうち１人が平成26年７月21日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部改正に伴い、沖縄県税条例の一部改正について、平成26年３月31日付で専決処分を行ったため、地方自治法第179条第３項の規定に基づき議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

主な改正の内容は、１点目に、自動車取得税の税率の引き下げ及びエコカー減税の軽減割合を拡充すること、２点目が、自動車税におけるグリーン化特例の見直しを行うこと、３点目が、耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修を行い居住の用に供した場合における不動産取得税について、軽減措置を設ける等の改正を行うこと、４点目が、施行期日は平成26年４月１日とすることとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第９号議案から乙第11号議案までの議案３件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

乙第12号議案については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よ

ろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第９号議案から乙第12号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第９号議案から乙第11号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第９号議案から乙第11号議案までは、これに同意することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます

よって、乙第12号議案は、承認することに決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　日程第５　乙第13号議案を議題といたします。

休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん）　ただいま議題となりました乙第13号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第13号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員４人のうち、議員のうちから選任された１人が平成26年６月25日で辞職したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第１項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第13号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、これに同意することに決定いたしました。

休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時０分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

日程第６　乙第５号議案及び乙第８号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　こんにちは。

ただいま議題となりました乙第５号議案及び乙第８

号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第５号議案「土地の取得について」は、空手道会館（仮称）建設事業に供する用地として土地を取得することについて、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の内容は、所在地が豊見城市字豊見城854番地外47筆で、取得面積は３万8792.45平方メートル、取得予定価格は15億2361万6089円で、契約の相手方は岩崎産業株式会社外１名の個人であるとの説明がありました。

本案に関し、空手道会館建設に向けてイベント等の計画もあるのかとの質疑がありました。

これに対し、国際空手セミナーについては、供用開始後では間に合わないため、空手発祥の地であることを世界にアピールする目的で去年から開催している。海外の空手家の方々に沖縄に来ていただき、さまざまな流派をセミナーで学び、ゆかりの地を周遊し、座学で沖縄空手について学ぶ。今年度も再度行う予定である。また、県内の空手家を海外に派遣して指導することにも取り組んでいる。さらに、今後、沖縄空手のブランド化を進める方策について、今年度から検討委員会を設置して検討していく予定であるとの答弁がありました。

次に、沖縄らしさを出す意味では、屋根は赤瓦がいいのではないかとの質疑がありました。

これに対し、さまざまな議論を経た結果、首里城と似たものをつくる必要はないだろうということと、豊見城城址公園跡地利用の全体計画の中ではグスク保全活用ゾーンがあり、豊見城市が城壁や城門の復元をやることになっており、そのイメージに合った形で整備することが望ましいということになったとの答弁がありました。

次に、グスク全体で文化財的な価値もあるので、一体的な土地利用計画を進めていくことが必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、豊見城市が全体的な利用基本計画を持っており、その中の一部として空手道会館を位置づけたいとの要請があったため、市のほうで全体としての跡地利用を進めていくものと理解しているとの答弁がありました。

次に、土地の鑑定は行ったのか、行ったのであれば、金額が妥当かどうか評価する基準はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、不動産鑑定士協会から２社委託できる業者を紹介していただき、その２社に不動産鑑定を依頼して、平均をとって価格とした。県としては、鑑定業者のようなしっかりした鑑定はできないが、予算要求の際に概算を出しており、その金額と２社で行った鑑定の平均額との間に大きな開きはないとの答弁がありました。

そのほか、空手発祥の地、アクセス道路の整備、土地の購入財源などについて質疑がありました。

次に、乙第８号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄ＩＴ津梁パーク施設企業集積施設２号棟の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社沖縄ダイケンであり、指定期間は平成26年８月１日から平成28年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者の契約に当たっては、シーリングにより契約のたびに管理費用が落ちている。指定する場合、人件費がどうなっているか把握しているか、結局は人件費の圧縮になっていて、もうからないために手を挙げる業者が減っているのではないかとの質疑がありました。

これに対し、指定の際には企画提案の形で公募を行い、内容及び予算面も含めて一番よい管理をしていただけるところに決めている。人件費が極端に下がるような提案については、その段階でチェックしているとの答弁がありました。

そのほか、管理費用の県負担の有無、今後の施設追加予定などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち、乙第８号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第８号議案については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第５号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第８号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城　ノブ子さん　乙第８号議案「指定管理者の指定について」について、反対の立場から討論を行います。

乙第８号議案は、ＩＴ津梁パーク内の企業集積施設２号棟を指定管理者に指定しようとするものであります。

当該地域は、特別自由貿易地域として埋め立てた土地が売れないために、自由貿易地域の指定とは関係のないＩＴ津梁パークとして県が土地を購入、施設を建設し、企業を入居させるものであります。特別自由貿易地域の土地が売れないことが県の財政圧迫の大きな要因にもなっており、抜本的な見直しが求められるものです。

指定管理者の選定については、公募せず随意契約で指定管理者を選定したこと、また、ＩＴ津梁パーク内の施設には、これまで18の企業が入居し1423人が雇用されております。しかし、そのうちの正規雇用率はわずか19％であり､81％が非正規雇用になっております。県が財政を投入して貸し付けている施設で非正規雇用が81％になっていることは問題であり、正規雇用にすべきであります。

指定管理者制度は、新地方自治法第244条の２第３項で、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに管理を行わせることが規制緩和となりました。緩和の１つは、株式会社などの営利法人やＮＰＯ法人、さらには法人格を有しない民営団体にまで門戸を開放したことであります。２つ目の緩和は、単なる業務の委託ではなく、施設全体の維持管理や行政処分など、これまで自治体が行ってきた業務まで任せることであります。

指定管理者制度では、住民の負担する税金で建設された公共施設が特定民間企業の営利追求の手段とされ、自治体との協定等により、通常、一定の管理料の支払いを受けるとともに、地方公共団体の承認が必要ですが、条例の範囲内で利用料金を定め、みずから受け取ることができるようになっています。社員の賃金、労働条件や契約形態を事業者に有利に定めることにより、指定管理者制度は公の施設を収益事業の対象とするものであります。

指定管理を導入した総務省は、平成22年12月28日、全国自治体と議会宛てに通知を出しております。「地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきた」、「改めて制度の適切な運用に努められるよう､」という通知内容であります。片山元総務大臣は､記者会見で指定管理について、「コストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきた」､「コストカットを目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっている」､「少し見直してもらいたい」と発言していることは重要です。指定管理者制度によってコスト削減が優先され、労働者の１年臨時職などの有期雇用化と低賃金化が進み、自治体みずからがワーキングプアを生み出していることへの見直しを求めています。

総務省の調査で、指定管理の取り消しなど2100件に上ることが明らかになり、その２割は直営に戻されております。自治体の公的責任を放棄してきた指定管理者制度の弊害が出て、見直しも全国的に広がっています。

地方公共団体は、住民の福祉を図ることを基本として、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を広く担うことが求められており、各種の公の施設は、設置主体である地方公共団体がその管理を行うべきであります。

したがって、乙第８号議案の「指定管理者の指定について」の議案は、反対をいたします。

○議長（喜納昌春君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

これより乙第５号議案及び乙第８号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第５号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君）　次に、乙第８号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君）　起立多数であります。

よって、乙第８号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第７　乙第６号議案及び乙第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋　宏君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第６号議案及び乙第７号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第６号議案「損害賠償額の決定について」は、平成22年８月17日、県立南部医療センター・こども医療センターにおいて発生した医療事故について、患者の遺族と和解に向けた話し合いを進めたところ、損害賠償金として4000万円を支払うことで了承を得られたことから、その額の決定について議会の議決を求めるものであります。

平成22年８月16日に呼吸障害により民間診療所から南部医療センター・こども医療センターに搬送されＮＩＣＵに入院となった新生児に対して、先天性肺炎の診断で人工呼吸器管理が必要となりチューブを気管内に挿管し治療を行っていたところ、同月17日に挿管チューブの計画外抜管が判明した。その後直ちに再挿管を行い治療を継続していたが、低酸素脳症の所見が認められ、約２年後の平成24年８月26日に亡くなられた。なお、病院内に設置した事故調査委員会において事故原因の究明を行い、再発防止策を講じているところであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の事故の原因及び再発防止策について、病院内ではどのように検証が行われたのかとの質疑がありました。

これに対し、いわゆる事故調査委員会で亡くなられた患者の医療状況を検討したところ、その治療経過中に気管から挿管チューブが外れる計画外抜管があったと判断された。気管にチューブを挿管すると声が出ないという状況と、レントゲン写真でもチューブの位置は適切であったという事実はあるが、実際には外れていた可能性があるということで、そういうことを防ぐために新たにモニターのための機器を導入する必要があること、また、肺の機能を維持するために肺サーファクタントという界面活性剤を使用する場合には計画外抜管を引き起こすおそれがあるので、肺サーファクタントを使用するときはしっかり注意しないといけないという申し合わせをして、今後はこういったことを現場で浸透させながら対応していこうという話になっているとの答弁がありました。

次に、病院ではヒヤリ・ハット等のリスク管理をかなりやっていると思うが、さまざまな場所で起こっているリスクについて皆で共有して、常にそれを起こさない体制はできているのかとの質疑がありました。

これに対し、県立は６病院あり、やはり１カ所で起こることはほかのところでも起こり得るということを念頭に置いて、そういった情報はしっかり皆で共有するように通達しているとの答弁がありました。

次に、この事故を契機として、もう一度今の人的体制がどうなのかということも事故調査委員会では検討するのかとの質疑がありました。

これに対し、事故調査委員会の報告では、人的な体制が起因してこういう事故に至ったという結論は出ていない。実際、死亡につながった事象が起こったのは午後であり、比較的日常の体制で医師もいる状況の中で、複数の人間がかかわりながらそういうことを未然に防げなかったという状況がある。やはり補助的な検知装置も整備しなければならないという結論に至ったとの答弁がありました。

次に、裁判に至る前の和解ということだが、遺族側は代理人をつけていたのかとの質疑がありました。

これに対し、双方とも代理人を立てての交渉で和解に至ったとの答弁がありました。

そのほか、先天性肺炎で来院されるケースの多寡、損害賠償額の算定方法などについて質疑がありました。

次に、乙第７号議案「損害賠償額の決定について」は、日本赤十字社に売却した県立那覇病院跡地から多

数の埋設物が発見されたために追加費用が生じたとして、日本赤十字社が沖縄県を相手に損害賠償請求訴訟を起こし係争していたが、那覇地方裁判所より和解の提案がなされたことを受け、和解金として5000万円を支払うことで和解の合意に至ったことから、その額の決定について議会の議決を求めるものである。

平成18年11月に沖縄県病院事業管理者と日本赤十字社との間で締結した土地売買契約に基づき売却した県立那覇病院跡地から、コンクリート殻やシートパイルなどの埋設物が多数発見されたために、日赤沖縄統合センターの建設に際し追加費用が生じたとして、平成24年３月に日本赤十字社が沖縄県を相手に損害賠償請求訴訟を起こした。県も応訴し係争していたが、平成26年３月に那覇地方裁判所より和解の提案がなされ、平成26年６月議会での議決を条件に両者和解の合意に至っているとの説明がありました。

本案に関し、埋設物としてどのようなものが埋まっていたのか、また、旧那覇病院を壊したものがそのまま埋まっていたのかとの質疑がありました。

これに対し、コンクリートの破片、鉄筋、ＰＣくい、シートパイル、こういったものが埋設されていた状態だ。旧那覇病院は旧琉球大学保健学部附属病院の建物を引き継いで使っており、最初に県がつくったわけではないが、このＰＣくいが琉大病院をつくったときのものではないかということだけは特定されているようだとの答弁がありました。

次に、琉大病院から旧那覇病院に変わったときは売買だったのか、無償譲渡だったのか。また、琉大側に責任を問えないかということについては裁判の中で争ったのかとの質疑がありました。

これに対し、琉大のほうは特に裁判の中では争点にならなかった。無償譲渡かどうかについては現時点ではわからないとの答弁がありました。

次に、5000万円という損害賠償額は妥当なのかとの質疑がありました。

これに対し、日本赤十字社の損害賠償請求額は、くいの変更に関する設計変更費用として357万円、本件障害物の撤去費用及び新建築物のくい変更に伴う基礎構造変更の追加工事費用が7129万5000円、あとは金利負担や遺失利益などが入って合計１億2000万円であった。県としては、先ほど言ったくいの変更に関する設計変更費用、それから障害物の撤去費用及び新建築物のくい変更に伴う基礎構造変更の追加費用の7129万5000円と357万円が対象だろうということで、その半額ということで和解に至ったとの答弁がありました。

次に、損害賠償額の5000万円はどこから捻出するのかとの質疑がありました。

これに対し、これは病院事業会計から出すことになると思うとの答弁がありました。

そのほか、日本赤十字社に売却した金額、琉大側への求償請求の可能性、今回の事例における損害賠償請求権の消滅時効などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第６号議案及び乙第７号議案の２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第６号議案及び乙第７号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第６号議案及び乙第７号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（喜納昌春君）　この際、お諮りいたします。

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

辺野古埋立承認問題等調査特別委員長當間盛夫君。

―――――――――――――――

〔委員会調査報告書　巻末に掲載〕

〔辺野古埋立承認問題等調査特別委員長　當間盛夫君登壇〕

○辺野古埋立承認問題等調査特別委員長（當間盛夫君）

ちょっと長いですので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査について、辺野古埋立承認問題等調査特別委員会における調査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、地方自治法100条の規定に基づき、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する事項について調査することを目的に、２月14日に設置されました。

なお、本特別委員会は19名の委員で構成されており、私が委員長に、仲村未央委員が副委員長に選任されました。

まず、委員会の運営に当たっては、証人への尋問時間を各委員５分とすること及び証人に補助者をつけることができるなどの取り決めがなされました。

また、委員会は、平成26年２月14日から同年７月14日までの５カ月の間に10回開催されており、そのうち第５回及び第８回の委員会において、沖縄県環境評価審査会会長、名護市長、琉球大学准教授、沖縄防衛局企画部長及び調達部長の計５人に対し、参考人として出席を求め意見聴取が行われました。

さらに、第２回から第４回まで及び第９回の計４回の委員会において、沖縄県知事、沖縄県環境生活部長、沖縄県土木建築部長、沖縄県農林水産部長、沖縄県土木建築部土木整備統括監の５名に対し証人として出頭を求め、埋立承認に至るまでの経緯等について、各委員から証人への尋問が行われました。

その結果については、委員長、副委員長及び与野党の代表による調整会を開催し慎重に協議を重ね、７月14日に開催された委員会において調査報告書として取りまとめました。

それでは、お手元に配付の委員会調査報告書28ページの調査の結果明らかになった事項を朗読いたします。

第４、調査の結果明らかになった事項

調査結果に対する見解が分かれたため、両論を併記する。

Ａグループ（社民・護憲ネット、県民ネット、日本共産党、沖縄社会大衆党）

調査結果

(1)、「移設案は不可能」から辺野古移設に転じた経緯

2013年３月22日に国から沖縄県に対して埋立承認申請が提出された。８カ月間の審査を経た11月22日の県の「中間報告」では、県は「移設案は事実上不可能」、「環境保全は不可能」、「政治的判断で埋め立ては要らないとすることも一つの判断」等としてきた。11月27日には、名護市長が辺野古移設は「断固反対」との市長意見を提出し、環境生活部も11月29日に「環境保全への懸念は払拭できない」との意見を提出した。定例会開会中の12月17日の米軍基地関係特別委員会においても、土木建築部は「まだ精査中」との答弁を繰り返していた。

一方、同12月17日、東京では、仲井眞知事が安倍首相と会談し、基地負担軽減や沖縄振興策などの要望を提出。終了後、知事はその場から都内の病院に入院した。12月22日、土木建築部は副知事に大まかな審査の終了とその内容を報告。同22日、東京では仲井眞知事が官房長官と非公式に面談していた。23日、土木建築部長らが上京し知事と調整。25日、知事と安倍首相が会談。翌26日朝、知事は承認を指示し、承認書への決裁が行われた。審査結果では、中間報告の「移設案は不可能」が「埋め立てによらなければ充足されない」に、「環境保全は不可能」が「環境基準に適合」に、利害関係人との調整では「汀間区長など配慮すべき意見あり」が「調整すべき利害関係人なし」に、「埋め立ては要らないとすることも一つの判断」が「法的には承認しかないと判断」に、「名護市との協議は成立していない」が「市長意見は参考意見にすぎない」に、全く逆の結論となった。これを受け、県議会は、今回の埋立承認が沖縄の今後のあり方を左右し、子々孫々までかかわる県政の重大事案であること、また、知事の承認判断に対し、多くの県民が疑問を抱いていることを踏まえ、沖縄県議会基本条例第19条「議会の機能強化」、同第21条「制度の活用」に規定する議会の役割を果たす立場から「辺野古埋立承認問題等調査特別委員会」を設置し、審査を行ったが、以上、審査を通じて判明した経緯からは、12月17日の知事と安倍首相の会談を境に、県の判断が一転し、「承認」にかじを切っていく流れがうかがえる。末吉証人が「（中間報告の内容が）12月に変わった」と証言していることも、この経緯を裏づけている。

(2)、土木建築部数人による判断

11月12日付中間報告に盛り込まれた「移設案は不可能」との主張について、土木建築部長の當銘証人は「辺野古の移設は事実上不可能と知事が言っているわけでございました。その部分については知事公室の所管で

ちょっとお答えできません」、同部土木整備統括監の末吉証人は「知事公室等の意見で主張されたことを私どもとしては書いて中間報告とさせていただいた」と証言したが、審査結果において、移設案の合理性を「適」と判断したことについては、所管の知事公室との調整は一切行わず、土木建築部のみで行っていたことが明らかとなった。

「知事公室長にはそういった意見照会をしておりませんので、決裁の時には知事公室長にも合い議をしたということでございます」との當銘証言から、承認が決まった12月26日の最終の決裁で知事公室に初めて合い議を行ったことが判明。また、當銘証人は「環境生活部には合い議をしていない」、名護市長にも「会っておりません」と証言した。

以上、県の承認判断は、地元の名護市長とも、庁内各所管との調整もなく、土木建築部内で行われたことがわかる。中間報告の主張から180度転換し、もとより民意に反する判断が、知事と、知事の意向を受けたか、あるいは意向をしんしゃくした土木建築部長と海岸防災課の数人によってなされたものであり、この点について、末吉証人は、「誰が判断したのかということだったら、当然私どもの土木建築部長、私、それと海岸防災課のスタッフということでございます」と証言した。

(3)、実効性求めず、全て「適合」

當銘証人は、申請書の内容について４次にわたる質問、回答を繰り返す等「慎重かつ丁寧」な手続を行ったと証言した。一方で、同申請書の提出以降、「事業者からは何らの新たな追加的措置はなかった」とも述べ、４次にわたる事業者の回答が、環境生活部が「懸念が払拭できない」と結論づけた内容から進展はなかったものであることがわかった。事業者の回答中、「予測・評価の段階でまだ不確定事項については、事後調査、環境監視、専門家の助言及び意見を聞いて適切に処置を行う」との一言一句変わらない表現が実に42カ所にも及んでいる。

ジュゴン保護に関し、県は２次質問で「米軍は米国文化財保護法によりジュゴンの保護を図る責務があると考える」との見解を示し、その内容の確認を求めたが、事業者は「米軍がどのような対策を検討しているか現時点では承知していない」と回答。これを受け、県は３次質問で「今後確認する予定の有無」を求めたが、事業者回答は「現時点において確認の予定はないが、今後、必要があれば米側と協議を行う」とするものであった。

末吉証人は「必要があれば米軍と協議しますということを言っているので、当然必要が生じた場合には、沖縄防衛局のほうでしっかりと対応してくれるものと理解している」と証言したが、ジュゴン保護に対する米軍の国際的な責務を指摘し、踏み込んで質問しながら、この程度のやりとりで矛をおさめた土木建築部の対応はいかにも不自然であり、環境保全措置の実効性を本気で確認したものとは言えまい。「現時点でとり得ると考えられる環境保全策がとられている」との判断には到底結びつかない内容である。

この間、専門家や環境生活部には一切の意見を求めなかった一方で、事業者に対しては繰り返し弁明の機会を与えた土木建築部の対応は「承認」を見越した出来レースにも映る。

沖縄県環境評価審査会会長の宮城参考人は、「法の基準に適合しており承認せざるを得ない」とする県の考え方について「違和感がある」との見解を明らかにした。また、環境保全措置をめぐる米軍との対応についても「これまでさまざまな形で米軍と関連する事業の審査を行ってきたが、米軍がそのことを理解して同審査会の事後調査等に協力的であったかというと必ずしもそうではなかった。今回、環境監視等委員会が国の指導の中で行われたとしても十分に環境保全対策ができるかどうかについては懸念を持っている」と実効性への懸念を表明した。

(4)、「後出し」アセスメントによる担保のない環境評価

事業者はＭＶ22オスプレイの低周波音による環境影響がみずから設定した「閾値」を超えると知りながら、何らの環境保全策も打たず、見切り発車で申請書を提出した。これについて、渡嘉敷参考人は「もともとＣＨ53でクリアしていた結果を、ＭＶ22に置きかえたためにオーバーしたもの。本来、この基準値をクリアするというのがアセスメントの考え方ではないか」と、アセスの最終段階となる評価書で「後出し」されたオスプレイに係る評価の欠陥を指摘した。

加えて、実測飛行も行わず「米軍提供データのみではその予測評価の妥当性が確認できない」とする指摘は環境生活部意見も同様であったが、これらをもって「現段階でとり得る環境保全措置がとられていると考えられるか」との質問に、渡嘉敷参考人は「環境保全は担保されていない」と断じた。

(5)、地元意見の「無視」

地元として意見を求められた名護市長は、同市議会の議決に付した自治体意見を県に提出したが、これについて稲嶺参考人は「市の計画についてもほとんど触れることなく、あるいは参考にすることなく承認がな

された」、「市の意見は全くと言っていいほど反映されていないのではないか」との認識を表明。その上で、「知事の承認後、県民、市民は非常に困惑、混乱している。（承認は）沖縄県民の民意を反映したものではなく、取り消すべきことだと思っている」、「公有水面埋立法の解説と運用の中で地元市町村長の意見はしっかり受けとめるべきだと言っていると私は思う。今回の知事承認はそのことが抜け落ちており、受け入れられるものではない」と述べ、民意とかけ離れた承認の決定は取り消されるべきとの見方を示した。審査の経過において、県から何ら意見照会、調整がなかった事実はさきに示したとおりである。

(6)、「代替」を超えた新基地の建設

辺野古に建設される基地が、普天間基地の代替施設を超える巨大な新基地であることも明確になった。沖縄防衛局の田中参考人は、「現在、普天間飛行場に所在しているヘリ部隊の機能を発揮するために必要な施設は、今回の代替施設の中に維持されている。例えば弾薬の装弾エリアの関係で言えば、現在は嘉手納基地のほうに所在しているが、距離的にかなり遠くになってしまうので、そういったものについては代替施設のほうで保有する必要がある」と述べ、事業者みずから、実際は海兵隊の役割、機能が十分に発揮できる総合機能を備えた新基地建設であることを明かした。

(7)、不透明な審査事務

①、記録の不存在

同埋立承認申請書の審査に関する庁内調整の記録の不存在が明らかになった。

11月12日付中間報告から12月23日付「審査結果（案）」に至る調整メモ、さらに12月26日決裁で承認を決定するまでの記録に関して、「部内でのそういった調整記録というものはつくっておりません」、「記憶に頼らざるを得ないもんですから」、「（知事に）説明をしたのか、あるいはどのように説明したのかということについて記憶が定かではございません」、「適合とした日にちは記憶にない」、「メモは必要なときにはつくりますが、必要のないときはつくっておりません。合理性があるとか合理性がないというあたりの判断のところですよね。そこにマルがついていると思うんですが、マルどおりですよ。それ以上でも、それ以下でもありません」等、県民の最大の関心事としてあった埋立承認事務に係る行政の意思決定過程について、説明責任を果たす姿勢は毛頭感じられず、県民による検証と解明の機会を奪う情報の隠蔽が組織的になされたものと言える。

②、「何々のみをもって不適合とはいえない」とする基準

當銘証人は「環境保全措置に懸念が払拭できないということのみをもって不適合とはいえない」など行政手続法及び公有水面埋立法第４条第１項に係る審査基準について繰り返し証言したが、仮に、環境保全措置に懸念が払拭できないことをもって「不適合」と判断した場合も法律上疑義が生じるものではない。

同証人の主張する「何々のみをもって不適合とはいえない」とする解釈は、県が主体的に用いた基準であり、それ自体が県の判断である。「何々のみをもって不適合といえない」、「承認せざるを得ない」などと不可抗力であるかのように表現するのは不適切であり、基準にどう適合したかを明らかにできない、説明できないことのあかしでもある。

(8)、政治的判断で承認

前述のとおり、「懸念が払拭できないこと」をもって適合とするか、不適合とするかは承認権者の裁量を含む判断である。

その上で、公有水面埋立法は、基準に全て適合している場合においても、公益性の観点からさらなる慎重な判断により不承認とすることができる余地も残しており、ここで裁量の働く第二局面を迎えるが、當銘証人は、地元自治体の反対意思と公益性について「ある程度の公益性はあるかもしれないが、それをもって免許拒否をするだけの公益性があるというふうには判断をしていない」、「一定の公益性はあるんでしょうけれども、免許を拒否するに至る特別な事由には該当しないものと判断した」と証言し、地元自治体の意思、公益性に係る判断を裁量を排して行ったことを明らかにした。

公有水面埋立事業として地元自治体が反対する初のケースであるばかりでなく、県外からの大規模な埋立土砂の持ち込み、埋め立てによる米軍基地建設の提供という、どれをとっても「県政初」の重大事案に直面した今回の埋立事業は、従来県が積み上げてきた審査の先例を形式的に踏襲するだけで足るものではない。

知事は承認権者として、環境保全や公益性に係る判断について、その裁量をみすみす放棄し、「埋立法の目的とその基準から言えばここは承認という答えしかとれない」、「法律的にはこれは承認せざるを得ない」とまるで非力、不可抗力であるかのような証言を行ったが、みずからの「県外移設」公約との乖離をごまかすため、このような表現を用いて政治的に承認したものと断じざるを得ない。

環境保全措置の実効性は担保されず、懸念が払拭されないとする指摘に開き直り、地元自治体の意思は

まったく無視し、「適合だから適合だ」として説明責任を果たさない、傲慢で、不透明な判断で導き出された承認の決定は撤回されるべきである。

次に、Ｂグループ（自由民主党）……

○議長（喜納昌春君）　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（喜納昌春君）　再開いたします。

○辺野古埋立承認問題等調査特別委員長（當間盛夫君）

それでは、次、Ｂグループ（自由民主党）でございます。

調査結果

(1)、埋立承認判断の明確化

環境生活部は、公有水面埋立承認申請に対する意見として「環境保全措置について懸念が払拭できない」という厳しい表現をしているが、自然環境を改変する開発行為の中で、特に埋立事業は、自然環境に対して不可逆的な影響を与えるものであることから、これまでも同様なアセスメントにおいて「環境保全に問題がない」とする意見は述べたことはないと聞いている。したがって、環境生活部は、一定規模の開発、埋立事業においては、環境負荷の軽減、保全措置について専門的見地から意見を述べ、改善を求める立場にあることから、これは責任を伴う誠意ある意見であり、そういう意味では公有水面埋立法の手続にのっとった何の疑いも、一点の曇りもない意見である。それを受けて、土木建築部及び農林水産部の担当課は慎重に丁寧に審査し判断したものである。

(2)、埋立承認に当たっての知事の裁量権

土木建築部長が「承認基準に適合している場合でも、何らかの特別な理由があれば不承認にできるというような解説はございますけれども、今回はそういう特別な理由もないことから不承認にはできないものと考えております」と証言している。また、土木整備統括監が「基準に適合している申請を不承認にすることはほとんどない。しかし、あくまでも合理的な理由がある場合にのみ、不承認にすることもあり得るという国土交通省の見解がなされており、これまでもそういう事例はなかったと承知している」と証言しているように法的な手続にのっとり埋立承認を行っており、知事の裁量で不承認にできるものは限られている。

また、知事と県議会は二元代表制の中で対等な立場にあり、独立した行政のトップとしての判断を、県議会は行政上の手続の不備や瑕疵、明らかな違法性がない場合において覆すようなことはできないと考える。

(3)、環境保全に対する担保

環境面で不確実性が伴うものなどの一朝一夕で対処策、保全策が講じられる担保がない中で、警戒監視システムを構築したり、一定の配慮により現時点でとり得るべき措置が講じられているかどうかが行政判断のかなめであり、埋立申請承認に当たって留意事項を付し、確実性と担保を持たせるための環境監視等委員会を設置し、供用後も協議会等を設置させることによって、きちんと対応していくというようなことで担保されていると考える。

(4)、行政内部の業務執行のあり方

職員は、公有水面埋立法にのっとり業務を進め、知事に報告をしたのであって、最終的な判断は最高責任者である知事の責任である。

仲井眞知事は、県民の立場で十分に配慮した上で環境問題、基地負担軽減等について、トータルとして判断していると考える。

(5)、まとめ

今回の辺野古埋立承認については、公有水面埋立法の手続にのっとり丁寧に業務が遂行されており、埋立承認の手続に不備、瑕疵は認められない。

また、知事が承認の判断を行う裁量の部分も限られており、恣意的に埋立承認をしたものではないことは明白である。

したがって、平成25年12月27日の辺野古埋立申請に対する知事の承認は有効であり、行政手続は適切であった。

以上が本委員会におけるこれまでの調査の経過の概要でありますが、採決に先立ち、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等の調査に関する調査報告書案について、社民・護憲ネット所属委員から修正案が提出されました。同修正案の採決に先立ち共産党所属委員から賛成する旨の意見が、また、自由民主党所属委員から反対する旨の意見が表明されました。

採決の結果、修正案は可否同数となり、委員長は否決と裁決いたしました。

修正案が否決されたことに伴い、原案について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、調査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付した委員会調査報告書のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査の件」は、委員会調査報告書のとおり決定いたしました。

これをもって普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認問題等に関する調査を終了いたします。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　この際、**日程第８　議員提出議案第２号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書**及び**日程第９　議員提出議案第３号　沖縄戦没者遺骨に関する決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

呉屋　宏君。

――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第２号及び第３号　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔呉屋　宏君登壇〕

○呉屋　　宏君　ただいま議題となりました議員提出議案第２号及び第３号の２件につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第２号につきましては、「手話言語法（仮称）」の制定について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第３号につきましては、沖縄戦没者遺骨に関して知事に要求するためであります。

次に、議員提出議案第２号を朗読いたします。

〔「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔沖縄戦没者遺骨に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号及び第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○議長（喜納昌春君）　これより議員提出議案第２号「「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書」及び議員提出議案第３号「沖縄戦没者遺骨に関する決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号及び第３号は、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　**日程第10　陳情１件**を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原　章君。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　上原　章君登壇〕

○経済労働委員長（上原　章君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。
　お諮りいたします。
　本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○議長（喜納昌春君）　日程第11　陳情２件を議題といたします。
　各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　文教厚生委員長呉屋　宏君。
――――――――――――――――
　〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――
　〔文教厚生委員長　呉屋　宏君登壇〕
○文教厚生委員長（呉屋　宏君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
　　〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○議長（喜納昌春君）　日程第12　陳情２件を議題といたします。
　各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
　米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。
――――――――――――――――
　〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――
　〔米軍基地関係特別委員長　新垣清涼君登壇〕
○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
　よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（喜納昌春君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
　　〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（喜納昌春君）　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○議長（喜納昌春君）　日程第13　議員派遣の件を議題といたします。
――――――――――――――――
　〔議員派遣の件　巻末に掲載〕
――――――――――――――――
○議長（喜納昌春君）　お諮りいたします。
　本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を海外へ派遣することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。
　よって、さよう決定いたしました。
――――――――――――――――
○議長（喜納昌春君）　次に、お諮りいたします。
　ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。
　よって、さよう決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――

○議長（喜納昌春君）　日程第14　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（喜納昌春君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第３回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後０時６分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　喜　納　昌　春

会議録署名議員　新　垣　良　俊

会議録署名議員　新　里　米　吉